

令和2年

島本町議会2月定例会議 会議録

令和2年2月27日開議

令和2年3月26日散会

令和2年2月27日(第1号)

令和2年2月28日(第2号)

令和2年3月2日(第3号)

令和2年3月4日(第4号)

令和2年3月26日(第5号)

島本町議会

令和2年島本町議会2月定例会議会議録目次

第 1 号 (2月27日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○諸般の報告	5
○第 1 号選挙 淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙	8
○一般質問	9
・福嶋議員	9
・大久保議員	19
・清水議員	33
・河野議員	40
・中田議員	52
・戸田議員	63
・平井議員	72
・伊集院議員	79
○延会の宣告	89

第 2 号 (2月28日)

○出席議員	91
○議事日程	92
○開議の宣告	94
○第 1 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	94
○第 1 号議案 大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	95
○第 2 号議案 大字高浜財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	96
○第 3 号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて	97
○第 4 号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて	97

○第 5 号議案	情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めること について……………	9 7
○第 6 号議案	情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めること について……………	9 7
○第 7 号議案	情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めること について……………	9 7
○第 8 号議案	工事請負契約の締結について……………	1 0 0
○第 9 号議案	町道路線の認定について……………	1 1 5
○第 1 0 号議案	島本町印鑑条例の一部改正について……………	1 1 7
○第 1 1 号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について……………	1 2 0
○第 1 2 号議案	島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部改正について……………	1 2 4
○第 1 3 号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について……………	1 2 6
○第 1 4 号議案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について……………	1 2 6
○第 1 5 号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について……………	1 2 6
○第 1 6 号議案	島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について	
○第 1 7 号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部改正について……………	1 2 6
○延会の宣告……………		1 4 7

第 3 号 (3月2日)

○出席議員……………		1 4 9
○議事日程……………		1 5 1
○開議の宣告……………		1 5 3
○第 1 8 号議案	島本町債権の管理に関する条例の一部改正について……………	1 5 3
○第 1 9 号議案	島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について	1 5 4
○第 2 0 号議案	島本町営住宅条例の一部改正について……………	1 5 5
○第 2 1 号議案	工事請負契約の変更について……………	1 6 4
○第 2 2 号議案	令和元年度島本町一般会計補正予算 (第 6 号) ……	1 6 4
○第 2 3 号議案	令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) ……	1 6 4
○第 2 4 号議案	令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) ……	1 6 4

○第25号議案	令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	164
○第26号議案	令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第4号）	194
○第27号議案	令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第3号）	196
○令和2年度	施政方針	198
○第28号議案	島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について	198
○第29号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	198
○第30号議案	令和2年度島本町一般会計予算	198
○第31号議案	令和2年度島本町土地取得事業特別会計予算	198
○第32号議案	令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計予算	198
○第33号議案	令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計予算	198
○第34号議案	令和2年度島本町介護保険事業特別会計予算	198
○第35号議案	令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	198
○第36号議案	令和2年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	198
○第37号議案	令和2年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	198
○第38号議案	令和2年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	198
○第39号議案	令和2年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	198
○第40号議案	令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	198
○第41号議案	令和2年度島本町水道事業会計予算	198
○第42号議案	令和2年度島本町下水道事業会計予算	198
○延会の宣告		232

第 4 号（3月4日）

○出席議員		235
○議事日程		236
○開議の宣告		237
○大綱質疑（第28号議案から第42号議案まで）		
・自由民主クラブ（伊集院議員）		237
・大阪維新の会（塚田議員）		253
・公明党（川嶋議員）		269
・コミュニティネット（東田議員）		280
・人びとの新しい歩み（戸田議員）		298
・会派に所属しない議員（河野議員）		310

○延会の宣告	3 2 2
--------	-------

第 5 号 (3月26日)

○出席議員	3 2 5
○議事日程	3 2 6
○開議の宣告	3 2 8
○各常任委員長報告 (第 2 8 号議案から第 4 2 号議案まで)	3 2 8
○第 2 8 号議案から第 4 2 号議案までの討論・採決	3 2 9
○第 4 3 号議案 監査委員に関する条例及び島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	3 6 8
○第 4 4 号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	3 6 9
○第 4 5 号議案 島本町ふれあいセンター条例の一部改正について	3 7 5
○第 4 6 号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について	3 7 6
○第 4 7 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算 (第 7 号)	3 7 8
○第 4 8 号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)	3 8 8
○第 1 号意見書案 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書	3 9 1
○散会の宣告	3 9 2
※付議事件の議決結果	3 9 5

令和2年

島本町議会2月定例会議会議録

第1号

令和2年2月27日(木)

島本町議会 2月定例会議 会議録（第1号）

年 月 日 令和2年2月27日（木）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	塚田 淳	2番	大久保 孝幸	3番	東田 正樹
4番	平井 均	5番	河野 恵子	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	中田 みどり	11番	野村 篤	12番	伊集院 春美
13番	福嶋 保雄	14番	村上 毅		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	小田 哲史	教 育 長	持田 学
総 合 政 策 部 長	北河 浩紀	総 務 部 長	由岐 英	健 康 福 祉 部 長	原山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	水木 正也	消 防 長	近藤 治彦
教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永田 暢	危 機 管 理 室 長	西谷 輝男
総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	中嶋 友典	都 市 計 画 課 長	今井 康仁	都 市 整 備 課 長	橋本 祐一
環 境 課 長	三浦 了				

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹藤 博美	書 記	坂元 貴行	書 記	村田 健一
---------	-------	-----	-------	-----	-------

令和2年島本町議会2月定例会議議事日程

議事日程第1号

令和2年2月27日（木）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 第1号選挙 淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙

日程第4 一般質問

- 福嶋議員
1. 地域防災計画改定内容
 2. 全ての人安心して暮らせるまちづくりに向け、支援の必要な人がもれない把握推進を！
 3. 町営住宅管理の課題
 4. 審議会等会議公開改善状況

大久保議員 島本町の地域防災力強化について

清水議員 大雨対策について

- 河野議員
1. マンションライフの質向上へー相談窓口と開発規制について その2ー
 2. 第二号介護被保険者・身体障がい者リハビリテーションについてーその2ー

- 中田議員
1. プラスチックゴミ削減で気候危機対策を！
 2. 島本駅西には広い公園を！

- 戸田議員
1. ふれあいセンターの大規模改修工事
～その必要性和計画の周知について～
 2. やっぱり問題！文科省「放射線副読本」
 3. 小規模保育事業所の保育の質の向上をめざして

平井議員 町長が描く魅力あるまちづくりとは

伊集院議員 新型コロナウイルスについて

日程第5 第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第6 第1号議案 大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第7 第2号議案 大字高浜財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8 第3号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求

- めることについて
- 第 4 号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求
めることについて
- 第 5 号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求
めることについて
- 第 6 号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求
めることについて
- 第 7 号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求
めることについて
- 日程第9 第 8 号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第10 第 9 号議案 町道路線の認定について
- 日程第11 第 10 号議案 島本町印鑑条例の一部改正について
- 日程第12 第 11 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正につ
いて
- 日程第13 第 12 号議案 島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例の一部改正について
- 日程第14 第 13 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 14 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について
- 第 15 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 16 号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改
正について
- 第 17 号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について
- 日程第15 第 18 号議案 島本町債権の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 第 19 号議案 島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改
正について
- 日程第17 第 20 号議案 島本町営住宅条例の一部改正について
- 日程第18 第 21 号議案 工事請負契約の変更について
- 第 22 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 23 号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算

- (第4号)
- 第24号議案 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号)
- 第25号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第19 第26号議案 令和元年度島本町水道事業会計補正予算 (第4号)
- 日程第20 第27号議案 令和元年度島本町下水道事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第21 第28号議案 島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定につ
いて
- 第29号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第30号議案 令和2年度島本町一般会計予算
- 第31号議案 令和2年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第32号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第33号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第34号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第35号議案 令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計
予算
- 第36号議案 令和2年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第37号議案 令和2年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第38号議案 令和2年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第39号議案 令和2年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第40号議案 令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第41号議案 令和2年度島本町水道事業会計予算
- 第42号議案 令和2年度島本町下水道事業会計予算

(午前10時00分 開議)

村上議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は、13名であります。

議員定数の半数以上に達しております。

よって、これより令和2年島本町議会2月定例会議を開きます。

本日の不参加者の氏名を、職員に報告させます。

議会事務局長 おはようございます。5番 河野議員から、遅参する旨の連絡がございましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

村上議長 それでは、本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から3月26日までの29日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 大久保議員及び12番 伊集院議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

総務建設水道常任委員会の調査研修が実施されましたので、委員長よりご報告をいただきます。

川嶋委員長 (登壇) おはようございます。総務建設水道常任委員会の所管事務調査について、ご報告いたします。

去る1月21日に「シティセールス戦略について」をテーマに埼玉県戸田市へ、翌22日には「企業との環境保全協定について」をテーマに神奈川県鎌倉市に出向き、所管事務調査研修を行ってまいりました。

参加者は、総務建設水道常任委員7人と、随員として議会事務局長の計8人でございます。

初日の1月21日に訪れました埼玉県戸田市は、埼玉県の南東部に位置し、人口約14万人、面積は約18.19㎢、水と緑に恵まれ、都心に近い交通の利便性が高いまちであり、平均年齢は40.8歳と、24年連続で県内一若く、人口増加が続いています。

戸田市は、様々な都市ランキングで上位の評価を得るようになりましたが、認知度は低く、「魅力」や「住みよさ」が市内外に十分認識されていない状況であったことから、人口減少社会を迎え、人口争奪戦とも言える都市間競争の時代を勝ち抜くため、平成20

年度に行った大規模な組織改正により、市長の直轄組織として「戸田市政策研究所」を設置し、調査・研究を重ね、平成 23 年度にシティセールスの方向性を示す「戸田市シティセールス戦略」を策定されました。

戸田市の「シティセールス」の特徴は、庁内組織である戸田市政策研究所と戸田市まちづくり戦略会議が連携して市の行政課題の調査・研究を実施し、全庁的な取り組みとして戦略づくりを進めた点にあり、その後の実行段階での大きな成果に繋がり、市全体の政策能力の向上、若手職員の育成にも効果があったものと思われます。

戸田市では、居住地型のシティセールスとして住環境、いわゆる「住みよさ」をブランド化の対象としており、「子育て・教育のまち」として売り出し、様々なメディアや、あらゆる機会を通じて情報発信を行うなど戦略的に施策を展開されました。その結果、子育て世代を中心に人口が増加しています。

居住地型のシティセールスを成功させるには、「科学的データ等に基づき徹底的に分析する」「他の自治体の取り組みを真似しない」「ターゲットを絞る」「民間企業の発想や手法を学ぶ」「市民をもっと大切にする」「政策とシティセールスを連携させる」ということを提起されていますが、今後、外部に向けてではなく、「インナープロモーションの強化」を行うことが重要であり、市民にまちの良さを実感してもらうことに効果があるとのことでした。

シティセールスの最終的な目的は、まちの価値を高めることで、人や企業を呼び込むとともに、将来にわたり活力を維持し、持続的・安定的な都市経営による住民福祉の増進を目指すことである、とのことでした。

本町の人口は増加傾向にありますが、いずれ減少となっていくことから、人口を維持するためにも戸田市の取り組みは学ぶところが多くあり、当委員会としても大変有意義な研修となりました。

次に、翌日の 1 月 22 日は、「企業との環境保全協定について」をテーマに、神奈川県鎌倉市で調査研修を実施しました。

鎌倉市は、神奈川県南東部に位置し、気候が温暖で、多くの歴史的遺産と豊かな自然に恵まれ、人口約 7 万 2 千人、面積は 39.67 km²の商工業住宅都市であります。

鎌倉市では、平成 23 年に武田薬品工業株式会社と環境保全協定書を締結しています。協定書の締結に至った経緯でございますが、同企業が工場を閉鎖し、新たな研究所を、隣接する藤沢市と鎌倉市の市域に建設されることになったことから、市議会の会派、近隣の住民等から、事業計画等の説明や情報開示、安全に関する措置等を求める申し入れが提出されたことがきっかけとなっています。鎌倉市議会では、平成 20 年 9 月頃から、同企業の新研究所計画の陳情として議論が始まりました。

最終的に、平成 23 年に「『武田薬品工業株式会社湘南研究所』に係る環境保全に関する協定書及び覚書」を締結されました。協定書には、温室効果ガス対策、大気汚染防止

対策、水質汚染防止対策、化学物質の安全管理、違反時の措置等、30の条項があり、覚書は法令基準より厳しい管理目標のもと、定期的に測定を行うこととされています。なお、協定書は素案の段階で近隣の住民に配布され、意見聴取を行われたとのことでした。

また、環境保全協定に基づく連絡会が設置されており、連絡会は、鎌倉市内の近隣自治・町内会8団体の代表及び鎌倉市、研究所から構成されています。現在、連絡会は年1回開催され、企業から環境測定の結果報告、研究所の近況報告、意見交換等が行われています。

同企業では、社会貢献として、敷地内の開放や親子科学教室の開催、季節の催し、清掃活動などを行っておられます。また、周辺自治会及び管理組合に「環境モニター」の推薦を依頼し、音や匂いなど環境に関する情報の提供を依頼することや、年1回のアンケート調査も行っておられ、近隣住民との恒常的・継続的なコミュニケーションに努められているとのことでした。

本町においても数社の研究所があり、住民の意見の吸い上げ方や関係づくり、企業との連携について、参考にできる点があるものと感じた次第です。

以上が今回の調査研修の概要ですが、詳しい資料等は議会事務局に保管しております。

これで、総務建設水道常任委員会の調査研修の報告といたします。

村上議長 次に、淀川右岸水防事務組合議会議員の清水議員から、組合議会の結果報告があります。

清水議員（登壇） おはようございます。それでは、淀川右岸水防事務組合議会の報告をさせていただきます。

去る令和元年12月23日午後3時から、大阪市の同組合事務所議場におきまして、組合議会定例会が開催されました。

案件についてですが、まず、報告第1号の平成30年度淀川右岸水防事務組合歳入歳出決算報告については、監査委員の意見を付し報告があり、原案どおり認定されました。

報告第2号 令和元年度淀川右岸水防事務組合定期監査結果に関する報告については、「地方自治法」第199条第9項の規定により実施された令和元年度分の定期監査結果が報告されました。

報告第3号 淀川右岸水防事務組合の例月出納検査結果報告については、「地方自治法」第235条の2第3項の規定により、報告がございました。

次に、議案第11号 淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第12号 職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案、議案第13号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案の3件については、それぞれ原案どおり可決されました。

続いて、議案第14号 令和元年度淀川右岸水防事務組合一般会計補正予算案(第1回)については、歳入歳出それぞれ385万2千円を追加し、総額を1億2,443万1千円とす

るもので、慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

最後に、議会議長より、国に対して「淀川堤防強化等治水事業促進についての要望書」を提出した旨の報告がありました。

以上が概要のご報告であります。詳細につきましては、議会事務局に資料を保管しております。

以上、簡単ではありますが、淀川右岸水防事務組合議会の報告を終わらせていただきます。

村上議長 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、第1号選挙 淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、令和2年3月9日をもって、淀川右岸水防事務組合議会議員の任期が満了となるため、同組規約第6条及び第8条第2項の規定により、議員1人の選挙を行うものであります。

これを職員に朗読させます。

議会事務局長 (第1号選挙 朗読)

以上でございます。

村上議長 お諮りいたします。

選挙の方法については、「地方自治法」第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

淀川右岸水防事務組合議会議員に、清水議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました清水議員を、淀川右岸水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました清水議員が、淀川右岸水防事務組合議会議員に当

選されました。

ただいま淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました清水議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

日程第4、一般質問を行います。

通告の順によりまして、福嶋議員、大久保議員、清水議員、河野議員、中田議員、戸田議員、平井議員、伊集院議員の順で行います。

それでは最初に、福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員（質問者席へ） 改めまして、おはようございます。令和2年2月議会での福嶋保雄の一般質問を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

今回は、大きく4点、質問をさせていただきます。先般の12月議会の一般質問において、「地域防災計画」の策定完了を本年度に繰り越したため、結果的に洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定ができていないなど、リスク低減への活動が遅れてしまった、避難に支援が必要な人びとを助ける仕組みである「島本町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づく個別支援計画の進捗が1年間なかったなど、指摘させていただきました。

今回は、まず、間もなく改定完了する「地域防災計画」の改定内容の大きな考え方の部分について、お尋ねしたいと思います。

①点目。「地域防災計画」改定案で、「第2編 災害予防計画 第1章 災害につよいまちづくり」の中で、第3～第5の「電力施設、ガス施設、公衆電気通信施設の防災計画」について、設備の強化・保全については、大きくは継続して強化・保全いただけるとの事を確認させていただいておりますが、前計画で求められていた「電力施設における供給系統の多重化、ガス施設における——特に低圧導管に可とう性の高いポリエチレン管の使用の促進、公衆電気通信施設における重要加入者の電送ルート2ルート化」について、状況をお教えてください。

そして、②点目。「第2 建築物の安全性に関する指導等 (3) 建築物等の避難行動要支援者対策」の項で、「大阪府の『福祉のまちづくり条例』及び『島本町地域福祉計画』の理念に基づき、建築物等の福祉的整備を図る。」とのことですが、「福祉的整備」とはどのような内容になるのか、お教えてください。

よろしくお願ひいたします。

総務部長 それでは、福嶋議員の一般質問に、ご答弁申し上げます。

「地域防災計画における電気施設・ガス施設、公衆電気通信施設の現状について」でございます。

「電力施設における供給系統の多重化」につきましては、東日本大震災などの広域的な電力喪失に備え、東日本と西日本で異なる電力周波数の変換機能を持つ変電施設が静岡県などに設置され、多重化に対応されているところでございます。また、災害時等に

備えて電気供給網系統の多重化は導入済みであり、一つの系統が停電時に、別の系統から電力供給が可能となっております。

次に、「ガス施設における低圧導管への可とう性の高いポリエチレン管の使用促進」につきましては、1995年の阪神・淡路大震災時の約1,200kmに比べまして、2019年には1万6,400kmまで普及が進んでいると聞き及んでいるところでございます。

次に、「電気通信施設における、国・自治体・ライフライン事業等の重要加入者の伝送ルートの2ルート化」につきましては、費用がかかることもあり、本町役場におきましては導入されておきませんが、警察、消防など緊急性が特に高い施設、規模の大きな自治体におきましては導入が進んでいると聞き及んでおります。本町におきましては、大阪府及び府下市町村並びに防災関係機関からなる防災行政無線を用いて、連絡手段を確保しているところでございます。

私からは、以上でございます。

都市創造部長 続きまして、「建築物等の福祉的整備」について、ご答弁申し上げます。

「福祉的整備」とは、高齢者や障害のある方などが利用しやすいよう、段差解消など、バリアフリー化を行うことを指します。避難行動要支援者が専ら利用される福祉施設や不特定多数の方が利用される建築物の整備の際には、平成5年4月に制定された「大阪府福祉のまちづくり条例」や、平成18年に制定された「高齢者、障害者等の移動円滑化に関する法律」、いわゆる「バリアフリー法」で定められている整備基準に適合する必要がございます。

「大阪府福祉のまちづくり条例」では、建築物の規模や内容により、「基準適合義務の建築物」と、「基準適合努力義務の建築物」「基準適合外の建築物」に分類されており、基準適合義務の建築物においては、建築確認申請において、大阪府や民間の確認検査機関にて「大阪府福祉のまちづくり条例」にて定める福祉的整備基準を満たすよう確認が行われております。また、基準適合努力義務に該当する建築物は、本町において福祉的整備基準を可能な限り満たすよう、指導を行っているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 「バリアフリー法」で求められている避難経路ともなる歩道部の段差の解消や、小・中学校内の避難所周辺のトイレの洋式化等、「その状況と今後の改善の予定」についてお教えください。

都市創造部長 「バリアフリー法」に基づく特定道路につきましては、「島本町移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、バリアフリー化を行っております。しかしながら、町内の避難所のうち、特定道路に接していない箇所もあり、また、地形の状況等によりバリアフリー化が困難な道路もございます。そのため、避難所までの経路につきましては、可能な範囲でバリアフリー化を進めてまいりたいと考えております。

次に、各小・中学校の避難所のトイレの洋式化等につきましては、2校を除いては体育館のトイレに洋式便所を設置しております。現在、体育館内にトイレのない第一中学校及び洋式便所のない第二小学校につきましても、隣接する校舎等に多目的トイレを設置しており、小・中学校すべての避難所において、洋式便所の利用が可能となっていることを確認しております。

以上でございます。

福嶋議員 一つ目の質問として、「地域防災計画」改定内容の何点かについて確認させていただきました。

その中で、電化・ガス・公衆電気通信等のインフラについて、島本町に対する整備状況やリスクの大きさが個別にはわからない状況というふうに理解いたしました。そういう中で、島本町は発災時の対応を行わなければいけないわけですから、「地域防災計画」に沿った訓練を実施する折には、記述内容どおりの手順で行動が本当にできるのか、確認するような訓練を実施し、平時に課題を解決していただくようお願いしておきます。

では、続いて2点目「すべての人が安心して暮らせるまちづくりに向け、支援の必要な人が漏れない把握の推進を！」と題して、お伺いいたします。

この質問では、日常生活において何らかの社会的な環境や体調の変化により支援が必要になったとか、発災により支援が必要になったなど、何らかの変化があったときでも、しっかり状況を把握することができる町の体制なのかについて、お尋ねいたします。

避難行動要支援者の方を含め、存在が把握できている方への生活基盤支援など、対応いただく道筋は一定イメージできるのですが、例えば人との繋がりの少ない方などは、支援が必要でも、行政が存在に気づかず支援が行えない。また、避難行動要支援者登録を望まなかった方も含め、対象者の把握の抜け・漏れが発生し、支援の取り残しの懸念があるのではないか、そういうふうに考えております。

まずは、少年、青年、壮年、中年、老年、それぞれどのように社会との繋がりの少ない方を把握、支援する仕組みがあるのか、概略をお教えてください。

健康福祉部長 続きまして、「社会的繋がりの少ない方を把握・支援する仕組みの概略」について、ご答弁申し上げます。

少年期におきましては、それぞれの学齢に応じて小学校、中学校に通学いたしますが、その中で様々な事情により不登校となり、学校との繋がりが持ちにくい状況になった場合は、教育センターにおいて、不登校となった児童生徒が学校に復帰するための適応指導等を通じて支援を行っております。また、地域の主任児童委員や民生委員児童委員に相談が寄せられた場合も、相談内容を適格に把握し、必要な支援を行っております。

青年期・壮年期・中年期におきましては、就学や就労等、社会で活躍されている方が多く、ご本人、あるいはご家族から相談があった場合や各種の福祉サービスを利用されている場合、また地域の民生委員児童委員や社会福祉協議会等の関係機関に相談が寄せ

られた場合など、ご相談の内容やニーズに応じて、経済的支援や就労支援等の必要な支援を行っております。

老年期におきましては、町で実施しておりますひとり暮らし高齢者等実態把握事業や緊急通報装置設置事業等の各種高齢福祉サービスをはじめ、地域包括支援センターでの総合相談において、対象者を把握し、支援することとしております。また、地域の民生委員児童委員や社会福祉協議会等の関係機関に相談が寄せられた場合なども、ご相談の内容やニーズを適格に把握し、必要な支援を行っております。

以上でございます。

福嶋議員 すべての年代において、ご本人、あるいはご家庭から相談があった場合や各種の福祉サービスを利用されている場合、また地域の民生委員児童委員や社会福祉協議会等の関係機関に相談が寄せられた場合、必要な支援が行われる。老年期においては、ひとり暮らし高齢者等実態把握事業において、積極的に対象者の把握を行っておられるとのことですね。

積極的に把握が行われているひとり暮らし高齢者等実態把握事業は、対象となっておられる方について、100%状況を把握できているという理解でよろしいでしょうか。また、避難行動要支援者の対象者のうち、要支援者として登録されていない方は何人、何%おられるのですか。そして、必要な支援が行われている代表的な事業のいくつかで結構ですので、その状況をお教えてください。

健康福祉部長 ひとり暮らし高齢者等実態把握事業におきましては、広報やホームページ、民生委員児童委員及び社会福祉協議会の関係機関を通じて事業の周知を行っており、対象となる方を把握した場合は、随時同意書を記入いただき、当該事業に登録していただくよう努めているほか、年1回、住民基本台帳上、新たに65歳以上で単身世帯になったと考えられる方に事業の案内及び同意書を郵送しておりますが、ご案内いたしましても、元気な高齢者等も含め当該事業に同意が得られない方の割合は、約40%となっております。

また、避難行動要支援者登録制度におきましては、新たな介護保険の認定時や各種障害者手帳・母子健康手帳交付時の際などに、制度案内のチラシを配布することにより周知し、要介護高齢者や重度障害者をはじめ災害発生時に自力での避難が困難で支援が必要な方に事前に登録をいただいております。平成28年度の初回登録時には、登録案内を行った1,139人に対し、登録者数は699人となっておりますので、38.6%の方が登録要件の対象外、申請辞退、または未申請のため、登録されなかった状況となっております。

さらに、生活困窮者自立支援事業におきましては、就労されていない壮年・中年期の方を高齢の親が扶養されている世帯のご相談は、昨年度に比較いたしますと増加している状況でございます。独自に対象者を把握するのは困難な状況でございますが、民生委員児童委員の方々におかれましては、担当地区で該当する事例があった場合、役場や社

会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー及び生活自立相談窓口に繋ぐなどの取り組みを行っておられます。

また、本年度におきましては、介護保険事業運営委員会のケアマネジャー部会において、就労されていない壮年・中年期の方を高齢の親が扶養されている世帯からご相談を受けた場合には、自立相談支援機関に繋いでいただくことや、ご本人の了解が得られた場合は自立相談支援機関に状況をご連絡いただくよう依頼するなど、支援を必要とする方々を把握できるような取り組みを行ったところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 ひとり暮らし高齢者等実態把握事業では60%の状況把握、避難行動要支援者登録制度においては、平成28年度登録対象者1,139人で登録者が699人と、400人以上の方が未申請や登録辞退等の状況、生活再建支援事業においては壮年・中年期の方を高齢の親が扶養されている世帯のご相談は増加傾向であり、対象者の把握が困難な中、様々な機関が連携・把握するように努力されているとのことですね。

そこで3点、質問ですが、発災時、避難行動要支援者登録制度で名簿登録されている699人の方については、民生委員や地域等に名簿を渡し、連携し、個別支援計画を立て支援されるかと考えていますが、それでよろしいですか。そして②点目、未申請等の方、言い換えると台帳登録のみの方については、大きな災害発生時はどのような支援が行われるのか、どういう仕組みになっているのか、お教えてください。③点目として、青年・壮年期・中年期で単身の方、社会的繋がり少ない方を把握・支援する仕組みは、生活困窮者自立支援事業ぐらいしかなく、把握はもっと困難であるとの理解でよろしいでしょうか。

以上、ご答弁、よろしく願いいたします。

健康福祉部長 まず、「発災時の避難行動要支援者登録制度に名簿登録されている方への支援について」でございます。

「地域防災計画」に基づく避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の避難支援等関係者への提供につきましては、「島本町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき進めております。避難行動要支援者登録制度における平成28年度の初回登録時に登録を行った699名のうち、595名の方は登録申請とともに情報提供に同意をされていることから、地区担当の民生委員児童委員や、協定を締結している避難支援等関係機関への情報提供を行っているものの、登録申請のみの方につきましては民生委員児童委員等の関係機関に情報提供を行っておらず、災害発生時に登録内容を活用することといたしております。また、個別支援計画につきましては、情報提供の同意の有無に関わらず現時点で作成できておりませんが、現在、作成に向けて検討を行っているところでございます。

次に、②点目の「台帳登録のみの方への支援の仕組みについて」でございます。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、登録申請のみを行った方につきましては、民生委員児童委員等の関係機関に情報提供は行っておりませんが、災害発生時には「個人情報保護条例」第13条第3号「本人の生命または身体の安全もしくは財産を保護するうえにおいて緊急を要するとき、またはやむを得ない事情があるとき」を適用し、登録内容を活用することといたしております。

次に、③点目の「青年期・壮年期・中年期で単身の方で社会的繋がりが少ない方を把握支援する仕組みについて」でございます。

青年期・壮年期・中年期におきましては、就学や就労等、社会で活躍されている方が多く、ご本人あるいはご家族からの相談、各種の福祉サービス等のご利用や、関係機関からの情報提供がなければ、対象者を把握することは非常に困難となっております。このため、引き続き地区担当民生委員児童委員や社会福祉協議会等の関係機関と連携を密にするとともに、相談機関の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 避難行動要支援者登録制度で情報提供に承諾いただいていない方や未申請など、地区担当の民生委員児童委員に情報を渡していない方々については、発災後、登録内容を活用されるとのご答弁でした。

発災時には、民生委員児童委員さんに避難行動要支援者の台帳情報が手渡っていないのですから、地域で支援することができないことは明らかです。そして役場も、役場職員しかできない災害対応を優先してやっていただかなければいけないことを考えると、地域でできることは事前に地域にゆだねる、ということをやっておく必要があるのではないのでしょうか。役場職員が他にもやらなければいけないことが山積みの中で、発災時で、限られた職員で、通信環境を確保できるかどうかかわからない中、そして日常の接触もされてない方へ、安否確認や十分な支援ができるのでしょうか。また平時においても、8050問題と言われる中年の長年にわたる引きこもり課題に対する社会復帰サポートを行うための対象者を把握する必要があるのではないのでしょうか。

これらの課題解決のために、平時から地域に根ざしている民生委員児童委員等にもお願いし、少しでも顔見知りになっていただくなど、平時からの顔の繋がる取り組みが必要と思うのです。そのような取り組みを推進することで、社会との繋がり、人との繋がり、人の少ない方などは、支援が必要でも行政が存在に気づかず、支援を行えない。また、避難行動要支援者登録を望まなかった方々を含め、様々な支援の取り残しの懸念も徐々になくなっていくのではないのでしょうか。平時から民生委員へ、例えば75歳以上の対象者の住所などの存在情報を渡すなどし、繋がりや醸成を図るべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。お考えを聞かせください。

健康福祉部長 避難行動要支援者登録制度における登録申請とともに、同意のある方につきましては、「個人情報保護条例」第13条第1号「本人の同意があるとき」により、民

生委員児童委員等の関係機関に情報提供は行っているものの、同意をされていない方につきましては、登録者ご本人の意思により、災害発生時以外には情報提供を望んでおられないことから、情報提供は行っていないものでございます。

なお、名簿情報の提供に同意がない方の情報を、平時から民生委員児童委員等の関係機関に提供するためには、別途、条例において、平時から避難支援関係者に名簿情報を提供する等の規定が必要になるものと考えております。

また、民生委員児童委員に対しましては、先ほどからご答弁申し上げております避難行動要支援者名簿や、ひとり暮らし高齢者等実態把握事業対象者名簿など、本人が名簿情報を提供することに同意いただいた方の情報については今までもお渡しし、見守りや安否確認に活用いただいているところでございます。ご本人の同意をいただいている方の個人情報の提供につきましては、民生委員児童委員協議会と、その必要性について協議するとともに、他自治体の活用事例等参考に調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福島議員 ご本人の同意をいただいている方の個人情報の提供につきましては、民生委員児童委員協議会とその必要性について協議するとともに、他自治体の活用事例等を参考に調査・研究してまいりたいとのご答弁、ありがとうございます。

すでによくご存じだとは思いますが、厚生労働省は平成24年7月に、自治体から民生委員児童委員への個人情報の提供に関する事例集を作成され、その作成目的は、市町村が民生委員に対して個人情報を提供する際に、情報提供を迷ったり躊躇することがないように、情報提供の適切な方法について提供するものとされ、民生委員は特別職の地方公務員とされ、「民生委員法」第15条には守秘義務が規定されている。「個人情報保護法」を所管している消費者庁では、民生委員に個人情報が提供されない事例があることを、過剰反応事例として紹介されています。

そして民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報の事例としては、70歳以上の単身世帯者、75歳以上の世帯者などの情報。そういう情報があったことを申し添え、二つ目の質問「すべての人が安心して暮らせるまちづくりに向け、支援の必要な人が漏れない把握の推進を！」を終わります。

三つ目の質問、「町営住宅の管理」について、お尋ねいたします。

町営住宅の駐車場や駐輪場において、日常、使用できない自転車やバイク等が散見されるなどの苦情をお聞きしたので、現場を確認させていただいたところ、ご指摘いただいた状況の自転車等が何台かまとまって、ロープで結わいている状態のもの、遠くに離れて散発的にあるもの等を見受けました。

住民の方が、自分の所有物として認識・管理されているのか、退去された方のものなのか、居住されていない方が持ち込んでおられるのかと、まずは「町営住宅の駐輪場や

駐車場の利用方法・管理方法と、現状の認識」について、お教えてください。

都市創造部長 続きまして、「町営緑地公園住宅の駐輪場及び駐車場」について、ご答弁申し上げます。

町営緑地公園住宅内の駐輪場におきましては、近年、所有者が管理されていないと思われる自転車等が増加しており、島本町営緑地公園住宅自治会からも、バイク置き場の快適な利用について、ご要望をいただいているところでございます。また、駐輪されている自転車等の大半は、緑地公園住宅にお住まいの方がご自身の所有物として管理されているものと考えておりますが、現時点におきましては、それらがすでに退去された方のものなのか、居住されていない方が持ち込まれたもののかなどの確認はできておりません。

なお、駐車場につきましては、ご利用いただく前に使用許可申請書の提出を求めており、全区画で利用者を把握いたしております。

以上でございます。

福嶋議員 町営緑地公園内の駐輪場で、近年、管理されていないと思われる自転車等が増加しているとの認識をお持ちで、かつ駐輪されている自転車等の大半は緑地公園住宅にお住まいの方が自分の所有物として認識・管理されているものとお考えとのことですが、まず、自転車等の管理は今後どのようにされていくおつもりか。また、管理されていないことが明確になった自転車等については、どのように対応されるおつもりか、お尋ねいたします。

都市創造部長 「今後の自転車等の管理と、管理されていないことが明確になった自転車等の対応」についてのご質問でございます。

本町といたしましては、管理されていない自転車等が今後さらに増えることとなった場合、入居者の方が駐輪するスペースが不足するなどの問題が発生する可能性があると考え、今年度、近隣自治体の取り組みの調査・研究を行い、駐輪場の整理を進めるべく事務を進めているところでございます。具体的には、入居者の方に所有管理されている自転車等の台数を照会し、その台数分、シール状の駐輪証をお配りし、自転車等に貼り付けていただくことにいたしました。このシールの貼り付けがない自転車等のうち、所有者等の調査を経て、最終的に管理されていない自転車等と認められるものについては、廃自転車等として処分を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 その「処理費用」の予算、それはどこから出すおつもりか、お考えをお教えてください。

都市創造部長 「廃自転車等の処分費」についてのご質問でございます。

廃自転車等については、本来であれば、その所有者等がご自身の負担により適切に処分を行っていただくべきものと考えておりますが、現在、町営緑地公園住宅駐輪場に放

置されていると考えられる自転車等につきましては、入居者が所有されているものなのか、退去者のものなのか、居住されていない方が持ち込んでおられるかなどの区別ができない等の理由から、仮に処分費等が必要となった場合においては、町において負担することを考えております。

なお、今後につきましては、駐輪証の添付を徹底するとともに、町営緑地公園住宅にお住まいの皆様にも、不要となった自転車等は、ご自身の責任において処分していただくよう改めて通知を行うなど、廃自転車等が発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 島本町は多くの費用をかけ、立派な町営住宅を建てられたわけですから、ぜひともコストパフォーマンスの良い適切な管理を通して、住みやすい町営住宅の運営の実現をお願いし、三つ目の「町営住宅の管理」についての質問を終わります。

そして最後になりますが、四つ目「審議会等の会議の公開」の改善状況について、質問させていただきます。

平成30年12月議会において、「審議会等の会議情報の公開促進と内部統制課題」と題して、開かれた町政の促進を図り、もって住民と行政が情報を共有するためには、もっと工夫が必要であるのではないかという趣旨で一般質問をし、大きく4点の課題を明確にいたしました。

一つ目、その一部の会議で開催が非公開と決定されていたため、会議の開催自体が確認できない状態の是正として、開催された事実や非公開となった理由がわかるよう運営することの徹底。二つ目、町ホームページの各種審議会ページへのアクセスがしづらい。三つ目、ホームページにはほぼ同様の審議会の議事録が掲載されているが、資料の掲載がほとんどない状況であり、資料掲載するよう改善が必要。四つ目、定員を超える傍聴希望者がいた場合、会議傍聴受付が会議開催時間の30分前の受付開始と同時に打ち切られるため、傍聴希望者は会議開催時間の30分以上前に役場に来ておく必要がある課題の改善。

以上、述べさせていただきましたが、「現状の対応状況、改善状況」について、お尋ねいたします。

総合政策部長 それでは、「審議会等会議公開改善状況について」、ご答弁申し上げます。

非公開会議の情報や会議資料などの「町ホームページへの掲載」につきましては、町ホームページで公開する際の注意点や見本などを具体的に示して、適切な事務手続きをするよう各所属長に通知いたしました。今後につきましても、定期的にホームページを点検するなど、審議会等の適正な公開事務執行に努めてまいります。

次に、「各審議会のページへのアクセスがしづらい」という点につきましては、審議会等を一覧にしたページを作成し、町ホームページのトップページにある「会議の開催

日程」からアクセスできるよう改善を図りました。

また、「会議の傍聴手続き」につきましては、傍聴の受付を会議開催時刻の15分前から先着順で行い、受付開始時に傍聴希望者が定員を超えた場合に抽選する形に改善すべく、令和2年度からの実施に向け、現在、「会議の公開の手続き要領」の改正事務を進めているところでございます。要領の改正後につきましては、各審議会等で定めている傍聴要領の改正事務を各担当課において事務を進め、順次、適用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ホームページを改善いただき、28の審議会等を列挙され、その中に会議ごとに要点録を加え、以前に比べても資料が多く添付いただいているようで、大変良くなったと感じております。ところで、前回の質問時には32の審議会があったと記憶しておりますが、減った4件の審議会等は何か、お教えてください。

また、今回の改正に伴い、周辺自治体の状況も検討され対応を決められたと思いますが、情報公開の視点から、他自治体と比較して見劣りのしていない自慢できる部分や、現状、追いつけていない部分等の気づきがあれば、ご紹介いただければと思います。

総合政策部長 ホームページで一覧となっている28の会議体につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」で対象としている会議体のほか、附属機関でない総合教育会議なども含め、現在、ホームページで公開している会議体を一覧としたものでございます。一方、「32の審議会等」という数値につきましては、指針の対象となっている審議会等のうち、平成29年度に開催した審議会等の数でございますので、ホームページで一覧となっているものと単純に比較はできません。

「審議会等の会議の公開に関する指針」の対象となる会議体は、現在47ございますが、これまで開催実績のない会議体や、非公開としているものなどにつきましては、ホームページに掲載できていないものもございます。先ほどご答弁申し上げましたとおり、適切な事務手続きをするよう各所属長に通知しており、これらの会議等の情報についても掲載するよう努めてまいりたいと考えております。

また、他自治体と比較して見劣りしていない自慢できる部分といたしましては、制度としては、概ね他自治体と同様の規定であると認識しており、また会議の開催等をカレンダー形式でトップページからアクセスできるのは、北摂地域では本町だけでございます。一方、劣っていると感じる点につきましては、これまでもご指摘いただいておりますとおり、非公開会議の実施状況や会議で使用した資料の掲載など、徹底が十分にできていない点でございます。今後につきましても、引き続き周知徹底し、適切に事務執行できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 制度としては概ね他自治体と同じで、カレンダー形式でアクセスしやすいこと

は自慢できるとのことです。私も大変使いやすくなったなというふうに感じております。他方、会議資料の掲載徹底が不十分との自己分析をされておられましたが、私は、やっておられる部署はしっかりと資料を掲載されておられると評価しております。ぜひとも資料の掲載のない会議がなくなるよう、ご徹底いただきますよう、よろしく願いいたします。

そして、前回の質問で、「会議開催前の会議資料のホームページへの掲載」のご検討をお願いしていたわけですが、今の、会議後にホームページに資料が掲載されている状況であれば、掲載タイミングを会議後から会議前に変更するだけで、より適切な情報公開制度の促進ができるとともに、他市町村に誇れる審議会等会議情報の公開運営に繋がると考えます。各審議会等で、会議開催前の適切なタイミングでの会議資料のホームページへの掲載をご検討されてはいかかと思いますが、お考えをお教えてください。

総合政策部長 各審議会等の資料につきましては、できるだけ早いタイミングでの公開が望ましいと認識しておりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 前回の質問の発端となった傍聴受付開始時間を、会議開催時刻の15分前にするように準備を進められ、その後、各担当課で事務を進めるとのこと。傍聴に来られる方からすると、どの会議でも同じ処理が行われて当たり前と思っておられますので、ぜひとも傍聴受付手続き手順、抽選手順など、会議ごとに異なることのないよう、ご準備を進めていただけることをお願いするとともに、大変良くなった審議会等のホームページを活用し、透明かつ公正な会議の運営を図り、住民の町政に対する理解を深めるとともに、町政の諸活動を住民に説明する責務を果たし、開かれた町政の推進を図り、もって住民と行政が情報を共有し、協働のまちづくりを行うことを実現するための一助にしていきたいと思っております。

以上で、四つ目「審議会等会議公開改善状況」についての質問を終わるとともに、2月議会での福嶋保雄の一般質問を終わります。ありがとうございました。

村上議長 以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

(午前10時56分～午前11時10分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

大久保議員 (質問者席へ) おはようございます。それでは、「島本町の地域防災力強化」について、通告どおり質問に入ります。

令和2年1月17日に、阪神淡路大震災から25年を迎えました。当時、被災現場で救護活動をしていました元自衛官の1人といたしまして、もっと何ができることはなかったのか、深い自責の念が残っております。

兵庫県は震災 25 年の節目に向けて、「震災を風化させない 『忘れない』『伝える』『活かす』『備える』」を基本コンセプトに、震災の経験と教訓を広く社会に発信し、次の大災害への備えや対策の充実を図るための事業を、多様な主体が実施していくということです。

この阪神淡路大震災以降、防災のあり方や国・自治体の取り組みが大きく変化し、その教訓を積み重ねてきたものと認識いたします。また、最近では大型台風や地震などの災害の複合化が被害をさらに拡大させており、さらなる防災力強化は喫緊の課題と考えます。今一度、原点に戻り、質問をしてみたいと思います。

昨年の台風 15 号と 19 号による広域の豪雨で、河川が氾濫し、広域水害が発生しました。私たちの住む島本町におきましても、同じような豪雨に見舞われますと、本町に隣接する淀川が氾濫することも想定されるのではないかと懸念をいたしますが、本町の見解を伺います。

総務部長 それでは、大久保議員からの「防災」に関する一般質問に、ご答弁申し上げます。

「豪雨による河川の氾濫について」でございます。

昨年 10 月に、中部地方から東北地方に甚大な被害をもたらした台風第 19 号におきましては、多くの観測地点で過去最高の降雨量を記録するなど、豪雨による被害が発生をいたしました。当該台風では、最大時間当たり雨量 95 ミリ、最大 24 時間降水量 942.5 ミリを記録しており、仮に同規模の台風が関西を直撃した場合には、各地域において大規模な被害が発生するものと推測をいたしております。

以上でございます。

大久保議員 大規模な災害が発生するものと推測されているということです。

特に、風水害は真夜中に被害が大きくなる特徴があり、昼間での早めの避難が必要と考えますが、「事前防災行動計画（タイムライン）」の作成状況と、本町の認識をお伺いします。

総務部長 次に、「タイムラインについて」でございます。

風水害につきましては、気象情報等をもとに予測が可能なため、夜間に台風の接近や大雨の恐れがある場合につきましては、風雨が強まる前の明るい時間帯に避難情報を発令する運用を行っているところでございます。

タイムラインの作成状況につきましては、大阪府のご協力を得まして、昨年 2 月より策定に取り組んでおります「島本町風水害タイムライン」では、水無瀬川の氾濫と土砂災害の発生を想定し、防災関係機関にもご参加いただき、検討会議及び机上訓練等を経て、現在、年度内の完成に向け作業を進めているところでございます。この作成作業の過程におきまして、各防災関係機関との関係が構築できるなどの副次的な効果もあり、今後、タイムラインを有効活用し、発災時の適切な対応・連携に努めてまいりたいと考

えております。

以上でございます。

大久保議員 タイムラインは本年度内の完成に向け作業中ということですが、このタイムラインを活用し、早期の避難ができるように今後の対応をお願いします。

次の質問です。広域水害と地震災害とでは、使える避難所の場所が変わると思いますが、本町の認識をお伺いします。

また、広域水害で他市の事例では、1回避難した場所が河川氾濫で再避難を余儀なくされております。このような事態が起きないように、平時より避難場所の確認や周知、垂直避難のできる場所や条件の周知など、きめ細かい対応が必要であると考えますが、本町の今までの対応と、今後の見解をお伺いします。

総務部長 次に、「避難場所について」でございます。

浸水害、地震等の各避難所の災害対応種別につきましては、平成29年6月に全戸配布をいたしましたハザードマップに、避難所ごとに適合する災害を記載し、周知をいたしております。また、各避難所に設置している蓄光式の案内看板にも、大規模火災、地震、洪水、土砂災害の、四つのどの災害時に使用できるかを表示をいたしております。議員ご指摘のとおり、災害の種別に応じて、開設する避難所は変わるものとして運用をいたしており、開設にあたりましては、最悪の状況を想定して開設しているところでございます。

例えば、第二中学校の体育館は河川の浸水想定域外ですが、土砂災害警戒区域に位置しております。そのため降雨が続き、洪水の避難所として開設した後に、さらに降雨が続き土砂災害警戒情報が発令することが予想されますので、第二中学校の体育館を豪雨災害の際に避難所として開設することはございません。また垂直避難の利用につきましては、ハザードマップによる浸水想定により判断いただくこととなりますが、複雑な内容をハザードマップなどでお知らせすることは難しく、次回のハザードマップ更新時におきまして、他市の事例等を参考に工夫をしてみたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 ぜひとも、町民の皆様が理解しやすいハザードマップの作成をお願いします。

次の質問です。2年前の台風21号の影響で、島本町の山林も大きな被害を受けました。昨年には山火事が発生し、約5haも焼失しました。このまま倒木を放置しますと、山火事だけではなく、大型台風の風水害により、水無瀬川の氾濫にも繋がるのではないかと懸念をいたします。「山林の復興状況」を伺います。

都市創造部長 続きまして、「山林の復興状況」について、ご答弁申し上げます。

平成30年9月に発生した台風21号により、町内の森林の多くに被害が出ました。この状況を受け、平成30年第4号補正予算にて専決処分させていただいた災害復旧事業により、本町が管理する山間地の町道や林道を復旧いたしました。

また、奥地の人工林などについては、大阪府による保安林の復旧事業として、尺代地区では、主に長谷林道沿いの治山ダムの設置や崩壊山腹斜面の復旧、倒木処理や間伐を行う復旧治山事業、主に水無瀬溪谷沿いの治山ダムの設置や倒木処理、間伐を行う奥地保安林保全緊急対策事業を実施していただいております。加えまして、大沢地区でも、主に風倒木処理を目的として防災林造成事業を実施していただいております。整備予定面積としましては、尺代地域で約 22ha、大沢地域で約 40ha となっており、尺代地域では令和 2 年度まで、大沢地域では令和 4 年度にかけて、事業実施される予定となっております。

なお、水無瀬溪谷につきましては、奥地保安林保全緊急対策事業により、水無瀬川沿いでの倒木は、以前に比べ大幅に改善されているものと考えております。

今後におきましても、森林の復旧につきましては、大阪府、サントリー、森林ボランティアなどと連携を密にし、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 水無瀬川沿いの倒木は、以前に比べて大幅に改善されているということですが、今後も計画的に森林の復旧をお願いいたします。

次の質問です。「一つの避難所開設に要する経費」は、どれくらい必要となりますか。また、避難所開設に要する経費が負担となり、開設の判断に影響があるのならば、「保険の活用」も考える必要はないでしょうか。

総務部長 次に、「避難所開設に要する経費について」でございます。

避難者の人数や開設時期により一概に算出するのは困難ですが、平成 30 年 6 月の「災害救助法」の適用を受けた大阪府北部地震の際の実績で申し上げますと、ふれあいセンター、第一幼稚園、第一中学校の 3 ヶ所を開設し、ふれあいセンターのみ 2 日間、他の 2 ヶ所は当日に解消をしております。これらの避難所で、避難者延べ 158 人を受け入れた場合の「災害救助法」に基づく大阪府への求償金額が 100 万 2,185 円でございます。内訳といたしましては、主に人件費、毛布の再梱包費用、アルファ化米の購入費でございます。

また、「開設費用と開設判断の関係について」でございますが、現在の対応では、警報の有無に関係なく、必要に応じ自主避難所を積極的に開設しており、開設費用を考慮して避難所開設を躊躇することはございません。しかしながら、経費の節減や、大規模な開設が必要となる場合に備える観点から、ご指摘の「保険の活用」についても、他団体の事例等を調査し、検討したいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 避難所開設を躊躇することはないということで、安心をいたしました。また保険の活用についても、引き続き検討していただくようお願いします。

次の質問です。島本町内の「住宅耐震化対策」、住宅耐震化緊急促進アクションプロ

グラムの進捗状況を伺います。また、「町内賃貸住宅の耐震状況」は把握されておられますか。

都市創造部長 続きまして、「住宅耐震化について」でございます。

平成29年3月に策定いたしました「島本町住宅・建築物耐震改修促進計画」に定めた目標の達成に向けて、平成30年度に住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを作成いたしました。アクションプログラムに基づく令和元年度の具体的取り組みといたしましては、住宅所有者の方に対する直接的な耐震化促進として、青葉地区内の623軒の住宅に、地元自治会の協力も得ながらリーフレットのポスティングを実施いたしました。令和2年度におきましては、東大寺地区において同様の取り組みを行う予定でございます。

なお、町内の「賃貸住宅の耐震状況」でございますが、「耐震改修促進計画」で把握している数値は、あくまで平成25年に実施された住宅・土地統計調査の結果等から算出した共同住宅における耐震状況の推計値であり、分譲・賃貸を合わせた数値であるため、賃貸住宅のみの耐震状況については把握いたしておりません。

以上でございます。

大久保議員 賃貸住宅のみの耐震状況については把握されていないということですが、賃貸住宅には耐震性の公表や、耐震性表示を義務づけることが必要と考えますが、本町の見解をお伺いします。

都市創造部長 「賃貸住宅の耐震性公表や耐震性表示の義務づけ」についてのお尋ねでございます。

賃貸住宅につきましては、「建築基準法」上、特殊建築物に該当しており、3階以上の建築物の場合、耐火建築物としなければならない規定などはございますが、ご質問の耐震性にかかる表示などの義務規定は「建築基準法」上はないものと認識しております。

ただし、1棟当たりの規模が階数3以上、かつ床面積1千㎡以上の場合は、耐震診断の結果、建築物に耐震性が不足しているとき、「耐震改修促進法」第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物に該当し、所有者は耐震改修に努める必要がございます。本町域内においては、「島本町住宅建築物耐震改修促進計画」において、共同住宅、賃貸寄宿舍・下宿の用途として、昭和56年以前に建築された7件の特定既存耐震不適格建築物を把握いたしております。これらの所有者の方に対する耐震診断・耐震改修の促進につきましては、ダイレクトメールなどにより、直接的な働きかけを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 耐震にかかる表示などの義務規定は「建築基準法」上ないということですが、特定既存耐震不適格建築物が7件もあるということですので、今後の対応を、よろしくお願いをします。

次の質問です。本町の「地域防災計画」の策定状況について、伺います。また、関連

しまして、以下3点、伺います。

①点目. 自治体によっては、防災士が中心になって「地区防災計画」を策定されていますが、本町はどのような状況でしょうか。②点目. 今回、策定された「地域防災計画」をもとに、各地域に適した防災計画の策定を、自主防災会などを中心に考えていただいてはどうでしょうか。③点目. 本町の小・中学校での防災教育の取り組みについて、お伺いします。

総務部長 次に、「地域防災計画の策定状況について」でございます。

「地域防災計画」につきましては、大阪府との協議、2度の防災会議、パブリックコメントを経まして、現在、大阪府の最終承認の回答を待っている状況であり、回答を受け次第、公表を行う予定でございます。

また、「地区防災計画」につきましては、本町で作成した事例はございません。しかしながら、自主防災会を中心に、より住民の方に身近な地域版ハザードマップの策定を行われた事例は2例ございます。今後、他の自治体の先進事例等も参考にしながら、自主防災会を中心に、策定を進める方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長 次に、「本町の小・中学校での防災教育の取り組みについて」でございます。

まず、防災教育につきましては、防災学習と防災指導の二つの分野がございますが、関連を図りながら計画的・継続的に行っております。

「防災学習」とは、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力・判断力を高めることにより、適切な意思決定ができるようにすることを狙いとし、関連した教科や総合的な学習の時間の中で取り扱っております。また「防災指導」とは、児童生徒が日常生活の中に存在する様々な危険に気づき、的確な判断のもとに適切に対処することにより、災害が起こったときに適切に対応できる実践的な能力や態度等を育成するため、特別活動や学校行事などで行っております。具体的には、様々なケースを想定した避難訓練や、東日本大震災時に災害支援ボランティアとして現地で活動した方の講演会、発災時の人命救助の観点から救命講習の受講、また校外学習として、阪神淡路大震災についての学習などを行っております。

いずれにいたしましても、これらの防災教育を通して、災害発生時に自分の命を守るためにはどう行動すればよいのか、災害発生後に自分たちに何ができるのかなど、発達段階に応じて正しく判断し、行動できる児童生徒を育成してまいりたいと考えております。

以上です。

大久保議員 地区防災計画については、自主防災会を中心に策定を進める方向で検討されるということですので、ぜひともお願いします。

本町の小・中学校の防災教育の取り組み、非常に良い取り組みをされていると思いますが、救命講習の講習はどなたがされているのか、また、どのような内容で実施されているのでしょうか。対象学年は、どのように想定されておられますか。

教育こども部長 「救命講習の実施について」でございます。

救命講習については、現在、中学2年生を対象に実施していますが、消防本部の職員が講師となり、心肺蘇生の方法やAEDの使い方などを学んでおります。生徒には講習を通して、助けてもらう側だけでなく、助ける側に立つことの意識を持つこと、いざというときに備え、迅速かつ冷静に判断・対応できるようになることを目的として実施しているものであり、意識の向上に努めております。

以上でございます。

大久保議員 大変良い取り組みをされていると思います。対象の学年が中学2年生ということです。

そこで、次の質問に入ります。岐阜県の恵那市では、2016年度に初の中学生防災士が4名、誕生しました。災害時には、中高生や大学生などの若い力は本当に活躍をし、被災者のために働き、私たちに希望を与えてくれます。

本町におきましても、若い防災士や女性の防災士などの目線が必要と考えます。本町は、このように災害時に頼りになる「防災士の育成」のお考えはないのか。昨年、防災士を取られました町長にお伺いします。

山田町長 「防災士の育成について」でございますけれども、今、ご紹介いただきましたように、私自身も昨年取得をいたしまして、実戦的な講習を受講し、知識面だけではなく、防災に対する意識の高揚に有効であると認識をしております。

地域住民の知識習得や意識高揚を図るため、資格取得を奨励している自治体もございます。本町においても、近隣自治体の事例を参考にしながら、資格取得を促進するための取り組みについて調査・研究をしてまいりたいと考えております。

大久保議員 よろしくお願ひします。

次の質問です。本年4月より移転・開校する青凌中・高等学校の内覧をさせていただきました。この学校の体育館には空調が装備されており、避難所として使用できれば最高の環境と思いますが、本町として、青凌中・高等学校側と被災時のお話をされましたか。

総務部長 「避難所の空調について」でございます。

大阪青陵中・高等学校の運営法人に対しましては、開校に向けて要望書を提出しており、防災面についても、防災訓練や防災教育等における連携・協力のほか、大規模災害発生時における施設等の借用につきましても、配慮をお願いしているところでございます。具体的な連携・協力内容については、今後、学校と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 ぜひとも、学校との協議を進めていただきたいと思います。

次の質問です。関連しまして、本町の避難所となる「小・中学校の空調整備の今後の対策、予算の根拠」をお伺いします。

教育こども部長 続きまして、「小・中学校の体育館への空調整備の今後の対策と予算について」でございます。

体育館へのエアコン設置につきましては、近隣では箕面市が積極的に取り組みを進めておられるところであり、本町といたしましても、昨年11月に危機管理担当部署とともに同市へ視察に行ったところでございます。箕面市におかれては、平成29年度に緊急防災・減災事業債を活用し、小・中学校20校について、総事業費約8億円を要して整備されたと聞き及んでおります。

現在、予定していた新庁舎建設の時期について延期を表明するなど、厳しい財政状況を踏まえますと、慎重に検討していく必要があるものと考えますことから、財政、政策担当部署とも情報を共有し、町全体の施策の中で、今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 大変厳しい財政状況ですので難しいかと思いますが、ご検討のほう、よろしくお願ひします。

次の質問です。避難所生活が始まった場合には必須となる「マンホールトイレの整備状況と、今後の整備計画」について、お伺いします。

上下水道部長 続きまして、「マンホールトイレの整備について」でございます。

現在、設置しております公共下水道接続型マンホールトイレにつきましては、国において平成18年度に創設されました下水道地震対策緊急整備事業を活用し、設置したものでございます。平成22年度から平成25年度の4ヵ年で避難所として活用する町立小・中学校のうち、第一小学校に3基、第二小学校に4基、第四小学校に5基、第一中学校に6基を設置しており、合計18基となっております。

今後のスケジュールでございますが、現在、未設置の第三小学校及び第二中学校につきましても、町単独事業とはなりますが、今後の公共下水道整備の進捗状況に応じて、順次設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 順次設置をしていくということですので、よろしくお願ひをします。

関連しまして、JR島本駅西側の開発に伴いまして公園が整備されると聞き及んでおりますが、その公園にもマンホールトイレの設置は可能でしょうか。

上下水道部長 JR島本駅西地区の区画整理事業で計画されております公園への「公共下水道接続型マンホールトイレの設置について」でございます。

公共下水道接続型マンホールトイレの設置につきましては、条件がございます。主な条件といたしましては、まず、当該設置箇所が公共下水道の整備区域内であること。次に、汚水の排水に必要な水源の確保が可能なことなどがございます。また、本町の「地域防災計画」に基づく広域避難地などに位置付けられることに伴いまして、設置の可否については検討させていただく必要があるものと認識をいたしております。

以上でございます。

大久保議員 いろいろな条件を満たす必要があるということですが、ぜひとも、ご検討をお願いします。

次の質問です。本町の「BCPの見直し」はされましたか。大阪北部地震の教訓を活かすためにも、必要ではありませんか。

総務部長 次に、「BCPの見直しについて」でございます。

「業務継続計画」でありますBCPにつきましては、平成28年度に策定しており、現在まで見直しは行っておりません。また、平成30年6月に発生した大阪府北部地震において、BCPを備える近隣市においては発動させなかった、ということを知り及んでおります。その理由といたしましては、想定している災害が震度6強以上の大地震であり、北部地震はそこまでの事態にならなかったことがあげられておりますが、中規模災害に対応したBCPの必要性を勘案し、見直し作業を行われた自治体もあると知り及んでおります。

本町におきましても、平成31年3月に作成した『災害の記録』の課題の中に、災害対応と通常業務を両立させる人的負担と困難さがあったということを知り及んでおり、中規模の災害に対応したBCPの必要性について検討し、令和2年度に見直しを実施したいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 令和2年度に見直しを実施されるということです。今後も注視をしたいと思っております。よろしくをお願いします。

次の質問です。平成31年2月に総務省が発表した「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書概要」によりますと、現行の耐震設計基準を満たしている建物の耐震化率は、全国合計で93.1%です。本町は、皆が周知のとおり、庁舎の耐震化が終わっておりません。明日にも起こるかも知れない大地震に備えまして、本町は「防災拠点」をどこにお考えでしょうか。本町の防災対策本部と避難所が同じ場所となることは、通常、好ましくないものと思いますが、本町の財政状況や職員の安全を考えれば、ふれあいセンターが一番適した場所と考えますが、本町の見解をお伺いします。

総務部長 次に、「防災拠点について」でございます。

「地域防災計画」における防災中枢拠点といたしましては、役場庁舎とふれあいセンターを規定しており、あわせてまして、救急救助活動・消防活動の拠点となる消防本部

について整備・充実を図ることを定めております。

ふれあいセンターを防災拠点とすることについてでございますが、「地域防災計画」では防災中枢拠点として規定しており、平成28年度に策定した「業務継続計画」におきましては、本庁舎が使えない場合の代替庁舎としており、防災行政無線の親局設備を置いた無線機器室や大阪府防災システムの端末を設置するなど、主に地震災害により役場庁舎が深刻なダメージを受けた際には、中枢拠点として活用できるよう整備を行っているところでございます。

以上でございます。

大久保議員 役場庁舎が深刻なダメージを受けた際には、中枢機能として活用できるよう整備を行っているとのことですが、庁舎は十分にダメージを受けていると思います。今後の自治体クラウドの整備に伴い、地震災害時には防災拠点をふれあいセンターに考えるべきと思いますが、町長の見解をお伺いします。

山田町長 防災拠点をふれあいセンターに移すべきだというご意見でございますけれども、議員のご提案は、災害対策本部の設置場所としての防災拠点であると認識をいたしております。災害対策本部は多くのスペースを必要といたします。貸出を行うスペースが多いふれあいセンターでは、大災害により貸出利用がされない状況では代替使用ができませんけれども、年に数回発生する気象警報に対処する場合などでございますと、利用者がおられることから、迅速かつ効率的に災害対応を行うことは困難でございます。これは災害対応に必要な資機材を、主として役場庁舎において保管していることによるものでございます。

ただし、これまでのご答弁でも申し上げておりますとおり、地震災害等により、役場庁舎に深刻なダメージがあると認められる場合におきましては、「業務継続計画」にもお示ししておりますとおり、ふれあいセンターに災害対策本部を設置し、災害対応を行うことを想定をいたしております。また、地震の際には職員の参集場所や災害対策本部設置の手順につきましては、職員の安全確保を念頭に検討を行い、周知を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 地震災害の場合は、どれが本震で、どれが余震かというのが非常に、昨今の災害を検証しますと、難しい判断だとは思いますが、職員の安全、そしてまた町民の皆様の安全を考えて、適切な判断をお願いします。

次の質問です。本町は、風水害や大規模災害、地震などの被災後に予想される大量のごみ対策は、どのようにお考えか、お伺いします。

都市創造部長 続きまして、「災害廃棄物について」でございます。

風水害や地震により被災した場合には、通常的生活ごみに加えて、被災家屋から搬出される片づけごみや、道路上に散乱した倒木などの災害廃棄物が発生いたします。災害

廃棄物を円滑に処理するための計画として、「災害廃棄物処理計画」の策定が求められており、本町では、令和元年度に大阪府が実施いたしました「中小規模市町村の府県調整型の災害廃棄物処理計画策定モデル事業」に参画し、令和元年度中に骨子が取りまとめられることとなっております。

本計画につきましては、令和2年度に当該事業のフォローアップ事業が予定されており、これらを踏まえたうえで、令和2年度中には成案化する予定といたしておりますことから、今後、本計画に基づき対策を講じていくとともに、発災時の対応を進めることを想定しているものでございます。

以上でございます。

大久保議員 大阪府が実施した「中小規模市町村の府県調整型災害廃棄物の処理計画策定モデル事業」に参画し、骨子が取りまとめられたということですが、その内容を伺うとともに、被災後のごみ置き場を、本町としてどこに想定されているのか。また初期段階における徹底したごみの分別の重要性について、どのように認識されているか、お伺いします。

都市創造部長 「災害廃棄物処理計画」骨子等についての再度のお尋ねでございます。

まず、「災害廃棄物処理計画」の骨子では、災害廃棄物処理の基本方針や組織体制、町内外への連絡・協力体制、住民等への啓発・広報、仮設トイレ等し尿や片付けごみ・避難所ごみといった一般廃棄物処理、災害廃棄物の発生量推計、収集運搬体制の確保、仮置き場対策、損壊家屋等の撤去、有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物対策、廃棄物の中間処分、最終処分などについて、記載を行うものでございます。

また、発災時の災害廃棄物の仮置き場の想定箇所につきましては、今後、成案化の際に検討する予定でございます。

なお、災害廃棄物の分別徹底につきましては大変重要であると考えており、処理のスピード化と再資源化率を高めるためには、可能な限り混合状態を防ぐことが重要であり、処理コストの削減や環境負荷の軽減に繋がるものでございます。

以上でございます。

大久保議員 本町も、この災害時のごみの分別ですね、非常に重要であると認識されているということです。発災後のごみ分別におきましては、行政側で全部対応するのは非常に困難かと思いますので、町民の皆様、ボランティアの皆様など活用できるようなシステムの構築が必要と考えますので、よろしくご検討、お願いします。

次の質問です。島本町における「福祉避難所の体制」について、伺います。

まず、本町の福祉避難所の数と運用計画は、どのようになっていますか。また、昨年、開設となりました地域支援センター島本の、福祉避難所としましての活用は可能でしょうか。

総務部長 次に、「福祉避難所について」でございます。

「地域防災計画」において指定しております福祉避難所は、特別養護老人ホーム弥栄の郷と老人保健施設若山荘の2カ所でございます。また、別途、福祉施設を束ねる社会福祉施設地域貢献連絡会と協定を締結しており、福祉避難所としての施設の提供・支援について、加盟されているそれぞれの施設との個別協定の締結に向けて、現在協議をしているところでございます。

地域支援センター島本の福祉避難所としての活用につきましても、当施設は社会福祉施設地域貢献連絡会に加盟されておりますので、その中で協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 ぜひとも協議を進めていただきたいと思います。後にも質問しますが、福祉避難所は足りない状況だと推察いたします。

次の質問です。福祉避難所は、被害が発生して一次避難所が立ち上がり、そこから受け入れ対象者の決定がなされる仕組みですが、現状、問題はないのか。以下、3点について伺います。

①点目．要配慮者の受け入れ先を前もって決めておく必要はないのでしょうか。②点目．二次避難所を開設するにあたり、問題点や課題はありませんか。③点目．本町は福祉避難所の指定整備数を検討するための基礎資料として、福祉避難所の対象となる方の概数を把握されておられますか。

総務部長 次に、「福祉避難所の運営体制について」でございます。

福祉避難所の運営にあたっての手順といたしましては、議員ご指摘のとおりでございます。「受け入れ先の事前決定について」でございますが、災害時には福祉避難所の施設への被害や、施設職員の方が被災される場合がございます。そのようなことから、先に受け入れ先を決めておいても、実際は福祉避難所として開設できない場合や、キャパシティの問題もあることから、一次避難所に集まった方の事情を調査し、それと並行して受け入れ側の施設の状況も調査したうえで、マッチング作業を行うことといたしております。

また、「現状の問題や課題点について」でございますが、これまでに福祉避難所の開設実績が1回しかございませんが、利用された方も少数であり、特段支障はございませんでした。しかしながら、より多くの方が福祉避難所を利用しなければならない状況におきましては、現在の福祉避難所の数では対応が困難であるため、先ほどご答弁いたしました福祉避難所の拡充に向け、社会福祉施設地域貢献連絡会との協議を進めているところでございます。

また、「福祉避難所の対象者の概数」でございますが、「地域防災計画」に定めております避難行動要支援者に該当する約1,300の方が、対象になるものと考えております。

以上でございます。

大久保議員 避難行動要支援者に該当する方が、約1,300人ということです。半数の方が非難されても、600人以上、到底、今の福祉避難所の数では対応できないということが、よくわかります。

これに関連しまして、質問を続けます。福祉避難所における内閣府令で定める基準、「災害対策基本法施行規則」第1条の9について、本町の対応を、以下4点について伺います。

①点目. この基準では、「高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること」とありますが、本町はどのような措置をお考えですか。②点目. 災害が発生した場合において、「要配慮者が相談し又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備」は、どのようにお考えですか。③点目. 「要配慮者の相談場所として、支え合いセンターなどの早期の立ち上げ」が必要と考えますが、本町の見解を伺います。④点目. 災害が発生した場合において、「主として要配慮者を滞在させるために必要な居室」は、可能な限り確保されているのでしょうか。

総務部長 次に、「福祉避難所の内閣府令で定める基準への対応」について、①点目及び④点目につきまして、ご答弁を申し上げます。

避難所運営マニュアルには、要配慮者の状況に配慮し、介護スペースや車いすが通行可能なスペース等の確保とともに、要配慮者や介護者等が静養できる空間の確保について、「国の基準どおりとする」といたしております。大規模災害時におきましては、要配慮者の居室として学校の教室や特別教室などの利用も想定いたしておりますが、多くの方の避難所として教室等を利用いたしますと、学校の授業再開に支障が生じる側面もございます。

災害時の状況を見定め、在宅避難、福祉避難所への移送、援助物資を活用して一般の避難所の設備充実を図るなどの手段と並行して、居室の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 それでは、「災害が発生した場合において、要配慮者が相談し又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備」について、ご答弁申し上げます。

災害が発生した場合の相談等の体制におきましては、高齢者、障害者などの要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活における生活機能の低下などの防止を図りつつ、1日でも早く安定的な日常生活へ移行できるよう、必要な支援を行うこととなります。

このため、要配慮者の多様な福祉ニーズに対応する必要があることから、性別ごとの対応や、社会福祉士等の相談援助職を適切に配置することにより、相談体制の構築を図る必要があるものと認識しております。あわせて、在宅福祉サービスの継続的な提

供、施設への緊急入所、避難所等への介護要員等の派遣及び各種情報提供などにも、努める必要があるものと考えております。

続きまして、③点目の「要配慮者の相談場所として、支え合いセンターなどの早期立ち上げについて」でございます。

地域支え合いセンターにつきましては、災害発生後、社会福祉協議会等において、生活支援相談員による被災者の見守り、巡回訪問などを通じて、各専門機関などと連携して、生活再建を総合的に支援するものでございます。支援の内容といたしましては、総合相談受付、訪問による見守りや生活状況の確認、課題の把握とその対応などとなっております。

地域支え合いセンターの立ち上げ時期につきましては、これまでの大規模災害の発生時のケースにより異なっておりますが、概ね仮設住宅や在宅への移動が完了し、避難所が閉鎖された後に立ち上げられていると聞き及んでおります。このため本町におきましても、災害の規模などにより流動的ではあるものの、他自治体の状況を参考にしながら対応する必要があるものと認識しております。

以上でございます。

村上議長 残り時間が、答弁のほうも少ないので、よろしくをお願いします。

大久保議員 福祉避難所の数が足りないということで、一般の避難所の設備充実を図ることは重要だと思いますので、よろしく願いをします。

また、④点目の地域支え合いセンターですが、避難所生活が長引くと必ず必要となりますので、ご検討をお願いします。

次の質問です。福祉避難所の運営にあたり、自治体間の連携も必要不可欠と考えます。本町の見解や、取り組みを伺います。

総務部長 次に、「福祉避難所の運営における自治体間の連携について」でございます。

福祉避難所に特化したものではございませんが、平成25年9月に「三島地域災害時相互応援に関する協定書」を、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市の三島地域の4市と締結しており、その中で避難収容施設等の提供も内容に包括しており、広域的な対処の基本理念は共有しております。また、同様の協定につきましては、大山崎町とも平成27年9月に締結をいたしております。

なお、現在、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所の呼びかけで、4市1町を範囲とする広域避難に関するワーキンググループを設置し、検討を行っているところでございます。

以上でございます。

大久保議員 4市町と協定を締結されているということですが、可能であれば、さらに連携の輪を拡げていただければと思います。

最後の質問となります。福祉避難所の運営にあたり、外部給電器やバリアフリートイ

レなどのキットが必要となりますが、本町は十分な準備をされていますか。また福祉避難所キットなどの予算の根拠として、ふるさと納税（グラントファンディング）などの活用が重要と考えますが、本町の見解を伺います。

総務部長 最後に、「福祉避難所におけるキットの準備について」でございます。

本町では、自家発電機やバリアフリートイレの備蓄はございますが、福祉避難所で使用する目的に限定したものではありません。現在までに福祉避難所として指定している施設では、バリアフリーのトイレやスロープ、エレベーターなどを備えている施設で、施設を運営されている法人によりガスを利用した冷房施設を整備されるなど、通常時だけでなく、災害時の機能拡充にも努めていただいていると聞き及んでおります。

また、ふるさと納税による財源確保につきましても、他の自治体においては多額の寄付金を調達していることから有効であると考えておりますが、福祉避難所キットに限らず、本町全体での財源の確保が急務であり、より多くの寄付金を得るための創意工夫に取り組んでいく必要があるものと考えております。

以上でございます。

大久保議員 総務部長がおっしゃるとおり、本町全体での財源の確保が急務であります。

今回は、島本町の地域防災力強化について特化した質問ですが、地域防災のハード面では、財政の根拠がなければ画に描いた餅となります。行政、議会が力を合わせまして、本町全体の財源確保に全力を尽くすことが急務であると申し添え、私の質問を終わります。ありがとうございました。

村上議長 以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 0 時 00 分～午後 1 時 00 分まで休憩）

（午後 1 時 00 分 河野議員出席）

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、清水議員の発言を許します。

清水議員（質問者席へ） 午前中の他の議員の質問と少し重複する点がありますが、通告に従い、一般質問を行います。

「大雨対策」について。

一昨年は、6月の大阪北部地震、7月の豪雨、9月の台風21号等、多くの自然災害が発生し、本町においても家屋や公共施設、道路、山林などに被害が発生し、山林においては多くの爪痕が現在も残っており、復旧には至っていません。

また、昨年は台風15号の強風により千葉県で甚大な被害があり、現在も多くの爪痕が残っています。台風19号においては、千曲川の支流でバックウォーター（逆流）による河川の決壊や越水、阿武隈川流域の多くの支流で決壊等により死者64名、住宅内で水や土砂により死亡27名の災害が発生しています。

本町には、淀川、水無瀬川があり、このような災害が起こる危険性が懸念されます。そこで、「河川の整備状況や大雨時の対応」について伺います。

都市創造部長 それでは、清水議員からの「大雨対策」についての一般質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、「淀川・水無瀬川の整備状況について」でございます。

国土交通省が管理する淀川につきましては、平成 21 年度に策定された「淀川水系河川整備計画」に基づき、あわせて平成 25 年度に発生した台風 18 号による洪水と同規模の災害にも対応できるよう、淀川のみならず、上流域である桂川、宇治川、木津川、瀬田川の各所において、構造物の信頼度を向上する事業、流下能力を向上する事業、流量を低減する事業及び淀川本川の流下能力を向上する事業に取り組んでいると聞き及んでおります。

また、大阪府が管理する水無瀬川につきましては、平成 27 年度に現況測量が行われ、詳細に流況評価を実施された結果、部分的に余裕高が不足するものの、現況河川ではほぼ流下断面は確保されていると聞き及んでおります。

以上でございます。

清水議員 それでは、水無瀬川については、ほぼ流下断面が確保されているとのことですが、どのような条件——時間雨量とか総雨量とかのことですが——下で確保されているのですか。

都市創造部長 水無瀬川での流下断面の確保につきましては、「大阪府淀川水系河川整備基本方針整備計画」におきまして、10 年に一度程度発生する規模の降雨に対応できる河道である旨、聞き及んでおります。

以上でございます。

清水議員 それでは、水無瀬川の今後の整備予定はあるのですか。

都市創造部長 「今後の整備予定」につきまして、ご答弁申し上げます。

淀川につきましては、「淀川水系河川整備計画」に基づき、流下能力の向上を目的とした阪神難波線淀川橋梁改築事業や、上流河川におきまして河道の掘削や改修、堰の耐震対策事業等を実施していく旨、聞き及んでおります。

また水無瀬川につきましては、平成 30 年度に策定した「淀川右岸ブロック河川整備計画」に基づき、計画期間 30 年の間に、時間降雨 80 ミリ対応の改修を予定されております。また、今後、維持管理の観点から老朽化した護岸の改修工事を一部実施予定である旨、聞き及んでおります。

以上でございます。

清水議員 それでは次に、島本町に関わる「淀川に関する防災の事業」とは、具体的にはどのようなものがあるのですか。また、水無瀬川に関する「老朽化した護岸の改修工事」の内容、時期がわかるようであれば、お答えください。

都市創造部長 本町にかかる「淀川に関する事業及び水無瀬川護岸改修工事の内容、時期」につきまして、ご答弁申し上げます。

国におかれましては、「淀川水系河川整備計画」におきまして、過去からの台風等による被害を踏まえ、基本理念として、一部の地域の犠牲を前提として、その他の地域の安全を確保するのではなく、流域全体の安全度の向上を目的に治水対策を実施されているところでございます。現時点におきまして、本町域内における淀川に関する具体的な事業はございませんが、今後も必要に応じて、要望も含め協議してまいりたいと考えております。

また、水無瀬川における護岸の改修工事につきましては、名神高速道路付近から調子橋付近におきまして、経年劣化した護岸の改修を予定されており、着手時期につきましては現時点で決定しておりませんが、今後、地域との調整や関係機関との協議を行った後、工事着手する旨、聞き及んでおります。

以上でございます。

清水議員 それでは次に、水無瀬川でバックウォーターによる越水・決壊の可能性について、伺います。

都市創造部長 水無瀬川における「バックウォーターによる越水・決壊の可能性について」でございます。

淀川及び水無瀬川が越水・決壊しますと、洪水ハザードマップにもありますとおり、本町におきましても甚大な被害が想定されます。また、国土交通省や大阪府におきましても被害を想定されており、国土交通省におかれましては、バックウォーターによる越水・決壊への軽減対策として、現在、淀川及び上流河川において、各所で治水対策を実施されておられます。

以上でございます。

清水議員 淀川に関して、水無瀬川の越水・決壊に対する洪水ハザードマップがあるのはわかりますが、改めてバックウォーターによる越水・決壊の可能性についてのお考えを伺います。

都市創造部長 先ほどもご答弁させていただきましたとおり、自然災害であることから、様々な被害の可能性を否定することはできませんが、その被害の防止及び軽減を図るべく、河川管理者であります国土交通省や大阪府におかれましては、各所で治水対策を実施されているところでございます。本町といたしましても、全国的に発生している超過洪水による被害を踏まえ、今後も引き続き防災・減災の観点から、国土交通省や大阪府と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 それでは、淀川・水無瀬川堤防強靱化について、国や大阪府への要望活動を行っているのですか。

都市創造部長 「国や大阪府への要望活動について」でございます。

淀川につきましては、土砂が比較的滞積しやすい三川合流部における定期的な点検及び必要に応じて浚渫を実施していただくよう、治水対策について要望を行っております。また水無瀬川につきましては、毎年、大阪府と合同で現地での河川パトロールを実施しており、堆積土砂対策をはじめ日常的な除草等、適切な維持管理に努めていただくよう、定期的に要望を行っております。

これらは町単独だけではなく、町村長会や他自治体との連名などでも要望活動を行っているところではございますが、今後も引き続き大雨災害対策について、国や大阪府と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 ぜひとも堤防の強靱化については、町行政、議員ともども国への要望等をやって、強化していきたいなと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

「台風や大雨時の河川の情報収集」は、どのように行っているのですか。

総務部長 続きまして、「台風や大雨時の河川の情報収集」について、ご答弁を申し上げます。

気象予報により台風の接近や大雨の予測がされている場合につきましては、気象台や大阪府より、今後の予測について逐次情報提供がございます。また、気象警報が発表されますと、基準に応じて職員の配備が自動で行われ、配備体制の中でも様々な情報収集を行います。さらに気象庁や河川管理者のホームページなどから、河川の現況水位や降雨状況、また今後の水位予測情報などを把握することや、町内の水路や小河川につきましても、町で設置するテレメーターの水位の動向を注視し、必要に応じて巡視班を派遣し、現場の調査等を実施いたします。これらの情報や気象台等とのホットラインを活用し、災害対策本部において、住民の避難情報の発令や避難所の開設、災害対応等について決定を行っているものでございます。

また、情報収集の中には住民からの通報、とりわけ自治会長、自主防災会長などには、本町が配備体制を敷いた際には、気象情報や避難所の開設情報等をファックスにより行い、同時に、地域からの情報提供についても呼びかけを行っているところでございます。

以上でございます。

清水議員 それでは情報収集ということで、消防団や、水防活動を行っている水防団からの情報収集は、どのように行っているんですか。

総務部長 「消防団、水防団からの情報収集について」でございます。

「地域防災計画」では、淀川、水無瀬川などの水防警報及び水防情報につきましては、淀川河川事務所や大阪府水防本部より大阪府茨木土木事務所を通じまして、本町域内の水防管理者である淀川右岸水防事務組合及び本町に対して、情報伝達及びそれぞれの機

関の情報共有がなされるものでございます。

また、淀川右岸水防事務組合が所管する水防区域以外のその他の河川及び水路等につきましては、水防管理者である町長が、消防長、消防団長、ため池管理者に対しまして指揮伝達を行うとともに、消防団長からは、団員から収集した現場の状況等を逐次報告を受けることを規定いたしております。

以上でございます。

清水議員 それでは、「町長が所管する水防区域」とは、また「淀川右岸水防事務組合が所管する水防区域」とは、どのような場所ですか。

総務部長 本町における「水防区域の所管」について、ご答弁申し上げます。

「地域防災計画」におきまして、町内の河川ごとに水防活動の実施責任者を定めております。淀川右岸水防事務組合が所管いたしますのが、淀川の高槻市境界から江川一丁目・水無瀬川合流点までと、水無瀬川の江川一丁目・淀川との合流点から広瀬二丁目・府道西京高槻線水無瀬橋までの区間の右岸側でございます。本町が所管いたしますのは、淀川右岸水防事務組合が所管しない部分で、具体的には水無瀬川の左岸全流域と、水無瀬橋から上流の右岸部分のその他の河川及び水路の全流域となっております。

以上でございます。

清水議員 それでは、大雨時、水防団も巡視すると思うのですが、水防団から直接情報を取るような方法はないのですか。

総務部長 「水防団の活動現場から情報を収集する方法」について、ご答弁申し上げます。

「地域防災計画」上、正確で確実な情報伝達を行うため、淀川右岸水防事務組合とは、大阪府茨木土木事務所と水防事務組合が設置する対策本部を介して情報をやりとりすることになっております。しかしながら、淀川右岸水防事務組合とは、毎年、総合防災訓練への参加やタイムライン策定にあたって顔の見える関係を構築しており、水防団の活動時には、所管を超えて、お互いに協力体制を取ることを確認しているところでございます。

以上でございます。

清水議員 次に、「ドローンの活用による情報収集」についてのお考えは、どのようなものですか。

総務部長 台風や大雨時の「ドローンの活用について」でございます。

災害現場でのドローンの活用につきましては、ドローンの特徴から、風雨の強い時間帯の活動は困難でございますので、風雨が弱まった後に被害状況の把握等のため活用されている事例がございます。今後、近隣自治体での事例を調査・研究し、導入についての検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 災害時にドローンを活用して情報を収集することの有用性を調査・研究し、導

入について検討を進めるとのことですが、以前より、平常時においても、森林や市街地を上空から情報収集することは業務の効率化に繋がり、有効であると訴えてきました。いろいろな活用ができるドローンを、いろいろな部署で活用することは、業務の効率化に繋がるものと思います。

町としてドローンを保有する考えについて、町のリーダーである町長に伺います。

山田町長 「町でのドローンの保有について」でございます。

ドローンの活用につきましては、防災分野での活用に限らず、イベントや観光場所の空撮や教育事業など、幅広く自治体での活用例があると認識をしております。高価な機器でもありまして、操作技術も必要でありますことから、町で保有すべきか、必要に応じて業者に委託すべきか、費用対効果も含めまして、近隣自治体の導入事例も参考にしながら、今後、検討をしてみたいと考えております。

清水議員 ドローンについては有用であるということなんで、近隣より先に導入してもらうことも考えていただきたいと思います。

次に、住民の生命を守るうえで、河川の情報1分1秒を争う情報であると考えますが、「住民への情報周知」はどのように行うのですか。

総務部長 「河川情報の住民への周知について」でございます。

先ほどご答弁申し上げました気象予報や河川の水位等の情報をもとに、災害対策本部会議で避難情報等の発令を決定いたします。周知方法につきましては、できるだけ多様な方法にて周知を行っており、防災行政無線によるサイレンを併用した伝達のほか、町のホームページ、エリアメール、タウンメール、SNS、広報車など、あらゆる方法で周知を行っております。

また、本町の避難情報につきましては、大阪府災害情報システムを経由してマスコミ関係にも提供され、家庭のテレビのテロップなどにも反映させるなどの対策とあわせて、テレビのデータ放送の操作方法等の周知を行っているところでございます。

以上でございます。

清水議員 それでは次に、災害時の「タイムライン（防災行動計画）」については、どのようにお考えですか。

総務部長 タイムラインにつきましては、大阪府や防災関係機関の協力を得まして、現在、策定を進めており、今年度中に完成する予定でございます。各防災機関が互いの行動を把握したうえで、連携して防災対策を行うことができるもので、完成後も必要に応じて更新を行い、町の防災対応に活用してみたいと考えております。

また、このタイムラインにつきましては、地域の防災や避難行動にも活用事例がございますので、完成後は、自主防災会でも検討いただき、地域防災力の向上にご活用いただけるよう支援を行ってみたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 今年度中に策定予定のタイムラインは、具体的にはどのような防災機関との連携ですか。

総務部長 「タイムラインに参加する防災機関」でございます。

大阪府茨木土木事務所が事務局をされております三島地域水防災協議会に参加されている機関を基本に、本町を管轄とする淀川右岸水防事務組合、大阪管区气象台、淀川河川事務所、高槻警察署、関西電力、大阪ガス、N T T、阪急電鉄、J R西日本、阪急バス、NEXCO 西日本、茨木土木事務所及び本町が参加をいたしております。

以上でございます。

清水議員 先ほどの答弁で、現在策定中のタイムライン完成後、自主防災会でも検討をしてもらい、「地域防災力の向上に活用していただけるよう支援する」とのことですが、具体的にはどのような支援をお考えですか。

総務部長 「タイムライン普及にあたっての支援について」でございます。

タイムラインには複数の地方公共団体にまたがる広域タイムライン、市町村タイムラインのような防災関係機関が参加する多機関連携型タイムライン、自治会や自主防災会を単位とするコミュニティタイムライン、さらには各家庭や個人を単位とするマイタイムラインがあり、それぞれ構成する団体などの規模により区別がなされております。

議員お尋ねの「自主防災会への支援」につきましては、自主防災会連絡協議会を通じまして、各自主防災会に紹介をさせていただき、学習会やワークショップの開催、先進事例の紹介などの支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 そういふことなんで、タイムラインとは災害の発生を前提に、防災機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有したうえで、「いつ、誰が、何をするか」に着目して、防災行動と、その実施主体を時系列で整理した計画のことです。

現在、策定中のタイムライン完成後、自主防災会についても普及支援するとのことですが、最終的には、生活環境が違う各々の住民に対してマイタイムライン（個人防災行動計画）を普及することが、防災・減災、人命を救うことに繋がるものと考えます。

また台風や大雨時の河川の情報収集については、正確な情報を迅速に、住民に1秒でも早く伝え、行動に移してもらうことが重要であると考えているのですが、町長のお考えは。

山田町長 マイタイムラインの必要性の認識ということでございますけれども、タイムラインは、その主体となる者の行動を条件ごとに取り決めるものであり、個人個人が災害時にどのような行動を取るかをあらかじめ決めておくことは、迅速な避難行動を取るうえで非常に重要でございます。そのためタイムラインが導入される以前から、ハザードマップ配布の際や気象警報の仕組みが変更される機会などに、各家庭で避難の経路、タイミング、緊急連絡先を決めておくことが重要だということは広報をしてまいりました。

現在、大阪府や三島地域水防災連絡協議会に参加する防災関係機関等のご協力のもと

に、「島本町風水害タイムライン」の策定作業を進めているところであり、今後、町のタイムラインをもとに、自主防災会などの地域の団体によりコミュニティタイムラインが作られ、その後に、そのコミュニティタイムラインをもとに各家庭や個人の行動が決まってまいります。さらに、従来の避難に関する考えに、より詳細な情報を付加したものであるマイタイムラインについても、段階を踏んで普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 住民の生命を守るためにも、正確な情報を1秒でも早く住民に周知する体制を今後も改善すること、タイムラインの普及を推進することをお願いし、一般質問を終わります。

村上議長 以上で、清水議員の一般質問を終わります。

引き続き、河野議員の発言を許します。

なお、河野議員には自席で一般質問を行うことを許可いたしますので、あらかじめご了承ください。

河野議員 このたびは一般質問に立たせていただくにあたって、様々、ご配慮いただいたこと、大変感謝申し上げます。

早速ですが、一般質問を行わせていただきます。大きく2点ございまして、まず、1点目、「マンションライフの質向上へ 相談窓口と開発規制について—その2—」と題して質問を行います。

昨年の11月臨時議会・12月定例会において、建築物の高さ制限の議案等により、高層マンションがまちづくりに与える影響を、大きな論議をしたと記憶しております。島本町のマンションライフの質向上を求めた一般質問は、私においては今期2度目となりますが、以前から日本共産党議員団や河野恵子として、マンション問題は取り上げてまいりました。

まず、①点目、総務部及び都市創造部に、「分譲マンションの実態把握」の観点から質問いたします。島本町における集合住宅の区分所有者数、戸数、管理組合数について、把握されている数と、その根拠をお示してください。

②点目です。集合住宅ではありませんが、府営住宅、町営住宅等には含まれません。その戸数及び固定資産税に代わる歳入について、お答えください。

③点目、④点目まで続けて申し上げます。私は、島本町営緑地公園住宅・御茶屋住宅の、分譲マンションで言う長期修繕計画に当たるものは、長寿命化計画であるというふうに認識しております。これまで実施された主たる改修工事内容について、説明を求めます。

④点目、同じく町営住宅のこれまでの改修工事について、計画どおりのもの、また瑕疵責任によるもの、また計画の前倒し、あるいは先送りをされているという内容をお答

えください。

総務部長 それでは、河野議員からの一般質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、①点目の「集合住宅の区分所有者数、戸数、管理組合数の把握と根拠について」でございます。

本町に所在する集合住宅の区分所有者数につきましては、納税義務者数で申し上げますと、平成31年1月1日現在で4,954名でございます。また、本町に所在する民間の分譲及び賃貸の集合住宅の戸数につきましては、令和2年1月1日現在で5,637戸でございます。

なお、集合住宅の管理組合数につきましては、把握をいたしておりません。

次に、②点目の「府営住宅等の戸数及び固定資産税に代わる歳入について」でございます。

本町の府営住宅の戸数は564戸であり、町営住宅については、緑地公園住宅が134戸、御茶屋住宅が8戸の計142戸でございます。

また、国等が所有する固定資産につきましては、「地方税法」第348条により非課税となりますが、そのうち国や都道府県が所有する固定資産で貸付等を行っている場合については、固定資産税の代替として、その資産の所在する市町村に市町村交付金として交付するよう、「国有資産等所在市町村交付金法」により制度化がされております。このことから、町内に所在する府営住宅の土地及び家屋にかかる固定資産相当額が、毎年、大阪府から本町に交付されており、令和元年度の交付額につきましては、2,626万3,600円でございます。

以上でございます。

都市創造部長 続きまして、③点目の「町営住宅における主な改修工事の内容について」でございます。

平成25年3月に策定いたしました「島本町営住宅長寿命化計画」は、町営住宅における長期修繕計画にあたり、既存の公営住宅ストックに予防保全的な修繕管理・改善事業を計画的に施すことにより、居住性・安全性の向上を図り、施設の長期的な活用を実現することを目的といたしております。

まず、「緑地公園住宅」で、これまで実施した主たる改修工事の内容としては、平成21年9月施行の改正「建築基準法施行令」等に対応できるよう、平成27年度に既存エレベーターに、戸開走行保護装置・地震時等管制運転装置などの安全装置を設置する防災対策改修を実施しております。また翌年の平成28年度には、入居者・来訪者による共用部内でのいたづら等の不法行為を抑止するため、1階エントランスホールに防犯カメラを設置しております。

また、「御茶屋住宅」では、施設の老朽化により漏水が相次いだため、平成28年度に給水管を抜本的に取り替える改修を実施しており、加えて本年度においては、外壁等

の改修を実施しているところでございます。

次に、④点目の「町営住宅のこれまでの改修工事の進捗状況について」でございます。

まず、「計画どおりに実施したもの」といたしましては、平成27年度に実施した緑地公園住宅のエレベーター防災対策改修及び御茶屋住宅で本年度に実施している外壁等の改修がございます。

また、「瑕疵責任によるもの」につきましては、建物の工事・修繕施工等において不良な箇所があった場合、施工者側にその補修を求めるものと認識しておりますが、「長寿命化計画」に基づく改修工事において、そのようなケースはございません。

最後に、「計画を前倒し、または先送りしたもの」につきましては、「長寿命化計画」の計画期間である平成25年度から令和4年度までの10年間で、先送りしたものはございません。一方、計画を前倒ししたものとしては、平成28年度に緑地公園住宅で実施した共用部における防犯カメラの設置と、御茶屋住宅で実施した給水管の取り替えがございます。

以上でございます。

河野議員 今、マンションに関わり、様々答えていただきました。私はできるだけ、このご答弁の内容はマンションに住む人たち、区分所有者ですね。それと1棟のうち持ち主が賃貸に出しておられて、住んでいる方は区分所有者ではないけれども、賃貸の区分所有者が計画的に高層マンション管理をしていなければ、たちどころに住んでいる方が困る。こういったことについて真剣に考えていかなければならない、もう後がない、という時期に来ていると思って質問しております。

続けて質問をさせていただきますが、大阪府分譲マンション建て替えサポート推進協議会というものがあります。常に、島本町にマンション相談窓口を設置せよという一般質問をしたときには、これがあります、という答弁が返ってきますが、この協議会では、講師派遣事業などという事業を行っておられ、茨木市や吹田市などでは講師派遣のマンション管理の勉強会などをされています。島本町としては、マンション建て替え等の住民への情報提供を行う取り組みとして、島本町としても、この派遣事業を活用し、実施すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

あと、残りの⑥点目ですが、これは何度もこの議場で質問させていただいております。公共性の高いごみ集積場などの固定資産税の町独自減免、これは他の自治体でも前例はございます。過去の質問において検討を求めてまいりましたが、その後の検討状況について伺います。

都市創造部長 続きまして、⑤点目の「マンション建て替えにかかる情報提供について」でございます。

本町におきましては、マンションの建て替え等にかかるご相談をいただいた場合、専門的な知識をお持ちである大阪府分譲マンション管理・建て替えサポートシステム推進

協議会と連携して、対応させていただいております。ご指摘の講師派遣事業などについては、当該協議会所管の相談アドバイザー派遣制度がございますことから、マンション建て替え等のご相談をいただければ、必要に応じて、本町としてもご紹介させていただきたいと考えております。

以上でございます。

総務部長 続きまして、「ごみ集積場などの固定資産税の減免にかかる検討状況について」でございます。

町税の減免につきましては、「地方税法」及び「町税条例」の減免規定に基づき、客観的に見て、徴収の猶予、納期限の延長等によってもなお納税が困難であると認められるもの、天災や火災等により客観的に見て担税力を喪失したもの、あるいは公益上の必要性があると認められるものについて、減免措置を講じているところでございます。また、必要に応じて地域住民の活動拠点ともなっております集合住宅内の集会スペースや集会所につきましては、広く地域住民に利用されている公益性の高い施設であることから、減免対象としております。

しかしながら、集合住宅内におけるごみ集積場の用地につきましては、その集合住宅の生活環境や自然環境の維持及び向上を図るため設置されたものであり、集合住宅の住民の方々の良好な生活環境の保全にかかる受益の範囲内であると判断し、現在も減免の対象とすることは困難であると考えております。

以上でございます。

河野議員 通告させていただいた質問はすべてやっておりますが、再質問をさせていただきます。

先ほどの区分所有者数について、5,637 ということでお答えいただいております。これが今後、JR島本駅西地区に、今のところお聞きしているのはマンション群と申しますか、高層マンションの建設など、そしてまた島本町内にはまだまだマンションが建てられそうな、マンション開発業者から見ると、私たちにとっては貴重な都市農地だとか、行政・民間であれ貴重な空地だなど思っているところは、マンションの開発業者から見ると単なる未利用地として、いかにマンションを建てるかと、そういうことで戦々恐々とされているのがマンション業界だというふうに聞いておりますので。しかしながら、このまま推移していきますと、人口あるいは世帯数の過半数をマンション住民が占めるというふうな、島本町はまちになろうと思っております。西側の開発に加えて、ということですね。

すでに今、全国でも大規模修繕についての問題はあちこち新聞などでも報道され、先日などは滋賀県に隣接しているところで、これは中高層のアパートと申しますか、行政代執行で解体工事を行うと。所有者においては、もうこれが金銭的な理由においてできないからというふうなことが新聞報道でも報じられ、衝撃を与えられたという事例もあ

りました。しかし、これは全く他人事ではないと私は思っております。

全国の大規模修繕を計画どおりにやったかどうか、その進捗率とか、そういったデータというのは実はあまり、国土交通省のデータを見ましてもありません。よほど調べないと、これはわからないのかなというふうに思っております。また、様々な耐震化率、大規模修繕率みたいなものを見ましても、やったものについてどれぐらいあるのかという、そういうデータしか、私も今、手元には持ち合わせていませんので。専門家集団とか、様々な建築家のまじめな、まちづくりとマンションとの融合などを考えておられる、また一方でマンションのまちづくりに与える課題を考えておられる方々にお訊きしますと、一般的にはマンション住民というのは管理会社にすべてを委託し、管理組合はほぼ毎年輪番制で代わるということで、1年間は責任を持てるけれども、次の年のことはわからない。その都度、そのときには赤字に近いときには、大規模修繕工事を、じゃ1年、半年ずらしましょうかということ、先送りをする。そういったことが起こりかねないですし、一方で長期修繕計画の中もよく精査しないと、必要のないところまで工事が至っていて、実はそこでマンションディベロッパーの大きな儲けの内容にもなっていると。そこをチェックする、全く市民の立場に立つ、あるいはまちづくりの立場に立つ専門家というのは、まだまだ少ないというふうに聞いております。

そして、そういう少ないと思われる専門家の方にご意見をお聞きしますと、耐震化・大規模修繕の長期修繕計画どおりの進捗というのは、考えると一桁ではないかと。その中にも阪神大震災のものが多く含まれていると考えると、ほとんど計画どおり進められていないかも知れない。最後は建て替えとか、戸数を増やしてやるというときにおいて、管理組合の最低限度の数を得ることができずに、決議を得られずに、工事が執行できない。こういったことが、この島本町の、もう目前、10年から20年、30年の間に、そういったことが次々、悩みを抱えるマンションが多発するのではないかと思っております。

しかし——ちょっと長くなりますが、資産のある方などは新しいマンションに移れば済むことなんです。引っ越せば、新たなところに行けば済むことですから。残されるのはそこになじみのある、あるいは身動きができない高齢者であったり、資産がないという、持ち資産が少ないという住民が残る。こういった仕組みのあるマンションがあり、そこへまた島本町のような小さな町で、また西側にマンションができれば、いよいよ売りたいと思っても、そのマンションも売れなくなるということでは、今、マンションに住んでおられる方は、西側にマンションができるということについて、しっかりと、やっぱりまちづくり全体に関わる問題として考えなければいけないと思っております。

その点で、島本町に対して私は求めたいのは、ちょっと後ろ向きの作業ではありますが、今、申し上げました問題を抱えたマンションの改修の事例の収集であるとか、あるいは水無瀬川緑地公園は、島本町全体が区分所有者である高層マンションであります。そしてまた、ちょっと贅沢仕様の建設をしております。この点で島本町として、この資

産を長期にわたり維持管理すること、また大規模修繕等においては最少の経費で最大の効果をあげるモデルケースとして、その改修の進捗や、さらに、つど高い知識を得ていただきながら、その知識や経験をマンション住民にもっと公開をしていただく。そういったことを求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

都市創造部長 マンション管理等にかかります再度のご質問でございます。

まず、相当建築年数経ちましたマンション等におきましては、当然のことながら、居住されている方の高齢化も想定されますことから、議員ご指摘のような課題等も存在するものというふうに認識しておりますが、これまで本町域内のマンション等において、管理面等についての相談については、未だお伺いはいたしておりません。しかしながら、今後におきましては本町域内におきましても、ご懸念のマンションの比率が増加いたしますことも想定できますので、ご指摘のようなご相談についても、本町にも寄せられるのではないかなというふうに思っているところでございます。つきましては、今後の話にはなりますけれども、様々な事例などについても、本町といたしましても調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

あと、緑地公園住宅の町営住宅についてでございます。本町といたしましても、長期に、しっかりと維持管理していくために、計画を立てて、計画に則って維持管理に努めているところでございます。その内容でありますとか基本的な考え方、どのような形で住民の皆様にお示ししていくべきものなのかどうかも含めて、今後、一定検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

河野議員 よろしくお願ひします。

個人の資産であろうと、マンションは。そのことに島本町が支援をするのかという点では、賢明な執行部においてはご存じだと思いますが、マンション管理の適正化の法律の改正はずいぶん以前にされていますが、自治体において、マンションの適正な管理は自治体が責任を持つ、努めるんだというふうに明記をされましたので、特にこの島本町においては、その法律の趣旨を汲んでいただいて、本来であれば、欲張りを言うと、一般事務職員の中にマンション管理士、あるいはマンション管理士相当の経験を持つ職員がいれば、なお、その辺が政策として反映できることはできるというふうに思っております。もちろん、個別のマンション管理の相談については、すべての島本町が見るということではありませんが、それを見落とししていくと、総体として、この島本町はどうなるのかということ、今すぐにでも考え始めていただきたい。

お隣の豊中市においては、社会福祉協議会ですでにマンションサミットというのを、毎年、重ねておられます。相当、皆さん、いろんな悩みを持ち出して、マンション管理をどうするのかということ、毎年共有され、非常に賢い知識を得るということをやっておられますので、そういったことも、行政だけに求めるつもりはありませんが、一つの

やり方ということでは、ご紹介をさせていただきます。

1 問目の続きにまいります。⑦点目、「開発指導実施要綱」について、伺います。

過去3年間で、開発指導において近隣住民との紛争、町のあっせんに至る事案は何件ありましたか。答弁を求めます。

都市創造部長 続きまして、⑦点目の「開発指導における近隣住民との紛争及び町のあっせんにかかる件数について」でございます。

過去3年間におきまして、近隣住民と事業主において紛争に至った件数につきましては、住民側と事業主側との協議が長期間まとまらず、町へ要望や相談等をいただいたものが3件ございました。また、過去3年間で町が文書等であっせんを行った件数は、水無瀬一丁目地内のマンション開発の1件でございます。

以上でございます。

河野議員 わかりました。続きまして、イレギュラーな点として、開発指導要綱の中で「追加申請」というものがあると聞きましたが、どのようなものでしょうか。

都市創造部長 次に、⑧点目の「開発指導の追加申請の内容について」でございます。

開発指導につきましては、現在、「島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱」、いわゆる開発指導要綱において事前協議制度を設け、協議を行っておりますが、事前協議完了後に開発事業の内容を変更する場合には、要綱第10条におきまして、速やかにその旨を町長に届け出て、再度協議しなければならない旨の規定を設けております。「追加申請」につきましては、この規定に基づき、申請者に変更後の計画等の提出を求め、提出された計画等を関係各課へ配布し、必要な追加協議を行うものでございます。

以上でございます。

河野議員 私は最近、その追加申請という事案があるのだということを知る機会を得ました。しかしながら、これは行政の開発指導要綱の事務の執行の範囲では、なかなか把握ができないという危険もはらんでいるなど。ですので、行政が掴んでいる協議内容と違う工事が現場で起こることが発生する可能性もあるんだな、ということに思いが至っております。

それで思っているのが、⑨点目の質問になるんですが、開発指導要綱対象の開発工事について、その存在ということをプレート等で工事現場に明示ができないかと。開発指導の対象物、許可をした日・番号など、そして連絡先などを周辺住民にわかるようにすること。生活環境保全の観点からは、工事期間中の騒音・振動の測定を事業主に対し配慮や確認を求めることを実施すべきだと。この2点、考えておりますが、いかがでしょうか。見解を求めます。

都市創造部長 続きまして、⑨点目の「工事の明示、騒音・振動の測定」について、ご答弁申し上げます。

まず、「開発工事の明示について」でございます。

現在、島本町内の開発行為等につきましては、開発指導要綱に基づき指導を行っており、指導要綱では、周辺環境への影響が大きい中高層建築物を建築する場合、紛争等の防止のため、開発行為等の計画や建築主等の連絡先、予定工期等を掲載した表示板を設置するよう指導しているところでございます。ご指摘の、開発指導要綱対象の開発工事である旨の表示等の追加につきましては、他市町村の状況等も調査しながら、追加の必要性の有無について検討してまいりたいと考えております。

次に、工事期間中の「騒音・振動の測定について」でございます。

工事実施に伴う騒音や振動に関する取り扱いにつきましては、その作業の種類によって、「騒音規制法」「振動規制法」や、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく事前の届出義務がございます。また施工時の規制基準も設けられており、規制基準が守られておらず、周辺的生活環境が著しく損なわれる場合には、法の規定に基づき指導や罰則の対象となるものでございます。また、特定建設作業実施届出に際しての遵守事項として、周辺住民への配慮等を指導しておりますことから、開発指導要綱に基づく新たな指導事項等を定める必要はないものと考えております。

以上でございます。

河野議員 しかしながら、開発指導の一環としては、町職員による騒音測定、あるいは測定器具を住民・自治会へ貸出等をするなどについて、ほかの自治体の例もあると思いますので、調査・検討を求めたいと思いますが、いかがですか。

都市創造部長 続きまして、⑩点目の「騒音測定器具の貸出等について」でございます。

現在、開発に限らず、騒音や振動に関する苦情等が発生した場合には、町職員が現場に赴き、必要に応じて騒音・振動の簡易測定を実施しているところでございます。また機器の貸出につきましては、精密機器でありますことから、破損時等の取り扱いに課題がございますので現在行っておりませんが、今後の対応につきましては、他の自治体の事例等も調査しながら、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 もう、このことは何回もこの議場で言ってますので、改めて申し上げますけれども、今までJR島本駅建設の際にも、近隣住民の方の騒音に関しての現状非悪化ということを求めて、騒音測定を新たに加えるということもされています。また、マンション建設においては、隣接するマンションに対して、鉄道騒音が反響するというので、工事前・工事後の騒音測定をするということをやっておられます。しかしながら、それは両方とも大企業による建設事業ということで、たぶん、その企業の中に、そういった騒音測定をするぐらいのことはできる能力や資力も持っておられるのだと思いますが、島本町において中小レベルのこういった開発がある場合に、騒音測定をせよと言われても困るというときにおいて、中立・公正の立場における島本町の職員が測っていただくと。例

えば工事そのものの騒音とか、あるいは工事後の営業開始後の騒音の増加とか、その点については現状を測らなければ、どれだけ苦痛が増えたのかはわかりませんので、その点については大至急検討し、必要なところから実施をしていただきたい。これは要望に止めます。

最後の2点目です。「第2号介護被保険者・身体障がい者リハビリテーション」について、伺います。これも「その2」と題して伺います。

まず、①点目です。「島本町内の保育・教育における医療ケア児童に対する取り組み、町独自の施策・制度も含めた実施状況」について、説明を求めます。

教育こども部長 それでは、「保育・教育における医療的ケア児童に対する取り組み」のうち、教育委員会での取り組みについて、ご答弁申し上げます。

医療的ケア児童に対する教育委員会としての取り組みといたしましては、「島本町医療的ケアガイドライン」に基づき、医療的ケア運営会議を定期的で開催し、学校、家庭及び関係機関との連携のもと継続した配慮・支援に努めております。また、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、学校看護師の複数配置をはじめとする環境整備や、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの集団づくりを進めているところでございます。

以上でございます。

河野議員 島本町においては医療ケア児について、すでに私の知る限り、二つの小学校でお二人の児童の受け入れを果たしておられます。なかなか、この辺、近隣市町でも、大きいところでも、それだけの町というのではないと認識しておりますが、先日、茨木支援学校を視察する機会に恵まれて、伺っておりますと、やはり地域からスタートする、こういった重症の医療ケアの必要なお子さんが地域からスタートすることの大切さということをお聞きしております。ただし、小さな町で医療ケアの対応をしようと思うと、専門家を集めるというのが非常に厳しいということもありますので、こういった支援学校の巡回指導という制度もあるということ。この点について、申し添えます。

そのことも踏まえて、②問目に進みます。「介護保険第2号被保険者の現在のサービスとリハビリテーション」について、提供状況をお伺いいたします。

健康福祉部長 続きまして、②点目の「介護保険第2号被保険者の現在のサービスとリハビリテーションの提供状況について」でございます。

40歳から64歳の介護保険第2号被保険者につきましては、特定疾病により介護や支援が必要となったときは、要介護認定を受けたうえで介護サービスを利用することが可能となっております。令和元年9月の実績で、第2号被保険者のご利用は、サービス全体で23人、サービス件数につきましては、ケアプラン作成等も含め居宅サービスが66件、地域密着型サービスが7件、施設サービスが1件となっております。また、リハビリテーションのご利用につきましては、訪問が2人、通所が4人となっております。

また、先ほど河野議員、①点目でご質問いただきました質問に対して、健康福祉部所管分の取り組みにつきまして、続けて、ご答弁申し上げます。「保育・教育における医療的ケア児に対する取り組みについて」でございます。

本町におきましては、医療的ケアに対応できる事業所の確保を図り、喀痰吸引等を必要とする障害児者の日常生活を支援するため、「島本町障害者（児）喀痰吸引等研修費補助金交付要綱」に基づきまして、障害福祉サービス事業所等に対し喀痰吸引等研修の受講に要する費用を補助しており、これまで1事業所6名の方の利用実績がございます。

以上でございます。

河野議員 ③点目に移ります。同じく介護第2号被保険者及び医療的ケアを必要とする身体障がい者で、療護施設——身体障がい者の療護施設ですね——や、介護施設入所者の「地域移行や在宅生活への復帰、あるいは職場復帰等のニーズ」などは把握されていますか。この3年間の実績も含め、伺います。

健康福祉部長 続きまして、「介護保険第2号被保険者及び医療ケアを必要とする身体障害者の地域移行、在宅生活への復帰、職場復帰等のニーズの把握について」でございます。

介護保険サービスは、高齢者の多くができる限り住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるよう、「介護保険法」第2条第4項におきまして在宅介護の重視が規定されております。また、そのサービスの選択についても、利用者の権利として明確化されております。そのため、サービスの個人ごとのニーズにつきましては、基本的にはケアマネジャーや施設のケースワーカーに相談される内容となりますので、町に直接ご相談があったケース以外は把握はいたしておりませんが、利用者からサービスの提供体制の不足についてのご相談は受けていない状況でございます。

また、現在、療護施設に入所されている重度の障害者の方は3名いらっしゃいますが、町において、在宅生活への復帰等のご意向は把握しておりません。

以上でございます。

村上議長 残り時間が……。

河野議員 参考までにお伺いいたしますけれども、では、就労されている方の重度訪問介護の利用ということについて、お訊きしたい。それと、あと就労ということを前提にして、例えば聴覚障がいの方が手話通訳の派遣を受けたい、就労のためですね、希望があった場合、そういったことについての現時点での取り扱いをお訊きしたいと思います。

例えば、過日、この議場での手話通訳については福祉の事業が適用されました。しかしながら、先日傍聴いたしました交通バリアフリー協議会において、やはり報酬を伴う活動について手話通訳派遣を行おうと思った場合は非常に困難であるというふうに認識しております。また、私のように今、障がい者の手帳を持っているとしても、職員さんに日がな手伝っていただくとか、あるいは福祉的に移送介護を利用するというのでは

きないというふうに認識しておりますが、その点について、答弁を求めます。

健康福祉部長 就労されている方の「重度訪問介護の利用について」でございます。

議員ご指摘のとおり、重度訪問介護は、重度の肢体不自由、または重度の知的障害者、もしくは精神障害者があり、常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパー等が自宅を訪問し、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他生活全般にわたる援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行う障害福祉サービスでございます。現在の制度におきましては通勤・営業活動等の経済活動にかかる外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は、本障害福祉サービスの対象外となっております。

なお、企業等に雇用されている方に対して、雇用主の合理的配慮により職場での介助者を配置した場合などは、国による助成金の制度などがございますが、自営業者等の方につきましては、公的支援がない状況でございます。

これらの状況に鑑み、大阪府におかれましては令和2年度から、常時介護を必要とする重度障害者の日常生活にかかる支援を就業中にも行うことで、障害を理由として、働く意思と能力を持ちながら働くことのできない方に対する就労機会を拡充し、障害者の社会生活を推進することを目的として、重度障害者就労支援事業を新たに実施される予定と聞き及んでおります。制度の概要につきましては、実施主体が大阪府内の政令市となりまして、対象者は重度訪問介護利用者かつ個人事業主となっております。支援内容は、就業中、就業に伴う移動、または休憩中の日常生活にかかる介助となっております。

なお、本事業につきましては、令和2年度は政令市において試行的に実施され、課題の整理や対象範囲の検討等を行うものと聞き及んでおります。

続きまして、「聴覚障害者の方の手話通訳派遣について」でございます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、通勤・営業活動等の経済活動にかかる外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出につきましては、障害福祉サービスの対象外となっております。このことから、手話通訳の派遣につきましても同様に、障害福祉サービス利用としての提供は不可となっておりますが、企業等に雇用されている方に対しては、雇用主の合理的配慮の中で、手話通訳の派遣等も含めたコミュニケーション支援の必要について協議いただくものと認識をいたしております。

以上でございます。

河野議員 多岐にわたり、ご答弁をありがとうございました。

大阪府にかかる新規事業については、大変期待をしているところです。これは過日の国会で、憲政史上初と言われる重症心身障がいと思われる、重度重複障がいのお二人の国会議員の方が風穴を開けた。しかし、これはまだ国会として判断しただけであって、私たち地方議会や地方自治体においては、それは適用できる状態にはないということになっておりましたので、大阪府のほうでは、その点について十分な活用に向けて、私も

いろいろ気を配っていきたいと思っております。

ただ、もう1点、島本町周辺のことで考えますと、先ほど申し上げた小学校で受け入れたような、例えば医療ケアを必要とする子どもさんが地域で育てたとしても、一定、高等部は別のところに行かれたとしても、18歳になったときに、この島本町で働いたり過ごすことができる。あるいは私たちのような、今、現役で働いている者が、ある日突然、重度の障がいになるということも十分にあることですし、その人の職場復帰、また全身性障がいに至った第2号被保険者、島本町では高度なリハビリテーションを急性期で受けるということ、急性期においてリハビリテーションを受けるということはできる施設は山ほど——山ほどじゃありませんね、相当数あります。

私も過日、入院経験をしました。その施設の真向かいに、大きな総合リハビリテーションの医療機関があり、そこでは生まれてから、最重度の医療ケアのお子さんを、まずは医療行為を行って蘇生させるとか、あるいは保護者の方のレスパイトのために一時的に保護するとか、そういった訓練をする場所もありますし、また私達のようなメンバー、年代の者も、途中で障がいを受けたときにリハビリをし、ほぼ怪我を受けたとき以前に回復させる。そこまでリハビリを受けることができる。そういった環境は相当整っているというふうに思っておりますが、リハビリを受けて、自分で相当なことができるというふうになったときに、帰っても働く場所がない、帰って、日々通う身体障がい者レベルの通所施設がない。結果的には、40歳から64歳までであれば老人ホームに入るしかないというようなことがあるというふうに聞いております。

その点について、在宅復帰について見解を伺いたいと思います……（質問時間終了のベル音）……。

健康福祉部長 「重度の障害をお持ちの方の在宅復帰について」でございます。

議員からご紹介ありましたような、施設に入所中の重度障害者の方で、在宅での復帰等を希望される場合は、活用できるサービスにつきましては、その方の障害特性に応じて種々異なってまいります。これらのコーディネートにつきましては、昨年4月から本町に設置をいたしました障害者地域生活地域拠点である地域福祉センター島本の中で、相談支援機関として、ういっしゅというのを設置してございますので、そちらへのご相談、あるいは介護保険の被保険者の要件を満たす方であれば、担当のケアマネジャーや地域包括支援センター等へご相談いただくことにより、個々、きめ細やかに対応することが可能となっておりますと考えておりますので、またご相談いただければと思います。

以上でございます。

村上議長 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後2時07分～午後2時20分まで休憩）

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員（質問者席へ） 2020年2月の一般質問を行います。「プラスチックごみ削減で気候危機対策を！」。

温室効果ガス排出削減のため、プラスチックごみ削減の取り組みを、より進めるよう提案いたします。

島本町では、温室効果ガス排出量のほとんどが、電気使用によるものと廃プラスチックの焼却によるもので占められています。ですから、温室効果ガス削減のためには、この二つを減らすことが重要です。12月の一般質問では電気使用について取り上げましたので、今回は廃プラスチックの削減の取り組みについて問います。

一つ目．最近の島本町のプラスチックごみ削減として、北摂7市3町と事業者が協定を結ぶことにより、レジ袋無料配布中止の取り組みの推進を行ったことがあげられます。これにより、協定を結んだ町内4事業者におけるマイバック持参率は倍以上になり、北摂一帯では、この取り組みで年間に1万6,863tの二酸化炭素排出を削減できる見込みとのことですが、島本町に限ると、年間何tの削減が見込まれていますか。

都市創造部長 それでは、中田議員からの一般質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、「レジ袋無料配布中止に伴う二酸化炭素排出量の削減見込みについて」でございます。

本町では、北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定に基づき、スーパーマーケット等においてレジ袋の無料配布を中止し、マイバッグの持参を促進することで、温室効果ガスの排出抑制に努めているところでございます。

議員ご指摘のとおり、北摂一帯ではこの取り組みにより年間1万6,863t・CO₂の削減を見込んでおり、そのうち島本町に限りますと、年間286t・CO₂の削減を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

中田議員 2017年の廃プラスチック焼却によるCO₂排出が約3千tですので、レジ袋の削減効果は、そのおよそ1%に当たりますが、限定的です。良い取り組みではあるので、引き続き行っていただきたいですが、さらなる削減の取り組みも必要と感じます。

確認ですが、島本町では、ごみとして回収されたプラスチックの何割が焼却されていますか。

都市創造部長 本町の平成30年度のごみ焼却量は約6,674tであり、このうち、ごみ質分析から推計される廃プラスチック等の内訳は、約1,835tでございます。また、ペットボトルの資源化量が約33tとなっていることから、収集したプラスチックごみのうち、最大で約98.2%が焼却されていることとなります。

なお、ごみ質分析では、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類を一つの分類で分析しているため、ごみに含まれる廃プラスチック量の正確な数値の把握は困難でございます。

中田議員 概算とはいえ、島本町でゴミとして回収されたプラスチックのほとんどは——98.2%ですね——ほとんどすべては焼却され、CO₂の排出源になっているということです。

気候危機の観点から、これ以上の温度上昇を抑えるために、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが求められる中で、世界的に化石燃料である石油からできたプラスチックごみの処理方法として、「焼却」という選択肢はなくなってきています。ですから、「プラスチックごみが出た後どうするか」ではなく、そもそもプラスチックごみを出さないという視点が必要です。

その中でも一番の問題は、大量に消費され、大量に破棄されるワンウェイのプラスチックごみです。レジ袋や食品の包装、ペットボトルなど、商品の包装や容器として使われる、使い捨て容器として使われるものが、それに当たります。また、プラスチック循環利用協会の2018年の報告によると、ゴミとして回収されたもののうち、圧倒的な割合を占めているのが、この弁当の容器やお菓子の袋などに使われる容器包装で、67.6%ということです。そして、容器包装に使われた使い捨てプラスチックの廃棄量を見ると、日本は世界で第2位、アメリカの次に多いということです。

2019年5月に策定された政府の「プラスチック資源循環戦略」でも、ワンウェイのプラスチック容器包装等を2030年までに25%排出抑制を目指すことが明記されています。また、そこではレジ袋の有料化の義務化が打ち出されており、包装への意識がより高まることが期待されるところです。

島本町でも、「プラスチックスマート宣言」を出しているところですが、次の施策として、ワンウェイのプラスチックを減らすために、レジ袋の協定を結んだ4事業者だけでなく、広く「マイバッグやマイ容器の持参促進、過剰包装の見直し、使い捨て弁当容器の削減等の取り組みの働きかけ」を、住民や事業者、小売り事業者の皆さんにされてはいかがでしょうか。

都市創造部長 本町はこれまで、北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定に基づくマイバッグキャンペーンの実施など、レジ袋削減に関する取り組みを行っております。今後はこの取り組みを継続するとともに、ワンウェイプラスチック容器の削減や、その他、プラスチック削減にかかる施策を調査・研究し、プラスチック削減に向けた働きかけを行ってまいりたいと考えております。

なお、施策実施にあたりましては、住民の皆様のご理解、ご協力はもとより、各店舗や事業者の皆様のご理解、ご協力も必要になるものと考えております。

中田議員 事業者や住民に働きかけるだけでなく、町が率先してプラスチックスマートを体現することも重要と考えます。なぜなら、行政の振る舞いそのものが重要な啓発活動となるからです。

前の政府の戦略でも、国等が率先して周知徹底、普及・啓発を行い、「こうした消費

者のライフスタイル変革に関する国民的理解を醸成します。」と書いてあります。環境省は、全国のプラスチックスマートの取り組み事例を集めたウェブサイトを作っていますので、そこから自治体が取り組み主体となっている例を幾つか取り上げてみます。例えば、マイボトル用の給水器を公共施設に設置するのですとか、公共施設内の自動販売機のペットボトルの販売を禁止する。町の関係するイベント等で使い捨てプラスチックを減らす呼びかけをする。また、行政の啓発物品に使い捨てプラスチックを使わないようにする、などがあります。

このような他市事例を参考に、島本町もさらなるプラスチックスマートの取り組みをされてはいかがでしょうか。

都市創造部長 本町では、会議等での飲料の提供を原則禁止とし、マイボトル等の持参を呼びかけることとしておりますことから、住民の皆様につきましても、マイボトルを持参していただき、プラスチック削減に努めていただくことを期待いたしております。このことから、マイボトル用の給水器の設置につきましても、設置場所の選定など、検討を行ってまいりたいと考えております。

また、公共施設内の自動販売機のペットボトル飲料の販売禁止につきましては、自動販売機の設置事業主のご意向や、ご利用される方のニーズもあるため、慎重に進める必要がございます。

なお、先ほどご答弁申し上げましたとおり、ワンウェイプラスチック容器の削減につきましては、町内イベント等への働きかけを、今後検討してまいります。

最後に、行政の啓発物品での使い捨てプラスチック製品の廃止につきましては、できる得る限りの環境配慮型製品を優先し購入すべきものと考えますが、財政状況を鑑み、コスト面を含めた比較をしたうえで購入するものと考えております。

以上でございます。

中田議員 よろしくお願ひします。一つ、ペットボトルについて補足させていただくと、日本では、その回収率が9割近くと高いものの、年間のペットボトル消費量は225億本もあるので、未回収が1割とは言え、年間25億本回収されずに、主に海洋汚染のもととなっているようです。リサイクル率が高くても、100%でない限り、大量に使えば大量に排出されるわけです。それぞれの取り組みにおいては配慮が必要なこともあるでしょうが、ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次の質問です。環境に配慮した代替素材を選ぶという点から、「バイオプラスチックに置き換えていく」ということはいかがでしょうか。ごみ袋等を、植物などの有機資源から作るバイオプラスチックですので、焼却時に、石油から作るプラスチックよりも二酸化炭素の排出が抑制されます。いかがでしょうか。

都市創造部長 「バイオプラスチックへの置き換えについて」でございます。

議員ご指摘のとおり、プラスチック製品をバイオプラスチックに置き換えることによ

り、焼却に伴う二酸化炭素排出量の抑制に繋がるものと考えております。しかしながら、現時点におきまして、バイオプラスチック製品は一般のプラスチック製品よりも高価であるため、財政的な影響等も含め、総合的に検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

中田議員 高価であるということも、よくわかります。また、バイオプラスチックについては大量に作ろうとしたら、食料生産と競合するおそれがあることや、生分解プラスチックと違って自然環境で分解されるものではないことなどもあるので、ただ置き換えるだけでなく、できるだけ使用を控える等の取り組みが必要ではありますが、CO₂削減の観点から、こちらもぜひ取り組んでいただきたいものであります。

次です。ここで、プラスチックの焼却について確認しておきたいのですが、プラスチックごみは一般のごみ焼却時の燃焼促進剤の役割も果たしていますが、今後、プラごみが減ったとして、その分、重油を投入する量が増えるのでしょうか。

都市創造部長 プラスチックはカロリーが高いことから、燃焼温度の上昇に繋がるものと考えますが、重油は主に焼却炉を立ち上げる際の着火の役割をいたしております。そのため、プラスチックごみが減少したとしても、その重油の使用料は変わらないものと認識いたしております。

中田議員 プラスチックごみが減ったとして、焼却時に投入する重油の量は変わらない、ということが確認できました。プラごみが入っていると燃焼温度が上がるということですが、燃焼温度が上がるのは焼却にとって良いことなのでしょうか。例えば、プラスチックとかレジ袋やペットボトルは燃料になるのだから、どんどん使って、どんどん燃やせばいい、というような意見を聞くこともあります。そういったことになるのでしょうか。

都市創造部長 プラスチックごみにつきましては、カロリーが高いため、一度にたくさん焼却炉へ投入いたしますと、炉内の温度が上がりやすくなります。炉内の温度が上がり過ぎますと、耐火材への負担が大きくなるため、一定の温度まで落ち着かせるために、ごみの投入を中断する必要が生じます。従いまして、プラスチックごみが多過ぎますと、結果として、同じ時間に燃焼できるごみが減少することから、燃焼効率としては低下してしまうこととなるものでございます。

また、プラスチックごみ自体が燃焼時に多くの二酸化炭素を発生させるものであることから、必要以上に燃やすことが望ましいというものではないものと認識いたしております。

以上でございます。

中田議員 プラスチックごみを入れ過ぎると高温になり、炉に負担がかかること。その結果として逆に燃焼効率が下がること。そもそも燃焼時に多くの二酸化炭素を排出するの

で、ごみとして積極的に燃やしたほうがいいものでは決してない、ということがわかりました。

次の質問です。プラスチックごみに限らず、家庭系ごみの減量を進めるうえで最も効果が見込まれるのが、ごみの有料化です。参考に、「全国のごみの有料化率」をお示しください。

都市創造部長 環境省が取りまとめております平成29年度の「一般廃棄物の排出及び処理状況等」におきまして、生活系ごみの収集の有料化は80.2%となっており、粗大ごみを除く生活系ごみの収集の有料化は64.6%となっております。

以上でございます。

中田議員 全国で、粗大ごみを除く生活系ごみの有料化率は約65%ということですね。多くの自治体が、すでに導入しているということがわかりました。有料化導入によるごみの削減効果については、例えば、13.7%とか、25%とか、導入の初年度にはそれぐらいの削減効果があったという数値も出ています。

本町のごみ処理については、プラごみ問題だけでなく、これまでも複数の他の議員により、焼却炉の運用上の問題、老朽化、維持管理コストやごみ処理のコスト、広域化のことなど、様々に指摘されていることと思います。すべてにおいて、ごみの減量は、これらの課題にプラスに働くものと考えます。本町はゴミの排出量が全国平均と比べて少ないものの、資源化率に関しては平均より低く、ごみ減量に関しては、まだまだ、ごみの有料化以外に取り組む余地があるとは思いますが、これらのことを考え合わせて、本町としてもごみの有料化を検討する時期に来ているのではないかと考えますが、いかがでしょう。

都市創造部長 生活系ごみ収集の有料化につきましては、他の自治体の事例から、ごみの減量化に繋がるものと認識はいたしております。しかしながら、住民の皆様には新たな負担が発生することや、実施後における不法投棄の増加が予想されるなど、実施にあたりましては慎重な議論が必要であると認識いたしております。

以上でございます。

中田議員 住民の皆さんに負担を強いるものですから、ごみの有料化というものは。導入に当たっては様々な配慮が、今後、もし、するとすれば必要であるものの、すでにごみ処理については多額の税金を使って維持管理されているわけで、また地球環境のこと、自分の排出したごみを、より意識するという意味でも、ごみの有料化というものには意義があると私は考えるものです。

プラスチックは軽量で耐久性があり、安価に製造できるなど、極めて有用で、私たちの生活になくてはならないものになっている一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄の結果、このままでは2050年までに海で魚の重量を上回ると言われているように、海洋汚染やマイクロプラスチック問題、また、ごみとして焼却したときに排出されるCO₂が地

球温暖化を引き起こすなど、その便利さや安さと引き替えに、私たちの生活を脅かす存在にもなっています。

一方で、誰もが使っているからこそ、誰もが考え、取り組むことのできる問題でもあります。私も今回の質問を通して、今まで議会のときにはお昼ご飯のお弁当を注文していたんですが、それも使い捨ての容器に入っているということもあり、自分でもお弁当を作って持ってこようとか、そういうことをしていますので、自分の中の取り組み、まだまだ使い捨てというもの、プラスチックに限らず、根本的にはこれはプラスチックであれコップであれ、様々なものを使い捨てるという生活スタイルの中に問題があるのであって、ここに意識啓発して取り組むと、まだ削減できるものはたくさんあると思いますので、島本町としても、「総合計画」にも「環境基本計画」にも、SDGs というものを書き込んでいるわけですから、書き込むだけでなく、行動で示して、ぜひ島本町として前向きに進めていただきたいと思います。

次の質問です。「島本駅の西側には広い公園を！」

島本駅西側開発では、人口に対して十分な広さの公園が確保できるよう、行政として、準備組合に働きかけることを提案します。

「土地区画整理法施行規則」では、公園面積について「公園の面積の合計が施行区域内に居住することになる人口について一人当たり3平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の3%以上となるよう定めなければならない。」としています。

先日、行われた島本駅西土地区画整理事業の意見書提出のための縦覧で、その数値を確認したところ、公園の面積は4,430平米でした。この値は、計画人口1,250人分の3,750平米及び総面積の3%である3,880平米を上回っており、形式的には基準を満たしています。しかし、これはあくまで形式的なものです。重要なのは実質です。ここでのポイントは、計算に使用されている計画人口1,250人という数字が、施行区域内に居住することになる人口として適切か、ということです。

都市公園は、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の憩いの場としてだけでなく、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保など、都市環境の改善や防災性の向上などに寄与するものであり、人口に見合った規模の公園を造らなければなりません。もし、この1,250人という数値が過少であり、実際にはもっと多くの方がこの地域に住むことになった場合、「土地区画整理法」が求める公園面積の基準が満たされなくなる可能性があり、そうなれば、良好な市街地の形成という本事業の目的と矛盾します。

そこで、質問です。この「計画人口」はどのように計算したもので、いつから、この数値が使用されていますか。

都市創造部長 続きまして、「JR島本駅西地区のまちづくりにかかる計画人口について」でございます。

J R 島本駅西地区のまちづくりにおける計画人口につきましては、町内における既存市街地の平均人口密度に土地区画整理事業区域面積を乗じた方法で算出し、1,250 人といたしております。

なお、この1,250 人という計画人口は、平成 27 年度に大阪府において「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を一部改定される際、当該地区を保留区域に再度設定するにあたって人口フレームを算出したものであり、これ以降、計画人口を1,250 人として、大阪府等の関係機関との協議を進めてきたものでございます。

以上でございます。

中田議員 平成 27 年に計画人口を1,250 人にしたということですが、当初、およそ 6 年前、大阪府に提出した土地利用計画図案と、現状の市街化予想図を比べたときに、土地利用計画に変更はありましたか。

都市創造部長 「土地利用計画」についてのご質問でございます。

平成 27 年度に当該地区を保留区域へ設定した段階と、現段階の土地利用計画を比較すると、変更が生じているものと認識いたしております。

中田議員 変更箇所を比較すると、住宅を建てることが可能な用地の面積は、およそ何% 増えましたか。

都市創造部長 「住宅面積の増加割合」についてのご質問でございます。

概算の数値ではございますが、当該土地区画整理事業区域内において住宅を想定されている面積について、平成 27 年度段階と現段階を比較いたしますと、面積比で約 15%、増加しているものと認識いたしております。

中田議員 現在の事業計画案では、以前と比べて住宅地が増える方向に変化しているということでした。しかし、公園面積は計画当初と同じ人口1,250 人のままで計算されています。これは、今後、駅西開発に予想される実質的な人口に見合うものでしょうか。

都市創造部長 「人口が実質的な想定に見合うものか否か」のご質問でございます。

平成 27 年度に保留区域を再設定した際と現状のまちづくりの熟度を比較すると、現状は都市計画の決定・変更等が行われた状況であることから、熟度は上がっているものと認識いたしておりますが、J R 島本駅西地区の計画人口の算出にあたっては、計算に用いる人口密度を町内の既存市街地の実績数値を使用するなど、可能な限り精査した数値から算出されたものであり、実質的な人口想定に見合うものと認識いたしております。

中田議員 1,250 人が実質的な想定人口に見合うものとの見解でした。しかし、これは到底理解できないお答えです。保留区域設定の際に可能な限り精査した値として計画人口1,250 人と見積もっていたはずですが。そのときから住宅地の面積が15%増えたにも関わらず、現在でも実質的な人口想定は変わらないと主張されるのは全く意味をなしません。

国土交通省は、公園面積を決めるときには、人口について厳密に精査した値を使用す

るようという見解を持っています。せめて、1,250人に1.15を掛けた1,450人弱という値を人口想定として使うべきではないでしょうか。逆に、行政があくまで1,250人が実質に見合う人口であると主張するのであれば、例えば事業計画で計画されている建物の高さをより低くするなどして、人口を1,250人に抑えるように組合に要望すべきと考えますが、いかがですか。

都市創造部長 「組合への要望」に関するご質問でございます。

ご指摘の計画人口につきましては、事業前の計画段階の人口フレームであり、実質的な人口は、その性質上、弾力的なものであると考えておりますが、当該土地地区画整理事業の業務代行予定者を募集する際、計画人口を1,250人として条件提示し、そのうえで業務代行予定者を決定いたしていることから、当該区域内の人口として、計画人口に基づくまちづくりを進めていただいているか、当該準備組合に対して確認させていただくことは可能であるものと考えております。

以上でございます。

中田議員 募集の際、1,250人という条件提示のうえで業務代行予定者を決定しているのですから、確認させていただくというだけではなく、指導が必要だと考えます。もう一度、ご答弁をお願いします。

都市創造部長 計画人口に基づく対応についての再度のご質問でございます。

現時点におきましては、事業者への確認を踏まえて対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 これまで町が行った都市計画関連の意見や「総合計画」「子ども・子育て計画」等で集めたアンケートでは、広い公園が欲しいといった声が多く寄せられていますが、そのことは、都市計画課として認識していますか。

都市創造部長 「公園設置についての住民要望」に対するご質問でございます。

これまでの都市計画説明会やタウンミーティング、また各種計画策定時の住民アンケート等で、子ども達のがびのびと安心して遊べる公園の設置や、ボール遊びのできる場所の設置といった要望が寄せられていることにつきましては、認識いたしております。

以上でございます。

中田議員 国土交通省は、都市公園等の整備の現況調査を毎年実施していますが、それによると、2018年の全国の1人当たりの都市公園等の面積は約10.5平米でした。一方で、同じ年の島本町の1人当たりの公園面積は3.9平米です。これ、半分以下ですね、全国平均と比べて1人当たりの住民の公園面積が、島本町は。住民がもっと広い公園をと要望するのは、ごく当たり前のことだと感じます。

住民1人当たりの公園面積が島本町は全国平均の半分以下である点、都市創造部として認識しておられましたか。

都市創造部長 「住民1人当たりの公園面積について」でございます。

住民1人当たりの公園面積につきましては、本町におきましても、全国平均をはじめ大阪府内における状況については把握いたしております。自治体によっては、国や都道府県が管理する大規模な公園が設置されているなど、公園の設置状況は様々ではございますが、本町が他の自治体に比べ、一定、当該面積が少ないことにつきましては認識いたしております。

以上でございます。

中田議員 重ねて、もし、このまま1人当たり3平米で計算した公園を駅前に造るとなると、事業後の島本町全体での住民1人当たりの公園面積は、計画人口どおり1,250人だったとしても、今の数値からさらに引き下げられることとなります、1人当たりの公園面積ですね。このことも認識されていきましたか。

都市創造部長 「本町全体の住民1人当たりの公園面積への認識について」でございます。

当該区画整理事業に伴う公園整備につきましては、計画人口1人当たりの面積が3㎡以上、または開発面積の3%以上のうち、面積の大きいほうを採用するという基準となっております。現時点におきましては、国土交通省が管理する淀川河川公園を含めると、1人当たりの面積が約4㎡であり、本町が管理する公園面積で算出いたしますと、1人当たり面積が約2.7㎡となっております。

このことから、算出の方法は異なりますが、本町が管理する公園面積で比較いたしますと、当該事業の計画は1人当たり面積が2.7㎡を超えるものとなっておりますので、事業後におきましても、計画上、1人当たり面積が減少することはないものと認識いたしております。

以上でございます。

中田議員 数字遊びではないので、実質、住民の方が感じられるのは、淀川を抜いたとか抜いてないとかいう話ではないので、実質的なことで公園面積を、住民の生活の質を守るために確保していただきたいと思います。

そもそも、前回の「都市計画マスタープラン」改定時の住民意向調査で、町は、土地利用のあり方について住民が求めるものとして、河川、山林など「水と緑の保全」の次に、「公園や緑地の整備」という意見が多いと、「都市計画マスタープラン」に明記しています。単に、先ほどのアンケート等で要望があるというふうに認識されているだけでなく、公園を整備して欲しいという意見が多いということ、行政として、すでに把握しているということです。

そこで質問です。公園を増やして欲しい旨、行政はこの駅西の開発について、準備組合や事業者申し入れたことはありますか。

都市創造部長 「町から事業者への申し入れ」に関するご質問でございます。

本町から事業者に対しまして、直接的に公園面積を増やしていただきたい旨の要望は

行っておりませんが、令和元年6月4日に町から準備組合へ提出した要望書において、公園も含めたインフラ施設の整備について、事前に本町と十分協議を行ったうえで整備を進めていただきたい旨、要望しているところでございます。

以上でございます。

中田議員 しつこく言いますが、先ほどは国でしたが、大阪府の住民1人当たりの公園面積は平均で5.7平米です。例えば、この府の平均値を確保する公園面積を求めたとすると、計画人口1,250人の駅西側では7千平米程度必要になります。ちなみに大阪府では、全国都道府県の中で1人当たりの公園面積がワーストです。その5.7平米を目指すというのは、とても低い目標だと思います。せめて、ここを確保していただきたいと思えます。

そもそも、「都市公園法」では、市町村の全区域及び市街地における住民1人当たりの都市公園面積の標準について、それぞれ10平米以上、5平米以上を「参酌すべき基準」として定めています。また、その運用指針では、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準10平米という値については、「あくまでも現実性を踏まえた途中段階の目標値としての性格を有しており、10平米を達成しても、豊かさと潤いを実感できる国民生活を実現するためには、さらに整備を推進する必要があることから、10平米以上としているものである」としています。ちなみに、駅西開発で保留地以外を全部公園にしても、島本町の1人当たりの公園面積は全国平均である10.5平米に届きません。

次の質問です。住民のニーズ、島本町の住民1人当たりの公園面積の少なさを改善するといった公益性の観点から、また開発区域に住むことになる住民の良質な住環境を確保するためにも、公園面積を拓げるよう、行政として準備組合に強く働きかけることを提案します。

町長、いかがですか。

山田町長 公園面積の要望に関するご質問でございます。

JR島本駅西地区内の公園施設につきましては、現在の計画以上に公園面積を増やしていただくことは公益性や公共性を高めることに繋がると考えられることから、組合との協議を視野に入れて、検討してまいりたいと考えております。

中田議員 もう検討だけでなく、ぜひ強く進めていただきたいと思います。

次です。事業計画上、現段階で公園の面積を増やすことは可能ですか。また、どのような手続きを踏むことになりますか。

都市創造部長 「公園面積の変更」に関するご質問でございます。

事業計画書に記載されている公園面積や、それに伴う公共減歩の増加等について、計画及び施行途中で変更される場合、「土地区画整理法」に基づく事業計画書の変更手続きを行うことで、対応が可能であると認識いたしております。計画変更にかかる手続きといたしましては、事業計画書を変更されることについて、組合において総会を開催し、

事業計画の変更にかかる意思決定を経て、「土地区画整理法」に基づく認可変更の手続きを行う必要があるものと認識いたしております。

以上でございます。

村上議長 持ち時間に気をつけてください。

中田議員 はい。組合の総意のうえで府への変更申請ができるということを確認しました。

次です。他の土地区画整理事業でも、途中段階で変更が行われるということはあるのでしょうか。

都市創造部長 これまで他市町村における組合施行による土地区画整理事業の調査等を実施した際、公園等の公共施設の計画変更を理由に事業計画の変更を実施された事例はあるものと認識いたしております。

以上でございます。

中田議員 今からでも事業計画の変更は十分に可能である、ということが確認されました。公園面積は、言うまでもなく住民の良好な住環境確保のため、十分に公益性のある事業になるように、町として働きかけをしていっていただきたいと思います。

次です。先ほどの「都市公園法」のガイドラインでは、生物多様性の確保を図る場合には、「動植物の生息地または生息地としての緑地の規模や連続性等を評価して、都市公園を含む必要な緑地を配置し、有機的なネットワークの形成を図ることが望ましい」としています。これまでの質問で、駅西の開発に伴う生物多様性の保全について、準備組合に要望していることは確認していますが、具体的な種名をあげたうえで協議はされているのでしょうか。

都市創造部長 「生物多様性保全に関するJR島本駅西土地区画整理準備組合との協議状況」についてのお尋ねでございます。

JR島本駅西土地区画整理準備組合に対しましては、令和元年6月4日付けで、島本町生物多様性保全創出ガイドラインに沿った対応をしていただくことを含めた要望書を提出しているところでございます。この要望書の提出にあたり、準備組合と業務代行予定者の担当者に対しまして、具体的な重要種の名称は申し上げておりませんが、リストを掲載したガイドラインをお渡しし、対応いただくよう、直接ご依頼したところでございます。

以上でございます。

中田議員 以前行われた生物総調査で、駅西地区には町の重要種が2種いることがわかっています。種によって、生息地として何が必要か、例えば緑地の規模や連続性は全く異なります。重要種を保全する、保全を求めるといっているのであれば、具体的に種名をあげて、その保全を働きかけることは必須です。重要種の種名をあげて対応を求めていただきたいですが、いかがでしょうか。

都市創造部長 生物多様性保全に関する再度のご質問でございます。

議員ご指摘の重要種の種名をあげて、それぞれの種に対する保全策を求めることにつきまして、生物多様性保全創出ガイドラインが、町の事務事業実施にあたって活用することを目的としているものであり、事業者に対して個別具体的な対応を求める性質のものではないと認識いたしております。しかしながら、JR島本駅西土地区画整理事業につきましては、公益性・公共性の高い事業でございますことから、改めて、総合的な生物多様性保全に向けた配慮をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 今のご答弁では、種名をあげて、その種への対応を求めるということには聞こえなかったのですが、また、この件は後ほど確認させていただきます。

駅西開発に関しては、ほぼ全面が住宅地となる都市計画の変更に、公益性がないのではという声、これまでも多くあがっています。既存の住民にとっても、今後、島本町に入ってくる住民の皆さんにとっても、あらゆる意味で良好な住環境を担保するためには、十分に広い公園が確保されていることが重要です。

最後に、改めて行政として準備組合に強く働きかけることを求めて、公園面積と公益性の観点から求めて、質問を終わりにいたします。

以上です。

村上議長 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員（質問者席へ） 2020年（令和2年）2月定例会議一般質問を行います。大きく3点のテーマで質問します。

（I）「ふれあいセンターの大規模改修工事～その必要性和計画の周知について～」。

ふれあいセンターは適切に長寿命化を図り、末永く安全に使用できるよう、計画的な維持補修・管理を行う必要がありますが、年間を通じて、日々、多くの利用者があるため、大規模改修工事を行うとなると、その影響は実に多岐にわたります。

大規模改修工事を行う際には、一定期間、休館を余儀なくされることもあるということですが、今後、どのような工事が必要で、どのように工事を行うことになるのか。現時点で考え得る「大規模改修工事の計画」について、まず、説明を求めます。

総務部長 それでは、戸田議員からの一般質問に、ご答弁申し上げます。

「ふれあいセンターの大規模改修工事について」でございます。

ふれあいセンター建物の長寿命化に向けての差し迫った課題といたしましては、開館以来更新していない空調機や給湯機、受水槽等の設備機器の更新、屋上防水等が必要であるとと考えております。特に空調機や給湯機につきましては、本年1月1日をもって生産が終了したR22フロンガスが一部に使用されており、機器が故障すると、修繕が困難となることも想定されます。また、これらの設備機器の更新にあたりましては、安全管理等の観点から施設の利用を制限して更新工事を実施する必要があることから、ふれあ

いセンターを一定期間休館する必要性が生じるものと認識をいたしております。

以上でございます。

戸田議員 すでに議場でも公にされていたことなんですけれども、第四保育所を暫定的にふれあいセンターに移転したことで、空調設備の改修工事が実質先送りとなっています。その後、不具合が生じたりはしていませんか。

総務部長 「空調設備の不具合の状況について」でございます。

ふれあいセンターの空調設備につきましては、指定管理者において保守点検を実施しておりますが、開館以来更新していないことから老朽化が著しく、令和元年度も、一部の機器については修繕工事を実施しているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 休館となれば、貸し館事業の休止により、市民活動、文化活動、生涯学習、習い事、交流の場としての機能が、一定期間失われることとなります。当然、図書館や社会福祉協議会の事業にも影響します。ほかにも乳幼児健診、子育て世代包括支援センター、消費者相談と、影響は多岐にわたります。1階レストランも事実上営業休止となり、経営者にとっては、これは死活問題です。

円滑に改修工事に取りかかるためには、各関係機関、関係団体と協議を行い、理解を得ながら、ともに最善の方法を見出していくプロセスが必須ではないでしょうか。また、保育所機能が第四保育所新園舎に移ってからの協議・検討では遅く、今から計画的に丁寧に進めていかなければならないと思いますが、この点、どのようにお考えでしょう。何か対策を取られていますか。

総務部長 次に、空調機等更新工事にあたっての「関係機関との事前協議や周知について」でございます。

現在予定している空調機等の更新につきましては、ふれあいセンターを一定期間休館して工事を実施する必要があるものと想定しており、町の事業のみならず、ふれあいセンター内で事業を実施している関係機関・団体及び住民の皆様の利用に大きな影響が出ることから、工事の計画を進めるうえでは、十分な協議・検討が必要であると認識をいたしております。

このことから、現在、各部局がふれあいセンターを利用して実施する事務事業に対する影響範囲の確認を行うなどの内部調整を進めているところであり、今後は、庁内の組織のみならず各関係機関等との調整を十分に図ったうえで、具体的な工事内容や休館時期を決定し、利用者に対する周知を行うなど、円滑に工事が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 まずは、課題整理から始めていただきたい。第四保育所新園舎に子ども達が移動した後のふれあいセンターを、元の、あるいは新たな複合施設として、どのようにし

ていくかを十分に考察したうえで、大規模改修の休館の時期とあわせて内装工事を行う必要があると考えています。原状復帰ではなく、新たなあり方を考える。これについては、どのようにお考えでしょうか。

総務部長 第四保育所が役場前駐車場に新設される建物へ移転した後の「内装等の復旧工事について」でございます。

基本的には、各諸室とも移転前の形に復旧し、元の機能が確保できるよう速やかに復旧する必要があるものと認識しておりますが、保育所のために設置したものは可能な限り撤去することなく、引き続き使用できるものについては、そのまま使用していきたいと考えております。復旧工事の時期や、移転後の各諸室の利用形態につきましては、移転時期の前までには検討を進め、方針を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 バラバラに行うと、二重の投資にもなるかと思えます。防災拠点のリスク分散を考えると、ふれあいセンターの活用は避けて通れない課題であると考えています。他の議員からも質問がありました。鋭意検討、洞察力のある協議をお願いして、次の質問に移ります。

(Ⅱ) 「やっぱり問題！ 『文科省放射線副読本』」。

2019年2月定例会議の一般質問でも指摘しましたが、この副読本は、副教材として問題があり過ぎます。小学生版は、新1年生に配られるものとして滑稽なほどに内容が高度です。また、必ず全校・全新生に配布するよう、各学校に直接送られてきており、副読本としては極めて異例のものです。こんな副読本が他にあるのでしょうか。

そもそも、副読本というのは、「誰が、どのように選択し、授業においてどのように活用」されるものなののでしょうか。また、前の一般質問で求めていた「副読本全般の取り扱い、現状把握」についても説明を求めます。

続けて2点、質問します。

「島本町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」は、教材の取り扱いについて、どのように定めていますか。教材の選定にあたっては、「その教育上の効果に十分配慮しなければならない」としてはいますが、その主語は校長であり、本来、副読本の選択については校長に権限があるのではありませんか。

次です。同規則は、学年または学級全員に教材として副読本を使用するときは、あらかじめ、「その書名・定価等を、副読本等使用届により校長が教育長に届け出なければならない」としてはいます。つまり、各学校・学年の担当教諭が、必要なものを、必要なだけ選択し、授業でそれを用い、それを校長が、あらかじめ教育長に届けて副教材として活用するのです。すなわち、本来、各学校の自主性が重んじられているのではないのでしょうか。

ご答弁を、お願いいたします。

教育こども部長 それでは、「放射線副読本」について、ご答弁申し上げます。

まず、「副読本がどのように選択され、授業においてどのように活用されるものか。また副読本全体の取扱い、現状把握について」でございます。

学校教育における副読本の位置付けといたしましては、「学校教育法」第34条で、教科用図書以外の図書その他の教材、いわゆる補助教材で「有益適切なものは、これを使用できる」と定められております。また、平成27年3月4日付け文部科学省初等中等教育局長の「学校における補助教材の適正な取扱いについて」では、補助教材として、副読本の他、解説書、資料集、学習帳、問題集等の他、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれるとなっております。

学校での副読本等の使用にあたりましては、各学年に適した補助教材を選択し、「島本町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」第16条の規定に基づき、校長が教育長に対し副読本等使用届を提出し、使用することとなっております。

次に、「島本町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則における教材の規定、副読本選択の校長の権限について」でございます。

教材につきましては、「島本町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」第16条第1号で「教科書と併用して継続的に学習の用に供する副読本、問題集、解説書その他これらに類するもの」、また、第2号で「学習の課程又は夏季休業日、冬季休業日等長期にわたって使用する学習帳、その他これらに類するもの」と定められております。

各学校が選択した教材につきましては、校長の責任において教育長に使用届を提出したうえで使用いたしますが、国や府等から配布されるものに関しては、内容や通知に基づき、統一した取り扱いをすることもございます。

次に、「副読本の活用における各担任、各学校の自主性について」でございます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、各学校で選択した教材は、校長の責任において教育長に使用届を提出したうえで使用いたしますことから、学校に裁量はございますが、国や府等から配布されるものに関しては、内容や通知に基づき、統一した取り扱いをすることもございますことをご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

戸田議員 つまり、この当該副読本については、国からの通知に基づき「統一した取り扱いをする」ものに値すると、そのように答弁されているのだと思います。

2019年度放射線副読本について、文科省からどのような通知がありましたか。ご答弁、お願いします。

教育こども部長 2019年度の通知ということでございますが、令和元年度の取り扱いにつきましては、令和2年2月17日付け事務連絡にて文部科学省より、2月21日から各学校へ配布を開始するとの通知が、大阪府教育庁経由でございました。学校に届き次第、配布の方向に変わりはありません。

以上でございます。

戸田議員 今年度、府を通じて国が使用状況の実施調査を行ったと認識しています。島本町は、これにどのように回答しましたか。

教育こども部長 国における放射線教育の実施状況調査につきましては、本町では中学校1校が調査対象校として指定されました。当該調査に対する調査対象校の回答といたしましては、放射線に関する内容の授業については、中学2年または3年次に社会や理科の教科において実施したこと、実施に際しては指導内容が重複しないよう配慮したうえで、教科書のほかに国が作成した放射線副読本を参考に実施したこと。また平成30年10月に改定した放射線副読本の取り扱いについては、すべての生徒に配布し、各自の家で保管するよう指示したことなどを回答いたしております。

以上でございます。

戸田議員 去年ですか、12月にあったと思うんです、この調査。放射線教育の実施状況の調査は、今後、さらに放射線教育を充実しようとさせるもので、各学校において活用することをわざわざ促進し、調査表の提出まで求めているのです。副読本の取り扱いとしては極めて異例。これはもう異常と言っても過言ではないと私は思います。

文部科学省は、放射線副読本を2019年度、2020年度、令和元年、2年度も、全国すべての小・中・高の新1年生に配布しようとしているのでしょうか。島本町は、どのように対応しますか。各学校長の権限にゆだねる、あるいは校長会で今後の方針を議論するなど、島本町として適切な対応をお願いしたいと思います。いかがですか。

教育こども部長 先ほどもご答弁、ちょっと重なると思いますが、令和元年度の取り扱いに関しましては、先ほどご答弁させていただきましたように、2月21日から各学校へ配布を開始するとの通知が大阪府教育庁を経由して、学校に届き次第、配布の方向ということでございます。中学校におきましては、授業での活用が可能である学年まで学校で保管し、最終、配布する予定でございます。

また、令和2年度の取り扱いにつきましては、同通知の中で、今年度と同様の取り扱いを求めるとの記載がございました。

以上でございます。

戸田議員 新学習指導要綱では、「放射線に関する科学的な理解や、科学的に思考し、情報を正しく理解する力を、教科等横断的に育成する」としているようですが、放射線副読本を副教材として活用し、適切な指導を行うとするならば、実のところ、放射線を授業で扱える学年は限られているのではないのでしょうか。「どの学年で、どういった教科で、どのように扱うことができるのか、あるいはできないのか」、詳細説明を求めます。

教育こども部長 放射線を授業で扱う学年といたしましては、小学校では3年生から6年生における総合的な学習の時間や、6年生の理科「大地の造りと変化」の単元の「火山と地震と大地の変化」や「発電と電気の利用」などの単元にて、エネルギーに関する諸

問題や環境問題、発電について学習する際に、一部取り扱うことができるものと考えております。また中学校では、理科の学習指導要領で放射線の取り扱いがございますことから、その際に参考として関連する部分を、一部使用することが可能であると考えております。

以上でございます。

戸田議員 平成30年10月改訂のものは、すでに全校・全児童生徒に一度配布され、令和元年度は新1年生を対象に配布される。令和2年度も同様になる。しかし、ご答弁からも明らかなように、中学2年生・3年生の社会や理科で参考として用いる以外は、その必要性があまり感じられません。もちろん、なくても教科書を見れば十分に情報がある。使う日まで各家庭で保管しておくなど、事実上不可能であることは誰の目にも明らかです。国のホームページに掲載されていれば、必要な箇所だけ印字して使えば良いのです、必要ならば、多額の公費を費やして各家庭に、子どもを通じて配布するという異例の副読本であるということ、まず、認識しておかなければなりません。

質問します。授業の中では、最低限、福島原発事故による「被曝被害の現実が書かれていないという欠点」を補う必要があると考えますが、いかがでしょうか。仮に授業で使うならば、ということです。

教育こども部長 福島原発事故につきましては、理科で放射線の単元や、理科や社会科でのエネルギーに関する諸問題について学習するなど、様々な教科単元において学習いたします。

なお、放射線副読本のみで授業を行うのではなく、あくまで授業の一教材として使用いたしております。

以上でございます。

戸田議員 放射線副読本は、原発事故の記述よりも、日常生活で受ける放射線量の説明を優先し、被曝のリスクは、さして差し支えがないと思わせる印象操作にあふれています。福島第一原発事故の被災者への配慮を欠き、廃炉作業など今後の課題も記述せず、安全性ばかりを強調した内容になっています。これを理由に、回収を進めた自治体もありました。滋賀県野洲町です。議員の質問がきっかけでした。

放射線副読本には、明らかに存在する被害が記述されていません。避難といじめの話は記述されていますが、なぜ避難しなければならないのか、その原因である、例えば小児甲状腺がんなどの健康被害についての記述がありません。健康被害とは、身体の大きさ、思考力の低下、免疫力の低下、がんや心疾患による死亡、放射線被曝との関連が考えられる遺伝的な影響をも含みます。

質問します。放射線被曝の科学こそ、放射線教育の基礎でなければならない。被曝の科学です。広島・長崎を経験した日本と日本人ならば、このことは誰よりも理解できるはずなのに、あたかも問題がないような記述ばかりの副読本を子ども達に手渡し続ける

のですか。先生、本当にそれで良いのですかと、私は問うています。教育長、ご答弁をお願いいたします。

持田教育長 補助教材の適正な取り扱いといたしましては、補助教材の内容及び取り扱いに関する留意事項を十分に留意し、特定の見方や考え方に偏った取り扱いにならないように配慮しなければなりません。また、各学校においては指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任のもと、教育的見地から見て有益にして、そして適切に補助教材を活用することが重要であります。

なお、文部科学省作成の副読本につきましては、各学校において教材として活用する方向性には変わりはありません。必要な場合に応じて、適切に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

戸田議員 今のご答弁は、補助教材である副読本の一般的な取り扱いについてのご答弁であったと、そのように思います。放射線副読本について問うています。もう一度、ご答弁をお願いいたします。

持田教育長 「放射線副読本についての取り扱いについて」でございます。

放射線副読本につきましても、文部科学省作成の副読本であり、補助教材の一つであることに変わりはありません。補助教材の内容及び取り扱いに関する留意事項を十分に留意し、特定の見方や考え方に偏った取り扱いにならないよう配慮するものであると考えてございます。つきましては、必要な場面に依りて、各学校において教材として活用する方向性に変わりはなく、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

戸田議員 百歩譲って、例えば、廃炉の技術などを次世代がしっかりと担って継承していかなければならないというときに科学的知識が要ること、これは否定しません。しかし、今回の副読本はいじめ、「人をいじめる」というような人権の問題とすり替えている。私は、それが我慢ならないと思っております。引き続き、この問題に関心を寄せていきます。

(Ⅲ) 点目、「小規模保育事業所の保育の質の向上を目指して」です。

2012年(平成24年度)に成立した「子ども・子育て関連三法」において、家庭的保育事業等4事業が市町村認可事業として位置づけられました。府営住宅やUR空き店舗などを活用し、現在、町内4カ所となった小規模保育事業がこれにあたり、0歳～2歳の待機児童は大きく軽減されました。

しかし、最も重要なのは、一人ひとりのお子さんに質の高い保育が提供されることです。2014年(平成26年)9月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から出された「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて(通知)」

に基づき、保育の質の向上を目指して質問いたします。

1点目、「外部評価について」です。

外部評価を受審するよう努力義務が課せられているのではありませんか。5年に一度程度の受審が可能となるよう、公定価格上の評価もされたいと思います。積極的に外部評価制度を構築していただきたい、していただかなければならないと思いますが、いかがでしょう。1点目です。

教育こども部長 続きまして、「小規模保育事業所の保育の質の向上を目指して」について、ご答弁申し上げます。

まず、「外部評価について」でございます。

「島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第6条第4項におきまして、「家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。」と定められております。また第三者評価を受審し、その内容が適切であると認められる場合は、施設に対して交付する地域型保育給付費に一定の加算がございます。

本町におきましても、小規模保育事業者に対し、毎年、指導監査を実施しているところでございますが、第三者評価は、当該事業所の運営が適正に行われているか否かを判断する有益な方法であるとともに、当該事業所における保育の質の向上にも資すると認識をいたしております。

現時点では、開設後1年を経過していない事業所も含め、いずれも受審はされておりませんが、今後、受審するよう準備を進めていると聞き及んでおりますので、本町といたしましても、事業者に対し受審促進を図ってまいりたいと考えます。

戸田議員 有益性があるとおっしゃっている。給付費の加算があるにも関わらず、外部評価がなされていないのが現状で、非常に残念です。これについては、速やかに改善されるよう求めておきます。

次に、「連携施設」です。

満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携施設との様々な連携が考えられています。③点、あります。

①「健康診断」について。小規模保育事業所に通う乳幼児の健康診断は、現状、どのようになっていますか。連携施設と同一の嘱託医に委嘱すれば、必要に応じて連携施設と合同で健康診断を行うことができるのではないのでしょうか。

「園庭の開放について」です。小規模保育事業から求めがある場合には、連携施設は当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放することができるようにするのが望ましいと思いますが、いかがでしょう。

③点目。「合同保育について」です。現在、3歳児に近い2歳児に対する集団保育の体験期間の提供は行われていますか。保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、

集団保育の必要性が生じてくる2歳児については、定期的な合同保育により、集団保育の機会を確保することが理想的です。3歳児からの円滑な集団保育にも繋がります。連携がスムーズになる。連携施設の運営に支障がない範囲で、合同による保育を行うよう指導することは可能と考えますが、いかがでしょう。

以上です。

教育こども部長 次に、「健康診断について」でございます。

健康診断につきましては、各事業者においてそれぞれ嘱託医を配置したうえで、実施されております。小規模保育事業所と連携施設である保育所との合同での健康診断の実施につきましては、嘱託医の選定、事業者間での日程調整、費用の分担等、様々な課題が想定されますことから、連携施設を有する本町としては、現時点では予定はいたしておりません。いずれにいたしましても、現在、小規模保育事業者から、そのようなご提案はいただいておりますが、今後、同様の提案を受けた際には、実施の要否も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、「園庭の開放について」でございます。

園庭の開放につきましては、町立保育所の例で申しますと、小規模保育事業所からの求めに応じ、町立保育所が定期的に行う園庭開放の日にあわせて、一般の利用者らとともに利用していただいた実績がございます。今後も小規模保育事業所から求めがあった際には、町立園としての連携施設においては、引き続き支障のない範囲で利用できるように対応してまいりたいと考えております。また民間園におかれましても、支障のない範囲で、園庭の利用が行われるよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、「合同保育について」でございます。

合同保育につきましては、連携施設と事業所の間において、その保育内容や児童の生活リズムが異なるといった理由などにより、現時点におきましては実施した実績はなく、また、事業所から実施を求める声も特段いただいております。これらについても、小規模保育事業所のニーズを十分に踏まえ、町として働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 各事業所においては、嘱託医を配置し、健康診断を実施されているということは確認できました。押し車で外出されるほほえましい様子をよく見かけますし、それはとても良いことですが、複数の1歳～2歳児を不特定多数の人が行き交う場所で保育するのは、やはり、それなりのリスクが伴います。島本町で育つ子ども達が、より安心・安全な環境で保育が受けられるよう、島本町として積極的に働きかけて協力していただきたい。何かあってからでは、遅過ぎるからです。

集団保育の必要性については、ここで繰り返し述べませんが、ほかにも発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見と保護者への支援について、連携施設におけ

るノウハウを活用し、適切な助言・相談を行うことなど、様々な連携が考えられます。もう、これについては町立では実績があります。これは理想の夢物語ではなく、厚労省からの通知に書かれていることであり、つまり、現状では課題があるということになります。

最後に、「賠償責任保険」について、問います。

万が一、提供した保育により賠償すべき事故が発生してしまった場合については、損害賠償を速やかに行うよう規定されている。事故が起こってしまったとき、円滑に保障がなされるよう、通知では賠償責任保険に加入することを「可能な限り検討すること」としています。島本町においては、これを義務化しておきたいと従前より考えていました。町の見解とともに、「各事業所における現状」をお示してください。

教育こども部長 次に、「賠償責任保険について」でございます。

保育中に万が一事故等が発生した際には、迅速かつ適切に対処することはもちろんのこと、その後の必要な賠償についても、円滑になされることが必要であると考えております。

町立保育所につきましては、町立の学校及び幼稚園と同様に、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付制度に毎年加入をいたしております。小規模保育事業所におかれましても同制度をはじめとする賠償責任保険に加入されており、いずれの施設においても、万が一の際の補償体制を整えているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 島本町は、事業者を募集する際、募集要項に賠償責任保険への加入について記載していると認識しています。過去、その必要性を質疑で私は述べております。すなわち、募集時における町の姿勢は非常に重要です。いずれにしても、事故や事件が起こってからではなく、島本町が行う指導・監査こそが重要であり、また、それが適確に行える職員体制が必須であることを強く強く訴えまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

村上議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 33 分～午後 4 時 10 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平井議員の発言を許します。

平井議員 (質問者席へ) それでは、令和 2 年 2 月定例会議の一般質問を行います。テーマについては、「町長が描く魅力あるまちづくりとは」ということです。

山田町長が町政運営を担い、3 年になります。町長の任期も、早いもので残すところ 1 年になりました。この 3 年間、財政状況の厳しい中、様々な行政課題に向き合ってこられたと思いますが、町長は、3 年前の選挙で「子育て支援、教育にしっかりと投資し

ます。若者が出産・子育てをしやすく、女性が働きやすい環境をつくります。若者が集まる町は、地域も活性化し、豊かで潤いのある町になります。そうすると福祉・保健・医療も充実し、年長者も暮らしやすい町になります。この先50年以上、島本町の未来にしっかりと責任を持ちます。『町民の 町民による 町民のための』町政を進めます。そのために、小さくても魅力ある島本をつくる」と言っておりましたが、3年間、厳しい財政状況の中で町政運営に携わり、町長が描く「魅力あるまちづくり」について、「取り組んで来た内容と成果」について、お伺いをいたします。

山田町長 それでは、平井議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。

私が、町政運営の重責を担ってから4年目を迎えることとなります。1期4年の任期の最終年を、このたび迎えます。この間、町職員や議会の皆様、住民や関係団体等の皆様のご協力を得ながら、「まちづくりの根幹は人づくり」と「協働のまちづくり」の理念のもと、「小さな町の豊かな暮らし」を目指し、取り組んでまいりました。

特に「子育て・教育」については、厳しい財政状況にはございますが、最優先で取り組むべき課題として、まだ整備途上ではございますが、「保育基盤整備加速化方針」に基づく保育施設の整備を進め、待機児童の解消に向けた一定の道筋を示せたものと考えております。また第三小学校の耐震化につきましても、多くの課題はございましたが、一定の道筋を示せたものと考えております。さらに第四小学校の校舎増築、学童保育室の整備、小・中学校のICT環境整備、子ども医療費助成の拡充など、子育て・教育環境の充実に取り組んでまいりました。

公共施設については、人権文化センターのバリアフリー改修、橋梁などのインフラ施設の長寿命化に取り組んだほか、民間のお力もお借りし、障害者地域生活支援拠点施設の整備を進めるなど、施設の適正管理に取り組みました。

商工関係では、商店街サミットや商業団体支援事業補助金の創設、高槻市との観光連携協定の締結など、商工業者や近隣自治体と連携した商業振興や、にぎわいづくりに取り組みました。

JR島本駅西地区のまちづくりについては、反対のご意見も多数ございましたけれども、都市計画審議会での審議や都市計画手続きを経て、市街化区域の編入や用途地域の都市計画決定を行いました。引き続き、まちづくり委員会での議論を進め、JR島本駅西地区のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

また就任以来、タウンミーティングや町長席、ワークショップなど通じて住民の皆様と対話させていただく機会の充実に努めた一方、「第6次行財政改革プラン」に基づく個人給付の見直しや補助金評価などにも取り組みました。

今後も住民の皆様との対話を大切にしつつ、各種事務事業の見直しと事務の効率化に努めるとともに、歳出削減と歳入確保に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 今回の答弁で言いますと、この3年間に取り組んで来た内容を報告いただいたということだというふうに思いますが、やっぱり待機児童対策や三小の耐震化、また公共施設の整備が主な内容でしたが、今の答弁では、この取り組みというのは、町長が就任していなくても、継続してしっかりと取り組まなければいけなかった課題というふうに認識をしております。

しかし、待機児童の解消に向けて道筋をつけてこられたことには一定評価するところですが、やはり町長が就任して、町長として、他の市町村にない、斬新な政策を打ち上げて、それをしっかりと住民の皆さんのご理解を得て取り組んでいく。そういう何か目玉的なものを住民も求めたんだ、というふうに私は思っているんですけどね。そういう取り組みというのは新たに何かございましたら、ご紹介をいただきたいというふうに思います。

山田町長 私独自の取り組みということでございますけれども、なかなか財政状況が厳しい中、そこに割く財源というものが無い中で、いかに効率よくソフト面でやっていくかということが重要になると思います。そういう意味では、住民さんの意見をしっかりと聞いていく姿勢であったり、例えば小さなことですが、審議会の中に公募委員を入れていくといった姿勢であるとか、私自身はそういった、住民さんがしっかりと町政に関わっていくというところが重要なことであると思って取り組んでまいりました。

また、「特に教育と子育て支援に投資をしていく」と申し上げたとおり、その部分については最優先の課題として取り組んで来た自負もございまして、これはとある別の市町村の市長をされていた方のお話になりますけれども、やはり、そのときどきの首長が代わることによって、何を最優先においてそこに投資をしていくかというのが変わると。なので、私が就任したからには、私はそのところに子育て・教育といった部分にしっかりと投資をしていきたいという思いでやってきました。また、ほかの方がなれば、その方が最優先だと思ふところにしっかりと投資をしていく。そういう意味で長年経た中では、それがいろんな分野において平準化していく。

だから、「首長は長く続けるのも良くない」と、その方はおっしゃっていたんですけども、私はそういう観点から、私が就任したときには、しっかりとその部分に特化してやっていきたいという思いでやってまいりましたので、そういったところでは、それが平井議員のおっしゃる「魅力あるまちづくり」に繋がっているかどうかは、また住民の皆様が判断をしていただけるかと思っておりますけれども、私としては、この3年間は子育て支援、また教育という部分においては、しっかりと特化してやってきたつもりでございます。

以上でございます。

平井議員 確かに町長も3年前の選挙で、そういう部分を中心に力を入れてやりたいというのは公約にも書かれておりますので、その辺は十分理解するんですけども、「魅力あ

るまちづくり」って人それぞれ感じ方が違うと思うんですけどね。やはり、ほかから島本へ来ていただいて、魅力を感じて帰ってもらえるような町にしないといけないというふうには思っているんですよ。

確かにいろんな子育てに対する環境を整備しても、中側の環境整備で、それは一つの考え方としてあるんだと思うんですけども、外から来ていただいて、島本で何か発見していただくような、そういう魅力づくりも必要かなというふうに思っておりまして、一つに言うたら、サントリーさんなんかへ見学に来られたと。それで島本向いて歩くのかというたら、すべて山崎に帰ってしまう。それでは島本町の事業所の、世界ブランドであるサントリーさんに来てもらう意味合いがなくなるというふうに思っているんで、その辺のお客さんを、せっかく来ていただいているんだから、島本を向いて、水無瀬川を向いて歩いていただいて、何かを発見していただくような、そういう夢のあるまちづくりを求めたいなというふうには思っているんですけども。

それについて何か、観光ともリンクするのかわかりませんが、町長の今後の考え方として、お伺いできればというふうに思いますけど。

山田町長 おっしゃるとおり、例えばサントリー山崎蒸溜所に関しましては、年間 12～13 万人の観光客が来られているとお聞きをしておりますので、そのうちの一部でも、山崎のほうから、西国街道を通りながら、町を散策しながら、地域でお金を使っていただくような、そういった仕組みというものがあれば、本町にとっても大変有意義なものになるというふうにも考えておりますし、また、そのためには、やはり観光する場所、お金を使っていただけるような場所も誘致をしていきたいなという思いは私にもございますし、そういった取り組みといたしましては、まだスタートしたばかりですけども、商店街サミットという取り組みにおいて、商店街を中心にではありますけれども、町内の商工業者の活性化を目指した取り組みなども今、進めておりますし、この最近を見ておりまして、駅前におきましては、一定、お店なども増えてきたという印象も受けております。

ですので、それを、この後、どういうふうにして活かしていくか、地域の魅力として活かしていくか。また、お店だけではなくて自然や歴史、そういったものを活かしながら、島本町の魅力というものについて発信していけるかということが、今後の島本町にとっては必要なものであるというふうに、私も今、感じております。

そういった意味においては、今回、高槻市と観光連携するというところで、1 周年企画として、水無瀬神宮さんで中将棋の大会を私と濱田市長とがやるということで、なかなか中将棋って広くは知られてはいないんですけども、そういった魅力も島本町にありますので、そういったところを活かしながら、魅力の発信には努めていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

平井議員 それと冒頭の答弁でね、タウンミーティングとか町長席等開設して、様々な住民の皆様方と対話をされてきたというふうに思っているんですけども、その中で、それぞれの地域、地域の課題といたしますか、問題点、またそういうのを町長なりに意見をお聞きしてきたと思うんですよね。

その中で特に一つの例をあげてみたら、尺代とか大沢地区、やっぱり、どうしても高齢化になってきて免許証の返納はする。それで、空き家もこれから増えつつある中でね、特に大沢のキャンプ場も今度、廃止になりますよね。大沢があって、キャンプ場がある限り、年間のある時期はそこに子どもさんなんか来て賑わった時代もあったんだと思うんですけども、これからキャンプ場がなくなって、その跡地をいかに、大沢の人にしてみたら有効に、何らかの形で活用していただきたいという思いもあるというふうには思っているんですけどね。

そのためには交通の利便性というのか、やはり、この島本町に下りてきたくても、なかなか、すぐに下りることができない。そういう不便な過疎の地域と言うんですかね、そういうところにしっかりとサポートしていくような政策も、今後、必要ではないのかなというふうには思っているんですけども。そういう山間部の地域の活性化のために、何か町長として思いがあるんでしたら、ちょっとお聞かせをいただければというふうに思います。

山田町長 タウンミーティングにおきましては、様々なご意見をいただいております。その中で、特に大沢地域や尺代につきましては、交通の課題というものはあげられておりました。そういった意味におきましては、現在は大沢地区については外出支援として、大沢地区乗り合いタクシー配車サービス事業を実施しているほか、高齢化が進む同地区への対応として、高齢者対象のサロンの開催、町保健師の訪問による健康相談など行っているところでございます。また尺代につきましても、従前から福祉ふれあいバスを配車をいたしまして利用していただくなど、交通対策を行ってきているところではございますけれども、平井議員おっしゃるとおり、大沢地区につきましては、やはり、ふれあいセンターで何かイベントごとがあっても、なかなか行けないといったお声もいただいておりますことから、今後、福祉ふれあいバスにつきましては、一定の現状の予算内ではできるだけの拡充であったり、利便性の向上というものは図ってきたところではございますけれども、今後、やはり高齢化というものも進んでいきますので、そういった意味においては、抜本的な福祉ふれあいバスの見直しというものも、今後はやはり検討していかなければならないというふうには感じているところでございますし、また、他市町村の取り組みにおきましては、例えば自動運転の技術を取り入れたりとか、乗り合いのタクシーを使ったりとか、公共交通、また行政がサポートする交通というものを試験的にやられておられるところもございますので、そういった民間とも協働しながら、何ができるのかというところは、今後、島本町においてもしっかりと課題として検討してい

く必要があるというふうに感じています。

以上でございます。

平井議員 それと町の活性化とか、町の住民の盛り上がりなんかでいいますと、やっぱり、昨年のワールドカップのラグビーの堀江選手なんかの、私たちも早く気がついて、そういう盛り上げる手法を考えても良かったのかなというふうには思っておりますけども。やはりタウンミーティングなんかでもそういう意見が出ているように、また一般質問でも、先日、東田議員もそういうところに触れましたけども、そういうのは地元在住の選手ではないですけども、少なくとも3年間、島本町の町内にある高校に通って、汗を流して、その結果、あそこまでたどりついている選手であるので、何かの一つのきっかけとして、ラグビー知らなかったも、あるとき私たちがルール知らなくても、やっぱり見たら感動もしましたし、そういう意味では盛り上がった一時期であったのと違うかなというふうには思っておりますので、今後、そういうのはしっかりと、町としてもサポートしていただきたいというふうには思っております。

それと、今後、やっぱり新たな島本町の魅力を発見する努力をしていただきたいというふうには思っております。また、それには失敗を恐れずに、若者がワクワクするような、そういった町としての取り組みというのか、仕掛けというのか、投げかけというのか、そういうのを町長にお願いしておきたいと。そのためには、今後、いろんなところで最近、AIの技術なんかも取り入れているいろんな企業なんかも増えてきているようにはお聞きしているんで、そういう研究なども進めて、より効率のいい、コストの削減できるような、そういうところにも目を向けてやっていただきたいなというふうには思っております。そういう一つの課題を、プロジェクトチームとかでも作って、研究課題として、しっかりと取り組むような、そういうこともお願いをしておきたいと。

それと、今後、やっぱり少子高齢化の中で自主財源が減少して、高齢化に伴う財政負担は増加する一方であるというふうには思っております。しかし、近年は若い世代が住宅開発とともに転入してきていただいていることは、島本町の未来に明るいことというふうに捉えているところでございます。厳しい財政状況の中でと常におっしゃってこられましたけども、そういった中でも、どのような取り組みをして自主財源の確保策を打ってこられたのか。また、魅力あるまちをつくるには定住人口をどのようにしていくのか。自主財源の増加策を今後どのようにしていくのか、本社機能を有する企業誘致など打ち出して、経済効果と雇用策を考えていくことも大変重要だというふうには思っているんですけども、その辺についての考え方を、ちょっとお聞かせをいただきたいというふうには思います。

山田町長 財政が厳しい中で、やはり町としても「稼ぐ」という視点は持たなければならぬというふうには思っております。その中で、例えば、おっしゃったように企業の誘致であったり、そういった部分もやっていかなければならないとは思いますが、な

かなか広い土地という部分においては、現状、町の中には大きな企業を呼んでくるほどまでの土地というのがないのも現状でございますので、地元の、小さくてもキラリと光るような魅力のある個店、こういったところをサポートしていくような取り組みなど、そういったものは必要であるというふうには感じておりますし、また、クラウドファンディング型のふるさと納税等々、そういったものを活用しながら、自主財源を稼いでいくという視点は必要になってくるかと思っております。

ただ、それでも限界というものはあるかと思っておりますので、お金がなくても知恵を出し合いまして、多様な企業や民間の活力等々と連携を図りながら、連携協働していくことで、お金を掛けずに独自の取り組みを少しずつでも前に進めることが重要であるというふうに考えておりますので、その点については、私もしっかりと努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

平井議員 そういう意味では、やはり J R 島本駅の西側のまちづくりというのは、今後、将来、町長が言う「50 年先を見据えた」というのか持続、長く魅力を感じていただけるようなまちづくりに繋げるためには、そのまちづくりというのは大変重要だというふうに私たちも思っているんですけども、そういった中で様々な意見を集約して、よりよい形で、あそこのまちづくりをしていただきたい。

やっぱり西側だけじゃなしに、そこから、島本駅から水無瀬駅までの動線のあり方というの、西国街道を含めた中で、島本の良さをそこで発信できるような形をお願いしたいというふうに思うんですけども、その辺について町長の見解がございましたら、最後にお伺いしておきたいと思えます。

山田町長 このたび、J R 島本駅西地区につきましては都市計画決定もなされまして、まちづくりへ向けて動き出しているというところでございます。この開発につきましては、やはり町にとっては大きな開発になりますので、本当にいいものを造っていかなければならないという思いではおりますし、先ほどからおっしゃっていただいているように、50 年先にも、良かったと言ってもらえるような開発にしていかなければならないというふうに思っております。

また、J R 島本駅西地区の開発が完了した後、後と言いますか、次の「都市計画マスタープラン」の改定もありますし、そういったところで今後の J R 島本駅から水無瀬駅の間であったりとか、また西国街道をどのようにしていくかというところであったりとか、という大きな視点からの今後の見通しみたいなものを、今後の「都市計画マスタープラン」の中でも議論になるところだと思っておりますし、また私自身の思いとしては、先ほど申し上げたとおりに、やはり西国街道沿いについては、もう少し店が増えて、人通りが多くなるような、そういった魅力のある街道にしていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

平井議員 私も、町長と一緒に「50年先の島本の風景」を見たいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます、質問を終わります。

村上議長 以上で、平井議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員（質問者席へ） それでは一般質問、最後になりましたが、よろしくお願いいたしたいと思います。

「新型コロナウイルス」について。

新型コロナウイルスの脅威が世界から日本へと、危機感を持つ状況になり、国も、国民の不安の回避や対処に努力をしながらも、新型コロナウイルスにおいては日々刻々と状況が変わる現状です。

つい先日の2月24日にありました新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で、このウイルスの特徴上、一人ひとりの感染を完全に防止することは不可能と明らかになっております。また、感染の拡大のスピードを抑制することは可能と考えられ、「これから1～2週間が、急速な拡大に進むか収束ができるかの瀬戸際になる」と専門家会議では言われております。これから取るべき対策は、最大の目標は感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡者数を減らすこと、ということが示されておりました。通告時点から加えて、こういうことが発表されていることを申し添えておきます。

それでは、日々刻々と変動する状況で、町民の皆様からの不安なお声を複数お伺いしますので、町民の皆様の生命財産を守る努力をされる行政として、伺ってまいります。

まず、これまで本町として、こういった対策をされましたか、お伺いいたします。

総務部長 それでは、伊集院議員からの「新型コロナウイルス」についての一般質問に、ご答弁申し上げます。

まず、「これまでの本町の対策について」でございます。

本町といたしましては、本年1月29日時点で、町ホームページに「新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」というタイトルで、内閣官房や厚生労働省、大阪府等の相談窓口や感染症対策等の記事を掲載し、その後も情報を更新しながら、周知に努めているところでございます。あわせて町フェイスブックにも記事を掲載しており、先ほど申し上げた町ホームページへのリンクを設定いたしております。その他といたしましては、大阪府が作成している府民向けの啓発資料を窓口に配架する、町内の各種サービス提供事業所等に対し、大阪府からの通知等を情報提供するなどの対応を取っております。

また、庁舎内での対応といたしまして、1月31日に開催されました定例庁議におきまして、新型コロナウイルスの最新の発生状況及びマスクや消毒液等の備蓄状況、住民への情報提供等について情報の共有を行うとともに、職員に対して、通常の感染症対策を

徹底し、自己の健康管理に十分留意するよう通知をいたしております。さらに2月20日に開催した庁議におきまして、対策本部の設置及びイベントの中止等について検討し、「新型コロナウイルス対策本部」を立ち上げるとともに、「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うイベントの中止・延期についての町の方針」を決定し、それに基づき、中止または延期が決まった事業等を集約し、2月21日に町ホームページに公表したところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 議会にも報告はいただいているところですが、一定、本町の対策本部の設置の報告、いただいております。

そこで、島本町は平成24年度、平成25年2月の臨時議会であったと思いますが、「島本町新型インフルエンザ等対策本部条例」を賛成多数にて可決をされ、制定されました。根本的には、その条例と整合性はあるんだろうと思いますけど、まず、先ほどの答弁でいきますと、違う名称の対策本部となっております。こういったものの内容において、その条例でなくて、現在の対策本部とされた要因をお伺いいたします。

総務部長 「新型コロナウイルス対策本部について」でございます。

ご指摘をいただきました「島本町新型インフルエンザ等対策本部条例」に基づく対策本部につきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」という法律に基づき、新型インフルエンザや新感染症の対策を行うため条例設置する対策本部でございます。一方、今回の新型コロナウイルスにつきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく新型インフルエンザや新感染症のどちらにも該当せず、同法の適用対象となっております。

このことから、対策本部を設置している他団体と同様に、「島本町新型インフルエンザ等対策本部条例」とは別に、新たに「島本町新型コロナウイルス対策本部設置要綱」により設置した組織となっております。

以上でございます。

伊集院議員 では、その「対策本部の組織構成」をお伺いします。

総務部長 「対策本部の組織構成」でございますが、先ほど申し上げました対策本部設置要綱につきましては、現在も決裁途中でございますが、組織構成員といたしましては、本部長に町長、副本部長に副町長及び教育長を、本部員は総合政策部長、健康福祉部長、都市創造部長、上下水道部長、消防長、教育子ども部長、議会事務局長、そして私、総務部長としており、事務局につきましては総務部危機管理室及び健康福祉部いきいき健康課に置くことといたしております。

以上でございます。

伊集院議員 「要綱に基づき」の要綱が現在決裁中ということで、実質上、こういう緊急事態でありますのでね、本来ですと指摘するところではありますが、急いで決裁を回し

ていただきたいと思います。

その中で、この島本町としての体制、先ほどいただいた要綱、ちょっと内容の説明とか、いただけますでしょうか。お願いいたします。

総務部長 「島本町新型コロナウイルス対策本部設置要綱の内容について」でございますが、設置目的といたしましては、新型コロナウイルスにかかる全庁的な情報共有を図り、迅速かつ的確な対策を講ずることといたしております。次に、対策本部の所掌事務といたしましては、新型コロナウイルスに関わる情報共有及び対応体制に関する事、関係機関との情報共有及び連絡体制に関する事、その他新型コロナウイルス対策に関する事と等といたしております。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。要は、目的と所掌事務をご紹介いただきました。それ以外というのは、ほぼ新型インフルエンザ等の「対策本部条例」と変わらないのかどうか、何条立てでできているのか。もし紹介できるようでしたら、その点、見出しと条例が何条立てかということをご紹介いただきたいと思います。

総務部長 要綱の詳細でございますが、第1条で目的を規定いたしております。第2条では所掌事務を、第3条には組織構成員、それから第4条には会議について、第5条では事務局体制、第6条で雑則を規定しており、全6条立ての要綱となっております。

ご指摘いただいております「新型インフルエンザ対策本部条例」につきましては全5条立てとなっております、事務局体制について、今回の要綱と若干異なる部分がございます。

以上でございます。

伊集院議員 事務局体制が違うということですね。先ほどの答弁では、事務局が総務部危機管理室及びいきいき健康課ですね、二つあげられていたと思います。本来、こういう緊急事態にしますと、命令は一本系統がいいだろうと、そのほうが迅速になるという部分はありますが、事務局が今回二つ設置される。あくまでも決裁中なので、予定であるということですので、この点、ちょっと議論を、たぶんされてるのかなとは思いますが。いいのか悪いのか、実質上、たぶん医療関係や危機管理ですね、課としては、島本町のちっちゃな町村では専門分野を持っていらっしゃる方が職員でついているわけではないので、二つの部署で事務局をされるということにおいて、見解だけ、お伺いしたいと思います。

それと、イベント中止・延期についての町の方針、2月20日付けで我々にいただいている資料には、当面の間（3月20日まで）という部分で方針をいただいております。この点において、町民さんから一定の苦情なりご意見が出ているのかどうか、お伺いするとともに、昨日、町のホームページのほうも更新をされておりました。こういった情報に、ネット環境にいない住民さんへの周知はどうされるのか。

その2点と、先ほど事務局が2部ある時点の見解が、もし、お話しできるのであれば、3点、お訊きしておきます。

総務部長 今回、新型コロナウイルス対策本部設置要綱の中で事務局を2部局に分けている点につきましては、「新型インフルエンザ等対策本部条例」につきましては、先ほど申しあげましたように、事務局体制については条例の中に規定はされておられませんけれども、法律に基づく行動計画がございまして、その中には、今回の組織と同様に危機管理室といきいき健康課に置くという体制を取っております、そういう意味では同様の体制を取っています。そして、指揮命令系統についてでございますが、これはあくまでも対策本部として決定した事項については、対策本部長から指揮命令の系統がなされるということでございますので、よろしくお願ひします。

それから、イベントの関係でございますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴います、2月19日付けで大阪府から依頼が市町村長宛てにございました。それは、府が主催・共催するイベントや集会等については当面の間——3月20日までですけれども、原則中止または延期をするという内容でございます、それに準じた取り扱いをお願ひしたいという要請に基づきまして、本町においても同様の取り扱いを決定をしたところでございます。現在のところ、特段苦情等を受けたとの報告は受けておりません。

なお、議員もご指摘いただいておりますが、このコロナウイルスに関しましては、日々刻々と状況が変わっているという状況の中で、国・府において対応方針等が示され、それが市町村にも下りてまいります。その方針に基づいて本町としての対応を決定し、その決定事項等を考慮させていただいているということから、現時点ではホームページのみの公表となっておりますが、ネット環境にない住民の方も当然おられることと思ひますので、公共施設の受付等に、ホームページの内容をお知らせする貼り紙を行うなどの対応について、行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 貼り紙等をされていくということで、今後、いろんな、再度変わっていく状況ですので、会議がたくさん開かれるんだろうと思ひます。

昨日も国の対策本部で、多数の方が集まる全国的なスポーツや文化イベントに関し、今後2週間は中止や延期、規模縮小の対応を取るように要請をされました。全国的に施設の閉館や、有料イベントの中止等、連日、メディア等でも伝えられております。本町にとっても状況が、現時点ではないんだろうとは思ひますが、今後、事態が変わってくる、深刻になるということもあろうかと思ひます。

こういった場合は、ふれあいセンター等の貸し館施設の閉館等も考えられるという部分を見据えますと、「使用料等の問題」ですね、取り扱い。この点については島本町としてどうされるのか。一定、議論をされているかをお伺ひいたします。

総務部長 「貸し館施設の使用料の取り扱いについて」でございますが、一般の貸し館利

用者の方々が、コロナウイルスの感染拡大防止により集会等を中止された場合につきましては、現時点でも使用料を全額返還させていただくという取り扱いを、2月25日の対策本部で決定をさせていただいているところでございます。

なお、今後、感染拡大によって施設を仮に閉館しなければならないような事態になるとすれば、当然、使用料については全額お返しをさせていただくということになってまいります。

以上でございます。

村上議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

伊集院議員 町主催・協賛するイベント、集会以外もという部分もお聞きしましたので、一定理解しました。25日に、もう決められたということは評価したいと思います。

そこで、実態的に新型インフルエンザ対策の際、前にも答弁ありましたが、マスク等の備蓄、これはインフルエンザ対策のときにも備蓄があったと思いますが、今回のこの新型コロナウイルス対策にも活用できる、こういったふうに思います。備蓄はどのようなものがあるのか、個数等がおわかりであれば教えていただきたいと思います。

総務部長 ご指摘の過去の新型インフルエンザ発生の際に、各種の備蓄品を備えておりますけれども、その内容につきましては、マスク、消毒液、そして感染症対策のための防護服、これはゴーグルとか手袋とか帽子等がセットになったものですが、そういったものを備蓄いたしておまして、なお、マスクにつきましては、2月25日に国のほうから方針が出されて、この1～2週間が感染拡大防止の山場であるというような指摘も受けまして、2月26日から、主に窓口対応を行う職員に対してマスクを配布をいたしておまして、現時点で残っていると言いますか、備蓄しておりますのが約3,800枚でございます。これは日々、減少していくものと思いますが、それから、消毒液につきましては1ℓ入りのものでございますが、これが270本。それから、先ほど申し上げました防護服のセットが103セットでございます。

以上でございます。

伊集院議員 詳細、伺いました。マスク、今、窓口対応の職員に配られているということは、一定評価したいと思っております。枚数の部分をお聞きしてますと、それで足りるのかどうかという部分もあろうかと思いますが、今後、議論を会議でされていかれるというふうに考えておりますので、ちょっと時間がございませんので、健康福祉部さんのほうにお訊きしたいと思います。

先ほど、イベント中止・延期についての町の方針、発表などがあったこともお伝えいただいたんですが、年長者の方々が通うような事業ですね、一昨日までは各地域の判断で、「いきいき百歳体操」はされていたと思うんですが、これはどのような対応を取られますか、また取られましたか。その点をお伺いします。

健康福祉部長 「いきいき百歳体操」につきましては、当初は参加者が特定されており、

感染予防対策を取れば、各地域の判断で開催することは可能であるというふうにしておりました。しかしながら、本年2月25日に国から「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されて、感染の拡大を防ぐためには「今が重要な時期であり、地域や企業に対してイベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の拡がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する」とされたこと。そのうえで、高齢者の方や基礎疾患のある方につきましては、特に感染防止に注意していただきたいとされていることを考慮いたしまして、2月26日に各地域の代表者に対して中止を要請したところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 はい、わかりました。その中で、最近、よくPCR検査とか、ネットで見ましたり、いろんなところで見ますけど、基本的なところでどのようなものか、ご紹介いただきたいと思います。

健康福祉部長 「PCR検査」についてのご質問でございます。

PCR検査につきましては、ポリメラーゼ・チェーン・リアクションと言いまして、ポリメラーゼ連鎖反応の頭文字を取って、PCR検査と言われております。微量の検体を高感度で検出する遺伝子増幅法の一つで、現在は新型コロナウイルスを検出できる唯一の検査法とされております。このPCR検査の実施に際しましては、渡航歴や患者との接触歴などから、都道府県が必要と判断した場合に、患者の咽頭ぬぐい液や痰を検体として採取したうえで、国立感染症研究所が作成いたしました新型コロナウイルス感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアルに基づきまして、地方衛生研究所または国立感染症研究所において検査が行われていると認識しております。

以上でございます。

伊集院議員 都道府県の判断でされていく内容となっております。昨日か一昨日、新しい検査機器を、26日には厚生労働省も発表しておりましたが、今まで検査に6時間ほどかかっていたのが、15分程度で、持ち運びの可能な大きさで、最大4人を一気に見られるというような新型の機械のことをおっしゃってございましたが、1台数百万ほどするそうです。

ぜひとも大阪府にも購入いただきたいとは思いますが、こういった状況を見ながら、我々小さな町村というのは、やはり大阪府さんの指示とかアドバイス、こういったところが大きなポイントとなってくるとは思いますが、この点も協力体制を持っていただく中に、先ほど基本的なことと言えば、治療薬の一つとしてアビガンというのが、今、試験的に使用が検討されているとお聞きしております。この点の内容を、ご紹介をいただきたいと思います。

健康福祉部長 「アビガン」についてのご質問でございます。

新型コロナウイルスによる感染症に対する特別な治療法というのは、現在、確立して

おりませんが、国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料によりますと、抗インフルエンザ薬であるアビガン、抗HIV薬であるカトレラ、エボラ出血熱の抗ウイルス薬であるレムデシビルという治療薬が候補にあがっているとのことでございます。このうちアビガンにつきましては、動物実験におきまして胎児に奇形を起こす催奇形性が認められ、妊娠中に服用することで胎児の奇形・流産・死産を起こす可能性があることがわかっておりますが、タミフルなど既存の抗インフルエンザ薬が利かない新型インフルエンザが流行し、国が判断した場合にのみ使用することができるという条件で、平成26年に承認され、備蓄されている治療薬となっております。

国におきましては、この治療薬が新型コロナウイルス感染症に対する治療に使用できるかどうか検討するため、必要な手続きを行い、効果を確認する臨床研究に着手したと聞き及んでおります。

以上でございます。

伊集院議員 新型のウイルスというのは、我々にとっても、あまり薬も、知識がなければ不安を思うところでありまして、なんとも言えない状況ですが、この点というのは、また追々報告が出てくるんだろうというふうに思っております。

次に、やっぱり一番肝心なのが、本町としては大阪府の状況で動きながら、島本町としては茨木保健所ですよね。それとまた医師会としては高槻市医師会さんのご協力をいただいていると。要は島本町にとって、やはりそれぞれ市町村が違う窓口となっております。こういった情報収集や、こういった連携を取っているのかをお伺いいたします。

健康福祉部長 次に、「保健所や医師会との連携や情報収集について」でございます。

住民の方々に向けた新型コロナウイルスに関する周知・啓発、帰国者・接触者相談センターを含む相談窓口及び町内の医療機関からの相談への対応等につきましては、大阪府茨木保健所と連携を図りながら対応しているところでございます。また大阪府茨木保健所から、本町及び高槻市医師会を通じて町内の医療機関に対し、メール等で新型コロナウイルス感染症に関する情報の伝達を行っております。

一方、高槻市医師会、高槻市歯科医師会、高槻市薬剤師会の三師会との調整に関しましては、現時点で、直接本町として対応しなければならないことはございませんが、本年1月29日及び2月4日に高槻市保健所が開催した三師会や医療機関向けの新型コロナウイルス感染症対策連絡会について、高槻市保健所から情報を提供いただき、連携を図っているところでございます。

今後も引き続き、大阪府茨木保健所及び高槻市保健所と連携のもと、最新の情報及び対応を把握するとともに、庁舎内の関係部局とも情報を共有しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 もし、本町に新型ウイルス感染事例が出た場合、本町としてはどういった対

応をされるのか、また患者の立場としてはどうすべきか、この点をお伺いいたします。

健康福祉部長 次に、「新型コロナウイルス感染事例が出た場合の対応について」でございます。

本年2月13日時点の「茨木保健所管内新型コロナウイルス感染症対応」によりますと、本町の住民で感染が疑われる患者の要件に該当する事例（疑い例）があった場合につきましては、大阪府茨木保健所が帰国者・接触者外来への受診調整を行うこととなっており、本町が当該事例を把握した場合には、大阪府茨木保健所に連絡をすることとなっております。そのうえで、当該事例において医療機関への搬送依頼があった場合につきましては、消防本部とも連携を図りながら対応することになります。

また、「患者の立場ではどうすべきか」とのお尋ねでございますが、2月17日に公表された「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」によりますと、まずは発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み、外出を控えるとともに、毎日、体温を測定して記録しておく。そのうえで、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合には、大阪府茨木保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」にご相談いただき、診療体制等の整った医療機関に繋ぐなどの対応が取られることとなっております。

以上でございます。

伊集院議員 本町としては紹介していくという根幹になろうかと思いますが、まず消防のほう、先ほど連携を取っていかれるということでもあります。消防本部としても、この連携を取られながら、実際、こういった事例が出てきたときの移送等、留意点を含めまして、消防の体制をお伺いしたいと思います。

消防長 先ほど健康福祉部長からありましたように、基本的には都道府県がやるということで、消防庁からの通知が来ておるんですけども、患者の医療機関までの移送につきましては、都道府県知事、保健所設置市の場合は市長または区長が行う業務という形で規定はされております。

ただ、保健所で、今後爆発的にコロナの患者が出られたら、当然、我々も協力せいかんということで、以前、エボラ出血熱のときに、保健所とそれから本町、摂津市、茨木市の消防本部と移送の申し合わせという形でさせていただいております。保健所のほうで仮に移送が困難な場合は、本町域内でそういう患者さん、あるいは疑いの方がおられるということで、保健所では対応できませんよ、だから消防本部でお願いしますよ、という形で依頼があれば、本町としては移送をするという形で考えております。その場合は、当然、ゴーグルをして、常備の防護服を着て、手袋をしてという形で、救急車内も養生して、患者さんを保健所が段取りして指定された病院へ搬送する。そのときには必ず保健所の職員も同乗するという形で、申し合わせの中には規定をさせていただいております。

以上でございます。

伊集院議員 エボラのときの協力体制、こういった中の状況が続けられるように、近隣自治体との広域もお願いしたいと思います。

今、消防の状況の体制をお伺いしましたが、教育委員会とされては、こういう状況に際しまして、毎日、多人数で生活を行う幼稚園、保育所、小学校、中学校。この点、親御さんも不安になっているかと思いますが、どういうふうに連携を取っているか、お伺いします。

教育子ども部長 刻一刻と変わる情勢に関しまして、大阪府を通じ、各関係省庁から情報等通知が随時送付されております。これら情報に関しまして、教育委員会事務局からは、民間を含む各幼稚園、保育所、小・中学校に対し、その都度情報提供を図り、現場において適切に対応されるよう、また児童生徒を預かる施設として統一的な取り扱いがなされるよう、指示や指導を行っておるところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。最近、メディアでいきますと、やっぱり何か北海道のほう、クラスターの防止ですか、一斉に学校のほうを休校とされるという要請を出された自治体もあれば、時差通学を活用される自治体。こういったところも出てきておりますが、本町としては幼稚園、保育所、小学校、中学校等へは、どのような見解をお持ちなのか。今の状況であれば今のままであるのか。その点も踏まえて、お伺いしたいと思います。

教育子ども部長 前に答弁を申し上げましたとおり、情勢は常に変化しておりますので、新たな情報を常に判断しておるところでございますが、現時点では、町内幼稚園、保育所、小・中学校で一斉に休校するという予定は特には持っておりません。現場において手洗いやうがい、励行、アルコールによる消毒など、従来からの風邪・インフルエンザへの対応と同様に、原則的な留意事項の徹底を指示しているところでございます。

いずれにいたしましても、罹患者が発生した場合は、大阪府、また大阪府教育庁の対応に準じて、迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 この時点では、なかなか詳細の部分はこれからという部分ですので、具体的になかなか出てこないのは一定理解をし、致し方ないと思っております。

そういった中で、先ほど保健所や医師会との連携、情報収集の部分、ご答弁いただきました。本町にとって大きな課題になっております。要は大阪府茨木保健所との連絡、もしかしたら事務局が二つあるというのは、医師会とか、そういう関係の部分の高槻市の保健所としては、やはり広域化がされながら、茨木保健所というのが危機管理、そういう分散的に考えて、最終的に理解したらいいのかということをお伺いしたいのが1点と、最後にちょっと町長にお訊きしたいのですが、やはり、こういった新型インフルエンザ、緊急事態のとき、おそらく担当部に答弁を求めても、精一杯町民さんには影響出ないよ

うに鋭意努力するということが答えられないと思うんですが、事務的には合理性がちょっとないような部分も見受けられると。

茨木と両方、島本の場合は取っていかねばならないと。中核市以上になればね、その自治体で保健所は作れる部分があるんですけども、こういった小さな町村としては、茨木保健所、また高槻市医師会のご協力のもと、高槻市ですかね。この連絡会、新型コロナウイルス感染症対策連絡会、三師会さんや医療向け、たぶん高槻市の行政さんも入って話し合いをされるような会議なんでしょうけども、島本町としてはそこに入れなくて、後ほど高槻市保健所から情報を提供いただくという形になっております。

こういった中で、弊害があるとは言いきれない部分もあります。精一杯努力をいただいておりますし、連携も取られているという部分も思いますが、できるだけ町民に影響が出ない、鋭意努力をするという答弁しかできない部分を、何とか切り拓いていくというような考えがあるのか。最後に町長の見解、こちらの見解を主張してもいけないので、すみません。町長としては、この茨木保健所、高槻保健所、こういった状況においてはどのようなふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

総務部長 事務局体制の件について、ご答弁させていただきます。

危機管理部局と医療部局——いきいき健康課の2部局に事務局を持っているというところがございますけれども、こういった感染症対策につきましては全庁的な対応が、対策が必要となってくることでありますし、それについては災害対応に準じた体制で臨むべきである観点から、危機管理部局が持っている。それから、感染症については健康面・医療面についても非常に関係する部分でもございますので、そういった部分において健康福祉部のいきいき健康課と一緒に事務局を持っているということがございます。

以上でございます。

山田町長 保健所と医師会等々が本町にとっては分かれているということで、現状はそういう状況でございますので、しっかりと連携を密にしながら、この中でやっていくべきであるというふうに感じておりますし、今、現状、していただいている部分もございますので、この点は現状においては問題ないと思っております。ただ理想を言えば、やはり一元化されていくような形でなるほうが、ほんとは理想は理想だとは思っております。

ただ、これにつきましては、大阪府、保健所の管轄は大阪府になりますので、その兼ね合いもございますので、本町がどうこうというだけでは、なかなか進まない問題もありますし、今後の課題ではあるかなというふうには感じておるところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 事務局の部分は理解いたしました。二つの部署になるとすると、随時、それぞれの情報だけではなくって、やはり、どこかが必ず、両方時差がない情報を掴んでいただきたいということを要望しておきまして、もう1点は、町長からいただきました、一元化できれば一番理想だという部分ではありますが、本当にこの点というのは努力をい

ただかなければならないと思います。ただ、今の現状の法律上で言えば、島本が50万人以上の人数になれるのかという面積的に難しい部分もありますし。そうでないとなると、やはり、いろんな手法があるわけではなく、2～3種しかない中で、我々は判断していかなければならない時期が来ようと思います。

あと、過去には茨木保健所と高槻保健所、話し合いをされて、高槻保健所で、一度統括でされたという事例があったかと思うんですが、なかったですか。参考までに、そこをお訊きしたいと思います。

健康福祉部長 ただいまの高槻市保健所で一部島本町の業務を統括していただくというふうなお話でございますが、たぶん、過去、高槻市及び島本町の新型インフルエンザ行動計画におきまして、高槻市医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会調整につきましては、新型インフルエンザに限っては高槻市の保健所が実施をしてくださるということで、そこはちょっと役割分担を、ご協力のもと、お願いしているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 理解いたしました。過去にはあったと。その点の、そういう努力をしていただきたい部分と、将来的には一元化とできればいいなという思いの部分においては、またいろんな議論をさせていただきたいと思います。

そういった中で、今後、ほんとにこの1～2週間が瀬戸際だということでもありますので、本町としては、この現状の中、何とか乗り切れればいいなということを願ひまして、一般質問を終了させていただきます。

村上議長 以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日2月28日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は2月28日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後5時18分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

第1号選挙 淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙

一般質問

福嶋議員 1. 地域防災計画改定内容

2. 全ての人安心して暮らせるまちづくりに向け、支援の必要な人が
もれない把握推進を！

3. 町営住宅管理の課題

4. 審議会等会議公開改善状況

大久保議員 島本町の地域防災力強化について

清水議員 大雨対策について

河野議員 1. マンションライフの質向上へ

ー相談窓口と開発規制についてその2ー

2. 第二号介護被保険者・身体障がい者リハビリテーションについて
ーその2ー

中田議員 1. プラスチックゴミ削減で気候危機対策を！

2. 島本駅西には広い公園を！

戸田議員 1. ふれあいセンターの大規模改修工事

～その必要性和計画の周知について～

2. やっぱり問題！文科省「放射線副読本」

3. 小規模保育事業所の保育の質の向上をめざして

平井議員 町長が描く魅力あるまちづくりとは

伊集院議員 新型コロナウイルスについて

令和2年

島本町議会2月定例会議会議録

第2号

令和2年2月28日(金)

島本町議会 2月定例会議 会議録 (第2号)

年 月 日 令和2年2月28日 (金)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり13人である。

1番	塚田 淳	2番	大久保 孝幸	3番	東田 正樹
4番	平井 均	6番	清水 貞治	7番	岡田 初恵
8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子	10番	中田 みどり
11番	野村 篤	12番	伊集院 春美	13番	福嶋 保雄
14番	村上 毅				

欠席議員 次のとおり1人である。

5番 河野 恵子

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	小田 哲史	教 育 長	持 田 学
総 合 政 策 部 長	北河 浩紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	水 木 正也	消 防 長	近 藤 治彦
教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永 田 暢	総 合 政 策 部 次 長	吉 川 展彦
教 育 こ ど も 部 次 長	安藤 鎌吾	人 事 課 参 事	上 月 健史	教 育 総 務 課 主 査	廣 澤 孝明

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 妹 藤 博 美 書 記 坂 元 貴 行 書 記 村 田 健 一

令和2年島本町議会2月定例会議議事日程

議事日程第2号

令和2年2月28日(金)午前10時開議

- 日程第1 第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
- 日程第2 第1号議案 大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第3 第2号議案 大字高浜財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 第3号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第4号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第5号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第6号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第7号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 第8号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第6 第9号議案 町道路線の認定について
- 日程第7 第10号議案 島本町印鑑条例の一部改正について
- 日程第8 第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について
- 日程第9 第12号議案 島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第14号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第15号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第16号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第17号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

		の一部改正について
日程第11	第18号議案	島本町債権の管理に関する条例の一部改正について
日程第12	第19号議案	島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第13	第20号議案	島本町営住宅条例の一部改正について
日程第14	第21号議案	工事請負契約の変更について
	第22号議案	令和元年度島本町一般会計補正予算（第6号）
	第23号議案	令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
	第24号議案	令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
	第25号議案	令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第15	第26号議案	令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第16	第27号議案	令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第17	第28号議案	島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
	第29号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について
	第30号議案	令和2年度島本町一般会計予算
	第31号議案	令和2年度島本町土地取得事業特別会計予算
	第32号議案	令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
	第33号議案	令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
	第34号議案	令和2年度島本町介護保険事業特別会計予算
	第35号議案	令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
	第36号議案	令和2年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
	第37号議案	令和2年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
	第38号議案	令和2年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
	第39号議案	令和2年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
	第40号議案	令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
	第41号議案	令和2年度島本町水道事業会計予算
	第42号議案	令和2年度島本町下水道事業会計予算

(午前10時00分 開議)

村上議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

議員定数の半数以上に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の不参加者の氏名を、職員から報告させます。

議会事務局長 5番 河野議員から、病気のため欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

総務部長 おそれいります。発言の訂正をお願いいたします。

昨日の伊集院議員の一般質問の答弁の中で、マスクの残数を約3,800枚とご答弁させていただいておりましたが、正しくは「約2,700枚」でございました。お詫びして、訂正させていただきます。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前10時01分～午前10時20分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1、第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長 (登壇) それでは、第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について、ご説明を申し上げます。

議案書の1の1ページをお開き願います。

本件につきましては、平成30年11月30日に島本町役場健康福祉部住民課内において発生しました事故につきまして、「地方自治法」第180条第1項及び「町長の専決事項の指定について」第1号の規定により、令和元年11月29日付で「損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分を行い、同年同日付で、相手方である大阪府島本町江川在住の方と「民法」第695条の規定により和解を行ったため、「地方自治法」第180条第2項の規定により、ご報告をさせていただくものでございます。

それでは、「第1号報告資料」に基づき、ご説明申し上げます。参考資料「示談書の写し」でございます。

第一当事者(甲)は、島本町長名でございます。相手方であります第二当事者(乙)は、島本町江川在住の方でございます。

事故発生日時は、平成30年11月30日(金曜日)午前10時頃でございます。

事故発生場所は、大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 島本町役場内でございます。

す。

事故の原因状況結果でございますが、相手方が所有する印鑑を誤って破損させ、印鑑のふちが欠落、破損したものでございます。

次に、示談内容でございます。本町が相手方に損害賠償金として、印鑑の費用 4,082 円を支払うものとし、本件示談のほか、本町及び相手方の間に一切の債権・債務関係がないことを確認しております。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入する保険にて支払い済みであります。

また、再発防止を図るため、お預かりした印鑑の取扱いについては、十分に留意するよう職員に指導を徹底してまいります。

以上、簡単ではございますが、第 1 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

村上議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第 1 号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第 2、第 1 号議案 大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長 (登壇) それでは、第 1 号議案 大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、本年 3 月 31 日に任期が満了することに伴い、再任及び新たに選任するものでございます。

氏名及び住所等につきましては、記載のとおりでございます。

なお、島田政弘、永原裕己氏、岩井利春氏及び谷川清氏につきましては、現任期をもって退任されます辻本清志氏、山本繁氏、長澤正喜氏及び藪下一男氏の後任として、新たに選任するものでございます。

任期につきましては、本年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間でございます。

以上で、第 1 号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第1号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第1号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第3、第2号議案 大字高浜財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第2号議案 大字高浜財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、本年3月31日に任期が満了することに伴い、再任及び新たに選任するものでございます。

氏名及び住所等につきましては、記載のとおりでございます。

なお、西田忠司氏につきましては、現任期をもって退任される川村脩一氏の後任として、新たに選任するものでございます。

任期につきましては、本年4月1日から令和6年3月31日までの4年間でございます。

以上で、第2号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第2号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第2号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第4、第3号議案から第7号議案までの情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについての5件を、一括議題といたします。

なお、本案5件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長 (登壇) それでは、第3号議案から第7号議案まで、一括してご説明を申し上げます。

島本町情報公開・個人情報保護審査会につきましては、昨年12月定例会議におきまして、「島本町情報公開審査会条例」の一部改正で審査会の名称を変更させていただいたところでございますが、今回、委員の任期満了に伴い、選任同意をお願いするものでございます。

まず、3の1ページ、第3号議案の向井秀史氏につきましては、平成16年4月に情報公開審査会委員に就任いただき、現在に至っております。

続きまして、4の1ページ、第4号議案の梶哲教氏につきましては、平成24年7月に情報公開審査会委員に就任いただき、現在に至っております。

続きまして、5の1ページ、第5号議案の小野順子氏につきましては、平成28年4月に情報公開審査会委員に就任いただき、現在に至っております。

続きまして、6の1ページ、第6号議案の板東俊枝氏につきましては、平成28年4月に情報公開審査会委員に就任いただき、現在に至っております。

以上の4名の方につきましては、いずれも再任をお願いするもので、任期につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

続きまして、7の1ページ、第7号議案の長澤松男氏につきましては、現在、委員をお願いしております西崎委員の退任に伴い、新たに選任するものでございます。長澤氏におかれましては、平成22年2月に、せれの法律事務所を開設され、代表弁護士としてお勤めでございます。また平成26年6月から、本町のいじめ等対策委員会委員を務めておられます。任期につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案5件に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第3号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第3号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第3号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第4号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第4号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第4号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第5号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第5号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第6号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第6号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第6号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第7号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第7号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第7号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時37分～午後1時00分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後1時00分～午後1時00分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、第8号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長 (登壇) それでは、第8号議案 工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本契約につきましては、令和元年度6月定例会議においてご可決いただきました一般会計補正予算(第2号)で債務負担行為の設定をさせていただいた町立第三小学校A棟建替工事の契約でございまして、このたび契約業者が確定しましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

請負業者の選定にあたりましては、予定価格が1億円以上の建築一式工事であることから、島本町制限付き一般競争入札要綱に基づき、制限付き一般競争入札により請負業者を決定いたしました。制限付き一般競争入札の執行にあたりましては、令和元年12月6日に「地方自治法施行令」第167条の6の規定による入札実施の公告を行い、令和元年12月6日から16日まで入札参加資格審査申請書類の配布及び受付を行い、令和2年1月28日に入札を執行いたしました。

入札結果につきましては、議案資料1ページをお開きください。

入札調書のとおり、1者による制限付き一般競争入札を実施し、松井建設株式会社大阪支店が落札者に決定いたしました。

以上により、松井建設株式会社大阪支店を落札者として、議案資料2ページのとおり、令和2年2月3日に、16億3,570万円で仮契約を締結したものでございます。

契約期間は、議会の議決日から、令和3年10月31日まででございます。

それでは、工事内容につきまして、議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

では、議案参考資料(1)をご覧ください。

本図面は町立第三小学校の整備後配置図・仮設計画参考図でございまして、朱色に着色いたしております箇所が、新A棟の校舎及び増設階段室でございます。校舎は鉄筋コ

ンクリート造の4階建てとなっております。青色に着色いたしております箇所は、現A棟を示しており、新A棟建設後に解体いたします。

続いて、工事期間中の仮設校舎と仮設廊下を斜線図で示しており、仮設渡廊下は屋根付きの開放型となっております。

また、緑色で着色している箇所は、仮設校舎から既設校舎へ移動するための安全通路となっております、こちらは工事車両の動線と重なるため、安全な開放型となっております。工事期間中においては、赤色の線で示す箇所に仮囲いを設け、工事ヤードを区画し、関係者以外の立ち入りを防ぐことといたしております。また、工事車両の進入箇所については赤色の点線で示すゲートを設け、交通誘導員を配置し、通行の安全対策には万全を期し、建て替え工事を実施してまいります。

次に、議案参考資料（2）から議案参考資料（5）をご覧ください。各資料に、1階から4階までの整備前後の平面図を表記しております。左側の図面が整備前、右側の図面が整備後の図面となっております。整備後のBC棟の教室配置につきましては、あくまでも現時点での暫定的なものであり、参考としてお示ししたものでございます。

次に、議案参考資料（6）をご覧ください。工程計画表（案）でございます。

工事工程につきましては、契約同意をいただきましたら、直ちに請負業者と協議し、正式な工程表を作成いたしますが、現在の案といたしましては、3月から準備作業を始め、その後、仮囲いを設置いたします。現場での本格的な工事開始は令和2年度に入ってからとなり、令和2年度末までには新A棟の建て替え工事を完了させる予定でございます。続いて、令和3年度4月から現A棟の解体工事に着手し、7月頃に解体工事を完了させ、その後、外構工事を行い、9月末頃にはすべての工事が完了する予定でございます。

本工事は、学校運営を行いながら工事を進めることとなりますので、学校や工事関係者等とも十分連携を図り、児童、教職員をはじめとする関係者の安全対策には万全を期し、施工してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、第8号議案 工事請負契約の締結についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員 入札予定価格についての質問です。今回の入札は、2回、行われました。1回目が不調で、2回目に落札があったということです。この経緯を追うと、昨年6月に工事の予算が議会で可決され、9月30日に制限つき一般競争入札の告示があり、11月14日、入札が不調に終わっています。それが1回目ですね。

この要因は、前の12月議会で塚田議員が質問されていたこともあると思うんですが、要因はコンクリートの高騰や技術者不足とのことで、11月14日以降、設計単価と工事スケジュールを見直し、12月6日に再度入札の告示をして、今年1月、先ほどご説明が

あったように1月28日に再度の入札で落札され、今回の予算に上程されたということですね。

しかし、この流れを振り返ってみると、入札不調となった原因の一つである生コンの高騰というのは8月から始まっており、1回目の入札の告示が9月30日なので、1回目の入札のとき、すでに不調となった要因を踏まえたうえで、入札予定価格を精査することができたのではと覚えてなりません。そうすれば、未耐震のA棟を使用する期間が、当初計画と比べて3ヵ月ほど長くなることにはならなかったのではないのでしょうか。これらを踏まえて、2点、確認です。

1点目は、今回の1回目の入札不調により、以前の議会答弁でも工事期間全体の遅れはないということを言われていたと思うんですが、第三小学校の現A棟、耐震化ができていないほうのA棟を使用する、使用せざるを得ない期間が3ヵ月延びたという理解でよいかということが、1点、確認。もう一つは、1回目の入札の告示をした9月30日の時点で、今回の入札不調の原因の一つとなっているコンクリートの高騰に気がついていなかったのか、という点。8月から高騰しているわけですので。この2点の確認をお願いします。お答え、お願いします。

教育こども部長 中田議員からの2点のご質問でございます。

先ほどありましたように、入札が2回にわたって実施されたことによりまして、今、ご紹介いただきましたように、確かに新A棟の利用につきましては、当初1月から予定をいたしておりましたが、令和3年の4月からとなりますので、3ヵ月、この入札が1回目です。落札者が決まらなかったということで、利用を始めるのが遅れるのは事実でございます。

ただ、先だってもお伝えをさせていただいたんですが、A・B・C一体利用としては当初の予定と変わらず、令和3年の2学期から実施するという部分については変わらないことは、ご理解を賜りたいと思います。

そして、1回目の入札が不調になった理由を検証した中でわかりましたコンクリート等建材の高騰については、先ほどご紹介いただきました9月30日に1回目の入札公告を行いました。その時点では、私どもとして、そのコンクリートの高騰については把握ができていなかった。その点については、今後反省し、事業実施については活かしていきたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 よくわかりました。工事全体での遅れはなかったものの、やはり未耐震の——児童の命が関わることですよ——耐震性能が大変低い箇所がある校舎であり、かつ大阪府で最後の1棟となっているところを使用せざるを得ない期間というのが、この不調によって3ヵ月延びたということですね。

それで、その入札不調の原因の一つとなっているコンクリートの高騰に気がついてい

なかったということですが、入札不調に関しては、本町では最近よく、わりと起こっていることであって、繰り返し起こっていることですので、初めてのことでないはず。そして、このA棟というのは未耐震で、児童の命に関わる耐震化の工事案件においては、より今までよりも慎重に慎重を重ねて入札予定価格の設定を行わなければならなかったことだと思います。この点、先ほど部長から、この点は反省して今後改善していきたいという点があったのですが、この点は本当に、今後、二度と起こらないようにしていただきたいということが1点。

一つ、ちょっとここで確認なんですけど、入札予定価格の設定というのがどのように行われているのかということをお尋ねしたいです。実施設計で提示された額というのは、6月の予算で提示され、可決された額ですね、16億3,570万円だと思っておりますが、入札価格はこれを下回る15億9,940万円を設定されていました。この入札価格の精査というのは、誰が、どのように行うのですか。

教育子ども部長 まず、予算要求でお示しさせていただいたのは、設計業務であがってきた金額を上限として予算要求をさせていただいて、予算をご可決いただいて、予算が通ったということで。その後、入札実施にあたりましては、本町職員が社会情勢の調査等を踏まえて、その他の単価等も踏まえて検証した結果、予定価格というものはじき出して、今回の入札予定価格として設定をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

中田議員 はい、わかりました。三小耐震化については、大阪府の公立小・中学校の中で耐震化ができていない最後の1棟であり、かつ先ほども言いました、耐震性能が大変低い箇所があるのに、新校舎が建つまでの間、これから1年間ほど使用し続けることとなっており、現場で働かされている教職員の皆さんをはじめ児童や保護者の皆さんに、精神的にも物理的にも多大な負担と不安をかけながら行っている事業です。これまでもコンクリートの厚み不足があったり、現状の対応の遅れ、未耐震のところに対する対応をしていなかったり——今はしてますけどね、情報発信不足だったり、そして今回の入札不調による未耐震校舎の使用期間の延長等ありました。

起こってしまったことは仕方がないこととして、先ほども反省して改善していくということでしたが、今後、このようなことが起こらないようにするにはどうしたらいいか、どこに改善点があったかの分析が重要だと思います。入札不調、入札予定価格の設定の仕方について、今一度、先ほどもお答えいただいておりますが、今回、三小全般、特に入札に関しての改善点は何かという点を、もう一度どのようにお考えか、お聞かせください。

教育子ども部長 先ほどご答弁させていただいたんですが、当然、入札を1回で業者が決まるのが望ましい形であるということも十分理解しておりますし、私どもといたしましても、予算は予算で付いておりますが、できる限り財政状況を踏まえて、現状の社会情勢等調査・研究して、適正な価格というものはじき出して業者を決めていくべきとい

うことで、予定価格というものを決定していったわけでございます。

ただ、今回、第1回目の入札が、落札業者が決まらず不調となったことについては、先ほども申し上げましたが、今後、できる限り1回で落札ができることを願って対応していかなければなりません。今後、どのような対応が対応策になるのかということにつきましては、やはり、その辺りの情勢等は十分踏まえながら、予定価格というのは設定をしていくという対応は、今後もしていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 このたびはコロナウイルスの件で、いろいろと教育委員会、ご苦労されていること、大変だと思いますが、職員の皆さん、身体を壊さないように対応していただきたいということを、まず、冒頭申し上げます。

今ね、ちょっと中田議員と重なるかも知れませんが、この入札が不調に終わって、これは教育委員会だけじゃなくって、島本町全般に入札がうまくいってないというのは、今回のこの補正予算の議案書の中にもね、何度か出てきているんですよ。それで、勉強不足なのか何なのかわからないですが、職員が最終的には検証されてる、この価格が不調に終わってるというのはね、やっぱり教育委員会だけじゃなくって島本町全般で、これは考えていかなければならない問題かなというふうには思いますが、今回は第三小学校のA棟の工事のことですので、これに関してお訊きしますが、前回、入札が不調に終わりました金額と、今回、入札が一般競争入札として落札されておりますが、予算の範囲内で良かったかとは思いますがね。この差額の計算は、どのような計算をされて、今回の入札の金額があがってきたのでしょうか。教えていただけますか。

この建設資材というのはね、5年前は34%アップしているんです。3年前も12%アップしてる。だから、今回は昨年8月ぐらいから、生コンとか資材の全般含めて高騰してるんですよ。そこら辺の情報をチェックされる職員がわからなかったというのか、甘かったというのか。これは教育委員会だけじゃなくって島本町全般に入札がうまくいってないという現状がありますので、今回はこの第三小学校のだけで結構ですので、入札価格の差額はどのようにして出されたのかということも1点、まず、お訊きしたいと思います。

それと、もう一つ、私、心配なのは、隣に西側の開発が行われると思うんですけども、その辺の工事のスケジュールを聞いてないのでわからないですが、その辺が重なることがないのかなって、すごく心配しております。これ、教育委員会だけじゃなくって都市創造部長のほうにも入るかも知れないですが、整地すると思うんですよ、最初、土、埋め込んでね。その整地がこれと重なることがないのかどうかということも、すごく心配してるんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

そうしますと、その整地をする工事が始まると、子ども達、騒音で、結構またうるさいのかなと思ったりするんですけども、それであれば、ほんとに仮設のほうが大いぶん

離れてますのでね、急いでこっちに入れて、逆に騒音で勉強がしづらいことはないのかなということを心配してますので、その辺のスケジュールがうまくいっているかどうかということは、もう一つ心配な点が2点目です。

もう1点なんですが、A棟を今回新しく建てますが、B棟、C棟に関しては、一応工事がすでに終わっているんですね。ということは、補強工事をしたほうの棟のほうが早く、結局、老朽化するとか、手を入れねばならない状態になってくると思うんですよ。これから先、学校全体を見たときには、今回新築したA棟のほうはたぶん残って、それでB棟・C棟のほうをやり直しをするんじゃないかなっていう、そういう想像がつくんですが、そうなった場合、今回のようなコンクリートが薄いとかどうとかっていうようなことのないような、しっかりとした工事をやっていただきたいという思いがありますので、その辺をしっかりとチェックが、図面の中でのチェックができていますかどうか。その辺、心配してますので、3点、よろしくお願いします。

教育子ども部長 岡田議員から3点質問のうち、2点は私のほうからご答弁させていただきます。

まず、1点目でございますが、1回目不調の後、どのような内容を踏まえて予定価格を変更されたのか、ということでございますが、先ほどもありましたように令和元年の7月から8月、生コンクリートの都市別価格指数というのが発表されておりまして、そこでいきますと、7月と8月で約20%ほど価格高騰がされているということを把握いたしましたので、それら生コンクリートの価格上昇分を踏まえ、全般的に再度見直した結果、今回の予定価格を設定させていただいたものでございます。

そして、B・C棟が先に耐震工事がなされて、今回、A棟が新築でなされることについて、ということでございますが、当然、今後、当初予算にも掲げさせていただいておるんですが、学校施設の長寿命化計画というものを、ご可決いただきました令和2年度に策定する予定でございますので、そのあたりで、すべての学校については今後の長寿命化のあり方というものを、お示しをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 西側の開発と、今回の三小の工事のスケジュール的な部分についてのお尋ねでございます。

まず、現在、西側の開発におきましては、準備組合におかれましては大阪府に対して、組合を設立すべく認可の手続きの申請中でございます。これにつきましては、大阪府におきまして一定審査を経たうえで、組合が設立された、認可された後に、準備組合といたしましては設立の総会を行いまして、それから造成工事がスタートするという運びになる予定となっております。造成の期間につきましては、ちょっと1年、約2年弱程度かかるのではないかと想定はしておるんですけども、もうすでに、その頃になりますと、三小のほうの工事、詳細なスケジュールのもと工事等始まっておりますことから、その

ような工事と、影響が限りなく少ないような形で、詳細な調整はしてまいりたいというふうに考えております。

当該事業については、組合の事業ではございますけども、当然、行政といたしましても公益性・公共性の高い土地区画整理事業ということでもございますことから、行政としても、しっかりと周りの環境等、最小限の影響で済むように、可能な限り影響を低減できるように、責任持って調整のほうはしてまいりたいというふうに考えております。

私からは、以上でございます。

岡田議員 わかりました。入札の価格に関しては了解しました。

これは、まだこれからするということですが、その新A棟の建物とB・C棟の建物の繋ぎというんですか、そういうところっていうのは、これは図面もすでにできているんですけども、チェックはきちんとされておられますか。例えば、コンクリートがきちんとした量で入っていなかったとか、いろいろありましたよね。その辺のところは、工事にまかせっきりじゃなくって、きちんとチェックできる体制というのが必要ではないかなというふうには思うんですけども、その辺は大丈夫なんでしょうか。

あと、ちょっと都市創造部長のほうは、わかりました。できるだけ、重ならないようにというのか、難しい点もあるかと思いますが、配慮のほう、よろしくをお願いします。

それと、新A棟の道路側ですよ。そこのところが水がすごく流れ込んで、というような意見も、現実的にそうなんですけども、その辺のところもうまくこれはできるように、その工事と一緒にされるということでもよろしいんですか。グラウンドのほう側に流れ込んでくるんですよ、水路の水がね。その辺は、今回の工事できちんとできるようにはされているんでしょうかね。その辺のあれも含めて、今期の工事の期間に見直すという考え方でよろしいんでしょうか。

教育こども部長 2点、ございます。

まず、1点目でございます。過去のかぶり圧等捉えてのご質問かと思いますが、当然のことながら、今後の工事については工事監理を徹底して、先ほどおっしゃっていただいたA棟・B棟・C棟の連結部分なども含めて、設計図面どおり実施されるよう、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

そして、ご心配いただいております校内に流れ込んだ雨水の処理でございますが、今、計画しておりますのは、新A棟を建てる上段側に擁壁がございますが、擁壁側に水路、側溝を設けて、新設して雨水を排水する計画をいたしております、その雨水を排水して、JR側に流れ込む側溝に向かって連結しまして、それを線路側のほうに流していくということで考えておりますので、新たに側溝を新設する予定でおります。

なお、すでに校門前の町道に、上流側からの雨水を排水するための横断側溝も設置しておるところでございます。

以上でございます。

岡田議員 すいません、ちょっと聞き忘れが一つあったんですけども、このところの町道というのは、今度、役場庁舎前の保育所ができて、西側開発ができて、交通量がすごく多くなる道路かなと思うんですけども、この道路の幅員等は、もうこのままの状態、水路のあれも全部、現状のままで工事をされるということによろしいんですかね。

都市創造部長 西側の開発に伴いまして、議員、今、ご指摘いただきました三小のグラウンド側の町道の幅員については、今のところ変更ない予定となっております。

以上でございます。

伊集院議員 私から、大きな2点の観点でお訊きします。

今回、不調にあった中、1者、手をあげていただいたということですけど、この1者、あげていただくにおいてね、ご努力もいただいたんだろうと思います。一定、例えばその審査において手をあげやすい方法、経営事項審査の、要は経審といわれるものとか、そういうものとかを幅広く取れるような形に取られたかどうか。その点をお訊きたいのと、もう1点は、一応、工程表の案として計画を立てていただいております。昨日も一般質問させていただきましたが、現在、新型肺炎、またコロナウイルスの関係上、先ほど不調になったのが生コンの高騰という部分がありましたが、やはり各部品等がなかなか入ってこないという、今、実態になってきております。この工程表の中で、一定、その点を、もう今の時点で見据えていけば、どの辺かがずれてくる、変更契約等にも繋がってくるのかどうか。見積りと工程表にあわせまして、その辺を見据えられているかどうか、お訊きしたいと思います。

教育子ども部長 今回、予定価格が1億以上の建築一式工事でございますので、制限付き一般競争入札を実施いたしまして、予定価格が5億円以上の建築一式工事の場合はA等級、総合評定値として1,400点以上と規定をされておりますが、その島本町競争入札参加者選定規程に基づいて、業者選定は制限付きとして実施したところでございます。

そして工事の、今回、コロナウイルス等の対応に応じて、部材等の調達に影響がないかというところでございますが、今現状では、そのような事態には近隣ではなっていないというふうに聞いておりますが、ただ、あくまでも現状でございますので、今後の動向は見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 経審の部分が1億以上であるので、1,400点以上という部分を取られたと。ちょっと、あまり専門でなければわかりづらいところがあるんですが、1,400点以上となると、それなりにしっかりしたところというかね、工事の途中で破産されるというところが一番心配するところなんですけど、一定、逆に1,400点以上となると絞られるのかどうか。間口が広がったという取り方をするのか。その点を、ちょっと見解をお聞きしておきたいと思っております。

それと新型コロナウイルス、肺炎のほうですね。現時点ではこの見積り、また工程表というのは見込まれてないのは、経緯でわかります。要は12月6日の告示からでしたかね、見込まれてないというのは理解しますが、おそらくこの状況でいけば、また一定の見直し等が来るのではないかという危惧もありますので、そういう場合というのは、また変更契約で対応されるのか、そこまで行かずに対応になってくるのか。その点の想定だけを、どう教育委員会としては持っておられるのか。その点だけ、お伺いいたします。

教育こども部長 先ほど申しました総合評定値1,400点以上の業者ということでございますが、本町の登録業者では58事業者あるというふうに聞いております。

そして、今後、今回の新型コロナウイルス等によって調達がままならず、工事設定価格等、工事に影響することはないのか、それに対応するときはどうするんだということにつきましては、現時点では、今、お示しさせていただいております価格内で契約した以上、対応していただくものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。本町内で登録業者が1,400点以上というのは58事業者あるということが理解できましたので、こういう時期ですから、なかなか挙手してくれるところがなかった部分ではありますが、今回、不調にならずに進められたご努力は、一定、評価したいと思います。

また、要は見積り、工程表の変更等というのは、今の時点では何とも言えない状況だと思いますが、実質上、今、国のほうも緊急事態ということで動いています。経産省も中小企業支援を議論、どういった形でしていくかということも議論されて、近々発表があるというのを聞き及びますが、その点も踏まえられて、今回、契約同意締結ですので、この時点でそれを見据えてないということで反対するつもりはないんですけども、もし、この契約が取れた後、協議はしていただきたい——もし、可決されればですけどね。可決されれば、一定、業者とその点の話をされるかどうかを、最後、確認しておきます。

教育こども部長 再度のお尋ねでございますが、当然、今現在の価格で落札をされ、仮契約も締結をいたしておりますので、現状の内容に沿った形で、今後の工程等を話し合っ

て対応していきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 一度目の入札の予定価格が、社会情勢に見合ったものになっていたらという思いを、今、改めて強くしております。建設資材と人件費等の高騰は、東日本大震災の復興事業や東京オリンピック、それから大阪万国博覧会の開催などを理由に、従前から言われ続けていました。本件は平成28年度でしたか、実施設計をしてから日が経っているということ。これが影響されていると思うんですけども、予算計上の際には、その点は考慮されていたはずで、二度目の入札においても増額補正することなく予算内に収まっ

ているわけです。

確認したいのですけれども、建築工事の入札予定価格算定において、何か基準にしているものはありますか。社会情勢をどのように調査・研究されているのでしょうか。国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室というのでしょうか、ここが主要建設資材需要価格動向調査結果を逐一、月ごとに公表されていますが、これを把握されていますか。活用されているのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

教育こども部長 戸田議員からのご質問でございます。

入札予定価格算出においては、設計業務委託業者より、複数メーカーから見積りを徴収し、最低金額に適切な掛け率を乗じた金額を採用しております。また、その他の単価については、各種刊行物の価格について比較して最低金額を採用しております。そして労務費については、国土交通省が決定する公共工事設計労務単価を採用しております。また歩掛かりについては公共建築工事積算基準、共通費については公共建築工事共通費積算基準に、それぞれ準拠し、積算を行っておるところでございます。

以上でございます。

戸田議員 わかりました。入札価格の設定はほんとに難しいのだと、改めて思うわけですが、業者による相見積もりの結果だけではなくて、自らの調査・研究、そして価格設定の能力を磨く必要があるのかなと思っております。この点については、今後とも、鋭意、よろしく願いしたいなと思います。

ちょっと視点を変えて、令和元年11月14日の一度目の入札において辞退された松井建設株式会社大阪支店さんが、再度の入札により落札されています。お見受けしたところ——ホームページの情報ですけれども、社歴は非常に長く、創業以来多くの寺院・社社等の造営に携われておられ、また社会貢献度も非常に高いと。そういう印象を持っておりますが、落札できたということで胸をなで下ろしているのですが、落札された松井建設株式会社さんの事業者の概要について、ご説明をお願いいたします。

教育こども部長 今回の落札事業者であります松井建設株式会社につきましては、富山県の地を拠点に、創業から大正の初めまで、社寺建築一筋に励んでおられたと聞いております。大正12年の関東大震災を機に、復興を目的に東京へ進出をされ、東京都の京橋区に松井組東京出張所を開設された。これを機に、社寺建築のみならず一般建築へ広く業容を拡大されて、総合建設業として基盤を築いてこられた。その後、全国展開により事業を拡大して現在に至っておられるということで、建築の実績といたしましては、東京のほうでも幼稚園、小学校などの建設を行っておられるというふうには聞いております。

以上でございます。

清水議員 まず、第三小学校A棟の建て替え工事がやっと契約同意まで来たというのは、うれしいことです。三小については作業ヤードがものすごく狭く、業者にしたら、なかなか手をつけたくない工事だと私は思っていました。

そこで、まず工事期間、本工事 10 ヶ月なんですけど、これ、たぶん基礎も打たれると思うんですが、基礎杭とかはどんな概要なんですかね。

教育こども部長 基礎については、杭基礎というふう聞いております。

以上でございます。

清水議員 杭基礎なんですけど、どれぐらいの規模、本数なのかなっていうのを訊きたかったのと、あと、作業ヤード等がものすごく狭いんで、この 10 ヶ月で工事完了というのが余裕、ほかの件は別にして、今の工程で余裕があるのかということ、今、仮設校舎においても突貫がかかっているんで、土日もやられていると思うんですが、日曜日の作業というのは、この工程では考えているんですか。

教育こども部長 確かに 10 ヶ月の工事、かなりタイトなスケジュールであるというふうに考えております。今、土曜日、日曜日等の工事についてということでございますが、土曜・日曜及び祝日の作業については、必要に応じて行うこともあるかなというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 土曜日、日曜日、今の仮設校舎でも日曜日も作業されているんですが、体育館の貸し館とかもあるのと、あと、やっぱり児童の安全、これ第一でやっていただきたいなというのが一つと、業者に、要は 3 年の 4 月から使いたいという、無理してでも、そこを開けようとするんで、無理な行程で作業されないようお願いしたいと思うんですが、その辺だけ、よろしくお願いします。

教育こども部長 議員ご指摘いただきましたとおり、当然、安全対策には万全を期してまいりたいと考えております。この工程に基づいて、今回、入札をして応札いただいております。ですので、この落札事業者である松井建設株式会社と、ご同意いただいた後、詳細に詰めて、安全対策には万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 先ほどからございましたように入札の不調ですけど、単価の高騰というのもございますけども、やっぱりこれは、結局は市場の動向に左右されるというのが一番の要因かなというふうに思います。一昔前であったら、公共工事発注されたら、いろんな業者も何が何でも落札しに来たんですけども、今、ほかにもオリンピックとか万博とか、いろんな仕事で忙しい状況ですので、無理しなくなっているんですね。請負業者も、下請け捕まえるのにも四苦八苦しているような状況であるというようなことも聞いております。

だから、その辺の市場の動向というのを、常に敏感にあって欲しいなというふうに思うんですけど、これについて、まず 1 点、お伺いするのと、あと、他の議員もありましたけども、工程ですけども、造りが RC ですから、基礎の工事から躯体上がっていく工事でも、各々の段階でコンクリートの打設というのがどうしても必要になってくると思

います。そのとき、当然ポンプ車使いますから、ポンプ車も大きい音出ますし、打設した状態で、バイブレーターでコンクリート締め固めするという作業でも、相当な騒音になると思うんですね。それが要因で、この仮設校舎を設置されたということですけど、こういうのは実際の授業とか、夏休みとか春休みとかもかんでくると思うんですけども、工程に加味されていくのかというのが、もう1点。

それと平面図で、今、あくまで参考で、何室、何室というふうに分けられておりますけども、これが具体的にわかってくるのがいつ頃なのかというのも、ちょっとお伺いしておきます。

教育こども部長 3点、いただいております。

まず、1点目でございます。1回目の入札が不調になったことについて、市場の動向に敏感になるべきということについては、本当にご指摘いただいたとおりでございます。今回、生コンクリートの上昇を含めた価格等の高騰に予定価格が反映できていなかったことについては反省をしております。この辺りにつきましては、当然のことながら設計を委託しておりますので、設計事業者と連携を密にして、価格反映をしっかりとまいりたいと考えております。

そして、大きな音が出るような工事について、工程については、学校の休業日等の対応について加味した工程になるのかという点につきましては、ご指摘いただいたとおり、そのとおり私ども同様の考えでおりますので、今後、工程を詰める中で対応していきたいと考えております。

また、今、お示しさせていただいております各部屋については、参考ということで、先ほど議案説明でもお知らせをさせていただいたところでございますが、今の予定では、建て替え工事が令和2年度に入ってから行ってまいります。令和2年から3年に入る辺り、その辺りで、ある程度の部屋の部分の割り当てが決まってくるかなというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員 前者の2点は、わかりました。最後の、この各部屋の割り当てというか、それが令和2年から3年ぐらいってということですけど、今の現状で支援学級と学童保育室、普通教室、PTA室、図工室、被服室等があって、理科室もありますけど、新しいので、このPTA室、図工室、被服室がなくなって、児童会室、家庭科室というふうにかかれてるんですよ。それで図工室とかが要らんのかなって、まだちょっとわからないんですけど、もし、後からやっぱり要るわってなったら、その段階やったら遅いんじゃないですか。積算の段階で、図工室やったらそれなりの設備とかも要るでしょうし、そういうのは、その段階でやって変更契約とかせずに対応できるんですかね。もし、要るんであればね。

教育こども部長 先ほどからいただいております部屋の配置の件につきましてでございます。

すが、1点、図工室につきましては、今回、新A棟でいきますと、1階のほうに配置をさせていただき予定といたしております。そして、先ほど出ました学童保育室も、今現在の整備前の図面では2室となっておりますが、この部分につきましては、現在、仮玄関として2室を、学童室閉じておる形になっておりますので、それを踏まえると4室あるという形でございます。また、PTA室等につきましては、今現時点では表記の中では対応しておりませんが、PTA室ということで新たに何か設備を整えるというものはございませんので、通常の教室の対応の中で部屋を位置づける、という対応でいけるかなというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員 PTA室とかは、ほかの部屋使い回しでも対応できると思うんであれですけど、図工室とかは、たまたまここに書いてないだけで、積算の中には入っているというふうな理解でいいんですね。

教育こども部長 図工室でございますが、議案参考資料の(2)の、ちょっとわかりづらく申しわけないんですが、新A棟を建設いたしましてのC棟との繋ぎ目の、1階のところのコンピュータ教室の上のところに、図工室を移動させて設ける予定でございます。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第8号議案 工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

大阪府で耐震化ができていない公立小・中学校校舎の最後の1棟、かつI s値が0.07である三小A棟の耐震化が、やっと進み出します。三小の児童や教職員の皆さんに、一刻も早く安全な校舎で学校生活を送っていただくために必要な事業ですので、速やかに工事を進めていっていただきたいと思えます。

一方で、1回目の入札が不調だったことにより、未耐震のA棟を使用する期間が当初計画と比べて3ヵ月間長くなっていることは、児童の皆さんの命に関わることであり、重く受け止めねばなりません。スケジュール遅延は命に関わる問題です。ここに改善の余地がなかったのかの検証が必要であると考えます。

これまでも三小の耐震工事については、平成27年の基本構想における四保との一体的な整備の検討や、コンクリートの厚み不足の発覚、それに伴いA棟の耐震化に向けた手

続きが滞ったこと。耐震性能の脆弱さを把握していながら、また保護者、議員のみならず、文科省から再三の耐震性のない校舎についての対応を求める通知が来ていたにも関わらず、保護者の要望が昨年6月に提出されるまで、教育委員会として周知や説明会、現状の対応をほとんど行っていなかったこと。また、当初、仮設校舎なしで進めるとしていたものが仮設校舎を設置することになるなど、紆余曲折の一言では済まされないほど、ここに至るまで三小の耐震化については混乱が続いています。

このような中で、すでに起こってしまったことやスケジュールの遅れは取り戻せませんが、入札をはじめ、こういったこと一つひとつに、なぜ、こうなってしまったのか、もし改善の余地があるとすればどこなのかを虚心坦懐に検討し、今後、二度とこのようなことが起こらないようにしていただきたいです。

この点、先ほど質疑で、「社会情勢の変化等踏まえて」というご答弁がありましたが、厳しいことを言うようですが、それは当然のことであり、「市場の動向に敏感になって」という発言も先ほどありましたが、それは一定、庁舎内の専門の職員がいて、そういうことも加味したうえで精査するというのが、実は当然のことだと思うんです。そこが、なぜ気がつけなかったのかというところまで踏み込んで、改善の点については検証していただきたいです。例えば、なぜ気がつけなかったのかという点に関しては、庁舎内でチェックの体制がもうちょっとできないのかとか、そもそも人員が不足しているのかとか、教育こども部全体で、今、待機児童のことなどで人手が足りなかったり仕事量が多かったりということもあると思います。こういった仕組み全体の中で、こういうことが起こらないようにというところまで拡げて検証をしていただきたいと思います。

1点、これまでの経緯の中で遅きに失したとは言え、昨年7月以降、行政としてわかりやすい情報提供に努め、できるだけ現状の校舎の対応も行い、学校やPTAの皆さんとの話し合いの場を持たれていることは、大変評価するものです。

すでに仮設校舎が校庭の半分をふさいでいる状態です。今後、A棟の工事が始まれば、大型のトラックが行き来し、工事の騒音・振動の中で、三小の児童の皆さんは学校生活を送ることになるでしょう。これまでの混乱のしわ寄せを一手に引き受ける形となった三小に通われている児童の皆さんには大変申しわけないことと思いますが、せめて、これ以上の不便、不安を強いることがないように、工事にあたっては児童の皆さんの安心・安全を第一に、学校現場やPTAの皆さんと連携を取りながら速やかに工事を行われるようにしていただきたいことと、もう1点は、先ほど質疑でもありましたが、駅前開発の件ですね。これとの兼ね合いを、縦割りではなく庁舎全体で情報共有し、児童の皆さんにできるだけ負担をかけないようにという調整も、よろしく願いいたします。

このことを申し添えて、賛成の討論といたします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第8号議案 工事請負契約の締結についてに対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

不調が続いた中でありますが、今回1者、手をあげていただきまして、約16億3,570万円での契約金額となっております第三小学校のA棟建て替え工事であります。今回も、経審の中で登録されている事業者が58事業者あった中、挙手されたところが1者であったということが残念ではありますが、一定の審査をされながら選択をされたということで、この三小の課題においては、やっと一歩進んでいくということは一定評価したいと思えます。

その中、工程表も一定の案をいただいておりますけれども、先ほど来の質問の中にもありましたように、市場の動向、そして新型肺炎、コロナウイルス、こういった状況で輸入がストップしている部品があるということもお聞きしておりますので、できるだけ、決定された業者と密に連携を取られて進めていただきたいと思います。

そして、最後に申しますが、やはり児童をはじめ教員の皆様、またPTAの皆様、またグラウンドを使用されている方々、三小を愛されて活用されている方々もたくさんいらっしゃいますので、皆様の安心・安全を守っていただきながら、前に同志の質疑の中にもありましたように、工程の、急がなければならないというところはありますが、しっかりとした工事をしていただくということで、せっかちになるだけではなくて、一定の見守りをしながら工程を進めていただきたいと思いますということを要望申し上げ、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第8号議案 工事請負契約の締結について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

この第三小学校の耐震化、新A棟の建て替え工事、これについてはこれまでも様々な課題がありまして、大阪府との協議等もありまして、なかなか進まなかったというのが現状であると思えます。それを、一つひとつ課題をクリアして、やっこここまでたどり着いたというのが実感です。

この後も何とか頑張っていたいただきたいと思いますけれども、大きな問題となりましたコンクリートのかぶり圧不足、これについては当然、今後、あってはならないことだと思いますし、当時の施工の技術と、今の技術というのはまるで違うものですから、建築資材もいいものが出てますし、鉄筋などの加工精度も格段に上がってます。だから、それほど心配はしてないんですけども、品質管理、きっちり行っていただいて、より良いものを造っていただきたいと思います。

それと、やはり小学校ですので、児童の安全というのが、まず第一に最優先されるべきだと思います。これについても、しっかりと建設業者と協議して、学校現場とも協議したうえで、安全管理をしっかりと行ったうえで施工を行っていただきたいと思います。

それと、最後は工程管理ですけど、やはり学校教育現場ですから、あまり大きな音がすると教育環境に影響が出るというのも現実でありますし、工程をしっかりと調整していただきたいなというふうに思うんですけど、これだけの大きな工事ですから、全く無音なときがあるかと言われると、それもないのも現実であると思いますので、その辺りは、これも現場の学校の先生達ともそうですし、しっかりと調整していただいて、ある程度の一定の理解はしていただかなければならないことも出てくると思います。その辺りについては、丁寧にやっていただきたいと思います。

最後に、これができあがって、これから仮設校舎に児童の皆さん通って、そこで過ごすことになると思いますけども、それもなかなかできない経験でありますし、そこで過ごしている時間も、楽しい時間を過ごしていただけるようにやっていただければと思います。

以上をもちまして、コミュニティネットを代表しての賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第8号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第8号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

(午後2時02分～午後2時15分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、第9号議案 町道路線の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長 (登壇) それでは、第9号議案 町道路線の認定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書9の1ページをお開きください。道路を新設するにあたり、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、町道路線の認定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。路線の認定につきましては、住民の生活に直結した新設の道路を、道路管理者である本町が適切に維持管理し、住民福祉の増進を図るため行うものでございます。

それでは、議案の概要につきまして、議案書に沿って、ご説明申し上げます。

議案書の9の4ページに、今回認定する路線の路線番号、路線名、起終点地番及び重要な経過地を記載いたしております。今回、新規に認定する路線は2路線となっており、路線の認定予定日は、議案書9の4ページの次に添付しております議案資料のとおり、令和2年3月31日でございます。

次に、議案参考資料でございます。資料2ページには、路線認定図に、今回認定する路線の位置を記載しております。各路線の概要につきまして、資料3ページからの認定詳細図に基づき、順次ご説明申し上げます。黒丸表示箇所が起点を、黒三角表示箇所が終点を示してございます。

まず、資料3ページをご覧ください。路線番号・3070、路線名・東大寺75号線でございます。

住宅開発により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回、新設するものでございます。路線延長24.65mで、幅員が最大・最小とも4.70mでございます。

次に、資料4ページをご覧ください。路線番号・4104、路線名・広瀬92号線でございます。

住宅開発により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回新設するものでございます。路線延長24.30mで、幅員が最大・最小とも4.70mでございます。

いずれの路線につきましても、府道柳谷島本線、町道広瀬36号線に接道することから、今後、地域住民の安全性や利便性の向上に寄与する道路となります。

以上、簡単ではございますが、第9号議案 町道路線の認定につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第9号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第9号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、第10号議案 島本町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（登壇） それでは、第10号議案 島本町印鑑条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書10の1ページをお開きください。提案理由は、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正を受け、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正の主な内容といたしましては、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、成年被後見人であっても、一定の条件がそろえば印鑑登録事務が可能となるよう所要の規定の整備を行うものです。

それでは、第10号議案参考資料 島本町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表に基づき、順次、ご説明申し上げます。

まず、1ページの改正案の第2条につきましては、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正を受け、「成年被後見人」という文言を「意思能力を有しない者」に変更するものでございます。

次に、第3条第3項及び第6条につきましては、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことにより、文言の整理を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、島本町印鑑条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 これまで成年被後見人の方は、印鑑登録を受けることができませんでした。すでに受けている印鑑登録も抹消されていきました。印鑑証明書の添付を求められる重要な取引は事実上できないということであり、印鑑証明書を求められる典型的なケースである不動産の売買においても、成年被後見人が自身の財産を売却したり、あるいは購入したりすることができませんでした。

このたびの「島本町印鑑条例」の一部改正は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、これを改められるものです。成年被後見人は、重要な取引や経験をする判断能力が欠如していると一律に見なされ、印鑑証明が必要な重要な契約や取引については、成年後見人がこれまで代理で行っておられたと認識します。

質問します。言わば、これにより被後見人は重要な契約に関するトラブルからも守ら

れていた、という側面があったと言えるのではないのでしょうか。印鑑登録が抹消されることで、被後見人の実印や印鑑証明を悪用されるということが回避できていたとも言えるのではないのでしょうか。いかがでしょう。

健康福祉部長 今回の条例改正の後も、これまでと同様、成年被後見人制度が開始される場合、法務局から登録事項通知により印鑑登録が抹消されますので、この点につきましては、変更はございません。ですので、これまでと同様に成年被後見人のトラブルの回避につきましては、一定、担保できているものと認識しております。

また、今回の改正により、印鑑登録の申請・廃止、登録事項の修正は法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請または届出があるときは、意思能力がある者として受付ができるということになりますので、成年被後見人単独ではなく、法定代理人が同行するというような条件のもと、手続きが取れるということになるものでございます。

以上でございます。

戸田議員 ご答弁、ご説明、わかりました。今回の印鑑登録証明事務処理要領と「印鑑条例」の改正は、財産管理能力に大きく関わるものであり、このところを注意しなければならないと感じているのですが、改正により、印鑑の登録資格が「意思能力を有しない者」に見直されることになるのですけれども、成年被後見人が印鑑登録を申請する場合、窓口業務ではどのように対応することとなるのでしょうか。意思能力を有しないものか否かを、窓口で印鑑登録の際に職員が適切に見極めなければならないと、こういうことになるのでしょうか。これ、非常に難しいと思います。

今の制度では、印鑑カードがあれば、印鑑証明書を取得することができると思いますので、この点、登録の際、厳重に本人確認を行うことが重要になります。その対応次第では、成年被後見人に著しい不利益をもたらすことにもなりかねず、懸念しておりますので、見解を問うておきます。ご答弁をお願いいたします。

健康福祉部長 今回の改正の趣旨といたしましては、成年被後見人は一律印鑑登録事務を行えないというような解釈を、成年被後見人であっても、一定の条件が揃えば印鑑登録事務を行えるとするものでございます。本町におきましても、他の自治体同様、窓口で意思能力の有無を判断することは非常に困難であると認識しておりますので、今後も、成年被後見人であるかどうかということが判断基準になると考えております。

ただ、従来と異なりますのは、成年被後見人でなくとも、窓口で「意思能力」がない、これはたぶん成年被後見人に相当するというふう判断された場合、印鑑登録事務を受け付けられないことができる、となったということでございます。これにつきましては、これまで、例えば成年被後見人になっておられない認知症の方とかがおられましたときは、その方々への対応といたしましては、個々のケースに対しまして、過去の事例等に照らし合わせながら慎重に対応してきたところでございます。これにつきましても、対

応については何ら変更ございませんので、これまでと同様、慎重な対応が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第10号議案 島本町印鑑条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

成年後見制度は、本来、財産管理能力に着目した制度であり、社会的に求められる能力とは質が違うところがあり、様々な資格などから被後見人のみが一律に排除され、能力を発揮する機会が失われているのではないかというところから、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等が図られたところであります。

このたびの条例の一部改正には、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳を重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきであるという考え方が背景にあります。このたびの改正の内容には妥当性を見いだせると判断し、賛成するものです。

なお、懸念される点については質疑で述べたとおりですが、ご答弁では、これまでとこれからの違いがよく説明されており、個々の慎重な対応こそが求められているということが理解できました。引き続き、個々個別のケースに最大の配慮をお願いして対応していただきますよう、よろしく願い申し上げます。賛成の討論といたします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第10号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第10号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（登壇） それでは、第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、本町の条例において「高齢者」と「年長者」という文言の使用が混在していることから、「高齢者」に統一するため、四つの関係条例の改正を行うものです。

それでは、本条例の改正内容につきまして、議案資料の新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

まず、新旧対照表1ページ及び2ページの第1条関係でございます。「島本町執行機関の附属機関に関する条例」の一部改正でございます。これにつきましては、別表中において使用されている「年長者」の文言を、「高齢者」に改正するものです。

次に、3ページの第2条関係、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正でございます。これにつきましても、別表中において使用されている「年長者」の文言を、「高齢者」に改正するものです。

次に、4ページの第3条関係、「島本町ふれあいセンター条例」の一部改正でございます。これにつきましては、条文中において使用されている「年長者」の文言を「高齢者」に変更するものです。また、別表中の「年長者座敷」の文言を「和室」に改正するとともに、あわせて、「一般座敷」の文言を「小和室」に改正するものでございます。

次に、5ページの第4条関係、「島本町国民健康保険条例」の一部改正でございます。これにつきましては、条文中において使用されている「年長者」の文言を、「高齢者」に改正するものです。

最後に、施行期日についてでございます。これら四つの条例改正の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 高齢者、年長者、二つの表現が混在することになった背景には、どのような事情があったのでしょうか。ご説明をお願いいたします。

健康福祉部長 本町におきましては、昭和50年6月に「島本町老人医療の助成に関する条例等の一部を改正する条例」についてご審議いただきました際に、より一層、年長者の尊厳と福祉としての充実を図るため、高齢の方を指す言葉として、「老人」という言葉を改めまして、「年長者」という言葉を使用することとなりました。これにより、各種

サービスや施策の名称等に「年長者」を使用しております。

しかしながら、一般的には65歳以上の方は「高齢者」というような文言で位置づけられているほか、「高齢者の医療の確保に関する法律」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」というように、「高齢者」というような文言を使用している法律があるため、年長者と高齢者の両方の表現が混在している状況になっているものと認識しております。

以上でございます。

大久保議員 資料の4ページなんですけども、「一般座敷」を「小和室」と改めるということなんですけども、これはどういうふうな意味合いがあるんでしょうか。1点だけ、お伺いします。

健康福祉部長 このたび、一般座敷を小和室に改めることになりました経緯についてでございます。

今現在、2階の和室につきましては「年長者座敷」ということで、年長者に特化したような表現になっておりましたので、これにつきましては、広く貸し館になりました際には、住民の皆様、広くご利用いただいておりますので、この際、「高齢者座敷」というような名称ではなく、「和室」というふうに、まず、改めたほうが良いのではないかという議論を、ふれあいセンターを所管いたします総務部局も交えまして、執行部におきまして一定検討いたしました。そうなりますと、この「一般座敷」というのをどのような表現にするかというふうなことになりまして、一定「小和室」というふうな名称にすることで、大体の広さなどもわかりやすいのではないかと。2階和室、3階和室という表現にするよりも、広さも「小和室」とすることでイメージしていただけるのではないかなというふうに考えまして、「小和室」としたものでございます。

以上でございます。

清水議員 1点だけ、4月1日から施行ということなんですけども、今まで年長者の人とかが貸し館で使われている名称が、たぶん、なかなか変えられないと思うんで、周知をなるべく早い目にやっていただきたいなということだけ、お願いしておきます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

東田議員 先ほど他の議員の質疑で、この「年長者」、使われることになった経緯というのがございましたけど、当時で「老人」という表現はいかがなものかなということで、この「年長者」という表現を使われるようになったと思うんですね。それから時間経って、いろんな制度が施行されるにあたって、「高齢者」と「年長者」が混在しているという状況で、ややこしくなってきた、「高齢者」というのに統一しようということだと思っておりますけど、それはそれで事務分掌上で、こうやって「高齢者」というのに統一するというのは、全然、いいと思うんですけど、当時、「年長者」というのを本町で使った経過、そのときにどういう配慮があったとかね、そういうのはやっぱり継承していく

べきだと思うんですよ。それで松原市なんかでは、事務分掌上では「高齢者」という表現使ってますけど、町としては、高齢者のことを「元気者」と呼ぶようなこともやっていると思います。

そういうふうに町全体で、例えば、うちやったら「年長者」ということで高齢の方を敬うような表現で使ってたんで、その表現も、事務分掌としては「高齢者」というのでいいですけど、町としては、別に「年長者」というのを大切に残しててもいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがですかね。

健康福祉部長 東田議員の、ただいまのご質問でございます。

確かに、本議案を上程させていただくに際し、健康福祉部局内でも広く議論をいたしまして、当時の「老人」という言葉を「年長者」と改めたときの議事録なども確認をさせていただきましたが、老人という言葉的年長者という言葉に呼び替えて、お年寄りの尊厳を図って福祉を充実していきたいというふうなところが、主な目的として提案されたものでございます。ご指摘のとおり、やはり「アクティブシニア」というふうな、当時、時代でございましたので、老人と言うよりも年長者と言うことで、より福祉を推進していきたいというふうな経緯のもとで、当時は提案されたものでございます。

今回、条例につきましては「高齢者」に整理をさせていただきますが、今現在も、例えば年長者クラブさんとか、団体名に「年長者」というのを冠しておられる団体もございます。年長者クラブにつきましては、令和2年の1月9日に会長のほうに町の方針を説明いたしましたところ、「年長者クラブ」で皆に浸透しているということで、団体の名称は当面このまま使用したいというふうなことで、意向は確認しております。

ですので、町といたしましては、親しまれた、この「年長者」につきまして、特に条例等とかサービスの名称につきましては、「高齢者」でこのたび統一はさせていただきますけれども、広く使われている呼称につきましては、そのままお使いいただいたらいいかないかなというふうに考えております。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について、賛成の討論をさせていただきます。

ほんとに健康福祉部長、ご苦勞様でございました。これは私、監査委員とともに、し

っかりと言わせていただきました。また委員会でも言わせていただきました。高齢者、年長者で間違うというようなことで、大変、監査委員の方も言われておられました。

当時は、大変難しいです、反対もありますと、いろいろとおっしゃっておられたことを思い出します。でも、その中でも一生懸命ご苦勞されて、この条例を出していただきましたことは、ほんとに感謝とお礼を申し上げます。そういうことで、この議案に関しましては、公明党を代表して賛成をさせていただきます。

以上です。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第 11 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正についてに対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

我が会派としましても、過半数以上、この島本町で生まれ育った、教育を学んできた者もいます。そして、やはり当時は「総合計画」など、法的に位置づけられた中、人権尊重している島本町の町としまして、「年長者」という言葉を活用していこうということで、過去から来てきたことにおいては、我々としても誇りに思っているところであります。

ただ、監査委員の指摘等、またいろんな事務分掌上の問題があるという部分において限界が来たのかなという部分もありまして、致し方ないなという部分もあります。先ほどの答弁の中にもありましたように、要は年長者クラブさんとか、名称で、そのままその思いを残される方々もいらっしゃるということで、実質上の使われ方と、また法的な部分の整合性の部分を取られるということで、少し寂しい思いはありますが、その思いは我々も引継ぎながら、「年長者」という尊厳の言葉を使いつつ、法的な位置づけ、行政にとっての部分においては「高齢者」という使い分けをしていきたいということをし添え、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 11 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

島本町が、これまで高齢者の尊厳を重んじ、「老人」という表現を「年長者」と改めて、これを積極的に用いてきたことについては、人権尊重の町としての歴史が感じられるものでした。その後、「高齢者」という言葉が普及されるに連れ、二つの表現が混在することになり、行政運営としては訂正しておくのが望ましいと、これを評価するものです。また、ふれあいセンターの年長者座敷を「和室」と改めることにより、より多様な世代が利用できるイメージが定着することも期待され、賛成とするものです。これまで同様、福祉の推進に引き続き努めていただきたいと思います。

以上です。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

この「年長者」と「高齢者」という文言が混在している問題につきましては、私も1期目当時、事務事業報告書などで見て、ややこしいなというのを一番最初に感じた記憶もございます。それで、いろいろ時代が移り変わっていくに従いまして、混在しているのがわかりにくいということで、今回、統一した文言で「高齢者」という表現にすることです。これについては、もう異論はございませんし、こっちのほうがスマートであるなというふうに思います。

しかしながら、事務としては、こういうふうにスマートになっていくのはいいんですけども、やっぱり、「年長者」という言葉を使ったときの当時の思い、年長者の方の尊厳を守るといような思いはしっかりと引き継いでいただいて、これからも高齢者福祉施策、しっかりと取り組んでいっていただきたいと思います。

以上で、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第11号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第11議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第9、第12号議案 島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、第12号議案 島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「地方公務員法及び地方自治法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正は、「地方公務員法及び地方自治法」の一部改正に伴い、令和2年4月1日に会計年度任用職員制度が施行されることを受けまして、フルタイム会計年度任用職員につきましては、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されました。これに伴い本条例第6条において、報酬が日額で定められている職員

の補償基礎額に加え、給料を支給される職員の補償基礎額につきまして、常勤職員の公務災害補償にかかる平均給与額の規定に準じることとする規定を、新たに整備するものでございます。

なお、今回の改正内容に該当する職員につきましては、現時点ではおりません。

最後に、施行期日は令和2年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 地方公務員は「地方公務員災害補償法」が適用されるもの、実態に応じて、「労働基準法」や「労災保険法」等が適用されるものなどがあると思いますが、まず、これについて説明していただき、なぜ、今、本条例の改正が必要なのかを、もう少しわかりやすくお示しいただけますでしょうか。

総合政策部長 まず、具体的に申し上げますと、大まかに常勤の正職員には公務災害が適用されます。そして、臨時・非常勤の職員のうち大半の職種には労災が適用されます。また、議会や委員会の委員などのほか事務補助等の職員には、本条例に基づく非常勤公務災害補償制度というのが適用されます。このように、職種によって適用される補償が異なってくるということでございます。

それで、「地方公務員災害補償法」につきましては、この法律が適用されるのは「常時勤務に服することを要する地方公務員」というふうになっておりまして、地方公共団体では条例で、「労働者災害補償保険法」などで補償の制度が定められていない非常勤の地方公務員等にかかる補償の制度を定めなければならないというふうに規定をされております。このことから、本条例が制定されているものでございます。

今回の条例改正は、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、改正後の「地方公務員法」に掲げる職員であるフルタイムの会計年度任用職員については、給料の支給対象であるということが明確化されたということに伴いまして、本条例に給料が支給される職員の補償基礎額について、常勤の公務災害補償にかかる平均給与額の規定に準じることとする規定を、今回、追加をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

戸田議員 補償基礎額というものですか、があるので、会計年度任用職員でフルタイムの者は給与として支給を受ける。この場合、本条例にはその補償額の算定方法が明記されていないため、5号において「給与を支給される職員」を追記し、「平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める」とするようですが、「平均給与額の例により定める額」とは、例えば具体的にどのようなものになるのでしょうか。現在、対象者がいないということですが、今後、どのような職に就く、どのような会計年度任用職員が、これに当たるのですか。

総合政策部長 「地方公務員災害補償法」第2条第4項で、平均給与額とは、「災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3ヵ月間に支払われた給料の総額を、その期間の総日数で除して得た金額」と規定されており、同条第5項で、給与は給料・地域手当、通勤手当等とする規定とされております。

また、今回、対象者はありませんけれども、今後、想定される職種といたしまして、事務補助の職で常時勤務することを要する会計年度任用職員を本町で任用した場合、対象になるものでございます。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第12号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第10、第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、第17号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの5件を、一括議題といたします。

なお、本案5件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、令和元年人事院勧告の改正内容に準じて改正するもの並びに地域包括支援センターの運営業務委託の開始及び衛生化学処理場の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、13の8ページの次に添付しております議案資料に基づき、ご説明申し上げます。

「2 議案の概要」をご覧ください。

今回の改正につきましては、第1条から第2条までの2条立てとしております。

まず、第1条の改正内容の(1)の「給料」についてでございます。給料表につきましては、若年層に重点を置いて、平均0.1%の引き上げ改定を行うものでございます。

次に、(2)の「期末手当及び勤勉手当」についてでございます。令和元年度の期末勤勉手当につきましては、一般職員及び特定任期付職員の支給月数を、それぞれ改正するものでございます。このうち一般職員につきましては、12月期における勤勉手当の支給月数を、現行の0.925月から0.975月へと0.05月を加え、年間支給月数を4.45月から4.5月へ改正するものでございます。

なお、第1条の改正の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、第2条の改正内容でございます。

まず、(1)の「期末手当及び勤勉手当」についてでございます。令和2年度以降につきましては、勤勉手当の増額分を6月と12月とで按分し、一般職員及び特定任期付職員の支給月数を、それぞれ改正するものでございます。

続きまして、(2)の住居手当につきましては、「一般職の職員の給与に関する法律」の改正と同様に、手当の支給対象となる家賃額の下限を4千円引上げ、手当額の上限を1千円引上げるものでございます。

最後に、(3)の等級別基準職務表につきましては、地域包括支援センターの運営業務を令和2年4月1日から委託することに伴い、削除するものでございます。また衛生化学処理場につきましても、本年3月末に撤去工事を完了し、廃止することから、衛生化学処理場長を削除するものでございます。

第2条の改正の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、これらの給与改定による影響額につきましては、正職員全体で、約740万円を見込んでおり、一人当たりの平均年間給与は、約2万8千円の増額となる見込みでございます。

(午後3時02分 平井議員退席)

続きまして、第14号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、特別職の職員の期末手当の改定に準じて、改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、14の4ページの次に添付しております議案資料に基づき、ご説明申し上げます。

「2 議案の概要」をご覧ください。

今回の改正につきましては、令和2年度の期末手当の支給月数を改正するもので、6月期及び12月期における期末手当の支給月数につきまして、現行の2.075月から2.1月へと0.025月を加え、年間支給月数を4.15月から4.2月へ改正するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

なお、改正による影響額につきましては、年間で約27万円でございます。

続きまして、第15号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、一般職の職員の期末手当の改定に伴い改正するもの及び本町の厳しい財政状況等を勘案し、町長等の給与について減額措置を講ずるものでございます。

それでは、改正内容につきまして、15の4ページの次に添付しております議案資料に基づき、ご説明申し上げます。

「2 議案の概要」をご覧ください。

まず、(1)の期末手当についてでございます。

令和2年度の期末手当につきましては、支給月数を改正するもので、6月期及び12月期における期末手当の支給月数を、現行の2.075月から2.1月へと0.025月をそれぞれ加え、年間支給月数を4.15月から4.2月へ改正するものでございます。

続きまして、(2)の給料月額の変額についてでございます。

令和2年4月1日から令和3年4月20日までの間、町長の給料を現行の80万円から8万円を減じて72万円とし、副町長の給料を現行の70万5千円から3万5,250円を減じて66万9,750円とするものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、改正による影響額につきましては、教育長の分も含めまして、年間約251万円の減額でございます。

続きまして、第16号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、本町の厳しい財政状況等を勘案し、教育長の給与について減額措置を講ずるものでございます。

それでは、改正内容につきまして、16の4ページの次に添付しております議案資料に基づき、ご説明申し上げます。

「2 議案の概要」をご覧ください。

給料月額の変額でございます。令和2年4月1日から令和3年4月20日までの間、教育長の給料を現行の65万5千円から3万2,750円を減じて62万2,250円とするものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、期末手当につきましては、「特別職の職員の給与等に関する条例」の規定が教育長にも準用されますことから、支給月数の改定にあたり、本条例の改正は要しないものでございます。

続きまして、第17号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、令和元年人事院勧告の改正内容に準じて、改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、17の8ページの次に添付しております議案資料に基づき、ご説明申し上げます。

「2 議案の概要」をご覧ください。

今回の改正につきましては、先ほどご説明申し上げました「第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」で給料表の引き上げ改定を行ったことに伴い、会計年度任用職員につきましても、常勤職員と同様の給料表で1級から3級までを使用することとしておりますことから、改定するものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、改定による影響額につきましては、現在、令和2年度の任用事務を進めている段階であり、あくまで概算ではございますが、約300万円程度の増額となる見込みでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

(午後3時07分 平井議員出席)

村上議長 これより、本案5件に対する質疑を行います。

大久保議員 第15号議案なんですけども、町長、副町長の給与の減額ということでご提案がありましたけども、この引き下げ率なんですけども、町長が10%、副町長が5%とありますが、この根拠を、ちょっと教えてもらえればと思います。

総合政策部長 特に根拠という部分のご説明は難しい部分があるんですが、町長のまず10%カットという分については、これまで令和2年度の予算編成にあたりまして、経常経費の5%カットということを打ち出した中で予算編成に取り組んで来たというような中で、町長の報酬も5%カットというのが当初考えてはおった段階であります。それには、職員の今回の人事院勧告についても遡及をせずに、職員も一定我慢をするというようなことで当初は提案をしております、組合との交渉の中で、やはり若年層への影響が大きいということと、組合員、職員の声として、非常に生活にも直結する部分でありますので、その辺の話し合いを続けてくる中で、一般職については、人事院勧告については完全実施をするという決断を町長はされました。

そういった中で、当初5%と言っておりましたが、一般職のそういう人事院勧告も人事院勧告どおり実施をするという中で、一定5%ではなくて、さらに町長自身カットされるという決断をされて、10%ということにされました。あと、特別職として副町長、教育長もいらっしゃるわけですが、特別職という職責の中で、それぞれ5%ということで、町長とは一定差をつけたような形での減額になったということでございます。

以上でございます。

大久保議員 わかりました。それで教育長の給与なんですけども、ちょっと私が聞き逃しているのだと思うんですけども、期末手当とかの改正の表がなかったんですけども、これには何か理由があるのでしょうか。

総合政策部長 先ほど提案説明でも、最後に説明をさせていただいたんですが、教育長の期末手当については「特別職の職員の給与等に関する条例」、その中に含まれておりまして、そちらのほうですでに改定の提案をさせていただいてますので、この第16号議案島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正の中には、それは含まなくても、別の条例で改正しているということでございます。

以上でございます。

福嶋議員 先ほど他議員の質問に対して、当初は職員の人事院の準拠、遡及せずという予定をされている中で、労使交渉の中でそれを遡及することにした、だから町長のやつを5%から10%に変えたよ、ということなんですけども、職員に遡及する分、1年間遡及する分というのはお幾らになるのか、そして町長が5%余分に下げた分はお幾らなのか、お教えてください。

総合政策部長 人事院勧告で遡及する分につきましては、先ほど条例改正の中で申し上げたとおりでして、年間約740万でございます。特別職については、これも先ほど申し上げましたが、年間約251万円、特別職3名ということで、ご理解いただきたいと思えます……（福嶋議員・自席から「訊いたのと違う、町長の5%です」と発言）……、ちょっと計算する必要がありますので、後ほど、ご答弁をさせていただきます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

岡田議員 私は、この町長の思いというのは理解できますので、その思いがしっかりと伝わっている16号議案ではないかなと思っております。

組合とね、話し合いをされたということですが、島本町には組合二つありますよね。一つのほうの組合は、そのような話で、人事院勧告そのままということなんですけども、もう一つの組合のほうとの話し合いはどうなっているのでしょうか。

総合政策部長 組合は二つございます。一つのほうは職員水道労働組合ということで、正規職員が存在しておるんですけども、もう一つのほうは正規職員がいらっしゃらないので、この人事院勧告の部分については対象者がいらっしゃらないということですので、片方の組合と交渉を重ねてきたということでございます。

岡田議員 すいません、確認させていただきます。町長、これでいいんですね。副町長も、教育長も、確認だけさせていただきます。よろしいですね、その思いで結構なんですね。すいません、3人ともお答えいただけますか。

山田町長 私の減額という部分でございますけども、先ほど総合政策部長からもご答弁申し上げたとおり、まずは財政的な部分というのがありますし、もう一つ、大きくはやはりこれまで組合、職員団体と交渉する中で、遡及をしないということで最初、提案をしておりました。その中で、交渉を重ねる中で、遡及してやっていくということになりましたけれども、やはり、そういったことを組織のトップたる私がお願いをしている以上、私自身にもけじめが必要だろうということで、減額をしていくということで判断をさせていただいたところでございますので、これは私の姿勢を見せるということでは、これで行きたいということでございます。

以上でございます。

小田副町長 私どもといたしましては、当然、特別職という立場で町政に携わっている以上は、町長と同じような考えで、今回、減額をさせていただくということで提案をさせていただいていますので、そのとおり、よろしくお願ひしたいと思っております。

持田教育長 私ども、町がお示しいただくもので結構だと思っておりますので、この提案どおりでございます。

伊集院議員 他の議員の答弁が、まだ返ってきていないところなので、ちょっと確認したい部分をお訊きします。

まず、提案理由で、人事院勧告にかかる部分は理解するところではありますが、及び、後半の部分で「本町の厳しい財政状況等を勘案し」という部分がありました。先ほど10%、5%の根拠をおっしゃってたんですが、根本的に、その「厳しい財政状況を勘案し」というのは、一体、どれぐらいの額を、どういうふうに考えて、減額措置をされるという方法を取られるのか。こういったやり方をし出すと、おそらく今後もずっときてくるだろうと。要は財政自体が悪いから、町長のポケットマネーじゃないですか、というか、給与の部分の削減で何とかするということふうに、極論で言うと、取られかねない部分もありますので。

まずはちょっと、本町の厳しい財政状況等の勘案という部分においては、どれぐらいが厳しいという観点で出されているのかということをお訊きしたいのと、また、これは本来、特別職報酬等の審議会というのが本町には条例が定められておりますけども、この点の意見はお聞きされたのかということをお訊きします。もちろん、15号と16号ですね、この点においても報酬審議会というのは通されたのか、意見聴取をいただいたのかどうかを、ちょっとお訊きしたいと思います。

山田町長 まず、財政状況を踏まえてということでございますけれども、私が減額するから、これで財政に大きな影響を与えるということまでは、私もそういうふうには思っ

おりません。やはり姿勢として見せていくという部分が大きなところにございまして、ただ、令和2年度当初の予算編成では経常経費の5%カットということで取り組んでおったんですけれども、結果的には130億円を超える当初予算にございまして、その中で基金を9億円以上取り崩さなければならないというような、非常に厳しい内容となっております。この間、本町におきましては個人給付の見直しなどを含む行革を行っておりまして、今回の経常経費のカットに加えまして、今後、さらに進めていかなければならない事業の見直しなどにより、住民の皆様にご負担をおかけすることも予想されております。また、府内では昨年、31年4月の時点で全体の6割弱に当たる25の団体で、特別職の給与の独自カットを実施されております。このような状況を踏まえまして、私の任期中に限りまして、暫定的に給料月額の減額を行うというふうにございまして、私に示さしていただいたものでございまして。

また、先ほども申し上げたように、やはり職員団体との交渉の中で、一定、そういうことも職員にお願いをしていくようなところへ来ている中で、人事院勧告についてはすべて実施していくということでやっておりますので、そういったことをお願いする立場上、やはり、けじめを一つつけておかなければならないという私の姿勢の表れで、そういうふうにございまして。

以上でございます。

総合政策部長 報酬審議会についてでございますが、今回、町長を含め特別職の暫定的な減額ということで、恒久的なものではなくて暫定的な、任期中の減額措置ということでございまして、他の近隣自治体の取り扱い等もお聞きをする中で、暫定的な部分については諮問されずに実施をされている団体も多いという中で、本町も同様の取り扱いをさせていたで、今回は特別職の報酬審議会のほうには諮問をしていないということでございます。

以上でございます。

伊集院議員 先ほど数字的な答弁、福嶋議員の質問に対しての答弁がまだ返ってきてないので、いったん、ここで終わりたいんですけど、まずは、今回は暫定的な部分であるという理由において、島本町の「特別職報酬等審議会条例」に則って、そこに意見具申をされていないという理由ということをお聞きしました。

それと今回、財政的な部分というので行けば、来年度予算が131億、人事院勧告は確かに皆さんの要望を聞きながら、国と民間との差をあげて、今回、すべて引き上げという部分になっていくので、島本町自体の財政、費用がかかると、公費がかかるといって、この部分に対しての組合さんとの話し合いの部分と、当初予算編成に5%カットを掲げた部分の姿勢ということで、お聞きしたと思います。

例えば、この給与、手当の部分ですね、特別職の。今回、条例でいじっていらっしゃる部分で見ると、別個に、これは全く違う部分の感覚なのかという部分はありますが、

副町長、また教育長に今回の波及している部分があります。30年度にも、こういう予算というか突然の改革ですね、宣言をされまして、こういう方法では財政が一気に悪化するということを指摘しましたが、町長は自身の範疇でされるということでありました。

この給与・手当等の特別職に関する条例、第4条の6項に退職手当の額というのは記載されておりました。この部分で、町長としてはやっぱり給与で姿勢を出していくという判断をされたんだと思うんですけど、一定、そういう退職手当とかいう部分にされるとか、いろんなことを考えられたのかどうか。その点の、この条例の中で、最終的にここに落ちたというのは、けじめの付け方として、ほかの手法もあったという部分はあると思いますが、今回、退職手当とか、そういうところは結論を出してないというのは何らかの理由があるのか、お伺いします。

山田町長 まずは、先ほど申し上げたとおり、当初の経常経費の5%カットというところから端を発しているものでございまして、経常的にかかるものについて、やはり姿勢を示していくというところが、まず一つの思いとしてございました。退職手当につきましては、以前も別の議員の方から確か質問いただいたかと思うんですけども、それについては今後、議員の皆さん、もしくは住民の皆様、また私の判断によって、いずれか検討する時期がやってくるのではないかなというふうに、今は感じております。

以上でございます。

総合政策部長 先ほどの福嶋議員のご質問の中で、町長の報酬カットの部分で5%の金額ですが、約70万円でございます。

以上でございます。

(福嶋議員・自席から「1問目の質問の、もう一個のほう、答えていただけないんですけど、どうしたらいいですか。」と発言)

村上議長 暫時休憩します。

(午後3時28分～午後3時28分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合政策部長 失礼しました。遡及して支給する金額でございますが、一般職の職員で、住宅手当を除いて約720万円でございます。

以上でございます。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後3時29分～午後3時50分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

伊集院議員 お気持ちはわかりました。参考までに、町長の退職金というのは1年で幾らなのかということをお訊きしておきます。

それと、先ほど暫定的というか、そういう部分なので審議会、特別職の報酬等の審議

会にかけなかったということをお聞きしましたが、以前、川口町政のときの暫定的な部分においては審議会にかけられたと思いますが、その点の、過去はかけたと思うんですが、そことの違いは何なのかをお教えてください。

それと、ご答弁いただくと、最終的にはちょっと組合さんとの交渉の中でのお声という取り方を、最後的にはしているのかどうかですね。その点の部分の姿勢を見せるという結論でいいのかどうかですね。

その三つ、お訊きします。

総合政策部長 まず、町長の退職金、1年分と言いますと400万円になります。

それから、次に報酬審議会でございますが、先ほどもご答弁させていただきましたが、過去には報酬審議会にかけられたこともあると、実績はございますが、昨今の状況、近隣自治体の状況も聞かせていただく中で、暫定減額については、今回、必要ないだろうという判断をさせていただいたものでございます。

あと、今回の特別職の報酬カットについては、職員に対しても一定の厳しい財政状況の中で、町長、特別職としての姿勢という意味合いで、今回、示されたというふうと考えております。

以上でございます。

東田議員 特別職の報酬ですけど、先ほどから他の議員の答弁等聞いておりますと、一定の財政の削減には繋がっているものだというふうには思いますけど、どうもパフォーマンス色が強いような印象を受けます。職員団体と交渉して、自分もその気を見せなければならぬというようなことだったと思いますけども、そもそも職員団体に人事院勧告を遡及しないというような申し入れをしたということですけども、職員団体、当然、皆さん、労働者としての権利も持っておりますし、仕事していくうえで、財政が厳しいからといって、その原資を人件費から獲得しようという考え方が、ちょっと私、理解しかねるんですけども。その辺りについて、職員の皆さんがね、何らかの落ち度があったり仕事してないとかいうんであって、懲罰的に給料削減とかいうんであればわかりますけども、そうではないと思うんですよ。何をもって、人件費から財政にお金を充てようとしたのかというのが、ちょっと、その辺の根拠が見えてこないんです。その辺りについて、ちょっと見解をお伺いします。

総合政策部長 財政状況が厳しいという中で、職員全体にもそういう認識は当然あるかと思えます。そのような中で、人事院勧告というのは、これまでも勧告どおりというのが基本に進めてまいりました。ただ、財政的に厳しい中で、ある団体では人事院勧告は実施をするけども、給与の独自カットというの也被されている自治体もあります。

議員ご指摘のように、職員に何の落ち度もないというか、大きなミスをしたわけでもなくカットするというのはどうなのかということも十分理解はするんですけども、厳しい財政状況ということで、行革も含めて、住民さんにも関わるカットをしてきている部

分もあるというような中で、一定、職員も我慢するところも必要ではないかということも含めて、今回、人事院勧告については、実施はするけれども遡及をしないということ、組合のほうに提案をさせていただいたという経過でございます。

以上でございます。

東田議員 ちょっとお伺いしたいんですけども、毎年、交付税なり何なり国から支給されていると思いますけど、それは人事院勧告であるとか、人件費というものは勘案されていないのかという部分と、財政厳しいとは言います、職員の皆さんも当然わかっておりますけども、そうであるならば5%カットとかね、そういうのも当然必要ですけど、もっと大鉈を振るうような改革であるとか、思い切った自主財源の確保とか、そういうのを例えば町長が打ち出して行ってね、これだけやってもまだ足りないんだというような話であればね、職員の団体の方もまた違った答えが出てたんじゃないのかなというふうに私、思っておるんですよ。

どうも、そういうふうに見えへんというのが実態でして、当初予算の大綱質疑でも同様のことを言わせていただきますけども、やっぱり、そういう姿勢が見えてこないから、職員団体の皆さんもウンって言わなかったのと違うかなと。そういうのがない中で、なんで内向きで、言いやすいとこだけに、それ言うねんと。極端な話、町長の給料カット、教育長、副町長の給料カットもね、内向き過ぎるんですよ。一番簡単な方法かなと、こんなのやりましたとパフォーマンスするにはもっともな、一番やりやすい方法を選んでいるんだなというふうに、どうしても見えちゃうんですけどね。その辺りについては、どのようにお考えですか。

総合政策部長 確かに財源確保とか、ほかにやるべきことというのは多数あると思います。ただ、できる範囲で、今まで職員を含めて努力はしてきているつもりですけども、まだまだやるのが当然あるというふうに思っています。

そういった中で、先ほど言いましたように、今回、職員団体には人事院勧告については完全実施はするけども、遡及の部分については我慢して欲しいというような提案をさせていただいたという経過がございます。

私自身も勧告の内容を見ていると、若手職員への影響が非常に大きいという部分については非常に苦しい決断ではあったんですけども、そういう提案をさせていただいて、ただ、交渉を重ねる中で、その辺については我々も、人事院勧告の実施という部分については町長とも話をしましたけども、完全実施をしていくと。組合に対しても、職員全体で、やっぱり財源確保とか考えていかないと駄目なんで、管理職だけで考えてもアイデアも出てきません。そういったことで、職員全体で、組合員、アイデアをどんどん出して欲しいというような話も私はさせていただきました。そういった中で、今後、若手職員からもいろんな提案が上がってくることも期待をしながら、前向きに仕事を進めていきたいというふうに思っております。

それと、もう1点、交付税なんかについては、特に給与カットとか、給与の部分については特段、各自治体ごとの状況に応じてという部分は、影響はしていないというふうに理解をしております。

以上でございます。

山田町長 東田議員おっしゃるとおり、人件費に手をつけるというのは最終手段に近いものがあるというふうに、私も思っております。なので、それまでにできることをやるということはよくわかります。ただ、一方で経営の観点から考えると、様々な削減できるものを、可能性はすべて探っていくというのも必要であり、それは人件費も聖域ではないというところは、一つあるかとは思いますが。

ただ、そこはほんとに最終手段であるので、今回に関しては、大切な税金である皆さんの給与の原資ですね。それを皆さんに投資するというつもりで、これからもぜひ頑張りたいということで、最後、お話をさせていただいたので、その点、私の姿勢、パフォーマンスと言われると、そういうふうに捉えられるかも知れませんが、私の姿勢としては一つの、そこまで職員に対してお願いをした手前、私の姿勢として、今回はこういう減額ということで示させていただいたものでございます。

以上でございます。

東田議員 ちょっと理解しづらかったというか、その分を、今回、職員団体と交渉して、満額でやって、それが皆さんに対する投資で頑張ってくれて。人勸、当たり前のものをもろうて、何の投資なのかわかんないんですけど。投資というのは本来、そこにお金を充当して行って、その効果を求めていくというのが投資だと思うんですよ。ちょっと、おっしゃる意味がわからないんですけど、それで職員団体がどういうふうに納得したのかどうか、ちょっとわからないんですけど。本来、そういうものじゃないんですか、投資っていうのは。もらえるものを、当たり前のものをもろうて、これが投資や言われて、それで職員がどう考えて、どのようにモチベーションが上がっていくというのが、理解できないんですよ。ちょっと、その辺りについて見解をお伺いしておきます。

山田町長 人事院勧告につきましては、必ず実施するというものではないとは思いますが。概ね、準拠してやっていくということが筋だとは思っておりますけれども。ただ、この現状、財政が厳しい中で、その交渉をする中で、当たり前にももらえるという思いでやって欲しくないということで、そういう意味合いを込めて私は申し上げました。例えば、中には、この町の予算の額から言うたら、たった700万ちょっとというような捉え方をされている方もいらっしゃいましたけれども、やはり、それは「たった700万ちょっと」ではなくて、大切な税金をいただいて我々は仕事をしていく中で、そこはひとつ、皆さんにとっては、それをいただいて活用してやっていくという気持ちでやって欲しいなという思いを込めての、そういう意味合いでございます。

以上でございます。

福嶋議員 今の山田町長のご答弁、ちょっと納得いきがたい。生活の糧である給料を、しっかり働いて、しっかりもらうのは当たり前であって、それを今回、ちょっと予算の話になってしまいますけども、2年度、経常経費5%削減というのは、もともと給料削減するも入ってたんですか。そして、それを人質にとって、しっかり仕事せえや、あげるから、という表現なんですか。それができんかったから、自分の給料、高い給料、80万ももろてる給料、5%余分に削るから、というようなお話を、今、されているんですか。そういうふうにご答弁、聞き取れたんですけども、何か誤解があったら、ちょっと修正して欲しいですし。

そして、人事院勧告のお金、それってあげて当たり前、渡して当たり前の話であって、彼らはスト権ないんですよ。そういう交渉の中で、当たり前のことを要求したことに對して対応しただけじゃないんですか。それを削るという前提条件で、経常経費5%の中に入っているんですか、という質問でございます。聞き違いがあったら、直してください。よろしくをお願いします。

山田町長 当初の経常経費5%という中には、人件費は入っておりません。その点は、そういうことで経常経費5%カットしてください、ということのお願いをしております。

ちょっと、私の言い方がうまく通じていないのか、確かに働いた分、その分の見合った給料をいただくということは当たり前の話だとは思いますが。ただ、思いとして、普通に働いて、しっかりと仕事してても、そんなにしっかりと仕事してなくても、必ずもらえるものという思いでいて欲しくないという、そういう思いで、期待を込めて私は職員に申し上げたものであって、決して福嶋議員のおっしゃるように、当初からそういうふうに削る予定で、それをお前らにやるから頑張れよという、そういう意味合いではなくって。一度、私からはお願いをしているわけですよ。ただ、その分、それはちょっとどうしてもということで、交渉の中で通常どおりという話になったわけでもありますけども、その中でも、たった70万ちょっとというような表現を使うというのは、私は良くないと。それはやっぱり、当たり前にももらえるものかも知れないけども、大事に思って、今後もしっかりと、それ以上にみんなで頑張っていきましょう、という思いで申し上げただけであって、ちょっと福嶋議員のおっしゃるような思いで私が申し上げたのではないということだけは、ご理解いただきたいなというふうに思います。

福嶋議員 予算立てられる中で、5%、経常経費じゃないよと。その他だよ、というお話の中で、山田町長が今、町長だけ10%削減される、けじめをつけるためだ。5%上乘せされてますけども、その理由がわからない。関係ないんだったら、けじめをつける必要はない、けじめをつけるものがない。何のけじめですか、5%プラスしたのは。

山田町長 けじめという部分もちろんありますけれども、やはり職員に対して、私はずういう、遑及しないであって欲しいか、というお願いをしているわけですよ。そういう中で、同等に私自身もすべていただくというところは、私の姿勢として、そこはト

ップの姿勢として、先ほどからも申し上げているとおり、これだけお願いをしているうえに通常どおりもらうというのは、私はそれは違うのではないかなというふうに感じておりますし。

5%から10%にという、私だけ特別職の中でも2倍になっているというところですけども、当初は一律5%ということも考えておりました。それは経常経費5%削っている中で、一つの私の姿勢として5%一律でいいのではないかなという思いもありましたけれども、やはり長として、ほかのお二方の特別職よりは一步、もう一つ分、10%にするということで、これに根拠と言われると、なかなか難しいものがあるんですけども、やはり、そこはもう姿勢であったり、私の政治的な、一つの施策的な判断であるという部分であるので、それに、こういう根拠があるから何%なんだと言われると、ちょっとご理解をいただくのは難しい部分もあるかも知れないんですけども、ほかのお二方よりは頭一つ分と言いますか、それだけ増やしているという状況でございます。そういった思いです。

以上でございます。

戸田議員 種々議論があるようですけれどもね、自治体の首長が自らの判断により、自らの給与月額を減額を行うことは決して珍しいことではありません。もし、私が町長だったら、このように考えるかも知れません。例えば、今の島本町の財政状況から考え、自分の年齢や経験、そういったことも考え、20%、30%、あるいはもっと削減してもいいという気持ちがあるとしても、もし自らがそういう判断をすれば、他の特別職、あるいは議員の報酬にも種々影響が及ぶと。ですから、10%に止めおくと。そういうふうな考え方を、もし、私が問われれば、私が同じ立場でいれば、そういうふう考える可能性がある。町長も、そのような思いがおありだったのではないかなと思います。もし、お答えになれるようでしたら答弁をいただきますし、これに関しては特にお答えがなくても結構です。

「身を切る改革」という言葉がよく言われてますけれども、皆さんがおっしゃっていることは、それをパフォーマンスと言っておられるに等しいなというふうに思うんですね。とんでもないですよ、自らの意思で、そのように責任を持って判断されていると、もし私ならば、そのように思います。

組合との交渉の目途が経たず、令和2年度の当初予算編成においては改定による影響額を反映することができていないという、これが私は異例の事態になっているのではないかなと思います。直近の補正で対応することになると認識していますけれども、令和2年度のこともなりますけれども、仮にこれを間に合っていれば、その影響額はどれぐらいになるのか、お答えいただきたいと思います。

会計年度任用職員です。会計年度任用職員制度の導入により大きく改善されたことの一つは、人事院勧告に準じて給料表を引き上げることです。期末手当の改正がないのは

なぜか。ここで一度、確認しておきます。それから、近隣団体はこの点、期末手当ですね、どのようになっていますか。ご説明を求めます。

総合政策部長 まず1点目の、令和2年度の当初予算に反映することができなかったということで、今回の人事院勧告でのことですが、令和2年度の影響額は、住居手当の増額分を含めまして、一般職の職員全体で740万。先ほど他の議員の質問の中では、住居手当を含めておりませんので720万と申し上げましたが、令和2年度に影響額というのは740万円になります。

総合政策部次長 2点目にいただきました会計年度任用職員についてのお尋ねでございますけれども、会計年度任用職員につきましては、改正後の「地方自治法」で期末手当を支給することができるかと規定をされました。これに基づき制度化をしておりますが、現状、勤勉手当についての規定はございません。勤勉手当の支給につきましては、各地方公共団体における期末手当の定着状況等踏まえたうえで、今後の検討課題であるというような国からの見解が出ております。今回の人事院勧告におきましては、勤勉手当の支給率の引き上げであって、期末手当の支給率については変更がなかったということでもございます。

また、近隣の団体におきましても、今回の人事院勧告を踏まえて、会計年度任用職員の期末手当の支給率について改正を行うという事例は聞き及んではおりません。

以上でございます。

山田町長 もし私だったら、ということでおっしゃっていただきましたけれども、買いかぶり過ぎだなというふうに思っております。私はそこまで、議員の皆様のことまで考えて、この10%を決めたわけではございませんし、そもそも特別職の給料カットというのはやっている自治体が多いという中で、議員についてはやってないところのほうが多いですし、私はそこは分けて考えるべきであると思っておりますし、そこに私がどうこう言うつもりもありませんので、これは私自身が一つの姿勢としてお示しをしたものでございます。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

中田議員 先ほど何度かご答弁いただいているんですが、府内43自治体の特別職の給与の減額の状況というのが、首長は6割弱の市町村でカットをしているということはわかっているということが言われていたんですが、この6割弱の市町村長の給与減額についての、減額の幅というのは、ほかの自治体ではどうなっているのかということと、もう一つ、今回、皆さん、ほかの方のお話を聞いていると、その理由みたいところに割と拘っておられるようなので、もし、おわかりであれば、ほかの自治体の首長の方々は、どういう理由で減額を行っているのかというのを、もし、ご存じでしたらお示しください。

総合政策部長 府内の自治体でも、首長さんの減額カットというのは相当されているとい

うことで、一律に言うのはなかなか難しいんですけども、5%から最大では40%まで削減されている自治体があります。その理由ですけども、それは個々にちょっとお聞きはしておりませんので、各自治体の首長さんの政治的判断であったり、あると思いますので、その辺については、把握はいたしておりません。

以上でございます。

中田議員 わかりました。もう一つ、先ほどから気になっているのは、私、よく知らないんですけども、島本町で、これまで首長さんが減額、給与であったり期末手当であったりの減額をしたことはあったというような話があったんですが、それはどれぐらいの幅で、どういう理由でされていたのかということ。一応、参考にお尋ねをしたいので、教えていただけますでしょうか、お示してください。

総合政策部長 過去に町長の暫定減額という実績というのは、最近では平成25年度にございます。これは退職手当なんですけども、半分にカットされたという事例がございます。退職手当以外でいきますと、平成23年の4月から平成25年の4月20日までの期間、これも暫定ですけども、町長5%・80万円を76万円、それから副町長については3%・70万5千円を68万3,850円、教育長が2%・65万5千円を64万1,900円というような、暫定的な減額措置を取られたというのが直近でございます。

以上でございます……。当時の理由についても、これも政治的な判断と、町の財政的なことも含まれての町長の判断、特別職の判断ということで、ご理解いただきたいと思っております。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います、

人事院勧告に準じて、若年層に重点を置き一般職員の給料表の引き上げ改正を行い、準じて任期付き職員の給料の引き上げ改正を行うものです。また、期末手当及び勤勉手当につき現行の4.45月から4.5月に改め、増加分を遡及して支払うものです。

当初、令和元年度は遡及しないという方針が出されたことから、組合との交渉が長引き、厳しい財政状況を鑑みてのことと推察するものの、政策、施策によらず、事実上の

給与削減とも言える手法で安易に財政状況の改善を図ろうとすることは、決して望ましいことではありません。職員の給与は生活給です。若手職員への影響も大きい。限られた人員と財源で日々執務に従事している者の給与に対して、このような議論があったことを極めて残念に思います。

もとより財政収支バランスの悪化は、過去 10 年、20 年における政策判断の誤り、方向性の誤り、組織の意思決定・合意形成のあり方に課題があったと考えています。山田町長におかれましては、副町長や各部長のサポートを今後も適確に得られるよう、常に傾聴、相談の姿勢を忘れず、さらに健全な庁内組織の管理に努めていただきたいと思います。

以上をもって、賛成の討論といたします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 13 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 13 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 14 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

大久保議員 第 14 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、大阪維新の会を代表し討論を行います。

今回の条例の一部改正は、特別職の期末手当の改定に準じて町議会の議員報酬を引き上げるものですが、しかしながら、本町の厳しい財政状況を鑑み、町長等の給与は減額措置を講じられておられます。このような現状の中、私たち特別職議員の期末手当を引き上げるのはいかなるものでしょうか。例え金額はわずかであっても、厳しい財政の枷となることは間違いありません。

また、国外・国内情勢を見ますと、中国武漢で発症しました新型コロナウイルスの影響は深刻であります。いわゆるパンデミック状況が日本経済に及ぼす影響は計り知れません。さらに本町の財政悪化が予想される中、私たち特別職の町議会議員の給与を引き上げる時期とは到底思われません。さらに厳しい財政運営が町長の令和 2 年度予算編成

に指示される中、町議会議員の立場として少しでも町財政に協力ができればと存じます。

いずれにいたしましても、本町の厳しい財政状況を鑑み、今回の町議会議員の期末手当引き上げには、町民の皆様の理解を得ることは大変難しいと判断し、反対の討論とします。

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第 14 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

これまで厳しい財政状況が続いていたことや、行財政改革で住民の負担増となる改革を行ったこともあって、改正を見送ってきた結果、近隣自治体議会議員や本町の職員と、期末手当の月数に差が生まれています。是正するのが望ましいと判断します。

一方で、住民アンケートや意見などで、議員報酬が高過ぎる、議員の数が多過ぎるといふ厳しい声が寄せられているように、議員の活動に見合った報酬なのか、議員はしっかり働いているのかと、住民の皆さんから厳しい視線が注がれているのも事実です。こういった声を謙虚に受け止め、議会として、議員として行うべきは、本質的には調査・研究に努め、住民福祉の向上に資する活動を行うことだと考えます。議員報酬を下げ、定員を削減するといったことではありません。また地方分権を踏まえ、議員活動の範囲は増大し、より多くの課題を抱えており、その対応に見合う高い実務能力を身につけることが求められています。

こういった本来の議員の活動のあり方を考えたとき、やる気ある議員がしっかり職務を果たすため、また意欲ある方が議員になりたいと思うことができるようになるためにも、他と比較して低水準に期末手当が固定化されることは問題があると考え、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 14 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

村上議長 起立多数であります。

よって、第 14 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 15 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対す

る討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第15号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

町長及び副町長の期末手当について、一般職の職員の期末手当が0.05ヵ月分引き上げられることに伴い、同じく0.05ヵ月分引き上げるが、本町の厳しい財政状況を勘案し、給与については、それぞれ10%、5%、暫定的減額措置を行う条例改正です。

職員の給与に関しては、人事院勧告どおり給与は上げるものの期末手当を遡及しないとの執行部の提案に組合から大きな反発があり、交渉の結果、職員については遡及することとなり、同時に町長の給与を10%カット、副町長が5%という方針が示されました。

この結果については、厳しい財政運営を迫られる中、提案をした側の行政のトップとして、町長自らがけじめを示したということは理解いたします。また、他の自治体の首長の給与カットの状況を見たときに、6割弱が程度の差こそあれ同様の対応が行われている、理由はいろいろあるでしょうが、同様の対応が行われていることから、本町の対応には特に違和感がないものです。

一方で、庁舎の建て替え予算があげられないというような財政状況になり、経常経費の5%カットの結果、住民の皆さんにも影響が出ることについて、町長として責任を感じるというのであれば、本質的には給与カットではなく、このような事態になってしまった原因を探り、分析し、このようなことが起こらないようにすることこそが重要です。そういった意味で、給与カットをしたのだから、これで責任を取ったとは思ってはおられないとは思いますが、ということだけではないようにしていただきたいと思います。

執行部側の提案で、こういった減額措置をするというのであれば、それを止める理由は特にないもので、本条例案については賛成いたします。

以上です。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第15号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、簡単ではございますか、町長の姿勢をしっかりと理解させていただきました。よって、私たちは公明党として賛成をさせていただきます。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第15号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

質疑の中では、大変厳しい意見も申し上げました。本来でありますと、やはり堂々と

給料をもらえるような大きな仕事をさせていただきたいというのが私たちの願いでございます。職員の皆さんにも、当然一生懸命働いていただいて、当然もらえるような給料を胸張って払っていただきたい。そのうえで、皆さんのモチベーションもそうですし、仕事の質も上がっていくというような、それはやっぱり給料というのは、それが生活の糧になる部分ですから、土台の部分になるというふうに考えております。

やはり、町長は「まちづくりは人づくり」というふうに申し上げておられますけども、これもその大きな要因となる部分ではないかなというふうに思います。その中で、職員の組合員の方々と交渉の中で納得がされなかったということは、それがしっかりと、やっぱり町長の思いは伝わっていないということだというふうに思いますので、これからは先頭に立って、大鉈を振るような改革でもそうですし、そのときは議論はさせていただきますけども、財源の確保でも、もっと取り組んでいくような姿勢が見えてきて、それで、そのうえでどうしていくんだというような姿勢を示していただきたいなというふうに思います。

それと、やはり給料というものは、どうしても私は自らが判断するものではないんだろうなというふうに考えております。この給料に疑問があるのであれば報酬等審議会なりに投げかけて、しっかりと適正に町の財政状況、財政規模、その都度勘案して判断してもらおうというのが、本来あるべき姿なんじゃないのかなというふうに思います。だから、この5パーが10パーになったとか、金額ですね。確かに削減には繋がってますけども、私も厳しいこと言いました。パフォーマンスに映るといようなことも、そういうのが考えていることです。やっぱりそれは判断するんであれば、それなりの機関で客観的に判断してもらおうという方法を取るべきだったんじゃないかというふうに思います。

しかしながら、この10パーと5パー、これについては削減効果も一定認められますことから、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第15号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

前の討論にもありましたけども、島本町におきましては、やはり「島本町特別職報酬等審議会条例」というものがあります。答弁でも出ておりましたが、暫定的ということではありますが、基本的には前川口町政においても、一つ退職金を4年間の分、2分の1にされる。これは政治的判断であつたらうという過去もあります。また5%の部分、こういった部分においても、やはり我々としては実質上、財政の状況が悪い、これを勘案する、どのラインまでがどうで、どのラインがどうなんだという部分の判断が難しいところがあります。本来なら、この報酬等審議会にかけるべきというところにおいては、もうかけられなかったことにおいて納得いけるものではありません。

ただ、答弁の中にありましたように、お聞きしていると、やはり組合の方々からのご

意向があったという部分において、自身としては、その姿勢を出す形でなければならぬというような状況には、わかりました。

こういった部分においては、やはり職員の方々も、先ほどありましたように、決してハナから駄目というわけではなかったと思います。現在の状況においてのいろんな訴えがあろうかと思いますが、町長としては、職員の方々ともよく意見交換をされておりとお聞きしておりますので、なぜ、こういうことに陥ったかという部分もよく鑑みられて、今後、こういう審議会もかけずに突然と出されるということは避けていただきたいということを申し添えまして、町長として下げたいと、10%と、副町長が5%ですね。この点においては、副町長の部分というのは大阪府職員さんから呼んでるという部分がありますので、ちょっとどうなのかなという不安もありましたが、自主的に下げられることを駄目だというほど、我々としては住民さんとの財政状況もありますので、今後の報酬等審議会にかけて、議論を次からは出していただくということをお願い申し上げ、賛成とさせていただきます。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第15号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第15号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第16号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第16号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

第15号議案と同様に、執行部側から給与カットのための条例改正が提案されたことについて、特に反対するものではないです。一方で、待機児童問題、保育所、小学校の耐震化の問題など、本町の保育・教育施策は住民の皆さんに多くの負担や不安を強めている状態があり、そこには問題を感じています。

教育長におかれましては、これらの問題の早期解決に取り組むことが職務を果たすこ

とですので、今条例改正におけるカットで、先ほども町長にも申しましたが、責任を取ったのでこれでよし、ということではないということだけはくれぐれも確認したうえで、今後とも子ども・子育て施策に邁進していただきたい旨を申し添えて、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第 16 号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について、実はほんとに、この教育長に関してはね、反対したいという思いが十分あったんですが、賛成をさせていただきます。これは町長との絡みでね、賛成させていただきますが、ほんとに教育長になられて、大変な中、一生懸命やってこられたということを十分に私たちはわかっておりますので、ほんとにこれを下げるということは心苦しい、苦渋の選択でございますが、賛成をさせていただきます。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 16 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 16 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 17 号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 17 号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、です。

会計年度任用職員制度の導入により大きく改善されたことの一つに、この人事院勧告に準じた給料表の引き上げ改正というものがあります。これにより多くの臨時職員さんが、ベースアップが可能になるということで、この制度についてはいろいろ思うところもありますけれども、望ましいことであると思います。今後も引き続き、会計年度任用職員の皆様の処遇改善に努めていただきたいと思います。

以上をもって、賛成の討論といたします。

村上議長 反対の討論がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第17号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第17号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、3月2日午前10時から再開したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は3月2日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

(午後4時43分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 1 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
- 第 1 号議案 大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 2 号議案 大字高浜財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 3 号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 4 号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 号議案 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 号議案 工事請負契約の締結について
- 第 9 号議案 町道路線の認定について
- 第 10 号議案 島本町印鑑条例の一部改正について
- 第 11 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について
- 第 12 号議案 島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 13 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 14 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 15 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 16 号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 17 号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

令和2年

島本町議会2月定例会議会議録

第3号

令和2年3月2日(月)

島本町議会 2月定例会議 会議録 (第3号)

年 月 日 令和2年3月2日 (月)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり13人である。

1番	塚田	淳	2番	大久保	孝幸	3番	東田	正樹
4番	平井	均	6番	清水	貞治	7番	岡田	初恵
8番	川嶋	玲子	9番	戸田	靖子	10番	中田	みどり
11番	野村	篤	12番	伊集院	春美	13番	福嶋	保雄
14番	村上	毅						

欠席議員 次のとおり1人である。

5番 河野 恵子

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	小田 哲史	教 育 長	持 田 学
総 合 政 策 部 長	北河 浩紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	水 木 正也	消 防 長	近 藤 治彦
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰三	会 計 管 理 者	永 田 暢	総 合 政 策 部 次 長	吉 川 展彦
都 市 創 造 部 次 長	佐 藤 成一	教 育 こ ど も 部 次 長	川 畑 幸也	教 育 こ ど も 部 次 長	安 藤 鎌吾

都市計画課 今井 康仁 都市整備課 橋本 祐一 環境課長 三浦 了

工務課長 梅若 英夫

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 妹藤 博美 書記 坂元 貴行 書記 村田 健一

令和2年島本町議会2月定例会議議事日程

議事日程第3号

令和2年3月2日(月) 午前10時開議

- 日程第1 第18号議案 島本町債権の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第2 第19号議案 島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第3 第20号議案 島本町営住宅条例の一部改正について
- 日程第4 第21号議案 工事請負契約の変更について
- 第22号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算(第6号)
- 第23号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 第24号議案 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 第25号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 第26号議案 令和元年度島本町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第6 第27号議案 令和元年度島本町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第7 第28号議案 島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
- 第29号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第30号議案 令和2年度島本町一般会計予算
- 第31号議案 令和2年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第32号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第33号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第34号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第35号議案 令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第36号議案 令和2年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第37号議案 令和2年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第38号議案 令和2年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第39号議案 令和2年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第40号議案 令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計予算

第4 1号議案 令和2年度島本町水道事業会計予算

第4 2号議案 令和2年度島本町下水道事業会計予算

(午前10時00分 開議)

村上議長 おはようございます。前会に引き続き、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は、13名であります。

議員定数の半数以上に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の不参加者の氏名を、職員から報告させます。

議会事務局長 5番 河野議員から、病気のため欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告いたします。

村上議長 日程第1、第18号議案 島本町債権の管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) おはようございます。それでは、第18号議案 島本町債権の管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、「民法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきまして、議案参考資料の新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

第11条でございます。

私債権にかかる遅延損害金の算出に当たり、履行期日までに履行しなかった債権について、督促をした金額につき乗じる割合を、「民法」に規定する法定利率である「年5パーセント」としていたものを、「民法」第404条の規定による「法定利率」に改めるものでございます。

なお、本年4月1日から、「民法」に規定する法定利率の割合が5%から3%に引き下げられ、以後、3年毎に見直しが行われることとなっております。

施行期日につきましては、本年4月1日でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 18 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 18 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 2、第 19 号議案 島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長(登壇) それでは、第 19 号議案 島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書 19 の 1 ページをお開きください。

提案理由につきましては、「児童扶養手当法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、第 19 号議案参考資料 島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

第 2 条の 2 第 1 項第 1 号中「1月から6月まで」を「1月から9月まで」に改め、同条第 2 項中「昭和 40 年法律第 33 号」を削除するものでございます。

施行期日につきましては、本年 4 月 1 日でございます。

以上、簡単ではございますが、「島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 19 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 19 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 3、第 20 号議案 島本町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長 (登壇) それでは、第 20 号議案 島本町営住宅条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の 20 の 1 ページをお開きください。

提案理由といたしましては、「民法」の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、改正「民法」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が令和 2 年 4 月 1 日から施行されること、また、改正民法等を踏まえた国土交通省通知「公営住宅管理標準条例(案)」の改正により、公営住宅にかかる所要の関係規定である入居保証の取扱いや、不正入居者に対する明渡し時の利息の適用利率の変更等について、改正を行うものです。

それでは、改正内容につきまして、議案書 20 の 4 ページの次でございます第 20 号議案資料に添付しております新旧対照表に沿って、順にご説明申し上げます。

新旧対照表 1 ページをお開きください。

1 点目といたしまして、第 4 条(入居者の公募)でございます。

本条文は、公募の例外として設けられている特定入居にかかる規定でございますが、本町では従前の「公営住宅管理標準条例(案)」に準拠していたため、当該通知の改正にあわせ、条ずれ箇所等を改めるものでございます。

次に 2 点目といたしまして、第 5 条(入居者資格)でございます。

改正「民法」において、保証人保護の観点から負担すべき上限を極度額として定めることとなり、入居決定者にとって保証人確保の要件が軽減されることから、より適切に町営住宅を管理するため、第 1 項第 6 号に規定する「保証人」を「連帯保証人」に改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表 2 ページをお開きください。3 点目といたしまして、第 10 条(入居手続)でございます。

改正「民法」において、保証人を存続させる場合、すべての個人根保証契約に極度額を定める必要が生じるため、本町の実情に鑑み、第 2 項第 3 号に「入居時における家賃の 20 月分に相当する額」を極度額として新たに追加するとともに、本文中の「保証人」を「連帯保証人」に改めるものでございます。

次に4点目といたしまして、第29条（町営住宅の明渡請求）でございます。

本条文は、第3項中の不正入居者に対する明渡し時の利息の適用利率を、従前の「民法」で規定していた「年5分の割合」から、改正後の民法に規定する「法定利率」へ改めるものでございます。

最後に、附則でございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものです。

また経過措置として、従前の入居者については、従前のままとする旨、規定を設けております。

以上、簡単ではございますが、「島本町営住宅条例の一部を改正する条例」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員 公営住宅の入居に際してですが、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることを踏まえると、今後、公営住宅の入居に際して保証人の確保が困難となること懸念されているそうなのですが、近年、出された国土交通省の通知では保証人も不要とする配慮の方向性が示されている中で、島本町としては、あえて保証人を連帯保証人と進める理由は何なのでしょうか。

それから、極度額が20ヵ月ということですが、国土交通省の住宅局住宅総合整備課が作成した「極度額に関する参考資料」というものを見ると、賃貸住宅管理会社が訴訟を提起して強制執行が完了するまでに至ったケースは平均9.1ヵ月、未納家賃の平均9.7ヵ月とされています。また、裁判所の判決における連帯保証人の負担額にかかる調査も行われていて、連帯保証人の負担額の平均値は13.2ヵ月、最小値は2ヵ月、最大値は33ヵ月、中央値は12ヵ月分とされているのですが、島本町が、この20ヵ月とした根拠をご説明ください。

都市創造部長 まず、保証人を継続した理由についてでございます。ご指摘のとおり、国土交通省通知によりますと、改正「民法」等に伴う入居保証の取り扱いについては、保証人確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると、意見が出されていることは認識いたしております。この通知を受け、本町といたしましても改正「民法」に伴う保証人制度の存続の是非について、近隣市町の状況なども調査・研究のうえ、種々検討してきたところでございます。調査・研究の結果、大阪府及び北摂の近隣市では保証人制度を存続させる事業主体が多く、また改正「民法」に伴う、個人で保証契約による極度額設定により、一定の保証人保護が図れること等も踏まえまして、本町といたしましては適切な公営住宅管理を維持するため、保証人制度を存続すべきとの判断に至ったところでございます。

続きまして、極度額20ヵ月分についてのご質問でございます。本町の滞納整理事務処

理手順では、滞納月数が8ヵ月に達したときに明け渡し請求、要は契約の解除の催告書
を通知する旨規定いたしており、契約解除から建物明け渡しの判決までの期間として12
ヵ月、1年間を見込んでおりますことから、8ヵ月プラス12ヵ月で、20ヵ月と設定し
たところでございます。

以上でございます。

岡田議員 国土交通省がそのような文書を出されているにも関わらず、保証人から連帯保
証人に改めるということは、私としては、すごく残念に思います。

島本町が保証人から連帯保証人に改めるということは、どこでもよくあることで、最
近は、この連帯保証人のほうが多くなっているということもお聞きしておりますが、例え
ば、島本町が保証人、今現在、何人の方を保証人として町営住宅では扱っていらっしゃる
のでしょうか。それとまた、その保証人が連帯保証人になった場合ですよね、どこ
がどのように変わってくるかということもお聞かせいただけますか。

都市創造部長 まず、保証人の数でございます。現在におきましては、保証人2名となっ
ております。令和2年4月1日以降につきましては、連帯保証人といたしまして1名と
いうこととしております。

次に、保証人と連帯保証人の違い的な部分についてでございます。保証人については
単純保証人とも言えます。催告と検索という抗弁権がございます。要は債権者、町か
ら保証人へ滞納分の請求を受けても、まずは保証人といたしましては抗弁権に基づきま
して請求分の支払いに応じず、家賃滞納者、要は主債務者への支払いを求める権利が保
証人にはございます。それに対しまして、連帯保証人につきましては抗弁権がなく、法
的に滞納分の支払い義務が発生するものというふうに認識いたしております。

以上でございます。

岡田議員 過去におきましては2名ということですが、今は1名に変わったということだ
すよね。間違ってますか、すみません。過去において、その保証人が必要になった事例
って、島本町にございますか。

それで保証は、その保証人の頭数によって割合が出るというようなことを聞いてます
が、連帯保証人になりますと、全額を結局、連帯保証人の人数分だけ全額払うというよ
うなことに変わると思うんですね、保証人から連帯保証人になるということは。そうい
うことを考えますと、この連帯保証人に文言を変えた場合、連帯保証人は、島本町とし
ては何人を連帯保証人として考えていらっしゃるのでしょうか。

都市創造部長 まず、過去に保証人に対して請求等行った事例でございます。滞納等が積
み重なってきますと、保証人のほうにもご請求等させていただいた事例は、若干ござ
いますが、ございます。

あと、今回、保証人から連帯保証人、保証人2名から連帯保証人1名に変えることによ
って、連帯保証人にすべての債権が請求されるかどうかのお問い合わせだと思いま

すが、議員ご指摘のとおり、連帯保証人1名の方に請求のほう、させていただく形となります。しかしながら、極度額を設定させていただきますことから、あくまでも家賃の20ヵ月分が請求させていただく限度になるという認識でございます。

以上でございます。

岡田議員 3問目なんですけど、例えば府営住宅等におきましては、罰則規定というのがうたわれてるんですよね。島本町の場合の、この町営住宅におきましては罰則規定が全く記載されてないんですよね。ですから、この保証人に家賃をお願いするケースですね、罰則規定がない分、島本町は最終的にはどのような対応を取られると考えてよろしいのでしょうか。

都市創造部長 罰則規定がない本町において、入居者もしくはその連帯保証人に対して、どのような形で対抗といいますか、していくかというところでございますが、家賃の滞納については、催告のうえ明け渡しの請求というような形で、最終的には退去いただくような規定というのはございます。また、偽って不正に入居されました場合については、一定、不正入居期間に応じて利率を乗じた形で、その金額等も請求させていただいたうえで、ご退去いただくような規定も、明確に罰則規定という位置づけではありませんけれども、個々条文の中で、そのような不正入居等を防止するような条文等も条例の中に入っているんです。過去にも、そういう条文を適用したケースはございませんけれども、きっちりと、ご入居の前であったりとか、こういう場合はお申し込みできませんとかいう分については、事前にきっちりと周知のほうは従前に引き続き図ってまいりたい、そのようなケースが出ないように、しっかりと管理運営してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

福嶋議員 第20号議案に関してですけども、今回、令和2年4月1日に施行されるということなんですけど、現在、お住まいの方に対して、どのような手順でアナウンスをされて、そして、どのような手順で今の保証人の方を連帯保証人に代えていただく、契約するというようなことをやる。そしてまた、それがご納得いただけない方がおられた場合、どのように対応されるご予定か、おつもりをお聞かせください。

都市創造部長 今回の条例改正に伴って、どのような形で入居されている方に周知をまずされるのか、という部分でございます。一定、今、考えておりますのは、自治会等もございまして、そういうところで、きっちりとご説明のほう、してまいりたいというふうに考えております。

あと、今回、条例をご可決いただけますと、施行そのものが令和2年の4月1日から適用となりまして、経過措置といたしまして、すでに入っておられる方については、2名の保証人から1名の連帯保証人の方に変更していただくのではなくて、今後、新たに入居される方については連帯保証人1名の方をご用意といいますか、していただくという

ような取り扱いになりますので、直接的に、今、すでに入っておられる方への影響というのは、ほぼほぼ、ないのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

福嶋議員 今の場合、新規の方のみということで、既存の方、契約を変更しないよということなんですけども、そうなった場合に、もし、こういうような請求をしなきゃいけない、退去申し込みしなきゃいけないよ、という事案が発生した場合は今までどおりの対応でやるしかないよ、という理解でよろしいんですか。そしてあと、滞納利率はどうされるのかということをお教えてください。

都市創造部長 先ほどご答弁させていただきました取り扱い、従前とほぼほぼ変わらないという分については、保証人を立てるという部分に適用されまして、適用利率等については、令和元年4月1日から法定利率、すなわち3%、5%から3%という対応になるものでございます。

以上でございます……。失礼しました。先ほど「令和元年度」と申しましたが、「令和2年度」からでございます。大変失礼いたしました。

戸田議員 背景には、身寄りがなく、住宅の確保が困難な人の増加があると思いますけれども、まず、入居者の現状の把握をしておきたいと思います。

現在、居住者の高齢化率はどれくらいで、そのうち単身世帯はどれくらいありますか。家賃の収納率の推移はどのようになっているのでしょうか。また、応募倍率の推移はどのようになっていますか。おわかりになる範囲内で、お答えいただきたいと思います。

次は、入居手続きと事務処理についてです。入居希望者が入居手続きを行う際、今回の改正で具体的に何が、どのように変わのでしょうか。これは保証人と連帯保証人の違いについては先ほどご説明がありましたが、その辺りのところも気になるところです。

改正案では、入居者と同等以上の収入を有する連帯保証人が必要になりますが、保証人から連帯保証人にすることで、入居のハードルは格段に高くなると私は認識しています。先ほど、催告の抗弁権ということについて説明がご答弁でありました。ほかにも、検索の抗弁権といわれるものもあるようで、入居者に財産があるにも関わらず家賃を支払っていない状況であっても、代わって連帯保証人は返済をしなければなりません。つまり問いたいのは、今回の改正で、ますます入居条件のハードルが高くなるのでしょうか、という問いです。

公共住宅は、住まいのセーフティーネットです。連帯保証人の確保が壁になって入居できない、身寄りのない一人暮らしの高齢者が増えているのです。にも関わらず、なぜ国の方針に従わなかったのか。連帯保証人を条件から外すよう促している通知の技術的助言に従わなかったのか。先ほどご答弁で、府の状況、それから北摂の他の自治体の状況について述べられました。多くのところが存続させると。では、保証人に関する規定を外されたところがあるのでしょうか。これが質問です。どこが外されていますか。こ

れにご答弁をいただきたいです。

以上、1問目です。

都市創造部長 それでは、順次ご答弁させていただきます。

まず、高齢化につきましては54.8%で、うち単身世帯数は53戸となっております。また、収納率については、約ではございますが、99%台で推移いたしております。あと、応募倍率でございます。平成20年度においては3.68倍、平成25年度が2.0倍、平成30年度が1.6倍と、いずれも約ではございますが、そのような状況で推移いたしております。

あと、今回、条例改正に伴う入居手続きに関するご質問でございます。今回の条例改正に伴います入居手続きにかかる変更点ではございますが、現在、町営住宅の入居に際し、入居決定者に対しましては、使用承認申請書に保証人2名の連名・連署を求めています。今回の改正により、極度額を設定させていただいたうえで連帯保証人1名の連署とすることから、保証人設定にかかる負担、あくまでもその人数の部分でございますけれども、負担が軽減されるものというふうに考えているところでございます。

先ほど、他の議員からのご質問にもご答弁させていただきましたとおり、今回の改正につきましては、従前の保証人が負っていた無限保証という分から、極度額を設定した限定的な保証ということも踏まえて、保証人の設定については求めやすくなっているものという町としての認識でございます。

あと、今回を契機に保証人もしくは連帯保証人を外された自治体があるかどうかでございますが、大阪府内においては、そのような事例というのは確認しておりません。外す、外す予定、外したというような事例は聞いておりません。ですから、私ども、議員ご指摘のような、入居者の入居するためのハードルが高くなるということについては、そのような認識というのはございません。

以上でございます。

戸田議員 極度額20ヵ月について、私は、先ほど中田議員のほうから国の調査についても触れておられましたけれども、同じ思いを持ってしまして、その調査を見ても、そして見るまでもなく、この20ヵ月というのは非常に重たい数字かなとは思っています。20ヵ月というのは、概ね幾らぐらいになるのかと、もし問えば、これは金額はどれぐらいになりますか。国の調査では、平均で家賃の約13.2ヵ月分だった。中央値が12ヵ月でした。つまり、これに加えて、例えば未払い家賃のほかに原状回復費用とか、損害賠償費等が加味されて、この負担総額を算定されているとしたら、それはもう公営住宅というものの存在の意義が失われているように思えてならないのです。本条例改正の本来の趣旨にそぐわないことになってしまう。お訊きしたいのは、概ね20ヵ月という金額はどれぐらいになるのですか、ということです。

それと、条例に基づいて1点、確認したいことがあります。入居手続きには、入居者

と同等、同じぐらいよりも収入を有する保証人の連署が求められるわけですが、これが連帯保証人になる。条例では、町長は「特別の事情があると認める者に対しては、連帯保証人の連署を必要としないことができる」としています。ここで言う「特別な事情」とは、どういったものになるのでしょうか。また、「特別な事情」として保証人の連署を求めなかったケースは、これまでにありましたでしょうか。生活保護世帯やDV被害者など、条例にある「特別な事情」がある者として認め、連帯保証人を免除していくというのが望ましい姿だと思っておりますが、この辺りの見解をお訊きします。

もう1点、町が新たに行う事務処理には、どのようなものが生まれるのでしょうか。これは連帯保証人にするによって、です。つまり、私が想像するに、現在の納入の通知状態の発行とか極度額の残額通知などを行わないで、ある日いきなり請求が来るというのは避けなければならないと思います。つまり、新たに行う事務処理に連帯保証人への情報提供という、この義務が生じるのではないですか、という質問です。お願いします。

都市創造部長 数点、ご質問頂戴いたしました。

まず、20ヵ月分、大体どれぐらいになるかというお尋ねでございます。緑地公園で2DKで、最低家賃といたしまして2万4,600円でございますことから、20ヵ月で申しますと、49万2千円となるものでございます。

あと、「特別な事情」についてでございます。一般的には、例えば生活保護世帯であったりDVの世帯等が考えられるかなとは思いますが、個々のケースで、入居予定者の事情をお聞きする中で、その都度、状況、状況によって、判断してまいりたいというふうに考えております。

あと、今は保証人を2名、お立ていただくという制度でございますが、保証人を2名から1名にした事例については、ここ5年では4ケースございます。今後においても、国からの通知にも、改正「民法」にあわせた国からの通知においても、公営住宅への入居に際しての保証人の確保が困難な方への配慮ということは一定示されておりますことから、保証人の確保、連帯保証人の確保が困難であり、かつ町長が特別な事情があると認められる方につきましては、条例改正後におきましても、引き続き猶予規定については存続をさせていただきますことから、あくまでも個々の事情、事由による判断になりますけれども、国等の通知の趣旨も鑑みまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

あと、新たな事務の発生でございます。特段、現時点におきまして新たな事務については発生しないものという認識でございます。

あと、連帯保証人に対する情報提供でございます。現状におきましても、家賃の滞納等が重なってくれば、法とか規程に基づく催告等、そういう手続きは踏むのと併行して、お住まいの方であったりとか保証人の方には、今ちょっと、こういう状況ですよというような分については、個々具体にご連絡等をさせていただくような取り組みもしております。

すので、今後におきましても、いきなり、初めて通知が来るといようなことではなくて、しっかりと、その辺の状況等については連絡等する中で、場合によってはご相談にも乗るケースもあろうかと思っておりますので、懇切丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 極度額 20 ヶ月について、一例として、2DKということでしたので、比較的小さい数字をお示しいただいたのかなとは思いますが、よくわかりました。決して、少ない負担ではないなと思っておりますが、数字の規模については理解しました。

最後、機関保証の活用について質問したいと思っています。家賃債権保証業者やNPO法人などによる保証の活用については、どのようにお考えですか。可能な限り、保証人、連帯保証人が立てられない人には「特別な事情」の配慮が必要と考えていますが、昨今、こういうふうな業者を活用すると、国もそういうふうには言っているわけです。業者やNPO法人は慈善事業ではなくビジネスです。代わりに弁済するということであり、立て替えてもらった分は後から返済しなければなりません。さらに、現在は家賃保証会社を規制する法律がなく、監督官庁もなく、法律面の整備が追いついていないという状態と認識しています。一部家賃保証会社では、滞納時における強引で悪質な取り立て、行きすぎた催促、督促、そして高額延滞金などが問題になっていて、規制が厳しくなった消費者金融業界などからの進出、新規参入が多いようです。サラ金より怖い、などと言われることにもなっている。

国は、これらの利用についても触れていたと思います。これはもう公営住宅が本来担うべき役割を放棄したというに等しく、認めがたいことと私は考えています。つまり、国は、連帯保証人は置かないでもいいですよと、そう言いながら、こういった業者との協力関係も推奨していると。つまり、私はこの畏にはまったらあかんと、そういうふうに思っています。家賃債務保証業者やNPO法人などによる保証の活用については、どのようにお考えか。見解をお示しいただきたいと思っております。

都市創造部長 機関保証についてのお尋ねでございます。現在、保証人確保が難しい方への公営住宅入居の円滑化の観点から、家賃債務保証事業者等の活用については市町村が条例等で事前に認めること、定めることを前提として、議員ご紹介のとおり、国からは推奨されているところでございます。しかしながら、家賃債務保証事業を活用し機関保証とした場合、家賃債務保証事業者の家賃滞納における督促手続きについては、早期かつ短期間のうちに厳しく行われることが想定され、現在、運用しております個人保証の方との間に差異が生じ、入居者間の公平性の確保にも課題があるという認識のもと、今回におきましては、機関保証の導入は見送りたいと考えてるところでございます。よって、連帯保証人については、現時点におきましては家賃債務保証事業者等で代用することについては想定をいたしておりません。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第20号議案 島本町営住宅条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

非常に厳しい判断でした。「民法」の一部改正による債権関係の規定の見直しを行い、また低所得者、単身高齢者、障がい者、外国人など、住宅の確保に特別な配慮を要する人が増加しているなど、町営住宅を取り巻く環境、状況は変化しています。

国が示す標準条例案は、保証人に関する規定を削除するものであり、この技術的な助言に従うことは、当然のことながら可能でした。しかしながら、国は同時に機関保証の活用についても述べているわけであり、これについてはご答弁で、そういった考えはないということは確認することができました。ここが非常に重要だったと思います。保証人を外し、こういったものを導入していくというのが、そもそもの国の方向性ではなかったかと、うがった見方をすれば、そのようにも見受けられます。

島本町が、連帯保証人を1名置くとしたことには一定の妥当性があると判断したものです。また極度額の20月についても、これについては、極度額はちょっと多過ぎたのではないかなという思いはありますが、本来、こういった考え方は家賃の債務保証、滞納の抑止、緊急連絡先などの役割を果たしている。特に、この極度額については債務の保証ということも、国民の税金で運営している公営住宅にとって、一定、考え方としては必要かなと思っております。

しかしながら、真に困難な状況に置かれる人、この方達は、これらを理由に入居を拒まれるというところがないよう、ここが、この改正の一番重要なところだと思います。不正に入居する人には厳しく、そして真に困難な状況にある方には住宅のセーフティーネットである、本来、公営住宅があるべき姿になるよう、島本町の運営が非常に重要になっていると思います。

なお、明け渡し請求にかかる利率を法定利率とすることについては、必要かつ妥当と判断しました。

公営住宅は、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を供給することにより、歴史的に国民の居住の安定に大きな役割を果たしてきたものであり、現在においても住宅のセーフティーネットとして必要不可欠なものです。真に住宅に困窮する低所得者に、的確に、

より公平に、私たちの公営住宅が供給されるよう、引き続き努めていただきたいと申し上げ、本条例には賛成することとします。

以上です。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第20号議案 島本町営住宅条例の一部改正について、私も、先ほどの議員と同じように苦渋の選択をさせていただきました。

確かに、国土交通省の公営住宅には保証人が不要ということを見ましても、本当に私は正直なところ、ホッとしたという気持ちを持っておりました。というのは一人暮らしの方から、賃貸住宅に入りたいけど保証人がなくて入ることができないという、要するに保証人確保が難しい方の、高齢者の方からの要望が、すごくたくさんございました。議員のほうにも、また民生委員さんのほうにも、いろいろな手を尽くすけれども、保証人になってもらう人がいないというような、そういうお声を過去にたくさん聞いておりました。

そういうところから、今回の国土交通省の保証人が不要という点に関しては、私個人としては大変うれしく思っておりましたが、今回、条例で、保証人から連帯保証人ということ町としては出されておりますので、これに関しては異議がございませんが、大阪府下でも、まだどこもされてないということですが、また近隣住民で、こういう公営住宅の保証人が不要だというような、そういう自治体が、もしも耳にされるようなことがあれば、ぜひ、それに関してはお願いしたいなというふうに思いますので、この国土交通省の保証人不要の、このことをしっかりと要望させていただきまして、この島本町の住宅条例の一部改正には賛成をさせていただきます。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第20号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第20号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、第21号議案 工事請負契約の変更についてから、第25号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)までの5件を一括議題といたします。

なお、本案5件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行い

たいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

都市創造部長（登壇） それでは、第 21 号議案 工事請負契約の変更につきまして、ご説明申し上げます。

本契約の変更につきましては、平成 30 年 9 月 6 日議決にかかる「島本町衛生化学処理場解体工事請負契約」の一部を変更する契約で、工事内容が確定いたしましたことから、工事請負金額の変更につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

それでは、議案書 21 の 2 ページの次に添付しております、第 21 号議案資料をご覧ください。

「変更の概要」につきましては、工事内容の変更に伴い、契約金額を記載のとおり変更するものでございます。

続きまして、工事の変更内容でございます。

本工事につきましては、令和元年 9 月 3 日に請負金額を増額する第 1 回目の変更契約につきまして、議会の議決をいただいているところでございますが、その後におきまして、建物の基礎となっておりました杭の引き抜きが新たに 2 本発生いたしました。土工事では、廃棄物混じりの土砂の掘削・搬出数量の確定及び購入土による盛土工の確定に伴う数量の減が発生いたしました。また、取引にかかる消費税及び地方消費税の増額につきましては、改正「消費税法」の施行に伴い、平成 31 年 4 月以降に変更となった工事にかかる税率が 10%となりました。これらを相殺し、原契約金額を 191 万 8,210 円減額し、4 億 5,134 万 4,830 円とするものでございます。

なお、工期につきましては、原契約から変更なく、令和 2 年 3 月 16 日まででございます。

以上、簡単ではございますが、第 21 号議案 工事請負契約の変更についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（登壇） それでは、第 22 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第 6 号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 22 の 1 ページでございます。

今回の補正予算につきましては、歳入では、保育所等整備交付金及び認定こども園整備補助金、第四保育所新築事業に充当する子育て支援協力金の繰入金、その他事業費確定に伴う特定財源などを補正させていただくものでございます。また歳出では、第四保育所新築事業、ICT の活用に向けた小・中学校施設整備のほか、事業費の決算見込みなどを勘案し、補正させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明を申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 億 9,156 万円を追加し、歳入歳出予算

の総額を 124 億 5,818 万 5 千円とするもので、款項別の内容は、22 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

22 の 9 ページをお開き願います。「第 2 表 繰越明許費補正」でございます。

繰越の理由につきましては、議案参考資料の 1 ページから 3 ページに記載のとおりでございます。

22 の 10 ページをお開き願います。「第 3 表 債務負担行為補正」でございます。

事業の内容及び追加設定の理由につきましては、議案参考資料の 4 ページに記載のとおりでございます。

22 の 11 ページをお開き願います。「第 4 表 地方債補正」でございます。

まず、追加分の 1 点目、児童福祉施設整備事業債につきましては、第四保育所新築事業にかかる財源でございます。2 点目の公園施設整備事業債につきましては、緑地公園の手摺り改修事業にかかる財源でございます。

次に、変更分の 1 点目、民間認定こども園整備事業債につきましては、第二幼稚園跡地に整備する民間認定こども園への整備補助金の増額に伴う変更でございます。2 点目の衛生化学処理場撤去事業債につきましては、衛生化学処理場撤去事業費の減額によるものでございます。3 点目の道路・橋梁事業債につきましては、桜井跨線橋補修・補強事業費の決算見込み、北浦橋外 2 橋補修事業及び町道水無瀬青葉 2 号幹線外橋梁架替等事業の延期によるものでございます。次のページの 4 点目の学校教育施設等整備事業債につきましては、第二中学校整備事業費及び中学校特別教室空調設置事業費の確定によるものでございます。5 点目の幼稚園撤去事業債につきましては、第二幼稚園撤去事業費の確定によるものでございます。6 点目の災害復旧事業債につきましては、善峰川災害復旧事業費の財源の追加によるものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、今回の補正予算につきましては、年度末でもあり、基本的に決算見込みを勘案し補正させていただくものでございます。説明につきましては、決算見込みによるものを除き、増額するものなど、特に説明を要するものについてご説明させていただきます。

22 の 15 ページをお開き願います。「歳入」でございます。

第 14 款 使用料及び手数料、第 1 項 使用料、第 4 目 教育使用料 449 万 3 千円の増額につきましては、主に、入室児童数及び延長保育利用児童数の増によるものでございます。

22 の 16 ページの第 15 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 1 目 総務費国庫補助金 127 万 8 千円の増額につきましては、国から交付金の上限額が示されたことによるものでございます。第 2 目 民生費国庫補助金、第 2 節 児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金 779 万 8 千円の減額につきましては、交付額の決定によるもの、保育所等整備交付金 1 億 9,919 万 1 千円の減額につきましては、補助対象事業の出来高

の見込みに伴うもの、子ども・子育て支援事業費補助金 735 万 4 千円の減額につきましては、府から交付されることが判明したことから、府支出金に振り替えるものでございます。第 6 目 教育費国庫補助金、第 1 節 学校施設整備費補助金 9,000 万円の増額につきましては、ICT の活用に向けた小中学校施設整備に係る財源でございます。

22 の 17 ページ中段の第 16 款 府支出金、第 1 項 府負担金、第 1 目 民生費府負担金、第 3 節 児童福祉費負担金 167 万 2 千円の増額につきましては、幼児教育・保育無償化に伴う財源でございます。

22 の 18 ページの第 2 項 府補助金、第 8 目 教育費府補助金、第 2 節 幼稚園費補助金 3,174 万 3 千円の減額につきましては、補助対象事業の出来高の見込みに伴うものでございます。

22 の 19 ページ、第 19 款 繰入金、第 2 項 基金繰入金、第 2 目 財政調整基金繰入金、第 1 節 財政調整基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金 7,440 万 7 千円の増額につきましては財源調整によるもの、財政調整基金繰入金（子育て支援協力金分）1,100 万円の増額につきましては、第四保育所新築事業に充当するものでございます。

22 の 20 ページ、第 21 款 町債、第 1 項 町債 3 億 9,910 万円の増額につきましては、「第 4 表 地方債補正」で、ご説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、22 の 21 ページからの「歳出」でございます。

歳入の際にご説明申し上げましたとおり、増額など、特に説明を要するものについて説明させていただきます。また、人件費の補正につきましては、各費目に渡りますので、最後に一括してご説明申し上げます。

22 の 23 ページをお開き願います。

第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 2 目 財産管理費 50 万 2 千円の増額につきましては、第四保育所跡地における認定こども園の公募にあたり、土地を売却して実施する方針となったことに伴い、不動産鑑定評価業務を委託するものでございます。22 の 27 ページの第 11 目 人権文化センター費、第 18 節 備品購入費 24 万 2 千円の増額につきましては、料理教室の備品の買い替えによるものでございます。第 14 目 ふれあいセンター管理費 274 万 5 千円の増額につきましては、電気使用料が例年より増加したこと及び施設の修繕が増加したことにより、指定管理料の増額が必要となったことから補正するものでございます。

22 の 28 ページの第 3 項 戸籍住民基本台帳費、第 1 項 戸籍住民基本台帳費、第 19 節 負担金、補助及び交付金 127 万 8 千円の増額につきましては、通知カード・個人番号カード関連事務の委任等にかかる交付金の上限額が示されたことによるものでございます。

22 の 34 ページでございます。第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費、第 2 目 障害者福祉費、第 20 節 扶助費 5,527 万 4 千円の増額につきましては、各種事業の対象者数

の増によるものでございます。22の35ページの第6目 後期高齢者医療費、第19節 負担金、補助及び交付金のうち、前年度後期高齢者医療療養給付費負担金精算金148万4千円の増額につきましては、前年度の療養給付費負担金の精算によるものでございます。

22の37ページでございます。第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、第19節 負担金、補助及び交付金1,116万3千円の減額につきましては、第二幼稚園跡地における民間認定こども園の整備にかかる補助金について、見込み額の精査によるものでございます。第23節 償還金、利子及び割引料203万円の増額につきましては、実績に伴う精算によるものでございます。第2目 児童措置費、第19節 負担金、補助及び交付金のうち、一時保育事業補助51万3千円、地域子育て支援事業補助（センター型）20万1千円、地域子育て支援事業補助（ひろば型）11万6千円の増額につきましては、国基準額の改正によるものでございます。22の39ページをお開き願います。第3目 児童福祉施設費、第13節 委託料のうち、第四保育所新築工事監理業務1,215万8千円の増額及び第15節 工事請負費のうち第四保育所新築工事4億円の増額につきましては、第四保育所の新築によるものでございます。

22の42ページでございます。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第3目 予防費503万3千円の増額につきましては、抗体検査・予防接種に必要なクーポン券の印刷及び予防接種見込み人数の増によるものでございます。

次に、22の52ページでございます。第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費のうち、第11節 需用費690万円の増額につきましては、当初の見込みより使用料が増加したことによるもの、第18節 備品購入費42万9千円の増額につきましては、次年度の教職員の増により、机等が不足することによるものでございます。第2目 教育振興費のうち、第11節 需用費1,160万円の増額につきましては、教科書の採択替えに伴い、教職員用の教科書及び指導書を購入するもの、第13節 委託料1億2,000万円の増額につきましては、高速大容量ネットワークを整備し、校内でICTを活用できる環境を整備するものでございます。

22の53ページの第3項 中学校費、第2目 教育振興費6,000万円の増額につきましては、高速大容量ネットワークを整備し、校内でICTを活用できる環境を整備するものでございます。

続きまして、22の59ページからの人件費の補正について、ご説明を申し上げます。

今回の人件費の補正につきましては、決算見込みを踏まえた給料・各種手当等の減額、普通退職者に対する退職手当及び令和元年人事院勧告に準じた差額分の増額によるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（登壇） 続きまして、第23号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特

別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書23の1ページでございます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、保険給付費等の増額及び人事院勧告等に伴う人件費にかかる補正でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,676万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億9,059万円とするもので、款項別の内容は、23の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、23の7ページの「歳入」でございます。

第3款 府支出金、第1項 府補助金 第1目 保険給付費等交付金1,733万3千円の増額につきましては、保険給付費の増額に伴う同額の財源措置でございます。

続きまして、第4款 繰入金、第1項 一般会計繰入金 第1目 一般会計繰入金56万5千円の減額につきましては、人事院勧告等に伴う職員給与費等繰入金の減額でございます。

次に、23の8ページの「歳出」でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費56万5千円の減額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、人事院勧告等に伴う一般管理費の人件費の減額でございます。

次に、第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 一般被保険者療養給付費997万2千円の増額、第2項 高額療養費、第1目 一般被保険者高額療養費708万円の増額、第6項 精神・結核医療給付費、第1目 精神・結核医療給付金28万1千円の増額につきましては、保険給付費に、それぞれ不足が見込まれるため増額を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、第23号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第24号議案 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書24の1ページでございます。

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費にかかる補正でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億354万6千円とするもので、款項別の内容は、24の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

24の7ページの「歳入」でございます。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 事務費繰入金1万7千円の増額につきましては、人事院勧告に伴う事務費繰入金の増額でございます。

次に、24の8ページの「歳出」でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費1万7千円の増額につきましては、先ほど歳入でご説明申し上げました人事院勧告に伴う人件費の増でございます。

以上、簡単ではございますが、第24号議案 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第25号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、ご説明申し上げます。

議案書25の1ページでございます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、介護保険事業費補助金及び保険者機能強化推進交付金の交付決定、介護予防・生活支援サービス事業の負担金の増額並びに人事院勧告等に伴う人件費の補正でございます。

第1条は、歳入歳出の総額に、それぞれ462万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億8,089万7千円とするもので、款項目の内容は、25の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、25の7ページの「歳入」でございます。

第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金31万9千円の増額につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴い、国負担分のうち、調整交付金分を増額するものでございます。次に、第2目 地域支援事業交付金352万7千円の増額につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴い、国負担分を353万9千円増額し、人事院勧告等に伴う人件費の精査により1万2千円減額するものでございます。次に、第3目 介護保険事業費補助金185万2千円の増額につきましては、特定個人情報標準レイアウト改版にかかるシステム改修費及び介護保険料軽減強化支援事業にかかる国庫補助金が確定したことによるものでございます。次に、第4目 保険者機能強化推進交付金469万8千円の増額につきましては、令和2年度分の保険者機能強化推進交付金が交付されることに伴うものでございます。

次に、第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第2目 地域支援事業支援交付金477万7千円の増額につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴い、支払基金の負担分を増額するものでございます。

次に、25の8ページをご覧ください。第5款 府支出金、第2項 府補助金、第1目

地域支援事業交付金 220 万 7 千円の増額及び第 7 款 繰入金、第 1 項 一般会計繰入金、第 2 目 地域支援事業繰入金 220 万 7 千円の増額につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴い、府及び町負担分を 221 万 2 千円増額し、人事院勧告等に伴う人件費の精査によりそれぞれ 5 千円減額するものでございます。

次に、第 7 款 繰入金、第 1 項 一般会計繰入金、第 3 目 職員給与費等繰入金 93 万 3 千円の減額につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の精査により減額するものでございます。

次に、第 7 款 繰入金、第 1 項 一般会計繰入金、第 5 目 その他一般会計繰入金 185 万 2 千円の減額につきましては、介護保険事業費補助金の確定により一般会計繰入額を減額するものでございます。

次に、第 7 款 繰入金、第 2 項 基金繰入金、第 1 目 介護保険給付準備基金繰入金 1,218 万円の減額につきましては、介護予防・生活支援サービス事業の個別協議に伴い法定負担分の歳入が見込まれることによる繰入額の減額、介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴う第 1 号被保険者保険料負担分の増額並びに保険者機能強化推進交付金の受け入れに伴う減額でございます。

次に、25 の 10 ページの「歳出」でございます。

第 1 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費 93 万 3 千円の減額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、人事院勧告等に伴う一般管理費の人件費を精査し、減額するものでございます。

次に、25 の 11 ページでございます。第 3 款 地域支援事業費、第 1 項 介護予防・生活支援サービス事業費、第 1 目 介護予防・生活支援サービス事業費 558 万円の増額につきましては、通所型サービスの利用者が増加したことにより、負担金を増額するものでございます。

次に、第 3 款 地域支援事業費、第 3 項 包括的支援事業費、第 1 目 包括的支援事業費 3 万円の減額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、人事院勧告等に伴う人件費を精査し、減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 25 号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 17 分～午前 11 時 30 分まで休憩）

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案 5 件に対する質疑を行います。

戸田議員 まず、第 21 号議案 工事請負契約の変更についてです。衛生化学処理場の解体撤去工事、ありがとうございました。島本町衛生化学処理場解体工事につき、工事完了に

より精算、減額するものです。埋設されていた杭の本数が設計本数よりも少なかったこと、敷地内に当初予定していなかった大量のごみが埋設されていることが工事着工後にわかり、契約の変更を余儀なくされていました。

3点、訊きます。当初の契約金額から、結果的に幾らの増額となっているのでしょうか。2点目、土工事です。工事完了によるこれらの精算につき、概要説明を求めます。それともう1点は、杭の解体工事です。一度目の変更契約の際、実態に見合った杭の本数が明らかになり、今、改めて思うことですが、初回の契約の際に、どのような資料をもとに、どのように現況調査をしたかということです。衛生化学処理場において、施設建設や設備の設置にかかる図書の存在はどういう状況になっていたのでしょうか。建設当時の状況が的確にわかる資料が存在していれば、このような事態は避けられたはずと考え、問います。3点です。

一般会計補正予算（第6号）について。

まず、障害者福祉費扶助費についてです。3点あります。共同生活援助（グループホーム）ですね、それから就労継続支援、障害児通所支援、これは放課後デイでしょうか。すべてかなりの増額となっていますが、当初予算の算定に見込み違いがあったということですか。グループホームの利用者、就労、放課後デイサービス利用者増の背景にある要因を把握・分析できていますか。障害者福祉費扶助費につき、平成30年度の実績と令和元年度の見込み額は、総額でどのようになるでしょうか。以上です。

あと、繰越明許費の不動産鑑定……、これは2問目にしたいと思いますので、以上について、まず、ご答弁をお願いいたします。

都市創造部長 それでは、工事請負契約の変更についての3点のご質問でございます。

まず、金額の変更についてでございます。最終的な契約金額につきましては、当初契約金額と比較いたしますと、1億5,996万830円の増額となっております。

続きまして、工事精算に伴う概要的な説明についてでございます。工事精算にかかる第2回変更契約の工事概要につきましては、前回変更契約時から杭が新たに2本、見つかったことによる増額並びに廃棄物混入土の数量が確定したことによる14.1 m³分の減額、最後に購入土盛土工の数量が確定したことによりまして、752.5 m³分の減額となっております。また、購入土の数量が減少しておりますことにつきましては、場内整理をしながら計画地盤高をあわせることや、高槻市、地元自治自治会のご要望もございまして、淀川河川敷道路から場内へ進入口を残置することとしたため、場内整理にかかる購入土の一部が不要となったことによるものでございます。

続きまして、文書、図書的なご質問でございます。衛生化学処理場につきましては、現行の文書保存の規程等ができる以前であります昭和40年に建設されたこともあり、一部図書につきましては不存在となっております。また、どのような資料が当時存在していたか、詳細がわからないことから、原状がどのように変わったか、正確な検証につ

いては困難でございますが、仮になんですけれども、建設当時の図書等がすべて存在しておりましたら、当初設計の段階で、より精度の高い設計ができたのではないかなというふうを考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長 戸田議員から3点のご質問をいただいておりますので、順次、ご答弁させていただきます。

まず、1点目でございますが、今回、補正をお願いいたします内容といたしまして、かなり増額となっているので、当初予算の算定に見込み違いがあったということか、というふうなご質問であったかと思えます。令和元年度の予算作成にあたりましては、過去数年の実績をもとに、増加率等を勘案いたしまして予算計上いたしております。今年度につきましては、町内に新たに共同生活援助、グループホームでございますが、開設されたこと、また昨年4月から障害者地域生活拠点が開設されておりますので、平成30年度の予算と比較いたしまして増額での予算を計上していたものでございますが、当初の予想を上回る障害者福祉サービスのご利用があったことから、このたび不足が生じたものでございます。

続きまして、2点目でございます。共同生活援助、就労継続支援、あと障害児通所支援、この中でも放課後等デイサービスのご利用者というのが増加をしているわけでございますが、この増加の背景にある要因についてでございます。こちらのグループホーム、就労継続支援、放課後等デイサービスにつきましては、町内のみならず高槻市域をはじめ近隣自治体におきましても、多くの事業所が新たに開設されるなど、サービス提供事業所及び利用量が近年増加していると考えております。これにつきましても、結果として不足が生じたものと認識しております。まだまだ障害福祉サービスにつきましては、こういう事業所の整備が進みますと、ご利用したいというようなニーズも増加してまいりますので、まだまだ需要と供給というもののバランスは一部のサービスにおいては合致しておりませんので、今後もサービス提供量につきましては増加をしていくのではないかと考えております。

続いて、3点目でございます。障害者福祉費の扶助費につきまして、平成30年度の実績と令和元年度の見込み量、見込み額というふうなご質問でございます。障害者福祉費の扶助費の平成30年度決算額につきましては、約6億3千万円となっておりますが、令和元年度決算見込み額につきましては、約7億円と見込んでおります。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、障害者福祉サービスの利用者が増加しており、このような実績になっているものと認識をいたしております。

以上でございます。

戸田議員 障害者福祉費扶助費の増については、地域資源が増えていること、そして利用者の増加があることということで、障がい者の方が地域でいきいきと暮らせるという環

境に近づいているというか、環境が整ってきていることによるものかなと判断しました。引き続き、よろしくお願いします。

衛生化学処理場については、工事の概要の説明をいただきました。理解しました。図書については、私もその思いを強くしています。もし、図書が適切に保管されていたら、このようなことは起こらなかったのだろうなど。当該地は高槻市に譲渡し、高槻市に使っていただくこととなります。工事終了後、万が一、高槻市もしくは近隣の方から何らかの照会があった場合、施設が存在していた際の状況を島本町側が把握していないということがないように、現存している関係図書については廃棄を迎えるまで適切に保存され、閲覧できるようにしておかなければならない、あるいは、しておくのが望ましいと私は考えています。保存年限についてのお考えをお示してください。

それから不動産鑑定評価事業、四保跡地の売却方針を、ついにお示しになりました。民間の幼保連携型認定こども園を整備するにあたり、町有地売却か、賃貸か、無償貸与か有償貸与かを検討されていましたが、庁内での意思決定に、なぜ、これほどまでに時間がかかったのか、理解に苦しんでおります。加速的な保育基盤整備が求められる中、当初の予定より、どれほどの遅れが生じたのでしょうか。2点目、有償で土地を借りるよりも、借金をしてでも不動産として土地を取得したほうが経営上望ましいと考えられる法人は少なくないかも知れませんが、町有地は住民の貴重な財産、町が主体を持って方針を定めるべきことです。議会の議決を必要とする面積には満たなくても、町有地の売却を検討するのですから、意思決定の過程の透明性が必須です。町長自ら、ご自分の言葉で説明責任を果たしていただきたい。不動産鑑定評価結果を待たずに売却を決めるに至った理由についても、お示してください。

関連して、四保の跡地の認定こども園整備運営事業者の選定にかかる予算です。3点あります。不動産鑑定結果が得られ次第、募集要項を策定することになると思いますが、どういったスケジュールを想定されていますか。子ども・子育て会議には、いつ、お諮りになりますか、募集要項を。2点目、第二幼稚園跡地において認定こども園整備運営事業を募集するときの要項と、もし、何か変わるところがあれば、それはどのようなものになるのか、お示してください。3点目、0～2歳児の定員数の考え方と、それにより待機児童は今後どのように解消されると見込んでおられるのか。全体的な整備を鑑みて、今後の見通しについて説明を求めます。

以上です。

都市創造部長 衛生化学処理場にかかります再度のお尋ねでございます。

衛生化学処理場の跡地につきましては、今後、高槻市へ譲与する予定となっており、その際には引継ぎを行うことを想定いたしております。

なお、その内容につきましては、今後、協議の中で決定するものと考えておりますが、本町で現在想定している引き継ぎ資料につきましては、土地利用履歴調査や土壤汚染状

況調査の結果等があり、跡地のこれまでの使用状況がわかるものでございます。これらの引継ぎに関する図書につきましては、永年での保存を現在、検討しているところでございます。

なお、その他、建設時の図書や解体工事にかかる図書等につきましては、今後、施設の維持管理を行わないこともございますことから、5年間保存することを、現在、検討しているところでございます。

私からは、以上でございます。

教育こども部長 四保跡地の認定こども園整備にかかって、4点のお尋ねだと思います。

まず、1点目。当初の予定よりどれほどの遅れが生じているのかという件でございますが、「保育基盤整備加速化方針」におきましては、第四育所跡地の認定こども園の開設時期を、予定ではありますが、令和3年4月としているところでございます。現時点において想定しているスケジュールで事務を進めることができましたら、順調にいきましたら、実施設計及び建設工事は進行して、そして令和4年4月頃の開設になるものとみこんでおります。

今後のスケジュール、また子ども・子育て会議にいつ諮るのかということでございますが、旧第四保育所跡地における民間認定こども園整備にかかるスケジュールにつきましては、まずは整備運営事業者募集要項の素案作成を進めまして、令和2年5月頃には子ども・子育て会議でご意見を伺いたいと考えております。そして、令和2年6月頃には公募を行いたいと考えております。その後、応募いただいた事業者の中から整備運営事業者を選定するため、社会福祉施設等整備審査委員会を開催し、令和2年9月頃には事業者を決定してまいりたいと考えております。

以上のとおりのスケジュールで事務を進めることができ、また順調に実施設計及び建設工事が進行いたしましたら、先ほどご報告させていただきましたように、令和4年4月頃の開設が可能であろうと考えております。

二幼跡地の認定こども園整備運営事業者を募集するときの募集要項と変わるところがあるのか、というところでございますが、募集要項の素案作成につきましては、これから着手するところでございまして、現時点におきましては詳細をお示しすることができませんが、基本的には前回の内容を踏襲しつつ、現在、本町において求められております保育課題の解消に向けた内容を盛り込んでいきたいと考えております。

また、定員の考え方、そして待機児童はどのように解消されるか、今後の見通しということでございますが、定員の拡充につきましては、現在、待機児童の多数を占めておりますのが0歳児～2歳児について、特に2月1日現在の待機児童については102人のうち100人が0～1歳児でございます。いずれにいたしましても、まずは令和3年4月時点には、今の予定では待機児童は限りなくゼロに近づくもの——これはあくまで弾力運用を用いてですが——と考えておりますので、旧第四保育所の跡地における民間認定

こども園の整備につきましても、できることなら平準化した定員設定のもと、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

山田町長 町有地の第四保育所跡地の売却の方針についてでございますけれども、これまでも町有地につきましては、その用途や立地条件等勘案いたしまして、売却や貸付などの有効活用を図ってきたところでございます。例えば最近では第二幼稚園跡、また地域支援センター島本の用地につきましては、その用途や立地条件等勘案して、貸し付けることが望ましいとの結論に達したことから、その他の条件を検討のうえ、貸付を前提として事業者を公募したところでございます。

今回の第四保育所跡地につきましても、同様に検討を進めてきたところでございますけれども、JR島本駅近くに位置しており、また地価についても高評価が見込まれること、そして町財政が非常に厳しい中で、できるだけ起債を抑制し、将来の公債費負担を減らすためには、基金の確保が不可欠であるとの考えから、このたび売却が適当であると判断をしたものでございます。

以上でございます。

総合政策部長 不動産鑑定を待たずに売却を決めるに至った理由でございますが、今、町長のほうからご答弁がございましたように、将来的な公債費負担というものを考える中で、できるだけ本町の基金の確保というのが不可欠であるという考えのもとに、今回、方針を決めたものでございます。今後、最終的には不動産鑑定の結果を踏まえて、最終決定をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員 障害児通所支援等について、問います。河4で資料請求していますが、内訳のわかるものを見たときに、先ほども言われていたように放課後等デイサービスの需要が増えて、この額、この950万円のうちのほとんどの額が、この放課後等デイサービスの増額によるものだということがわかりました。

それで、こういう放課後等デイサービス、先ほども事業者の数が増えたということでしたが、全国的に急増していて、事業者による給付費の不正受給や、指定取り消しなどの処分が相次いでいます。本町ではそのような、監査権限は府にあると思うんですけども、この本町で増えた中で、島本町の利用者の通っている事業所で、そういう指定取り消し処分を受けたところがあるかどうか、事例があったか。もし、あったとしたら、その理由は何かということをお聞かせください。

それと、デイサービスの増え方、事業所数というのは、例えば事務事業報告書を見ると、確かに2015年ぐらいから見ていると倍増以上増えていると思うんですが、この2015年あたりから2019年、今年にかけて、どれぐらい増えているか、数値をお示しください。また、その事業所の中で、社会福祉法人と民間事業所とか、その運営態様があ

と思うんですが、その割合がわかれば、お示してください。

健康福祉部長 数点のご質問をいただいております。順次、ご答弁させていただきます。

まず、放課後等デイサービスで、町内で指定取り消し等が、そういう事象があったのかというふうなご質問でございます。令和元年4月4日に大阪府の実地指導がございまして、放課後等デイサービスにおきまして、アミィというような事業所が町内にございましたが、その実地指導におきまして、平成30年5月から令和元年8月分まで、通常の人員配置体制より多くの人員配置をいたしました際に加算というのが報酬上、算定上、可能なんです、その加算が必要とされる人員基準を満たしてないということが発覚いたしまして、その実地指導が途中で監査に切り替わりまして、結果として、事業所の指定取り消し及び報酬の返還が生じたというような事業所が1件ございます。

もう1点、いただいておりますが、2015年の放課後等デイサービスの事業所数と2019年、直近の事業所数でございますが、ちょっと2019年の直近の事業所数がございませんが、事務事業成果報告書によりますと、一応、2015年度の放課後等デイサービスの事業所につきましては、本町の住民の皆様がご利用されている事業所につきましては10事業所、利用実人員が39人となっておりますが、2018年につきましては放課後等デイサービスの事業所数につきましては27事業所ですので、17、増加しております。利用実人員につきましては64名となっておりますので、これも25人増加しているというような状況でございます。

あと、運営主体でございますが、町内、今、放課後等デイサービス4事業所ございまして、その運営主体の内訳につきましては、社会福祉法人が1事業所、NPO法人が1事業所、あと民間の事業者が2事業所となっております。

以上でございます。

中田議員 町内でも、1事業所で指定取り消しがあったということが確認されました。この指定取り消しというのは、補助金がなくなるという形なのか、そもそも事業自体が継続できなくなるのかということの確認が1点と、町としては、府が監査権限しているんですが、町はどういう形に関わっているのか。いつ、指定取り消しが起こったとかいうことを町として把握されるのかということと、もう1点は、府のものなんです、やっぱり、その支援の質を担保することも、町としても、その把握と担保が必要だと思うのですが、今後、関わり方として、どのように放課後等デイサービス等の担保とか、事業所の信頼性みたいなものを、町として利用者の方がうまくできるように支援していくのかということ、どのようにお考えかということをお示してください。

健康福祉部長 3点、ご質問をいただいております。

まず、このたび指定取り消しになったことによる、補助金がなくなるのかどうかというふうなご質問でございますが、これにつきましては補助金ではなくて、サービス提供することによって報酬を得ておられる、サービス提供したことによる対価としての報酬

を得ておられますので、指定取り消しになったということは、もう事業所としての継続が難しくなった、取り消されたということですので、収入自身がなくなってしまうというような整理になります。

このたび、指定取り消しに至った経緯につきましては、先ほどご説明をいたしましたのが、通常の実地指導の中で、加算に必要な人員体制を満たしていないということが判明しまして、急遽、監査に切り替わり、その精査を経て事業所の取り消しというふうな経緯に至ったわけですが、この人員基準を満たしていないにも関わらず請求して、町におきましてもサービス費用をお支払いをしておりますので、この返還につきましては、計算いたしましたところ 88 万 5,955 円分、町としては、このサービスの提供にかかる請求につきまして返還をしていただくこととなります。プラス不正な請求であったということで、40%ほど加算金を上乗せをいたしまして、124 万 337 円が返還対象ということで、事業所のほうから返還を受けますので、これにつきましては大阪府が間に入っていて、事業所についてもご理解をいただいて、今後、返還をしていただくような予定になっております。

あと、指定権限についてでございます。確かに指定権限につきましては大阪府にございますので、島本町としては直接的に指定の取り消し等というような権限はございませんが、町としてできますことは、このように事業所が廃止になった場合は、どうしても通っている利用者の方がいらっしゃいますので、利用者の方の利用の調整とか、またご相談とか、そういうのを担当することになるのかなと思います。

あと、今後についてでございますが、きっちりと、アミィにつきましてはまた新たに別の場所で事業所を立ち上げておられますので、利用されている方につきましては、引き続きアミィに通われる方もいらっしゃるというふうには認識しているんですけども、町といたしましても、利用されている方につきましては、必要に応じて、また実態等をお聞きする機会があれば実情を把握するとともに、もし、何かこの事業所、そのほかの事業所もそうですが、何かご相談があった場合には、指定権限があります大阪府に、きっちりと情報提供していくということが役割になってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 59 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉部長 現在、ご審議をいただいております第 23 号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございますが、歳入歳出補正予算事項別明細書内に誤りがありましたので、大変恐れ入りますが、訂正をお願いいたします。

ただいま、訂正用の資料を準備しておりますので、申しわけございませんが、資料準

備が調いますまでの間、休憩をお願いいたします。

村上議長 この際、暫時休憩をいたします。

(午後 1 時 00 分～午後 1 時 45 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山田町長 第 23 号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の事項別明細書について誤りがございましたので、訂正をお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

村上議長 本定例会に町長から提出された第 23 号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の事項別明細書について、町長より訂正したい旨の申し出がありました。

訂正資料については、机上配付させていただきました。資料については、執行部から説明を求めます。

健康福祉部長 このたびは貴重なお時間を頂戴し、誠に申しわけございませんでした。そうしましたら、配付をさせていただきました「令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」の資料に基づき、訂正箇所をご説明させていただきます。

まず、議案書 23 の 6 ページをご覧ください。事項別明細書、歳出でございます。第 2 款 保険給付費でございます。補正額 1,733 万 3 千円でございます。補正額の財源内訳といたしまして、特定財源「府支出金」に 1,733 万 3 千円を記載しております。これにつきましては、当初お配りいたしました資料では「一般財源」にすべて記載をしておりましたので、大変申しわけございません。「府支出金」に記載を仕直しております。

続きまして、議案書 23 の 8 ページをご覧ください。第 2 款 保険給付費、第 1 項 療養諸費、第 1 目 一般被保険者療養給付費 997 万 2 千円の増額でございます。これにつきましても、補正額の財源内訳につきましては特定財源、府支出金に、その金額をそのまま記載しております。

続きまして、23 の 9 ページ、第 2 項 高額療養費、第 1 目 一般被保険者高額療養費 708 万円の増額でございます。これにつきましても、補正額の財源内訳、特定財源の府支出金に記載をしております。

続きまして、第 6 項 精神・結核医療給付費、第 1 目 精神・結核医療給付金 28 万 1 千円の増額、これにつきましても補正額の財源内訳で、特定財源に府支出金として記載をしております。

大変申しわけございませんでした。修正、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

村上議長 ただいま説明のあったとおりですので、ご了承願っておきます。

引き続き、先ほどの質疑を継続いたします。

ほかに質疑ありませんか。

大久保議員 それでは、令和元年度島本町一般会計補正予算（第6号）の中の校内ネットワーク整備業務について、2点ほど、お伺いします。

まず、この整備業務の財源の根拠、それから2点目に、現状の校内ネットワーク環境と整備後の、どのように状況が変わるのかについて、お伺いします。

教育こども部長 今回のICT整備にかかる財源の根拠、そして整備前後の改正内容等でございますが、まず、財源の根拠でございますが、令和2年度中に実施する学校における高速大容量ネットワーク環境整備にかかる費用についての国庫補助金といたしましては、交付額は整備費用の2分の1となっております。1校当たりの上限が3千万円となっておりますので、1校当たりの補助額の上限は1,500万円が上限となっております。

また端末、1人1台の端末整備ですが、これは令和5年度までに小・中学校への端末整備として1台あたり4.5万円の補助が出ることとなっております。現在、端末に関しては3クラスに1クラス分の配備については、平成30年度から令和4年度までの交付税措置により、各自治体が今後も整備費用として充当されるといわれておりますので、今回のICT整備にかかる補助金につきましては、残り3分の2の児童に対しての分が交付されることとなっております。

そして、整備前と整備後の状況でございますが、今回の令和2年度中に実施する予定にしています高速大容量ネットワークにおきまして校内LANの整備を行いまして、児童生徒が動画をスムーズに見られるような環境、高速大容量通信が可能なネットワークを、まず構築します。そして、端末の充電保管庫、電源キャビネットを整備をしていきます。そして、その他、この大容量のネットワーク、充電保管庫と一体的に行うことが必要なものとして、ネットワークの調査・設計、電源工事など、これらを含めた、今回、費用としてあげさせていただいているものでございます。

以上でございます。

大久保議員 わかりました。それでは、国の施策ではありますけども、今後、子どもさんお1人にパソコンを1台、それから整備後のこのネットワーク、校内ネットワークの維持費用とか、本町はどのようにお考えなのか。今後の運営ですね、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

教育こども部長 整備後の維持管理ということでございますが、現在、確定的なことはわからない状況でございますが、今後の維持管理については、当然、町で行うこととなります。ただ、これだけの整備をしていきますので、財源措置等につきましては、他の自治体とともに、一定、府や国等に財源措置の要望をまたしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員 第6号補正ですね、ちょっと重複しておりますので、できるだけ避けてお訊きしていきます。

まず、地方債補正ですね。ここに道路橋梁事業債が入っておりまして、歳出におきましては道路維持費 7,080 万ほどの減額となっております。これの各二つの工事関係が削減となっております。昨年もお訊きしておりますが、一定、削減になった理由をお聞かせいただきたい、要因をお聞かせください。

ちょっと重複になりますけど、先ほどありました第四保育所の跡地、今回、売却へと決定されたということで急いで結論を出されたというのは、急いでいただかなければならないという待機児童の状況もありますので理解いたします。その中の、先ほどスケジュールがありましたけども、ちょっと聞き漏らしていたら駄目なので確認させていただきますが、令和 2 年 5 月に募集要項案ができるというような答弁であったかと思えます。その中の流れで、それ以上先は、やっぱり早めにはできるということは無理なのかどうか。その 1 点、お聞かせいただきたいと思えます。

それと同じ繰越明許と予算の中にあります第四保育所の新築工事監理業務と新築工事ですね、4 億ほどの新築工事費。実質上は私、役場の庁舎の建て替え、初めの頃でしたら庁舎の建て替えと、この四保の部分と同時期ぐらいになるのかなと思っておりましたけども、そうすると駐車場の部分においても大型に改修しやすくなるのかなと思いましたが、今回、役場庁舎の部分が先延ばしになりまして、保育所の関係、この工事があがってきますけど、あの役場庁舎の駐車場とかどうなるのか、参考までにお聞かせいただきますようお願いいたします。この工事の中に入っているのかも確認させていただきます。

一定、その点でお願いします。

都市創造部長 款 土木費、項 道路橋梁費におきます工事請負費 7,080 万円の減額の理由でございます。2 件の工事につきまして、全額減額をお願いさせていただくものでございますが、いずれの理由につきましても、入札不調によるものでございます。

以上でございます。

教育こども部長 伊集院議員から、2 点でございます。

まず、1 点目が四保跡地整備のスケジュールということで、募集要項案が 5 月頃にできるという先ほどの私の答弁に対して、もう少し早くできないのかということでございますが、募集要項を作成するにあたりましては、当然、現場の所長等も入れて作成していき、また子ども・子育て会議に諮るための案として作っていきますので、そのスケジュールからすると、私どもとしては精一杯のスケジュールを今回、お示しさせていただいておるといことはご理解を賜りたいと思えます。

また、保育所整備にかかって役場前の駐車場の対応ですね、どうなっていくのかということでございますが、今、ご承知のとおり役場前の駐車場、商工会側に整備を予定しております。現在の出入り口が使えなくなりますことから、新たな出入り口を信号のある交差点とバス停の間に設けまして、そのため、新たな出入り口を設ける期間について

は駐車場のご利用ができないことになるかなというふうに思っております。また、出入り口が完成した後も、工事期間中については工事車両が新たな出入り口を利用して資材等の搬入を行いますので、一般利用を制限する必要が出てくるのかなというふうに思っております。工事期間中は、役場の中庭駐車場を代替の来客用駐車場として活用していくべきということで、総務のほうとも話をさせていただいております。

実態といたしまして、保育所が整備された前後で言いますと、現在、役場前の駐車場は駐車可能台数が67台ですが、保育所整備後は、駐車可能台数は21台程度になろうかというふうに思います。

以上でございます。

伊集院議員 まず、橋梁の関係ですね。前日も、やっぱりなかなか難しい、不調だという部分ですね。前日もそういう部分もありましたのでね、何とか急いでいただきたいという部分がありましたが、実質上、不調になるということはすべて、今回、債務負担行為ではなくて、まともな減額となりますのでね。これは見直しをされるという取り方をしていいのか、全くもう無理と、町としては一切触れない、当面は触れないという気持ちでいらっしゃるのか。この点、不調が続くということなので、再度見直しをされていくというふうに理解はするんですけども、その点の答弁をはっきりいただきたいのとスケジュール、ちょっと先になりますけど、今後されていく中に、来年度に一定見えてくるものがあるのかどうか、その点をお訊きさせていただきます。

それと、先ほど駐車場、四保の新築の中で67台分が21台と、大きな影響が出てくるだろうと思います。先ほどの話では総務部と話し合われて、こちらの駐車場を借りるということで決定でいいのかどうか、そこだけ確認させていただきます。

都市創造部長 橋梁の工事にかかります再度のお尋ねでございます。現在は、当該橋梁につきましては特殊工事ということで位置づけをしております、鋭意、入札等成立させるべく、今年度におきましても努力をいたしましたわけではございますが、結果として不調になりましたこと、大変申しわけなく思っております。

今後でございますが、来年度の予算には関わってくる話にはなるんですけども、一定、手法等変える中で、実施設計を来年度行って、違う形で維持補修に繋げるべく、方策を来年度検討をさせていただきたく考えているところでございます。また、その設計等のできあがるタイミングによりましては、また改めて予算措置等もお願いをいたしたいというふうに、現在、考えているところでございます。

以上でございます。

教育子ども部長 役場前駐車場が縮小されることで、中庭の駐車場を利用することについて調整できているのかということにつきましては、総務部のほうと調整をさせていただいた内容でございます。

以上でございます。

岡田議員 21 の1 なのですが、工事請負契約の変更ということで、これに関しましては3月の中頃ぐらいで工事が終わるということを先ほどお聞きいたしました。高槻市さんと常に話し合いをして、ここまで進めていらっしゃるということをお聞きいたしておりますが、この工事終了した後に、市のほうに譲渡する場合の文書ですか、そういうものをきちんと交わしてするのかどうか。その辺ね、譲渡する場合の手続き上のことがわかれば、教えていただきたいと思っております。それ、1点目です。

2点目ですが、ICTの、今、国のほうからの補助金等の問題もございましたが、今現在、島本町で1校当たり40台のパソコンが入っているということは過去にお聞きいたしておりますが、このパソコンの配備状況は、今現在、どのようになっているのでしょうか。大体、全国平均で5人か4人に対して1台というのが全国平均になっておりますが、現在の島本町のパソコンの配備状況を教えていただけますでしょうか。

もう1点なのですが、第四保育所の跡地の土地鑑定が予算があがっております、不動産鑑定の評価事業があがっておりますが、私は、この件に関しては、この土地を売却するという件に関しては当初から賛成しておりました。やはり、この財政状況を考えたときには売却がいいのかなというふうに思っていましたので、これに関しては、私は評価したいと思っております。これを公募する場合、土地とセットで公募されるのか、あるいは土地と別々という考え方もあるのじゃないかなとは思いますが、その点は、今まで考えていらっしゃるかどうか、ちょっとわかりませんが、考えていらっしゃったら、その点も教えていただきたいなと思います。

教育こども部長 岡田議員から、教育に対して2点でございます。

まず、ICTの関係の質問でございまして、パソコンでございまして、先ほどおっしゃっていただきましたように1校40台というのが基本でございまして、まず小学校につきまして4校でございまして、タブレットにつきましては各校42台、二小だけ46台、配備をいたしております。そして、パソコン教室の中にパソコンを整備しておりますが、これを各校40台、二小だけ45台の整備をしております。そして中学校におきましては、タブレットを各校41台、そしてパソコン教室におきますパソコンについては、各校40台の整備を図っておるところでございます。

そして、もう1点、四保跡地の今後認定こども園の整備において、公募する際ということでございますが、今、議員からありましたように、鑑定が出されまして、今後、評価額が出てきます。そして、そこで土地の売却価格がある程度固まってくるんですが、まず大切なことは、保育の質、そこがまず最も大切だと考えておりますので、あくまでも、この土地の売却するための価格設定というものに関しては、社会福祉施設整備審査委員会で審査していきませんが、募集要項の一つの項目要素でしかないかなというふうに考えております。その価格での購入を条件に、あとは過去に審査したことと同様に保育内容や財務状況、実施可能な特別保育にかかる提案など、総合的に、すべての項目で判断

をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

都市創造部長 衛生化学処理場跡地にかかりますご質問でございます。所有権移転が今後発生いたしますことから、現在、文書を交わすべく高槻市と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

岡田議員 ありがとうございます。文書を交わすべく協議をしているということですが、言ってみれば……、近いうちですか、ごめんなさい、わかりませんよね、いつぐらいの予定ですか。そこまで、いいですけど、お答えがしにくかったら結構です。お答えができるのであれば、よろしく願いいたします。

それと、今後、令和5年までの5年間の間に、1人1台というパソコンの、ICTの教育ということでなっておりますが、この5年間ということに関しましては、今回、このアクセスができる環境整備の予算があがっておりますが、どういう予定で、この5年間の中での1人1台のパソコンの予定は、島本町としてはどのような予定を組まれているのでしょうか。

都市創造部長 衛生化学処理場にかかります今後のスケジュール的なご質問でございます。担当部といたしましては、年度内に、今、行政財産でございますので普通財産へ変更させていただいて、普通財産にさせていただいた後に、高槻市への譲渡の具体的な手続きになってこようかと思っております。ちょっとタイミング的な部分については、相手もございましてことから明言は避けさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

教育こども部長 今回のICTにかかるパソコンの今後の整備でございますが、先ほどご説明させていただきましたように、すでに各小学校4校についてはタブレット、パソコン教室のパソコンなど含めて、中学もそうですが、約2割ぐらいは、もう整備が進んでおることになっております。先ほど他の議員のときにもご説明させていただいたんですが、3分の1に関しては今後の交付税措置で対応されると。1台4.5万円の補助については、残り3分の2ということでございますが、令和5年度までの期間に、いつがスタートかということに関しては、今後、状況を見ながらということになりますが、計画的な形で令和5年度までに整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 すいません、1点、聞き漏れをしておりました。第二小学校の分で、学校の先生が増えるということで補正予算があがってきておりますが、これは生徒がどれぐらい増えて、3人の先生というふうにはお聞きいたしておりますが、生徒が何人増えて3人の先生、補正予算ですので、これはもうすでに、この3人の先生というのは着任されて

いらっしゃるという考え方でよろしいんですか。

教育こども部長 学校管理費、備品購入費であげております、教職員が増えることによる二小の事務用机・椅子等の購入に充てる費用でございますが、今の令和元年度と来令和2年度において、児童生徒数としては30人弱ほど増える予定でございます、それに伴って学級数も増える見込みとなっておりますので、その令和2年度に向けての対応のために、机・椅子等事務用品の整備をさせていただくために、今回、補正予算で計上させていただきます。

以上でございます。

福嶋議員 補正予算のことに、お訊きします。

まず1点目は、第四保育所跡地のところの売却関係で、先ほど事業の推進計画示していただいて、その中で、それが最短スケジュールでお示しいただいているというようなお話があったんですが、そういう中で、売却することが前提条件ということで、先ほどご答弁あったかと思うんですけども、すべての質の良い保育ができる事業者さんというのは、大体、売却を受け入れられる条件と思っておられるのか、いやいや、うちは質はいいんだけど売却は受け入れられへんのやけど、そうやったら門前払いかというようなところの関係は、ほんとに前提条件なのかなというところをお伺いしたいのが1点。

それから、先ほど事業のスケジュールはあったのですが、その中で行政財産である土地ですかね、それを売却するうえで、いろんな手順を踏んでいかないかと思うんですけども、議会関係を含めて。それが、先ほど最短スケジュールとおっしゃった日程に合うのか。そちらを考えたら、もともと、もう外れてしまうのか。その辺の大きな日程、スケジュールをお教えいただきたいのが、大きな1点目です。

それから2点目、ICT関係になりますが、今回、ネットワークの構築というところで1億8千万、予算を取られるということなんですけども、現状、何らかのネットワーク、各校にあるかと思いますが、それは基本的に、そのうえに上乘せで何かを、現状のままの能力で付け加えるのか。あるいは、いやいや、これから生徒全員のことを考えていくと、今の段階でもういっぺんやり直したほうが将来的にいいぞ、国の予算も付いているからというので、全面、一度ゼロ・リセットをかけて考え直されるのか。どういう考え方をもちなのかということをお伺いいたします。

教育こども部長 まず、四保跡地の売却に関してでございますが、先ほど来出ておりますように、第四保育所跡地につきましては売却をしていくという方向性が出ております。ですので、今回、鑑定を行いまして、その評価額が出てきたとき、どのような価格設定にするかというのは、今後、全庁的に話をしていきますが、募集要項の評価の一つとして、一例ですが、幾らの価格を設定して、それ以上の価格での条件として入札をお願いするというような形で、それが一つの、全体の項目の1項目になるというイメージで考えております。

そして、先ほど言っていました行政財産等から普通財産等への変更等も含めてですが、今回、お示しさせていただいた令和4年4月頃の開園に関してのスケジュールといたしましては、不動産鑑定等の業務が入って、その後の手続き等も含めて、この予定でいけるであろうということで総務とも話をさせていただいている現段階の案でございまして、この案に向けて進めていきたいというふうに考えております。

今後のICTに関する整備の状況でございますが、今も一定、整備は確保していただいておりますけれども、今回、国から示されたものというのは、児童生徒が動画をスムーズに見られるような環境を含めた高速大容量通信が可能なネットワークを整備しなさい、ということでございますので、この仕様に基づいて整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。今回、令和5年までに全小・中学校で端末1台ずつ、「誰一人取り残すことのない、個別・最適化された学びの実現に向けて」というのが表題になっております。そして、全国各地で取り組みが加速されて、最終的には教師のあり方とか果たすべき役割とか、指導のあり方とか、そして向上の方策とか、各個人個人が自分の能力に応じて学びができる。そしてまた、進みたい子はなんぼでも進めるみたいな環境を作っていくかと思っております。

そしてまた、来年度から順次全面実施となる新学習指導要領で、デジタル教科書化とかいうのがだんだん進んでまいります。今、新型肺炎ですか、コロナウイルスありますけれども、今、学校に通えない環境の中で、もし、そういうことがちゃんと実現できていたら、あるいは家に持ち帰りをしなかったら、ということを見ると、やはり教科書は持ち帰らなあかんし、自分で学習せんと能力は上がっていきません。そういうことも考えたネットワークづくり、やっていかないかんと思うんですけども、俗に今、いろんなセキュリティ、言われてます。そういう中でネットワーク系を、校務系と校務外部接続系、学習系ということで、家に持ち帰ってもちゃんとできる、そしてセキュリティも守れる。そして、学校で一連の授業が、家でも振り返りができるという環境を整えたほうがいいよということが、事例として多くあるかと思っております。

そういうことをやっていこう、今年の投資でしっかりやっていかないと、また何年か先に、これ、もう1本、線を増やさなあかんねん、回線増やさなあかんねん、というようなことになりかねないと思うんですけども、その辺、体制も含めて、今年の予算投資に関して十分な体制が取れているのか。そして、そういういろんな他自治体の事例も含めて検討していただいて、適切な判断をして投資がされるのか。どういうふうなタイミングで考えられているのか、お考えをお示してください。

教育こども部長 福嶋議員から再度のお尋ねでございます。

今、福嶋議員からありましたGIGAスクール構想につきましては、多様な子ども達

を誰一人取り残すことのない、公正に、個別・最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的としている、というように言われております。今回、国から示されているのは高速大容量通信ネットワーク整備、端末の充電保管庫の整備、そしてまた1人1台の端末整備ということでございます。

先ほど福島議員からご紹介ありました、家でも持ち帰って端末を利用した学習等ができるような環境づくりということにつきましては、先だって私、青凌学園に内覧会に行かせていただいたときに、青凌学園等につきましては、ご家庭ご家庭に1台を、月々支払って端末を貸し出して、そして家で宿題ができるような環境整備ということを言われていたということで、そのような整備がされているのは私どもも把握はいたしております。現時点では、今回の国の仕様等については、そこまでのことは書かれておりませんが、ただ、おっしゃっていただいているように、今後、そのような整備が求められたときに対応ができるのかどうかということも含めて、他市町村の事例も含めて、整備においては研究していきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 四保跡地の売却方針と認定こども園の募集ですね、これに関わって、ちょっとわからないことがあるので確認しておきたいと思っております。

ご答弁の中で、売却に関しては入札によるというような表現があったやも知れない。つまり、町有の財産である土地を売却するには、価格を入札によって売却する。もう一方で、認定こども園の事業者を募集するにあたっては保育の質、中身が問われる、プロポーザル方式で募集する。これを募集要項にどのように書くのか、入札とプロポーザルと、価格の入札と。その辺りはどのようにお考えなのか、どういった方法が考えられるのか、ご説明いただけますか。ちょっと納得いかない部分であります。

教育こども部長 戸田議員からご質問でございます。四保跡地の認定こども園整備についてということで、他の議員のところでも答えさせていただいたんですが、ちょっと私の説明が不足しておったようで申しわけなかったんですが、当然、これは募集要項を提示して公募、プロポーザルでやっていきたいと考えております。そして、鑑定価格を参照して、本町としての土地売却価格を決定して提示をさせていただいて、その価格での購入を条件に、あとは過去に審査したことと同様に保育内容や財務状況、実施可能な特別保育にかかる提案などを、総合的に判断をして事業者を決定していきたいということでございますので、あくまでも価格を一番高く提示されたところというよりも、それはあくまでも1項目であって、すべての項目の中で、最も優良な点を評価された事業所に整備をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員 すいません、最初の質問の続きで、ちょっと確認したいことがあるんですが、障害児通所支援についての放課後等デイサービス事業所のことを先ほどお尋ねしまし

た。そのときに指定が取り消されたのがいつだったかというのを、ちょっとご答弁がなかったので、1点、確認したいことと、もう一つは、最後に、指定を取り消したら事業はできなくなるんだけど、今また同じ名前の事業所が町内ですでに放課後等デイサービスとして開所されているということは、住民さんから、指定取り消しなのになぜですかと、ちょっと疑問の声があがっていて、仕組みがもう一つわかりづらかったので、もう一度、そのところのご説明をお願いしたいのが1点。

それと、歳入の学童保育室保育料が、入室増のためということで449万3千円あがっていますが、これの内訳は、どこの学童保育室で、何人ほど増えたのかというのを、もしわかれば、お示してください。

以上、お願いします。

健康福祉部長 2点、ご質問をいただいております。

指定取り消しの日付でございますが、指定取り消しとなったアミィにつきましては、本年1月末をもって指定が取り消しをされておりますので、それで事業所につきましては終了しております。本年2月1日から、また別の場所で、アミィという事業所を開設しておられるんですけれども、ただし、新しい指定におかれましては、この指定の取り消しの日から起算して5年を経過しない、5年間ににつきましては、当該法人の役員とかサービス事業所の管理者につきましては、同一の方がなることができないということになっておりますので、また別の方で指定を受けて、事業を開始しておられるというような形になっております。

以上でございます。

教育こども部長 学童保育室使用料、歳入の件に関わってのご質問でございますが、今回、補正予算としてあげさせていただいているのは、当初予算の積算時よりも実際の入室児童数が多く、また平均の個人個人の所得に応じて決まる単価が高かったことによって、今回の額、増額をお願いすることになったという経緯でございます。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第21号議案 工事請負契約の変更についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第21号議案 工事請負契約の変更について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

島本町衛生化学処理場（高槻市内）の解体工事につき、株式会社鴻池組大阪支店との間で交わした工事請負契約の二度目の変更契約です。工事完了により、約2千万円を精算するものです。

妥当かつ必要なものとして、これを認めるものですが、契約の変更に二度の議決を要し、職員は想定外の事態に対処しなければなりませんでした。その……、ちょっとすみません、休憩をお願いしていいですか。

村上議長 暫時休憩します。

（午後2時25分～午後2時25分まで休憩）

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

戸田議員 発言を、ちょっと元に戻します。工事完了により、約200万円を精算するものです。

妥当かつ必要なものとして、これを認めるものですが、契約の変更に二度の議決を要し、職員の皆さんは想定外の事態に対処しなければなりませんでした。その原因がどこにあったのか。議会が質疑においてこれを問うことは、単に誰かの責任を追及するためではなく、まして、むやみに過去を蒸し返すことでもありません。同様のことが繰り返されないよう、未来に負担を強くないよう、検証するためのものでなければなりません。

廃棄物を土の中に埋める感覚が当時の日本人に一般的にあったとしても、生分解性の低いごみを公共施設の敷地内に職員が引き受けていたということがあったとすれば、これを許容する気には到底なれません。また、ごみ混入土砂を工事の際の埋め戻しに使用していたとしたら、それは倫理的にも、物理的にも、大変問題があったことと思います。過去の判断や行いが、財政的にも行政的にも、後の世代に大きな負担を強いることになるという例であったと思います。法的に問題がないという理由で課題解決を避けていくと、環境問題も、財政問題も、未来に大きな負担を強いることになる。心しておきたいことです。

さて、過去、情報公開請求をした当該施設の加圧浮上装置にかかる図書が不存在であったことから、人びとの新しい歩みは不服申し立てを行いました。また、所管常任委員会において、文書の保管・管理・保存にかかる問題点を粘り強く指摘していました。現在の島本町文書取扱規程は、その後、総務所管課において若手職員を中心に鋭意策定されたものであり、島本町の財産です。ご答弁いただいた保存年限については理解し、そして大変評価するものです。関連図書を適正に管理・保管されるようお願い申し上げます。

最後に、解体工事が予定工期限内に終了したことは、株式会社鴻池組大阪支店の事業規模と技術力によるところも大きかったのではないかと考えておりますが、島本町の公共財産を高槻市に円滑に譲渡することができるということにつき、関係各位、担当職員の皆様に心より感謝申し上げ、賛成の討論といたします。ありがとうございます。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言

を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 21 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 21 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 22 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算(第 6 号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第 22 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

歳入歳出にそれぞれ 2 億 9,256 万円を追加し、予算総額 124 億 5,818 万 5 千円とするものです。ほとんどは事業費確定の減額ですが、大きく増額の要因となっているのが四保新築工事費 4 億円と、ICT 環境整備のための校内ネットワーク整備費 1 億 8 千万円です。

第四保育所新築工事については、当初、既存の建物に耐震化工事のみだったところを新築となったことは大変評価できることです。一方で、移転場所は保育環境としてふさわしいのか、なぜ定員が削減されるのか等々、今なお納得していない住民の声も聞こえてきます。このことはもう何度も四保の新築工事に関してしつこく言ってきたのですが、こういうことがあります。待機児童対策と耐震化が同時進行で示された「保育基盤整備加速化方針」では、民間事業者を誘致するだけならまだしも、公立保育所のあり方が大きく変わる事案が含まれていたのですから、その課程を保護者だけでなく住民や識者、その他関係者とともに議論することが必要でした。残念ながら、ここに至るまで一部の当事者にのみ説明があっただけで、住民に広く説明はされていません。

北部大阪地震があって急いだことはさておき、業務量の多さで人員が足りず、だから説明までしている暇がなかったというのでは通りません。耐震化が必要なことも、マンション建設による人口増についても、前もってわかっていたことです。特に、子育て支援課の職員の皆さんが尋常ではない業務量に大変な思いをされていることとは思いますが、場当たりの対応で一番困っているのは住民です。このようなことにならないよう、

根本的に、縦割りではなく総合的に、役場全体としての意思決定や人員配分を見直す必要があります。

障がい児通所支援についてです。障害福祉サービス事業所の不正受給が全国で相次ぐ中、島本町の放課後等デイサービス事業所も不正受給があったことがわかりました。事業者の急増で、府の監査体制自体が追いついていない状態のようです。監査権限が府にあるとは言え、町としても支援の質を担保するための取り組みに努めてください。

学校での光熱水費の増額については、質疑では触れませんでした。特に電気代については、繰り返し指摘することですが、児童生徒数の増加に伴い校舎が増えたことともありますが、気候危機の観点から、省エネ・節電に努めるよう、学校に引き続き要請・指導していただきたいと思っております。暖房便座についても昨年来指摘していますが、校長会等でお伝えいただいているということは聞いていますが、まだまだ周知が足りていないと思われる状況を、先日、私の子どもの用事で学校に行ったときに確認しました。そのスイッチやコンセントの先では、その電気を生み出すための火力発電所で石炭が燃やされ、二酸化炭素を排出し、気象災害のもととなり、私たちの生活を脅かしているのです。必要なものはさておき、湯水のように電気を使える時代ではなくなっていることを認識していただきたいです。

また、大きく電気消費を抑える効果のあるLEDの導入や、太陽光パネルなどの屋根貸し事業など、エネルギーについても、再度、公共施設、学校の中でも早急に検討を進めていく必要があります。

以上、その他、全体としては必要な補正予算と認め、賛成討論といたします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員 第22号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算(第6号)に対し、大阪維新の会を代表し討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億9,156万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ124億5,818万5千円とするものです。

歳出の主な内容は、繰越明許費として認定こども園整備事業補助2億8,954万1千円、第四保育所新設事業4億1,215万8千円、小学校校内ネットワーク整備事業1億2千万円、中学校校内ネットワーク整備事業6千万円などです。この繰越明許費は、島本町の待機児童の解決、また今後、全国で展開されていくICT教育に伴う予算であり、未来の日本を担う子ども達に必要な予算と理解をします。

他市町村の多くの例を見ましても、子どもを核とした施策を、厳しい財政の中、推し進めておられます。本町におかれましても、同様に保育の「加速化方針」を推し進め、待機児童をなくすために尽力され、教育環境の整備にも邁進されていることに敬意を表します。

しかしながら、本町の財政状況を鑑みますと、今後のICT教育にかかる予算の根拠は検証をしていく必要があるものと存じます。今後のICT教育の継続を可能とするためにも、さらなる行財政改革、歳入の拡大に寄与する施策を、よろしく願いをいたします。

他の補正予算に関しましても適切な予算執行と判断をし、賛成の討論とします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第22号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第6号）に対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

まず、歳入歳出それぞれ2億9,156万円を追加され、歳入歳出予算の総額はそれぞれ124億5,818万5千円と、大きな額となってまいります。この中、まずは基金の繰入、財政調整基金の繰入におきましても、今回、8,540万7千円の増額の部分におきまして、基金繰入総額におきましては6億2,637万円という形になっております。

一定、厳しい財政状況の中、やりくりしていかなければならないところでありますが、この中において繰越明許費、まずは、なる前の中で評価をする部分におきましては、国のほうにおいては10月20日、歳出総額の102兆6,580億円が令和2年度の予算として決定された年末でありました。その中から、急いで今回、校内ネットワーク整備事業、今後のICT環境整備に向けての第一歩に進められること。短期間の間にご努力いただいたことは、一定評価したいと思っております。

そして、繰越明許の中での認定こども園の整備運営事業者選定であります。歳出におきましては、今回、第四保育所の土地の跡地を売却するため鑑定費用があがっております。繰越明許の中の理由におきましては、実質上、募集要項の策定にかかる検討及び調整に時間を要し、年度内に社会福祉施設等整備審査委員会を開催することができなかったという旨の理由になっておりますので、この点、急いでスケジュールを組まれてやっつけられるかと思っております。答弁の中にありましたように、5月に募集要項の素案ができてくるということで一定理解しますが、待機児童の問題において、ご努力をさらにお願いしたいと思っております。

それと、第四保育所の新築工事費用、また監理費用があがっております。こういった中、昨年、「緊急宣言」も出されまして、急いでの工事に着手されていく中、今後、部品もなかなか入らないということも出てくるかと思っておりますが、一定の努力をお願いしたいと思っております。

それと土木費ですね、町債は減額となっているということにおきましては、全くなくなるんではないかという危惧がありましたが、答弁におきまして、まずは特殊工事であるということで、なかなか不調が続く、工事の受注者がいないということでもありますので、一定の見直しをされて再度仕切り直しをされるということにおきましては、何とか、2

年続けての先延ばしになっていますので、この努力を来年度もお願いしたいと思います。その点の、これ以上の先延ばしがないような形でご努力をいただくようお願いし、来年度におきましては設計事務に入るとのことのご答弁も伺いましたので、賛成させていただきます。

以上、取り急ぐことが多い予算書、補正予算となっておりますが、この点のご努力をお願いしまして、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第22号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第22号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第23号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第23号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第23号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第24号議案 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第24号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第24号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第25号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第25号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第25号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時44分～午後3時00分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、第26号議案 令和元年度島本町水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは、第26号議案 令和元年度島本町水道事業会計補正予算(第4号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の26の1ページでございます。今回の補正予算につきましては、人事院勧告等による人件費の補正及び事業費の確定見込み等による補正をお願いするものでございます。

第1条は「総則」、第2条は「収益的支出」として、収益的支出の既決予定額に 114

万8千円を追加し、5億3,501万7千円とするもので、款項別の内容は、26の3ページの「令和元年度 島本町水道事業会計補正予算総括」にお示ししているとおりでございます。

26の2ページ、第3条は「資本的支出」として、資本的支出の既決予定額から1,694万1千円を減額し、4億2,828万3千円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億2,238万円につきましては、過年度損益勘定留保資金3億7,097万3千円等で補てんするものでございます。

款項別の内容は、26の3ページの「令和元年度 島本町水道事業会計補正予算総括」にお示ししているとおりでございます。

第4条 「議会の議決を経なければ流用することができない経費」につきましては、職員給与費で117万1千円を増額するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、計画説明書によりご説明申し上げます。

26の5ページから6ページにかけてでございます。「収益的支出」でございます。

今回の補正はすべて人件費であり、各費目に渡りますので、最後にまとめてご説明申し上げます。

次に、26の6ページ、「資本的支出」でございます。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 事務費2万3千円の増額につきましては、人件費の補正として、最後にまとめてご説明申し上げます。第2目 施設整備事業費、節 工事請負費1,100万円の減額につきましては、老朽配水管布設替工事及び低区配水場自家発電設備更新工事にかかる落札減及び事業費確定見込みによる減額でございます。第3目 固定資産取得費、節 量水器61万8千円の減額につきましては、量水器、新規給水申し込みやメーター替え等に伴う水道メーター購入費用の確定による減額でございます。第4目 改良費、節 量水器改良費534万6千円の減額につきましては、量水器の改良にかかる費用の確定による減額でございます。

最後に、人件費の補正についてでございます。26の7ページの給与費明細書でございます。

今回の人件費の補正でございますが、給与及び勤勉手当につきましては、人事院勧告による増額及び来年度の6月に支払う期末勤勉手当に必要な賞与引当金繰入額の増額、その他決算見込みを勘案したものとなっております。

以上、簡単ではございますが、令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 26 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 26 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 6、第 27 号議案 令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇） それでは、第 27 号議案 令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 27 の 1 ページでございます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告等による人件費の補正、事業費の確定見込み等による補正及び公共下水道五反田雨水幹線整備工事を前倒して実施するための関連予算の補正をお願いするものでございます。

第 1 条は「総則」、第 2 条は「収益的支出」として、収益的支出の既決予定額に 12 万 8 千円を追加し、8 億 3,574 万 8 千円とするもので、款項別の内容は、27 の 5 ページの「令和元年度 島本町下水道事業会計補正予算総括」にお示ししているとおりでございます。

第 3 条は「資本的収入及び支出」として、27 の 2 ページでございます。資本的収入として、資本的収入の既決予定額に 2,880 万円を追加し、9 億 1,551 万 3 千円とし、資本的支出として、資本的支出の既決予定額に 2,750 万 5 千円を追加し、12 億 5,634 万円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 4,082 万 7 千円につきましては、当年度損益勘定留保資金 1 億 9,911 万円等で補てんするものでございます。

款項別の内容は、27 の 5 ページの「令和元年度 島本町下水道事業会計補正予算総括」にお示ししているとおりでございます。

27 の 3 ページでございます。第 4 条は「企業債の補正」で、公共下水道五反田雨水幹

線整備工事（第3期）の特定財源として、公共下水道事業債の限度額を2億7,460万円から2億8,040万円に補正するものでございます。

27の4ページでございます。第5条「議会の議決を経なければ流用することができない経費」につきましては、職員給与費で26万3千円を増額するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、計画説明書によりご説明申し上げます。

27の8ページでございます。「収益的支出」でございます。

今回の補正はすべて人件費であり、各費目に渡りますので、最後にまとめてご説明申し上げます。

次に、「資本的収入」でございます。

第1款 資本的収入、第1項 企業債、第1目 企業債、節 企業債580万円の増額につきましては、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第3期）にかかる特定財源でございます。

第2項 国庫補助金、第1目 国庫補助金、節 社会資本整備総合交付金2,300万円の増額につきましては、防災・安全交付金の増額によるもので、公共下水道五反田雨水幹線整備事業の進捗状況を勘案し、追加要望を行った結果によるものでございます。

27の9ページでございます。「資本的支出」でございます。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 公共下水道整備事業費、節 給与から法定福利費までは人件費の補正であり、最後にまとめてご説明申し上げます。節 委託料1,070万円の減額につきましては、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（軌道横断部）工事委託について、協定金額の精算見込みによる減額でございます。節 工事請負費3,807万円の増額につきましては、山崎ポンプ場雨水自家発電セルモーター等取替工事、公共下水道污水管渠築造工事、公共下水道マンホール蓋取替工事及び公共下水道島本1号汚水幹線改築工事について、落札減等による事業費の確定見込みによる減額、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第2期）は令和元年度出来高の増による増額、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第3期）は令和元年度分の前払金支払いによる増額によるものでございます。

最後に、人件費の補正についてでございます。27の10ページの給与費明細書でございます。

今回の人件費の補正でございますが、給与及び勤勉手当につきましては、人事院勧告による増額及び来年度の6月に支払う期末勤勉手当に必要な賞与引当金繰入額の増額と

なっております。

以上、簡単ではございますが、令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

清水議員 今回の補正、1点だけ、工事費の五反田の2期、五反田の3期なんですけど、出来高が上がったから、2,400万とか上がってると思うんです。工程的には当初より進んでいると考えていいんですか。

上下水道部長 今、清水議員からご質問いただきました第2期及び第3期の進捗状況でございますが、議員ご指摘のとおり、当初の予定より進んでいる状況にあるというふうに考えております。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第27号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

村上議長 起立全員であります。

よって、第27号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

（午後3時13分 川嶋議員退席）

日程第7、第28号議案 島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定についてから、第42号議案 令和2年度島本町下水道事業会計予算までの15件を、一括議題といたします。

まず、町長から令和2年度の施政方針について、説明がございます。

山田町長（登壇） それでは、令和2年度一般会計予算をはじめ各特別会計予算の審議を

お願いするにあたり、町政運営の方針と施策の大綱を申し述べ、議員の皆様はもとより、住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新たな「令和」の時代の2年目となる本年は、私が町政運営の重責を担ってから4年目となり、1期4年の任期の最終年を迎えます。これまで、「まちづくりの根幹は人づくり」と「協働のまちづくり」の理念のもと、各種施策を推進してきました。本年度におきましても、様々な行政課題と向き合い、将来を見据えたまちづくりを進め、「小さな町の豊かな暮らし」を目指し、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

昭和15年4月1日に町制を施行し、「島本町」が誕生してから、本年で80周年の節目の年を迎えます。当時の人口は約6千人で、役場の職員は町長を含め12名でした。それから80年を経た現在、本町の人口は3万1千人を超え、町制施行以来の最大人口を更新しております。これまで、本町のまちづくりを支え、住民福祉の向上や町政の発展に尽くしてこられた多くの方々のご努力に対し、心より敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。記念すべきこの年を皆様とお祝いするため、様々な関係機関・団体などと連携し、記念式典や記念事業を展開してまいります。

(午後3時15分 川嶋議員出席)

また、本年度から、新たな「第五次総合計画」に基づくまちづくりを開始いたします。誰もが取り残されることなく、安心していきいきと暮らせる活力ある地域社会を未来に引き継いでいくため、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

さて、我が国の経済状況の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されているものの、消費税率引上げ後の経済動向を注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取り組みをさらに加速し、あわせて米中貿易摩擦などの影響にも留意しなければならぬ状況にあります。こうした中で、令和2年度の国の地方財政対策では、地方団体が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うために必要となる一般財源の総額は、前年度を0.7兆円上回る額を確保することとされたところでございます。

本町の令和2年度一般会計予算は、子育て・教育環境の充実、安全・安心なまちづくり、良好な都市・景観づくりなどを重点に据え、予算編成させていただいたものです。今後も厳しい財政状況が続く見通しであることから、財政健全化に向けたより一層の取り組みが求められており、本年度予算においても様々な事業での歳出の縮減に努めましたが、一般財源での歳出が増加しており、多額の財源不足を補うため積立基金を約9億2千万円取り崩すなど、厳しい財政状況が続いております。一方、歳入においては、町税は前年度を下回るものの、特定財源である国庫支出金が増額となる見込みであることや積立基金の繰入等により、総額では、昨年度に比べて約16億5千万円の増額を見込んでおります。

このため、今後も歳入の確保と歳出の削減に努めることはもちろん、住民の皆様と行

政が協働し、適切に役割を分担しながら、創意工夫をもって、厳しい財政状況の中でも魅力あるまちづくりを進められるよう、努力してまいります。

これらの方針のもとに編成いたしました令和2年度当初予算の予算規模は、

一般会計 131億7,600万円

各特別会計 70億9,853万1千円

水道事業会計 9億2,030万円

下水道事業会計 21億 90万円

合計で 232億9,573万1千円 でございます。

続きまして、「令和2年度主要施策」でございます。

「思いやりとふれあいのまちづくり」についてです。

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利です。「島本町人権擁護に関する基本条例」に基づき、人権三法など関係法の趣旨を踏まえ、関係団体とも連携しながら、すべての人の人権が尊重される差別のない社会の実現に向け、取り組みを進めます。また、「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨のもと、平和意識の普及・高揚に努めます。

男女共同参画については、性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会の実現に向け、「しまもとスマイルプラン～第2期男女共同参画社会をめざす計画～」に基づく取り組みを進めます。

人権文化センターについては、ここ数年間で、バリアフリー化などの施設改善に取り組んできました。今後とも、人権啓発及び交流等の拠点施設として、より多くの住民の皆様が親しみ、愛され、快適にご利用いただけるよう努めます。

また、より一層の住民参加のまちづくりを推進するため、住民団体等が自主的かつ自発的に行う公益性のある事業を支援する「公募型公益活動支援事業補助金制度」を開始します。

本町のイベントや事業等の情報を幅広い年代に発信するため、時代に即した新たな広報媒体として、LINE公式アカウントの運用を開始します。

また、住民の皆様との貴重な対話の機会として、タウンミーティングや町長席を引き続き実施します。

次に、「自然と調和した快適なまちづくり」についてです。

地球温暖化対策のため、再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギー化に向けた取り組みを進めます。

「環境基本計画」に基づき、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）のさらなる推進に努めるとともに、「しまもとプラスチックスマート宣言」を踏まえたポイ捨ての未然防止や分別の徹底などの、プラスチックごみ削減に向けた取り組みを進

めます。

清掃工場については、適切な管理運営を行うとともに、施設の長寿命化やより効率的な運営方法について検討します。また、災害発生時における廃棄物処理を円滑に行えるよう、「災害廃棄物処理計画」を策定します。

J R島本駅西地区のまちづくりについては、事業への支援を引き続き行うとともに、景観形成や緑化の推進等について、J R島本駅西地区まちづくり委員会での協議を進めます。

令和3年に目標年次を迎える「都市計画マスタープラン」については、住民の皆様のご意見を伺いながら更新事務を進めます。あわせて、景観行政団体への移行を目指し、「景観計画」の策定に向けた取り組みを進めます。

橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修工事等を進めます。また桜井跨線橋については、昨年度に引き続き、J R京都線軌道部の補修・補強工事を進めます。

水道事業については、引き続き「水道事業財政計画」に基づき、効率的な事業運営に努めるとともに、昨年度に引き続き、今後の経営戦略を踏まえた「水道事業ビジョン」の策定に取り組み、より一層、安全かつ強靱で持続可能な水道事業の運営に努めます。また、大阪広域水道企業団から年間配水量の約1割の高度浄水処理水を受水し、複数水源により水道水の安定供給に努めます。

施設整備については、水道管路の耐震適合率のさらなる向上に努めるとともに、「水道管路更新等計画」に基づく老朽配水管の布設替えや第三低区配水池の補修など、水道施設の老朽化対策に向けた取り組みを進めます。

危機管理対策の強化を図るため、地下水を原料とした長期保存可能な備蓄用ボトル水を作製し、応急給水訓練やイベントを通じて配布するなど、飲料水の備蓄を住民の皆様幅広くPRするほか、軽トラックに積載できる給水タンクを新たに購入します。

下水道事業については、公営企業会計の移行後2年目を迎える年となりますが、引き続き「公共下水道事業財政健全化計画」に基づき、より効率的な事業運営に努めるとともに、公共用水域の水質保全や町域内の浸水防除等に努めます。

また、昨年度に引き続き、「下水道事業経営戦略」の策定に向けた取り組みを進めるとともに、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組めます。

下水道整備のうち汚水整備については、引き続き高浜地区における供用開始区域の拡大に努めます。また、J R島本駅西土地区画整理事業関連として、第三小学校付近の汚水整備に向けた実施設計に取り組めます。

雨水整備については、五反田雨水幹線の年度内の供用開始に向けた整備を継続するとともに、山崎地区の浸水対策として、山崎雨水幹線の第1期整備工事に着手します。

平成24年8月の集中豪雨以降、長年の懸案事項でありました淀川右岸流域下水道高槻

島本雨水幹線接続点（2－6）の供用開始については、長年にわたる高槻市のご尽力により、雨期までに供用開始できる見込みです。

既存の污水管路については、老朽化等に起因する破損などにより住民生活や社会活動に影響を及ぼさないよう、「ストックマネジメント計画」を策定し、計画的かつ効率的な維持管理に努めます。

山崎ポンプ場については、污水ポンプの運転に影響が生じないよう、老朽化した污水除塵機や污水吐出弁の取り替えを実施するとともに、照明機器のLED化を進めます。

本年度は、公共下水道の供用開始から30年を迎えるとともに、町制施行80周年を迎えることから、イベント事業などにおいて、マンホールカードの配布を行います。

次に、「安全・安心なまちづくり」についてです。

大規模自然災害に備え、防災・減災や迅速な復旧に資する施策を総合的に推進するため、「国土強靱化地域計画」の策定に向けた取り組みを進めます。

「防災ハザードマップ」については、大阪府による水無瀬川の最大浸水想定の見直しを踏まえて改訂し、全戸配布します。また避難等の基準となるよう、町内にある水防ため池が災害時に決壊した際の危険区域を示す「ため池ハザードマップ」を作成します。

住民の皆様の防災意識の向上のため、自治会、自主防災会等との連携のもと、出張講座の開催や訓練への参加を通して、各地域で防災力を高める取り組みを進めます。また、地域防災の担い手である自主防災会について、令和元年度に新たに三つの団体が設立されたことから、その活動に必要な防災資機材等の購入費用を補助します。

高齢化の進展に伴い、救急出動件数が増加傾向にあることから、救急車の適正利用とともに、応急手当の普及啓発に努めます。また、救急救命士を気管挿管などの各種研修に継続して派遣し、救急隊員の資質及び救命効果の向上に努め、住民の皆様の救急要請に的確に対応します。

消防施設では、聴覚・言語機能障害者が円滑な通報が行える「NET119システム」や、外国人からの通報に対応する「多言語同時通話サービス」を導入し、多様化する緊急通報への対応強化を図ります。

また、継続して住宅用火災警報器設置の啓発活動を行い、火災をはじめとする各種災害による被害の抑制・軽減に努め、安全で安心なまちづくりを推進します。

高槻警察署をはじめ防犯委員会、防犯協議会等の関係機関との連携をより一層深め、近年増加傾向にある侵入盗や特殊詐欺被害等の犯罪防止に努めます。

また、引き続き自主的に街頭防犯カメラを設置する自治会への補助を行い、地域における防犯活動を支援します。

次に、「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」についてです。

健康づくりの推進のため、胃がん対策として新たに「胃内視鏡検診」を導入するとともに、引き続き特定健診・がん検診の受診率の向上に努め、健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めます。

風しんの感染拡大を防止するため、引き続き昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、風しんの抗体検査や定期的予防接種を実施します。

また、乳幼児のロタウイルス感染症を予防するため、新たに定期予防接種の対象となったロタウイルスワクチンについて、本年10月から予防接種を開始できるよう事務を進めます。

高槻島本夜間休日応急診療所における初期救急医療事業や三島二次医療圏域における三次救急医療体制の維持に向け、引き続き関係機関と連携し、取り組みます。

国民健康保険については、持続可能な国民健康保険制度の構築を目指す「大阪府国民健康保険運営方針」を踏まえた事務及び保健事業の実施に努めます。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な事業運営に努めます。

「第4期地域福祉計画」及び「第1期自殺対策計画」に基づき、子どもから高齢者まで、誰もが安心していきいきと生活できる地域づくりを進めます。

生活保護事業及び生活困窮者自立支援制度を適切に運用し、関係機関と連携しながら、経済的に困窮する方などの生活の安定や自立に向けた支援に取り組みます。

高齢者福祉及び介護保険事業については、昨年度実施した65歳以上の方を対象としたアンケート調査並びに国及び大阪府の動向を踏まえ、「第8期保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定するとともに、高齢者が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

地域包括ケアシステムの構築及び発展のために、介護予防としてのいきいき百歳体操の推進、認知症への対応や在宅医療と介護の連携など、必要な施策の実施や仕組みづくりに引き続き取り組みます。

障害者福祉については、障害福祉サービス等の実施計画となる「第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）」を策定するとともに、障害者が自立し、地域の一員として安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

町立図書館では、除籍図書や寄贈図書をリサイクルブックフェアで住民に配布していますが、多くの図書は廃棄処分となっています。これらを販売するなど、歳入手段として活用するための検討を進めます。

町立体育館については、耐震診断の結果、耐震補強が必要であることなどの課題を抱えていることから、町立体育館の今後の在り方について、町財政との整合を図りながら、民間活力の導入や他自治体の状況なども踏まえ、さらに検討を進めます。

次に、「子どもたちを健やかに育むまちづくり」についてです。

妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、関係機関による切れ目のない支援を行うため、本年10月から「子育て世代包括支援センター」を設置します。

本年3月策定の「第二期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。

平成30年11月に策定した「保育基盤整備加速化方針」に基づき、引き続き、第四保育所の耐震対応として役場前来客用駐車場への移転新築を進めるとともに、就学前児童の待機児童対策のため、第二幼稚園跡地及び第四保育所跡地における民間幼保連携型認定こども園の整備を進めます。

保育基盤の整備拡充に伴う民間保育所等への保育士確保策として、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を補助する制度を創設し、民間保育所等における保育士の確保及び就業継続の取り組みを進めます。

幼児教育・保育の無償化を踏まえ、3歳以上児にかかる保育所給食費のうち、主食費については令和2年度から各事業者が徴収するように改める一方、副食費の徴収が免除となる低所得世帯等を対象に、町独自で主食費の一部を補助する制度を創設します。

本年3月策定の「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭が安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができる社会づくりを進めます。

放課後に安全で安心な子どもの活動場所を確保することなどを目的として、各小学校で実施している校庭開放について、実施方法の見直し及び実施日数の拡充により、事業のさらなる充実を図ります。

旧町立キャンプ場については、施設の老朽化や周辺の荒廃も進んでいることから、このまま放置しておくことは安全面からも問題があるため、施設の早期撤去に向けた事務を進めます。

学校施設の整備については、第三小学校A棟の建替え工事を着実に進めるとともに、第一小学校の老朽化した校舎の屋上防水工事を実施します。

学校施設の状況調査及び課題を整理し、「学校施設長寿命化計画」を策定し、中長期的な施設の維持管理に努めます。

新学習指導要領に定められている情報活用能力の育成に資するため、高速大容量ネットワーク等のICT（情報通信技術）環境の整備を図っていきます。

次期学習指導要領が求める「資質・能力」の育成や「主体的・対話的で深い学び」、各教科の新しい学びを進め、わかりやすく深まる授業の実現を目指します。

英語教育については、引き続き外国語指導助手による就学前の英語活動及び文部科学省の教育課程特例校としての取り組み、実用英語技能検定受験者への補助等を通じ、中学校卒業時に英検3級程度の学力が身につくよう取り組みます。

支援教育体制については、すべての児童・生徒が安心して学べる環境や相互理解の促進、保護者も含めた情報共有の必要性から、福祉部局との連携のもと、就学前から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援が受けられる連携体制を構築します。

次に、「魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり」についてです。

商工会や商店街関係者との意見交換の場である商店街サミットを通じ、商店街の活性化や空き店舗の解消、駅前のにぎわいづくりに取り組むことで、駅前エリア等の魅力向上に努めます。

生産緑地地区については、指定にかかる区域の規模を500㎡以上から300㎡以上に引き下げを行ったうえで、新たに地区を指定するなど、都市農業の振興に努めます。

自然環境の保全、地下水の涵養、防災対策等を目的として、サントリー天然水の森事業による企業との連携や保安林整備事業の活用により、森林整備を継続的に推進します。

町立歴史文化資料館の企画展において、町制施行80周年を迎える本町の歴史を、写真展示や実物資料で町内外の皆様に広く紹介します。

町制施行80周年を記念し、観光マップや「みづまるくん」の撮影用パネル等を作成するとともに、町内の魅力的なスポットの写真を募集する「観光フォトコンテスト」を開催し、観光振興とまちの魅力発信に取り組みます。

また、大学と連携して、学生デザインによる記念グッズ等を作成し、記念式典や関連イベントなどで活用します。

「みづまるくん」をより積極的に活用していくため、着ぐるみのスタッフやPR活動をしていただくボランティアによるサポーター制度を開始します。

最後に、「持続可能なまちづくり」についてです。

「第6次行財政改革プラン」に基づき、引き続き事務事業を精査し、見直しと効率化、経費削減などを進めるほか、積極的な財源確保など、限られた財源と人材を有効活用し、今後も持続的に行財政運営を行っていくための取り組みを積極的に進めます。

また、本町が抱える課題の解決や、サービスの向上、業務の効率化等を目指し、近隣自治体との広域連携をはじめ企業や大学、団体など、多様な主体との連携・協働に努めます。

会議の見直しの一環として、AI（人工知能）を活用して音声データを文字化する「会議録作成支援システム」を導入し、事務作業の効率化と負担軽減を図ります。また、プラスチックごみ削減の取り組み等を踏まえ、会議での飲料提供を原則廃止し、マイボトルの持参を推進します。

夜間や休日における住民票予約受取サービスについて、実施に向けて取り組みます。

昨年策定した「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づき、マイナンバーカード

の普及促進に努めます。

役場庁舎の耐震化については、財政状況を勘案し、庁舎建替えをできるだけ早期に実現できるよう、「新庁舎建設基本計画」の一部見直しや実施時期の再検討も含め、引き続き取り組みを継続します。

「自治体クラウド」については、豊能町、河南町及び千早赤阪村の3町村で構成する自治体クラウドへの参加に向けて、移行作業等を進めます。

職員の人材育成を通じ、職員対応力や経営感覚のさらなる向上に努めるとともに、引き続き長時間労働などへの対応を進めます。また、会計年度任用職員制度の施行なども踏まえ、任用形態などに関わらず、健康で意欲をもって働くことができる職場環境づくりに努めます。

以上、令和2年度の町政運営の基本方針及び主要施策の大綱を申し述べました。時代の変化とともに生じる様々な課題に対応するため、スピード感をもって施策を実行していく必要があります。

そのためには、引き続き議会や住民の皆様、その他関係機関や団体の皆様との連携・協働が必要不可欠であります。先人が築きあげてこられたこの町の魅力をさらに磨きあげるとともに、島本町ならではの新しい魅力を創造し、未来の世代に向けて確実に繋いでいくため、積極的に対話と交流を重ね、皆様と共に「ONE TEAM」となって、まちづくりを推進する所存でございます。

議員の皆様のご指導とご鞭撻、住民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、施政方針といたします。

村上議長 続いて、各議案の内容説明ですが、議会運営委員会で確認されておりますとおり、議案書添付の説明書をもって、執行部において朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いたします。

島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について（案）説明

それでは、引き続きまして、第28号議案「島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由は、本町における生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条件を定めるため、新たに条例を制定するものです。

まず初めに、条例制定の背景です。

生産緑地法第3条第1項第2号において、生産緑地地区の区域の規模については、500平方メートル以上の規模の区域であることと規定されておりますが、同条第2項において、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができると規定されており、生産緑地法施行令第3条において、その規模については300平方メートル以上500平方メートル未満の一定の規模以上と規定されております。

本町においては、令和元年12月23日付け島農委第279号にて島本町農業委員会会長から生産緑地地区の区域の規模に関する条件を引き下げよう、意見の提出があったことなどを受け、今般、生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定するものです。

次に、条例の概要です。

まず、1 趣旨、第1条です。条例の趣旨につきまして、規定するものです。

次に、2 区域の規模、第2条につきましては、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を、300平方メートル以上と規定するものです。

施行期日は、公布の日としております。

以上、簡単ではありますが、島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町国民健康保険条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第29号議案「島本町国民健康保険条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

今回の改正については、令和2年1月29日付けで公布された「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」に基づくものです。

それでは、本条例の改正内容について、御説明申し上げます。

第20条は、現在、一定所得以下の世帯において、保険料の応益割を2割・5割・7割と軽減していますが、今回、2割と5割の軽減対象世帯を拡大するものです。

2割軽減については、現行の「33万円+51万円×被保険者数」から「33万円+52万円×被保険者数」に、5割軽減については、現行の「33万円+28万円×被保険者数」から「33万円+28万5千円×被保険者数」となります。

施行期日は、令和2年4月1日です。

なお、附則において、条例による改正後の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料に

ついて適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例によることを規定しています。

以上、簡単ではありますが、島本町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度島本町一般会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第30号議案「令和2年度島本町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

我が国の経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されているものの、消費税率引き上げ後の経済動向、米中貿易摩擦などの影響等に留意しなければならない状況にあります。

このような中で、令和2年度の国の地方財政対策では、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、前年度を上回る額を確保することとされたところです。

本町の令和2年度当初予算については、歳入では、町の自主財源の多くを占める町税が一部企業の業績や税率の改正などにより減額となったものの、地方交付税が増額となるなど、町税、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税などの一般財源は、前年度比約1億80,000千円の増額を見込んでいます。

一方、歳出については、民間認定こども園開設に向けた支援、第三小学校A棟建替事業などを予算計上しているほか、公債費や特別会計への繰出金の増、幼児教育・保育の無償化により特定財源が減となったことなどにより、一般財源での歳出は増加しており、多額の財源不足を補うため、約9億円の積立基金を取り崩すこととなりました。

このような厳しい財政状況の中で、住民福祉の維持向上を図るために調製した当該予算案について、議会の皆様方に審議していただくため、提案させていただくものです。

なお、令和2年度当初予算案は、予算調製時点における国の方針に基づいて策定しており、今後、新たに国の方針の詳細が示されれば、年度中の補正予算において、改めて審議していただきたいと考えています。

令和2年度当初予算は、第1条に定めるとおり、歳入歳出総額131億76,000千円を計上しています。

予算規模としては、前年度当初予算に比べ16億47,000千円、率にして14.3%の増となっ

ています。

第2条の債務負担行為の設定は、「第2表 債務負担行為」でお示ししています。

自治体クラウド導入事業については、契約期間が5か年度にまたがるため、設定するものです。

財務会計システム事業については、契約期間が6か年度にまたがるため、設定するものです。

町長・町議会議員選挙事業、清掃工場施設維持管理事業及び都市計画マスタープラン改訂業務委託については、契約期間が2か年度にまたがるため、設定するものです。

景観計画策定等業務委託については、契約期間が3か年度にまたがるため、設定するものです。

町立幼稚園バス貸借については、契約期間が4か年度にまたがるため、設定するものです。

第3条の地方債は、「第3表 地方債」でお示ししています。

保育施設等整備事業債では、第四保育所跡地における認定こども園整備に係る補助及び第四保育所撤去の財源として95,400千円を計上しています。

清掃施設整備事業債では、清掃工場の整備に係る財源として1億26,400千円を計上しています。

農業用水路整備事業債では、百山12号線農業用水路設置工事に係る財源として9,300千円を計上しています。

浸水対策事業債では、雨水対策工事に係る財源として2,300千円を計上しています。

公営住宅整備事業債では、町営住宅の整備に係る財源として12,100千円を計上しています。

道路・橋りょう事業債では、道路整備事業、橋りょう補修・補強事業に係る財源として1億43,000千円を計上しています。

河川・水路整備事業債では、津梅原水路外付替工事に係る財源として71,400千円を計上しています。

消防施設整備事業債では、桜井分団の小型動力ポンプ積載車更新に係る財源として4,900千円を計上しています。

学校教育施設等整備事業債では、第三小学校A棟建替事業及び第一小学校屋上防水改修事業に係る財源として10億57,400千円を計上しています。

社会教育施設整備事業債では、旧町立キャンプ場撤去に係る財源として2,200千円を計上しています。

臨時財政対策債は4億33,800千円を計上しています。

衛生災害復旧事業債では、大阪湾広域臨海環境整備センターの災害復旧事業に対する負担金に係る財源として300千円を計上しています。

第4条の「一時借入金」の借入最高額は、前年度と同額の5億円を設定しています。

歳入

[1] 町税は、前年度に比べ1億543千円、率にして2.0%減の総額49億39,586千円を計上しています。

①町民税個人分は、前年度に比べ16,475千円増の18億1,920千円を計上しています。これは主に、納税義務者数の増によるものです。

②町民税法人分は、前年度に比べ83,320千円減の7億9,182千円を計上しています。これは主に、一部企業の業績や、既に改正されている税率の変更などによるものです。

③固定資産税は、前年度に比べ36,763千円減の18億86,137千円を計上しています。これは主に、住宅開発による住宅用地特例の件数の増加及び一部企業の設備減少等によるものです。

④国有資産等所在市町村交付金は、前年度と同額の26,263千円を計上しています。

⑤環境性能割は、前年度に比べ1,858千円増の2,919千円を計上しています。これは主に、令和2年9月末の臨時的軽減期間の満了に伴い、増となるものです。

⑥種別割は、前年度の軽自動車税に比べ1,883千円増の31,536千円を計上しています。

⑦町たばこ税は、前年度に比べ573千円増の99,014千円を計上しています。これは主に、健康志向の高まりによる販売本数の減少見込み及び令和2年10月の税率変更等により増となるものです。

⑧特別土地保有税は、滞納分として科目設定1千円を計上しています。

⑨都市計画税は、前年度に比べ1,249千円減の3億82,614千円を計上しています。これは主に、住宅開発による住宅用地特例の件数の増加等によるものです。

[2] 地方譲与税は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、56,555千円を計上しています。

[3] 利子割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、5,000千円を計上しています。

[4] 配当割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、29,000千円を計上しています。

[5] 株式等譲渡所得割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、16,000千円を

計上しています。

[6] 法人事業税交付金については、地方法人課税の偏在是正措置により交付されるもので、73,000千円を計上しています。

[7] 地方消費税交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、5億40,000千円を計上しています。

なお、このうち、社会保障財源交付金3億3,000千円については、「社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

[8] ゴルフ場利用税交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、38,000千円を計上しています。

[9] 環境性能割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、20,000千円を計上しています。

[10] 地方特例交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、43,000千円を計上しています。

[11] 地方交付税は、12億52,000千円を計上しています。

①普通交付税については、12億12,000千円を計上しています。

普通交付税については、基準財政収入額と基準財政需要額の差を財源補填するために交付されています。

本年度の積算に当たっては、前年度の確定額、地方財政対策等を勘案しました。

②特別交付税については、前年度と同額の40,000千円を計上しています。

[12] 交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の3,500千円を計上しています。

[13] 分担金及び負担金については、前年度に比べ42千円、率にして2.4%増の1,789千円を計上しています。

[14] 使用料及び手数料については、前年度に比べ1億87,837千円、率にして39.0%減の2億94,384千円を計上しています。これは主に、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所及び幼稚園使用料が大幅に減少したことによるものです。

[15] 国庫支出金は、前年度に比べ3億14,622千円、率にして18.7%増の19億94,582千円を計上しています。

①国庫負担金については、前年度に比べ1億64,283千円、率にして13.7%増の13億62,826千円を計上しています。

これは主に、令和元年⑩月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、施設型給付費負担金が増加したこと及び施設等利用給付費負担金を計上していることによるものです。

②国庫補助金は、前年度に比べ1億62,632千円、率にして35.1%増の6億25,872千円を計上しています。

教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金1億43,608千円については、第三小学校A棟建替事業の財源として計上しています。

③国庫委託金は、前年度に比べ12,293千円、率にして67.6%減の5,884千円を計上しています。

これは主に、前年度に参議院議員選挙の事務費に係る財源として参議院議員選挙事務委託金を計上していたことによるものです。

[16] 府支出金は、前年度に比べ54,075千円、率にして6.6%増の8億68,530千円を計上しています。

①府負担金は、前年度に比べ1億17,848千円、率にして24.3%増の6億2,565千円を計上しています。これは主に、令和元年⑩月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、施設型給付費負担金が増加したこと及び施設等利用給付費負担金を計上していることによるものです。

②府補助金は、前年度に比べ67,272千円、率にして26.2%減の1億89,632千円を計上しています。

これは主に、前年度に第二幼稚園跡地に幼保連携型認定こども園を整備する事業者への補助金の財源として認定こども園整備補助金を計上していたことによるものです。

③府委託金は、前年度に比べ3,499千円、率にして4.8%増の76,333千円を計上しています。

総務費府委託金の国勢調査委託金22,066千円については、国勢調査の実施に係る財源として計上しています。

[17] 財産収入は、前年度に比べ176千円、率にして4.8%減の3,515千円を計上しています。

これは主に、利率の見込みを見直したことによる各基金の利子の減によるものです。

[18] 寄附金は、前年度と同額の5,032千円を計上しています。

[19] 繰入金は、前年度に比べ4億20,083千円、率にして83.3%増の9億24,384千円を計上しています。

本年度の基金からの繰入金の内訳については、次のとおりです。

- ① 公共施設整備積立基金繰入金4億円については、清掃工場の整備、第三小学校A棟建替事業、第一小学校校舎屋上防水事業、橋りょうの改修、道路維持、河川維持に係る財源として繰り入れるものです。
- ② 財政調整基金繰入金4億24,384千円については、その他一般財源の不足分を補うため繰り入れるものです。
- ③ 減債基金繰入金1億円については、町債償還の財源として繰り入れるものです。

[20] 諸収入は、前年度に比べ3,002千円、率にして2.8%増の1億9,643千円を計上しています。

保育所給食費（町立分）11,814千円については、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、3歳以上児に係る給食費を利用者の実費負担として徴収することから計上しています。

[21] 町債については、前年度に比べ8億64,000千円、率にして78.9%増の19億58,500千円を計上しています。その内訳は「第3表 地方債」のとおりです。

歳 出

[1] 議会費は、ほぼ前年度並みの1億32,426千円を計上しています。

[2] 総務費は、前年度に比べ74,832千円、率にして6.3%増の12億64,994千円を計上しています。

(1) 総務管理費

- ① 一般管理費は、前年度に比べ30,457千円、率にして5.7%増の5億67,421千円を計上しています。
- ② 財産管理費は、前年度に比べ3,565千円、率にして5.9%増の64,399千円を計上しています。
- ③ 防災計画費は、前年度に比べ6,453千円、率にして39.9%増の22,629千円を計上しています。本年度は、防災ハザードマップ更新に係る経費を計上しています。
- ④ 電算処理費は、前年度に比べ27,616千円、率にして23.4%増の1億45,808千円を計

上しています。本年度は、基幹系システムを1月から自治体クラウドへ移行することから、自治体クラウド使用料を計上しています。

- ⑤財務会計費は、前年度に比べ5,493千円、率にして76.3%増の12,694千円を計上しています。本年度は、財務会計システムの更新等に係る経費を計上しています。
- ⑥企画費は、前年度に比べ8,719千円、率にして74.7%減の2,960千円を計上しています。これは主に、前年度に第五次総合計画策定に係る審議会経費及び策定業務委託料等を計上していたことによるものです。なお、本年度は町制施行80周年記念事業に係る経費を計上しています。
- ⑦広報費は、前年度に比べ7,158千円、率にして29.7%減の16,911千円を計上しています。これは主に、広報番組制作・放送業務を令和元年度で終了したことによるものです。
- ⑧自治推進費は、前年度に比べ600千円、率にして7.1%減の7,864千円を計上しています。これは主に、臨時職員賃金等の減によるものです。
- ⑨人権推進費は、前年度に比べ645千円、率にして14.2%減の3,904千円を計上しています。これは主に、個人情報保護審査会及び個人情報保護運営審議会をそれぞれ情報公開審査会及び情報公開運営審議会に統合することに伴うものです。
- ⑩男女共同参画推進費は、前年度に比べ55千円、率にして3.8%減の1,379千円を計上しています。
- ⑪人権文化センター費は、前年度に比べ22,806千円、率にして71.5%減の9,069千円を計上しています。これは主に、前年度に老朽化した給排水管等改修工事に係る経費を計上していたことによるものです。
- ⑫公平委員会費は、前年度に比べ30千円、率にして18.4%減の133千円を計上しています。
- ⑬財政調整基金等積立金は、前年度に比べ174千円、率にして3.0%減の5,585千円を計上しています。
- ⑭ふれあいセンター管理費は、前年度に比べ2,763千円、率にして2.1%増の1億32,998千円を計上しています。

(2) 徴税費

- ①税務総務費は、前年度に比べ3,071千円、率にして2.8%増の1億11,507千円を計上しています。
- ②賦課徴収費は、前年度に比べ1,048千円、率にして3.2%増の34,111千円を計上しています。
- ③固定資産評価審査委員会費は、前年度と同額の145千円を計上しています。

(3) 戸籍住民基本台帳費

戸籍住民基本台帳費は、前年度に比べ38,607千円、率にして65.8%増の97,250千円

を計上しています。本年度は、戸籍システム改修・構築業務に係る経費を計上しています。

(4) 選挙費

①選挙管理委員会費は、前年度に比べ17千円、率にして2.8%減の582千円を計上しています。

②選挙常時啓発事業費は、122千円を計上しています。

③町長及び町議会議員選挙費は、令和3年4月執行予定の町長及び町議会議員選挙の準備に係る経費として4,450千円を計上しています。

(5) 統計調査費

諸統計費は、前年度に比べ21,202千円、率にして1871.3%増の22,335千円を計上しています。本年度は国勢調査の実施年度であることから、調査実施に必要となる経費を計上しています。

(6) 監査委員費

監査委員費は、前年度に比べ54千円、率にして6.8%減の738千円を計上しています。

[3] 民生費は、前年度に比べ33,022千円、率にして0.7%増の50億90,926千円を計上しています。

(1) 社会福祉費

①社会福祉総務費は、前年度に比べ9,508千円、率にして5.2%減の1億74,483千円を計上しています。これは主に、前年度にひとり親家庭等自立促進計画の次期計画の策定に係る経費を計上していたこと及び第六次行財政改革プランに基づく個人給付の見直しに伴い、令和元年12月末をもって、水道料金助成及び難病者福祉金を廃止したことによるものです。

②障害者福祉費は、前年度に比べ65,984千円、率にして9.1%増の7億93,963千円を計上しています。これは主に、各種障害福祉サービスの支給量及び利用者の増によるものです。

③行旅病人及び死亡人取扱費は、前年度に比べ28千円、率にして8.2%増の370千円を計上しています。

④高齢者福祉費は、前年度に比べ4,191千円、率にして13.5%減の26,966千円を計上しています。

⑤国民健康保険費は、前年度に比べ7,896千円、率にして2.5%増の3億19,017千円を計上しています。これは主に、保険基盤安定繰出金が増となったことによるものです。

⑥後期高齢者医療費は、前年度に比べ10,515千円、率にして2.6%増の4億22,344千円を計上しています。これは主に、後期高齢者医療療養給付費負担金及び保険基盤安

定繰出金の増によるものです。

⑦介護保険費は、前年度に比べ29,432千円、率にして7.3%増の4億30,968千円を計上しています。これは主に、保険給付費の増に伴う繰出金の増によるものです。

⑧福祉医療助成費は、前年度に比べ4,367千円、率にして2.0%減の2億15,526千円を計上しています。これは主に、前年度に子ども医療費助成の拡充のため、システム改修費を計上していたこと及び実績に基づき、各医療の給付を見込んだことによるものです。

⑨国民年金費は、142千円を計上しています。前年度まで（項）国民年金費で計上していましたが、本年度から（項）社会福祉費で計上しています。

（2）児童福祉費

①児童福祉総務費は、前年度に比べ24,223千円、率にして3.9%減の5億91,480千円を計上しています。本年度は、第四保育所跡地において認定こども園の施設整備を行う事業者に対する補助金を計上しています。

②児童措置費は、前年度に比べ1億34,509千円、率にして17.6%増の9億406千円を計上しています。これは主に、新設等により民間保育所への入所児童数が増となること及び民間認定こども園が新設されることに伴い、施設型給付費が増となることによるものです。また、本年度は、保育士確保策の一つとして、新たに保育士宿舎借上支援事業補助金を計上しています。

③児童福祉施設費は、前年度に比べ46,973千円、率にして15.2%減の2億61,567千円を計上しています。これは主に、第四保育所のふれあいセンターへの一時移転に伴う在籍児童数の減によるものです。

④ひとり親家庭福祉費は、前年度に比べ34,862千円、率にして23.5%減の1億13,267千円を計上しています。これは主に、児童扶養手当の支払月の変更に伴い、令和元年度に15か月分を支給するための経費を計上していたものが、令和2年度は例年通り12か月分を計上したことによるものです。

⑤児童手当費は、前年度に比べ49,185千円、率にして8.3%減の5億39,915千円を計上しています。これは主に、児童手当が増加する見込みを立てていたものを、実績に基づき見込んだことによるものです。

（3）生活保護費

①生活保護総務費は、前年度に比べ2,517千円、率にして7.1%減の32,932千円を計上しています。

②扶助費は、前年度に比べ33,250千円、率にして11.1%減の2億67,579千円を計上しています。これは主に、医療扶助の給付見込みの減によるものです。

（4）災害救助費

災害救助費は、科目設定として災害弔慰金1千円を計上しています。

[4] 衛生費は、前年度に比べ1億43,939千円、率にして12.3%減の10億22,584千円を計上しています。

(1) 保健衛生費

①保健衛生総務費は、前年度に比べ12,460千円、率にして8.9%増の1億53,100千円を計上しています。

②保健ヘルス事業費は、前年度に比べ、8,648千円、率にして7.9%減の1億1,396千円を計上しています。本年度は、新たに胃内視鏡検診実施に伴う経費を計上していません。

③子育て支援事業費は、13,032千円を計上しています。これは、従前、保健衛生費の保健ヘルス事業費で計上していたこんにちは赤ちゃん訪問及び乳幼児療育支援に関する事業の予算と、児童福祉費の児童福祉施設費で計上していた幼児教室、産前・産後ヘルパー派遣等に関する事業の予算を再編・統合し、令和2年10月から新たに立ち上げる子育て世代包括支援センターに関する予算と併せて、(目)子育て支援事業費として独立させたものです。

④予防費は、前年度に比べ11,289千円、率にして13.1%増の97,765千円を計上しています。本年度は、新たにロタウイルスが定期の予防接種の対象となること、また、前年度から実施されている風しんの第5期の定期予防接種について、接種者の増加等が見込まれることによるものです。

⑤特設水道費は、大沢地区特設水道施設事業特別会計への繰出金として3,690千円を計上しています。

(2) 環境衛生費

①生活環境総務費は、前年度に比べ994千円、率にして2.9%減の33,243千円を計上しています。

②環境保全費は、前年度に比べ562千円、率にして4.5%増の13,038千円を計上しています。

(3) 清掃費

①清掃総務費は、前年度に比べ209千円、率にして0.9%増の22,261千円を計上しています。

②塵芥処理費は、前年度に比べ61,258千円、率にして12.6%増の5億45,554千円を計上しています。清掃工場施設改修工事では令和3年度にかけて老朽化が著しいろ過式集じん機の改修等を予定しています。また、焼却灰等を運搬する10トン車の更新を予定しています。

③し尿処理費は、前年度に比べ2億32,277千円、率にして85.5%減の39,505千円を計上しています。これは主に、前年度に衛生化学処理場解体工事に係る経費を計上し

ていたことによるものです。

[5] 農林水産業費は、前年度に比べ26,435千円、率にして32.4%増の1億7,920千円を計上しています。

(1) 農業費

①農業委員会費は、前年度に比べ42千円、率にして2.0%増の2,132千円を計上しています。

②農業総務費は、前年度に比べ3,827千円、率にして14.7%増の29,906千円を計上しています。

③農業振興費は、前年度に比べ216千円、率にして7.8%減の2,565千円を計上しています。

④農業土木費は、前年度に比べ20,393千円、率にして44.1%増の66,595千円を計上しています。本年度は町道百山12号線農業用水路付替工事を予定しています。

(2) 林業費

林業振興費は、前年度に比べ2,389千円、率にして55.1%増の6,722千円を計上しています。これは主に、森林環境譲与税が増額されることから、森林保全整備基金への積立金が増となることによるものです。

[6] 商工費は、前年度に比べ21,366千円、率にして107.2%増の41,306千円を計上しています。

①商工振興費は、前年度に比べ21,786千円、率にして131.9%増の38,308千円を計上しています。

②消費対策費は、前年度に比べ420千円、率にして12.3%減の2,998千円を計上しています。

[7] 土木費は、前年度に比べ2億10,295千円、率にして21.9%増の11億71,610千円を計上しています。

(1) 土木管理費

①土木総務費は、前年度に比べ7,225千円、率にして11.9%増の67,972千円を計上しています。

②美化推進費は、前年度に比べ310千円、率にして0.6%減の48,818千円を計上しています。

(2) 道路橋りょう費

道路維持費は、前年度に比べ1億58,891千円、率にして94.1%増の3億27,831千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き、国の道路更新防災等対策事業費補

助金を活用し、桜井跨線橋の補修・補強事業を予定しています。また、防災・安全交付金を活用し、町道水無瀬鶴ヶ池4号線歩道拡幅工事、町道高浜1号線歩道設置工事等を予定しています。

(3) 河川費

河川維持費は、前年度に比べ80,647千円、率にして229.9%増の1億15,725千円を計上しています。本年度は、JR島本駅西土地地区画整理事業に伴う、津梅原水路外付替工事を計上しています。

(4) 都市計画費

①都市計画総務費は、前年度に比べ5,465千円、率にして6.4%増の90,958千円を計上しています。本年度は、都市計画マスタープラン改定及び景観計画策定のための委託業務並びにJR島本駅西地区まちづくり委員会運営ための委託業務を計上しています。

②浸水対策事業費は、前年度に比べ3,519千円、率にして141.4%増の6,007千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き、台風等の大雨時における道路浸水等の被害を防ぐため、水路等において対策工事を予定しています。

③公園費は、前年度に比べ398千円、率にして2.3%減の17,178千円を計上しています。

④公共下水道費は、前年度と同額の4億25,000千円を計上しています。

(5) 住宅費

住宅管理費は、前年度に比べ34,320千円、率にして49.6%減の34,832千円を計上しています。本年度は、御茶屋住宅浴室等改修に係る設計及び改修工事を予定しています。

(6) 交通防犯対策費

①交通安全対策費は、前年度に比べ10,002千円、率にして37.3%減の16,787千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き、防災・安全交付金を活用し、通学路安全プログラム対策工事を予定しています。

②防犯費は、前年度に比べ422千円、率にして2.0%減の20,502千円を計上しています。これは主に、前年度の防犯カメラ設置補助申請件数を勘案し、補助件数の見直しを見直したことによるものです。

[8] 消防費は、前年度に比べ8,265千円、率にして2.0%減の4億4,553千円を計上しています。

①非常備消防費は、前年度に比べ1,586千円、率にして7.2%増の23,499千円を計上しています。

②常備消防費は、前年度に比べ9,735千円、率にして2.5%減の3億74,104千円を計上しています。

③消防施設費は、前年度に比べ116千円、率にして1.6%減の6,950千円を計上していません。本年度は、平成14年に購入した桜井分団の小型動力ポンプ積載車の更新及び聴覚・言語機能障害者が円滑に通報が行えるNE T119システムの導入を予定していません。

[9] 教育費は、前年度に比べ13億49,884千円、率にして98.1%増の27億26,569千円を計上しています。

(1) 教育総務費

①教育委員会費は、前年度に比べ171千円、率にして14.8%減の987千円を計上していません。

②事務局費は、前年度に比べ11,700千円、率にして6.3%減の1億73,156千円を計上しています。本年度は、学校施設長寿命化計画の策定を予定しています。

③教育センター費は、前年度に比べ2,877千円、率にして21.8%増の16,075千円を計上しています。

④放課後子ども支援費は、前年度に比べ5,144千円、率にして4.1%増の1億30,018千円を計上しています。これは主に、本年度からの会計年度任用職員制度への移行に伴い、会計年度任用職員に係る期末手当を計上していることによるものです。

(2) 小学校費

①学校管理費は、前年度に比べ14億44,447千円、率にして438.8%増の17億73,597千円を計上しています。本年度は、第三小学校A棟建替事業及び第一小学校屋上防水改修事業を予定しています。

②教育振興費は、前年度に比べ5,895千円、率にして13.2%減の38,907千円を計上しています。

(3) 中学校費

①学校管理費は、前年度に比べ62,375千円、率にして32.0%減の1億32,798千円を計上しています。これは主に、前年度に第二中学校校舎の外壁及び屋上防水改修工事等を実施したことによるものです。

②教育振興費は、前年度に比べ24,135千円、率にして43.5%減の31,399千円を計上しています。これは主に、前年度に中学校におけるICT教育環境の整備を行うため、タブレットパソコン等を購入したことによるものです。

(4) 幼稚園費

幼稚園費は、前年度に比べ2,592千円、率にして1.3%増の2億2,673千円を計上しています。

(5) 社会教育費

①社会教育総務費は、前年度に比べ13,043千円、率にして11.5%減の99,933千円を計

上しています。

- ②青少年費は、前年度に比べ2,610千円、率にして32.7%増の10,588千円を計上しています。本年度は、旧町立キャンプ場施設の撤去に向けた設計費を計上しています。
- ③文化財保護費は、前年度に比べ6,771千円、率にして41.2%増の23,203千円を計上しています。これは主に、前年度まで埋蔵文化財等調査員の報酬を社会教育総務費で計上していましたが、会計年度任用職員の制度に移行することに伴い、文化財保護費で計上していることによるものです。
- ④歴史文化資料館管理費は、前年度に比べ2,739千円、率にして44.9%増の8,833千円を計上しています。これは主に、前年度まで歴史文化資料館長の報酬を社会教育総務費で計上していましたが、会計年度任用職員の制度に移行することに伴い、歴史文化資料館管理費で計上していることによるものです。
- ⑤史跡桜井駅跡管理費は、前年度に比べ666千円、率にして44.8%減の819千円を計上しています。
- ⑥生涯学習費は、前年度に比べ2,196千円、率にして29.5%減の5,253千円を計上しています。これは主に、前年度まで事務補助の臨時的任用職員を雇用していたことによるものです。
- ⑦図書館費は、前年度に比べ3,610千円、率にして9.8%増の40,289千円を計上しています。これは主に、町立図書館の職員体制を補うため、事務補助の会計年度任用職員1名を雇用することによるものです。
- ⑧スポーツ推進費は、前年度に比べ725千円、率にして1.9%減の38,041千円を計上しています。

[10] 災害復旧費は、前年度に比べ2,440千円、率にして9.5%減の23,224千円を計上しています。これは主に、前年度の災害対応を鑑みた、職員の時間外勤務手当の減によるものです。

[11] 公債費は、前年度に比べ84,580千円、率にして7.8%増の11億74,888千円を計上しています。

元金については、前年度に比べ1億927千円、率にして10.1%増の11億3,481千円を計上しています。これは主に、平成28年度に借入れした臨時財政対策債、平成30年度に借入れした救助工作車、救急車の更新などで発行した町債の元金償還が開始されることによるものです。

次に、利子については、前年度に比べ16,347千円、率にして18.6%減の71,407千円を計上しています。これは、金利が低水準で推移していることによるものです。

一時借入金利子については、年度内の一時的な資金需要に対応するため計上してい

ます。なお、本年度についても、基金保有残高を踏まえ、基金からの資金流用を優先することとし、2,046千円を計上しています。

[12] 予備費は、前年度と同額の15,000千円を計上しています。

なお、予算のプロフィール（重点項目、予算内訳表、主な普通建設事業等の参考資料）も参照していただきたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度島本町土地取得事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第31号議案「令和2年度島本町土地取得事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

土地取得事業特別会計は、土地開発基金の活用及び公共用地先行取得等事業債の借入れにより、自主的かつ主体的なまちづくりを円滑に推進するため、公共用地の先行取得等公有地の確保を図ることを目的としています。

令和2年度予算総額は、第1条のとおり、歳入歳出総額2億73,950千円で、前年度と同額となっています。

歳入ですが、財産収入の利子及び配当金では、土地開発基金の利子収入として、前年度と同額の150千円を計上しています。

次に、繰入金の土地開発基金繰入金では、公共用地の先行取得が円滑に行えるように、土地開発基金保有額の範囲内である2億73,800千円を計上しています。

歳出ですが、公共用地先行取得費では、土地開発基金保有額の範囲内で事業実施できるよう、2億73,800千円を計上しています。

諸支出金の土地開発基金費150千円については、土地開発基金から生じる利子収入を当該基金に積み立てるため、歳入と同額を計上しています。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町土地取得事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第32号議案「令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計予算」について、御説明申し上げます。

大阪府から示されました令和2年度国民健康保険事業納付金の算定に係る係数等に基づき編成した令和2年度の予算総額は、35億49,500千円で、前年度に比べ2億49,000千円、率にして7.5%の増となっています。

それでは、歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、保険料については、大阪府から通知された市町村国保事業費納付金に必要な額を保険料として賦課する仕組みとなっています。本年度の保険料については、前年度に比べ、一般被保険者の保険料総額で27,560千円の増となっています。

年間平均被保険者数は23人の減が見込まれ、現年の一人当たり年間保険料は115,869円と、前年度に比べ5,251円、率にして4.7%の増となっています。

次に、府支出金については、都道府県が保険給付に必要な費用の全額を市町村に交付する普通交付分として24億73,820千円を計上しています。

また、保険者努力支援分、特別調整交付金分、府繰入金、特定健診等負担金の特別交付分として、27,235千円を計上しています。

次に、一般会計繰入金については、3億19,017千円で、前年度に比べ7,896千円の増となっています。

保険基盤安定繰入金については標準保険料率による令和2年度見込額を、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金繰入金については法定繰入れ分を、財政安定化支援事業繰入金については令和元年度実績を基に計上しています。

また、その他一般会計繰入金については、地方単独事業の減額調整分として5,003千円を計上しています。

次に、歳出です。総務費については、前年度に比べ3,449千円の減となっています。この主な要因は、システム改修費が減となったことによるものです。

次に、保険給付費については、大阪府から通知された医療費総額を基に過去の医療費の実績を勘案して推計しています。一般被保険者療養給付費については20億96,110千円を計上し、前年度に比べ1億73,208千円の増となっています。

また、療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費についても、過去の実績、対象被保険者数等を精査し、所要額を計上しています。なお、本年度1人当たりの医療費については、一般被保険者で412,803円を見込んでいます。

次に、国民健康保険事業費納付金については、大阪府内の市町村ごとの被保険者数や所得水準によって按分された額が大阪府から通知されたものであり、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金を併せて9億62,241千円を計上しています。

また、保健事業費については、特定健康診査等事業費で、30,296千円を計上しています。

次に、疾病予防費では、本町が実施している各種検診（健診を含む。）の自己負担金助

成、前立腺がん検査、ピロリ菌検査、大阪府統一基準で実施している人間ドック助成、医療費分析を始めとする医療費適正化関係業務等に12,168千円を計上しています。

また、予備費では、年度末の突発的な医療費の急増に対し基金繰入による予算措置が困難なケースに対応するため、25,000千円を計上しています。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第33号議案「令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計予算」について、御説明申し上げます。

令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額5億10,281千円、前年度と比較して31,859千円の増、率にして6.7%の増となっています。後期高齢者医療制度については、財政運営は都道府県を単位として全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収等を市町村が行うものです。

それでは、歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、保険料については、被保険者の一人ひとりが等しく負担する均等割額（応益分）と、被保険者がそれぞれの所得に応じて負担する所得割額（応能分）の合計で構成されています。また、保険料率及び賦課限度額については、大阪府後期高齢者医療広域連合の条例で定められています。

令和2年度においては、2年に1度の保険料率の見直しが行われ、均等割額が54,111円と所得割率が10.52%、賦課限度額が64万円となっています。

本町の被保険者数を4,190人と見込んで算出した保険料現年度分は、4億10,649千円で、保険料軽減後の1人当たりの賦課額は、98,007円です。

次に、一般会計繰入金で、事務費繰入金については、職員2人の人件費を含めた事務費24,694千円、保険基盤安定繰入金については、均等割の軽減総額73,858千円を計上しています。

次に、歳出です。総務費については、職員2人分の人件費、委託料等として、24,134千円を計上し、前年度と比べ934千円の減となっています。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料等負担金及び保険基盤安定負担金を合わせ、4億84,907千円となっています。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度島本町介護保険事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第34号議案「令和2年度島本町介護保険事業特別会計予算」について、御説明申し上げます。

令和2年度島本町介護保険事業特別会計予算につきましては、予算総額27億61,000千円、前年度と比較して2億26,000千円の増、率にして8.9%の増となっています。令和2年度は、平成30年度から令和2年度までの3年間の計画期間とする第7期島本町介護保険事業計画の最終年度であり、計画に沿った予算計上を行ったものです。

それでは、歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、保険料については、65歳以上の方の介護保険料として6億20,043千円を計上しています。

次に、国庫支出金のうち介護給付費負担金については、法定負担割合に基づき、施設分に係る保険給付費の15%相当額及びその他の保険給付費の20%相当額の4億57,284千円を計上しています。

また、国庫支出金の国庫補助金は調整交付金として、保険給付費、介護予防・日常生活支援総合事業の1.77%相当額45,838千円と地域支援事業交付金36,831千円の合計82,669千円を計上しています。

次に、支払基金交付金については、介護給付費交付金として40歳から64歳までの方が、それぞれ加入している各医療保険から徴収される第2号被保険者の介護保険料相当額6億78,143千円、地域支援事業支援交付金21,067千円の合計6億99,210千円を計上しています。

次に、府支出金のうち介護給付費負担金については、施設分に係る保険給付費の17.5%相当額及びその他の保険給付費の12.5%相当額の3億59,000千円を計上しています。

また、府補助金の地域支援事業交付金につきましては、20,368千円を計上しています。

次に、繰入金のうち、一般会計繰入金については、介護給付費繰入金が3億13,955千円、地域支援事業繰入金が20,368千円、職員給与費等繰入金が37,364千円、低所得者保険料軽減繰入金が14,803千円、その他一般会計繰入金が43,096千円の計4億29,586千円を計上しています。

また、基金繰入金については、保険料の上昇を抑制するため、介護保険給付準備基金からの取り崩し91,847千円を計上しています。

そのほか、諸収入で第三者納付金、国民健康保険団体連合会返納金をそれぞれ1千円、介護予防ケアマネジメント費収入で888千円を計上しています。

次に、歳出です。総務費の総務管理費については、介護保険担当職員5人分の人件費、

介護保険システム運用支援等で56,524千円を計上しています。

次に、介護認定審査会費については、介護認定審査会委員報酬、訪問調査員賃金、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料等で21,996千円を計上しています。

次に、保険給付費については、第7期介護保険事業計画に基づき、令和2年度の介護サービスの提供量及び介護予防サービス提供量に係る保険者負担総額並びにこれらサービス利用に係る審査支払手数料として、介護サービス等諸費で22億82,434千円、介護予防サービス等諸費で87,264千円、高額介護サービス費で61,762千円、高額介護予防サービス費で500千円、高額医療合算介護サービス費で8,104千円、高額医療合算介護予防サービス費で100千円、介護保険給付準備基金利息で3千円、特定入所者介護サービス費で71,029千円、特定入所者介護予防サービス費で450千円の合計25億11,646千円を計上しています。

次に、地域支援事業費については、平成29年度から実施している「総合事業」として、介護予防・生活支援サービス事業費で1億12,425千円、一般介護予防事業費で1,028千円、地域包括支援センターの運営経費等を包括的支援事業費で50,114千円、任意事業費で4,677千円をそれぞれ計上しています。

そのほか、諸支出金で過年度保険料還付金として500千円、還付加算金で50千円、予備費として2,040千円を計上しています。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町介護保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第35号議案「令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

本事業会計は、大沢地区の飲料水の確保と安定供給を図るため設置しています。

それでは、予算書に基づき御説明します。

令和2年度の予算の総額については、第1条に定めていますとおり、歳入歳出それぞれ前年度と比べ850千円減の3,800千円を計上しています。

歳入ですが、水道使用料については、大沢地区の12件の使用水量を勘案し、前年度と比べ20千円減の110千円を計上しています。

本事業会計の収入は、この水道使用料のみで、適切な施設の維持を図るためには一般会計からの繰入れが必要不可欠でありますことから、一般会計繰入金として3,690千円を計上しています。

一方、歳出については、一般管理費で3,790千円、予備費で10千円の合計で3,800千円を

計上しています。

主なものとして委託料として、水質検査等業務1,650千円を工事請負費として、活性炭用五方弁等取替工事405千円などを計上しています。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度島本町大字各財産区特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第36号議案「令和2年度島本町大字山崎財産区特別会計予算」から第40号議案「令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計予算」までについて御説明申し上げます。

始めに、大字山崎財産区特別会計予算では、歳入予算額1,402千円に対し、歳出予算額は300千円で、差引残金は1,102千円です。

次に、大字広瀬財産区特別会計予算では、歳入予算額1,593千円に対し、歳出予算額は150千円で、差引残金は1,443千円です。

次に、大字桜井財産区特別会計予算では、歳入予算額1億1,652千円に対し、歳出予算額は4,450千円で、差引残金は1億1,207千円です。

次に、大字東大寺財産区特別会計予算では、歳入予算額566千円に対し、歳出予算額は25千円で、差引残金は341千円です。

最後に、大字大沢財産区特別会計予算では、歳入予算額1,323千円に対し、歳出予算額は400千円で、差引残金は923千円です。

5財産区特別会計の歳入予算総額は1億21,404千円で、その主な内容は、令和元年度からの繰越金です。

一方、歳出予算総額は5,525千円で、その内容は、各財産区の管理経費及び自治会に対する運営補助金です。

なお、各予算とも、それぞれの財産区管理会から、あらかじめ同意をいただいています。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町大字山崎財産区特別会計予算から令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計予算までの説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度島本町水道事業会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第41号議案「令和2年度島本町水道事業会計予算」につい

て御説明申し上げます。

第1条、総則では、令和2年度の予算を定めています。

第2条、業務の予定量では、住宅開発等による転入増も見込んでいますが、最近の人口動態や節水器具の普及状況を勘案し、給水戸数を13,640戸と、給水人口を31,730人と、年間総配水量を3,215千 m^3 と、一日平均配水量を8,808 m^3 としています。

また、建設改良事業の事業費総額については、3億24,265千円（対前年度比24.5%減）を計上しています。そのうち、施設整備事業については2億84,915千円（対前年度比29.5%減）を計上しています。

第3条、収益的収入及び支出のうち、まず収入ですが、第1款、水道事業収益では、6億28,300千円（対前年度比1.9%増）を計上しています。

第1項、営業収益では、5億39,803千円（対前年度比0.6%減）を計上しています。そのうち、水道事業の収入の大半を占める給水収益については、5億37,537千円（対前年度比0.6%減）を見込んでいます。

第2項、営業外収益では、88,497千円（対前年度比20.5%増）を計上しています。その内訳として、負担金では2,450千円を、受取利息では22千円を、下水道受託収益では12,739千円を、他会計繰入金では18,555千円を、長期前受金戻入では54,168千円を、雑収益では563千円を計上しています。

次に、支出ですが、第1款、水道事業費用では、5億80,100千円（対前年度比8.7%増）を計上しています。

第1項、営業費用では、5億52,971千円（対前年度比9.2%増）を計上しています。その内訳として、原水及び浄水費では1億71,826千円を、配水及び給水費では46,060千円を、受託工事費では5,335千円を、総係費では1億30,342千円を、減価償却費では1億97,241千円を、資産減耗費では2,167千円を計上しています。

また、複数水源による安定供給を図るため、引き続き大阪広域水道企業団から年間配水量のおおむね10%の量の高度浄水処理水を受水する予定です。

第2項、営業外費用では、17,129千円（対前年度比1.8%減）を計上しています。その内訳として、企業債支払利息では7,129千円を、消費税及び地方消費税では10,000千円を計上しています。

第3項、予備費では、円滑な企業活動を期するため、前年度と同額の10,000千円を計上しています。

以上、収益的収支では、48,200千円の利益を見込んでいます。

第4条、資本的収入及び支出のうち、まず収入ですが、第1款、資本的収入では、5,935千円（対前年度比0.5%増）を計上しています。

第1項、加入金では前年度と同額の4,300千円を、第2項、出資金では1,635千円（対前年度比2.0%増）を計上しています。

次に、支出ですが、第1款、資本的支出では、3億40,200千円（対前年度比23.6%減）を計上しています。

第1項、建設改良費では、3億24,265千円（対前年度比24.5%減）を計上しています。

主なものとして、施設整備事業費の委託料では水道管路更新実施設計業務35,000千円、工事請負費では第三低区配水池補修工事95,000千円、老朽配水管布設替工事1億36,400千円、深井戸水位計更新工事2,530千円、急速ろ過池自動弁更新工事10,120千円及び第二高区配水池流量計等更新工事5,865千円を計上しています。

第2項、企業債償還金では、政府資金等の企業債の元金償還金15,935千円（対前年度比2.0%増）を計上しています。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、その対象となる経費を水道事業会計の職員10人分の職員給与費78,251千円（対前年度比12.2%増）と定めています。

第6条、たな卸資産購入限度額では、たな卸資産の購入限度額を11,200千円と定めています。

なお、詳細については、本予算書に記載しているとおりです。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度島本町下水道事業会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第42号議案「令和2年度島本町下水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

第1条、総則では、令和2年度の予算を定めています。

第2条、業務の予定量では、高浜二丁目の一部区域における約0.7haの整備を予定しておりますので、排水区域を304.6haと、年間有収水量を3,280千 m^3 と、一日平均有収水量を8,986 m^3 としています。

また、建設改良事業の事業費総額については、7億23,832千円（対前年度比8.0%増）を計上しています。そのうち、公共下水道整備事業については6億81,909千円（対前年度比14.5%増）を計上しています。

第3条、収益的収入及び支出のうち、まず収入ですが、第1款、下水道事業収益では、8億65,800千円（対前年度比2.7%増）を計上しています。

第1項、営業収益では、6億3,171千円（対前年度比5.2%増）を計上しています。そのうち、下水道事業の収入の大半を占める下水道使用料については、4億17,950千円（対前

年度比0.7%減)を見込んでおり、雨水処理費用に対する一般会計からの負担金として、雨水処理負担金では1億85,221千円(対前年度比21.9%増)を計上しています。

第2項、営業外収益では、2億62,629千円(対前年度比2.6%減)を計上しています。その内訳として、受取利息では5千円を、他会計補助金では79,444千円を、長期前受金戻入では1億79,338千円を、資本費繰入収益では390千円を、雑収益では3,452千円を計上しています。

次に、支出ですが、第1款、下水道事業費用では、8億44,800千円(対前年度比1.3%増)を計上しています。

第1項、営業費用では、7億36,233千円(対前年度比4.0%増)を計上しています。その内訳として、管渠に係る施設の維持管理及び作業に要する費用である管渠費では10,363千円を、山崎ポンプ場の維持管理及び作業に要する費用であるポンプ場費では24,002千円を、下水道普及指導に要する費用である普及指導費では110千円を、受益者負担金及び下水道使用料の徴収に要する費用である業務費では12,906千円を、事業活動全般に関する費用である総係費では28,296千円を、安威川・淀川右岸流域下水道の維持管理に要する負担金等として、流域下水道維持管理負担金では1億94,816千円を、減価償却費では4億65,740千円を計上しています。

第2項、営業外費用では、1億7,067千円(対前年度比12.9%減)を計上しています。その内訳として、企業債利息及び企業債取扱諸費では96,957千円を、雑支出では110千円を、消費税及び地方消費税では10,000千円を計上しています。

第3項、予備費では、円滑な企業活動を期するため、前年度と同額の1,500千円を計上しています。

以上、収益的収支では、21,000千円の利益を見込んでいます。

第4条、資本的収入及び支出のうち、まず収入ですが、第1款、資本的収入では、8億91,898千円(対前年度比2.3%増)を計上しています。

第1項、企業債では4億73,100千円を、第2項、国庫補助金では2億57,460千円を、第3項、受益者負担金では1,003千円を、第4項、出資金では1億60,335千円を計上しています。

次に、支出ですが、第1款、資本的支出では、12億56,100千円(対前年度比4.2%増)を計上しています。

第1項、建設改良費では、7億23,832千円(対前年度比8.0%増)を計上しています。

主なものとして、公共下水道整備事業費のうち委託料では公共下水道污水管渠実施設計業務27,000千円、ストックマネジメント計画作成業務60,000千円、公共下水道島本3号污水幹線外管内調査業務9,500千円及び山崎ポンプ場LED化実施設計業務5,740千円を、工事請負費では公共下水道污水管渠築造工事60,000千円、公共下水道マンホール蓋取替工事

17,000千円、公共下水道山崎雨水幹線整備工事（第1期）38,000千円、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第2期）1億16,599千円、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第3期）1億41,000千円、公共下水道五反田雨水幹線除塵機設置工事30,000千円、公共下水道五反田雨水幹線上流部水路接続工事1億10,000千円、山崎ポンプ場汚水吐出弁取替工事14,300千円、山崎ポンプ場汚水電源変換器取替工事147千円及び山崎ポンプ場汚水除塵機取替工事19,800千円を計上しています。

第2項、企業債償還金では、政府資金等の企業債の元金償還金5億32,268千円（対前年度比0.4%減）を計上しています。

第5条、債務負担行為では、島本町水洗便所改造資金融資あっせんに基づく金融機関に対する損失補償に関わる事項、期間及び限度額を定めています。

第6条、企業債では、公共下水道事業債3億7,500千円、流域下水道事業債25,600千円及び資本費平準化債1億40,000千円を定めています。

第7条、一時借入金の限度額は、4億円と定めています。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、その対象となる経費を下水道事業会計の職員5人分の職員給与費42,834千円（対前年度比0.7%減）と定めています。

第9条、他会計からの補助金では、一般会計からの補助を受ける金額として収益的収入では79,444千円（対前年度比8.8%減）を、資本的収入では1億60,335千円（対前年度比13.8%減）と定めています。

なお、詳細については、本予算書に記載しているとおりです。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上で、町長の施政方針並びに各議案についての説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後3時44分～午後4時15分まで休憩）

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、3月3日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、3月3日を休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって延会とし、次会は、3月4日午前10時から会議を開きます。
長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時15分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第18号議案 島本町債権の管理に関する条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第20号議案 島本町営住宅条例の一部改正について
- 第21号議案 工事請負契約の変更について
- 第22号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第6号）
- 第23号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第24号議案 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第25号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第26号議案 令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第4号）
- 第27号議案 令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第3号）

令和2年

島本町議会2月定例会議会議録

第4号

令和2年3月4日(水)

島本町議会 2月定例会議 会議録（第4号）

年 月 日 令和2年3月4日（水）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	塚田 淳	2番	大久保 孝幸	3番	東田 正樹
4番	平井 均	5番	河野 恵子	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	中田 みどり	11番	野村 篤	12番	伊集院 春美
13番	福嶋 保雄	14番	村上 毅		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	小田 哲史	教 育 長	持田 学
総 合 政 策 部 長	北河 浩紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 部 長	原山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	水木 正也	消 防 長	近藤 治彦
教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永 田 暢	総 合 政 策 部 次 長	吉川 展彦

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹藤 博美	書 記	坂元 貴行	書 記	村田 健一
---------	-------	-----	-------	-----	-------

令和2年島本町議会2月定例会議議事日程

議事日程第4号

令和2年3月4日(水) 午前10時開議

- 日程第1 第28号議案 島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
- 第29号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第30号議案 令和2年度島本町一般会計予算
- 第31号議案 令和2年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第32号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第33号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第34号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第35号議案 令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第36号議案 令和2年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第37号議案 令和2年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第38号議案 令和2年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第39号議案 令和2年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第40号議案 令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第41号議案 令和2年度島本町水道事業会計予算
- 第42号議案 令和2年度島本町下水道事業会計予算

(午前10時00分 開議)

村上議長 おはようございます。前会に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

議員定数の半数以上に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の不参加者の氏名を、職員から報告させます。

議会事務局長 5番 河野議員から、遅参する旨の連絡がございましたので、ご報告いたします。

以上です。

村上議長 日程第1、第28号議案 島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定についてから、第42号議案 令和2年度島本町下水道事業会計予算までの15件を一括議題とし、前会の議事を継続いたします。

それでは、これより町長の施政方針並びに第28号議案から第42号議案までの15件に対し、会派代表並びに会派に属しない議員による大綱質疑を行います。

質疑の順は、自由民主クラブ、大阪維新の会、公明党、コミュニティネット、人びとの新しい歩み、河野議員の順で行います。

なお、本案15件は各常任委員会に付託し、審査することとなっておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

それでは最初に、自由民主クラブの発言を許します。

伊集院議員 (登壇) おはようございます。それでは、令和2年度施政方針、当初予算等に対しまして、自由民主クラブを代表いたし大綱質疑を行います。

当年度は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される年です。東京開催は56年ぶりで、日本国内では長野市をはじめ1市4町村を主会場とした長野冬季オリンピック・パラリンピックから22年ぶりとなります。本町内にある島本高校ラグビー部で日々練習された堀江翔太選手の活躍を、町民とともにうれしさを分かち合えた昨年のラグビーワールドカップ、近年は子ども達の体力等に伸び悩む課題から、学習指導要領も変革しつつ、スポーツ精神の素晴らしさやスポーツへの盛り上がりを見せる日本国内であります。

施政方針の結びにも、「ONE TEAM」と記載されています。「積極的に対話と交流を重ね」「『ONE TEAM』となって、まちづくりを推進する」とありますが、それぞれの主張や思いに八方美人の対応では、対立が激化していくばかりの3年と受け止めざるを得ない状況もあったのではないのでしょうか。「ONE TEAM」には、やはり強い町長のリーダーシップが必要不可欠であります。町長の見解を、冒頭にお伺いいたします。

また、当年度は島本町制 80 周年を迎えます。80 周年は下水道の供用開始から 30 周年でもあり、マンホールカードの配布を想定されています。町制施行事業には特定財源 200 万円を活用され、式典等を予定されていますが、式典や他の記念事業等の予算配分も含めて、どのようにされるのかも、冒頭にお伺いいたします。

さて、1 月の内閣府月例報告において、個人消費は持ち直し、設備投資は緩やかに増加傾向にあるものの一部に弱さが見られ、輸出は弱含んでおり、生産は一段と弱含んでいます。また、企業収益は高い水準にあるものの製造業を中心に弱含んでいます。詳細の部分は割愛しますが、総合判断として、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種施策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待」されていますが、「通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国の EU 離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や、金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引き上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある」、こういった状況であり、自治体運営も他国情勢にも備えていかなければならないところです。

このような中、国の地方財政対策は、中長期を見据えた「人づくり改革や地方創生、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的な財政運営を危惧」された内容になっており、本町も財政運営以外、沿ってはいます。

本町においては、財政を鑑みず、町長の裁量のみで判断された「保育緊急事態宣言」の発令、施策及び補正予算審議時に財政への影響を十分に説明されなかったこと等により、財政が悪化に陥った中、一般会計で言えば、昨年度より 16 億 4,700 万円もの増額、率にして 14.3% 増の予算編成となっています。家庭で言う収入の「歳入」において、自主財源の根幹である町税が 1 億円以上もの減と、地方交付税や各種交付金に地方交付税は増。しかしながら、家庭で言う支出の「歳出」は大幅に増となり、財源不足に約 9 億 2 千万円の基金取り崩しを見込んだ予算編成となっています。

1) 「財政問題と行財政改革」について。

この予算編成の折り、町長から「公債費や社会保障関係経費等の義務的経費が増加している中、今後も多額の建設事業が見込まれており、これらの事業を推進し、継続的な住民サービスを提供していくためには、財政健全化に向けたより一層の取り組みが求められ、さらなる経常経費の節減はもとより、事業全般にわたって凍結や廃止等も含めた厳しい見直しを行うものとし、原則として、令和元年度当初予算のうち経常経費の 95% の範囲内で予算要求をすること、新規事業や既存事業の拡充の要求は原則採択しないものとする。」と、予算編成方針の通達が出ておりました。

そもそも本町は、行財政改革を第 6 次にわたり進めてきました。経常経費の削減に、職員を削りながら乗り越えてきた歴史。町民に近い我々議員としても、できれば削りたくない施策も、島本町の健全財政運営に、行政と何を削減していくか議論を重ねながら、財政健全化に改革をしてきました。本町単独で自治体運営をしていくにあたって、最低

限に近く、これ以上の経常経費の削減は知れています。そのうえで出された通達に、「宣言」もそうですが、あまりにもその場しのぎで、安易と言わざるを得ない。

①そこで、今回、町長の方針・通達を出されての予算編成の結果について、町長の見解をお伺いします。

②財源不足の補てんとして、約9億2千万円の基金繰り入れを見込んでおられますが、各基金取り崩し内訳と、各基金の残高見込み額を、それぞれお伺いいたします。

③「歳入確保」と「歳出削減」の手法、具体施策を伺います。

④第6次行財政改革について、「第6次行財政改革プラン」に基づき「事務事業の見直しと効率化や、限られた財源と人材を有効活用し」などを施政方針に記載していますが、この令和2年度に実施される改革事業の具体を伺うとともに、健全な財政運営をしていくために、予算編成方針で示された町長の各種改革の目標年度は、せめて示すべきと考えますが、見解をお伺いします。

2) 「企業立地に財政確保と『第五次総合計画』」について。

「第五次総合計画」に基づくまちづくりとなります。第五次より、人口目標が中長期先の推定などが難しい点なのか、種々見解の違いがあるのか、目標数値が消えました。過去より、あの数値は開発等や人口増を主眼としているわけではなく、根本的に本町が単独で自治体運営するに、何よりも必要となる「自主財源である町税」の尺度として活用してまいりました。

高齢化率や企業・法人立地によっても見込みは変わるので、尺度として、現島本町の住民サービスの維持向上に、収入となる町税をどう見込むのか。人口で触れないのであれば、やはり「島本町企業立地促進条例」を活用してもらわないと。今予算を見ましても、例えば固定資産税も、企業であった土地が後に減収となる場合もあります。

決算審議で、平成4年から9年までの滞納額は年約1億7千万円と、特別土地保有税が長年滞納のまま。これから先も徴収は不可能と言い切れる年月が経ち、元号もすでに代わりました。さらに税制改正の平成15年度以降、課税は停止され、新たな課税もない状況の土地に対し、当年度も町長の施政方針に一切触れられませんでした。町長の編成方針を通達された限り、そういった課題を少しでも財源確保に持っていく必要があるにも関わらず、何も示せない要因を伺います。

3) 「町民の生命・財産を守るまちづくりを!!」。

①災害に強いまちづくり（国土強靱化）。防災ハザードマップの改定・配布や、ため池ハザードマップの作成、また施設耐震化なども施政方針であげられていますが、根本的に島本町として、「災害に強いまちづくり」の取り組みの優先度が高い取り組みの上位三つをお伺いします。また、総事業費の超超概算でも出せるようであるならば、あわせてお伺いいたします。

②「国土強靱化地域計画」の早期策定を求める。平成25年12月に公布施行され、翌

年、基本法の第4条において、平成27年7月1日付けで内閣府より各都道府県に、いわゆる「国土強靱化基本法」の第13条において、国土強靱化地域計画を定めることができる旨を、市町村に対しても周知を内閣府は求めました。大阪府の地域計画の策定は平成28年3月、同年6月に大阪市、翌年に堺市、平成30年に泉佐野市が制定され、制定済みが4団体以降、なかなか動きが出ない大阪府でした。

令和元年12月1日時点で策定中や策定予定も含め6団体しかなく、我が会派としてヒアリングし、2月1日時点で大阪府内は策定中が11団体、本町も含め策定予定が24団体、検討中は5団体と、京都府等に比べますと遅いペースですが、進み始めています。実は一般質問でする予定でしたが、今回、この施政方針に「地域計画策定に向けた取り組みを進める」と、ようやく姿を現しました。そこで、策定に向けた取り組み、スケジュールを伺うとともに、策定の目標時期をお伺いいたします。

③清掃工場について。清掃工場の先々の方向性について、10数年以上伺ってまいりましたが、同様の答弁しか出ないとさすがに悟りましたので、今回、「災害廃棄物処理計画」を策定されますが、策定されるまでのスケジュールを伺うとともに、手法などもお伺いいたします。

④役場庁舎耐震化の庁舎建て替えについて。町民の生命財産を守る拠点となる役場庁舎、昭和47年から月日は経ち、I s値が0.37の状況に、長年、耐震化について検討の範疇から脱却できず、平成30年度の施政方針にて「できるだけ早期に実施できるように取り組む」と、課題解決へ前進しました。しかしながら、当年度では再検討する内容において、町長として、実施する決意がどれほどあるのか、お伺いするとともに、例えば平成29年の庁舎整備検討資料業務委託など、今日までにかかった費用を参考までにお伺いいたします。

⑤町立体育館について。長年、変わらない施政方針のフレーズを伺ってきました。第三小学校の耐震工事もあるうえに、財政の平準化も鑑みると、この章で聞いていた他のものと違い、優先度がやや下がってしまうことは一定理解する点もありますが、参考までに、借地である町立体育館の当年度の借地料をお伺いするとともに、ここで「民間活力の導入」とは具体的にどういったことを踏まえているのか、お伺いいたします。

4) 地球温暖化対策と環境基本計画について。

再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギー化に向けた取り組みをされますが、具体的にどういったことをされるのか、お伺いします。また、「しまもとプラスチックスマート宣言」を踏まえたポイ捨ての未然防止の具体施策を伺うとともに、分別の徹底の具体施策をお伺いいたします。

5) 景観計画の策定について。

景観行政団体への移行を目指されますが、「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日）」に、景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上の

ため、令和2年を目途に主要な観光地で景観計画を策定することが目標に掲げられています。町長は、島本町が環境行政団体移行を目指されることにより、どのように島本町の財政へ影響するとお考えなのか、見解をお伺いいたします。

6) 上下水道について。

①今後の経営戦略を踏まえた「水道ビジョン」の策定は、遅れは出ていないのか。また、当年度と今後のスケジュールや概要を伺うとともに、軽トラックに積載できる給水タンクの購入のスケジュール等をお伺いします。

②「下水道事業経営戦略」の策定に、順調であるのかお伺いするとともに、第三小学校付近の汚水整備への実施設計について、スケジュールをお伺いします。また、既存の汚水管路について「ストックマネジメント計画」の策定がようやく実現しますが、委託についてやスケジュール等をお伺いいたします。

7) 子育て・教育・生涯学習・福祉施策について。

①胃がん対策について。胃がん対策として50歳以上の町民の方々に胃内視鏡検診導入が計上されていますが、特定財源の比率が大変低い状況に、本町として踏み込む判断をされた見解をお伺いするとともに、対象者や具体的内容について、お伺いします。

②障がい者福祉について。「第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）」を策定されますが、第5期からの変動内容やスケジュール等をお伺いします。

③町立図書館について。リサイクルブックフェアで、多くの図書は廃棄処理となっていたものを販売されていく検討をされますが、こういったことを検討されるのか、お伺いします。

④新学習指導要領に定められる情報活用能力の育成に、高速大容量ネットワーク等のICT（情報通信技術）環境の整備を図られますことと、また次期学習指導要領が求めている各教科書の新しい学びについて、今後のスケジュールや教員の皆様の学びなどについて、お伺いいたします。

⑤旧町立キャンプ場の管理の安全面などに、施設の早期撤去の事務について、今後のスケジュール等をお伺いいたします。

⑥幼児教育・保育の無償化の実施から、町単独で主食費の一部を補助する制度の成立について、制度設計の具体やスケジュール等をお伺いします。

8) 公募型公益活動支援事業補助金の創設について。

平成31年度の施政方針で、この補助制度の導入について検討していくとあり、常任委員会でも質疑しましたが、あの段階では議論が全く見えない状況でした。

①まず、この補助金の創設について、補助対象の具体や手続き、スケジュールをお伺いします。

②常任委員会で、概要が見えない状況に危惧する点もあり、補助や募集要項などについて質疑し、公募要項を策定する予定だが、議員皆様に説明できる段階になりましたら説

明させていただきたい、と答弁をもらいましたが、未だ説明を受けておりませんが、もし、予算可決前にテーマを示し、公募、審査申し込みが始まっているとしたら、スケジュールはおかしくないですか。お伺いたします。

山田町長 それでは、自由民主クラブを代表されての伊集院議員の大綱質疑に、順次ご答弁申し上げます。

まず、冒頭部分の「リーダーシップ」についてでございます。

私は、行政のトップとして、リーダーシップが求められる重責を担っていることは、十分認識しているところでございます。町政についての様々な決断を行うにあたっては、財政状況や将来のまちづくり、各種計画との整合性等を十分吟味し、議員の皆様や住民の皆様のご意見もお聞きしたうえで、総合的に判断しなければなりません。判断にあたっては、様々な立場やご意見を持つ皆様との対話や交流を通じて、目指す目的や手法についてご説明し、真摯にご意見を伺う中で、修正できる点については見直しを行い、最終的には判断を下し、議会のご判断を仰いだうえで、職員一丸となって取り組んでいくことが重要であると考えます。

議員ご指摘のように、一丸となって取り組むためには、町長である私の強い決意、そして迅速な判断・行動などのリーダーシップも重要な要素であり、その点にも十分留意しながら、対話や決断を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、「町制施行 80 周年記念事業」についてでございます。

町制施行 80 周年記念事業にかかる予算につきましては、記念式典及び関連事業の実施、記念グッズの作成等にかかる費用を計上しております。主な内容としては、記念式典の開催費用のほか、関連事業として、駅前での販売イベント、住民企画の公募事業、観光フォトコンテンツの開催費用、80 周年及びまちの魅力を PR するための記念ポスター・観光マップ・歴史パンフレットの作成費用、式典や関連イベント・啓発などに幅広く活用する記念グッズの作成費用、みづまろくんの撮影用パネルの作成費用などとなっております。

なお、記念ポスター・グッズの作成については、連携協定を締結している大阪成蹊大学のご協力を得て、造形芸術学科の学生たちに、まちの魅力やキャラクターなどを生かしたデザイン作成を行っていただく予定としております。

その他、マンホールカードの発行や、歴史文化資料館での企画展などの関連事業を行うほか、各種イベントや関係団体などとの連携、広報誌やホームページなどでの情報発信などにより、より多くの皆様とともに事業を盛り上げ、お祝いしたいと考えております。

続きまして、「予算編成の結果について」でございます。

予算編成方針につきましては、例年、限られた財源の中で効率的に事業を推進し、住民サービスを提供していくことを基本に、予算要求に留意すべき事項を全庁的に示した

ものでございます。

本町の財政状況につきましては、直近の平成30年度普通会計決算において経常収支比率が101.7%と、財政の硬直化が進んでおり、健全化に向けた取り組みが急務となっている一方で、喫緊の課題となっている事業について取り組んでいく必要があるため、より具体的な形で予算編成方針を決定したものでございます。

ご質問の予算編成の結果でございますが、経常経費では各部局の協力のもと、一定の見直しが進められたものの、臨時経費である普通建設事業費は前年度の2.5倍と大幅な増額になったことなど、極めて厳しい予算編成作業となり、予断を許さない財政状況にあるものと考えております。

次に、「各基金取崩し内訳と各基金の残高見込み額について」でございます。

あくまでも令和2年度一般会計当初予算ベースにおける各基金取崩し額（繰入額）及び取崩し後の残高見込み額でございますが、公共施設整備積立基金の繰入額は4億円で、同残高見込み額は約8億5千万円、財政調整基金の繰入額は4億2,438万4千円で、同残高見込み額は約8億円、減債基金の繰入額は1億円で、同残高見込み額は約9億円と見込んでおります。

なお、これらの額につきましては、出納の閉鎖により決算として確定いたしますので、その間までは変動するものでございます。

次に、「歳入確保と歳出削減の手法・具体施策について」でございます。

まず、「歳入確保」につきましては、町税をはじめとする自主財源の確保はもとより、特定財源である国庫補助金等の確保に努め、起債にあたっては交付税措置のあるものを積極的に活用するなど、後年度の負担の軽減もあわせて検討し、対応しているところでございます。さらに、ふるさと納税、企業版ふるさと納税、子育て支援協力金などの寄附金収入、広告料収入、町有資産の売却や貸付など、あらゆる手段で収入確保を図り、「行財政改革プラン」に基づき、財源確保に努めてまいります。

「歳出削減」については、限られた予算の中で効率的に行政を進めて行かなければならないことから、「行財政改革プラン」に基づく事務事業の精査・見直しなど、事業の選択と集中による検討を進め、対応しているところでございます。

次に、「令和2年度に実施する改革事業について」でございます。

「第6次行財政改革プラン」に規定している各項目の取り組みで、令和2年度に実施する主な取り組みとしては、地域包括支援センターの民間委託、自治体クラウドの導入、学校施設等の長寿命化計画の策定などがあげられます。個人給付の見直しでは、これまでの検討を踏まえ、ひとり親家庭等児童福祉金の要件・金額見直し、就学援助の基準見直しを行うほか、補助金の見直しでは、公募型公益活動支援事業補助金の創設、自治体振興助成の廃止などを行います。また、会議の見直しの一環として、会議録作成支援システムの導入により会議事務の効率化と負担軽減を図るほか、会議での飲料提供を原則廃

止し、マイボトル等の持参を呼びかけることとしております。

その他、広報媒体の見直しとして、ケーブルテレビの町広報番組『しまもとプラザ』については、本年3月末をもって終了いたします。なお、地域情報を提供するデイリーニュースでは、引き続き本町のイベント等の情報をご覧いただけるほか、令和2年度からは無料のLINE公式アカウントによる情報発信も開始いたします。

今後も、「行財政改革プラン」に基づく各種取り組みの実施に向けた検討・調整を引き続き行い、事務事業の見直しや効率化、経費の削減、歳入の確保などに鋭意取り組んでまいります。

続きまして、「特別土地保有税について」でございます。

本滞納事案につきましては、税負担の公平性の観点から本町の重要課題に位置付け、これまで粘り強く滞納整理を進めてきたところでございますが、ご指摘のとおり、長期にわたって納付のない状況でございます。そのような状況にも関わらず施政方針に示せない要因でございますが、一滞納事案にかかる滞納整理の方法などを公表することは、「地方税法」第22条に規定する守秘義務に抵触するためでございます。

いずれにいたしましても、税負担の公平性のみならず、財源確保の観点からも、本件についてはできるだけ早く解決できるよう、引き続き法令に則り、適切な滞納整理に努めてまいりたいと考えております。

次に、「災害に強いまちづくりの取り組みについて」でございます。

令和2年度当初予算において、防災・減災対策関係の事業ではいずれも優劣を付けられるものではございませんが、予算規模の大きいもので、第三小学校A棟建替事業（約14億6千万円）、桜井跨線橋の補修・補強工事（1億4千万円）、防災ハザードマップの更新（約530万円）となっております。

なお、国土強靱化にかかる総事業費につきましては、現時点での概算額を出すのは困難ですが、令和2年度に策定する「国土強靱化地域計画」におきましては、大規模自然災害の被害を最小化し、強靱な地域づくりを進めるために必要な事前防災等の各種取り組みを整理し、優先度等を踏まえて目標や方向性等を設定する予定であり、今後、同計画を踏まえて、総合的かつ計画的に、「災害に強いまちづくり」を推進してまいりたいと考えております。

次に、「国土強靱化地域計画の策定について」でございます。

同計画については、総合政策部と総務部を中心に関係部局が連携し、庁内で策定作業を進める予定であり、令和2年度中の策定を目標としております。現時点で詳細な作業スケジュールは決まっておりませんが、まずは情報の収集・整理や、関係部局による打合せ等を行い、国・大阪府の計画、本町の関連計画等を踏まえ、取り組み内容の設定などを行っていきたいと考えております。

次に、「『災害廃棄物処理計画』について」でございます。

本町では、平成 30 年度は 6 月の大阪府北部地震、7 月豪雨、9 月には台風第 21 号及び第 24 号と、立て続けに大きな災害に見舞われました。このような被災時には、通常的生活ごみに加えて被災家屋から搬出される片づけごみや、道路上に散乱した倒木などの災害廃棄物が発生いたします。

この、災害廃棄物を円滑に処理するための計画として、「災害廃棄物処理計画」の策定が求められており、本町では、令和元年度に大阪府が実施いたしました「中小規模市町村の府県調整型の災害廃棄物処理計画策定モデル事業」に参画し、令和元年度中に骨子を取りまとめられることとなっております。本計画につきましては、令和 2 年度の上半期に大阪府による当該事業のフォローアップ事業が予定されており、これらを踏まえたうえで、町において骨子の加筆・修正を行い、令和 2 年度中には成案化する予定といたしております。

次に、「役場庁舎耐震化の庁舎建て替えについて」でございます。

役場庁舎の耐震化を目的とした庁舎の建て替えにつきましては、事業内容を精査し、財源確保に注力することにより、何らかの形で庁舎整備を実施できないかについて、令和 2 年度当初予算編成を一つのリミットとして検討するとの考えをお示したところですが、現時点におきましては、未だ案として取りまとめるに至っていない状況でございます。しかしながら、役場庁舎は災害対策の中核となる施設であり、大規模災害時においてもその役割を果たす必要があることから、庁舎の耐震化は最重要課題の一つと認識しております。本町の財政状況との整合を図りながら耐震化を実現する手法がないかどうか、現在検討中の段階でございますので、できるだけ早い時期に、一定の考え方をお示しできるよう、努めてまいります。

なお、現在検討中の庁舎耐震化に要した事業費につきましては、平成 29 年度決算において、庁舎整備検討資料作成等業務委託 140 万 4 千円、令和元年度決算見込みにおいて、新庁舎建設基本計画策定等業務委託 1,328 万 4 千円、以上でございます。

次に、「地球温暖化対策と環境基本計画について」でございます。

再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギー化につきましては、「第 6 次行財政改革プラン」にも記載しておりますとおり、町施設の屋根や屋上等を太陽光発電事業者に貸し出し、使用料収入を得る事業である屋根貸し事業の実施を検討してまいります。また住民向けの啓発事業といたしましては、大阪府と連携し、省エネ行動を効果的に促す手法を活用した、転入・転居者への省エネ家電の購入促進の啓発キャンペーンを実施する予定でございます。

なお、「しまもとプラスチックスマート宣言」を踏まえたポイ捨ての未然防止につきましては、不法投棄未然防止パトロールの実施やポイ捨て禁止の看板の設置等を行っており、今後も適正に処理されないごみが発生しないよう努めてまいります。

また、「分別の徹底」につきましては、ペットボトル等のリサイクルを促進するため、

住民への周知に努めるとともに、各自治会からご推薦いただいている島本町廃棄物減量等推進員への研修を通じ、4Rに関する理解を深め、各自治会で実践していただくよう啓発してまいります。

その他、プラスチック削減にかかる取り組みでございますが、「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に基づくスーパー等でのレジ袋の無料配布中止を通じ、レジ袋の削減に努めております。また、会議等での飲料の提供を原則廃止とし、マイボトル等の持参を呼びかけることとしております。今後も、マイボトル持参の普及促進など、プラスチック削減に向けた取り組みに努めてまいります。

続きまして、「景観計画の策定について」でございます。

平成28年3月に策定されました「明日の日本を支える観光ビジョン」では、令和2年を目途に全国の半数の市町村で「景観計画」を策定し、観光資源の魅力を高め、地方創生の礎とすることが目標とされております。

本町におきましても、令和2年度から、アンケート調査等の現状把握や景観行政団体への移行及び計画策定にかかる課題整理等を開始し、3年間をかけ、景観計画策定にかかる事務を進めてまいりたいと考えております。財政への影響といたしましては、景観行政団体へ移行することにより、現在ある観光資源の発信力強化や、新たな景観資源の発掘に繋がり、地域としての魅力が向上することで、移住・定住人口の増加などが期待できるなど、結果として財政へ好影響があるものと認識しております。

次に、「上下水道について」でございます。

まず、「『水道事業ビジョン』の策定について」でございます。

「水道事業ビジョン」の策定に向けた取り組み状況につきましては、策定にあたり、住民の皆様のご意見を広く反映したいと考え、一般用途（大沢地区特設水道を除く口径20ミリ以下）で水道水をお使いの皆様の中から無作為に抽出した2千人を対象に、アンケート調査を実施したところでございます。現在、3月末を目途に集計作業を進めており、集計結果につきましては、町ホームページに掲載する予定としております。

なお、現時点におきましては、概ね順調に進んでおり、令和2年度中の策定に向けまして、引き続き、円滑な事務執行に努めてまいります。

次に、「給水タンクの購入について」でございます。

令和2年度につきましては、ステンレス製で加圧ポンプにより直結給水も可能な給水タンクを1基、避難所などでの給水活動時に使用する給水タンクを3基、購入する予定としております。なお、購入時期につきましては、平成30年7月の西日本豪雨の際の停電などによる断水による影響を教訓に、出水期までに購入し、早期に配備できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、「『下水道事業経営戦略』の策定について」でございます。

各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を推進していくための中長期的な経営の

基本計画である「経営戦略」の策定につきましては、令和2年度までに策定率を100%とするよう国から要請を受け、平成31年度当初予算において債務負担行為を設定させていただき、令和2年度中の策定に向けて事務を進めているところでございます。現在、各種計画や固定資産データに基づき、更新投資の試算や、投資・財政計画のシミュレーションや打合せ等をしており、策定につきましては概ね順調に進んでおります。

次に、「第三小学校付近の汚水整備について」でございます。

令和2年度は、町立第三小学校付近から、桜井四丁目地区等の今後の汚水整備に向けた実施設計を予定しております。実施時期につきましては、国への社会資本整備総合交付金交付申請手続きが完了した後、速やかに実施する予定としております。

次に、「『ストックマネジメント計画』の策定について」でございます。

本町における下水道施設に関連する「ストックマネジメント計画」につきましては、平成30年度にマンホール蓋に関する計画を策定し、令和元年度から、国の社会資本整備総合交付金を活用し、老朽化したマンホール蓋の取り替えを順次実施しておるところでございます。令和2年度におきましては、老朽化した污水管及び山崎ポンプ場施設の更新に向けまして、「ストックマネジメント計画」を策定する予定でございます。実施時期につきましては、国への社会資本整備総合交付金交付申請手続きが完了した後、速やかに実施する予定としております。

今後は、「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の適切な維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、「胃がん対策について」でございます。

「胃内視鏡検診」につきましては、胃がんの死亡率減少効果を示す相応の根拠があることから、平成28年2月4日に一部改正された厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の胃がん検診の検診項目に追加され、市町村が実施する対策型検診に推奨するとされているところでございます。

本町におきましても、令和元年度には、すでに高槻市の委託を受け胃内視鏡検診を実施している高槻市医師会に、胃内視鏡検診導入準備委員会の開催を委託し、実施に向けた体制整備を行ってまいりました。

胃内視鏡検診の実施内容といたしましては、国の指針に定められているとおり、対象年齢を50歳以上、受診間隔を2年に1回とし、個別の医療機関において実施する予定でございます。また、これまでの胃がん検診として集団検診において実施してきた胃部エックス線撮影（胃バリウム検査）につきましては、対象年齢を国の指針にあわせて、30歳から40歳に引き上げて実施する予定としております。胃内視鏡検診を導入することにより、対象となる住民の皆さまの胃がんによる死亡率の減少に繋がるものと考えております。

続きまして、「障害者福祉について」でございます。

「第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）」につきましては、令和3年度から令和5年度までを計画期間とし、障害福祉サービスの見込み量などを設定する計画となっております。昨年10月以降、国におきまして、社会保障審議会（障害者部会）が4回開催され、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」にかかる基本指針の見直しについて、審議が重ねられている状況でございます。

本町といたしましても、国での審議の動向を注視するとともに、計画策定にあたりましては、国や府からの通知や情報提供をもとに、障害者施策推進協議会での審議内容、パブリックコメント実施時のご意見を踏まえまして、事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、「公募型公益活動支援事業補助金について」でございます。

まず、補助対象やスケジュール等についてですが、当該補助制度の創設は、「第6次行財政改革プラン」において補助金見直しの一環として位置付けていたものであり、制度の概要といたしましては、住民参加のまちづくりを推進するため、様々な地域課題の解決に向け、住民等が自主的かつ自発的に行う公益的活動に対し、町が補助金を交付する制度でございます。

対象団体につきましては、行政機関が団体の事務局に関与していないこと、町内に事務所を有する、または町内で活動を行っていること、構成員が5人以上であること、政治・宗教・営利活動を目的としない団体であること、町から補助等による収入を得ていない団体であること、特定非営利活動法人を除き、法人格を有しない団体であること、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者に該当しないこと、以上の条件をすべて満たしている団体としております。

対象事業につきましては、町が定めたテーマに関して実施する事業で、住民の福祉の向上につながる公益性が認められる事業であること、事業の対象が主に島本町の住民であること、政治・宗教・営利活動を目的としない事業であること、以上の条件をすべて満たしている事業としております。

手続き及びスケジュールにつきましては、本年1月20日から2月19日までの期間で募集を行っており、今後、3月23日に審査し、補助対象事業を決定する予定でございます。決定後につきましては、令和2年度に、申請時の内容に沿って順次事業を実施していただく予定でございます。

次に、「事業実施前の説明及び予算可決前の公募について」でございます。

本補助金につきましては、令和2年度当初予算に計上しておりますが、4月1日以降に補助対象事業を実施できるようにするためには、令和元年度中に公募や審査を行い補助対象事業を決定する必要があることから、昨年12月定例会議で令和元年度から令和2年度を期間とする債務負担行為を設定させていただき、本年1月から公募を開始したものでございます。

また、本制度にかかる事業実施前の説明につきましては、債務負担行為設定の際に制度の概要についてお示しし、公募を開始する際には、各議員に募集要項をお配りさせていただきましたが、議員ご指摘のとおり本制度単体での説明はできておらず、この点につきましては、お詫び申し上げます。

私からは、以上でございます。

持田教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

初めに、「町立体育館について」でございます。

町立体育館につきましては、現在、借地に建てられており、令和2年度の賃借料といたしまして、782万3千円を計上いたしております。

また、「民間活力の導入について」でございますが、現行、未耐震である体育館を建て替えることとなりますと、相当の事業費が必要となることから、本町の財政状況を踏まえれば、建設については慎重に検討していかなければなりません。そのような中、他の自治体では、民間事業者が持ち得る知識や技術・ノウハウ等を活力と考え、公設民営方式やPFI方式により公共施設を建設し、運営している事例がございます。これらの先進自治体の事例を調査・研究し、本町において実施可能性の有無を検討していくべきと考えております。

次に、「町立図書館について」でございます。

町立図書館では、寄贈いただいたものの、受け入れに至らなかった図書や除籍した図書については、年に1回実施するリサイクルブックフェアにおいて、住民や関係機関のみなさんに無償で提供し、廃棄図書の有効活用に努めているところでございます。リサイクルブックフェアにつきましては、例年、多くの方にご参加いただいておりますが、残念ながら引き取り手がなく、廃棄となる図書も少なからず存在します。他の自治体では、寄贈図書、除籍図書を売却している自治体もございますので、本町においても、これらの手法について検討してまいりたいと考えております。

次に、「ICT環境整備及び新学習指導要領が求める新しい学びに関するスケジュール並びに教員の学びについて」でございます。

ICT環境整備については、令和2年度末までに高速大容量ネットワークを整備するとともに、令和5年度末までに生徒1人1台のコンピュータ端末を配置し、日常的なICTの活用により、デジタルならではの学びを充実させ、資質・能力が一層確実に育成できる環境整備を進めるものでございます。

令和2年度の主な整備内容といたしましては、国の標準仕様書をベースとし、児童生徒が動画をスムーズに閲覧できる等のネットワーク構築に向けたLAN工事・充電保管庫の整備を実施してまいります。

次に、「次期学習指導要領が求めている各教科書の新しい学びについて」でございます。

今回の新学習指導要領の改訂では、「指導者の視点（教員が何を教えるか）」にとどまらず、「学習者の視点」に立ち、子どもたちが学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、学習指導要領の枠組みが見直されております。子どもたちが社会に出ても学校で学んだことを生かせるように、以下の三つの力、実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性などをバランスよく育むことを目指しております。

今後のスケジュールにつきましては、小学校では、令和2年4月より全面実施されますので、令和元年度中の移行期間で準備をまいりました。さらに、中学校は令和3年4月より全面実施されることから、令和2年度の移行期間に、教材研究、評価の観点が変わることなど、正しい知識を習得しスムーズに移行できるよう準備を進めてまいります。

次に、「旧町立キャンプ場の撤去事務のスケジュールについて」でございます。

旧町立キャンプ場につきましては、平成31年4月に「島本町立キャンプ場設置条例を廃止する条例」が施行され、正式に廃止となりました。施設の老朽化による倒壊など、安全面・防火面等危険を回避するため早急な建築物の撤去が必要と考えており、令和2年度当初予算として、撤去工事設計業務にかかる予算を計上したものでございます。予算が可決された際には、速やかに業者選定に入り、事務を進めるものでございますが、設計業務が完了した後は、解体工事に向けた工事費を予算計上し、適切に業務を進めてまいりたいと考えております。

さらに、「主食費補助制度の創設について」でございます。

まず、本制度の内容でございますが、本制度は、保護者が保育所等から毎月実費徴収される3歳以上児にかかる給食費のうち、ご飯代等の主食費に対し、町が1ヵ月当たり1千円を限度として保護者に補助するものでございます。補助の対象となる児童は、年収約360万円未満相当の世帯に属する児童及び小学校就学前の児童の中で数えて第3子以降に当たる児童でございます。

「3歳以上児にかかる給食費について」でございますが、無償化の実施前までにおきましては、制度上、主食費についてのみ保護者から実費徴収できることとされ、副食費は保育料の一部として徴収しておりました。ただし、本町では、保護者の負担軽減を図る観点から、町立・私立にかかわらず、町独自に3歳以上児にかかる主食費を全て公費負担で賄ってきた経緯がございます。令和元年10月に、国において幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、認可保育所等における3歳以上児にかかる保育料は、一律無償となりました。そして、この無償化に伴い、保育料に含まれていた副食費については無償化の対象から除かれ、主食費と同様に実費徴収の対象となりました。

この無償化の実施を受け、本町では保護者の費用負担のあり方を見直し、主食費につ

きましても副食費と同様に実費徴収することに改めることといたしました。副食費は、すでに昨年10月から、町立を含む各施設において実費徴収しているところでございますが、主食費につきましては、激変緩和に配慮して令和2年度当初から徴収することといたしました。

なお、この給食費の実費徴収に関し、副食費につきましては、国の制度上、低所得世帯等に対する負担軽減措置が講じられており、先ほど述べた年収約360万円未満相当の世帯に属する児童等にかかるものについては、徴収の対象から除かれております。しかしながら、主食費につきましては、国の制度上、副食費のような軽減措置は設けられておりません。このため、3歳以上児にかかる主食費をこれまで町独自に公費負担してきた事情や、副食費については国の制度上軽減措置が講じられている事情に鑑み、主食費についても、低所得世帯等に限定した町独自の支援策として、副食費と同様の補助制度に更新するものでございます。

なお、本補助制度の導入スケジュールとしましては、今後、補助要綱の策定作業を進め、4月以降、保護者等に対し制度や手続きの案内を図ってまいる予定としております。

以上でございます。

伊集院議員 冒頭に、先ほど壇上で述べました部分の発言に過ちがありましたので、申し添えておきます。

3の「町民の生命・財産を守るまちづくりを」という中の②の中で、「平成30年、泉佐野市が策定され」のところを「制定」と申しました。「策定」が正しく、言い直しておきます。それと、7の「子育て・教育・生涯学習・福祉施策について。」の⑥「幼児教育・保育の無償化の実施から」の部分におきまして、「補助する制度の創設について」を「成立」という発言をしておりました。その点の言い間違いがありますので、申し添えておきます。

ご答弁いただきました。その中において、詳細に入っていくのは各常任委員会に我が会派の担当委員がいますので、詳細に踏み込むことはないのですが、まず、ちょっと答弁の中で、間違えられてはいけないかなという部分におきましては、2の「企業立地に財源確保と第五次総合計画について」というタイトルにおきまして、特別土地保有税の部分であります。

答弁におかれては、「地方税法」第22条に規定する守秘義務に抵触するためという理由をいただきました。確かに、その部分はわかります。ただ、我々として申しているのは、事務的な部分ではなくて、今後の島本町のまちづくりとして、大きなビジョンとして、いろんな、その土地をどうしていくかと。そういった先々の話を進めたいという部分が申したい部分でありますので、法律を犯せということを申しているわけではないということだけは、お伝えしておかなければならない答弁であったと思います。あくまでも、今の事務処理の部分は進めていただきながら、今後、どうされるのかと、一定の議論

をしていただけるような形をお願いしたいということで申し添えたことであるということとは述べておきます。

それともう1点、8ですね。「公募型公益活動支援事業補助金の創設」の部分におきまして答弁いただきました。具体の答弁が少し、対象団体、また対象事業については出てまいりました。経緯でいけば、常任委員会だけではなくて、12月議会でも債務負担行為での設定の制度の概要についての話があったということではありますが、この12月議会におきましても質問がありました。他の議員の質問でありましたが、その当時の答弁でも、特定の行政ニーズに対応したテーマということですが、「現時点ではまだ設定はしておりません」という答弁がありましたので、その点もあわせて、やはり債務負担行為に関する資料にあるように、令和2年度における対象事業を令和元年度中に確定させるためという理由で、我々は可決させていただいております。となりますと、やはりそれまでに一定、常任委員会での答弁でも説明にあがりたいということがありましたので、やはり説明をいただきたいということを申し添えておきます。

詳細の内容において入っていきますと常任委員会の部分でありますので、ご答弁いただいている部分で誤解がないように、この点の経緯は理解しながら、実際、議場では、その当時で詳細は説明できないということが、12月の議会でもありましたことを申し添えておきます。

そして最後に、先ほど町長の決意もお聞きしました。そして財政的にも、今回、建設事業で2.5倍上がっている部分もあります。最終的には予断を許さない財政状況だという答弁をいただきました。こういった中、この間の補正予算でもありました第四保育所の新設や、第四保育所の跡地売却、こういったことでいろんな島本町の財政的な運営を切り抜けていかなければならないということは、一定、理解しております。

この点、常任委員会での議論もしていくこととなりますので、追々お訊きするとしまして、大きな3、我が会派の質問の「町民の生命・財産を守るまちづくりを!!」というところにおきましては、先般、6月議会でも町長とお約束しましたので、東京のほう、内閣府、林野庁、国土交通省と、陳情に町長とともに行ってまいりました。実質上、法や規定を逸脱することはなかなか難しいが、代替的な対策があるというような対案などを出していただけるようになると思いますので、やはり、その点も早急にまた議論を進めていただきたいと思います。林野庁のほうも島本町に来られるということもお聞きしましたので、町長、その点の見解をお聞きして、精一杯、頑張りたいと思います。

最後に町長の見解をお伺いしまして、会派に持ち帰り、各常任委員会で質疑をさせていただきます。

山田町長 これまでも様々な機会におきまして、各議員のご協力のもとに国等に対して要望活動を行ってまいりました。このたびは令和2年2月21日に林野庁、内閣府並びに国

土交通省等に対しまして、激甚災害指定を受けるための調査支援や指定基準の見直し、また市町村の財政負担割合の軽減など、大規模災害時における国の支援を拡充していただくように、伊集院議員をはじめ議員の皆様にご尽力いただきまして要望を行わったところでございます。その後、今、ご紹介ありましたように林野庁の整備課長が本町の被害状況等の確認と意見交換のため来庁されるとお聞きをしております。

今後におきましては、意見交換の結果を踏まえまして、町といたしましては、引き続き国や大阪府との協議を行ってまいりたいと考えておりますけれども、先ほどから伊集院議員からもありましたように財源のほうも限られてございますので、長期的な視点で関係機関と連携をし、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議長 以上で、自由民主クラブの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 06 分～午前 11 時 15 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大阪維新の会の発言を許します。

塚田議員（登壇） 塚田淳です。まず、新型コロナウイルスの影響で、教育現場をはじめイベントの中止や貸し館の閉鎖など、連日、対応に当たっておられます職員の皆様にご感謝申し上げます。今後の状況が読めない中ではありますが、住民の方の安全・安心のために引き続きご対応いただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、町長が示されました令和 2 年度施政方針等に対して、会派を代表して大綱質疑をさせていただきます。

まず、「財政」について、質問します。

財政の見通しは、2023 年、町債残高が 146 億円まで増加、基金は 4 億 8 千万円まで減少し、近年中に基金が枯渇することが予想されています。そして、本年度の予算編成では基金を 9 億 2 千万円取り崩し、予算総額は前年度比 16 億 4,700 万円の増額となっております。単年度で見ても厳しい財政運営が強いられています。

そこでまず、予算編成にあたって「さまざまな事業での歳出削減に努めてきた」とありますが、具体的な取り組みについて、お答えください。

町長は、将来を見据えたまちづくりのスローガンとして、「小さなまちの豊かな暮らし」を掲げられています。人口減少、財政悪化が進む中、また町民ニーズが多様化・複雑化し、自治体の業務・権限が増す中、その「豊かさ」を次世代に引き継いでいくためには何より財源が必要であり、財源なくして住民サービスの維持向上はあり得ません。その中において、本町は役場庁舎の問題、ごみ焼却場の老朽化の問題などを抱えています。本町のような小規模自治体においては、多額の財政出動が必要となる大型公共事業を実施するとなれば、本年度の予算のように多額の財源不足を招いてしまい、「豊かな

暮らし」どころか、次世代にツケを残すこととなります。

そこで、中長期的・現実的な財政運営が本町には求められていると考えますが、見解をお答えください。

次に、「広域行政」について、質問します。

し尿処理は、高槻市の理解と協力を得て共同処理することになり、本町にも財政負担軽減のメリットが享受されています。公共施設を自治体が単独で所有するのではなく、自治体同士で使用し、効率化できた、いい一例です。

そして、本町が長年抱える大きな問題の一つに、ごみ焼却場の老朽化の問題があります。毎年、維持補修により延命を図っていますが、機械である以上、いずれ寿命がやってきます。自治体の固有事務であるごみ行政が立ち行かなくなることは絶対にあってはなりません。また、今回、災害発生時における廃棄物処理を円滑に行えるようにすることで、緊急時に備える観点からも、焼却場の早期の問題解決が望まれます。広域化にあたっては、相手先の理解を十二分に得ることが前提になりますが、ごみ行政も広域化できれば財政負担軽減、地域の環境保全などのメリットが期待できることは、皆様、ご承知のとおりです。

町長は、選挙前、そして任期3年、これまで「ごみ行政の広域化を推進する」と述べられてきました。しかし、進捗が全くないのが実情ではないでしょうか。進まない理由として、言葉を選ばずに言えば、本町が相手先に「いいとこ取り」しようとする姿勢が見えるからだと考えます。本町にとっては、いいとこ取りすることは本町の利益に繋がります。しかし、先ほども申し上げたように相手先の理解を十二分に得なければ、広域化の実現は困難です。つまりは、未来を見据えたWin=Winの関係、信頼関係を一つずつ築き上げていくことが重要だと考えますが、見解をお答えください。そして、ごみ行政の広域化に向けた取り組みの現状と、今後の取り組みについて、お答えください。

「高槻市との関係」について、質問します。

広域行政について先ほど質問させていただきましたが、広域行政の最も適切な相手は高槻市です。本町と高槻市は行政こそ別々ですが、民間では高槻市医師会、農協、青年会議所等は一体化されており、公的機関では高槻警察署の管轄は同じ、衆議院・大阪府議会の選挙区も同じと、様々な分野で相互協力・交流があり、地理的にも、歴史・文化的にも非常に深い関係にあり、重要なパートナーと考えます。そこで、本町と高槻市との関係性や重要性について、見解をお答えください。

それでは、ここからは順次、各行政分野の体系に沿って質問させていただきます。

「思いやりとふれあいのまちづくり」についてです。

①本町は、「島本町人権擁護に関する基本条例」に基づき、人権三法など関係法の趣旨を踏まえて、すべての人の人権が尊重される差別のない社会の実現に向け努力を重ねています。

昨年度は、拉致被害者の蓮池薫氏を講師としてお招きし、拉致被害の実情について、町民の皆様幅広く知っていただくことができました。また、会場は満席となり、会場内に入ることができず帰られた方も多くおられ、残念な思いもいたしました。いずれにしても、町民の拉致問題への関心は非常に高いと認識したところです。

しかしながら、学校教育において、北朝鮮による日本人拉致問題の取り組みは一向に進んでいないと言わざるを得ない。拉致問題は現在も進行形です。私たちの大切な子ども達を守るためにも、しっかりとした学校教育の取り組みを要望しますが、見解をお答えください。

次に、「自然と調和した快適なまちづくり」についてです。

昨年、住民からの町内建築物に対する高さ制限について直接請求がなされるなど、島本町における景観についての関心の高さが伺える年でありました。本年度は「景観計画の策定に向けた取り組みを進める」とのことですが、具体的な内容と予定をお答えください。

②桜井跨線橋について、「昨年度に引き続き、JR京都線軌道部の補修・補強工事を進める」とのことですが、今後30年以内に発生すると予想されている南海トラフ地震にも耐え得る仕様となっているのか、お答えください。

③下水道整備のうち、JR島本駅西土地地区画整理事業関連として、「第三小学校付近の污水整備に向けた実施設計」に取り組まれるとのことですが、現段階において示せる具体的な内容や計画などをお答えください。

④既存の污水管路について、「老朽化等に起因する破損などによる住民生活や社会活動に影響を及ぼさないように、『ストックマネジメント計画』を策定」されるとのことですが、いつまでに、どのような計画を立てられるのか、お答えください。

次に、「安全・安心なまちづくり」についてです。

①大規模自然災害に備え、「防災・減災や迅速な復旧に資する施策を総合的に推進するため、『国土強靱化地域計画』の策定に向けた取り組み」を進めるとのことですが、その具体的な内容をお答えください。

②「町内にある水防ため池が災害時に決壊した際の、危険区域を示す『ため池ハザードマップ』を作成する」とのことですが、災害時だけではなく、普段から水難事故を未然に防ぐ対策と対応が肝要と考えますが、現在の取り組みをお答えください。

③住民の防災意識の向上のため、「自治会、自主防災会等との連携のもと、出張講座の開催や訓練への参加を通して、各地域で防災力を高める取り組み」をされるとのことですが、出張講座と訓練の内容について、お答えください。

④高齢化の進展に伴い救急出動件数が増加傾向にあり、「救急車の適正利用とともに、応急手当の普及啓発」に努められるとのことですが、具体的に、救急車の適正利用に向けてどのような啓発をされるのか、お答えください。また、応急手当の普及啓発内容に

変更等はあるのか、お答えください。

次に、「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」についてです。

①健康づくりの推進のため、「特定健診・がん検診の受診率の向上に努め、健康寿命の延伸に向けた取り組み」を進めるとのことですが、具体的な内容をお答えください。

②風しんの感染拡大を防止するために、引き続き「風しんの抗体検査や定期的予防接種を実施」されるとのことですが、町内または周辺自治体の風しんの感染状況について、お答えください。また、乳幼児のロタウィルス感染症を予防するため、「本年10月から予防接種を開始できるよう」事務を進められるとのことですが、必要なワクチン数と財源の根拠をお答えください。

③町域内において、一般的に車両が集中し混雑する道路があることから、「高槻警察署などの関係機関との協議を重ねながら、交通機関の改善に取り組む」とのことですが、具体的にどの場所で、どのような取り組みをされるのか、お答えください。また、昨今の住宅開発等で交通量や路上駐車などが増加した地域などの把握や対策について、取り組みをお答えください。

④公共下水道事業について、汚水整備は引き続き「供用開始区域の拡大に努める」とのことですが、汚水整備を待たれている桜井地域の方も多くおられます。今後の供用開始区域の拡大の計画予定をお答えください。

⑤地域包括ケアシステムの構築及び発展のために、「介護予防としてのいきいき百歳体操の推進、認知症への対応や在宅医療と介護の連携など、必要な施策の実施や仕組みづくり」に引き続き取り組まれたとのことですが、地域包括センターの民間委託による影響について、お答えください。また、認知症カフェの開設数が少ない自治体では、図書館を利用し、施策展開をしている例などありますが、見解をお答えください。

⑥町立体育館の今後のあり方について、「民間活力の導入や他自治体の状況なども踏まえ、さらに検討を進める」とのことです。利便性向上や、小中学校に設置のプール更新費・維持管理代の歳出削減等を目的に、PFIを利用して、JR島本駅西側の開発の際に、プール併設の総合スポーツ施設の整備を提案しますが、見解をお答えください。

次に、「子どもたちを健やかに育むまちづくり」についてです。

①本年10月から、「子育て世代包括支援センターを設置」されるとのことですが、その目的と支援内容をお答えください。

②平成30年11月に策定した「保育基盤整備加速化方針」に基づき、町独自の保育基準についてお答えください。

③「保育基盤整備加速化方針」について、「第四保育所を役場前客用駐車場に移転新築を進める」とのことですが、財政負担などを考慮して、民間委託を選択肢として再考すべきと考えますが、見解をお答えください。

④保育士確保に向けて、様々な施策を展開されています。しかし、保育士確保は依然

として全国的に困難な状況であり、本町独自の保育基準を見直す時期が来ていると考えます。「保育基盤整備加速化方針」では、待機児童解消に向け数年後の効果は期待できませんが、現在、0・1・2歳の待機児童を抱えている家庭に対して十分な対策とは言えません。待機児童問題を抱える家庭を1軒でも減少させるためにも、保育基準の見直しの検討が必要だと考えますが、見解をお答えください。

⑤本年3月策定の「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」の内容について、お答えください。

⑥各小学校で実施中の校庭開放について、「実施方法の見直し及び実施日数の拡充」をされるとのようですが、具体的な内容について、お答えください。

⑦新学習指導要領に定められている情報活用能力の育成に資するため、「高速大容量ネットワーク等のICT環境の整備を図る」とのようですが、整備内容をお答えください。

⑧英語教育について、「外国語指導助手による就学前の英語活動及び文部科学省の教育課程特例校としての取り組み」の内容について、お答えください。

⑨支援教育体制について、「地域で切れ目のない支援が受けられる連携体制」をどのように構築されるのか、お答えください。

次に、「魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり」についてです。

①町制施行80周年を記念し、様々な企画を検討されていますが、町内外に向け、どのような魅力を発信していきたいと考えておられるのか、お答えください。

②みづまるくんのさらなる活用のため、「サポーター制度を開始」されることについて、着ぐるみの使用範囲をどの程度まで広げられるか、SNS等でどのようにPR活動を行っていただく予定か、お答えください。

次に、「持続可能なまちづくり」についてです。

①役場庁舎の耐震化について、「新庁舎建設基本計画」の「一部見直しや実施時期の再検討」をされるとのようですが、見直しの内容、実施時期はどのように変更されるのか、お答えください。

②自治体クラウドについて、「豊能町、河南町及び千早赤阪村の3町村で構成する自治体クラウドへの参加」をされるとのようですが、今後のスケールメリットを求めて、さらなる町村が参加していただけるように、本町として町村会に働きかけていくお考えはないでしょうか。見解をお答えください。

以上、会派を代表しての大綱質疑とさせていただきます。

山田町長 それでは、大阪維新の会を代表されての塚田議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「財政について」でございます。

令和2年度一般会計当初予算におきましては、制度改正や普通建設事業の増加など多

くの予算が必要となったことから、予算総額は前年度比で約 16 億円の増額となり、歳出の財源を補うため積立基金から約 9 億 2 千万円の繰り入れをしての予算編成となったものでございます。

予算編成にあたりましては、例年、各部局において事業費の精査を行っており、本年度の予算編成におきましても、内部事務経費、委託業務などについて見直しを行ったものでございます。

次に、「財政運営について」でございます。

地方公共団体では、社会経済情勢の変化や人口の動向などに伴いまして行政需要も変化することから、多額の費用を要する社会資本整備などについては、計画的に対応することが求められているものと考えております。本町におきましても、事業の実施にあたりましては、自主財源である町税の確保とともに、特定財源である国・府支出金や交付税措置のある地方債の活用など、後年度の負担も考慮しながら対応しているところでございます。

令和 2 年度一般会計当初予算につきましては、課題解決に向けて各種事業が実施できるよう予算配分させていただくものでございますが、早期に実施しなければならない事業が集中していることから、結果的に、その財源の一部として多額の基金の繰り入れを余儀なくされたものでございます。

次に、「中長期的、現実的な財政運営」についてのお尋ねでございます。

行政が継続的に住民サービスを行うためには、その前提条件として、健全な財政状況が不可欠であるものと認識しております。今後、できるだけ早期に歳入歳出両面から、さらなる見直しを進め、収支均衡に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「広域行政について」でございます。

本町の清掃工場は、建設後すでに 28 年が経過しておりますが、延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう適切な維持管理に努めているところでございます。これまでの本町の広域化に向けた取り組みといたしましては、北摂地域 7 市 3 町で構成する「ごみ処理広域化北大阪ブロック会議」に参画し、意見交換や情報共有を行ってきたところです。

議員ご指摘のとおり、ごみ処理を広域化することで財政負担の軽減や環境負荷の軽減が図られるものでございますが、施設の設置場所等も含めて、住民の皆様をはじめ相手先自治体との合意形成のためには、信頼関係の構築は不可欠であると認識しております。

次に、「高槻市との関係性や重要性について」でございます。

高槻市とは、地理的に隣接し、買い物などの生活圏も近く、医療や警察なども同じ圏域に属しております。歴史的にも結びつきは強く、行政間の広域連携においても、これまでパスポート発給事務やし尿処理事務を委託させていただいているほか、観光振興に関する連携協定を締結するなど、各種の取り組みを進めております。

様々な分野で協力・交流を行っている高槻市との関係は、本町にとりまして、とりわけ重要であると考えております。今後も、両市町の交流・連携の進展のため、相手の立場を十分に尊重し、一層の信頼関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「景観計画の策定について」でございます。

「景観法」に基づく景観計画は、景観行政団体となった市町村が良好な景観の形成に関して定めることができる計画であり、景観計画区域における景観の形成に関する方針や、行為の制限に関する事項などを定めるものでございます。

本町における「景観計画」の策定に向けた取り組みにつきましては、令和2年度から適宜進めてまいりたいと考えております。具体的なスケジュールにつきましては、令和2年度に景観施策における現状把握や課題整理など基本的事項の整理を実施し、令和3年度から4年度にかけて住民意向調査及び策定委員会など各種審議会での慎重審議を重ね、令和4年度末までに「景観計画」を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、「桜井跨線橋補修・補強工事における耐震補強について」でございます。

令和2年度につきましては、令和元年度に引き続き、桜井跨線橋のJR京都線軌道横断区間について補修・補強工事の実施を予定しております。

なお、仕様といたしましては、南海トラフ地震の規模と同規模の阪神淡路大震災や、東日本大震災等の最大級規模の地震でも、損傷が限定的なものに留まるような耐震性能を有した補強の実施を予定しております。

次に、「下水道整備について」でございます。

令和2年度は、町立第三小学校付近から、桜井四丁目地区等の今後の汚水整備に向けた実施設計を予定しております。業務内容は、測量調査業務、土質調査業務及び設計業務を予定しており、実施時期につきましては、国への社会資本整備総合交付金交付申請手続きが完了した後、速やかに実施する予定としております。

次に、「『ストックマネジメント計画』の策定について」でございます。

本町における下水道施設に関連する「ストックマネジメント計画」につきましては、平成30年度にマンホール蓋に関する計画を策定し、令和元年度から、国の社会資本整備総合交付金を活用し、老朽化したマンホール蓋の取り替えを順次実施しているところでございます。令和2年度におきましては、老朽化した污水管及び山崎ポンプ場施設の更新に向けまして、「ストックマネジメント計画」を策定する予定でございます。実施時期につきましては、国への社会資本整備総合交付金交付申請手続きが完了した後、速やかに実施する予定としております。

今後は、「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の適切な維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、「『国土強靱化地域計画』について」でございます。

同計画については、「国土強靱化基本法」に基づき地方自治体が策定する計画であり、

大規模自然災害から住民の生命・身体・財産を守り、生活や経済に及ぼす影響を最小化するため、平時から事前に取り組んでおく各種取り組みなどを定めるものです。計画内容については、今後、他の自治体の計画等を参考に詳細を検討してまいります。本町に想定される最悪の事態を踏まえたうえで、現状・課題等を整理し、被害を最小化するための事前防災対策として、施設整備や耐震化などのハード対策から、訓練や啓発、連携などのソフト対策まで、各分野の取り組み方向を記載することになるものと考えております。

次に、「ため池ハザードマップについて」でございます。

大阪府が指定する本町の水防ため池として、桜井台北側の水上池がございます。今般、大阪府の補助金を活用したうえで、ハザードマップを作成し、あらかじめ危険区域を示すことにより、災害時の避難行動の判断基準となるよう整備してまいりたいと考えております。また、ハザードマップと合わせ、大阪府が水上池の耐震診断を行う予定となっております。

なお、現在のため池における水難事故対策の取り組みといたしましては、各ため池の管理状況に応じて、柵を設置する等の対応を行っているところでございます。

次に、「住民の防災意識の向上のための取り組みについて」でございます。

出張講座につきましては、自主防災会が主催した訓練や学習会、企業研修、住民団体の総会の場合、中学校の防災授業など実施しており、内容につきましては、主催団体の要望を中心に、その地域での災害の傾向や、家庭での備えについてなど、防災の基礎知識を習得して頂くことに主眼をおいております。令和元年度におきましては10回開催し、703人の参加がございました。また訓練につきましては、各自主防災会において、避難訓練、炊き出し訓練、避難所運営訓練などのほか、消防職員による初期消火訓練や救命講習なども実施されています。要請があれば、私も参加させていただいているところでございます。

次に、「救急車の適正利用について」でございます。

令和元年中の救急出動件数は1,384件で、平成30年度中と比較して88件増加しております。全国的に救急出動件数は増加しており、本当に救急車が必要な人に、救急車がすぐに出動できない場合があります。救急車は、「病気やケガなどで緊急に病院へ搬送しなければならない傷病者」のためのものです。「救急車を呼べば、病院で待たずに診察を受けられる」などの理由で、緊急でないのに救急車を要請することにより、本当に救急車を必要とするときに救急車が現場に到着する時間が遅れ、救える命が救えなくなる恐れがあります。

このため、119番通報する前に救急車が本当に必要か、自家用車やタクシー等の交通機関を利用できないかも一度考えていただくように、ホームページや広報誌への掲載、救急講習会や消防訓練時に救急車の適正利用の啓発を行っております。また、突然の病

気やケガで救急車を呼ぶか迷った場合の相談先として、「救急安心センターおおさか」の利用を啓発しています。

応急手当の普及啓発内容につきましては、変更はなく、1月を除く毎月9日を「救急の日」とし、普通救命講習会を実施しております。さらに、自治会や事業所等からの救急講習会の依頼にも個別に対応しており、引き続き救急車の適正利用、応急手当の普及啓発に努めてまいります。

次に、「健康づくりの推進について」でございます。

糖尿病やその他生活習慣病を予防することを目的として、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に特定健診を実施しております。特定健診の受診率向上のための取り組みといたしまして、特定健診を受診する際に各種がん検診を同日に無料で受診できるよう実施体制を構築し、特定健診単独の受診よりも受診の動機づけを強める取り組みを行っております。

また、年に2回、送付しております未受診者に対する受診勧奨案内につきましては、他保険者の事例を研究し、より未受診者に訴えかける内容になるよう見直してまいります。さらに、人間ドックの助成の周知を行い、特定健診に相当する他の検診を受診された方を把握することで、さらなる受診率の向上に努めてまいります。

がん検診の受診率向上に向けた取り組みといたしまして、胃がんの死亡率減少効果を示す相応の根拠があり、市町村が実施する対策型検診に推奨するとされている「胃内視鏡検診」を新たに導入いたします。胃内視鏡検診を導入することにより、減少傾向にある胃がん検診の受診率の向上と対象となる住民の皆さまの胃がんによる死亡率の減少に繋がるものと考えております。なお、国民健康保険の被保険者の方につきましては、無料となるよう受診費用の助成を行う予定としております。

また、これまでも実施しておりますが、乳がん検診及び子宮頸がん検診の無料クーポン券の配付や、特定健診の未受診者への案内及びがん検診の個別通知、乳幼児健診の際に保護者に各種がん検診のちらしを配布する等の受診勧奨に努めてまいります。

なお、健康づくりの推進のため、平成28年度から4年間、健康マイレージ事業を実施してまいりましたが、事業への参加人数は年々増加傾向にあるものの、若い世代や健康づくりに関心がない方等の健診への受診には、この実施期間においては、成果に繋がりにくい状況がございました。

大阪府におきましては、府民の皆様が健康行動に取り組んでいただくため、府民向けのサービスとして「おおさか健活マイレージ アスマイル」事業を府内のすべての市町村において展開されており、18歳以上の府内在住の方なら誰でも参加でき、専用スマートフォンアプリで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベントへの参加などの健康行動を行った結果にポイントを付与し、一定のポイントが溜まると抽選に参加したり、電子マネーなどの特典と交換できる仕組みとなっております。これまで

本町が取り組んできた健康マイレージ事業と類似していることから、令和2年度からは、「おおさか健活マイレージ アスマイル」を本町においても住民の皆様へ周知することで、特定健診の受診率の向上、健康寿命の延伸に繋がるよう取り組んでまいります。

続きまして、「予防接種について」でございます。

まず、「風しんの感染拡大の防止」について、現在の本町周辺地域での風しんの感染状況につきましては、大阪府感染症発生動向調査によりますと、本年1月から2月9日時点において、風しん患者の報告数は、三島ブロックにおいては1件、大阪府内で1件となっております。

また、ロタウィルスワクチンにつきましては、乳幼児のロタウィルス感染症を予防するため、「予防接種法施行令」が改正され、新たに定期の予防接種の対象疾病として、ロタウィルス感染症がA類疾病に追加されたもので、その施行時期は本年10月1日となっております。ロタウィルスワクチンは2種類あり、経口弱毒生ヒトロタウィルスワクチン（ロタリックス）が2回接種、5価経口弱毒生ロタウィルスワクチン（ロタテック）が3回接種となっておりますので、それぞれのワクチンの必要回数分について、0歳児人口の必要分を計上しております。

次に、「町域内における交通量増加に伴う混雑について」でございます。

現在、町域内におきましては、大型マンションや戸建住宅が建設され、車両をはじめ様々な交通形態の増加を見込んでおります。具体的な場所や取り組み内容につきましては、一時的な混雑が発生する阪急水無瀬駅周辺における歩行者の横断状況や信号機のタイミングなど、様々な視点から、混雑が発生する要因の解決策について高槻警察署と協議を重ねているところでございます。

なお、昨今の住宅開発等が原因となって、交通量や路上駐車が明らかに増加した地域については現時点において把握できておりませんが、今後も引き続き、混雑が予想される場所が明らかになった際には、その解消に向けた効果的な対策について、高槻警察署と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「公共下水道事業について」でございます。

桜井地域における公共下水道の供用開始区域拡大に向けた取り組み状況でございますが、平成30年度に桜井二丁目・三丁目に関連する公共下水道污水管渠実施設計業務を実施しております。令和2年度には、桜井四丁目及び五丁目の一部の地域において公共下水道污水管渠実施設計業務を予定しており、今後の工事着手に備えてまいりたいと考えております。いずれの地域につきましても、JR島本駅西地区のまちづくりと密接に関連することから、引き続き関係機関等と協議調整を図りながら、事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「地域包括ケアシステムの構築及び発展について」でございます。

まず、「地域包括支援センターの民間委託による影響」につきましては、今後も高齢

者の増加が見込まれる中、本町におきましても、地域包括ケアシステムをより一層発展させ、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくことができる仕組みづくりが重要となっております。そのためには、高齢者の相談対応や支援の件数のさらなる増加にも対応できる相談支援体制の強化、地域で健康に過ごしていただくための介護予防の推進、認知症対策や医療と介護の連携推進など、高齢者に関連して解決すべき課題の多様化や複雑化に伴う関係機関等の連携体制づくりや、多様な担い手が生活支援や介護予防サービスの提供を行う総合事業の推進に力を入れていく必要があります。これらを進めていくにあたっては、行政だけでなく、民間の力も活用して適切に役割を分担し、互いに連携して対応していくことが何よりも重要となってまいります。

高齢者の総合相談や権利擁護などの支援で重要な役割を担う地域包括支援センターの運営を民間に委託することにより、専門職の適切な確保や相談支援体制のこれまで以上の充実を図るとともに、介護予防の推進、認知症対策や総合事業の推進など制度設計が必要なものに町が力を注ぐことができるように役割分担が可能となり、今後は両者が互いに連携していくことで、高齢者数の増加やニーズの多様化・複雑化していく中においても、本町の地域包括ケアシステムをより一層発展させていくための体制が整ってきたものと考えております。

また、「認知症カフェ」につきましては、本町では、平成28年9月にABC薬局が「ABCにここカフェ」を開設されていますが、その後、現在まで2ヵ所目の開設がない状況にあります。本町における認知症カフェの運営主体は、行政ではなく民間となりますが、認知症の方やその家族、地域住民や介護の専門職など、誰もが自由に参加でき、気軽に相互交流や相談ができる、地域に開かれた集いの場として必要なものであると考えていることから、町の認知症カフェとして登録された場合、本町といたしましても、カフェの開催日に専門職の派遣や広報等による周知などの支援を行っております。

他の市町村におきましても、認知症カフェを通して、より認知症の相談がしやすい環境づくりや理解が促進されるよう、公立図書館での実施も含めて様々な形でのカフェ事業が展開されていることから、その事例の情報を収集するとともに、本町でも複数の認知症カフェが開設されるよう、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

次に、「子育て世代包括支援センターについて」でございます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援及び妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築するために設置をするものでございます。主な業務の内容といたしましては、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供及び助言・保健指導を行うこと、支援プランを策定すること、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うことがございます。

本年10月から、ふれあいセンターのいきいき健康課内に設置し、母子保健コーディネ

ーターとして助産師1名を新たに配置するとともに、保健師、管理栄養士、子育て支援担当保育士等の専門職が、関係機関と連携を図りながら、就学前までの包括的な相談支援を行えるような体制を構築してまいります。

続きまして、「『第4期ひとり親家庭等自立促進計画』について」でございます。

「ひとり親家庭等自立促進計画」は、ひとり親家庭が安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができる社会づくりを進めるために、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づき策定するものでございます。現在、令和2年度から令和6年度までを期間とする「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」について、アンケート調査及び現行計画の評価、パブリックコメントを実施し、住民福祉審議会においてご審議いただきながら、策定事務を進めているところでございます。

なお、計画案における基本理念、基本目標や施策の展開につきましては、現行の計画を継承したものとなっております。

続きまして、「町制施行80周年記念事業における魅力発信の取り組みについて」でございます。

現在の企画における魅力発信の取り組みといたしましては、まず、「観光フォトコンテスト」を開催し、自然や歴史文化遺産、街並みなど、訪れたいと思える町内の魅力なスポットの写真を公募し、広報やパンフレットなどの媒体にも活用してまいります。また歴史文化資料館の「企画展」では、懐かしい昔の写真などを展示し、これまでのまちの歩みを振り返ります。さらに「観光マップ」や「歴史パンフレット」を作成し、まちの歴史や魅力を町内外に発信し、まちの知名度の向上や愛着の醸成を図ってまいります。

「記念ポスター・グッズ」の作成にあたりましては、大阪成蹊大学と連携し、造形芸術学科の学生たちが、まちの魅力やキャラクターなどを生かしたデザイン作成に取り組み、式典や関連イベント、啓発などで活用します。また、みづまるくんと記念撮影できる等身大の撮影用パネルも作成し、イベントや公共施設などでのPRに活用してまいります。その他、記念イベント等におきましても、にぎわいづくりや交流などとともに、まちの魅力発信にも繋がるよう、広報誌やホームページなどによる情報発信を行いながら取り組んでまいります。

次に、「みづまるくんサポーター制度について」でございます。

着ぐるみの使用範囲につきましては、これまで町が主催または参画する事業での使用に限らせていただいておりますが、地域で催されるイベント等にも貸出を希望する声が多数あることから、特定の思想、宗教や政治的なイベントを除く、地域で催されるお祭りなど一定公共性のあるイベントを対象とし、サポーターが対応できる範囲での使用を想定しております。

また、SNSでのPRにつきましては、みづまるくんが参加するイベントや、イベントへ参加したことをフェイスブックなどのSNSで投稿していただき、みづまるくんを

町内外へ広くPRする活動も積極的に行っていきたいと考えております。

次に、「役場庁舎の耐震化について」でございます。

役場庁舎の耐震化を目的とした庁舎の建て替えにつきましては、事業内容を精査し、財源確保に注力することにより、何らかの形で庁舎整備を実施できないかについて、令和2年度当初予算編成を一つのリミットとして検討するとの考えをお示したところですが、現時点におきましては、未だ案として取りまとめるに至っていない状況でございます。その内容によっては、すでに策定いたしました「島本町新庁舎建設基本計画」を一部見直す必要が生じることも考えられますが、現在検討中の段階でございますので、できるだけ早い時期に、一定の考え方をお示しできるよう、努めてまいります。

次に、「自治体クラウドについて」でございます。

「自治体クラウド」につきましては、令和元年11月に、豊能町、河南町及び千早赤阪村の3町村で構成される自治体クラウドへ参入することを町として決定し、現在は、当該3町村との協定書の締結に向けて準備を進めているところでございます。

自治体クラウドは、構成団体が多くなれば、それだけスケールメリットを活かせる可能性が高くなりますので、正式に自治体クラウドに参入した後、各構成団体及び大阪府と協議し、他団体のさらなる参入の働きかけについても検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

(午前11時59分 戸田議員退席)

持田教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

初めに、「日本人拉致問題における学校教育の取り組みについて」でございます。

本町の学校現場での取り組みにつきましては、国や大阪府からの通知を受け、啓発ポスターの掲出やDVDアニメ『めぐみ』の児童生徒への授業等での活用を、校長会にて周知しております。

なお、現在は、全教職員が視聴しており、毎年、新転任者も視聴することといたしております。

次に、児童生徒への取り組みといたしましては、小学6年生や中学の社会科の教科書に日本人拉致問題の記載があり、学習指導要領に定められた内容にて授業で取り組んでおります。しかしながら、全児童生徒対象の取り組みにつきましては、教育課程への位置づけや人権教育の取り組みの検討など、一定の研究及び準備等が必要なため、現時点におきましては実施できておりませんが、政府の拉致問題対策本部実施の中高生を対象とした「北朝鮮人権侵害問題啓発週間・作文コンクール」については、引き続き周知してまいります。

今後も、教職員をはじめ児童生徒一人ひとりが拉致問題について考えることの大切さを認識できるよう、学校教育といたしましては、拉致という行為そのものは許されるべ

きものではなく、人権侵害事象として伝えていく必要があると考えております。今後、どのような実践が可能か、学校現場とも連携を図りながら調査・研究を進めてまいります。

(午後0時01分 戸田議員出席)

次に、「町立体育館の今後のあり方について」でございます。

町立体育館は、平成28年度に実施しました耐震診断の結果、耐震補強が必要であること、また毎年、賃借料が発生すること等の課題があり、今後のあり方について、民間活力の導入や、他自治体の状況などを踏まえ、検討する必要があるものと考えております。民間事業者が持ち得る知識や技術・ノウハウ等を活かした、PFI方式や公設民営方式をはじめとする民間活力を活用し、公共施設を建設した事例を調査・研究するとともに、本町においての実施の可否などを検討し、町の事業負担の軽減や利用者の満足度の向上に繋げようとするものでございます。

プール併設の総合スポーツ施設の整備につきましては、規模が大きくなることや町の財政負担も大きくなりますことから、慎重に検討する必要があるものと考えております。

次に、「保育基準の見直しについて」でございます。

本町では、人口増加に伴う保育ニーズの増大、受け入れる施設の不足、また全国的に深刻化する保育士不足により、多くの待機児童が発生しています。また町内の一部民間園では、施設定員に余裕はあるものの、保育士不足を理由に定員まで児童を受け入れることができない状況にあります。

このような本町の状況を少しでも解消するためには、平成30年11月にお示しした「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づき施設整備を計画的に推進するとともに、保育士確保に向けたさらなる取り組みが必要であるものと考えております。

また、待機児童対策として、保育士の配置基準を町基準から国基準へ見直し、その差として生じた保育士を活用することにより、少しでも多くの児童を受け入れることができるのではないかというご意見を、これまで定例会議や予算委員会において多数いただきました。

町の配置基準といたしまして、0歳～2歳では国と同じ基準ですが、1歳児では国基準の児童6：保育士1に対し4：1、3歳児では国基準の20：1に対し15：1、4歳～5歳児では国基準の30：1に対し25：1と設定しているところであり、国基準に戻すことで、その分、保育士に余裕が生まれ、児童の受入れ人数を増加させることができます。

この配置基準の見直しにあたりましては、民間保育園に対し聴取を行った結果も勘案したところ、これまで町基準を前提として保育内容を構築してきた背景や、定員を越える児童を受け入れて保育を行っている現状があること、すでに今年度における各保育室担当の保育士を概ね選定していること、また配置基準が民間園への補助の根拠の一つとなっていることなど、実施にあたっては諸課題があることを認識するに至りました。

なお、現時点では、充足率の最も低かった高浜学園につきましては、保育士の確保にあたって上乗せを図ることができ、令和2年度当初で200人定員に対し175人の受入れが可能となっており、一定の改善は進んでいるものでございます。

ご指摘のとおり、大阪府内の多くの自治体が年齢の高い児童を中心に国基準の配置とし、質も考慮されたいうえで保育を提供されている状況や、入所ができないことによる家計への影響、子どもの養育環境の保障等の観点において、引き続き保育士不足を理由に本町で待機が発生している現状においては、見直しについての検討は避けられないものと考えております。

しかしながら、配置基準の国基準への移行は、前に申し上げたとおり諸課題が存在する中、容易ではなく、保育士の就労継続・離職防止策としての保育士宿舍借り上げ支援事業の導入、またこれまで実施し一定の成果があった新規採用保育士等臨時給付金事業や民間保育所雇用補助事業など、各種保育士確保策の実施とあわせ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、「第四保育所移転新築について民間委託を選択肢として再考すべき」についてでございます。

町立第四保育所につきましては、耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしておらず、しかしながら、当時から保育ニーズの高まりにより定員を超えての受け入れをしていることから、部分的に耐震化を行うことができない現状がございました。そのため第三小学校整備基本構想におきまして、あわせて同敷地内に第四保育所を移転新築するとの考えに至り、旧第四保育所での受け入れを継続しつつ、耐震対応ができるとの計画を持っておりました。

しかしながら、ご案内のとおり、詳細に設計を進める中で保育所運営上の課題等も明らかになったことから、小学校敷地内への移転を断念し、次の方策として、施設の耐震化や老朽化が課題となっている第二幼稚園との一体的な整備も含めた再検討を行うことに転換したものでございます。その後、平成30年の大阪府北部地震の発生を受け、緊急対応が望まれる中、ふれあいセンターを当面、第四保育所と位置付け、その間、町有地として早期の活用が可能な役場前駐車場用地において、第四保育所移転新築事業を進めてきたものでございます。

新第四保育所につきましては、令和3年度当初の開設を目指しており、一時緊急的にふれあいセンターに移動していただいた第四保育所児童が、その際に3・4・5歳児としてお戻りいただくことを最初にお約束したうえで、事業を進めてきたところでございます。このとおり、旧第四保育所の耐震化及び老朽化問題にかかる対応の経過におきまして、一貫して町立第四保育所としての位置付けを維持する考え方により、利用者、議会及び住民の皆様にお示しをし、コンセンサスを得ながら事業を進めてまいったことから、民間による運営については、現在予定していないものであることをご理解賜りたい

と考えております。

なお、町立保育所2園のほか、「保育基盤整備加速化方針」に定めるその他の整備事業におきましては、多様な保育内容の展開、また保護者にとっての様々な選択肢の提供の観点などから、民間事業者による整備を前提としているものでございます。

次に、「小学校の校庭開放の実施方法の見直し及び実施日数の拡充について」でございます。

本町では、現在、すべての小学校において校庭開放を実施しており、放課後の子どもの居場所づくりに取り組んでいるところでございますが、かねてより小学校ごとに異なる実施方法の見直しと、実施日数の拡充が求められてきたところでございます。

この度の見直し及び拡充の具体的な内容でございますが、まず、すべての小学校におきまして、児童が授業終了後に一旦帰宅することなく校庭開放に参加できるように改めます。雨天の場合につきましても、可能な限り体育館で実施するように改めたいと考えております。また実施日数といたしましては、第一小学校につきましても従来どおり週5日の実施を継続し、他の小学校につきましても、週1日または2日の実施であったところを週3日の実施に拡充したいと考えております。

次に、「ICT環境整備の内容について」でございます。

ICT環境整備については、令和2年度末までに高速大容量ネットワークを整備するとともに、令和5年度末までに生徒1人1台のコンピュータ端末を配置し、日常的なICTの活用により、デジタルならではの学びを充実させ、資質・能力が一層確実に育成できる環境整備を進めるものでございます。

令和2年度の主な整備内容といたしましては、国の標準仕様書をベースとし、児童生徒が動画をスムーズに閲覧できる等のネットワーク構築に向けたLAN工事・充電保管庫の整備を実施してまいります。

次に、「外国語指導助手による就学前の英語活動及び教育課程特例校について」でございます。

就学前の園児に対する英語活動につきましては、歌、チャンツ、ゲーム、クイズ、工作、絵本の読み聞かせ等、楽しい活動を通して、たくさんの英語に触れるようにしております。外国語指導助手（ALT）と一緒に活動を楽しむことで、人と関わる力が養え、また外国語を聞こうとする意欲や態度を育てることを目的としております。

また、「教育課程特例校について」でございますが、小学校においては、新学習指導要領の全面実施の内容を移行期間中より先行実施し、外国語活動を行ってまいりました。内容といたしましては、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」等、国が目指す英語教育の動向を踏まえ、小学校において、第1学年から第6学年までの系統的・連続的な外国語活動を展開し、外国の文化に触れ、国際感覚の基盤を培うとともに、英語による実践的コミュニケーション能力の素地の育成を図っております。また中学校にお

いては、「生徒の英語力向上推進プラン」等、国が目指す英語教育の動向を踏まえ、中学校の外国語教育を充実させる特別な教育課程を編成いたしております。生徒の英語による実践的コミュニケーション能力を養うとともに、広く世界に目を向けた国際理解教育を推進し、国際人としての資質の育成を図っております。そのうえで、中学校卒業時点での生徒の英語力について、実用英語検定3級相当以上の英語力を有する生徒の割合70%以上を目指しております。

次に、「地域で切れ目のない支援が受けられる連携体制をどのように構築されているのか」についてでございます。

本町では、支援の必要な幼児・児童・生徒に対するライフステージに応じた連続性のある縦の連携支援と、教育センターを中心に教育と保健、医療、福祉等の横の連携支援体制を構築しております。

具体的には、学校等と家庭との支援方針を共通理解するために、保護者の協力を得て、幼児・児童・生徒の障害の状況や医療、福祉、地域の関係機関等の支援体制等をまとめた個別の教育支援計画を作成し、連続的・継続的支援を行うために、これまでの支援の内容や成果、課題を進路先等に引き継いでおります。また、教育センター連絡会を定期的に開催し、多様な専門職による情報共有を行い、総合支援の実施をしております。

以上でございます。

塚田議員 ありがとうございます。詳細については、各常任委員会にて質疑をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

村上議長 以上で、大阪維新の会の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時15分～午後1時15分まで休憩)

(午後1時15分 河野議員出席)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、公明党の発言を許します。

川嶋議員(登壇) それでは、令和2年度施政方針について、公明党を代表し大綱質疑を行います。

初めに、2020年代の幕開けとなる本年は、日本の未来を開く重要な1年のスタートとし、国においては直面する重要課題である防災・減災、復興や、全世代型社会保障制度の構築、新たな経済成長の基盤強化を大きく進めるために、全力をあげて取り組んでいるところであります。これらの課題については、2020年だけではなく、これからの日本を展望するうえでも重要な取り組みであり、この10年間で日本の将来を決定づけてと言っても過言ではないとの思いで臨まれているところです。

本町においても例外ではなく、幾つもの大きな課題を乗り越えなければならない2020年代のスタートだと思っております。今後の島本町の未来を拓き、進むべき道筋を示すスター

トとなることを願いつつ、以下の質疑をいたします。

1. 「財政」について。

今後も厳しい財政状況が続き、財政健全化に向けたより一層の取り組みが求められている中、本年度予算においても「さまざまな事業での歳出の縮減」に努められたとのことですが、一般財源では歳出が増加、また積立基金を9億2千万円取り崩されています。その要因と歳出縮減について、「見える化」も必要と考えますが、いかがですか。

2. 「しまもとプラスチックスマート宣言」について。

「ポイ捨ての未然防止や分別の徹底などのプラスチックごみ削減に向けた取り組み」を進められるとのこと。これまでの実績と、今後の具体的な取り組みをお示してください。

3. 「清掃工場」について。

「施設の長寿命化や、より効果的な運営方法」について検討されますが、具体的なお考えをお示してください。

4. 「JR島本駅西地区のまちづくり」について。

事業実施に向け本格的なスタートとなる本年ですが、まちづくりの今後のスケジュールをお示してください。

5. 「橋梁長寿命化修繕計画」について。

計画的に補修工事を進められます。本年度の実施内容をお示してください。

6. 「汚水整備」について。

引き続き、「高浜地区における供用開始区域の拡大」に努められるとのこと。これまでの現状と、今後のスケジュールをお示してください。

7. 「安心・安全なまちづくり」について。

自治会、自主防災会等との連携のもと、「出張講座の開催や訓練への参加を通して、各地域での防災力を高める取り組み」を進められます。また自主防災会も、令和元年度には新たに三つの団体が設立されたことは大変喜ばしいことと思います。昨年は台風災害が相次ぎ、各地で甚大な被害をもたらし、本町においても多くの被害が発生いたしました。命や財産を守る防災・減災は、必要不可欠です。自助・共助の取り組みを推進強化する努力が大切と考えます。現状と、今後の取り組みをお示してください。

また、防災対策に女性の視点を活かすことも大切であり、それが子どもや高齢者、障害者など、災害弱者の視点を活かすことにも繋がると思います。お考えをお示してください。

8. 「みづまる君」について。

より積極的に活用していくために、「ボランティアによるサポーター制度を開始」されますが、どのような展開をお考えか、お示してください。

9. 「持続可能なまちづくり」について。

「近隣自治体との広域連携をはじめ企業や大学、団体など、多様な主体との連携協働」

に努めるとのことですが、これまでの経緯と取り組まれたこと、また今後のお考えをお示しく下さい。

10. 「役場庁舎の耐震化」について。

「『新庁舎建設基本計画』の一部見直しや実施期間の再検討」も含め、引き続き取り組まれますが、具体的なスケジュール感はどのようにお考えか。また、進捗状況をお示しく下さい。

11. 「財源確保」について。

どのようにお考えか、お示しく下さい。

12. 「住民票予約受け取りサービス」について。

「夜間や休日におけるサービス実施」に向けて取り組むとのこと。実施内容について、お示しく下さい。

13. 「長時間労働などの対応」について。

具体的にお示しく下さい。

14. 「健康づくりの推進」について。

胃がん対策として、新たに胃内視鏡検診を特定健診の中で行うのか。ピロリ菌検査との関連はどのように考えるのか、お示しく下さい。

15. 「乳幼児ロタウィルスワクチン」について。

新たに定期予防接種の対象となったワクチンですが、ロタウィルスによって引き起こされる急性胃腸炎で、乳幼児期（0～6歳）にかかりやすい病気であります。特に2月～3月に最も多く発生すると言われておりますが、本年10月から開始できるように事務を進めているとのことですが、なぜ10月からなのか。

16. 「高齢者が安心して暮らし続けるまちづくり」について。

「第8期保健福祉計画の策定」とのこと。健康寿命を延ばすために欠かせないフレイル（虚弱）予防を実施されるべきです。栄養、運動、社会参加、この3点がフレイル予防に欠かせません。住民の関心を高めていく必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

17. 「町立体育館」について。

「民間活力の導入」とは、具体的にお示しく下さい。

18. 「子育て世代包括支援センター」について。

妊娠・出産・子育てを切れ目なくサポートする、すなわちサービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターは、本年10月から設置されるとのこと。大変、評価いたします。すでに決定されていることを、具体的にお示しく下さい。

19. 「保育士確保」について。

「宿舎を借り上げるための費用の一部を補助する制度」とは、具体的な内容をお示しく下さい。

20. 「ICT環境整備」について。

具体的な内容をお示してください。

以上です。

山田町長 それでは、公明党を代表されての川嶋議員の大綱質疑につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、「財政について」でございます。

ご指摘のとおり、本年度予算においても、様々な事業での歳出の縮減に努めたところでございますが、一般財源での歳出が増加しており、財源不足を補うため、積立基金を約9億2千万円取り崩しております。歳出の縮減につきましては、町広報番組や健康マイレージの廃止等、事業の見直しによるもののほか、消耗品費、旅費、食糧費等の事務経費の節減に努めたところでございますが、国の制度改正への対応や普通建設事業の増加などにより、多くの予算が必要となったことから、予算総額は前年度比で約16億の増額となり、財源を補うため積立基金の繰り入れをしての予算編成となったものでございます。

次に、「しまもとプラスチックスマート宣言について」でございます。

本町では、不法投棄未然防止パトロールの実施やポイ捨て禁止の看板の設置等をこれまで行っており、適正に処理されないごみが発生しないよう努めてまいりました。また、ペットボトル等のリサイクルを促進するため、住民へのごみ分別の周知に努めるとともに、各自治会からご推薦いただいている島本町廃棄物減量等推進員の研修を通じ、4Rに関する理解を深め、各自治会で実践していただくよう啓発をしております。

なお、「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に基づくスーパー等でのレジ袋の無料配布中止を通じレジ袋の削減に努めており、本町のレジ袋辞退率は、平成30年5月時点の36.3%から令和元年6月には85%に向上していることから、多くの方にご理解いただき、ご協力いただいているものと考えております。

また、会議での飲料提供を原則廃止とし、マイボトル等の持参を呼びかけることとしております。今後も、マイボトル持参の普及促進など、プラスチック削減に向けた取り組みに努めてまいります。

次に、「清掃工場について」でございます。

まず、施設の長寿命化につきましては、平成30年度に実施いたしました精密機能検査におきまして、「現状では十分な処理機能能力を発揮しているが、経年劣化等により補修等が必要な設備・装置等も認められるため、適切な時期に改修を行うとともに、引き続き安定した運転に努める必要がある」との結果でございましたことから、予算の制約はございますが、施設設備の損傷状況や緊急度に応じて、適切な補修・更新を実施してまいりたいと考えております。

また、より効果的な運営方法の検討といたしましては、焼却炉を1炉運転とすること

も一つの方策であると考えておりますが、1炉運転をいたしますと、1日当たりの運転時間が延長されることから、電気計装管理業務委託における人件費の増加が見込まれるとともに、労務管理に関する課題が発生いたします。いずれにいたしましても、施設の長寿命化やより効果的な運営方法につきましては、現時点におきましては具体的にお示しすることはできませんが、今後どのような施設運営を行うことが望ましいのか、試行的な取り組み等も含めて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「JR島本駅西地区のまちづくりについて」でございます。

JR島本駅西地区におけるまちづくりにつきましては、現在、JR島本駅西土地区画整理準備組合において、組合設立認可にかかる手続きを進めておられるところでございます。組合設立認可に際しましては、本年1月から2月にかけて事業計画書の縦覧及び事業計画書に対する意見募集が行われ、認可権者である大阪府に対し、一定数の意見書が提出されている旨伺いしていることから、いただいた意見書への回答手続きが終了し、事業計画の修正の必要がないと判断された段階において、組合設立が認可されるものと認識いたしております。その後、当該準備組合が本組合にステップアップされ、工事に着手されるものと認識いたしております。

続きまして、「『橋梁長寿命化修繕計画』における本年度の実施内容」について、ご答弁申しあげます。

本計画は平成23年度に策定しておりますが、現在の進捗状況といたしましては、対象橋梁24橋のうち6橋が竣工しており、現時点におきましても、補修補強工事を継続的に実施しております。令和2年度につきましては、令和元年度に引き続き、桜井跨線橋のJR京都線軌道横断区間について、補修・補強工事の実施を予定しております。

次に、「污水整備について」でございます。

高浜地区における污水整備につきましては、令和元年度末では約18.13haが供用開始済区域となる見込みでございます。今後のスケジュールでございますが、国道171号沿線に隣接する商業施設や集合住宅などの地域を含む約2.13ヘクタールの未普及地区につきまして、令和3年度末供用開始に向けまして、令和元年度に引き続き事業の進捗を図ってまいります。

次に、「安心・安全なまちづくりについて」でございます。

自助、共助の取り組みを推進・強化するために、出張講座や訓練を通じた取り組みや、自主防災会の空白区への設立の働きかけが重要でございます。

「出張講座」の実施状況でございますが、今年度は10回開催し、703人の参加がございました。そのうちの6件が自主防災会が主催した訓練や学習会で実施したもので、残り4件の中には、今年度に自主防災会が設立されました団体の防災委員会が主催したものでございました。そのほか、企業研修、住民団体の総会の場合、中学校の防災授業として実施しております。内容につきましては、主催団体の要望を中心に、その地域での災

害の傾向や、家庭での備えについてなど防災の基礎知識を習得していただくことに主眼をおいております。

また、「訓練」についてでございますが、各自主防災会の訓練内容は、消防職員が指導しての初期消火訓練や救命講習、避難訓練、通報訓練などを実施されております。中には自主防災会が合同で小学校に集まり、炊き出しや避難所運営についての実戦的な訓練も実施されております。

今後の取り組みといたしましては、昨年には各自主防災会の訓練内容や備蓄品についてアンケート調査を実施しておりますので、集計結果をもとに、各自主防災会で意見交換するなど、取り組みの活発化を推進してまいりたいと考えております。

「女性の視点」につきましては、今年度実施いたしました「地域防災計画」の改定におきまして、防災会議のメンバーとして女性にも参画いただき、ご意見をいただいたところでございますが、まだまだ女性比率は低いものがあり、女性委員の拡充に取り組む必要があると認識しております。また、防災指導員や府が行う防災リーダー研修の受講者など、地域防災の担い手についても女性の比率が低いことから、課題として認識しているところでございます。今後、各団体にも働きかけを行い、改善に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「みづまろくんサポーター制度について」でございます。

みづまろくんの着ぐるみについては、これまで、町が主催または参画する事業での使用に限らせていただいておりますが、地域で催されるイベント等にも貸出を希望する声が多数あることから、今回、みづまろくんサポーター制度を創設し、広く活用していくことをめざすものでございます。

着ぐるみの着用や介添えをするスタッフは、応募のあった方に研修を実施し、研修を修了した方を「みづまろくんサポーター」と認定し、貸出の希望がある地域で催されるお祭りなど、一定公共性のあるイベントで、サポーターが対応できる範囲での参加を想定しております。また、みづまろくんが参加するイベントや、イベントへ参加したことをフェイスブックなどのSNSで投稿していただき、みづまろくンを町内外へ広くPRする活動も積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、「多様な主体との連携・協働について」でございます。

限られた財源と人員のもと、様々な行政課題や住民ニーズへの対応に努めていく中で、小規模自治体である本町にとりましては、より効率的・効果的な行政運営を図るため、近隣自治体との広域連携をはじめ企業や大学、団体など、多様な主体との連携・協働を推進することは、非常に重要であると考えております。

これまでも、近隣自治体との広域連携では、高槻市へのパスポート発給事務・し尿処理事務の委託や観光振興に関する連携、北摂地域での図書館共同利用、大山崎町との観光イベントの開催や森林サポーター養成などの取り組みを進めてまいりました。また企

業等と森林整備や防災、環境などに関する協定を締結し、各種取り組みを進めているほか、大学についても、このたび町制施行 80 周年記念事業の実施にあたり、大阪成蹊大学と記念グッズ・ポスターのデザインに関する連携取り組みを行う予定です。

今後も、様々な行政課題への対応やサービス向上、業務の効率化等を目指し、自治体間連携をはじめ企業や大学などの人材・知識・技術をまちづくりに活用するなど、様々な主体との連携・協働を推進してまいりたいと考えております。

次に、「役場庁舎の耐震化について」でございます。

役場庁舎の耐震化を目的とした庁舎の建替えにつきましては、事業内容を精査し、財源確保に注力することにより、何らかの形で庁舎整備を実施できないかについて、令和 2 年度当初予算編成を一つのリミットとして検討するとの考えをお示したところですが、現時点におきましては、未だ案として取りまとめるに至っていない状況でございます。その内容によっては、すでに策定いたしました「島本町新庁舎建設基本計画」を一部見直す必要が生じることも考えられますが、現在検討中の段階でございますので、できるだけ早い時期に一定の考え方をお示しできるよう、努めてまいります。

次に、「財源確保について」でございます。

本町においては、今後も厳しい財政状況が続く見通しであることから、令和 2 年度予算においても、様々な事業での歳出の縮減に努めましたが、財源不足を補うために積立基金を取り崩すなど、厳しい財政状況が続いております。一方、歳入においては、自主財源の多くを占める町税収入の増額が見込めない中で、国庫支出金や交付税措置のある地方債の活用など、後年度の負担も考慮しながら事業の財源確保に努めたところでございます。さらに、ふるさと納税、企業版ふるさと納税、子育て支援協力金などの寄附金収入、広告料収入、町有資産の売却や貸付など、あらゆる手段で収入確保を図り、行財政改革プランに基づき、財源確保に努めてまいります。

今後も、社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化対策など、多額の財源が必要となることを見込まれるため、積極的な財源確保に努めながら、事業の精査・選択により限られた財源を集中し、各種の課題に対応して行く必要があるものと考えております。

次に、「住民票予約受け取りサービスについて」でございます。

夜間や休日における住民票の予約受け取りサービスにつきましては、就業時間内にホームページ等にて事前に住民票の発行申請を受け付け、職員が発行した住民票を、夜間や休日に警備室で受領していただくものでございます。具体的には、開庁時間である平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分に役場までお越しになることが困難な方が、指定時間までにホームページの専用フォームにて申請いただき、深夜や早朝を除く開庁時間外に、役場地下 1 階警備室で、本人確認及び手数料の支払いを経て、住民票の写しを受け取るという流れを想定しており、現在、関係課で協議し、実施に向けて事務を進めているところでございます。

次に、「長時間労働などへの対応について」でございます。

本町ではこれまで、職員の健康の維持増進や仕事と家庭生活の調和などを目指し、時間外勤務の抑制に努めてまいりましたが、現在も業務繁忙等により、一部の部署においては恒常的に時間外勤務が発生する状況がございます。このため、健康管理のための産業医面談などの実施はもとより、長時間労働の是正に向け、特に部署による業務負担の偏在を少しでも緩和すべく、限られた人員体制の中ではありますが、特に時間外勤務が多く発生する部署に比重を置いた配置に努めるとともに、必要に応じ、部署間における業務分担の見直し等も必要であると考えております。

あわせて、引き続き経常的経費である人件費の推移に留意しつつ、計画的な職員採用に努めるとともに、行政職員が担うべき業務の範囲を不断に精査し、組織全体での業務の総量を抑えながら、より必要性の高いサービスに優先的に人的資源を投入していくことが必要不可欠であると考えております。

次に、「健康づくりの推進について」でございます。

胃内視鏡検診につきましては、胃がん検診の対策型検診として、平成28年2月4日に一部改正された厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の胃がん検診の検診項目に追加されております。従いまして、特定健診の中で実施するのではなく、がん検診の一つの項目として高槻市医師会に委託し、個別の医療機関において実施する予定としております。

ピロリ菌検査につきましては、現在、国民健康保険加入者の特定健診受診者のうち、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳になる方に対して実施しておりますが、胃内視鏡検診の対象年齢が50歳以上の方とすることから、ピロリ菌検査につきましては、国民健康保険加入者の特定健診受診者のうち、対象年齢を40歳から49歳に変更して実施してまいります。

次に、「乳幼児のロタウィルスワクチンについて」でございます。

ロタウィルスワクチンにつきましては、乳幼児のロタウィルス感染症を予防するため、「予防接種法施行令」が改正され、新たに定期の予防接種の対象疾病としてロタウィルス感染症がA類疾病に追加されたもので、その施行時期は本年10月1日となっております。これまで国において、ロタウィルスワクチンの定期接種化について検討が重ねられてきましたが、ワクチンの安定供給及び自治体において接種対象者への周知や医療機関との調整及び契約等、接種体制を構築するための一定の準備期間が必要であること等を踏まえ、本年10月からの開始となっているものでございます。

次に、「高齢者が安心して暮らし続けるまちづくりについて」でございます。

フレイル予防の実施につきましては、高齢者の健康寿命の延伸を目指すためには必要なことであり、そのためには、栄養・運動・社会参加の3点の取り組みを実施することが重要であると考えております。

本町では、これまで高齢者の介護予防として「いきいき百歳体操」を積極的に進めておりますが、この取り組みは、体操へ参加することで定期的な運動の機会と社会参加のための通いの場を確保することにつながっており、高齢者のフレイル予防にも大きく寄与しているものとなっているものと認識しております。

また栄養に関することにつきましては、いきいき百歳体操のような形での介護予防・フレイル予防としての取り組みは実施できておりませんが、国におきまして、フレイルのおそれのある高齢者を支援するための仕組みとして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の方向性が示されております。その中の一つに、高齢者の低栄養予防も位置づけられていることから、今後、後期高齢者医療保険や国民健康保険の保健事業と連携していく中で、高齢者の低栄養の予防など栄養に関する取り組みも含めて、高齢者がフレイル予防に積極的に関心を持っていただけるような事業展開を検討してまいりたいと考えております。

次に、「子育て世代包括支援センターについて」でございます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援及び妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築するために設置をするものでございます。主な業務の内容といたしましては、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供及び助言・保健指導を行うこと、支援プランを策定すること、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うことがございます。

本年10月からふれあいセンターのいきいき健康課内に設置し、母子保健コーディネーターとして助産師1名を新たに配置するとともに、保健師、管理栄養士、子育て支援担当保育士等の専門職が関係機関と連携を図りながら、就学前までの包括的な相談支援を行えるような体制を構築してまいります。

私からは、以上でございます。

持田教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

初めに、「町立体育館について」でございます。

町立体育館は、平成28年度に実施しました耐震診断の結果、耐震補強が必要であること、また毎年、賃借料が発生すること等の課題があり、今後のあり方について、民間活力の導入や、他自治体の状況などを踏まえ、検討する必要があるものと考えております。民間事業者が持ち得る知識や技術・ノウハウ等を活かしたPFI方式や、公設民営方式をはじめとする民間活力を活用し、公共施設を建設した事例を調査・研究するとともに、本町においての実施の可否などを検討し、町の事業負担の軽減や利用者の満足度の向上に繋げようとするものでございます。プール併設の総合スポーツ施設の整備につきましては、規模が大きくなることや町の財政負担も大きくなることから、慎重に検討する必要があるものと考えております。

次に、「保育士確保について」でございます。

本町では、待機児童が多く発生している状況にありますことから、現在、「保育基盤整備加速化方針」のもと、可能な限り早期の施設整備に努めているところでございます。また、それと並行しまして、安定した保育の提供体制を維持することができるよう、その担い手である保育士の確保のための取り組みといたしまして、民間保育所につきまして運営費補助のほか、平成28年度には新規採用保育士に対する給付制度及び派遣保育士費用に対する補助制度を創設しました。

そして、今回、この保育士確保策の更なる拡充を図るため、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を補助する制度を創設し、保育士の就業継続及び離職防止を講じ、保育士が働きやすい環境を整備するものでございます。本補助制度の内容でございますが、民間保育所等に勤務する保育士のために当該事業者が借り上げた宿舎に要する賃借料等の経費に対し、補助基準額を限度に、その補助対象経費の4分の3に相当する額を町が当該事業者に交付するものでございます。

なお、本補助金を交付するに当たって、その補助対象となる保育士は、採用後10年以内にある常勤の保育士でございます。

また、令和2年度予算といたしましては、既存の民間保育所3園、そして、令和2年12月に開園予定の認定こども園1園について、それぞれ1戸分、計4戸分を計上しております。なお、保育所3園分につきましては12ヵ月分を計上しておりますが、認定こども園につきましては、開園が12月予定であるため、4ヵ月分を計上しております。

最後に、本補助金につきましては国の補助金を活用することができ、補助対象経費に対する負担割合は、国が2分の1、町が4分の1、事業者が4分の1となっております。

次に、「学校へのICT環境整備について」でございます。

ICT環境整備については、令和2年度末までに高速大容量ネットワークを整備するとともに、令和3年度末までに生徒1人1台のコンピュータ端末を配置し、日常的なICTの活用により、デジタルならではの学びを充実させ、資質・能力が一層確実に育成できる環境整備を進めるものでございます。

今年度の主な整備内容といたしましては、国の標準仕様書をベースとし、児童生徒が動画をスムーズに閲覧できる等のネットワーク構築に向けたLAN工事・充電保管庫の整備を実施してまいります。

以上でございます。

川嶋議員 再質問、2点だけ、させていただきます。

1点目の財政につきましてですが、今回、積立基金約9億2千万円ということで取り崩されております。これに関しまして、今後も財源を補うために基金の取り崩しというのは避けられない状況だと、今の財政状況では考えております。しかしながら、これからの行財政運営において、この見通しですね。それが今後どのようになっていくのか、

私といたしましては、とても心配になっているところであります。そこで、この令和2年度当初予算の基金崩されていることに関しまして、今後の基金の積立に対するお考えはどのようなものか、お聞かせ願いたいと思っております。

それともう一つは、7番の「安全・安心なまちづくり」についての部分の、防災会議の委員の中の女性委員さんに関しましてですが、今の町の状況、女性の比率というのは低いということでご答弁いただいておりますけれども、どのような状況になっているかということと、それとともに目標値、女性委員さんに対する目標値は考えておられるのかということ。それからまた、今後、女性委員さんをやっぱり増やしていただく方向性で、いろんな女性の視点を活かすために女性委員さんを増やす意味で、そういう働きかけというのはできるのか、どのようにされていくのかという点について、もう一度、お答え願いたいと思います。

総務部長 1点目の財政に関しての再質問でございますが、令和2年度一般会計当初予算につきましては、国の制度改正や普通建設事業の増加等の対応によりまして、130億円を超える予算規模となっており、基金の取り崩し額は財政調整基金で約4億2,400万円、公共施設整備積立基金で4億円、減債基金が1億円、合計約9億2,400万円となっております。

基金につきましては、それぞれの基金の目的の達成のため、財産を維持し、資金を積み立て、または資金を運用のために設ける財産であり、特に財政調整基金につきましては健全な財政運営を確保するため、経済事情の変動等による減収や、災害により生じる予期せぬ支出、あるいは減収などを補てんするための極めて重要なものであると考えております。今後におきましても、安定的な住民サービスを行っていくためには、その前提条件として健全な財政運営が不可欠でございますので、歳入歳出両面から、さらなる見直しを行い、収支金等に向けた取り組みを進めるとともに、基金につきましても、可能な限り積み立ててまいりたいと考えております。

それから、2点目の防災会議に関してのご質問でございます。

防災会議の女性委員の比率につきましては、現在、総委員数が21名のうち4名が女性でございますので、約19%となっております。その目標値につきましては、町の附属機関でございますので、附属機関等委員の選任基準により女性委員の比率を40%以上、60%未満にすることが求められております。委員につきましては、「防災会議条例」に基づき、各種機関等からの推薦者を委員として委嘱していることから難しい部分もございまして、防災対策等におきまして、女性の視点は極めて重要であるというふうに考えておりますので、女性比率の高い他の附属機関等の取り組みを参考に、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 財政につきましても、今後の見通しとしても、かなり苦しい状況があるかと思

います。しかしながら、住民サービスに関しましては、その点においては、住民さんに関しましては待ったなしの運営状況でもありますし、やっぱり、そういう意味におきましても、今後の財政につきまして基金積み立ても大切かとは思いますが、それ以外にも自主財源の確保等、その辺の努力も大事ではないかと考えておりますし、そういう点で持続可能な行財政運営となりますよう、その点においては、今後、ますますのご努力を願いたいと思っております。

そしてまた防災会議への女性委員さんの登用ですけれども、これに関しましても、過去に比べましたら人数的には増えているかなという感じには、過去に伺った時点では2名とか、そういうときもありましたので、そういう点では今回4名ということでありますので、1人ずつ、1人ずつ、増えていっているのかなとは思っております。今後も、そういう意味では、ここでは40%以上、60%未満、附属機関等委員ですね、その女性委員の比率が40%以上、60%未満ということが求められているということですので、そこまでの状態というのは、なかなか各種機関に要請されているということですから、難しいかとは思いますが、一応、防災会議という、やっぱりそういう意味では防災・減災において必要なポジションでもありますので、引き続き、そういう意味では働きかけを努力していただければと思っておりますので、その点についても要望をしておきます。

その他につきましては、種々、委員会で詳細については質問させていただきたいと思っておりますので、以上で大綱質疑を終わらせていただきます。

持田教育長 大変失礼いたしました。先ほど公明党・川嶋議員に対しまして、学校へのICT整備につきましての箇所でございますが、令和2年度末までに高速大容量のネットワークを整備するとともに、「令和5年度末までに、生徒1人1台のコンピュータ端末を配置する」というふうに申し上げますところを、「令和3年度末」というふうに先ほど答弁したということでございます。大変申しわけございませんでした。訂正方、よろしくお願いたします。

村上議長 以上で、公明党の大綱質疑を終わります。

引き続き、コミュニティネットの発言を許します。

(午後2時12分 戸田議員退席)

東田議員 (登壇) それでは、令和2年度町長の施政方針並びに予算編成に対し、コミュニティネットを代表し大綱質疑を行います。

まず、冒頭で「『まちづくりの根幹は人づくり』と『協働のまちづくり』の理念のもと、各種施策を推進してきた」と述べられているが、町長の考える「人づくり」とはどのようなものか、また「協働のまちづくり」は実現できたのか。私には、町長就任以来、主義主張、また権利のぶつかり合いが頻発していたように感じるが、いかがお考えか。各種審議会においても、委員間、一部の住民の方々、また議会内においても委員や審議

会を尊重されていないようなケースが散見されたが、これが「協働のまちづくり」なのか、見解を伺います。

また、「だれもが取り残されることなく、安心していきいきと暮らせる活力ある地域社会を未来に引き継いでいくため、持続可能なまちづくりを推進する」と述べられていますが、町長の言うておられる「持続可能なまちづくり」についての考え、また「持続可能なまち」をつくるにはどのような取り組みをしていこうと考えているのか、町長の考えを伺います。

町制施行 80 周年に当たる本年、本町の人口は 3 万 1 千人を超え、町制施行以来、最大人口を更新し、今後もしばらくはこの傾向が続くことが予想されるが、人口減少社会、少子高齢化社会の中での、この傾向をどのように捉えているのか、お伺いをします。

令和 2 年度予算編成にあたり、「さまざまな事業での歳出の削減に努められた」うえでの予算提案であることは理解をしています。一律 5% カットの予算編成を各課に指示したと聞いていますが、5% の根拠はどのようなものか。現在、第 6 次となっている「行財政改革プラン」で事業評価を行っていますが、一律の削減では事業評価をしている意味がないのではないかと考えるが、見解を伺う。

歳出の削減を否定しているものではなく、たゆまぬ努力を続けていくべきものであると認識をしていますが、目線が内向きすぎる印象を受けます。歳出の削減や人件費ばかりに目をとられず、歳入・自主財源の確保に全力を注ぐべきであると考えます。扶助費の増加、行政に対するニーズの多種多様化、また国の政策によっても自治体に対する負担は増加していく傾向にあり、ふるさと納税の工夫や町有地の売却、企業の誘致等、広域行政のさらなる推進など、目線を外に向けるべきであると考えますが、いかがお考えか、見解を伺います。

(午後 2 時 14 分 戸田議員出席)

それでは、各項目に沿いまして、質問を行っていきます。

まず、「思いやりとふれあいのまちづくり」について、1 番です。

「『島本町人権擁護に関する基本条例』に基づき、人権三法など関係法の趣旨を踏まえ、関係団体とも連携しながら、すべての人の人権が尊重される差別のない社会の実現に向け取り組みを進める」とのことですが、人権三法、いずれにおいても法施行後 3 年が経過をしており、具体的な施策を展開する時期に来ているのではないかと思います。

「ヘイトスピーチ解消法」の施行を受け、公共施設の利用制限に関わるガイドラインを策定する動きが他の自治体でも広がっています。このような取り組みについて、本町においても検討する必要があると考えますが、いかがか。

また、現在の『部落地名総鑑』とも言える「復刻版全国部落調査」がインターネット上のフリーマーケットで販売され、ニュースとなりました。これは、当時の高校生がイ

インターネット上でダウンロードしたものを出品し、報道を見て、自分のしたことの重大さに気づいたことから発覚をしました。また学術研究を標榜し、全国各地で被差別部落の地名・個人名をインターネット上で流布する行為なども横行しており、昨年では、お隣の高槻市、茨木市においても被害が出ています。また、関係団体のご尽力により現在は削除されていますが、吹田市においても、見るに堪えない凄惨な書き込みがされ、誰にでも閲覧可能な状態となっていました。

各種人権問題について、インターネット空間上において匿名性を持った中で行われることが多く、陰湿かつ悪質なものであると言え、インターネット空間の特性上、発信されたものは瞬く間に全世界に発信されます。教育・啓発に、これまで以上に取り組むとともに、モニタリングやプロバイダーへの削除要請にも取り組む必要があると考えますが、いかがか。本町単独で行うことが難しいのであれば、近隣自治体と協働して取り組むという方法も考えられるが、いかがお考えか、見解を伺います。

また、「障害者差別解消法」にうたわれている「合理的配慮」への理解も十分であるとは言えないと考えています。行政機関等については、合理的配慮の提供は法的に義務づけられており、合理的配慮の提供を適正に行うためには、町職員だけではなく、行政サービスに関わる事業を委託している事業者すべてにおいて研修の義務づけを行う必要があると思いますが、どのようにお考えか、見解を伺います。

2番. 「公募型公益活動支援事業補助金制度」について。

住民参加のまちづくりを推進するため、住民団体が自主的かつ自発的に行う公益性のある事業を支援するために補助金を支出することに対しては賛同するが、公金を支出する以上、明確な基準と、各種団体がどのような団体なのか十分に精査のうえ支出することが求められると思うが、いかがか、見解を伺います。

「自然と調和したまちづくり」について。

1番. 清掃工場について。適切な管理運営、長寿命化、効率的な運営方法について検討されますが、これは当然のことであり、広域化の取り組みを加速させることが最優先の課題であると考えますが、どのようにお考えか、お伺いします。

2番. JR島本駅西地区のまちづくりについては、「景観形成や緑化の推進等について、JR島本駅西地区まちづくり委員会での協議」のスケジュールはどのようなものか。また、JR島本駅西地区まちづくり委員会での協議が、行政はもとより議会、住民の皆さんに尊重されるべきものであると考えますが、いかがお考えか、お伺いをします。

3番. 「『環境基本計画』に基づき、4Rのさらなる推進に努めるとともに、『しまもとプラスチックスマート宣言』を踏まえ、ポイ捨ての未然防止や分別の徹底などのプラスチックごみ削減に向けた取り組み」を進めるとのことだが、具体的にどのような取り組みをしようとしているのか、お伺いします。

4番. 「水道管路の耐震適合率のさらなる向上に努めるとともに、『水道管路更新等

計画』に基づく老朽配水管の布設替えや第三低区配水池の補修など、水道施設の老朽化対策』についてです。一部の地域では、配水管の漏水対策工事をした後に、すぐに近くの場所で同様の管路の配水管が漏水し、工事を行っているような状況も見られます。このような場合は、その都度の対応ではなく、一斉に布設替えをしたほうが経費の節減になるのではないかと思います。どのようにお考えか、見解を伺います。

5番. 危機管理対策の強化について。世界的に感染拡大が広がっている新型コロナウイルスですが、日本国内、関西圏内においても感染者が出ている状況です。感染予防対策として、手洗いやマスクの着用があげられると思いますが、想定外の事態によりマスク不足となり、店頭にはマスクがない状態となり、便乗商法で値段が高騰するような事態となりました。本町においてのマスクの備蓄の状況はどのようなものか、また用途としてはどのような場合を想定されているのか、お伺いします。

6番. 淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点（2-6）が雨期までに供用開始できる見込みであるとのこと。平成30年12月会議において一般質問した際のご答弁では、暫定調整池の今後の土地利用方針の決定については、「近年の気象の変化や治水対策の状況を踏まえて慎重に判断する必要がある」とご答弁をされていますが、当初予定されていた治水対策が整うのですから、検討を行うタイミングであるのではないかと。財政状況が厳しい中、安全・安心を担保するための財源確保が必要なことは明白であり、安全・安心と財源確保を共存させていく取り組みを進めなければならないと思いますが、いかがお考えか、見解を伺います。

「安全・安心なまちづくり」について。

1番. 近年の災害は想定をはるかに超える現状を踏まえると、住民の防災意識もさることながら、自治体の果たすべき役割も大変重要になってきている中で、新年度においても「自主防災会等と連携をし、出張講座や訓練をし、防災力向上のための取り組み」をすることですが、ライフラインを担う企業との連携で、より防災力の向上に繋がるとは思います。どのようにお考えか、見解を伺います。

2番. 「聴覚・言語機能障害者が円滑な通報が行える『NE T119 システム』『多言語同時通話サービス』を導入し、多様化する緊急通報への対応強化」を図られるということです。導入にあたってのスケジュールはいつ頃を予定しているのか、また制度の周知を十分に行うことにより、より効果を発揮するものだと考えますが、周知の方法としてはどのようなことを考えているのか。NE T119 システムについては、福祉部局と連携をし、対象者へ直接お知らせをするような取り組みが必要であると考えますが、どのようにお考えか、見解を伺います。

「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」について。

風しんの感染拡大を防止するため、「引き続き、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、抗体検査や定期的予防接種を実施」されますが、風しんに

感染することにより、自らが感染するだけでなく、妊婦への二次感染による胎児への影響等についても周知をし、受診率の向上を図るべきであると考えますが、どのようにお考えか、お伺いをします。

2番. 「『第4期地域福祉計画』及び『第1期自殺対策計画』に基づき、子どもから高齢者まで誰もが安心していきいきと生活できる地域づくり」について。これについては、誰一人取り残さない、孤立をさせないということが、最も重要であると認識をしています。計画にもうたわれている地域の繋がりの強化、地域コミュニティの活性化を進めなければならないと思いますが、ライフスタイルの多様化や核家族化が進行し、人間関係が希薄化している傾向の中、時代の流れに逆行する難しい課題にどのように取り組むのか、お伺いをします。

3番. 「生活保護事業及び生活困窮者自立支援制度を適切に運用し、関係機関と連携しながら、経済的に困窮する方などの生活の安定や自立に向けた支援」を効果的に実施するためには、各種相談事業において対象者を早期発見することが重要であり、アウトリーチの取り組みをこれまで以上に進めることが重要ではないかと考えますが、どのようにお考えか。また、より効果的な相談体制の構築には、情報・ノウハウを共有する仕組みづくり、各種相談事業のネットワーク化も進めなければならないと考えますが、どのようにお考えか、見解を伺います。

4番. 引きこもりが長期化することにより事態が重篤化してしまい、社会的な問題となっている8050問題についてですが、現在の相談体制や責任主体はどのようなものか。また、本町において相談件数の推移はどのような傾向を示しているのか、お伺いをします。

「子どもたちを健やかに育むまちづくり」について。

1番. 最近では、児童生徒の放課後の遊び場が少ないの現状である。ほとんどの公園において「ボール遊び禁止」の看板があり、児童生徒が公園で自由に遊べず、公園の機能を十分に果たしていないことを考えると、放課後の校庭開放は必要不可欠と考えるが、いかがか、見解を伺います。

2番. 子育て世代包括支援センターを設置されるということですが、設置にあたってのスケジュール、設置場所、人員の規模等はどのようなものを想定されているのか、お伺いします。

3番. 平成30年11月に策定した「保育基盤整備加速化方針」に基づき、第四保育所の移転新築、民間幼保連携型認定こども園の整備を進め、保育士確保策として家賃補助制度を創設されることは一定評価をしますが、町長は「保育緊急事態」を発令し、町内外へ発信をされました。緊急事態であるならば、ありとあらゆる対策を取るべきであり、保育士の配置基準の見直しについても例外ではないと思います。保育所に入所できなければ、当然、働くことはできません。世帯収入にも大きな影響を与えることになり、お

子さん達の養育環境にもマイナス要因となることは必然であると考えます。「子ども子育て支援法」においても、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することが目的とされており、全力で取り組むべき課題であると認識しているが、いかがお考えか、見解を伺います。

また、「保育基盤整備加速化方針」の進捗状況と、待機児童解消の目途はいつ頃なのか、お伺いします。

4番. 支援教育体制についての「就学前から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援が受けられる連携体制の構築」についてですが、進学時や進級時など、環境が変化するタイミングについては、より慎重かつ丁寧に取り組んでいただく必要があると認識をしています。本人はもとより、保護者の方々の不安感を軽減するような取り組みもあわせて取り組んでいただきたいと考えますが、どのようにお考えか、見解を伺います。

「魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり」について。

1番. 「商店街の活性化や空き店舗の解消、駅前のにぎわいづくりに取り組むことで、駅前エリア等の魅力向上に努める」と述べられていますが、「駅前エリアの魅力の向上」とは、具体的にどのようなものをイメージしているのか。水無瀬駅から島本駅までの間に、島本に来られた方が魅力を感じていただける店舗を呼び込む、また水無瀬駅前の再開発を計画するといった大きな夢を持って取り組むことが、これから先、町長がおっしゃっておられる「50年先を見据えた魅力あるまちづくり」ではないかと考えますが、見解を伺います。

2番. 80周年の節目の年を迎えるにあたり、「関係機関、団体などと連携をし、記念式典や記念事業を展開する」とのことです。手作り感の中にも、すべての住民の皆さんが心に残るイベントにしないといけないと思います。確かに、写真展や観光フォトコンテストを開催し、観光振興とまちの魅力発信に取り組むのも結構なことだと考えますが、事業をするためには演出が重要であると考えますが、いかが。地域の子供達による記念植樹、タイムカプセル、マンホールカードの配布の際、塗り絵を実施し、優秀作品については実物を作成し、実際に使用するなど、いろいろな手法があると思いますが、いかがお考えか、見解を伺います。

「持続可能なまちづくり」についてです。

1番. 役場庁舎の耐震化、庁舎建て替えについて。これは大きな予算を伴う事業であり、他の事業の進捗へ与える影響も甚大であると思います。未耐震施設である体育館についても、建て替えなのか、借地料をこのまま支払っていくかなどの課題は、事実上、棚上げとならざるを得ない。

温暖化による学校でのクラブ活動、体育の授業中の暑さ対策も喫緊の課題であり、大阪府内においても、小・中学校の体育館への空調設置を進めている自治体もある。また、

学校のICT関連事業も大きな財政負担を伴うことが予想される中、次世代への負担軽減を見据えた計画的な行財政運営が必要であることは明白であり、そのためには現在の財政状況の中、役場庁舎に対し支出可能な予算額を明確にし、その予算額でどの程度の規模の施設の建設が可能なのか、検討する必要があると考えます。現在の財政状況を踏まえ、役場庁舎に対し支出できる額の上限はどの程度であると考えているのか、お伺いをします。

2番、「健康で意欲を持って働くことができる職場環境づくり」について。長時間労働などへの対応についてですが、各部局間で残業時間に大きな隔たりがある。また管理職について、表面化していない長時間労働についてはどのように取り組まれるのか、お伺いします。会計年度任用職員制度の制度設計時には国からの財源措置はなかったが、追って財源措置がなされることとなったと聞いています。これにより、制度の見直し等に柔軟性が生まれ、よりよい制度設計が可能となったと考えますが、いかがお考えか、見解を伺います。

山田町長 それでは、コミュニティネットを代表されての東田議員の大綱質疑に、順次ご答弁申し上げます。

まず、冒頭部分の「まちづくりについての私の考えについて」でございます。

「人づくり」については、次代を担う子どもたちへの支援や投資が重要であると考えます。子育て・教育環境の充実に関しては、保育基盤整備や学校施設・設備の整備をはじめ、これまでも重点的に取り組んでまいりました。また、「人づくり」においては、子どものほか、地域コミュニティやボランティア、介護・福祉など、まちづくり・地域づくりを担う人材の育成等も大切であり、これらについても鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「協働のまちづくりについて」でございますが、様々な行政課題や多様な住民ニーズに対応し、誰もが安全・安心に暮らせるまちを築いていくためには、行政だけでなく、地域住民の皆様をはじめ関係団体や事業者など、様々な主体と連携・協働していくことが重要となります。様々な方々と協働するうえでは、異なる主義主張のぶつかり合いなどが起こることもございます。私としましては、審議会等での審議も含め、互いに尊重し、敬意を払うことを基本に、そのうえで、より良いまちづくりのために闊達な議論を行い、施策を前に進めていきたいと考えております。

また、「持続可能なまちづくりについて」でございますが、現在策定中の「第五次総合計画」においても、国際目標のSDGsの理念も踏まえ、「持続可能」をキーワードの一つとして使用しております。社会・経済・環境などの様々な課題に総合的に取り組むことで、誰一人取り残すことなく、持続的に発展する社会を目指すこの目標は、国際社会だけでなく、自治体行政や地域づくりにも通じる理念であると考えております。

策定中の「第五次総合計画」の基本計画からの一部引用となりますが、「健全で安定

した行財政運営のもと、まちづくりが総合的に推進され、将来にわたって持続的に質の高い住民サービスが提供できるまち」、また「多様な課題の解決に向けて、地域が一体となって取り組むことで、誰もが孤立することなく、安心して暮らせるまち」を目指したいと考えております。

次に、「人口動向について」でございます。大型マンション等の住宅開発により、本町の人口は増加が続いており、2月1日時点で3万1,656人と、町制施行以来の最大人口を更新しているところです。「第五次総合計画」策定にあたり昨年実施した人口推計においては、これらの開発動向も加味したうえで、今後10年を見据えた推計を行っておりますが、本町の人口は今後もしばらく増加が続き、「第五次総合計画」の計画期間の後半頃から、緩やかな減少傾向に移行していく見込みです。

本町ではこのように人口の増加傾向が続いており、全国的に人口減少傾向の自治体が多い中で望ましい傾向にある反面、保育基盤の整備など、子育て世帯や子どもの増加への対応も必要となっております。一方で、若い世代の増加は、働き手や税収の確保にも繋がりが、将来想定される人口減少の下げ幅をより緩やかにするとともに、本町でも増加が続く高齢化率の伸び幅をより緩やかにすることが想定されるということです。

本町としては、今後も一定の人口規模を維持し、子どもや生産年齢人口の増加を図ることで、人口減少をより緩やかなものとし、進行する高齢化への対応も含め、持続可能な形で住民サービスを提供し続けることが、住民の暮らしや地域の活力を維持するために必要であると認識しており、そのために必要な対策を適切に講じてまいりたいと考えております。

続きまして、冒頭部分の「歳出削減・歳入確保について」でございます。

予算編成にあたっては、経常経費の一律5%カットを目指して、各部局で要求内容の精査を行い、予算額の削減に取り組んだところでございます。「5%の根拠」といたしましては、財政収支の均衡はもとより、基金取り崩しを抑制し、各種事業の実施に必要な財源確保を図る観点から、経常収支比率を5ポイント程度引き下げるために必要な削減規模として、経常経費の5%の削減を目標としたものでございます。

一律の削減、つまりシーリング方式につきましては、安易な予算要求や予算規模の膨張を抑制するため多くの団体で導入されている手法でございますが、ご指摘のとおり、削減するところは削減し、充填するところは充填する必要があることから、本町においては、目標数値として設定したものでございます。

財源の確保につきましては、歳出の削減等にばかり捕らわれるのではなく、自主財源の確保にも努める必要があるため、町有地の売却や企業の誘致等についても、引き続き進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「人権三法に関する取り組みについて」でございます。

まず、「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた施設の利用制限に関するガイドライン」に

つきましては、不当な差別的言動は許されないとした同法の趣旨を踏まえ、公の施設の使用制限の基準を示す指針として、一部の自治体で策定の動きがあることは認識をいたしております。使用制限の要件としては、不当な差別的言動が行われることが客観的な事実を照らし具体的かつ明らかに予測がされる場合や、不当な差別的言動による紛争が予測され、警察の警備等によっても混乱を防止できない場合には、施設管理者において使用不許可や許可の取り消しをできる等の解釈運用を定めている事例がございます。あわせて、その運用に際しては、集会の自由等との関係から、恣意的な運用とならないよう、また正当な表現行為を委縮させることがないよう留意する必要があるとされておりますが、本町においても、このような先行自治体の取り組み事例を参考に、研究を行う必要があると考えております。

次に、「インターネット上の差別事象への取り組み」につきましては、これまでも各種広報媒体を活用しての啓発を行うとともに、令和元年度には、町職員を対象に「インターネットと人権」と題しての研修を実施したところでございます。今後は、町職員のみならず住民の方にも参加していただけるような研修方法を検討してまいりたいと考えており、教育現場における取り組みも含め、積極的に教育・啓発に努めてまいります。また、モニタリングやプロバイダーへの削除要請につきましては、大阪府において、削除要請に対し、迅速かつ円滑に必要な措置が講じられるよう国に要望されていると聞き及んでおります。

なお、近隣自治体で起きた事案については、大阪市及び北摂市町で構成される人権部長会議のブロック会議においても共有し、事案発生時の対処法などについて意見交換を行っているところでございますが、今後も大阪府及び近隣自治体との連携により、モニタリングや削除要請なども含め、インターネット上の差別事象の解決を目指した取り組みが必要であると考えております。

次に、「『障害者差別解消法』に基づく合理的配慮について」でございます。

障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ合理的な配慮を行うことが求められており、町職員や行政サービスにかかる事業を委託している事業者を問わず、利用者の立場に立った対応を行う必要があると認識しております。本年2月13日、町職員等を対象に「障害者差別解消法及び合理的配慮に関する研修会」を開催した際には、各部署の町職員のほか、指定管理者、町施設にかかる受託事業者、障害福祉サービス事業者等にも参加を呼びかけ、参加いただいたところでございます。

なお、委託業務には様々な内容、性質のものがございますが、特に施設の管理運営等にかかる受託者に対しましては、社員研修の義務付けも含めた対応を求めていく必要があるものと認識をいたしており、法の趣旨を踏まえた適切な運用に努めてまいります。

次に、「公募型公益活動支援事業補助金制度について」でございます。

議員ご指摘のとおり、公金の支出でございますことから、当然ながら対象となる団体の基準を明確にしておく必要があると認識をいたしております。本制度における対象団体の基準といたしましては、行政機関が補助対象団体の事務局に関与していないこと、町内に事務所を有する・または町内で活動を行っていること、構成員が5人以上であること、政治・宗教・営利活動を目的としない団体であること、町から補助等による収入を得ていない団体であること、特定非営利活動法人を除き法人格を有しない団体であること、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者に該当しないこと、以上の条件をすべて満たしている団体としております。

また、対象となる事業につきましても、町が定めたテーマに関して実施する事業で、住民の福祉の向上に繋がる公益性が認められる事業であること、事業の対象が主に島本町の住民であること、政治・宗教・営利活動を目的としない事業であること、以上の条件をすべて満たしている事業としております。町が定めたテーマに関して事業を実施していただくことにより、公益性を確保したいと考えております。

次に、「清掃工場について」でございます。

これまでの本町のごみ処理広域化に向けた取り組みといたしましては、北摂地域7市3町で構成する「ごみ処理広域化北大阪ブロック会議」に参画し、意見交換や情報共有を行ってきたところです。ごみ処理の広域化につきましては、清掃工場の運営に要する経費だけでなく、環境負荷の軽減の観点からも優先すべき課題であると認識しておりますが、その手法につきましては、本町と相手先自治体との双方に利益が享受されるよう慎重な議論が必要であると考えております。

本町といたしましては、ごみ処理の広域化を目指しつつ、広域化のめどが立つまでは、精密機能検査の結果を踏まえ、現施設の長寿命化を図りながら適切な管理運営を行うとともに、さらに効率的な運営に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「JR島本駅西地区まちづくり委員会について」でございます。

JR島本駅西地区まちづくり委員会につきましては、昨年7月31日に開催いたしました町都市計画審議会の答申における付帯意見に基づき、委員会の設置を進めているものでございます。本委員会のスケジュールにつきましては、3月中に第1回目の開催を目指し、協議内容の検討や関係者との調整等の準備を進めているところでございます。詳細につきましては現在調整中ではございますが、合計6回程度の開催を計画しており、令和2年夏頃までに一定の結論を出してまいりたいと考えております。

また、本委員会での協議内容の扱いにつきましては、町都市計画審議会の付帯意見においても「委員会の意見を反映されたい」との答申を受けていることから、可能な限りまちづくりの内容に反映されるべく、協議を実施してまいりたいと考えております。

次に、「プラスチックごみ削減について」でございます。

本町ではこれまで、不法投棄未然防止パトロールの実施やポイ捨て禁止の看板の設置等を行っており、適正に処理されないごみが発生しないよう努めてまいりました。今後も本事業を実施し、ポイ捨ての未然防止に努めてまいります。

また、ペットボトルのリサイクルを促進するため、住民へのごみ分別の周知に努めるとともに、各自治会からご推薦いただいている島本町廃棄物減量等推進員の研修を通じ、4Rに関する理解を深め、各自治会で実践していただくよう啓発してまいります。

なお、「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に基づくスーパー等でのレジ袋の無料配布中止を通じレジ袋の削減に努めており、今後も北摂の市町と連携し、キャンペーン等啓発に努めてまいります。

また、会議での飲料提供を原則廃止とし、マイボトル等の持参を呼びかけることとしております。今後もマイボトル持参の普及促進など、プラスチック削減に向けた取り組みに努めてまいります。

次に、「水道施設の老朽化対策について」でございます。

ご指摘のとおり、給水管の亀裂等により漏水が発生した場合は、有収率の維持向上の観点から、その都度、速やかに修繕工事を実施しており、隣接した場所での実施事例も見受けられるところでございます。漏水については、給水管の亀裂等が占める割合が高いことから事後保全による対応となっておりますが、地域的な漏水などについては、状況を注視しながらより、効果的な漏水対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、「マスクの備蓄状況と用途」について、ご答弁申し上げます。

町の備蓄マスクにつきましては、災害用と新型インフルエンザ対策用として、2月27日午後5時30分現在で、約2,700枚備蓄しております。その用途といたしましては、予防・まん延防止策として、住民と接する機会の多い窓口職員等に着用をさせることといたしており、2月26日から実施しております。

次に、「若山台調整池のあり方について」でございます。

当該暫定調整池につきましては、平成24年6月改定の「島本町都市計画マスタープラン」におきまして、有効な土地利用を検討する旨の方針をお示しさせていただいております。しかしながら、平成24年8月の時間当たり100ミリを超過する突発的な集中豪雨をはじめ、さらには毎年発生する台風の大型化や突発的な記録的豪雨により、甚大な被害が発生しており、水害に対する住民の皆様の意識も、より一層高まっております。これらを踏まえ、現時点におきましても、本町の考え方といたしましては、「第6次行財政改革プラン」にも掲げておりますとおり、暫定調整池の今後の土地利用方針の決定については、安全・安心の観点からも慎重に判断する必要があるものと考えております。

議員ご指摘のとおり、本町の財政状況は厳しく、並行して財源確保に向けた取り組みも必要であると認識いたしておりますが、当該調整池のあり方については、雨水幹線の整備後、大雨の際の状況等を一定期間見定めながら、改めて総合的に検討を行ったうえ

で、今後のあり方を適切に判断させていただく必要があるものと認識いたしております。

次に、「ライフライン事業者との連携により防災力の向上に繋げることについて」で
ございます。

関西では平成30年に、地震、豪雨、台風と大きな災害を経験いたしました。そのこと
に対し、防災関係機関ごとに課題の抽出、対策の実施という段階を踏んでおります。そ
の過程において、ライフライン事業者から復旧に必要な行政機関との連携の協議がされ、
幾つかの協定やルールの確認がされております。

一例を申し上げますと、大阪ガス株式会社とは、復旧のための他県などからの支援部
隊のための活動拠点となる駐車場を提供することを目的とした協定や、住民向けの復旧
進捗情報や、マイコンメーターの復帰方法などの情報を提供するための協定を締結いた
しました。関西電力とは、停電時に電力供給の優先度の高い公共施設のリストを取り交
わし、また復旧工事の作業の分担、段取りの確認を行っております。また、島本町風水
害タイムラインの策定により、互いの対策行動を予め把握したうえで、連携して対策に
当たることができる効果と、策定作業を通じて、顔の見える関係構築が図れたものと考
えております。

ライフライン事業者をはじめ防災関係機関とは、総合防災訓練での実践的な連携訓練
や、従来からのホットラインも活用し、連携して防災対策を図れるよう、努めてまいり
ます。

次に、「NET119システム、多言語同時通話サービスについて」でござい
ます。

NET119システムにつきましては、聴覚や発話に障害のある方が、スマートフォン
か携帯電話のインターネット接続等を利用して、簡単な操作で素早く119番通報するこ
とができるシステムを導入するものでございます。多言語同時通話サービスにつきまし
ては、日本語でのコミュニケーションが難しい外国人住民、観光客等からの通報に対
応する仕組みで、18カ国語に対応できるものでございます。

いずれのシステムにつきましても、東京オリンピック、パラリンピック競技大会が開
催されます7月下旬を目標に、整備を進めたいと考えております。

NET119システムにつきましては、本町に在住、在勤、在学している方を対象とし、
事前に登録することで利用が可能となります。登録には、インターネットを活用した申
請と消防本部での窓口による申請を予定しており、周知につきましては、消防本部と健
康福祉部で調整を図りながら、対象者への通知や、ホームページや広報誌を活用した周
知に努めていきたいと考えております。また、利用者を対象とした機能や取扱いにつ
いての説明会も予定しており、必要に応じて消防本部での個別の説明にも対応してまい
りたいと考えております。

次に、「風しんの感染拡大の防止について」でござい
ます。

風しんは、感染すると約2～3週間後に発熱や発疹・リンパ節の腫れなどの症状が現

れるとともに、まれに脳炎などの合併症を引き起こすことがあります。また妊娠中に風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんに難聴や心疾患、白内障などの先天性風しん症候群を引き起こす可能性があることから、対象となる男性の方が抗体検査及び必要な予防接種を受けることで、社会全体が免疫を持つことが重要であると認識しております。

対象者のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対しましては、令和元年5月に個別通知によるクーポン券及び案内文書を送付しており、残りの対象者である昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性につきましては、今後、個別に通知する予定でございます。また令和元年度にクーポン券を送付した方のうち、抗体検査を受けていない方に対しましても、再度の受診勧奨を実施する予定としております。

なお、すでに個別通知した案内文書の中には、「妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群になる可能性がある」旨を記載しておりますが、今後は、さらにわかりやすく記載する等の工夫を行い、抗体検査の必要性を周知し、実施率向上に繋がるよう努めてまいります。

続きまして、「地域のつながりの強化、地域コミュニティの活性化について」でございます。

地域社会における人間関係の希薄化が進行するなかで、「第4期地域福祉計画」におきましては、基本目標の一つを「一人ひとりがつながるまちづくり」とし、「すべての人びとにとって住みよい地域をつくるために、性別や年齢、障害の有無に関わらず、個人の人権を尊重し、交流することで、互いに理解しあうことのできるまちづくりのための意識づくりを進める」としております。具体的には、交流の居場所づくりの促進として、地域で開催される行事やイベント等を通じ、様々な人が交流できる居場所づくりや、コミュニティ活動の支援として、地域団体の組織化や活動の支援と、様々な世代の地域住民の交流機会の充実等を推進してまいります。また、近隣や地域における人間関係を求める声もあり、そのような人間関係があることで、緊急時に配慮が必要な方の避難を手助けできると考えられることから、福祉意識の醸成や住民同士の交流を活発にし、地域の繋がりを強化する必要があると考えております。

続きまして、「アウトリーチの取り組み、効果的な相談体制の構築について」でございます。

生活困窮者自立支援制度におきましては、支援を必要とする方に相談支援が「届く」ようにするアウトリーチの観点が必要であり、関係機関が生活困窮であることを把握した場合に、自立相談支援機関における相談に確実に繋げていくことが重要であると言われております。

本町といたしましては、徴収事務や住民の方々とは接する機会が多い各種相談窓口である子育て・福祉・人権の担当部署などの連携を図るための「島本町生活困窮者自立支援

事業連絡会議」におきまして、生活困窮者自立支援相談窓口への繋ぎ方を示したマニュアルを配布するなど、対象者の早期把握・早期支援に努めているところでございます。今後も、対象者の早期把握によるアウトリーチの取り組みを進めることにより、援助を必要とする方の把握にも繋がるものと認識しております。

また、より効果的な相談体制の構築に向けた各種相談事業のネットワーク化につきましては、「生活困窮者自立支援法」の改正により、関係機関同士の情報共有を行う会議体を設置するとともに、参加する関係機関において困窮が疑われるようなケースについて情報共有することにより、地域資源のあり方等の検討を行うことが可能になっていることから、引き続き他自治体の事例も踏まえ、本町での取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「ひきこもりの相談体制や責任主体、相談件数の推移や傾向について」でございます。

平成30年度に実施された内閣府の調査におきまして、40歳以上64歳以下のひきこもり状態にある方が推計で61万人に上ると推計されており、ひきこもり状態になって7年以上経過する方の割合が約50%であることなどから、ひきこもり状態が長期化していることが明らかになっております。国におきましては、ひきこもり支援を推進するためには、身近に相談できる場所を明確化したうえで、ひきこもりの状態にある方やその家族に対する周知広報を徹底する必要があるとしており、その相談窓口として生活困窮者自立支援事業の自立相談支援機関を想定していることから、本町につきましても、本年4月以降のひきこもりに関する第一義的な相談は、自立相談支援機関において対応する予定としております。また、生活困窮者自立支援事業におきましては、就労されていない壮年・中年期の方を高齢の親が扶養されている世帯からの相談件数は増加傾向となっております。

続きまして、「子育て世代包括支援センターについて」でございます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援及び妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築するために設置をするものでございます。

主な業務の内容といたしましては、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供及び助言・保健指導を行うこと、支援プランを策定すること、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うことがございます。本年10月から、ふれあいセンターのいきいき健康課内に設置し、母子保健コーディネーターとして助産師1名を新たに配置するとともに、保健師、管理栄養士、子育て支援担当保育士等の専門職が、関係機関と連携を図りながら、就学前までの包括的な相談支援を行えるような体制を構築してまいります。

次に、「商店街の活性化や空き店舗の解消、駅前の賑わいづくり」について、ご答弁

申し上げます。

平成30年度に、「商店街元気づくりタウンミーティング」を実施し、商店街を取り巻く課題の分析や、各関係機関の役割などを明確化しました。また、その後も継続した意見交換の場として「商店街サミット」を創設し、商店街関係者や商工会、行政が商店街活性化に向けた取り組みに向けて活発な意見交換を行うとともに、令和元年度は商工会主催の「商人塾」を実施し、専門家の講演や現地視察をするなど、知識の習得に努めているところでございます。そのような活動の中で、商店街の店舗をPRするフリーペーパーの発刊や、大手企業の協力による商店街PRイベントの実施などにより、商店街内の空き店舗に新規出店があるなど、少しずつではございますが、にぎわいの醸成を感じているところでございます。

水無瀬駅前から島本駅までの中心市街地だけでなく、町域内においては、新規で創業したいと考えている方が新規出店したいと思える、魅力ある地域にしていくことが必要であると考えており、そのためには地道な取り組みではありますが、それぞれのエリアで何か動き出しているといった、関わる人々の気運の上昇やそのPRなど、期待値を上げていく活動が必要であると考えております。今後におきましても、商店街を中心としたこの活動を、行政として積極的に支援してまいりたいと考えております。

また、現時点におきましては、阪急水無瀬駅前の再開発に関する具体的な計画はございませんが、令和2年度から着手する「島本町都市計画マスタープラン」の改訂作業におきまして、住民の皆様のご意見等を踏まえながら、当地区のあり方を検討のうえ、魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、「町制施行80周年記念事業について」でございます。

記念式典や関連事業については、限られた財源の中ではございますが、住民の皆様や関係団体等と連携し、にぎわいづくりや交流を図るとともに、町内外に「まちの魅力」を発信し、まちへの興味や愛着を感じていただけるような内容にしていきたいと考えております。

ご指摘のような「心に残る演出」についても、今後、式典や関連事業の詳細なプログラム等を企画・調整する中で工夫をこらし、より効果的な手法について検討してまいりたいと考えております。

次に、「役場庁舎の耐震化・庁舎建て替えについて」でございます。

役場庁舎の耐震化を目的とした庁舎の建て替えにつきましては、事業内容を精査し、財源確保に注力することにより、何らかの形で庁舎整備を実施できないかについて、令和2年度当初予算編成を一つのリミットとして検討するとの考えをお示したところでございますが、現時点におきましては、未だ案として取りまとめるに至っていない状況でございます。

支出可能な予算額の想定につきましても、他の事業の改廃等の条件によって変動し得

るものであり、そのような点も含めて、本町の財政状況との整合を図りながら耐震化を実現する手法がないかどうかについて、現在検討を続けておりますので、できるだけ早い時期に、一定の考え方をお示しできるよう努めてまいります。

最後に、「職場環境づくりについて」でございます。

本町ではこれまで、職員の健康の維持増進や仕事と家庭生活の調和などを目指し、時間外勤務の抑制に努めてまいりましたが、現在も業務繁忙等により、一部の部署においては恒常的に時間外勤務が発生する状況がございます。また、管理職につきましても、長時間労働の是正に向け、勤務実態の把握に努めているところではございますが、担当する業務範囲や繁忙時期の違いなどにより、時間外勤務の状況にばらつきが生じていることは事実でございます。

このため、健康管理のための産業医面談などの実施はもとより、これらの偏りの原因と考えられる部署による業務負担の偏在を少しでも緩和すべく、限られた人員体制の中ではありますが、特に時間外勤務が多く発生する部署に比重を置いた配置に努めるとともに、必要に応じ、部署間における業務分担の見直し等も必要であると考えております。あわせて、引き続き経常的経費である人件費の推移に留意しつつ、計画的な職員採用に努めるとともに、行政職員が担うべき業務の範囲を不断に精査し、組織全体での業務の総量を抑えながら、より必要性の高いサービスに優先的に人的資源を投入していくことが必要不可欠であると考えております。

次に、会計年度任用職員制度に対する国の財源につきましては、先般、普通交付税措置により対応される旨が発表されたところであり、本町といたしましても、財政負担の軽減に繋がればと期待しているところでございます。しかしながら、現時点で具体的な配分方法等は示されておりませんので、引き続き、国からの情報を注視してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本制度につきましては今後も継続的に改善を行う余地のある制度であると認識しておりますことから、引き続き施行後の動向を十分に踏まえ、職員団体とも意見交換等を行いながら、必要な工夫・改善に繋げてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

持田教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

初めに、「放課後の校庭開放について」でございます。

子どもたちの健やかな育ちに、遊びの場は欠かすことのできないものです。本町では現在、全ての小学校におきまして校庭開放を実施しており、放課後の子どもの居場所づくりに取り組んでいるところでございます。その中で、かねてより小学校ごとに異なる実施方法の見直しと実施日数の拡充が求められてきたところでございます。

今回の具体的な見直し内容でございますが、まず、すべての小学校におきまして、児

童が授業終了後に一旦帰宅することなく校庭開放に参加できるように改めます。また雨天の場合につきましても、可能な限り、体育館で実施するように改めたいと考えております。

また、実施日数といたしましては、第一小学校につきましては、従来どおり週5日間の実施を継続し、他の小学校につきましては、週1日又は2日の実施であったところを、週3日の実施に拡充したいと考えております。

次に、「保育士配置基準の見直し、『保育基盤整備加速化方針』の進捗状況及び待機児童解消の目途について」でございます。

本町では、人口増加に伴う保育ニーズの増大、受け入れる施設の不足、また全国的に深刻化する保育士不足により、多くの待機児童が発生しています。また町内の一部民間園では、施設定員に余裕はあるものの、保育士不足を理由に定員まで児童を受け入れることができない状況にもあります。

このような本町の状況を少しでも解消するため、昨年11月にお示した「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づき施設整備を計画的に推進するとともに、保育士確保に向けたさらなる取り組みが必要であるものと考えております。

また待機児童対策として、保育士の配置基準を町基準から国基準へ見直し、その差として生じる保育士を活用することにより、少しでも多くの児童を受け入れることができるのではないかとのご意見を、これまで定例会議や予算委員会において多数いただいております。

この配置基準の見直しにあたりましては、民間保育園に対し、聴取を行った結果も勘案したところ、これまで町基準を前提として保育内容を構築してきた背景や、定員を越えた児童を受け入れて保育を行っている現状があること、すでに今年度における各保育室担当の保育士を概ね選定していること、また配置基準が民間園への補助の根拠の一つとなっていることなど、実施にあたって諸課題があることを認識するに至りました。

なお、現時点で、充足率の最も低かった高浜学園につきましては、保育士の確保にあたって上乗せを図ることができ、令和2年度当初で200人の定員に対し175人の受け入れが可能となっており、一定の改善は進んでいるものでございます。

ご指摘のとおり、大阪府内の多くの自治体が年齢の高い児童を中心に国基準の配置とし、質も考慮されたいえ保育を提供されている状況や、ご指摘の入所ができないことによる家計への影響、子どもの養育環境の保障等の観点において、引き続き、保育士不足を理由に本町で待機が発生している現状においては、見直しについての検討は避けられないものと考えております。

しかしながら、配置基準の国基準への移行は、先に申し上げたとおり諸課題が存在する中、容易ではなく、保育士の就労継続・離職防止策としての保育士宿舍借り上げ支援事業の導入、またこれまで実施し一定の成果がありました新規採用保育士等臨時給付金

事業や民間保育所雇用補助事業などの各種保育士確保策の実施とあわせ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、「島本町保育基盤整備加速化方針」の進捗等でございますが、まず、第二幼稚園跡地に整備する民間認定こども園につきましては、平成30年度に整備・運営事業者の公募を行い、昨年5月に社会福祉法人照治福社会を事業者として選定いたしました。令和2年3月から建設工事に着手、認可手続等を経て、令和2年12月の開園予定となっております。第四保育所については、すでにご案内のとおり、役場前駐車場に移転し新築する予定となっておりますが、この定例会議において建設工事費の補正予算を計上、その後、本年度中に工事業者選定のための事務に取りかかり、令和2年5月頃から建設工事に着手、令和3年2月頃に竣工し、令和3年4月に開園する予定でございます。

最後に、旧第四保育所跡地に整備予定の民間認定こども園でございますが、令和2年7月頃までに解体工事を完了する予定でございます。整備・運営事業者の選定につきましては、事業者選定にかかる公募要項の作成にあたって、住民の皆様からご意見をいただきました。また、これまで用地のあり方等について、財政面も踏まえて総合的に判断しており、今後、方向性がまとまりましたら、事業者選定の事務を進めてまいりたいと考えており、現時点で令和3年度当初の開設は困難であるとの認識をいたしております。

なお、待機児童問題に関しましては、住宅開発に伴う児童人口また保育需要の年次推移を鑑みた場合、旧第四保育所跡地の認定こども園の整備を待たず、定員の弾力化は前提としながら、令和3年4月の年度当初には、待機児童の解消が実現できるのではないかと見込んでいるものでございます。

最後に、「進学時や進級時などで、本人や保護者の不安感を軽減するような支援教育体制について」でございます。

保護者支援を推進するための方策といたしまして、就学前から学齢期、社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分からなかったり、支援に関する情報を受け取れていなかったりするために、支援にかかる情報や相談窓口が一目で分かるような保護者向けハンドブックを作成し、周知しております。

また、教育相談・発達相談、関係機関と学校との連携体制といたしましては、保護者の協力を得て、幼児・児童・生徒の障害の状況を、教育・福祉・医療等の関係機関等の支援体制をまとめた全体計画である個別の教育支援計画を作成し、それぞれの支援の内容や方針を共有しております。

いずれにいたしましても、就学前から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から進学先へと支援の場が変化していく際に、これまで同様に、それぞれの段階で支援の内容を丁寧に引き継ぎ、継続的に支援を行ってまいります。

以上でございます。

東田議員 早口で答えさせてしまって、申しわけない。もうちょっと整理したほうが良か

ったかなと思います。詳細につきましては、各常任委員会で質疑を行いたいと思います。

以上で、大綱質疑を終わります。

村上議長 以上で、コミュニティネットの大綱質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時 56 分～午後 3 時 10 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、人びとの新しい歩みの発言を許します。

戸田議員 (登壇) まず初めに、新型コロナウイルスに感染された患者の皆様、感染の可能性があると困難な環境に置かれておられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、最前線で対策にあたっておられる医療関係者の皆さんに敬意を表します。各課におかれましても、現在、様々な対応に努めておられ、この場をお借りして感謝申し上げます。

それでは、令和 2 年度予算編成等への大綱質疑並びに山田町長の施政方針に対する会派代表者質問を、人びとの新しい歩みを代表して戸田より行います。

早いもので、山田町長が就任され、1 期 4 年の任期の最終年度を迎えます。令和 2 年度 (2020 年度) は、島本町制施行 80 周年を迎えます。昭和 15 年、当時の人口は約 6 千人、役場の職員は町長を含めて 12 名であったとのこと。戦争や災害を経験した島本町の歴史を振り返り、町制 80 周年を祝う記念事業が平和的・文化的に展開されることの意義を思わずにられません。

1) 「災害時に必要な人道的避難所運営と男女共同参画」。

阪神淡路大震災から四半世紀が経つにもかかわらず、大規模災害が起こるたび、体育館の床で、プライバシーなく過ごす被災者の痛ましい姿がニュースで報道されます。基礎自治体の努力もむなしく、何一つ変わっていないと無気力感に襲われます。およそ先進国とは思えない状況に、日本人の人権意識が問われていると思います。大規模災害で命が助かった人が、避難所生活での精神的・肉体的ストレスによって亡くなってしまわれるというケースが跡を絶ちません。我が国の避難所のあり方を、人道的立場から根本的に考え直す必要があります。災害時の男女共同参画も、そこから生まれるものでなければ表層的なものになってしまいます。

人間が人間らしく生きるための最低限の基準を定め、国際的に用いられている「スフィア基準」というものがありますが、どのように認識されているのでしょうか。

2) 「会計年度任用職員制度」は、運営のあり方が問われます。

会計年度任用職員制度については、極めて限定された範囲内での改善によって、正規雇用職員との格差を法的に固定し正当化するもの、という批判が免れません。言い換えれば、導入後の運用の仕方によって良くも悪くもなるということです。令和 2 年度の予算編成において、制度導入における影響額はどのようになっていますか。また、国の財

源についてもお示しく下さい。

経費削減を目的にして、期末手当が支給されないパートタイム任用職員を増やすことは許されません。今後の課題は、経験や専門性を活かして雇用が継続されること、勤務実態やサービス内容に応じフルタイム任用職員への移行に重点が置かれること、給与水準について常勤職員との均衡が図られることです。また、同一労働・同一賃金の考え方、人材の確保などの観点から、相談事業など専門性のある業務を担っている職員については正規雇用で採用していくことを基本とすべきです。これらについて、見解を問います。

3) 「参加から参画へ、住民の活動を支援する公募型補助金」。

住民の活動を、その運営費ではなく、事業単位で支援する補助金がようやく創設されました。その予算規模は総額50万円、町財政に影響する予算規模とは思えず、また、なぜこれほどまでに時間を要したのか、今さらながら疑問に思うところです。また、「市民活動」とはせず「公益活動」としたところに、町が本来行うべき公益事業の代行という思いが込められているようでもあり、残念に思うところです。

参加から参画へ、住民が主役のまちづくりを推進するため、幅広い分野から、個性あふれる事業による応募があったと期待しますが、応募状況と、提案された事業内容の傾向について、ご説明ください。

4) 「住民参画でつくる『都市計画マスタープラン』と景観形成」。

「都市計画マスタープラン」と「景観計画」は、相互に関連しています。いずれも地区ごとの特徴を踏まえ、住民意見や意向を適切に聴取する必要があるものです。つまり、住民参画の手法が極めて重要です。改定・策定の過程への住民参画については、どのような手法で行おうとされているのか、説明を求めます。業務委託については、どのようにお考えでしょうか。仮に同じ事業者に委託するとして、その利点と課題についての見解を問います。

良好な景観形成の背景には、「景観条例」の存在が欠かせません。「景観条例」についてのお考えも、お聞かせください。

また、JR島本駅西地区まちづくり委員会については、どのような委員構成で、どのようなスケジュールで行うことになるのか。進捗状況を含めてお示しく下さい。

5) 「清掃工場の長寿命化には『総合計画』が必要」です。

塵芥処理費が前年度に比べて6,125万8千円、率にして12.6%の増となっています。中でも、清掃工場施設改修の工事請負費が1億7,300万円と、例年より高額になっています。ごみ処理広域化の目途が立つまでの施設長寿命化は欠かせないものと理解しますが、この先、どれほどの経費を要するのか。その見通しが無いまま、多額の公費を費やし続けるのは適切ではありません。

環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き・ごみ焼却施設編」に基づき、長寿命化総合計画を策定することを提言いたしますが、いかがでしょうか。現施設を

延命するのに必要な経費と、町の単費で単独に建て替える場合に必要な経費を、具体的に比較検討することが可能になり、課題点が可視化できると思います。また、大規模改修の必要性和優先順位について第三者的な視点で整理でき、経費削減も期待できるはずです。速やかな検討を求めるものです。

6) 「生活保護ケースワーカーの使命感を活かす」ために。

昨年6月、まじめに働いていた生活保護ケースワーカーが死体遺棄容疑で逮捕されるという信じられない事件が、京都府向日市で起こりました。女性を殺害した生活保護受給者に「殺す」と脅され、結果として遺体遺棄に協力したというのです。繰り返される不当要求に応じない職員に激高した受給者に「上司を出せ」と迫られ、取り次いだものの、毅然とした態度で職員を守るべき管理職が逆にケースワーカーの対応を詫びたことで、当該職員はますます不利な立場に置かれ、孤立していました。貧困問題の最前線で、「貧」と「困」が複雑に絡み合う受給者に日々向き合うケースワーカーを、チームで支える組織体制が問われています。

島本町では、周囲を翻弄する行動、児童虐待が疑われるケース、脅迫や暴行など、「処遇困難ケース」に対して、どのように対応していますか。生活保護総務費が前年度比7.1%減となっていますが、保護の実施体制が削られているのではないかと懸念します。

保護世帯を担当するケースワーカーの地区割配置はどのようになっていますか。1人のケースワーカーが担当する世帯数は、「社会福祉法」で示された標準数——本町の場合は1人当たり80世帯、これを守れていますか。正規と非正規の待遇の格差は大きく、経験の蓄積やチームワークを考えると、正規に雇用することが望ましいと思いますが、実態はどのようになっていますか。

7) 「子育て世代包括支援センター開設」に向けて。

10月から、ふれあいセンター1階で、子育て世代への包括的な支援が始まります。在宅での子育てを支援する相談事業や、発達の遅れが懸念される乳幼児とその家族への支援のため、センター機能の必要性が認識されながら、これまで設置に至らなかったのはどのような課題があったからなのでしょう。設置にあたり、それらの課題にどう対処されますか。

第四保育所・第一幼稚園を拠点に行ってきた子育て支援を、どのように継承・発展させていくのでしょうか。これまで町が培ってきた障害児保育・インクルーシブ保育は、子ども子育て支援の新たな制度と過密的保育で、その継承が難しくなっていると思いますが、認知的行動療法、家族への支援、相談の重要性は、ますます高まっています。人材確保、人員配置、人材育成については、どのように考えておられますか。

8) 「第四保育所の跡地売却の意思決定が不透明」です。

民間の幼保連携型認定こども園を整備するにあたり、町有地売却か、賃貸か、無償貸与か有償貸与かを検討されていました。このたびの方針決定までに、なぜ時間がかかっ

たのか、理解に苦しみます。町有地売却の検討には、意思決定の過程の透明性が必須です。有償で土地を借りるよりも、借金をしてでも不動産として土地を取得したほうが経営上望ましいと考える法人は少なくないかも知れません。町有地は、住民の貴重な財産です。主体性を持って方針を定めるのは島本町ですから、本来的には町の意味が優先されるはずですが。意思決定の過程で、庁内においてどのような議論があったのか、説明を求めます。

今、この段階になって土地を売却する方針が示されたこと、不信感を抱かざるを得ないところがあります。町長自ら、ご自分の言葉で説明責任を果たしてください。

9) 「新学習指導要領の全面实施とプログラミング教育」。

学習指導要領が約10年ぶりに改定され、小学校は2020年度、中学校は2021年度より全面实施されますが、その内容を十分に把握する機会がありません。新学習指導要領では、何が、どのように変えられようとしているのか。まず、概要をご説明ください。

また、必修化される「プログラミング教育」というものは、そもそもどういうもので、何のために導入されようとしているのか、どのように進めていくことになるかをお示してください。変容する社会の変化に対応できる人材を育成するためには、新学習指導要領が目指すところを教師が的確に把握している必要があると思います。これまででない新しい力が求められているということではなく、従来から重視されている読解力、論理的思考力、問題解決能力と人間性が発揮されることこそが求められているのではないのでしょうか。なぜ、今、プログラミング教育が必要なのか。その本質を捉えておかないと、教育現場に混乱を招くとも思われます。

導入に向けて、これまでどのような対策が取られてきたのでしょうか。また、導入後はどのようにフォローしていくのですか。

10) 「第三小学校A棟新築・仮設校舎建設が教育に及ぼす影響」。

第三小学校の耐震化は、A棟新築の遅れ、仮設校舎の建設など、当初想定できなかった課題が多く、結果、教育現場に多大な負担を強いることになりました。今なお納得できかねる思いがあるのも事実ですが、今、考えるべきことは運動会をはじめとする教育的な行事を、限られた条件の中、いかにして安全に、有意義に行うかです。これについて、学校ではどのような計画を立てておられるのでしょうか。また、教育委員会として行うことができる支援についての見解もお示してください。

「学校施設長寿命化方針」を策定されることを否定するものではありませんが、耐震化しても躯体の老朽化は止められないと主張し続けた者として、学校施設の全体像を踏まえて、まず、これを最初に行っていたならばと思わざるを得ません。「学校施設長寿命化方針」策定に際して、どのような議論があったのか、お聞かせください。

11) 「国民健康保険の広域化と事務手続きの課題」。

2018年度（平成30年度）から、都道府県も国民健康保険の保険者となりましたが、

引き続き、資格、保険料の賦課・徴収など、住民に身近な手続きは市町村が担っています。一方、2012年7月9日から、改正「住民基本台帳法」が施行され、合法的に日本に3ヵ月以上在留する外国人の場合、要件を満たせば日本の国民健康保険に加入できるようになりました。本町における在留外国人の加入状況は、現在、どのようになっていますか。

近年、この制度を悪用し、目的を偽って日本に入国、高額医療を受ける外国人が急増しているとのこと。海外にいる人を扶養親族とし、日本で治療させる例も増えているそうです。広域化後の保険料は統一され、自治体独自の取り組みによる医療費の抑制が反映されません。言い換えれば、府内の医療費増をすべての市町村が全体で統一的に負担するということであり、その中には外国人による制度悪用による高額医療費も含まれている、こういうことになるかと思えます。このことが、正当に権利を有する在留外国人の不利益や偏見の種にならないよう、資格や保険料の賦課・徴収を担う島本町は、この問題を正しく認識し、適正に事務を行う必要に迫られているのではないのでしょうか。

また資格喪失後、失効保険証が使われた場合、国保が負担している医療費の返還事務を担うのは島本町です。資格喪失にかかる返還事務の現状と課題について、お示しく下さい。

12) 「介護保険サービスと地域包括支援センター民間委託」。

令和2年度は、平成30年度からの3年間を計画期間とする「第7期島本町介護保険事業計画」の最終年度です。まず、平成29年度から実施している総合事業の現状と課題をお示しく下さい。

また、地域包括支援センターの民間委託につき、社会福祉施設等整備審査委員会において医療法人清仁会を選定されるにあたり、その優位性と課題点について、どのような結果が示されていきましたか。業務の引継ぎについては、どのように行われましたか。また、それにより把握できた課題はどのようなものでしたのでしょうか。

高齢者の総合相談窓口として把握した地域の課題を、今後、いかにして町の施策に反映し、解決していくのでしょうか。情報の共有と相互連携について、説明を求めます。提供される介護サービスが特定の事業者に不当に偏ることがないよう、公正性・公平性をどのように担保しますか。具体的にお示しく下さい。

言うまでもなく、介護予防の取り組みは、本来社会保障の抑制のためにあるのではなく、住み慣れたまちで健やかに暮らし、地域で安心して老いる社会を地域で支援していく、住民一人ひとりのためにあります。加齢によって筋力や認知機能など、心身の活力が低下していくことを上手に受け入れながら、健康に長生きするため、介護予防の取り組みはますます重要になっています。2020年から、厚生労働省が75歳以上の人を対象に始める「フレイル」健診につき、島本町はどのように取り組む予定ですか。

13) 「地下水のおいしさを誇る町の新たな『地域水道ビジョン』」。

信頼できる水道を次世代に継承するため、「島本町地域水道ビジョン」は「安心・安定・持続・環境」の四つの政策課題について、具体的な施策を示しています。また、業務指標（P I）に基づいて事業を評価しています。

10年間の間に課題解決に至らなかったものにつき、特筆すべき主なものはどのようなものでしたか。新たな「地域水道ビジョン」の策定に向けて、それらをどのように解決していくか、お考えをお示してください。

最後になります。14) 「災害対策としての山崎ポンプ場長寿命化」。

山崎ポンプ場防水吐出弁取替工事・汚水電源変換器取替工事・汚水除塵機取替工事など、大雨の際に重要な役割を果たす山崎ポンプ場の長寿命化を強化する予算編成になっています。言い換えれば施設の老朽化が進んでいるということです。他にも取り替え・改修を必要とする箇所があればお示しいただき、今年度、これらを優先された理由について、ご説明ください。また、課題となっている建物の耐震化について、概算見込み額をお示してください。

以上です。

山田町長 それでは、人びとの新しい歩みを代表されての戸田議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、「災害時に必要な人道的避難所運営と男女共同参画について」でございます。

「スフィア基準」につきましては、1997年に人道憲章と人道対応に関する最低基準として、支援活動の場で最低限守るべきこととしてまとめられたもので、「災害や紛争の被災者には尊厳ある生活を営む権利があり、援助を受ける権利がある」「災害や紛争による苦痛を軽減するために実行可能なあらゆる手段が尽くされるべきである」という2つの信念を基に、給水・衛生及び衛生促進、食料安全保障及び栄養、避難所及び避難先の住居、保健医療の4分野の項目について、基本行動と基本指標などが被災者支援の基準として細かく定められており、2016年に内閣府の「避難所運営ガイドライン」の中で参考にすべき国際基準として紹介されたものであると認識しております。

次に、「会計年度任用職員制度について」でございます。

「地方公務員法」及び「地方自治法」の改正に伴い、令和2年4月から新たに会計年度任用職員制度が施行されます。本町におきましても、平成30年度以降、職員団体とも協議を重ねながら、2ヵ年をかけて制度内容の検討を進めてまいりましたが、昨年10月には関係条例をご可決いただき、このたび制度化に至ったところでございます。

新制度では、一定の要件のもと期末手当を支給することになりますが、これに伴う影響額は、令和2年度一般会計当初予算で約2,700万円となっております。なお、支給対象期間の関係上、令和3年度以降は影響額が約1.5倍に増大する見込みでございます。

これに対する国の財源につきましては、先般、普通交付税措置により対応される旨が発表されたところであり、本町といたしましても、財政負担の軽減に繋がればと期待し

ているところがございます。しかしながら、現時点で具体的な配分方法等は示されておりませんので、引き続き国からの情報を注視してまいりたいと考えております。

今後の課題についてでございますが、今回、非常に大きな制度改正を行ったところでございますので、まずは新制度を混乱なく、円滑に施行・運用していくことに注力してまいりたいと考えております。あわせて、本制度につきましては今後も継続的に改善を行う余地のある制度であるとも認識しておりますことから、引き続き施行後の動向を十分に踏まえ、職員団体とも意見交換等を行いながら、必要な工夫・改善に繋げてまいりたいと考えております。

次に、「公募型公益活動支援事業補助金について」でございます。

当該補助制度につきましては、住民参加のまちづくりを推進するため、様々な地域課題の解決に向け、住民等が自主的かつ自発的に行う公益的活動に対し、町が補助金を交付する制度でございます。実施時期につきましては、にぎわい創造事業補助金との統合も踏まえて検討してきたことから、令和元年度でにぎわい創造事業補助金を終了し、令和2年度から新たに公募型公益活動支援事業補助金を実施することとしたものでございます。

応募状況につきましては、本年1月20日から2月19日までの期間で募集を行っており、合計7団体から申込みがあり、補助金見込額20万円の事業が5件、10万円と5万円の事業が各1件となっております。

なお、申込みのあった事業の選択テーマにつきましては、にぎわい創造促進事業が4件、高齢者の介護予防・いきがい・地域支え合い体制づくりが2件、町制施行80周年記念の住民企画事業が1件となっております。

続きまして、「都市計画マスタープラン及び景観計画策定」等にかかるご質問でございます。

「都市計画マスタープラン」と「景観計画」につきましては、根拠法が異なるものの、骨格となる部分は相互に関連しており、良好なまちづくりについて、地域ごとの特徴を踏まえた将来像を具体化していくものと認識いたしております。また、これら計画策定にかかる住民参画のプロセスといたしましては、説明会や地域ごとのワークショップ、パブリックコメント等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じたうえで、素案を取りまとめ、都市計画審議会に付議し、策定してまいりたいと考えております。

また、業務委託につきましては、プロポーザル方式でそれぞれ計画策定まで同一の業者となるよう検討いたしておりますが、個々に発注業務を行うことを想定しております。仮に「都市計画マスタープラン」と「景観計画」の策定業務を同一業者が落札することとなった場合の利点として考えられることといたしましては、例えば「景観形成の方針」など、相互で密接に関連している部分を効率的かつ確実に作成できると考えておりますが、課題が発生するとは認識いたしておりません。

次に、「景観条例」についての見解でございますが、条例において罰則規定を設ける等、「景観計画」の実効性を担保する役割があるものと認識いたしております。

次に、「JR島本駅西地区まちづくり委員会について」でございます。

当該委員会につきましては要綱設置による会議体で、町が事務局を担い、委員構成は学識経験者4名、公募委員2名と、まちづくりの実施主体の関係者及び大阪府職員をオブザーバーとして参画いただく予定といたしております。

なお、スケジュールにつきましては、3月中に第1回目の会議の開催を目指し、令和2年夏頃までに合計6回程度の会議を開催してまいりたいと考えておりますが、詳細につきましては、現在調整中でございます。

続きまして、「清掃工場の長寿命化計画について」でございます。

本町の清掃工場は、建設後すでに28年が経過しておりますが、延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう適切な維持管理に努めているところでございます。

本町の長寿命化の取り組みといたしましては、毎年実施しております保守点検業務に加え、平成30年度には清掃工場の機能を維持・保全するため、施設の現況、機能状況などについて精密な検査を行うことで設備や装置状況及び処理機能状況を調査・把握し、今後の施設運営及び維持補修の基礎資料を得ることを目的に精密機能検査業務を実施したところでございます。また、大規模改修の必要性や優先順位につきましては、改修工事の契約前に、先ほどご答弁いたしました保守点検業務や精密機能検査業務の結果に基づき、プラントメーカー及びごみ処理に従事している委託事業者、さらには第三者的な立場としてコンサルタントの意見を踏まえながら整理を行うとともに、工事の必要性や経費の妥当性を検証いたしております。

「長寿命化総合計画」につきましては、施設保全計画と延命化計画の二つを指すとされており、計画策定により客観的かつ数値化した分析等がより詳細に可能となるものと考えられますが、本町の清掃工場におきましては、先ほど申し上げました手法により、限られた予算の中で、毎年優先度を検討し、緊急度の高い箇所から施工している状況であり、また町単独での大規模改修や施設更新が事実上困難な状況から、計画策定に至ったと仮定いたしましても、その実行性が担保されないことが想定されます。

以上のことから、本町といたしましては、ごみ処理の広域化を目指しつつ、広域化のめどが立つまでは、精密機能検査の結果を踏まえ、現施設の長寿命化を図りながら、不測の事態が生じないよう安定した運転を行ってまいりたいと考えております。

次に、「生活保護の実施体制について」でございます。

本町におきましては、現時点で、報道にあるようなケースワーカーに対する脅迫や暴力などの「対応困難ケース」はございませんが、仮に事案が発生した際には、複数の職員で対応し、状況によっては警察に相談するなど、組織的な対応を図ることとしており

ます。また、児童虐待が疑われるケースにつきましては、家庭児童相談を所管している教育子ども部子育て支援課と連携して対応しているところでございます。

現在、生活保護担当といたしましては、査察指導員1名、ケースワーカー2名、医療・経理事務担当1名に加え、非常勤職員として生活保護相談支援員1名、生活保護就労支援員1名を配置しており、生活保護総務費の減につきましては、平成31年4月時点の職員の異動に伴う手当等の減が主な理由となっております。

また、ケースワーカーにつきましては、第一・第二小学校区に1名、第三・第四小学校区に1名を配置しておりますが、母子世帯や障害世帯など対象世帯の状況や担当ケース数の平準化を図るために、地区外のケースを担当する場合もございます。

なお、本年2月1日現在、本町の保護受給世帯数は119世帯であることから、ケースワーカー1名が担当する世帯は約60世帯であり、標準数80世帯を満たしている状況でございます。

次に、「子育て世代包括支援センターについて」でございます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援及び妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築するために設置をするものでございます。

これまで、庁内の関係部局におきまして、子育て世代包括支援センターの類型や取り組み内容について、他団体が実施している事例等を把握し情報共有を図るとともに、本町で実施していくにあたっての体制や、いきいき健康課及び子育て支援課が実施している事業の整理を行ったうえで、設置場所や職員体制、事業内容等について協議を重ねてまいりました。協議の結果、本年10月から、ふれあいセンターのいきいき健康課内に設置することとなり、母子保健コーディネーターとして助産師1名を新たに配置するとともに、保健師、管理栄養士、子育て支援担当保育士等の専門職が、関係機関と連携を図りながら、就学前までの包括的な相談支援を行えるような体制を構築してまいります。次に、「第四保育所跡地売却の意思決定について」でございます。

町有地につきましては、これまで用途や立地条件等を勘案して、売却や貸付などの有効活用を図ってきた経過がございます。最近の事例では、旧第二幼稚園や地域福祉支援センター島本の用地につきましては、用途や立地条件等を勘案して、貸し付けることが望ましいとの結論に達しましたことから、その他の条件を検討のうえ、貸付を前提として事業者を公募したものでございます。

第四保育所跡地につきましても同様の検討を進めてきたところでございますが、JR島本駅近くに位置しており、地価について高評価が見込まれることや、町財政が非常に厳しい中で、できるだけ起債を抑制し、将来の公債費負担を減らすためには基金の確保が不可欠であるとの考えから、売却が適当であると判断したものでございます。

次に、「国民健康保険の広域化と事務手続きの課題について」でございます。

平成 24 年 7 月 9 日から、「住民基本台帳法」の改正に伴い外国人登録制度が廃止となり、在留期間が 3 ヶ月を超える外国人の方も住民票が作成され、国民健康保険の加入対象となっております。本町における在留外国人の国民健康保険加入状況につきましては、令和 2 年 2 月 19 日現在で 54 人となっております。

国民健康保険の加入手続きにつきましては、住民票の登録を行う方で社会保険等の健康保険制度に加入されていない方に対しましては、日本人・外国人に関わらず、国民健康保険の加入手続きを案内いたしております。国の調査依頼に基づき、毎年度、国民健康保険事業の実施状況報告を行う中で、外国人の被保険者の国内での診療費等についても報告しており、本町で不正受給が疑われる案件は発生しておりません。

次に、国民健康保険の「資格喪失後の返還事務の現状」につきましては、資格喪失後に保険証が利用された件数及び医療費は、令和元年度現在で 240 件、159 万 392 円となっております。毎月の医療機関からの医療費の請求は、国保連合会においてシステムにより資格確認が行われ、資格喪失後受診に当たる場合は、資格エラーとして抽出されます。そのうえで、保険証回収日以後の受診については、医療機関にレセプトの返戻を行うほか、医療機関に請求変更を依頼する場合もあれば、被保険者本人に請求を行う場合や、保険者間での調整を行う場合がございます。

令和元年度のエラーの内訳といたしましては、医療機関及び他の国保において調整を行うものが 184 件・121 万 592 円、受給した本人に請求を行ったものが 22 件・12 万 7,982 円、国保連合会を通して保険者間の調整を行うものが 20 件・16 万 4,322 円、現在調査中で未処理のものが 14 件・8 万 7,486 円となっております。

なお、レセプトの資格確認事務につきましては、本来であれば、毎月の資格確認でエラーが発生するごとに処理を行うことが望ましいところでございますが、毎月の事務の繁忙状況が異なること、また医療機関への依頼や本人への返還通知作成の事務効率化のため、3 ヶ月ごとに事務を行っているところでございます。

次に、「介護保険サービスと地域包括支援センター民間委託について」でございます。

「総合事業の現状」につきましては、ホームヘルプサービスの利用件数は平成 29 年度からそれほど増加していないものの、デイサービスは大きく増加しています。総合事業で実施することにより、従来までの予防給付での基準より緩和された基準によるホームヘルプサービスやデイサービスの提供が可能となりましたが、担い手不足や需要が少ないことなどもあり、緩和された基準によるサービス提供事業所が増えていない状況にあり、サービス利用にかかる費用が増え続けていることが課題であると考えております。

また、地域包括支援センターの運營業務委託の事業者につきましては、応募書類及び応募事業所によるプロポーザルにより社会福祉施設等整備審査委員会での審議を経て選定いたしました。選定された法人は、地域包括支援センターの運営にあたっての人員体制やセンターの設置や開設までの計画などの点で評価したものでございます。

地域包括支援センターの運営業務の委託にあたっての引き継ぎにつきましては、令和元年11月13日の委託事業者決定後、12月13日に当該事業者と契約を締結し、町の地域包括支援センターの職員と、委託後の地域包括支援センターで従事予定の職員との間で、引き継ぎ事項の詳細の調整を行っております。本町では初めての取り組みであることから、他市町の事例等を参考に引き継ぎ事項を一つずつ進めて行く必要があり、事務量が多く、時間を要しておりますが、事務の漏れがないよう十分留意しながら、順次引き継ぎを進めているところでございます。

委託先の地域包括支援センターと町との情報共有や連携につきましては、今後、本町の地域包括ケアシステムを発展させていくにあたって、町と地域包括支援センターの両者が緊密に連携し、対応していくことがより重要になると考えております。具体的には、地域包括支援センターと町との連絡会議を月1回定期的に行い、当該会議等を通じて、町の高齢者福祉の方向性や、地域包括支援センターが相談支援において把握した地域課題なども共有し、連携して取り組んでいけるような仕組みを構築してまいります。

地域包括支援センターの公平性・中立性の確保につきましては、地域包括支援センターから活動の計画や実績などの報告を定期的に受け、平成31年3月に策定した本町の地域包括支援センターの運営方針に基づく事業実施がなされているか、介護保険事業運営委員会と連携して点検・評価を実施していくことで、担保してまいりたいと考えております。

続きまして、「フレイル健診について」でございます。

令和元年5月22日に、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村が中心となり、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備を行うこととなりました。具体的な取り組みといたしましては、市町村において、一体的な実施にあたり必要となる保健師等の医療専門職の配置を進め、その医療専門職が中心となり、地域の健康課題等の把握や地域の医療関係団体等との連携を進めるとともに、地域の多様な社会資源や行政資源を踏まえ、事業全体の企画・調整・分析等を行うこととなっております。

事業の実施にあたり、事業全体の企画調整や事業実施にあたる医療専門職等の確保など、事業実施体制の検討や事業推進に向けたデータ分析及び対象者の抽出の方法の確認などについて、事務を進めてまいります。

次に、「水道ビジョンについて」でございます。

「新水道ビジョン」の策定につきましては、概ね順調に進んでおり、現在、「地域水道ビジョン」で掲げました施策目標「安心・安定・持続・環境」における業務目標につきましては、業務指標値（P I）による評価作業中でございます。「新水道ビジョン」においては、その評価結果をもとに、現状評価と課題整理を行い、新たな目標を設定する予定としております。引き続き、令和2年度中の策定に向けまして、円滑な事務執行

に努めてまいります。

次に、「山崎ポンプ場長寿命化について」でございます。

山崎ポンプ場につきましては、令和2年度において、国の防災・安全交付金を活用し、「ストックマネジメント計画」策定を行い、計画的かつ効率的な施設の保全、維持管理に努めてまいりたいと考えております。主な更新対象施設といたしましては、汚水処理のための機械設備及び電気機械設備を予定しております。また、令和2年度に予定しております事業につきましては、すでに不具合が発生しており、汚水処理機能への影響も予想されますことから、早期に取り替え工事を実施するものでございます。

なお、山崎ポンプ場の耐震化に必要な概算事業費につきましては、約1億4千万円程度を見込んでおります。

私からは、以上でございます。

持田教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして、ご弁申し上げます。

初めに、「新学習指導要領の概要について」でございます。

今回の改訂では、「教員が何を教えるか」という「指導者の視点」だけではなく、「学習者の視点」に立ち、子どもたちが学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、学習指導要領の枠組みが見直されております。子どもたちが社会に出てからも学校で学んだことを生かせるように、以下の三つの力、実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性などを、バランスよく育むことを目指しております。

次に、「プログラミング教育について」でございます。

新学習指導要領では、情報活用能力を言語活用と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けております。プログラミング教育は、専門家を育てるために行うものではありません。プログラミング教育の狙いは、プログラミング的思考を育むこと、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられているということなどに気づき、身近な問題の解決や、よりよい社会を築いていく態度を育むこと、各教科等での学びをより確実なものにすることの3点です。

また、導入に向け、令和元年度において、6月から8月にかけてプログラミングキットを用いた校内研修を教育委員会主催のもと、小学校4校とも実施をいたしました。2学期または3学期には各校でモデル授業を行い、実際に児童が使用して、プログラミングの授業について教員がイメージを持てるよう研修を実施しております。

教育委員会より、プログラミング教育の全体計画及び教科における年間指導計画を示しており、4月以降、新学習指導要領実施後も他市町村の望ましい事例を提示することや授業見学を行うなど、学校に対して適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、「第三小学校A棟新築・仮設校舎建設が教育に及ぼす影響について」で

ございます。

まず、運動会をはじめとする教育的な行事についてでございます。

第三小学校では、今回の工事にあたり、教育環境や児童への影響について教職員間で情報共有と課題について検討を行っております。例えば、運動会につきましては、例年どおりの運動会開催は困難であることから、開催場所、練習時間や練習場所の確保、演技や競技内容についても検討しております。その他の行事や日常の学校生活についても、児童が健康的かつ安全に活動できるように検討を行っているところでございます。

教育委員会といたしましては、まずは児童をはじめ教職員、関係者の安全を最優先として、1日も早く工事を終わられるようにし、そのうえで学校行事や日常の学校生活が安全で安心して送れるように、学校や工事業者等とも十分に協議・検討を行い、対応していきたいと考えております。

次に、「学校施設長寿命化計画の策定について」でございます。

平成25年に、国においてはインフラの戦略的な維持管理等を推進するため、「インフラ長寿命化計画」を策定されております。これを受け平成28年3月に、本町では公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として「島本町公共施設総合管理計画」を策定しており、個別施設の管理計画は、各施設所管課において策定することとなっております。

また、文部科学省からは、文部科学省所管施設における個別管理計画は、令和2年度までのできるだけ早い時期に策定するよう通知を受けているところでございます。教育委員会が所管する学校施設におきましても、昭和40年代から50年代にかけて多く建設されており、老朽化が進んでおりますことから、施設の今後の維持管理の指標となるよう、維持管理計画を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 それでは、詳細につきましては各常任委員会において審査したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

村上議長 以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時57分～午後4時15分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

引き続き、河野議員の発言を許します。

なお、河野議員には自席で大綱質疑を行うことを許可いたしますので、あらかじめご了承願っております。

河野議員 このたびは重ね重ね自席での質問をお認めいただき、ありがとうございます。

早速ですが、大綱質疑を始めさせていただきます。2020年度予算及び町長の施政方針

に対する日本共産党・河野恵子より、質疑をいたします。

1点目です。「町制 80 周年の主題—地球規模での持続可能な名水・緑のまちづくりへ—」。

核兵器廃絶平和都市宣言の意義を町全体で再認識すること。また、町制 100 周年を見通した地球規模の「水・気候変動」とともに、名水と緑、多様性を認める行政施策の具体化をテーマにした有識者の講演招聘や、論議の場を持つべきと考えます。見解を求めます。

2点目です。「町財政上の課題 役場庁舎の安全・安心についての検討経過、対案」を伺います。

①点目です。予算編成の前倒し作業、第 6 次行革の結果としての主たる項目について及び現時点での役場庁舎の安全・安心について、検討されているリミットや当初の計画の対案等について、説明を求めます。

②保育無償化による歳入及び児童福祉費における公立保育所、民間保育園、それぞれの収支の増減内訳について伺います。

③島本町の制度改定により、教育の就学援助制度からこのたび外される対象家庭数と、加えてひとり親家庭福祉金からも外れる対象家庭数の見込み、その生活実態の把握について、答弁を求めます。

3点目です。「島本町の財政上にも、広域連携協議・焼却炉延命にも困難をもたらす清掃工場大規模改修 3.2 億円や、『一般廃棄物処理計画』」の見直し」を求めます。

①本当初予算では、2019 年 12 月議会で問われた焼却炉延命、ごみ減量への取り組みの論議は全く活かされていないと考えます。1 炉は保守点検や改修の際の予備の炉と見なし、焼却炉は実質 1 炉という連続運転に転じた場合について、労務管理の課題や費用面の課題について積算や検証はできているのでしょうか。具体的な答弁を求めます。

②債務負担行為の 3 億 2 千万円の内訳について、伺います。毎年、莫大な費用を投じていると思われる耐火材補修や、8 時間炉の運転により 1 日 2 回発生するダイオキシン対策のバグフィルター等消耗品について、島本町はどのように予算を積算したのでしょうか。答弁を求めます。

4点目。「『都市計画マスタープラン』改定業務について、住民意向調査と住民説明会等の実施」を求めます。

生産緑地制度の拡充は、地球的規模の気候変動への危機感と、市街化における農地の価値を町全体で再認識し、重要視してこそ、意義と効果があります。そのことを念頭に置きながら、「都市計画マスタープラン」改定業務について伺います。

①この主題は、開発主義優先をやめ、景観や環境重視、交通弱者、高齢化・重度障がい者にやさしい交通バリアフリーの優先であり、水無瀬・山崎駅周辺のまちづくり懇談会などの設置を通して、全町的な取り組みが必要だと考えておりますが、見解を伺います。

②過去2年間の島本町独自のタウンミーティングや公聴会など、山田町政で初めて着手した「前進面」について、「都市計画審議会条例」などへの明記が必要だと考えております。見解を伺います。

5点目。「『カジノより防災』が最優先——大阪府の仕事は一級河川水無瀬川の改修」です。

「最大浸水想定に合わせ、前倒し実施を求めましょう。見解を伺います。

6点目。「義務教育の競争教育からの解放」へ。

国連から勧告を受ける日本の教育、大阪府教育行政による安心・安全の課題山積について、住民に明らかにすべきです。

①点目。少人数学級。2020年度の学級編制において、35人以上及び40人の満員学級の学校・学年についての見込みはいかがでしょうか。答弁を求めます。

②「学校施設長寿命化計画」は、第二保育所も視野に入れるべきです。見解を求めます。

③国の教職員の变形労働制を導入させないこと。大阪府に対し、「小学生すくすくテスト導入予算」を投じるよりも、まずは小学校3年生までの少人数学級に一步進めることこそが、切実な大阪の教育課題です。この2点は強く要請すべきです。見解を求めます。

7点目。「子育て世代包括支援センターは、心理や発達の専門職、保育所、町内の教育センター、通級指導教室、支援担当の連携、障がい児保育体制拡充でこそ」と思います。

障がい児の通園施設のない島本町においては、障がい児支援保育、特に2～3歳児枠への拡充は急務です。新人、中堅とも、職員の実地研修や巡回指導体制とあわせ、見解を求めます。

8点目。2018年に行われた「障がい児者福祉・国の報酬改定」に伴って、島本町内事業所への影響と課題は、どのように現れていますか。国への要望とともに、対策について伺います。

9点目。「消防行政の弱者対応と体制のさらなる充実」を求めて。

NET119は、難聴者・高齢者への丁寧な周知対応が求められますが、見解を伺います。

10点目です。「国民健康保険胃がん検診の内視鏡導入」は、10年近く私たちは求めてまいりました。

実現は評価するものの、「大阪府統一保険料による連続値上げはストップ」をさせなければいけません。

①今後の保険料の大幅値上げ見込み、これは過日の島本町国民健康保険運営協議会でも説明されています。将来、令和6年度、5年、4年先には30%値上げをすると聞いて

おります。大阪府の拙速な統一保険料はストップをさせ、島本町の5億円を超える基金の活用は国の指針を基準に考え、運用することを決断し、大阪府に強く申し入れをすべきです。答弁を求めます。

②町として、子どもの均等割減免を行うべきです。仮に実施した場合に必要な金額、財源について、答弁を求めます

11点目。「介護保険事業、地域包括支援センター民間委託後の課題」。

福祉ふれあいバスや送迎用車両の入れない場所であること、24時間相談体制の疑問や不安について、答弁を求めます。及び国の介護サービス・要支援外しについても、見解を伺います。

12点目。最後です。「水道事業」。

大阪府の広域化推進の方針によって、大阪府健康医療部環境衛生課がデータを発表し、この試算の示し方には私は課題が多いと思っております。職員、議会、住民、有識者で、この検証、論議を十分行うべきと考えますが、町長の認識について伺います。

なお、常任委員会審査の資料について、過日求めております。取り計らい方、よろしくお願いをいたします。

以上です。

山田町長 それでは、河野議員からの大綱質疑に順次ご答弁申し上げます。

まず、「町制施行80周年記念事業について」でございます。

記念式典・記念事業については、限られた財源の中で、町内外の多くの方々に本町の魅力を知っていただくとともに、にぎわいづくりや交流などを図る観点から、各種事業を企画したものでございます。

議員ご指摘の地球環境や多様性などのテーマについても重要なものと認識しており、今後、「第五次総合計画」に基づく各種施策を進める中で、啓発などを行ってまいりたいと考えております。

次に、「役場庁舎の安全安心について」でございます。

役場庁舎の耐震化を目的とした庁舎の建て替えにつきましては、事業内容を精査し、財源確保に注力することにより、何らかの形で庁舎整備を実施できないかについて、令和2年度当初予算編成を一つのリミットとして検討するとの考えをお示したところですが、現時点におきましては、未だ案として取りまとめるに至っていない状況でございます。その内容によっては、すでに策定いたしました「島本町新庁舎建設基本計画」を一部見直す必要が生じることも考えられますが、現在は検討中の段階でございますので、できるだけ早い時期に一定の考え方をお示しできるよう努めてまいります。

続きまして、「就学援助・ひとり親家庭等児童福祉金」のうち、「ひとり親家庭等児童福祉金について」でございます。

平成30年度に、「第六次行財政改革プラン」に基づき個人給付の見直しを図ったこと

により、ひとり親家庭等児童福祉金につきましては、令和2年4月分から支給額を増額する一方で、支給対象者を「児童扶養手当受給者」から、そのうちの「非課税世帯」に改正しております。これにより、ひとり親家庭等児童福祉金の対象でなくなる世帯を試算したところ、平成30年度児童扶養手当受給者232世帯のうち、90世帯の方が対象外となるものでございます。

なお、対象外となる世帯の生活実態の把握につきましては、ひとり親家庭等児童福祉金の対象外となりましても、児童扶養手当受給者であることから、窓口で児童扶養手当現況届の受付を行うことを踏まえますと、状況の把握は可能であると考えております。

次に、「焼却炉の運転方法について」でございます。

昨年12月の本会議で議員からのご質問にご答弁いたしましたとおり、焼却炉を1炉運転とすることも一つの方策であると考えておりますが、1炉運転をいたしますと、1日当たりの運転時間が延長されることから、電気計装管理業務委託における人件費の増加が見込まれるとともに、労務管理に関する課題が発生いたします。

なお、本予算案作成時点におきましては、詳細な積算や検証には至っておりませんので、今後、試行的な取り組み等も含めて具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、「清掃工場施設改修工事費の積算について」でございます。

工事費の積算にあたりましては、精密機能検査報告書の結果等を踏まえて、早急に実施しなければならない工事項目を抽出いたしております。この工事項目には、1号焼却炉・2号焼却炉両方のろ過式集じん機の改修等、大規模な改修工事が必要とされておりますが、財政面を考慮し、令和2年度におきましては、焼却炉1炉分のろ過式集じん機の改修や、毎年実施しております焼却炉内の耐火材や破碎機の補修等に絞ったものの、大規模な内容となり、単年度では工事が完了しないことから、令和3年度にかけて工事の実施を予定しているものでございます。

なお、契約前にはプラントメーカー、ごみ処理に従事している委託事業者及びコンサルタントの意見を踏まえながら、予算の範囲内で優先順位を考慮し、最終的に実施する工事項目を決定してまいります。

続きまして、「都市計画」にかかるご質問でございます。

令和2年度からは、「都市計画マスタープラン」の改訂や「景観計画の策定」等、都市計画の改定・修正等にかかる業務を開始することとしており、これらにつきましては、地域ごとの特徴を踏まえながら進めていく必要があるものと認識しているため、アンケートやワークショップ等により、住民の皆様のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じたうえで、素案を取りまとめ、都市計画審議会に付議し、策定してまいりたいと考えております。

なお、交通バリアフリー化につきましては、「島本町バリアフリー基本構想」及び島本町バリアフリー基本構想継続協議会でのご議論等に基づき、引き続き、町内のバリア

フリー化に努めてまいりたいと考えております。

また、「水無瀬駅や山崎駅周辺等におけるまちづくり懇談会」につきましては、各地域において、まちづくりの気運の高まり等を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

続きまして、「都市計画審議会条例などへの明記」にかかるご質問でございます。

過去2年間において、JR島本駅西地区の都市計画にかかり、住民説明会やタウンミーティングを開催させていただいたところでございます。こうした任意による住民の皆様のご意見をお聞きする場につきましては、案件ごとに必要に応じて開催してまいりたいと考えております。

なお、都市計画公聴会につきましては、平成30年12月に「島本町都市計画公聴会規則」を設け、JR島本駅西地区における都市計画手続きの際に、平成31年2月に実施させていただいたところであり、今後も附属機関にかかる条例に位置付ける予定はございませんが、今後も必要に応じ、実施してまいりたいと考えております。

続きまして、「水無瀬川の改修について」でございます。

水無瀬川における整備につきましては、これまで、大阪府は「淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画」上、時間雨量50ミリ対応の整備を行っていましたが、現在は、平成30年の本河川整備計画の変更により時間雨量80ミリの整備計画となっており、本町では現在も、大阪府と継続的に協議を行っております。現時点におきましては、府内における河川整備の進捗状況を踏まえ、今後、優先度を判断したうえで、整備に向けた検討を行う旨の回答をいただいております。

本町といたしましても、引き続き大雨災害対策について、大阪府と連携し、取り組んでまいります。

次に、「障害福祉サービスの報酬改定に伴う影響と課題について」でございます。

「障害者自立支援法」の施行から10年以上が経過し、障害福祉サービス等の利用者は100万人を超え、国の予算額は約1.3兆円に増加するなど、障害者への支援は年々増加しております。そうした中で、平成27年度の社会保障審議会（障害者部会）において提言された「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」を踏まえまして、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、新たに自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援等のサービスが創設されております。

また、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率につきましては、平均で0.47%の上昇となっており、サービスごとの報酬設定にあたっては、食事提供体制加算の廃止や、車の燃費向上に伴い送迎加算の減額などもございましたが、適正なサービスの確保や制度の持続可能性の観点から、各サービスの収支状況を踏まえ、改訂されたものと聞き及んでおります。

なお、国への要望等につきましては、町村会を通じ、制度の安定的な運営が可能と

なるよう適切な財政措置等を講じられることを要望しているところでございます。

次に、「消防体制の充実について」でございます。

NE T119 システムにつきましては、聴覚や発話に障害のある方がスマートフォン、携帯電話のインターネット接続等を利用して、簡単な操作で素早く 119 番通報することができるシステムでございます。本町に在住、在勤、在学している方を対象とし、事前に登録することで利用が可能となります。登録には、インターネットを活用した申請、消防本部での窓口による申請を予定しています。

周知につきましては、消防本部と健康福祉部で調整を図りながら、対象者への通知、ホームページや広報誌を活用して周知に努めていきたいと考えております。また、利用者を対象とした機能や取扱いについての説明会も計画しており、必要に応じて消防本部での個別の説明にも対応していきたいと考えております。

NE T119 システムの普及により、多様な緊急通報に対応し、住民の皆様の「安全で安心なまちづくり」を推進してまいります。

次に、国民健康保険の保険料にかかる「町基金の活用について」でございます。

国民健康保険制度は、平成 30 年度から都道府県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体を担うことで制度を安定化させることとなっております。今般、大阪府は、完全統一保険料の目標年度である令和 6 年度の 1 人当たり保険料の見込みを示したところでございますが、令和元年度と比較すると、28.7%から 49.6%の範囲において保険料が増加する予測となっております。

大阪府におきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」において統一保険料の導入を定めており、島本町は大阪府の標準保険料を採用する旨を条例において規定しております。今後、保険料の大幅な増加傾向が見込まれておりますが、市町村が有する基金を活用して、市町村単位で安易に保険料率を引き下げるべきではなく、制度改正の趣旨に基づき、都道府県単位での保険料抑制を図るべきであると認識いたしております。

そのためには、令和 2 年度に予定されている「国保運営方針」の見直しを注視していく必要があります。現在行われている市町村別の激変緩和財源を大阪府標準保険料率の引き下げに活用することが可能となるよう。料率算定方式の見直しについて、北摂地区国保研究会や町村国保協議会等で意見交換を行いながら、必要に応じて大阪府に対し申し入れを行ってまいります。

続きまして、国民健康保険の保険料にかかる「子どもの均等割減免について」でございます。

国民健康保険料の「多子世帯減免」につきましては、大阪府の広域化調整会議の財政運営検討ワーキンググループにおきまして、令和 2 年度の検討事項としてあげられております。検討事項は、国における議論内容や検討状況を踏まえ対応を検証するこ

ととなっており、その議論について注視してまいりたいと考えております。現在、国の調整交付金のうち、子ども被保険者数に応じた交付分につきましては、保険料全体の引き下げに活用されております。また多子世帯減免を導入することで、保険料率の上昇につながることになり、子どものいない低所得世帯との公平性の観点からも、慎重な議論が必要なものと認識しております。

なお、平成 30 年度末での世帯状況で、子どもにかかる均等割額の合計は 348 人で 860 万 6,419 円となっております。仮に新たな減免制度を導入した際には、現行の減免制度同様に、財源を保険料で賄う必要があるものと認識しております。

次に、「介護保険事業について」でございます。

まず、「地域包括支援センター民間委託後の課題について」ですが、新たに委託となる地域包括支援センターの設置場所につきましては、福祉ふれあいバスなどの比較的大きな車両の通行は困難ですが、一般車両の通行は可能であり、事業所前に地域包括支援センター来客用の駐車場も設けられる予定となっております。

新規の相談については約半数の方が来所されますが、2回目以降のご相談になると、電話と地域包括支援センターからの訪問によるものが大半となる状況でございます。また、来所が困難な場合のご相談は、これまでも地域包括支援センターが訪問して対応しており、受託後も同様の対応をしていただくことから、総合相談窓口としてのアクセスについては支障がないものと考えております。

地域包括支援センターの相談体制につきましては、委託後は、直営時より開室時間を 30 分延長した 18 時までの開室とし、土曜日も開室日として拡充しております。また開室時間外の対応につきましては、地域包括支援センターの通常の電話番号で宿直当番に転送され、緊急時には、時間外であっても地域包括支援センターの職員に連絡がされる体制を法人内で構築すると聞き及んでおります。これまでの時間外の対応につきましては、地域包括支援センターの職員ではなく、委託した在宅介護支援センターの職員が対応している状況を踏まえ、継続した相談支援が実施できるものと考えております。さらに、認知症高齢者等見守りネットワークの時間外の対応につきましても、同様に委託後の地域包括支援センターで対応できるように調整したところでございます。

今後も引き続き、より利便性の高い地域包括支援センターとなるよう、委託事業者と取り組むとともに、住民の方々の不安や疑問が解消できるよう、委託後の地域包括支援センターについて、積極的に周知してまいりたいと考えております。

続きまして、「介護サービス・要支援外しについて」でございます。

平成 26 年の「介護保険法」改正で創設された総合事業におきましては、要支援 1 及び 2 の方の訪問介護と通所介護が、予防給付から総合事業へ移行されました。現在、厚生労働省の社会保障審議会の介護保険部会におきまして、軽度者への生活援助サー

ビス等に関する給付のあり方が議論されているところでございますが、見直しに慎重な意見、積極的な立場の意見があり、総合事業の実施状況や、介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者への影響を踏まえながら、引き続き検討を行うことが適当であるとされていることから、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、「水道事業、大阪府の広域化推進の方針による（府健康医療部）データ・試算の示し方について」でございます。

今般、大阪府健康医療部環境衛生課において、府内43市町村を対象に作成されました「水道事業の現状と課題、将来について」につきましては、府民の皆様にお住いの市町村の水道事業の経営や施設の耐震化等の現状と課題について知っていただくとともに、今後の水道の基盤整備について考えていただくきっかけとして、府ホームページを通じて積極的に情報発信されたところでございます。

具体には、各市町村において、施設の耐震化状況や財政的な指標を府内で比較した内容及び今後の計画や、大阪府が条件を一律に設定し簡便に試算した将来の水道料金のイメージが確認できる内容となっているものでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

私からは、以上でございます。

持田教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

初めに、「幼児教育・保育無償化による児童福祉費における公立保育所・民間保育園それぞれの収支の増減内訳について」でございます。

令和元年10月から実施されました幼児教育・保育無償化により、保育所を利用する3歳以上児の保育料が無償化されました。まず、「公立保育所」につきましては、無償化により3歳以上児の保育料収入がなくなり、その保護者負担分は、代わりにすべて町の財源で賄うこととなりますため、給食費の実費徴収による収入が新たに加わったとは申しますものの、町の負担額といたしましては増加するものでございます。次に「民間保育園」につきましては、公立保育所と同様、無償化により3歳以上児の保育料収入がなくなり、その保護者負担分は、代わりにすべて公費で賄うこととなりますものの、公立保育所とは異なり、町のみが負担するのではなく、国や府も一定の割合でこれを負担することから、町の負担額といたしましては減少するものでございます。

以上のとおり、公立保育所と民間保育園にかかる町の負担額といたしましては、増加要因と減少要因がございますが、保育所制度全体としては増加するものでございます。また、その他関連事業も含めた幼児教育・保育無償化による制度全体の町の負担額といたしましては、大幅に増加するものでございます。

なお、本答弁につきましては、幼児教育・保育無償化にかかる影響のみをお示ししているものであり、施設整備に伴う保育所等利用児童数の増加を含めると、今後も町の財政負担は増加する見込みとなっております。

次に、「就学援助制度の見直しについて」でございます。

本町では、就学援助制度として、経済的な理由により児童生徒の就学にお困りの保護者の方を対象に、学用品費や学校給食費などの援助を行っておりますが、令和元年度に「第六次行財政改革プラン」に基づき、持続的で充実した制度となるよう、就学援助制度の認定基準の見直しを行ったところでございます。

なお、今回の見直しにより非認定となる世帯数は、令和2年1月末時点の認定世帯214世帯のうち29世帯となる見込みで、世帯員の年齢や人数により認定基準額が変動するため、一部例外はありますが、概ね世帯の合計所得金額が300万円を超える世帯でございます。今後とも、学齢期の児童生徒が家庭の経済的な理由によって義務教育を受ける機会を損なう状況にならないように、制度を運用してまいります。

次に、「小学校3年生以上に対する35人学級の導入について」でございます。

現在、小学校1年生におきましては国基準、2年生におきましては大阪府基準で35人学級、3年生以上の学年は40人学級を実施しております。仮に、小学校3年生以上の学年で35人学級を導入した場合、令和2年度1学級の在籍児童生徒数が35人を超える学校及び学年は、第二小学校の6年生、第四小学校の3年生でございます。

次に、「学校施設長寿命化計画に第二保育所も視野に入れるべき」についてでございます。

保育所につきましては、学校教育施設とは設置目的が異なることから、「学校施設長寿命化計画」にこれを含むのではなく、別途、同一の設置目的を有する町立保育所各所を総合的に捉えた長寿命化計画を策定することが妥当であるものと考えております。

本町では、現在、「保育基盤整備加速化方針」に基づいて第四保育所の移転新築を進めているところであり、現状におきましては長寿命化計画の策定は困難であるものと考えております。このことから第四保育所の移転新築が完了した後に、第二保育所及び第四保育所にかかる長寿命化計画の策定について検討してまいりたいと考えております。

次に、「教職員の変形労働制について」でございます。

国では、公立学校の教職員について、地方公共団体の判断により、1年単位の変形労働時間制の適用を可能とする関係法令を改正いたしました。いずれにいたしましても、教職員の変形労働時間制の導入につきましては、慎重に調査・研究をしてまいりたいと考えております。

次に、「小学生すくすくテスト導入」につきましては、これまで実施されてきた「力だめしテスト」の活用から、府が実施するテストに変わるため、学校での負担は少なくなります。分析結果については、学力向上のPDCAサイクルに乗せることで、学力向上の改善を図ることができるものと考えております。

なお、少人数学級編成につきましては、引き続き国や府に対して、町村長会等を通じて要望をしてまいります。

最後に、「障がい児保育体制の拡充について」でございます。

保育所における支援保育につきましては、現場職員も交えた会議を経て、平成 28 年 10 月に「島本町要発達支援対策児保育事業実施要綱」を制定し、従前からの支援保育をさらに整理、強化して実施しております。当該支援保育につきましては、特に年齢制限を設けておらず、必要であれば 0 歳児から対応可能でございます。

実地研修及び巡回指導体制につきましては、特に現場の要望の強い巡回指導を重点に実施しております。巡回指導につきましては、指導的立場の外部保育士によるもの、作業療法士によるもの及び臨床心理士によるものを実施しております。あわせて事例研究などを行い、巡回時の指導内容をさらに掘り下げて深める取り組みも行っておるところでございます。これらの巡回指導及び研修等につきましては、原則として職務経験の長さに関わらず参加できることとなっております。今後とも、現場の意見を十分反映した支援保育の制度維持及び研修の実施に努めてまいります。

以上でございます。

河野議員 再質問ということはいたしません、民生教育消防常任委員会所管については、主に私としましては「子どもの貧困」ということをテーマに、国民健康保険、そして教育について質問させていただいております。国民健康保険においては、子どもの均等割という保険料の均等割が財源も示されましたし、それが今の島本町の保有する基金や、あるいは黒字である国民健康保険会計からは実現可能であるという確信を得ました。あとは、この点について国保料の爆発的な値上げが、この 3～4 年後に続くわけですから、せめて、オギャーと生まれた赤ちゃんが、その日のうちにお父さんと同じ均等割の保険料を請求されると。そういうことになるような国保制度については、島本町としても検討し、大阪府にも進言していただきたい。

このことも含めて、また教育こども部においての就学援助、ひとり親家庭の福祉金の——内容としては充実を図られておりますけれども、対象が限られてくるようになっておりますので、この点が重複する家庭についての実態把握は、先ほど児童扶養手当などの現況届を、毎年たぶん 6 月頃に対象者の方が役場を訪れるということになりますので、双方、手数はかかりますけれども、面談などしていただき、その後の生活に激変がないのかということとは丁寧に把握をしていただきたい。これは要望に止めます。その点も含めて、民生教育消防常任委員会の議論にゆだねたいと思います。

ただ、介護保険についての答弁においては、新たに設置される地域包括支援センター、ここに最寄りの福祉ふれあいバスのバス停は、たぶん、水無瀬駅の国道 171 号線側ですね。あそこでいったん降りていただき、横断歩道を 2 回渡っていただき、地域包括支援センターまで行っていただかなくてはなりません。その点では、あの辺りのバリアフリーや交通状況を鑑みますと、新規の相談の半分か来所相談であるということを見ると、早晚、その点も配慮が必要ではないかというふうに感じております。その点も鋭意、

委員会のほうでも様々質疑がされるものとして、ゆだねます。

総務建設水道常任委員会所管におきましては、私自身も所属をしておりますので、委員会質疑とさせていただきます。

また、様々資料請求もさせていただきました。ただし、歳入を測るという面でいきますと、役場についての見通しとか、見限りとか、リミットとかが全くわからない。いろんな答弁を聞いて推して測っても、私としては、この答弁を聞いてどう説明するのか、理解に苦しんでおります。ただし、この緊急役場保全推進事業だったと思いますが、これは国が初めて、供用施設に対して地方交付税措置を伴う地方債というものを設けたという面では、日本共産党としては、これは全国的にも画期的な対応であったと。熊本地震に教訓を持って、そういうものを整備されたんですが、これをみすみす見送るというね。見送るなら見送るということは、どこをもって判断するのか。追いつめるようで本当に恐縮ではありますが、様々、就学援助を削り、これから委員会審査で明らかになる5%カットの全容ですね。少なくない住民や高齢者の就労などについても影響を及ぼしておりますので、その点について、これだけやったんだけど、第四保育所の敷地も売ろうと思っているけれども、役場はいつ建て替えられるかわからないというね。これでは、やはり痛みを伴う福祉や事業の対象者には納得がいかないということにもなりかねませんので、その点については両常任委員会において、誠実な答弁を求めて、質問としては、これで終わらせていただきます。

以上です。

村上議長 以上で、河野議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後4時53分～午後4時54分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第28号議案から第42号議案までの15件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、第28号議案から第42号議案までの15件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後4時55分～午後5時50分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

議会事務局長 それでは、日程について、ご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会は3月6日(金)、9日(月)、10日(火)。民生教育消防常任委員会は3月11日(水)、12日(木)、16日(月)。

開議時間は、いずれも午前10時でございます。

以上でございます。

村上議長 お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から3月25日までを休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から3月25日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして、散会といたします。

次会は、3月26日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後5時51分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第28号議案 島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
- 第29号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第30号議案 令和2年度島本町一般会計予算
- 第31号議案 令和2年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第32号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第33号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第34号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第35号議案 令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第36号議案 令和2年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第37号議案 令和2年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第38号議案 令和2年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第39号議案 令和2年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第40号議案 令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第41号議案 令和2年度島本町水道事業会計予算
- 第42号議案 令和2年度島本町下水道事業会計予算

令和2年

島本町議会2月定例会議会議録

第5号

令和2年3月26日(木)

島本町議会 2 月定例会議 会議録 (第 5 号)

年 月 日 令和 2 年 3 月 2 6 日 (木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	小 田 哲 史	教 育 長	持 田 学
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也	消 防 長	近 藤 治 彦
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢	総 合 政 策 部 長 次	吉 川 展 彦
教 育 こ ど も 部 次 長	川 畑 幸 也				

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 妹 藤 博 美 書 記 坂 元 貴 行 書 記 村 田 健 一

令和2年島本町議会2月定例会議議事日程

議事日程第5号

令和2年3月26日(木)午前10時開議

- 日程第1 第28号議案 島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
- 第29号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第30号議案 令和2年度島本町一般会計予算
- 第31号議案 令和2年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第32号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第33号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第34号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第35号議案 令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第36号議案 令和2年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第37号議案 令和2年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第38号議案 令和2年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第39号議案 令和2年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第40号議案 令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第41号議案 令和2年度島本町水道事業会計予算
- 第42号議案 令和2年度島本町下水道事業会計予算
- 日程第2 第43号議案 監査委員に関する条例及び島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 第44号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第4 第45号議案 島本町ふれあいセンター条例の一部改正について
- 日程第5 第46号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
- 日程第6 第47号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第7 第48号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第8 第1号意見書案 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の

期間延長を求める意見書

(午前10時00分 開議)

村上議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

日程第1、第28号議案 島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定についてから、第42号議案 令和2年度島本町下水道事業会計予算までの15件を一括議題といたします。

なお、本案15件につきましては、去る3月4日の本会議において所管の各常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

それでは、まず総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

川嶋委員長(登壇) おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました条例案1件、新年度予算案10件について、3月6日、9日及び10日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件については、すでに本会議において説明されたところではあります。委員会審査の万全を期するため執行部からの補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、3月10日に討論、採決を行いました。

採決の結果、付託された案件については、すべて全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思っております。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

村上議長 次に、民生教育消防常任委員長の報告を求めます。

伊集院委員長(登壇) おはようございます。それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました条例案1件、新年度予算案4件について、3月11日、12日及び16日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件については、すでに本会議において説明されたところではあります。委員会審査の万全を期するため執行部からの補足説明を求め、

審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、3月16日に討論、採決を行いました。

採決の結果、付託された案件については、すべて全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧くださいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

村上議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案15件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第28号議案から、順次討論、採決を行います。

ただし、第36号議案から第40号議案までの各財産区特別会計予算の5件は一括して行いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、第28号議案 島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 おはようございます。第28号議案 生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して賛成する立場から討論を行います。

平成29年、「生産緑地法」が一部改正され、従来、500㎡以上とされていた生産緑地地区の面積要件について、市町村が条例を制定することにより300㎡まで引き下げることが可能になりました。

本条例により、生産緑地の面積要件を300㎡に緩和することができます。農業委員会より会長名で意見要望が出されていることでもあり、その必要性は明らかです。一部解除によって下限面積以下となった場合、一団の農地と見なすことが可能で、また、これは新規指定についても可能と認識しますので、本町においては課題を精査し、これを実施するよう求めておきます。

また、平成30年の「都市農業振興基本法」に基づき、担い手の確保、土地の確保に取り組むことも求められているところです。「都市農地の賃貸の円滑化に関する法律」による農地賃貸制度によって、生産緑地地区の農地は貸しやすくなっていると認識しています。農地が返還されないのではないかというような不安もなくなり、契約期間中、安

心して農地を貸すことができることは、土地所有者、就農希望者双方にとって朗報でした。都市農地を借りて市民農園を開設する場合においても、今後は所有者から直接借りることができるようになっていきます。

島本町の農地・農空間が、後継者がいないという理由でもって、これ以上失われることがないように願ってやみません。

以上をもって、「生産緑地地区の区域の規模に関する条例」の制定に賛成するものです。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第28号議案 島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

先ほどの討論の中でも、この条例の制定の経緯及びその意義について語られており、そのことについて、私も賛同するものです。

また、2015年に「都市農業振興基本法」として、都市近郊の農地を「都市農業の安定的継続を図ることで良好な都市環境の形成に資するもの」と評価をされています。必要な法制上、財政上、税制上、金融上の措置を取ることを求め、加えて2016年度の閣議決定では「都市農業振興基本計画」が定められています。税制の措置として、保全すべき農地の資産価値や農業収入に見合った保有コストの低減を求められています。将来にわたって保全すべき相当規模の農地については、「市街化調整区域への編入の検討を講ずべき」とまで踏み込んだ記述がされていると聞いております。

また、昨年度から『国連家族農業の10年』というふうになり、また国連の持続可能な開発目標SDGsの実施のために、持続可能な農業を促進する必要と、国連の加盟国は『家族農業の10年』の取り組みに責務を負うとされています。

現政権のもとでの取り組みはまだまだ遅きに失しているというふうに私は考えておりますが、島本町においても、都市農地・市街化農地の取り組みは緒に着いたところがあります。今後、生産緑地指定を受け営農をしようとしている農業者、農地所有者は高齢者も多く、既存のファミリー農園の制度の移行期間中での対応や相談は慎重かつ丁寧に行っていただきたい。その中で、営農を困難にしているということにならないようにしていただきたい。また、国・大阪府・島本町の制度的課題の抽出を行っていただき、さらに島本町ではまだ未着手とも言える新規就農者への支援策等もあわせて、農業がしやすい環境整備に着手されることを強く求め、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 28 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 28 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 29 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 29 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 29 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 30 号議案 令和 2 年度島本町一般会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

中田議員 第 30 号議案 2020 年度島本町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

2020 年度の予算は、前年度を 16 億 4,700 万円と大きく上回る 131 億 7,600 万円となっています。

歳出増の主な要因として、第三小学校 A 棟建替事業約 14 億 6 千万円、民間認定こども園整備補助に約 2 億 7 千万円や、桜井跨線橋補修で 1 億 4 千万円など、多額の建設事業が計上されています。これら耐震化やインフラの長寿命化、待機児童対策は、住民の安心・安全、継続的な住民サービスの維持のために急務であり、必要な歳出と認めます。

一方で、建設事業の中には、このタイミングで計上すべきではないものがあることが問題だと考えました。津梅原水路外付替工事 9,520 万円です。この工事に関連する島本駅西のまちづくりについては、これまで景観、空き家、教育保育環境、防災、生物多様

性、歴史等々の観点から懸念が多く指摘される中、こういった住民の意見を全く反映しないまま、昨年の夏に都市計画の変更が強行されました。

当時、審議会の付帯意見により、住民意見の反映については、まちづくり委員会——当時、名前はなかったですが——を通して、まちづくりに関わっていくことが示されたのは良いものの、その委員会は未だ開かれていません。付帯意見が出されてから8ヵ月も経っているのにです。これまでの都市計画の変更に対抗する多くの住民意向を踏まえれば、このまちづくり委員会が託された役割は大変重いです。

駅前開発を具現化する第一歩となる水路付け替え工事は、まちづくり委員会の一定の成果を待たうえで行うのが筋であり、それさえ開かれていない中で予算に計上すること、ましてや工事に着手することは住民に対する背任行為に等しく、断じて容認することができません。また、土地区画整理事業計画案の意見募集が先日行われましたが、府には32件の意見が寄せられ、そのすべてが見直しを求める内容だったそうです。そのうち11人が、意見口述まで行っています。ここからも、未だ住民の納得が得られていないことがわかります。

このような予算が計上されている一方で、災害時に対策本部ともなる役場庁舎の建て替えの予算計上が見送られたことには違和感を覚えます。限られた予算の中で、何に優先順位をつけるか、どのように判断したかを問われたとき、住民の合意形成が十分でない事業の予算が計上され、一方で多くの住民の安心・安全な生活に様々な形で関わる役場庁舎の耐震化が見送られたというのでは、住民の安全よりも開発を優先したと批判されても仕方がありません。

そもそも、教育・保育施設の耐震化や待機児童対策のための施設整備が本予算に集中し積立基金を9億2千万円も取り崩すに至ったのは、これまで開発を優先し、取り組むべきときに課題を先送りしてきたからではないでしょうか。同じことを、また繰り返すのでしょうか。開発優先、住民意見軽視の町政のあり方を、根本から見直すことを求めます。

旧やまぶき園施設維持にかかる費用についてです。年間維持管理費が108万円にも及ぶとのこと。更地にするためのコストとの兼ね合いで、方針を決めるための判断材料を集めている段階であるということはわかりました。しかし、どこかでやらなければならないのであれば、できるだけ早く、長期的に見たコストベネフィットの見通しを立てるべきです。

コストについて懸念されることは、財政だけではありません。住民の安全についてもです。昨年度も指摘しましたが、判断を先延ばしすることのデメリットの一つとして、巨大地震の発生による建物の倒壊、アスベストの飛散が考えられます。南海トラフで想定される巨大地震が今後30年以内に発生する確率は、近年、80%に引き上げられています。巨大地震で建物が倒壊し、アスベストが外部に露出することにより、アスベストが

飛散し、住民や災害対応の従事者がアスベストにさらされる恐れがあります。また、災害時には多数の被災した建築物の解体や、大量の廃棄物の処理が行われることから、適切な飛散防止策が講じられない場合、平時以上にアスベストの飛散・曝露の可能性が高まることが懸念されます。このことは、阪神淡路大震災の経験から指摘されていることです。特に、旧やまぶき園は住宅密集地に位置しています。こういうことを勘案すれば、財政だけでなく安全性の観点からも、早急に方針を立てて解体することが望ましいです。早急な対応を求めます。

ごみ行政についてです。清掃工場の長寿命化、効率的な運営方法や広域化の検討を踏まえれば、まずは、ごみ減量の取り組みが必須です。「混ぜればごみ、分ければ資源」と言われるように、多くの自治体が分別方法を見直してごみの減量を進めています。島本町のごみの資源化率は全国平均よりも低いです。逆に言えば、ここにごみ減量取り組みの伸び代があります。他の自治体の事例ですが、燃やすごみとして排出されているごみの4割が生ゴミ、3割が紙ゴミであるという調査結果や、古紙類の分別を徹底するだけでも可燃ごみはかなり削減できるという事例もあります。予算を伴う事業がなくとも、現状分析や意識啓発の工夫で、まだまだ、ごみの分別と資源化の余地はあります。

ごみ問題は、持続可能な社会を実現するための環境対策の主要なテーマでもあります。広報だけでなく、ごみアプリや広報・掲示板の活用など、これまでにない発想で、ごみ減量が目に見える形で現れるよう、本気で取り組んでいただきたいと思います。

また、プラスチックごみの焼却は、気候危機の原因である温室効果ガスの発生源にもなっています。こういった観点から、化石燃料である石油からできたプラスチックごみの処理方法として、焼却という選択肢はなくなってきました。プラごみ削減の取り組みにあたっては、大量消費した後の処理対策ではなく、最初から処理不能なごみを作らないという視点を持って、これまで行ってきた取り組みとともに、COOL CHOICE 事業も活用して、事業者や住民の皆さんの意識啓発に努めてください。

世界中で、また国内でも、自治体による気候非常事態宣言が続々とあがってきています。異常な暑さや大規模な気象災害に見られるよう、地球温暖化対策は人類喫緊の課題です。プラごみ削減の2020年度の積極的な取り組みに期待します。

待機児童対策として、保育士確保及び就業継続のために保育士宿舎借り上げ支援事業補助金を導入し、保育士処遇改善に取り組んだことについてです。待機児童対策として、三島地区及び大山崎など近隣自治体は、すでに宿舎借り上げ事業補助制度を取り入れています。本導入は、島本町が遅れを取り戻しただけではという趣旨の意見もありましたが、そうではありません。少なくとも2019年度の時点では、近隣自治体の保育士処遇改善策は、この補助金のみどころがほとんどです。島本町はというと、これまでに新規採用保育士等臨時給付金を取り入れていますので、保育士さんに直接金銭面で補助及び給付が行われる制度は、本事業の導入により二つあることとなります。これは、この町

で保育士にと検討するに十分に値する魅力になると考えます。

また、直接金額には出ないものの、働く環境として、国基準より高い町独自の保育士配置基準があることをあわせると、保育士として働く環境として、島本町は近隣自治体よりも良いと評価されることが期待されます。町独自の保育士配置基準の維持と、二つの処遇改善策とあわせれば、島本町は、近隣市町村の中では一步先を行く存在となりました。

潜在保育士さんが働く場合に重視することの一番は処遇であり、働く保育士さんの職場に対する一番の不満はお給料というアンケート結果があるように、保育士確保及び就業継続には処遇改善を行うことが最も効果的です。この点、2020年度の取り組みとして、町独自の保育士配置基準を維持し、処遇改善に対応されたことを大変評価するものです。

待機児童率については、3年連続府下ワースト1だった島本町ですが、「保育基盤加速化方針」に基づく保育所等の整備により、予定どおり第四保育所の移転新築が進み、2020年の12月開園予定の第二幼稚園跡地の認定こども園が整備されれば、2021年度には、一定、待機児童が解消される見込みとのことです。コロナ対策など、先行きが見通せない状況ではありますが、今後の進捗にあたっては慎重に、丁寧に取り組んでいただきたいと思います。

熱中症対策についてです。近年は、気象庁が「一つの災害として認識している」というほどの猛暑に見舞われ、今後も毎年、この傾向は続くものと考えられます。暑さが尋常ではなくなってきました。今までどおり対応では命の危険が危ぶまれる中、暑さ指数31以上で運動禁止となるとのこと、まずは安堵しているところですが、真夏に限らず、異常な暑さは初夏や秋口にもやってきます。子ども達の安心・安全な学校生活のためにも、これらの熱中症対策の周知徹底と運用に努めてください。

また、対策を徹底すれば子ども達の運動の機会は減少することは明白ですので、小・中学校の体育館へのエアコン設置が必要であると考えます。学校の体育館は、教育の場であるとともに、それ以外の時間は町民のスポーツの取り組みの場にもなり、さらには災害が起きたときには避難所にもなります。町が責任を持って、万全の対策を取っておくべき課題です。

小・中学校体育館へのエアコン設置を求めるとともに、毎回、申し述べることですが、これらの根本原因でもある二酸化炭素の排出抑制のため、公共施設における再生可能エネルギーの導入や、省エネのためのLED化の一層の推進も、改めて求めておきます。

地域の課題は多様化・複雑化し、行政単位で取り組むことには限界がある中で、近年、全国の自治体で市民参加・協働の必要性が叫ばれています。本町でも、「小さな町の豊かな暮らし」の理念の一つに「協働のまちづくり」を掲げている理由は、ここにあるのでしょうか。しかし、冒頭にも述べましたとおり、住民の合意形成が不十分なままに、そして経常経費5%カットの緊縮財政にも関わらず、開発優先で、これまでしてきたのだ

からと駅前開発関連の事業を粛々と予算計上する姿勢では、その理念が実現されているとは到底思えません。これは一事業の話ではなく、予算計上に現れる町政運営全体の姿勢とも言える大きな問題です。

その姿勢を改めることを求め、反対の討論といたします。

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員 それでは、第30号議案 令和2年度島本町一般会計予算について、大阪維新の会を代表し賛成の討論を行います。

本予算は、歳入歳出総額131億7,600万円、前年度の骨格予算に比べ16億4,700万円、率にして14.3%の増額となっております。歳入につきましては、町税は1億54万3千円、率にして2.0%の総額49億3,958万6千円を計上されております。また、多額の財源不足を補うために約9億円の基金を取り崩すこととなり、本町の厳しい財政状況が現実化した予算編成となりました。

総務建設水道委員会所管について。

細部、詳細な質疑はしませんでしたでしたが、歳出削減に向けた取り組みについて。以前より行革を実行され、歳出削減ができる事業があまりない中、創意工夫により、様々な事業での歳出削減を行われた努力について、評価しております。お金がなければ知恵を絞ってと町長のお話がありましたが、ふるさと納税でウイスキーの取り扱いを開始され寄附が増えたなどの事例のように、歳出削減だけではなく、アイデアによる歳入増についても取り組んでいただきますようお願いいたします。

委員会では、特に質疑が集中しました清掃工場については、改修費が年々増加傾向になっていること、建築後28年が経過し、老朽化が進んでいることを考えれば、やはり広域化についての議論を始めなければならないと感じます。できる限り早期に、見える形で議論が始められるようになることを、町長にお願いを申し上げます。

新庁舎につきましては、大変難しいと思っております。一つのリミットとされてきました今回の定例会でも示すものがない中で、担当課も、ふれあいセンターの大規模改修等他の業務を抱えており、これ以上検討が続くことが、はたして適切なものかと感じますし、議会としましても、市町村役場機能緊急保全事業の活用が前提であれば、議論できる時間が一体どれだけあるのかと思わずにはいられません。そうした観点からも、新庁舎については早急に判断をしなければならない時期に来ていると思います。

自治体クラウドにつきましては、内部的な調整が難航するケースが多い中、導入にまでこぎ着けたことにつきまして高く評価をしております。今後は、システム導入時の職員さんの負担増やシステムトラブルなど起こらないように、お願いをいたします。

みづまろくんサポーター制度の導入については、活動の場が広がることで知名度の向上、またより多くの人に親んでもらえるキャラクターとなることを期待しております。

ラインの導入に関しましては、すでに他のSNSツールを活用されている中で、新た

に導入いただき、感謝しております。全世代で圧倒的に利用されてるツールとして、1人でも多くの方への情報を発信するという意味では、ラインに勝るものはないと思います。ラインでの情報発信の仕方やその他の活用方法についても、引き続き検討をお願いします。

公園について。昨年度から、一部公園においてボール遊びを条件付きで許可していただき、令和2年度はその取り組みが他公園へ広がることを期待しております。近隣住民の方の理解やハード面の整備など、課題もあるかと思いますが、引き続き検討をお願いいたします。

健康福祉部所管について。

厳しい財政状況の中、毎年増額が予想される扶助費の割合が高い健康福祉部として、経費削減にご尽力されていることを評価いたします。いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操については、令和2年3月1日時点で、いきいき百歳体操が町内41カ所、かみかみ百歳体操は町内39カ所で実施されており、今後も参加希望者は増加傾向にあると推察いたします。地域包括支援センターの運営委託事業者が決定しましたが、引き続き、いきいき百歳体操のサポートをよろしくをお願いいたします。

また、地域包括支援センターの運営委託は、なるべくスムーズな移行が実施されるよう、ふれあいセンターのスペースを教育センターや庁舎の機能分割に使用できるよう十分考慮され、有効な活用をお願いいたします。

子宮頸がんワクチンの実施については、積極的な接種推奨は差し控えているとのことですが、先進国では日本を除き、子宮頸がんワクチンの接種率は高く、子宮頸がんの発症予防にも効果があることは事実であります。客観的な事実に基づき、子宮頸がんが最も予防しやすいがんであることを対象者や保護者に告知し、私たちの大切な子どもを守るために、本町としても子宮頸がんワクチンの接種率向上に今後ともご尽力ください。

旧やまぶき園の跡地につきましては、早期にこの方向性を示していただくよう、要望いたします。

教育子ども部所管について。

国内の感染拡大防止のために、安倍総理大臣は本年3月2日から、全国すべての小学校、中学校、高等学校などについて、春休みに入るまで臨時休校とするよう要請をなされました。これを受け、文部科学省は全国の関係機関に要請を行い、本町におきましても、職員の皆様がこの対応に忙殺されたことは言うまでもありません。予算編成にあたりましては、厳しい本町の財政状況を踏まえまして創意工夫され、歳出削減に努力されたことを評価します。

一時保育事業補助について。現在、町内で一時保育を実施している事業者は1カ所ということです。町内では、働くお母さんから一時保育を増やして欲しいとの切実なご要望があります。一日も早い一時保育の拡充がなされるよう、また待機児童の解消に向け、

ご尽力ください。

北朝鮮による日本人拉致問題に対する学校教育の取り組みについては、出前授業の活用など、学校教員の負担が少ない取り組みについてぜひともご検討いただくとともに、今後のさらなる取り組みを強く要望します。

I C T環境整備について。本町の遅れていた学校 I C T環境の整備が改善されることには、大いに期待を感じます。その反面、将来の財政負担の不安はぬぐえません。この I C T環境整備を利用して、さらなる歳出圧縮に努めていただくようお願いいたします。

小・中教職員の乳がん検診について。我が会派が懸念事項として毎回要望しておりました小・中教職員の乳がん検診の内容ですが、今回、人事課と調整をしていただき、厚労省が推奨する対策検診型を採用していただき、感謝申し上げます。今後とも教職員、職員の皆様の健康増進にご尽力をお願いします。

町立体育館のあり方について。年間約 2,900 万円の歳出予算が必要となり、今後、町立での運営は難しいと推察します。P F I 方式の導入など、早期の対応を要望します。

消防本部所管について。全国的に消防団員が不足の傾向にありますが、本町の消防団員は大きな団員不足には至っていないということです。今後とも超高齢化が進む本町の安心・安全を守るためにも、団員の確保に努めていただくようお願いいたします。

救急車の適正利用について。本町におきましては、令和元年度中の搬送人員は 1,296 名で、不適切な使用はなかったということです。また、いつ患者が発生するかも知れない新型コロナウイルス感染の対応も、よろしくようお願いいたします。

消防救急無線の広域共同化について。5年先の指令システムの更新に向け、消防広域化を視野に入れたよりよい指令システムが構築できますよう、ご尽力をお願いします。

最後となりましたが、小田副町長におかれましては、2年の間、いろいろな面で、大変厳しい状況にある島本町のために最後までご尽力をいただきまして、ありがとうございます。大阪府に戻られましても、今後とも私たち島本町のためにお力添えをいただきますように、切にお願いを申し上げます。本当にありがとうございます。

以上、要望事項等もありますが、予算編成にあたりましては概ね妥当と判断し、賛成の討論とします。

村上議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 30 号議案 令和 2 年度島本町一般会計予算について、先ほどの同じ会派人びとの新しい歩みの中田議員の討論内容を尊重しつつ、私・戸田より、賛成する立場から討論を行います。

令和 2 年度 (2020 年度) は、島本町制施行 80 周年を迎える年となります。早いもので、山田町長が就任され、1 期 4 年任期の最終年度を迎えました。予算の提案に際して

は、国の経済の先行きについて「緩やかな回復が期待される」とのお考えでしたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡がり、さらに東京オリンピック・パラリンピックの延期方針が示されるなど、令和2年度の経済は大層厳しいものとなるでしょう。利益の分配から痛みの分かち合いへ、そして、より困難な立場にある人びとに希望を分配できる税金の使い道、政治を模索するときと考えています。大きな災害への備え、防災・減災対策も常に最重要課題となっています。

さて、町政においては、長年求めてきた景観計画策定業務に着手されること、都市計画審議会の付帯意見を受けてのJR島本駅西地区まちづくり委員会の設置、新たな「都市計画マスタープラン」策定につき都市計画審議会の学識経験者の構成などを見直されることにつき、評価しているところです。

清掃工場施設の改修工事については債務負担行為とされ、改修工事の時期や手法につき試行的・実証的に検証されるとのこと。これまでの議会の議論を踏まえた改善として評価しますが、慎重に行う必要があることも、ご答弁により理解しました。調査・研究、鋭意工夫により、適切な維持補修・管理に努めてください。

一般廃棄物処理施設、特にごみ焼却場は、地球温暖化対策の一翼を担う使命を持つ都市施設と、国により位置づけられています。広域化に向けての一步を踏み出すためには、ごみの分別、減量などへの本気の取り組みが必須であり、住民の皆さんお一人お一人の課題でもあり、啓発と実践に力を注いでください。

予算編成における5%削減の指針については、数字による達成よりも、従来の事務事業がどのように精査され、どのように業務が改善されたかが重要と考えています。各課における創意工夫を評価しています。今後も引き続き、事務事業評価の視点を継続していただきたいと思えます。

今後、物品配布による啓発事業は、可能な限り廃止する方向でお願いしたい。ペットボトル飲料水の原則廃止もそうですが、必要なものを、必要なときに、過不足なく供給することが、ごみの減量にも繋がります。引き続き、プラスチックスマート宣言にふさわしい事務事業に努めてください。

新庁舎建設は、避けて通れない耐震化という課題の解決であり、速やかな意思決定で、後の事務事業を円滑なものとするのが得策と考えます。これ以上、先延ばしにすることはいけないと思えます。国勢調査、ふれあいセンター大規模改修など、総務・債権管理課が担う業務の質と量を的確に把握し、全庁的な課題として、適切な体制で臨んでください。

この庁舎建設に限らず、町政全体的に意思決定のプロセスとスピードに課題があり、これは行財政改革の最重要課題であると私は考えております。決定を行えば、次のプロセスに移行できる、ほかの事業に着手できる、ここが欠けていると感じています。改善を求めておきます。

総務建設水道委員会における所管分の認定討論で詳細を述べましたが、財政の悪化を理由に、特別土地保有税の長期滞納が課題になっている土地や、若山台調整池を拙速に売却するということがないよう、強く求めておきます。いずれも住環境、防災・減災など、まちづくりの重要課題であり、財政上の数字だけで判断できるものではありません。ここは非常に重要だと思います。

第二幼稚園跡地での認定こども園開設、第四保育所跡地での認定こども園整備、第三小学校A棟建設、積年の課題解決に繋がる保育・教育施設が前進します。これらは一方で、多額の積立基金の取り崩す一因にもなりますが、やがて子どもは減るという見解のもと、実は必要であるにも関わらず、これまで積極的に行われてこなかった施策を集中的に行うことになったということです。担当者の苦勞はいかばかりかと拝察します。

秋から、ようやく子育て世代包括支援センターも開設されます。次世代を担う年代に希望を持っていただける島本町政であることは、若年層の定住・転入にも欠かせない視点であり、まして、これにより高齢者施策が後退したわけではないということ、ここに申し添えておきます。

民生教育消防委員会において、多く議論があった旧やまぶき園施設維持費用については、財政、安全性の視点から、早急に解体撤去への道筋を見出してください。各課において5%削減を目指す予算編成が強いられている中、必須である解体撤去を先送りにしての100万円以上の維持管理費計上は、納得がいきません。すでに危険性が指摘されていた巨大地震発生による建物崩壊によるアスベストの飛散を思えば、当然のことでした。今年度、早い時期に方針をお示しいただかなければなりません。

会計年度任用職員制度への移行に伴い、埋蔵文化財等調査員の報酬を文化財保護調査費とし、歴史文化資料館長の報酬を歴史文化資料館費として計上されます。これを機に、文化財の保護と活用、郷土史の調査・研究のさらなる充実に期待いたします。

また、会計年度任用職員の皆さんの処遇については、4月から収入が減ってしまう、パート勤務になってしまった、生活が不安などの相談が、全国的に相次いでいるとニュースが告げています。本町は比較的丁寧な、この課題に取り組んできたところですが、本来、目指すところである同一労働・同一賃金、そして継続的な雇用に向けて、不断の改善に努めてください。

最後になります。この2年間、小田副町長が担ってくださっていた役割は非常に大きかったと私は感じております。予算に副町長の給与に対する計上がありながら、後半の議会で人事の案件が示されていません。これは大変残念に思うことですが、振り返って、副町長の担っておられる役割の重さを改めて感じているところです。ありがとうございましたと申し上げるとともに、維新の方がおっしゃったように、大阪府に戻られましても、島本町政に引き続き関心を寄せていただきたいと思っております。

さて、最後になります。幾つもの戦争や大規模災害を経験した島本町の歴史を振り返

り、町制 80 周年を祝う記念事業が平和的・文化的に展開されることを願ってやみません。
以上をもちまして、私の賛成討論といたします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第 30 号議案 2020 年度島本町一般会計予算案に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論をいたします。

安倍首相は、施政方針演説で「来年度予算の税収は過去最高となりました」と誇って見せたと聞いております。税収の過去最高は、予算ベースならば 1992 年度予算の 62.5 兆円、決算ベースでは 2018 年度の 60.4 兆円というふうに記憶しております。税目別に比較しますと、どちらの最高値と比べても所得税や法人税は減っており、税収が今回過去最高となるのは、消費税が増えたからに他なりません。国民に消費税増税の大増税を押しつけておきながら、税収が増えた、手放しで喜べるような、また「緩やかな回復」というような経済状況も、今、私、この現時点では全く体感をしておりません。そのことを前提で申し上げて、島本町の財政問題から討論とさせていただきます。

経常経費 5%カットによる支出の削減は、7 千万円規模というふうに資料で示されました。昨年 9 月 4 日、全員協議会で示された「財政収支見通し」の数値の変更が必要です。この経常経費カットの事業、そして起債を見送れば、公債費、普通建設事業費が当初予算ベースでどう変動したのか。早晩、これは数字で議会、私たちにも示す必要があると思われまます。

全国的にも市町村役場機能緊急保全事業、この供用施設、役場庁舎に対して地方交付税措置を講ずるという前例のない、こういった有利な起債というものがある中で、全国の市町村からもこの期間延長、起債の期間延長を求める声があることは知っておりますが、また一定政府においても、今回のコロナウイルス対策に関わり配慮が求められるということも想像するところですが、しかし、はたして島本町として、これが 1 年以上延長されたからといって、役場庁舎の建て替えに着手できるのか。その辺りの見通しすら、この予算議会の中で、質疑の中では明確に示されない、いつ示すのかということも示されないということについては、議会の一人として、国への要望も重ねて、どうしたらいいのかという、そういったところに立たされているというのが正直なところです。

一方で歳入、町債、公債費においては、「保育緊急事態宣言」及び「保育基盤整備加速化方針」という方向性の中で、町立第四保育所移転新築と判断され、まさに 1990 年代から 2013 年度まで、公立保育所 4 ヲ所のうち 2 ヲ所も廃止をし続けてきた、この島本町政としては、この 30 年間でほぼ初の公立保育所を名目とした起債が計上されたということについては、大きな判断であり、画期的なものというふうに感じております。

しかし、一方で、会計年度任用職員の待遇改善による歳出の増額、保育無償化の公立保育所部分において、国は地方交付税措置を講ずるとは言っているものの、この島本町

の当初予算ベースでは地方公共団体の負担としてのしかかっていることしか示されておらず、そういった予算編成になっていることが懸念材料でもあります。

町独自の課題としては、役場建て替え事業を決定できないことについて、この事態に至った原因、町政運営については本来5～6年前から学校耐震化等、教育こども部、役場庁舎の担当部局、財政部局とが緊密な連携とともに、議会としても第三小学校耐震化及び第四保育所耐震化の方針決定について、広く保護者に説明をし、情報公開をするということを欠如させてきた、課題をたらい回ししてきた。一方で、マンション建設ラッシュは続いていたという、人口増を受けた保育所整備を怠ってきたという、結果、それは詰め込み保育ということで解決をしようとしてきた、この5～6年前からの行政の大きなツケが、今、一気に来ているということでは、議会にも大きな責任があるというふうに私は感じております。

まず、この予算案に示された具体的な点について、賛成しかねる点もあるということで申し述べます。

第6次行革に加え、経常経費5%カットの与える影響、実態把握が不十分ではないかということ懸念しております。もう、経常経費の中での暮らし・福祉の項目の切り捨てや切り下げでは限界があるというふうに思っております。ひとり親家庭福祉金一部削減、就学援助制度所得基準切り下げ、ひとり親・高齢者・障がい者家庭水道料金助成減免廃止、委託事業の見直し。その代替措置においては、国の児童扶養手当支給方法の回数改善されることがあり、また障がい者分野においては福祉の拠点施設が整備され、ショートステイ・相談事業の充実など、直接給付ではないが、マンパワーやハード面での施策の拡充が見られるということでは、そこでフォローができるということも、一部期待はしております。

また、子育て世代包括支援センターの10月開所などにより、24時間のサポートや、きめ細かい相談体制などがあげられて理解するところでもあります。複数の福祉制度から今回外される世帯や、母子・父子家庭等の経済状況の激変には、実態把握や追跡調査が求められます。6月の児童扶養手当等の現況調査、窓口を訪れられる方に、やはり、しっかりと観察をされ、声をかけられる。複数の部局での経過観察というか、実態把握を強く求めるものです。

他の分野、特に高齢者においては、医療費助成制度が段階的に縮小されています。また今回、長年警備会社による委託業務として学校警備がなされてきましたが、委託先変更における引継ぎや事前説明の不十分さにより、実質的には、突然雇用が打ち切られた、冷たい、という声も聞き及んでいることを委員会でも求めました。

また、会計年度職員導入初年度にあたります。懸念されることは、国が地方交付税措置をするとは言われているものの、財源が不明瞭である。しかし、そのことを理由に雇い止めや整理縮小があってはならないという、国会での一定の議論もあったところです。

しかし、島本町において、次年度更新の希望を持ちながら、かつ3年～10年と、この厳しい労働条件の中、重い責任を持ち、勤務し続けた保育士さんなどが、新年度、会計年度職員待遇改善を目前に、まさかの雇い止めが発生することはないのか。資料・人25、保育士臨時職員の任用にかかる意向調査文書と、その結果を拝見しました。私・河野の手計算ではありますが、79人の方から聴取されています。延長保育士22人、フルタイム勤務と思われる保育士32人、ほか7人が、2020年度の更新または条件変更なども含めて、2020年度の勤務を希望されておられました。2019年度は、正規職員や任期付雇用の採用はありませんでしたので、正規の増員はないものの、第二幼稚園の廃止や、特に子育て支援課の第四保育所仮移転による新規入所受け入れストップ、結果、入所児童数の減少があり、2021年度も認可定員90人でスタートを切るということで、全体として認可定員の1.5倍まで詰め込んできた、この過密保育の解消にも向かっている。

その中で当然、臨時的任用職員さんの雇用の減少が想定されます。昨年度、仮移転の段階の説明会やアンケートの中でも、このことを不安視される声はあがっておりました。5年、10年と長年継続、特にこの1～2年間の保育の環境の中で、大変であった勤務環境の中で、新年度、会計年度職員を迎えて雇い止めが発生するということはないのでしょうか。さらに学童保育においては、急遽、長期休業中の勤務へのシフト変更がされていて、余儀なくされたあげく、新年度の更新はないというような事態は起こっておりませんか。

この辺の十分な周知期間もなく、委託労働者も含めた臨時的任用職員の暮らしが、新年度、早晚脅かされるという懸念が、私自身、この本会議場に立っている時点では、全く確信が得られていないという、このことについては厳しく指摘をしておきます。

二つ目です。反対とまでは言いませんが、年度当初において、対策や早晚改善が求められることが想定される、危惧するものについて、申し上げます。

一つ目は、JR島本駅西地区市街化区域編入にかかる都市計画にかかる水路付け替えの問題です。まちづくりの全容や、また接続道路、駅前広場などの形状が、全く私たちに具体的には示されていない、プレゼンテーションがされていない中で、この部分、部分の工事が計上されている。まさに「未来志向のまち」というものは、SDGsを筆頭に情報公開、防災、安全ということが前提です。そのことに関して言えば、千年に一度の大雨が降るということが、今、想定が発表されていますが、第三小学校は、そうなれば、もう避難所としては機能しないということもはっきりしております。

また、ため池のハザードマップ、このことの実施については賛成するものですが、これはすでにJR島本駅西都市計画に関する意見聴取やパブリックコメントで、住民から繰り返し、ため池の安全性、防災上の課題が指摘をされていました。今回、予算化することにより、委員会質疑でため池の防災上の課題も浮き彫りになっております。これもまさにJR島本駅西地区に抱える課題であるということが思われます。そのことが1点

目、2点目がため池ですね。

3点目は、2020年度大阪府の河川整備の予算の示しの中には、80ミリ対応に水無瀬川はあがっていないというふうに私は認識しております。まさに大阪府に対し、IR、リゾート、カジノよりも防災、安全をとということを、この際、島本町からもしっかりと声をあげていただきたいと思います。

あとは開発に伴う、島本町の人口の半分以上を占めるマンション、これが老朽化を迎える。これが2020年度、国のモデル事業としてマンションストック長寿命化等モデル事業、自治体によるマンション再生の実態調査などに17億円が計上されたと聞いております。これに島本町が手をあげておられるかは、まだ認識しておりませんが、しっかりとその点を活かしていただき、まさに「未来志向のまちづくり」、空き家の再生産を防ぐという立場から取り組んでいただきたいと思います。

使用料や手数料収入について。副食費の滞納などについても、このコロナウイルスによる休校期間など給食代の返還、新年度早々、補正予算などを組まなければいけないことが想定されます。その点は、公立保育所を利用されている保護者や、学校給食を食べておられる世帯などについて現実を共有していただき、だからといって我慢を強いるのではなく、国にも声をあげていただきたい、そういう時期に来ているのではないかと考えております。

また、総務部の取りまとめのご苦勞で、経常経費5%カットの一覧を拝読しました。この点については今までにない課題の洗い出し、個別に委託先企業や団体に頭を下げて回られた中身がひしひしと伝わって来、努力に報い、島本町議員として、町の方向性を見出す議論を活性化させる必要があるというふうに考えておりますが、その中身において、先ほどもあげたような、この5%カットで、島本町は冷たいという新たな思いを持つ、特に高齢者を中心とする住民が少なくないということを申し述べます。

最後に、賛成の項目について申し上げます。

特に都市創造部所管について、私はじめ日本共産党町会議員団が、その有用性や有効性を長年求め続けてきたものについて、一定の見解や方向性を示されたということが、今回の賛成の大きな理由です。

1点目は、清掃工場。焼却炉8時間炉の対環境や長寿命化、維持管理費への甚大な影響について、ようやく島本町が認め、1炉運転に言及したことです。総務建設水道常任委員会の複数の議員の質疑もありました。多面的な議論を通じ、まさに焼却炉2炉とも、常に改修を怠ると運転できなくなる危険性があるということが明らかになりました。また第2回の精密機能検査により、それも明らかになっています。今、議論的になっている8時間炉について、今回の精密機能検査には明記はされませんでした。2016年3月の精密機能検査、ダイオキシン対策の適合状況、すべての項目が○と明記されている中で、唯一8時間バッチ炉には△マークが付されておりました。課題あり、ということ

でした。

この8時間炉に焦点を当てること、触れることが、驚くべきことにこの議会内で、ときに議会の議員の質疑までタブー視される、あるいは圧倒的多数の議員に超既読スルーされてきたこと。少なくとも前回の精密機能検査結果による8時間バッチ炉に関する記載に、職員、議員の皆さんが着目していれば、また今期の議会のような党派、思想信条、誰が言ったかなどに拘らず、真剣な質疑、調査がなされていたら、この焼却炉の課題の着手に5年以上遅れることはなかったというふうに言わざるを得ません。裏返して言えば、すでに焼却炉の状況は相当厳しい状態に直面しており、漫然と8時間焼却を許さないところまで来ているのだと、私は推察しております。正直なところ、身震いする思いとともに、次世代に対し申しわけないという思いも交錯しております。

また、島本町が発表した一般廃棄物処理計画案でも、2市1町でゴミ処理を行っている大山崎町で、単純な有料化ではなく、一般家庭ゴミ・ゴミ量抑制の取り組みを行っておられることが記載されておられました。関東地域を中心とした焼却炉を持たず、他団体への委託などで運営されている自治体の厳しいゴミ減量対策から学ぶことも、あわせて強く求めます。

また、もう1点、賛成の理由の中で、町長からは、隣接する高槻市の努力を学び、それ以上に努力をするという決意が委員会で述べられたこと。この明言されたことを、私は支持するものです。新年度末は、町長、副町長、都市創造部長、広域連携にかかる幹部職員には、広域連携、行政の協議の相手として考えている自治体の、スケールメリットだけではない、首長を先頭に事業系ゴミの適正化、不当な行為への厳格なチェック体制を敷かれてきたこと、公正なゴミ処理の徹底、燃やさなくていいゴミの分析、自治体直営で清掃工場を運営する方向を堅持するためのあらゆる努力について、先方のご苦労と努力の歴史、少なくとも過去10年分ぐらいは学んでいただき、次の協議の道を模索していただきたいと思います。

広域連携に果たした、私たち町議会の残念な過去も含めてです。2017年の町長・町議会選挙の争点に、いきなりゴミ問題が持ち込まれた結果、島本町の将来は住民が決めるという意思表示をすることになり、それが、より近隣市町との広域連携を複雑にするきっかけにもなっております。一方で、この3年間で、その財政、ゴミ問題の深刻化の根源は、未だ住民と十分に共有するには至っておりません。結果、計算したこともないのに、大規模都市にごみ処理を頼めば、島本町のごみ処理費用は安くつく、すべて解決するような安易さが、私たち本会議場の発言にも現れていると。未だ、軽々に街中でも出る。そういったことを、私たち議員は厳に戒めなければならないと思っております。

広域連携を模索する相手方の努力を学び、住民とも共有し、謙虚に事に当たることの必要性を知ってもらうことなしに、ごみ処理広域化の課題は、一町長のリーダーシップで払拭できるような状況ではないと私は認識しております。今後も広域行政の現場の厳

しさを、議会や住民への現状の周知徹底、浸透させ、自治体、住民、議会あげて、真剣に広域での連携や委託を要請する素地を作ることの取り組みをお願いいたします。

もう1点の賛成理由は、「都市計画マスタープラン」改定業務へ、島本町の取り組み姿勢が大きく変化することです。2018、2019年度の取り組みで、すでに都市計画公聴会という位置づけを規則として明記をされました。そもそも現行「都市計画マスタープラン」改定は、住民アンケートもない、地域説明会もしない、公聴会など望むべくもない。協働のまちづくりとはほど遠い中、策定されています。

すでに国・府により、財政上無理と見なされてきた水無瀬川文化園構想を温存し、明記し続け、さらに国の緊急土砂置き場をスポーツとリекреーションの拠点にするという記述を、繰り返し継続をしております。都市計画面積にこれらの地域が加わることにより、ただでさえ厳しい公共下水道、流域下水道の必要のない分担金支出を続けてきたという時期もありました。この点については、現場の職員の努力で計画面積の修正が行われていますが、やる気もない、交渉も行わない中で、漫然と、まさに開発指向による財政上の無駄遣いをしてきた時期があったということです。

島本町の安全・安心、道路整備場の課題としては、現行の「都市計画マスタープラン」では、市街化周辺で大阪府言いなりに都市計画道路を廃止しています。島本町の道路整備にも影響を与えていると私は考えています。

さらにこの間、国が交通安全施策整備事業費を大幅削減されている。地方単独事業においては、この20年間で44%という大幅な削減があったということ。さらに大阪府との関係も相まって、島本町内全体の横断歩道が軒並みペンキが剥がれ、初めて通行する人にとっては横断歩道の位置すらわからない。しかし、予定していた横断歩道の塗装ですら、いつ実施されるか見通しもないという答弁もあり、示されていないという厳しい状況です。

しかし、今回の「マスタープラン」改定では、すでに策定の「総合計画基本構想・基本計画」から、水無瀬川文化園構想、緊急土砂置き場部分は削除され、この転換点は、20年近く訴えてきた私、そして日本共産党町会議員団としては、開発優先の都市計画から一步脱却の入り口に立ったと評価をするところが、賛成する大きな理由です。

また、民生教育消防所管でも、長年、有用性・有効性を求めてきた中で、胃がん内視鏡検診、そして保育所保育士宿舎借り上げ補助など、これが予算計上されたことを評価するものです。

その他、子育て包括支援センターの設置、乳がん検査の充実などは、他の会派の議員の質疑によって、今回、実現に至ったということですが、ただ一方で、乳がん検診が2年に一度とされている、その前提の中で対象となる職員さんに漏れないように、その点についての現場の留意をお願いしておきます。

NET119番、消防費の関連予算ですが、この機能について説明会を開催するという

答弁をいただいております。このNET119は、対象は聴覚障がい者及び難聴など補聴器使用者であります。説明会においては手話通訳及び補聴器でもわかる、そういった体制で臨まれますよう強く求めておきます。

最後に、この年度末、新型コロナウイルスによる経営、暮らしへの全国的に打撃が明確になる中、新年度を迎えます。もともと島本町の行革、5%カットによる事業打ち切り・縮小、中小零細企業の動向や、個人・団体の追跡把握が求められていたところに、新型コロナウイルス対策は、ほぼ国の通知に沿った対応、休校措置を取っておられますので、私としては、日本共産党・河野恵子として3月10日に新型コロナウイルス対策への緊急要望書を提出いたしました。ふれあいセンターなど閉鎖中の公共施設の出入り口の配慮、また開設している学童保育室など、担当部局まかせにせず、町全体で人の配置を含めた対応を行うことなど、9項目にわたって要望しております。

地方自治体独自で、全体的に責任を保障するものではないことは十分にわかっております。国・府による措置は当然行われるものとして、しっかりと要望や、住民の実態、委託業者の実態把握を続けていただくことを強く要望し、賛成の討論といたします。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前11時09分～午前11時25分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第30号議案 令和2年度島本町一般会計予算に対し、コミュニティネットを代表し賛成の討論をいたします。

令和2年度は今期の最終年度であり、町制施行80周年を迎える記念すべき1年となります。しかしながら、一方で公共施設の耐震化に伴う支出等により厳しい財政状況が続く中において、庁舎の耐震化の方向性すら見通せず先送りされている状況の中、委員会でも申し上げましたが、歳出の削減は当然のこと、歳入増に対する取り組みが急務であり、しっかりとした財政基盤なくして、島本町の住民サービスの低下は避けられないと考えます。

このような状況を踏まえ、以下、数項目について意見を申し上げ、討論といたします。

昭和15年4月1日に町制が施行され、80周年を迎えるにあたり、今年は様々な記念式典や記念事業を展開されますが、手作り感の中にも、すべての住民の皆さんが心に残るイベントにすることが重要であり、そのためには演出が大変重要であると考えことから、多くの住民の皆さんの意見を参考に進められたい。

商店街サミットにおいても、商店街、商工会、専門家、他市町村の取り組み等を研究されてこられたことに対しては一定の評価をするが、関係者の方々すべてがやる気を出す取り組みが必要であり、地方の商店街の活性化なくして大阪の経済の発展はないと考えことから、引き続き、商店街活性化のための努力をしていただきたい。また、サン

トリー山崎蒸溜所に来られた方を、島本町内に導く工夫をしていただくことを要望いたします。

次に、島本タウンミーティング（しまもトーク）については、今日まで地域ごとの課題等についてご意見を聞いてこられたが、その意見を形にしてこそ、所期の目的が果たせたと言えるのではないか。しまもトークで聞いてきた意見を実現することが、町長の役割であると考えます。例えば、島本町内でも特に高齢化が進み、利便性の悪い地域の大沢・尺代地域の活性化には、交通の利便性の問題等、聞いてきた意見を実現に向け努力をしていただきたいと思います。

公園のあり方については、最近の公園には「ボール遊び禁止」の看板が目につく。水無瀬川左岸地域には緑地公園があるが、右岸地域には大規模なボール遊びができる公園がない。これから整備予定のJ R島本駅西土地地区画整理事業において、2カ所の公園が予定されている。これから公園のあり方も話し合われると思うが、児童公園は乳幼児中心に、規模の大きな公園についてはバスケットボール、サッカー、キャッチボール等ができるスペースと、高齢者の皆さんが集えるスペースなど棲み分けをし、多くの住民の皆さんが楽しめる公園整備を検討していただくことを要望いたします。

LED照明の導入についても、防犯灯、公園灯、街路灯など予算計上されているが、庁舎をはじめ公共施設においても、環境面、コスト面を考え、環境課が中心となり、計画的にLED照明に切り替えていくよう、お願いをしておきます。

清掃工場については、長寿命化工事に多額の予算がかかっている状況を見ると、広域化の実現ができなかったことも想定し、最終決断する時期に来ているのではないかと考えます。

「地域福祉計画」「自殺対策計画」を、より効果的に実施するためには、誰一人取り残さない、孤立させないことが重要であることは言うまでもなく、核家族化、ライフスタイルの多種多様化、個人主義の風潮等、人間関係が希薄化する中で地域コミュニティを再構築するためには何が必要なのか、何を柱に地域コミュニティを作っていくのかを明確にする必要があり、時代の流れに逆行する難しい課題に取り組まなくてはならないと考えます。8050問題についても同様であり、地域コミュニティの活性化とともに、各種相談事業のネットワーク化、アウトリーチの取り組みをこれまで以上に進めていただきますよう、お願いをしておきます。

また、子育て世代包括支援センターの設置については、これまで子育て支援課で行っていた事業も含め新たに設置されるものであり、就学前の子育て世代の支援をワンストップで行えるものとなっています。子育て世代についても、核家族化の進行、人間関係の希薄化により、身近に相談相手がいない、またお子さんの発達段階に不安を抱えている等、様々な事情に取り組んでいただけるものであると期待をしています。

子どもの居場所づくり支援事業補助については、現在は偏りがあるように見受けられ

ます。各小学校区に均等に配置されることが望ましいと考えることから、各小学校区の児童が均等に利用できるような仕組みづくりの検討を要望いたします。

旧やまぶき園の維持管理費用については、現状において必要なものであるとは認識をしていますが、使用していない施設に毎年100万円程度の経費がかかることは、解消しなければならないと考えます。

また、質疑の中で明確となった役場の書庫に入りきれない書類については、膨大な書類で施設管理にも影響が出ており、その結果、維持管理の経費が発生する要因の一つとなっています。これについては文書管理規程の見直しを行い、保存すべきもの、そうではないものを再検討し、適正な文書管理に努めていただく必要があると考えます。

また、やまぶき園の設置条例が廃止された現在、施設の所管替えも含め、全庁的な施設のあり方の検討を進めていただくことを要望いたします。

新型コロナウイルスの影響で小・中学校が休校となっている現状から、単位不足等、新年度に影響が出るのが予想されます。現状の把握に努め、影響が最小限となるよう検討をお願いします。

また、マスクが不足している現状を踏まえ、マスクの配布先については住民課、町立の保育園だけでなく、民間保育園にもマスクが行き渡るよう配慮をされたい。

GIGAスクール構想については、ソサエティー5.0時代に生きる児童達の教育環境を整備する目的で行われ、インターネット環境整備に2ヵ年、端末の導入に3ヵ年計画で行われるものです。これについては大きな費用負担が伴うものであり、端末の導入後の更新については各年において平準化を図り、単年度に費用負担が集中することがないように、計画的な環境整備・端末の導入を検討していただくことを要望いたします。

また、AI等の技術が進化することにより便利になっていくのは理解をしますが、あくまで膨大なデータから統計をもとにした答えを出すものであり、情報を読み解く力で差が出るものであると考え、また人と人との繋がりもこれまで以上に重要になっていくと考えることから、デジタル一辺倒ではなく、ある意味、アナログ的な部分も両輪で進めていく必要も増していると思います。

学校長寿命化計画については、現在ある施設の維持管理を適正に行うために有効であると考えます。作成された計画をもとに、耐用年数、人口の推移、維持管理費等のバランスを考慮し、施設の適正な維持管理に努めていただくことを要望いたします。

人権教育研究協議会、教育研究会、在日外国人教育研究協議会については、研究された内容を教育の現場へとしっかりとフィードバックし、進捗の管理についても適正に行っていただきますよう、お願いをしておきます。

NET119システム、多言語通話サービスの導入については、制度導入の成果を効果的に発揮するためには制度の周知が重要であり、部局間で連携を取り、必要な人に必要なサービスが行き届くよう、周知を図っていただくことをお願いをします。

各常任委員会審査の中でも、様々な意見要望を申し上げましたが、すべての住民に魅力ある、持続可能なまちに住み続けていただくには、自主財源の確保が必要不可欠です。歳入の確保策を模索し、財政力を高められ、良いまちをつくる努力をお願いします。

最後に、予算編成の段階では、この新型コロナウイルスの影響というのは予測されなかったことであると思います。しかしながら、今現在の状況を考えると、日本経済に与える影響も大きなものであると考えることから、本町の財政の収入にも大きな影響があるのではないかというふうに考えます。今年度予算編成で、このあげられている予算につきましては、慎重に、しっかりと状況を踏まえたうえで、適正な予算執行していただくをお願いしておきます。

以上申し上げ、第30号議案 令和2年度島本町一般会計予算について賛成の討論いたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第30号議案 令和2年度一般会計予算、公明党を代表しまして賛成の討論いたします。

歳入歳出総額131億7,600万円、前年度に比べ16億4,700万円、率にして14.3%の増となっています。

今後も厳しい財政状況が続く見通しから、本年度予算におき様々な事業での歳出の縮減に努められたところではありますが、一般財源での歳出が増加し、多額の財源不足を補うため積立基金を約9億2千万円取り崩す状況となっています。今後も、財源不足を補うための基金の取り崩しは避けられない状況と考えますが、本町の行財政運営において、今後の見通しが立てられるのか、懸念されるところであります。そのためにも、具体的な財源確保に努めていただけるよう要望いたします。

清掃工場は、毎年1億円前後の費用をかけての維持補修をされており、令和2年度から3年度にかけては大規模改修も予定されています。公明党といたしましても、本町の将来のためにも、高槻市さんとの広域連携を視野に協議できる体制を整えていただけるよう強く要望いたします。

島本プラスチックスマート宣言について、さらに住民の皆様へのごみ分別の周知徹底とともに、レジ袋削減にも努めていただきたいと思います。

防災会議については、委員の女性比率が、本町では委員数21名中4名で、約19%のことでした。防災対策に女性の視点を活かし、子どもや高齢者、障害者など、災害弱者へのきめ細かな配慮・対策に繋げるためにも、各種団体から女性委員を推薦していただけるよう働きかけを要望いたします。

役場庁舎の耐震化については、令和2年度予算編成を一つのリミットとして検討するとの考えを示されていましたが、未だ取りまとめに至っていないとのこと。財政状況を鑑み、早期に方針を示していただけるよう、ご努力、お願いいたします。

生活困窮者自立相談支援事業におきましては、内閣府の調査によると、平成30年度、満40歳～64歳までの中高年の引きこもり状態にある者が約61万人にのぼると推計されており、この自立支援事業の中で相談窓口の明確化をするよう、周知するよう、しっかりと厚労省より市町村に文書が下りております。そのことを受けて、町の答弁では、委託してある社会福祉協議会より、4月、10月の広報誌で住民周知をすると言われていました。また、新型コロナウイルスの影響で、生活に不安を抱える人が適切な支援に早く繋がるよう、困窮者支援窓口での相談ができることも、しっかりと住民に周知をしていただきたいと思います。このことをしっかりと、積極的にされることを要望したいと思います。

旧やまぶき園の維持管理費の負担軽減を要望させていただきましたが、しっかりと、この件についてもよろしく願いいたします。

福祉ふれあいバス運行業務は、5年契約で、リースで運行されています。高齢者の外出支援サービスとともに、小型であっても2台で運行し、多くの高齢者が利用できるよう要望いたしました。

ふれあいセンターいきいき健康課が窓口となり、子育て世代包括支援センターが10月より開設されますが、住民にわかりやすく、案内板を上から吊る等、工夫していただきたいと思います。

また、教育委員会におきましては、新型コロナウイルスの対策にあたっていただき、職員の皆様、本当にありがとうございます。また、この3年間を振り返りましたとき、各部署とも全職員の皆様にはご尽力をいただきました。特に私は、教育子ども部におきましては大きな課題が山積みでありました。大変だったことと思います。一つひとつ、前へ進めていただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

ICTの環境整備、国では「誰一人取り残さない教育」実現のために、児童生徒1人に1台のパソコンの配備となっております。小学校4校に対し1人程度の支援員の派遣、今後におきましてはデジタル教科書も検討していただきたい。このことを要望いたします。

保育士宿舍借り上げ支援事業補助金は、保育士確保対策として評価できるものでございます。

旧キャンプ場撤去工事設計業務に関しましては、府の所有であるトイレのみを残して、撤去工事設計の予算が計上されておりました。

最後になりますが、第三小学校A棟建設におきましては、新型コロナウイルスにより中国からの部品等が入らなく、建設業界では仕事の予定等に支障を来していると言われておりますが、どうか、この第三小学校A棟建設におきましても、予定どおり工事が進むことを期待し、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第30号議案 令和2年度島本町一般会計予算に対し、自由民主クラブを代表

いたし討論を行います。

まず冒頭に、コウモリが感染源と言われている中国武漢市を発祥地とされています新型コロナウイルスの感染拡大防止及び収束に向け、議会、委員会中でもございましたが、教育委員会、健康福祉部長、危機管理、消防をはじめとする各部署の皆様並びに町職員をはじめ皆様にとって、日々、ご尽力いただきましたことを心より感謝申し上げますとともに、疲労、疲弊色が出てくるこの時期でございますので、くれぐれも自己防衛、自己管理にご留意されながら、引き続きのご尽力をお願いいたします。

さて、山田町政にとって政策を含めた予算編成の最終年となります、この令和2年度の一般会計の歳入歳出総額は、町制80周年を迎える中、過去の高額予算編成2位となる131億7,600万円となっています。ちなみに、この80年の歴史を迎えるところでございますが、平成29年度、また令和元年度となる平成31年度におきましても、高額予算の上位、5位、6位を占めてくると、こういった予算編成が続いております。町制80年の歴史の中におきましても、今回、9億2,438万4千円の、9億円以上もの基金の取り崩しを計上されるのは初めてであるということをおし伝えておきます。財政を鑑みず、施策のみの主観の傾向に、やはり基金の残高も危惧しております。

山田町政では、平成29年のときには、ほんとに法人の業績の良好により取り崩さずに済みました。平成30年度で、目的基金以外の3基金でも取り崩したのが6億円以上の6億4,754万5千円、この令和元年度におきましても、決算を伺ってませんが、おそらく4億前後の取り崩しになってくるんだらうと計算しております。このうえ、財政調整基金で4億2,438万4千円の計上となり、減債基金では1億、また公共施設整備では4億を取り崩される、繰入の計上をされております。

主な3基金の残高の答弁をいただきましたが、この目的基金残高も合わせますと、令和2年度の予算ベースでの基金残高は約28億～29億の残高になってくるのではないかと想定できます。平成30年度末では、目的基金も含め全基金では約40億5千万円弱ありました基金でございますが、この約28億～29億の残高になる予算ベースにおいては、ご努力いただきたいと思います。あくまでも予算ベースという部分でありますので、財源確保にも努めていただかなければならないということをおし添えておきます。

こういった厳しい予算編成の要因は、財政に直結する急激な宣言動向に対しまして苦言を申してまいりました。職員の皆様の交通費や研修の手法など、あらゆる涙ぐましい、コツコツとした経費削減に対しまして、職員のご努力にも評価したいと、冒頭に述べておきます。

さて、歳入におきましては、自主財源の町税のうち、本町の土地活用としての政策により、固定資産税や都市計画税においては、特例措置により合わせて約3,801万円ほどの減収になっております。この点においては、相乗効果的な収入に繋がる1日の人口の流動を観察しながら、ご努力いただきたいと思います。

また、人口は多少増となりましたが、個人分は増額になりました。法人分におきましては税制改正もあり減額となっております。合算で約6,684万の減収ですが、新たな偏在是正措置として法人事業税交付金の創設で約7,300万円の増を計上されております。

そして、我々としましても、会派としましても、党を介し政府への要望活動をしてまいり、一昨年度に創設でき、昨年度より国から交付してもらっている森林環境譲与税、地方の現状を踏まえて、引き続きの要望をしてまいり、市町村への配分を100分の80から100分の85へとアップでき、前年度比より173万2千円増額の355万5千円の収入という計上となっておりますことを、一定評価いたします。

また、マイナンバーカードの事務交付金、昨年度より約1,580万円増額の2,245万5千円の計上ですが、町民の方々がマイナポイント還元をされるメリットを取り残すことのないよう、システム構築に、事務などに、ご尽力を引き続きお願いしたいと思います。

また、前会と委員会でも、複数の委員から問題提起されております特別土地保有税の滞納の収入が、長年、1千円の計上でございます。昭和63年から平成元年、2年と、土地取得をされてこられ、元号が昭和、そして平成、令和と、3世代になっても放置されている状態でございます。少し期間をおいて調査したいという町長の答弁でありましたが、これにおいては、やはり80年の歴史に、何とかけじめをつけていただけるような施策へと盛り込んでいただくように、お願いを申し上げます。今回の9億以上の基金取り崩しも、やはり町有地も減っております。土地を売却して何とか奥の手で抑えるという状況ができなくなっている本町でございますので、早期解決をお願いしておきます。

さらには企業版ふるさと納税を創設し、地域創生へと国もバックアップをしてきていますが、大幅な税制改正を予定されております。企業にとっても大幅な減税となることに繋げるように本社に向いて活動をされる、こういったような努力をしていただきたいと指摘しておきます。

次に、債務負担行為に歳出、また町債をすべて含めて申し上げますが、令和2年度・3年度の2年間で3億2,512万6千円、限度額の清掃工場について、複数の委員からも種々ご意見がありました。我が会派としても長年申していますが、平成3年に供用開始された清掃工場の寿命は、一般的には維持管理経費と新設費用との費用対効果の比較から20年程度と言われておりますが、本町の清掃工場はすでに29年が経過します。1日でも長く稼働させる必要があり、毎年、多額の費用をかけ、今回、2ヵ年でされるということにおいては一定評価したいと思います。

法的には、廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第4条第1項に市町村固有の事務として位置づけられております。さらには、法改正により循環型社会形成推進交付金制度の交付を受けるためには人口5万人以上、または面積400㎏以上の地域が交付対象とされております。さらには環境省が定めていますごみ焼却施設の設置基準が日量100t以上の能力を有する全連続焼却炉となっていることから、本

町の場合は対象外地域となり、本町単独での施設整備は財政面から見ても不可能と言わざるを得ないということ、長年、伝えてきました。

未だ方向性が示されず、この案件は行政だけでは、にっちもさっちも行かないということに危機感を持っていただき、この方向性を示していただかない中、町長の答弁が少し広域に触れておりました。ただ、その答弁をお聞きしますと、清掃工場においては広域の道筋もまだ見えない状況であるということが伺えました。この施設がいつまで保つのか、危機感を持って、せめて方向性だけでも早急に示していただきたいとお願いを申し上げます。

「都市計画マスタープラン」においては、令和3年を目標年次である現行プランを、2年間かけ、見直しされます。都市計画の基本方針のもと、都市の将来像を示し、地域別の課題に応じた整備方針を定めることは我々も訴えてまいりまして、評価するところでもあります。地域別の課題に応じた方針の案などを通じ、また議論をさせていただきたいと、報告も求めておきます。

そして、環境計画の策定につきまして、景観行政団体への移行により、観光資源の発信力強化や、新たな景観資源の発掘に繋がり、魅力が向上することで、移住・定住人口の増加などを期待し、結果、財政への好影響があると、町長から大綱の答弁をいただきました。

一方、町長は町外にも、平成30年12月5日、「緊急事態宣言」を発令され、この宣言の解除の定義を質問させていただいたところ、2年半後頃に解除するのか、もう一度検討するという答弁でありました。やはり、この「方針」においては定められていて、答弁においては「宣言」と「方針」は別物であるということもおっしゃっておられました。ふれあいセンターの改修費や、80年の歴史にない基金の取り崩しをしながら、早急にこの施策を推進されたことにおいて、しっかりと前に進めている部分でありますので、この「宣言」の解除のほうにおいては、最短で解除できるように努めなければ、他施策にも影響するということを指摘しておきます。

次に各種橋梁、特に2年間かけて入札が5回も不調となりました町道水無瀬青葉2号幹線橋梁の老朽化に、検討業務委託をされます。これ以上の遅れが出ないように実施計画までいけたらという、目標の答弁をいただきました。期待をされてた方々が2年を待っているという状況でございますので、しっかりと、これ以上遅れがないようお願いを申し上げ、劣化による事故の要因となっていました町道横断側溝蓋の改修工事、この令和2年度でも、一定目途が見えてきたという部分を答弁で感じました。

さらに、町道の尺代2号線、また東大寺水無瀬鶴ヶ池線外舗装工事、また水無瀬鶴ヶ池4号線に高浜1号線の歩道拡幅や新たな設置に評価しますが、工事の遅れや安全確保への危惧が回避できるよう、ご尽力を願います。

街路・公園灯LED化や、津梅原水路外付け替えも、複数年かけての工事に、進捗状

況のご報告も求めておきます。

また、過去の一般質問か委員会でも私も申しましたが、公園などをはじめ遊具において、健康遊具への声もありました。老朽化している遊具から健康遊具への活用を強く要望し、前の討論にもありましたように、それぞれの公園の特色、地域の特色を見ながら、それぞれの公園へと活用していただけるようお願いいたします。

令和2年度中には、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の接続（2-6）と五反田雨水幹線の供用開始となります。大きな雨水整備が完了することにおいて、若山台の暫定調整池への水位計等も含め、近隣の方の安全性が一定保たれることになるのか検証を行い、暫定調整池のあり方についても一定の方向性を出せるように検証されることをお願いしておきます。

防災ハザードマップの改定や、ため池ハザードマップの作成、そして、なかなか策定に進まなかったと危惧をしておりましたが、国土強靱化地域計画の策定を、この令和2年度中の策定を目標にされていることは、一定評価いたします。この当年度中に策定ができるよう、遅れないように、お願い申し上げます。

そして、「災害廃棄物処理計画」において、大阪府の中小規模市町村の府県調整型の災害廃棄物処理計画策定モデル事業に参画を本町はされまして、令和元年度中に骨子がまとめられ、この上半期には当該のフォローアップ事業が見えてくるという部分をお聞きしました。この部分において成案化に対しましては、私ども会派としても協力していきたいと、町の骨子の加筆修正の随時を報告もお願いしておきます。

また消防におきましては、委員会での町長の答弁において、広域化の中、目途とできるのが消防ではないかというようなご答弁がありましたので、消防において質疑をさせていただいたところ、その点をお聞きされていない状況でありますので、一定、庁舎内での議論も深めていただきたいと思います。

子育て世代包括支援センターの設置について。少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てを巡る環境が大きく変化する中で、政府としても、課題や危惧することなどを支援していくことに何回にも分け改正をしておりますが、今回、この平成28年の「母子保健法」改正により法定化された、令和2年度末までの全国展開を目指されております。島本町としても、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供する目的でセンターを設置されるということにおいては、大変評価しております。本町として10月設置の努力目標をいただいておりますので、何とか遅れないように、お願いを申し上げます。

また、第四保育所跡地に幼保連携型民間認定こども園の整備運営事業者を公募されますが、一等地でもある場所であります。病児・病後児保育など、本町に現在ない特色保育を募集要項に入れ込むことによって、利用される方々の選択肢を増やす、与えられること、また民間保育園も大変増えてきておりますので、各事業者の特色、サービス、施

策の打ち出しの気運へと繋げていただき、より良い幼保連携型子育ての相乗効果を期待しております。

また、保育士確保において、本町としては臨時給付金を創設し、保育士雇用補助金も出し、今回、保育士宿舍借り上げ補助制度を創設されます。国が2分の1、本町が4分の1、事業者が4分の1の国庫補助であります。この国の要綱では、全国一律で8万2千円ほどであるという積算根拠の答弁をいただいております。保育士不足に、この補助金制度を活用される自治体も増えておりますので、国もやはり国民の皆様の血税であります。令和2年度に、この金額は全国一律ではなく地域ごとの見直しされるということをお伺いしておりますので、本町としても、予算では8万2千円を積算根拠にされておりますが、本町では、これは大変高級物件の金額になってきます。複数のシェアなら納得できる部分ではありますが、1人でも住まわれるということになると、やはり町民感情を察することもあります。よって、他の自治体の借り上げよりも、本町として、本町の物件に限るなり、また2～3人でシェアいただくなり、こういったことを事業所のほうへの要望なり、意見交換をしていただきたいと思います。

また、固定資産税での自主財源に繋げることにもなりますので、地域活性化に繋げ、多少なりとも本町としても、この補助制度、4分の1を出す部分において、メリットへと繋げていただきますように、要綱作成にあたっていただくようお願い申し上げます。

耐震化に向けて、遅れていた第三小学校A棟の建て替え、計画時点と大きく離れた多額の費用を講じることになりましたが、安全確保と、これ以上の増額にならないように、また監督もお願いしておきます。

そして、教育施設においては、教育センター以外は一定の耐震化の用途は付いてきましたが、耐震化はあくまでも耐震補強であり、延命措置ではないということも過去から伝えております。今回、学校施設等の長寿命化計画を策定されることは評価いたしますが、三小のA棟以外は新棟ではない部分において、耐震化とは言えども維持管理整備に費用がかかっているということ。一方、こういった中で長寿命化計画を策定いただきながら、中長期見通しの精度を上げていただき、ご報告もお待ちしております。

また、AI時代にGIGAスクールにおいては、昨日、東京の勉強会にりましたが、元文部科学大臣もおっしゃってございました。今後の教育の環境の変化におきまして、やはりタブレットにおいては持ち帰れる、こういった環境整備をしていかなければならないというような声もありました。例えば、今回の新型コロナウイルス等のやむを得ず学校の休校をしなければならない状況に陥ったときや、不登校の児童のためにも、また教師不足の地域など、この環境の変化は目まぐるしいということもあります。国においても補助をしていくべきだという声もあげております。一定のタブレット端末の持ち帰りができるようなシステムの構築にご努力を願いたい。また、国の動向のほうも見ながら勘案しつつ、先手先手で施策推進ができるようお願い申し上げます。

また校庭開放など、我が会派の同志も長年質疑、指摘をしてまいりまして、今回、放課後子ども教室の調整・見直しをされることに評価したいと思います。

また、在宅医療と介護の連携にも多々課題があるかと思いますが、引き続きのご尽力を願い、旧やまぶき園においての複数の委員さんからの多々ご意見もありました。我々会派としましても、やはり近隣の地域の安全確保におきましては施設撤去を望むところではありますが、大阪府の方針では、更地にするにも、杭の問題や土壌問題に多額の費用をかけねば許可が出ないということも想定しております。冒頭に申した財政状況の大変困難な状況であるという部分でありますので、一定、この課題説明などができるように、大枠でも概算などを出していただけるようお願いしておきます。

他にも種々ありますが、大変長くなりましたので、最後に2点のみ。

1点は、やはり予算計上にあがりませんでした、見送られました役場庁舎の耐震・建て替えですね。震災時において中核となるこの施設、また島本町民の避難誘導をしていただく職員の皆様が業務を行う施設でもあります。そして全世代、全町民に関する重要なサービス拠点であります。建て替えによる耐震化が見送られた現在、検討中との答弁であります。やはり国の特定財源、起債活用には期限が切られております。早期に考え方を示していただきますようお願い申し上げます。

そして最後に、大綱でも町長のリーダーシップを伺いました。そして委員会でも質疑があり、新型コロナウイルスの拡散防止の協力を得るべく、国や地方自治体に、世界で自粛を各種団体等をお願いしている組織の町長、トップとされ、3月1日にありました活動団体のグループワークの会へ出席されたということの指摘がありました。その際の町長の答弁では、全く問題ないというわけではないが対策を講じているからと聞いたということで出席されたという答弁には、やはり、町長として受け身のみでの判断をされたのではないかと思います。町長は、この組織の運営のトップであります。自己管理、そして自己防衛としての見解が見えないところ、非常に大切な予算審議の最中であるにも関わらずという部分もあります。そしてさらには、その翌日には島本町内の学校を休校にするということをすでに決定されている日曜日であったと思われれます。こういった中、やはり住民感情や、また町長自体の安全性、この点を鑑みられて出席をされるべきではなかったのではないかとはいし添えておきます。

この点においては、あくまでも道義的な部分でありますので、苦言を申し上げ、大変苦言を言うところもあり、また評価するところもありましたが、最後に一定の部分において進めていかなければならないものが多々多いということで、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

第 30 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

村上議長 起立多数であります。

よって、第 30 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 0 時 06 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村上議長 引き続き、第 31 号議案 令和 2 年度島本町土地取得事業特別会計予算に対する
討論を行います。

村上議長 まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 31 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 31 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 32 号議案 令和 2 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論
を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第 32 号議案 2020 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対し、日本共
産党・河野恵子より反対の討論を行います。

理由については、1 人当たり年間保険料が前年度比 5,251 円、率にして 4 % の増とい
う連続値上げを呈していること。昨年度から連続値上げにまた転じ、今回、資料、河 16
より拝察するところ、低所得層、ほぼ全階層が値上げをするという資料が示されていま
す。一方で、予算上ではありますが黒字会計や、国民健康保険の基金残高は毎年増加の
一途であります。また、この 2～3 年で、この基金残高はほぼ倍増をしているにも関わ
らず、保険料軽減どころか保健事業にも思い切った財政投入もできない。基金が活用で
きないまま貯め込んでいくしかないという、がんじがらめの財政構造に陥っていること
は、もう明白です。

そのうえ、国民健康保険運営協議会の資料、河 32 によりますと、大阪府の統一保険料の今後の見通しが示されています。2020 年 1 月時点における大阪府が試算した 1 人当たりの保険料額の傾向の分析には、2019 年度を起点として、2024 年度には、この保険料が最大は 49.6%、最少でも 28.7%の値上げをするということまでが示されています。

参考までに申し上げますと、町会議員は、すべてではありませんが、国民健康保険の被保険者であり、所得階層でいくと中段階よりも上というふうな所得の階層にはなりますが、毎月 5 万円を超える保険料を支払うということになっております。これが今後、3 年、4 年後には 30%から 50%の値上げを呈するということになるわけです。一般、もっと低所得の階層、あるいは自営業者の方におかれては、所得が変わらなくても保険料だけが毎年値上げをする。払えるような保険料にはなりません。

早晚、島本町としては、やはり改正した条例を再度見直すこと。また、人間ドックの助成額の引き上げや減免制度の充実に基金を活用することを大阪府に認めさせる。結果として払える保険料にし、滞納を減らし、そして予防効果にも繋がるということに転じる、そのことが求められます。

今回、また改めて子どもの均等割減免について問いましたが、島本町における対象人員は 348 人、2018 年度決算分としては、その必要な財源は 860 万 6,419 円と、答弁をいただいております。これを被保険者数 5,900 数十人で割りますと、1 人当たり 1,400 円ということになりますが、この点について昨今の子どもの貧困、そして島本町では自営業、あるいは低所得の方の国民健康保険の世帯は非常に少ないという点からしても、子どもの貧困対策について十分理解は得られる額だというふうに私は考えており、そもそも低所得者の多い構造である国民健康保険被保険者、貧困対策にもなると考えています。

もちろん、国に対して、すでに知事会から国民健康保険財政への地方への国庫負担の 1 兆円増額の要望は明らかになっておりますが、島本町としてもできることはまだ残されている。このままでは大阪府言いなりの統一保険料の促進に手を貸すということにもなりかねません。

その点も申し上げまして、この当初予算に対しては反対の討論といたします。

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第 32 号議案 2020 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論を行います。

保険料の安定化を目的とし、大阪府での統一保険料が導入されたものの、近年、毎年のように保険料が増加し、この傾向は今後も続く予想されています。給付費増の原因は高齢者の増加に伴う自然増にあり、日本社会全体の高齢化に伴い、この点は致し方がないことですが、今後については、近年、老年症候群の予防の観点から注目されるフレイル対策が含まれる高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事業を行うとのことでした。これにより、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、また医

療費削減、保険料の安定化に寄与する施策となるように、積極的に取り組んでいただくことを求めます。

また、高すぎる保険料は加入者に重くのしかかっています。国保の構造的な問題の解決には、国の公費負担の増加をしてもらうことが必要ですので、引き続き国に財源確保の働きかけを行っていただきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

村上議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第32号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

村上議長 起立多数であります。

よって、第32号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第33号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第33号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第33号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第34号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計予算に対する討論を

行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第34号議案 2020年度島本町介護保険事業特別会計予算に、日本共産党・河野恵子より反対の討論を行います。

全体的な介護保険事業に関わる歳入歳出について反対するものではありませんが、島本町の独自対策、方策としての地域包括支援センター、4月1日以降の民間委託において、やはり十分に納得と、本来の求められた役割について十分な機能が担えているのかという疑問を呈し、反対の討論とするものです。

この地域包括支援センターが全国で設置された当時は、民間委託という方式も当初から採用されている自治体もありましたが、島本町としては町立として直営開所され、また開所当時は中堅、経験のある保健師、職員を筆頭に、町内の社会福祉法人、医療法人のベテラン職員さんの協力体制をいただくという、その職員の皆さんの熱意にも支えられ、初回の相談の依頼、地域からの通報、そして相談のインテークから実地調査、訪問、介護保険制度との連携、福祉事務所の高齢・障がい者担当との緊密な連携、そして介護保険以外の困難な課題を複数抱えた被保険者、それを取り巻く家族や、高齢者虐待事案などでの迅速な対応を行っておられたということを、私自身はこの十数年間、目の当たりにしてきた1人であります。

私自身も、住民の皆さんには、この島本町の地域包括支援センターは高齢者、予防介護を必要とする人たちの福祉事務所のようなところだと、説明をしてきました。その相談実績をあげれば、枚挙に暇がありません。しかしながら、4年前に突如、夜間・休日対応が求められるという議会質問に端を発して、現在の状況に至っております。もちろん、島本町職員として、常勤職員として主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師などのマンパワーを確保し、常駐させること自体の自治体としての困難さは理解をしているつもりです。

しかしながら、これまでの実績を鑑み、相当高度な知識と経験を有する職員の配置が求められ、職員体制を保障したうえで、開設時間は月曜日から土曜日、9時から6時ということになりましたが、本来、これは1人職員を増員させた体制を置き、可能とされたものです。24時間の相談体制については、まだ明らかにはなっておりませんが、いずれ体制は整備されるということも聞き及んでおります。

しかしながら、財政的な効果を見ますと、今回の本会議や委員会質疑でも明らかになっておりますが、1月から3月までのこの引継ぎ期間に関する人員にかかる予算及び新年度の歳入歳出予算に関しては、委託をする前後の比較においては、財政的な効果はほぼ見られないということは明らかになっております。

その一方で、島本町役場として、この民間委託において一つの現場を失うということがあります。その懸念が大きいです。住民、高齢者の信頼を得てきた相談業務のスキル

について、これから島本町全体として質・量の低下への懸念が、それがひいては今後の島本町という自治体の住民福祉の向上という、島本町の政策・施策立案上のスキルの低下に繋がらないかということ懸念するものです。

もう1点は、委託をした後のセンターのハード面の状況、環境の問題です。あくまで「島本町地域包括支援センター」として4月1日からスタートをされます。本日も、議員ボックスに『困ったときは相談してください！ 頼りになります！ 地域包括支援センター』というリーフレットを配っていただき、これは島本町広報に折り込んで、4月には全戸配布をされるものというふうに認識しております。

しかしながら、これは島本町地域包括支援センターとしての独立性をしっかりと担保していただかねばなりません。介護支援事業所とのしっかりとした独立性が保たれているということ。しかしながら、改めてこの住所地を見ますと、この事務所の入り口は1ヵ所であると。しかし、そこから仕切りがあつて、地域包括支援センターと介護支援事業所とが分かれて入室されるものだというふうに聞き及んでおります。

しかしながら、入り口が1ヵ所ということで、日々、訪問介護等の職員さんの往来があるところで、相談者の出入りもある。島本町に1ヵ所しかない相談センターであるからこそ、相談者のプライバシーや、また施設面での外形・外観上も、中立公正、公平、独立性を保っていただきたかったというのが、私自身の相談業務の経験から見た思い、そして被保険者の1人として、また一議員としての思い、強い要望であり、最低限度の基準だというふうには考えております。

受託される予定の医療法人立の医療機関や介護支援事業所、介護施設が、町内に多岐にわたり複数ある中で、それら機関への苦情や調整等も預かっていただく仕事も担っていただくこととなりますが、地域包括支援センタースタッフの中立・独立性の担保は、まずはセンター施設の配置のありようだというふうに考えております。そのところが、この4月1日から十分になされていくのかという懸念は強く抱いております。

また、大綱質疑でも申し上げましたように、福祉ふれあいバスの巡回先であるふれあいセンターから水無瀬駅前の事業所へとセンターが移転することに伴い、住民相互に利便性は、それぞれプラスマイナスはあると思われませんが、来所される本人・家族の移動上の保障などは、大綱質疑で述べたとおりであります。

地域包括支援センター民間委託の必要性について、夜間・休日の相談体制をという、そういったことが100%払拭されないまま4月1日を迎えるということについては、やはり納得するわけにもいかず、住民に対して私は説明がつかないものと違和感を持ったままのスタートになるというふうに思っております。

当初の目的や意義が十分に果たせていない。もともと民間委託そのものにも疑問を持っておりますが、実施を目前にこの不十分さは否めず、反対の討論といたします。

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第 34 号議案 2020 年度島本町介護保険事業特別会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論を行います。

これまで直営だった地域包括支援センターが民間委託となります。これにあたり町は運営方針を定め、これに基づき町及び介護保険事業運営委員会が、その点検や評価を行うこととなります。民間委託にあたっては、これまで公平・中立性の担保に対して多くの懸念の声が寄せられていました。これらを踏まえ、町は直営のときと同様、民間委託先の地域包括支援センターの公平・中立性が保たれるよう注視していただきたく思います。また、関係機関と行政の連携が保たれるよう、センター設置の責任主体として積極的に関与していただきたいと思います。

また、委託対象とならず、町が主体となっていくいき百歳体操、認知症対策、在宅医療と介護の連携などの充実も期待するところです。

以上をもちまして、賛成の討論とします。

村上議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 34 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

村上議長 起立多数であります。

よって、第 34 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 35 号議案 令和 2 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 35 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 35 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 36 号議案から第 40 号議案までの令和 2 年度島本町各財産区特別会計予算 5 件に対する討論を、一括して行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案 5 件に対する委員長の報告は、可決であります。

第 36 号議案から第 40 号議案までの 5 件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 36 号議案から第 40 号議案までの 5 件は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 41 号議案 令和 2 年度島本町水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 41 号議案 令和 2 年度島本町水道事業会計予算につき、賛成する立場から人びとの新しい歩みを代表して討論を行います。

水道は、命と暮らしを支え、都市計画の根幹をなすものです。地下水 90%の水道水は、島本の最たる魅力の一つであり、お茶もご飯もおいしい、日常の豊かさを支えています。

まさかの災害に備えて、施設や管の維持補修・管理、耐震化を計画的かつ効率的に行う必要があります。第 3 低区配水池補修工事費、老朽配水管布設替え工事費、水道管路更新実施計画業務委託料など、すべて必要なものと認めるものです。引き続き、住民福祉の

向上に努めてください。

また、「民法」債権関係の一部改正により、令和2年度から当面の間、複数の時効期間が併存することとなるので、この点、十分に留意され、債権管理を行っていただくよう求めておきます。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第41号議案 2020年度島本町水道事業会計予算案に対し、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

大綱質疑及び委員会質疑を通じての歳入歳出の項目及び費目について、概ね必要と認めるものです。中でも、防災・災害対応ということを重視したボトルドウォーター、今年度からはペットボトルを廃止、アルミ缶での実施をされるということで、安堵しております。また、応急給水タンクの配備等については、特に必要と認めるものです。

しかしながら、1点、今後の取り組みとして情報の共有を図る必要があるということについて申し上げます。

委員会質疑の中で、府域一水道の方向性や、あるいは大阪府環境医療部が示しておられる各市町村の水道の今後20年、40年先のシミュレーションについて、一定の議論をさせていただきました。その中で明らかになったのが、島本町長や、また大阪府内自治体の広域水道企業団に統合されていない自治体に対して、財政シミュレーションの参加について、2020年1月、アンケート照会があったということが明らかになっております。その中では、確かに水道事業統合促進基金というものを活用して、統合する・しないの中での財政シミュレーションをしていただけるように間口を拡げられた。あくまでも統合の意思がない自治体においても手上げができるという、そういった今までとは違う方法を取られていて、そこには、町長としてシミュレーションに参加の意思表示をされたということが答弁で明らかになっております。

この点については島水工第1051号、関わって、3月25日付けだったと思いますが、全議員に対し、これは広域水道企業団ではありませんが、これは大阪府環境医療部としての取り組みの一環と思いますが、2020年3月24日付けで「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」、相当膨大な資料であります、届けられております。

広域水道企業団からはシミュレーションの意思確認アンケートが来、そして大阪府環境医療部からは「府域一水道に向けた水道のあり方に向けた検討報告書」が出されるという、両サイドから挟み込まれているという状態ですが、このことは「施設の最適配置」ということにもありますが、しかしながら、2018年の「水道法」の改正により、都道府県による基盤整備計画策定ということが一定義務づけられた中での示しだというふうに思っております。そういった合理化ということについて、全く否定するものではありません。

せんが、「水道法」改正のもう一つの意味は、民営化やコンセッション方式ということをはらんでいるということ、これは絶対に無視するわけにはいきません。

また、島本町議会との関係でいきますと、この広域水道企業団ができて以来、全員協議会や町議会議長を通じて意見照会が来る内容は、この間、ただひたすら議員定数または議長選出方法だけについては議員全員協議会に下りてきますが、それ以外の島本町の水道に関わる議案や、こういった方向性、まして先ほどの町長に対するアンケート活動をしているようなことについては、一切、島本町議会には直接的な情報提供はないと。こちらから情報を取りに行かなければ教えてもらうこともできないというような関係性の中での、今の広域水道企業団であるということ、この島本町として、「昭和の名水百選」にうたわれた地下水を中心とする水道を持つ島本町としては、由々しき事態に至っているというふうには言わざるを得ません。

その点も含めまして、この予算議会の中で明らかになったことや様々なデータがあったことについては、議会として、議員として受け身には終わらせずに精力的な検討・調査、そして住民との情報共有ということが急がれるというふうを考えております。

しかしながら、島本町としては本年度から来年度にかけて、「地域水道ビジョン」の策定を、今、着手され、すでに住民アンケートも終わられていると聞いております。自由記述の内容なども盛り込んで、一定、充実を図られたうえでのアンケートと聞き及んでおりますので、その内容について早晩、議員にも報告をしていただき、そして広域水道企業団や大阪府環境医療部からこういったものが矢継ぎ早に出されてきているという、この情勢についても、しっかりと住民の皆さんと共有をしていただきたいと思います。これは私自身が議会報告を全戸に配布する中で、やはり一番反響があるのが水道問題です。

その点について、島本町のアイデンティティでもある水道については、こういった資料提供もいいですけれども、許される範囲で、町長からの経過報告や質問に答えるという形ではなく、議会全体に対する報告も怠らずにやっていただきたいと思います。このことを強く申し述べまして、会計そのもの全体については賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員 第41号議案 令和2年度島本町水道事業会計予算に対しまして、コミュニティネットを代表して討論を行います。

水道事業の使命は、申すまでもなく、安全で安定した水道水を各家庭に供給することです。令和2年度の主な事業として、施設整備事業費の委託料で水道管路更新実施設計業務に3,500万円、また工事請負費では第3低区配水池補修工事9,500万円をはじめ老朽配水管布設替え工事1億3,640万円、深井戸水位計更新工事253万円、急速ろ過池自動弁更新工事1,012万円、また第2高区配水池流量計等更新工事586万5千円が予定されています。

これらの事業は、水道水の安定供給及び効率的な業務を進めるうえにおいて欠かすことのできない事業であり、一定の評価をしているところですが、一部の地域では、配水管の漏水対策工事をした後に、近くの場合においても同様の管路の配水管が漏水し、工事を行っているケースも見受けられます。このような場合においては、経費の削減の観点からしても、その都度の対応をするのではなく、一斉に布設替えをされるよう要望をしておきます。

また、住宅開発により給水人口の増加は見込めるものの、節水意識の高まりや節水機器の普及により給水収益が見込めない中、今後とも複数水源を維持し、より一層の効率的な事業運営に努力をされ、安全で安定した水道水の供給に努めていただくようお願いを申し上げ、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第41号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第41号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第42号議案 令和2年度島本町下水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員 第42号議案 令和2年度島本町下水道事業会計予算について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

本予算は、下水道事業収益8億6,580万円、下水道事業費用8億4,480万円、資本的収入8億9,889万8千円、資本的支出12億5,610万円とし、事業の予定量では高浜二丁目の一部区域における約0.7haの整備を予定され、排水区域を304.6haに、また建設改良事業費総額を対前年比8%増の7億2,383万2千円とし、うち公共下水道整備事業・対前年比14.5%増の6億8,190万9千円とされたものです。

本年度から公営企業会計を採用され、雨水・公費、汚水・私費の原則についてのお考えを確認させていただいたところ、収益的収入としては下水道使用料4億1,795万円を

見込み、雨水処理費用に対する一般会計からの負担金として、雨水処理負担金では1億8,522万1千円を計上し、収益収支として2,100万円の黒字計画になっているとのことでした。

他方、その屋台骨を支える資本的収支に関しては、資本的収入は企業債4億7,310万円、国庫補助金2億5,746万円、受益者負担金100万3千円、出資金1億6,033万5千円の、対前年度比2.3%増の8億9,189万8千円を計上され、資本的支出は対前年度比4.2%増の12億5,610万円を計上されています。

本来であれば、資本的収支においても雨水・公費、汚水・私費の原則を適用することが基本とのご認識をされている中、資産の切り分け途中とのことですので、適切な運営のためにも早急にも実施されることを要望し、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第42号議案 令和2年度島本町下水道事業会計予算につき、賛成する立場から人びとの新しい歩みを代表して討論を行います。

令和2年度は、下水道事業30周年を迎えます。起債の償還が30年であることから、初期の整備の償還費の返還は減少が続くものの、老朽化はあらゆる施設で進んでおり、耐震化という大きな課題もあり、施設の維持管理には今後も多額の費用を要します。

一方、町財政がますます厳しくなっていることから、一般会計からの繰入金をこれまで以上に精査していくことが、公企業会計事業への移行後の大きな課題となりました。出資金として都市計画税を財源にするも、それだけでは賅いきれず、繰入金4億2,500万円のうち、資本費平準化債を1億4千万円発行する予算編成となっています。

上水道、下水道事業にかかる工事は大変高額ですから、妥当かつ公正な価格で工事が行われるよう、常に情報収集と技術力の向上に努めてください。

山崎ポンプ場については、ストックマネジメント計画策定を待つまでもなく、一部汚水処理施設において不具合が生じ、改修工事が必要になっています。工事完了まで厳しい管理運営を強いられることとなりますが、常に状況を監視し、慎重に対応していただきますようお願いいたします。

使用料については、「財政健全化計画」において令和3年度まで見直しをしないとのことでしたが、住民の暮らしに最も近く、ほぼすべての世帯が利用している上下水道事業です。住民の参画は必須で、なおかつ財政的な視点も含めて、専門的に上下水道事業を検証できる諮問機関を設ける必要があると考えています。過去数年、繰り返し述べてきたことです。他の部局では各種審議会の設置が当たり前になっている時代ですので、上下水道部におかれましても前向きに検討していただくよう、再度求めておきます。

ストックマネジメント計画作成業務、公共下水道島本3号汚水幹線などの管内調査業務、マンホール蓋取替工事、山崎雨水幹線整備工事（第1期）、五反田雨水幹線整備工

事（第2期・3期）並びに除塵機設置工事、すべて必要なものと認め賛成といたします。
以上です。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野恵子 第42号議案 2020年度島本町下水道事業会計予算案に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

種々述べられている、様々な事業に関する歳入歳出において概ね必要なものと認めるものですが、引き続き、雨水幹線整備等への国の補助、交付金等の獲得については、近隣市町村との連携のもと強めていただくことが必要であるというふうに思っております。また、五反田雨水幹線の年度内供用開始、山崎地区雨水幹線（第1期）整備工事は、もちろん急がれる事業と認識しておりますが、特に高浜地区の汚水整備の供用開始は、2006年度の市街化区域編入からすでに14年経つ地域としては、円滑かつ早急な実施、供用開始を求めるものです。

あと1点、質疑は、私はいたしませんでしたが、山崎ポンプ場のLED化の事業です。ここは24時間の運営される施設として、終日、こういった点灯が行われるというふうに思っております。周辺住民、自然環境への配慮は当然なされるものとして、各種示されているガイドラインや有識者の知見などをもとに配置のあり方、照度への配慮というのは当然のものというふうに考えております。さらに言えば、ポンプ場では24時間働く労働者がいるということについて、その労働者への心身に及ぼす影響や業務への効率・効用についても、一考を求めるものです。

この点についての配慮は、すでに様々な議論がなされておりますので、その点、私も同様の思いということをお願いしまして、全体としては賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第42号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

村上議長 起立全員であります。

よって、第42号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第2、第43号議案 監査委員に関する条例及び島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇） それでは、第43号議案 監査委員に関する条例及び島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、「地方自治法」の一部改正により、引用する条項に条ずれが生ずること等のため、改正するものでございます。

改正内容につきまして、参考資料の「新旧対照表」に基づき、ご説明を申し上げます。

まず、第1条関係、「監査委員に関する条例」の一部改正につきましては、引用する「地方自治法」の第243条の2第3項が「第243条の2の2第3項」に、次に第2条関係、「島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」の一部改正につきましては、「第243条の2第8項」が「第243条の2の2第8項」に、それぞれ繰り下がることとなるため、改めるものでございます。

その他、文言の整理を行うものでございます。

なお、今回の改正につきましては条ずれに対応するものであり、内容の変更はございません。

施行期日につきましては、本年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第43号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

村上議長 起立全員であります。

よって、第43号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3、第44号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇） それでは、第44号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、会計年度任用職員にかかる規定等を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、議案書44の4ページの次に添付しております議案資料に基づき、ご説明申し上げます。

2の「議案の概要」をご覧ください。

今回の改正につきましては、「地方公務員法」第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は制度導入前の任用形態や任用手続きが様々であることに鑑み、サービスの宣誓を、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるようにするとともに、府費負担教職員につきましても現状に即し規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、現行条例上、新たに職員となった者は任命権者等の面前で宣誓書に署名してからでなければ職務を遂行してはならないこととされておりますが、今回の改正を踏まえ、会計年度任用職員につきましては、勤務条件等を明示する任用通知書の様式の中に宣誓書の欄を設け、署名押印のうえ提出していただくことで、宣誓を行ったものとみなすことができるようするものでございます。

最後に、施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、第44号議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 1点、確認をさせていただきたいと思っております。会計年度任用職員の制度導入前、任用形態や任用手続きが様々であることに鑑み、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるようにするとおっしゃっていますが、制度導入前の宣誓については、そもそもどのようなものだったのでしょうか。宣誓はなかったということなのか、宣誓を行っていたならば、それはどういった手法で行われていたのですか。

総合政策部長 まず、正規職員につきましては、辞令を交付する際に揃って宣誓書を読み上げて、その場で署名をしていただくという方法、これはこれからも変わりなく実施をしております。会計年度任用職員につきましては新たな制度でございますので、これまで特に宣誓という部分での提出はなかったわけです。今回、新たな制度ということで、任用通知の署名の中に宣誓書の欄を設けて署名をしていただき、押印のうえ提出をしていただくという方法で、今回、条例改正の中で追加をさせていただくということでございます。

以上でございます。

戸田議員 それは理解をいたしました。私の認識が不足しているのだと思います。臨時

的任用職員の方、つまり会計年度ではなかった、その当時は宣誓をするということ自体がなかったということなのでしょうか。そこを確認したいと思います。

総合政策部長 臨時的任用職員につきましては、宣誓をしていただくという行為については、以前にはございませんでした。

以上でございます。

河野議員 資料請求をさせていただきました。その点について、ちょっと質問させていただきます。

とにかく島本町においては、予算案にかかる積算人数としては371の方が対象となるということが、河1資料から読み取れます。しかしながら、大勢であるということと、大きな制度の変革を、この年度初めに一斉に行われるということですので、その辺りの導入初年度、4月1日、3月31日、今から1週間の間と、4月1日付けでの実務について、改めてお訊きします。

まず年度末、例えば正規職員の場合は、今はまだ会計年度職員さんじゃないですけども、任用しますという内示のようなものは、実際には、今後は正規職員と同様に行われるのか、行われるのであれば時期はいつ頃なのか、お答えください。

それから、先ほど発令通知書と宣誓書をあわせ持った任用通知書を発行するんだということですが、この作成については、いつ頃までに終えられるご予定でしょうか。それと、各課ごとにその任用通知書を引き渡して、各課に、この引き渡しや授受について、あるいは宣誓書への署名を受けるといったことについては各課におまかせされるというふうに認識しておりますが、その点について、4月1日、朝一番の会場確保の問題など、どのような形を取られるのか、答弁を求めます。また、各課において委任されるこういった手続き、事務処理についても、お答えください。

それから、晴れて臨時的任用として、特に長年苦勞されてきた方に、一定ですが、期末手当等の待遇改善、島本町においてはその点、私はやっぱり、かつてから労働組合、組合などの取り組みや活動などが反映された結果でもあるというふうに思っていますが、一定前進した、改善されたという自治体であるというふうに認識しておりますが、これが実際には、ほんとにそういったことを受けられるということがなければ、その人一人にとっては全く喜びに繋がらないということにもなりかねませんし、新年度始まる職場の様々なモチベーションにも影響を与えると懸念しております。

この大所帯である子育て支援課について、173人については、どこで、どのように発令通知をされるのかということと、子育て支援課は学童指導員、保育士、保育所の中の支援員、事務員等の様々な職種があります。その点についての内訳をお答えください。

総合政策部次長兼人事課長 数点、ご質問をいただきました。

1点目に内示等の時期ということだったかなと思いますが、会計年度任用職員の方々につきましては、1会計年度を上限とする年度ごとの任用ということになってまいりま

すので、常勤正規職員と同じような人事異動計画というような形での内示ということは予定をいたしておりません。それぞれの任用の都度、必要に応じて能力実証を行いまし、その結果をお返しし、各必要な所属への配置についてお知らせをするという手続きを行っているものであると認識をいたしております。

次に、任用通知書の作成時期についてですけれども、現在、各所属から、所属の職種ごとの任用予定者の名簿等、情報を人事課のほうでいただいて、人事課のほうで現在、設計中のシステムを用いまして任用通知書のデータを作成し、各課にお返しをして、任用の決裁の手続きを進めるべく作業をしております。

3点目に、各課における任用時の手続きということですが、任用通知書の中に各種の勤務条件であったり、また今回、条例改正をさせていただいて盛り込ませていただいた宣誓書の様式、こういったものが含まれておりますので、これをお示しして、宣誓ということで、各任用させていただく会計年度任用職員の方に署名押印をいただいて、一部を返却をしていただき各課で保存する、こういった流れを想定しております。

最後に、子育て支援課において特に任用予定人数が多いということですが、これは資料をお示ししておるのは、あくまで当初予算案の内訳となる積算人数でございます。具体的な任用予定数につきまして、職種ごとも含めて、ちょっと、ただいま手元に資料がございませんので、はっきりとしたお答えをすることはできません。

以上でございます。

教育こども部長 2点、教育こども部に対していただいております。

任用通知の交付等の場所でございますが、それは勤務場所で行わせていただきます。

そして、先ほど担当人事課長のほうからご説明がありました正式な任用の人数というものにつきましては、現時点の、最終確定時ではなく現時点のもの173人に対する内訳でございますが、家庭児童相談員が2人、看護師が1人、管理栄養士が1人、支援員が19人、スクールカウンセラーが1人、発達支援指導員が2人、発達相談員が1人、幼稚園教諭が2人、延長保育士が26人、学童保育室指導員が25人、学童保育室指導員加配が21人、学童保育室指導補助員が1人、学童保育室長が4人、事務補助員が4人、調理員が13人、保育士が46人、用務員・園務員・校務員が4人の、173人でございます。

以上でございます。

河野議員 詳細にわたるご答弁いただきました。先ほど一般会計の討論でも申し上げましたけれども、相当、現場でも労働組合との協議のうえで、最終的には円満にというか円滑に、了解と協定締結などによって行われたというふうに思っておりますので、いよいよ、これが4月1日で実施されるというふうに思っております。

先ほど一般会計の討論のときに、これも日にちによって数字が動くものですので、詳しくは申し上げられませんが、保育士さんの中で延長保育士やフリー保育士、支援員さんなどの職種の方が、希望されている方が20数名おられるというふうに、私の手

計算上は出ておりますので、延長保育士は別々ですね、だから延長保育士が26人、保育士が46人ということですので、十分にこの希望がかなえられているということと、先ほど次長からご答弁があったように、能力実証の結果を、もうすでに各当該の臨時的任用職員にはお返しをしているというふうに、もう、そういう時期に来ているんだなというふうに思いますが、その点はもう、能力実証の結果もお返しして、あとはプリンターで任用通知書を印刷して、判子ついて、お渡しするところまで、問題なく、円満に事務が進んでいるというふうに認識していいのでしょうか。答弁を求めます。

教育こども部長 再度の教育こども部、保育所保育士に対してのご質問でございますが、すべての方のご希望に添えているかという点につきましては、そのような形になっておられない方もおられるというのが現状でございます。ただ、そういう方々については、やっぱり長年働いていただいたということもございますので、私どもとしては、できる限りの支援はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第44号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

もとより、会計年度職員の導入についての各種条例について、その時点では反対という立場も取らせていただき、しかしながら同時に、先ほど申し上げたように限られた条件の中で、一定、当事者である労働組合等と円滑に円満に導入実施についてたどり着いたということについては、一定評価はしております。

しかしながら、今回、サービスの宣誓ということで、日本国憲法遵守ということをおいて署名捺印をされるということにおいて、また守秘義務という義務についても、今までとはやはり違う大きな責務をさらに課されるという点においては、改めまして、この議場における幹部職員の皆様には、その範となるような行動を、来年度、さらに身を引き締めて取っていただかなければ、会計年度職員さんも頑張りようがないということになりますので、その点は強く申し添えます。

また一方で、質疑の中で、私が先ほどの一般会計予算のときに懸念をしておりました、経験年数が何年であれ、本当に保育士が足りないというときにチラシを作り、新聞に折り込みをし、頭を下げて集めてこられて、その中でも5年、10年と、長年にわたり担任

を持ったり、正規職員と同等の責任を負う中で長期に勤められている方も様々おられます。しかしながら、今回、示された一定の能力実証した結果において、その結果として来年度4月1日現在で、この任用通知書を受け取れないという人たちが存在するということがわかりました。

この点については個別の問題でもあり、踏み込むことは私はできませんが、非常に昨年度の第四保育所の仮移転、そして0歳～1歳の新規入所を受け付けないということの事情が明らかになった段階で、臨時的任用職員さんを、言葉は悪いですが、こういったときには調整弁にするというようなことが早晚起りかねないということは、当時の保護者や職員さんのアンケートでも示されてきており、また会計年度職員の制度そのものについては、総務大臣の答弁などにおいても様々な国の財源の問題等課題はありますが、これを機に雇い止めがあるということは、やはり、あつてはならないという国会での議論もあったところです。

まして島本町としては、特に待機児童がいるという中で、非常にフルタイムなどで扶養範囲を外れて、しかしながら何の手当もなく、育児休暇や介護休暇もない、産休も無休であるというような中で働いてこられた職員さんが、この年度末、十分に納得したうえで4月1日が、任用通知書を受け取る会場にはおられないというようなことがやはりあつて、はたして新年度、落ち着いた保育ができるのだろうか。そういった意味では、個別の課題、個別の問題ありますので、人事的な問題の中身まで踏み込みませんが、適正な人員配置と、来年度以降は第四保育所としても定員を90人というふうに減員されますので、あと1年で、またさらに臨時的任用職員さんの整理・縮小、採用人数の減少ということは、敏感な方ならもうご存じですので、もうあと1年働いて、再来年度、自分がどうなるかわからないというようなことが、やはり、その点は人事部局、あるいはそれを雇用される部局については、その苦勞はご存じだと思います。

十分にそれはね、やはり年度末に急にそれを言われて、4月1日から仕事が見つかるかということであると、私は見つからないと思っております。その辺は、やはり、そういうこともあるのであれば、事前の情報提供であるとか、いろんな職業上の情報提供、あるいは島本町がそういったことを4月1日にあるんだという情報提供があつてしかるべきだったと思いますので、その点は十分に円滑に、適切にやっていただいて、4月1日が、晴れて皆さんが待遇改善ということで、長年の努力、頑張った者が報われるというふうに思って、晴れて来ていただけることを強く要望いたしまして、この条例そのもの手続きについては賛成の討論といたします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第44号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第44号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時05分～午後2時20分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、第45号議案 島本町ふれあいセンター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第45号議案 島本町ふれあいセンター条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

第30条 目的外使用料でございます。

目的外施設である「喫茶・レストラン」の使用料につきましては、月額12万円と規定いたしております。しかしながら、使用期間が1ヵ月に満たない場合、または1ヵ月未満の端数がある場合の使用料の規定がないことから、そのような場合につきまして、日割りにより計算した額とすることを規定するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の規定は令和2年3月分の使用料から適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第45号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第45号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、第46号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長 (登壇) 第46号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、条例の制定から時間が経過しており、今後条例を適用する見込みがないため、廃止するものでございます。

「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例」による免除の対象は、1989年(昭和64年)1月7日前の行為について、1989年(平成元年)2月24日前行った減給または戒告の懲戒処分でございます。また、「昭和天皇の崩御に伴う職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例」による免除の対象は、1989年(昭和64年)1月7日前の事由による賠償責任に基づく債務でございます。

なお、本条例制定以降、今日まで本条例の対象となる事案は発生しておりません。

最後に、施行期日につきましては、公布の日からでございます。

以上、簡単ではございますが、第46号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 公務員の懲戒処分免除等は、いわゆる恩赦とは異なり、国の方針に準じて自治体が条例で定めているものと認識します。本条例を制定するにあたり、そもそも、どのような経過があったのか、説明を求めておきたい。根拠法、関連する法律はどのようなものですか。今日に至るまで廃止に至っていなかったのは、なぜでしょうか。他市町での廃止状況については把握されていますか。

以上にしておきます。

総合政策部長 まず、そもそも、この条例が制定された経過でございますが、昭和64年に昭和天皇が崩御された際、国において政令に基づく恩赦が実施されております。国家公務員等に対する懲戒及び賠償責任に基づく債務の免除についても、同様の措置が図られることとなりました。そのため、当時、国家公務員との均衡を図るため、各地方公共団

体において条例が制定され、本町も条例を制定したという経過がございます。

また、本条例の根拠でございますが、根拠となる法律につきましては、「公務員等の懲戒免除等に関する法律」の第3条及び第5条に、「地方公共団体は、政令に基づき国家公務員等の懲戒免除及び弁済責任に基づく債務の免除が行われる場合には、条例で定めるところにより同様の懲戒免除及び賠償責任に基づく債務の減免を行うことができる」との趣旨の規定がございます。また、平成元年2月13日に「昭和天皇の崩御に伴う国家公務員等の懲戒免除に関する政令及び昭和天皇の崩御に伴う予算執行職員等の弁済責任に基づく債務の免除に関する政令」が公布をされておりました、本町の条例は、これらの法令に基づいて規定したものでございます。

また、今日まで廃止していなかった理由でございますが、本条例の趣旨から、新たに対象となる職員が見込めなかったからとあって、直ちに廃止する必要もなかったものであると認識をいたしておりますけれども、今回、「昭和天皇の崩御に伴う職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例」において引用しております「地方自治法」の条項について、改正がございました。それに伴いまして、条ずれが生じることが明らかになりました。このため、本条例の改正の必要性を精査するため、他団体の状況等も確認をさせていただく中で、多くの団体においてすでに廃止され、また本年度中に廃止手続きをされる団体もございました。このようなことから、本町においても今回、廃止の提案をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

戸田議員 よくわかりました。そもそも、本条例制定により対象者はなかったということで、必要だったのか、疑問に思うところですが、さらに時代遅れだなという印象も持っております。

このように、所期の目的を終えた条例を整理、精査、場合によってはこのように廃止しておくことが、行政改革に必要な視点と考えるので、機を見て取り組んでいただくよう求めておきます。意見要望に止めおきます。

以上です。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第46号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第46号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、第47号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第47号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算(第7号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の47の1ページでございます。

今回の補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、保育所等における感染症対策費用が国庫補助の対象となったことから、補助金や事業費を補正させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ664万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億6,483万3千円とするもので、款項別の内容は、47の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

47の5ページをお開き願います。「第2表 繰越明許費補正」でございます。繰越の理由につきましては、議案参考資料に記載しているとおりでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。47の9ページの「歳入」でございます。

第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金656万8千円の増額及び第6目 教育費国庫補助金8万円の増額につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に係る特例措置に伴い、補正するものでございます。

続きまして、47の10ページからの「歳出」でございます。

第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第2目 児童措置費356万2千円の増額につきましては、民間保育園等における新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な保健衛生用品の購入に対する補助を実施するものでございます。第3目 児童福祉施設費100万円の増額につきましては、町立保育所における感染拡大防止に必要な保健衛生用品を購入するものでございます。

第9款 教育費、第1項 教育総務費、第4目 放課後子ども支援費199万1千円の増額につきましては、感染拡大防止に伴う小学校の臨時休校措置による、学童保育室の午

前中の開室に伴う報酬等でございます。

47の11ページの第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費9万5千円の増額につきましても、感染拡大防止に必要な保健衛生用品を購入するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 令和元年度島本町一般会計補正予算（第7号）についてです。

まず、子ども・子育て支援交付金について問います。子ども・子育て支援交付金は国の負担が10分の10とのこと。歳入歳出、収支のバランスは取れているようですが、学童保育室の午前開室にかかる島本町の現状に対して、この交付金は人件費のどれくらいをカバーできているものなのでしょうか。積算根拠につき、一定説明を求めます。

2点目、保育対策総合支援事業補助金、教育支援体制整備事業費交付金について、町立・民間保育所、小規模事業所など、各園に国の保健衛生用品購入補助金の情報を周知されているのでしょうか。議会の議決を要することを前提に、速やかに情報提供する必要がありますと思いますが、いかがでしょうか。在庫がない、価格が高騰しているなど、マスクをはじめとする衛生用品の確保が難しい中、全国の基礎自治体で同様の補助金の活用が進められるため、補助金を使い切れない状況さえ想定されます。各園に速やかに周知していただきたいと思い、問うものです。

3点目、年度末、本日3月26日の補正予算計上ですから、子ども・子育て支援交付金206万8千円、教育支援体制整備事業費交付金8万円については、事故繰越となるのは明白と考えています。繰越が可能な交付金なのでしょうか。以上です、まず以上。

繰越明許についてです、乳幼児健診等事業について。新型コロナウイルス感染症対策として、乳幼児健診、乳児経過観察健診などを延期されました。国際レベルで感染が拡大しており、今後の動向を注意する必要がありますが、幼い子どもの成長のスピードを考えると、あまり先へと延期することもできかねるかと思われ。何らかの工夫をすることによって、健診や予防接種を実施することも必要ではないかと考えています。いきいき健康課におかれましては、現在、どのような議論がされているのでしょうか。また、実施の見込みはどのようなものなのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

もう一つの繰越明許、第五次総合計画策定事業についてです。一つ、確認したいことがあります。計画の策定の完了はいつになりますか。成果品の納品はいつ頃になる予定ですか。それぞれお答えください。

2点目、今回の審議を振り返って良かった点、見えてきた課題などはどのようなものなのでしょうか。多様な意見、特に次世代、そして女性、新たな転入者の意見などが尊重され、議論を経て計画に反映されることが重要と考えます。今回の審議では、審議のあり方がこれまでと変わりつつあると傍聴していて感じました。単に、自らの思いや思想、

意見を述べるのではなく、「第四次総合計画」の検証や、他の個別計画との関連性、パブリックコメントの読み込み、数値などをもとに発言し、審議を深めようと言われていました。その意味で、公募委員の果たされた役割は大きかったと感じています。闊達で深い内容の議論を私は歓迎するものですが、一方、これまでと異なる展開もあり、結果として予定よりも時間を要したという側面はあったかと思われまます。しかし、もともと「第四次総合計画」策定の際よりも、審議期間や回数が短かったこともあります。改善すべき点を次の審議に活かせるよう、検証が必要かと思ひ、問うものです。

3点目です。より議論がスムーズに行われる情報提供のあり方と、審議期間のさらなる確保と、課題の精査が必要と思われまます。私が考える、より議論が深まる情報提供のあり方とは、資料として、あらかじめ会議録が委員の皆様に提供されていることです。また、それが可能となる会議のスケジュールを組む必要があると思ひておひまます。これについての見解を問ひまます。

以上で、おひまします。

教育こども部長 戸田議員から補正予算、教育に関わって3点でござひまます。

まず、学童・午前開室に対して要した事業費、この補助でカバーできているのかという点でござひまます。指導員、障害児の受け入れのための補助員について、学童保育室の午前開室にあたって、本来の所定労働時間から超過した時間数及び該当日数に時給を乗じて算定した報酬、賃金を歳出として計上し、同額を歳入に計上していることから、事業費相当額を補助金によりまかなわれているものと考えておひまます。

また次に、各園への周知でござひまます。現時点におきましては、各民間事業者に対して、国において民間を含めて補助金の制度が設けられたこと、また町においても補正予算として計上して議会でご審議いただひておひまということについて、事前の情報提供をいたしておひまます。民間園については、今後、議会でご可決いただきましたら、直ちに調達事務等にあたっていただきますよう連絡をしていきたくひと考えておひまます。

そして、子ども・子育て支援交付金、教育支援体制整備事業費交付金、これ、繰越可能なのかという点でござひまます。教育支援体制整備事業費交付金は3月18日の国通知によりまして、補助金額の見直しや、空気清浄機など機械備品の購入も可能となりました。それとともに、原則年度内での取り扱ひであった、明許繰越はできないことということについては変わりはないんですが、繰越の例として、避けがたい事故のために年度内に支出が終わらなかつたものとの例示が国のQ&Aに掲載され、事故繰越の余地が示されておひまというところではござひまます。このとおひ、積極的な書きぶりではないため、繰越の可否にあたって、その解釈は現時点で明確ではないというのが現状でござひまます。また、子ども・子育て支援交付金については遡及適用であることによりまして、実際、現時点で与えられる交付金については購入できているということではござひまますので、繰り越す必要が、まずないというものでござひまます。

今後、事務を進めるにあたり、希望どおり用品を確保できない場合も想定されますことから、先ほど申しました3月18日の国通知で、今年度、翌年度と、2ヵ年度にそれぞれ分割して補助金を設定して良いということになり、補助がより活用しやすく見直しをされていることもありまして、町として可能な限り年度内での調達を目指しておりますが、状況によっては2ヵ年に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 乳幼児健診等事業、繰越明許費についてのお尋ねでございます。

乳幼児健診を含みます母子保健事業の実施につきましては、令和2年2月28日付け事務連絡といたしまして、厚生労働省から「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」の文書が発出されておまして、集団で実施する健康診査、保健指導等につきましては、「必要に応じ延期等の措置を取ること。なお、延期等により『母子保健法』に定める月齢の間に乳幼児健診を受診できない場合は、別の機会に乳幼児健康診査を受ける機会を設けること。」とされております。

現在、大阪府の方針に基づきまして、本町におきましては4月3日までイベント・事業等の中止、延期及び施設の休館措置を取っております。乳幼児健診及びBCG予防接種ともに、これらの事業の対象となる年齢が定められておりますので、担当といたしましては、国や府からこれらの事業の自粛等の特別な要請がない限り、4月のできるだけ早い時期に実施をしていきたいと考えておまして、現在、委託先である高槻市医師会及び高槻市歯科医師会と調整を行っている現状でございます。

しかしながら、これらの事業を再開し、実施する場合につきましては、感染予防の観点から、会場の十分な換気や、会場入り口にアルコールを設置するなどの対策を講じるとともに、できるだけ一つの場所に受診される保護者の方やお子様が多数止まることがないように、実施の方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

総合政策部長 「第五次総合計画」の策定事業の繰越についてでございます。

まず、計画の完了につきましては、3月31日までに完了の予定でございます。それと成果品につきましては、今回、繰越をさせていただきまして、4月30日までに成果品が納入される予定となっております。

それと、今回の総合計画策定にあたって見えてきた課題ということでございますが、2年間という限られた期間の中で、今回、策定作業を進めさせていただきました。1回の会議時間は2時間程度という予定をしておりましたが、非常に長引いた会議時間になったという日もございましたし、その辺については今後十分、会議時間というものは、委員さんの中にはいろいろと予定も入れておられるので、それも含めて、ちゃんとした調整が必要になってこようかというふうに思います。

それから、あとはほかの会議でもそうですが、年齢構成であったり女性比率という部

分については、課題として、まだまだあるのではないかというふうに考えております。また、委員人数につきましても、「第四次総合計画」のときには30人の委員構成でしたが、今回、20人に絞ってという形でやりましたが、この委員の人数についてもどうなのか、さらに少なく集中してやるべきなのかも含めて、課題ではなかったかなというふうに思っております。

それと、審議会では、会長に特にお願いしておりましたのは、委員間での議論を深めていただきたいということを中心に進めていただきたいと。どうしても事務局の行政側と委員さんとのやりとりになってしまいがちですので、その辺を留意して会長も進めてはいただきましたけども、それも完全ではなかったというふうに思っていますので、その辺も課題であるというふうに考えております。

それと、あと情報の提供のあり方ですが、資料については、事前に十分に早い段階で委員さんに届けるというのが鉄則ですが、なかなか直前にならないと資料が送付できなかったということもありますので、これも反省点の一つでございます。会議録については、令和2年度に会議録作成新システムの導入ということで、新たな取り組みもやりますので、その辺では、今まで以上に会議録の作成に要する時間というのは短縮できるというふうに思っていますので、これを使いながら、どういう効果が出てくるのかというのを検証していきたいということ。そのうえで、総体的に会議スケジュールについては、今回、総合計画の冊子の印刷を繰り越さなければならないという事態になりましたので、この点については、今後十分、冊子の印刷までも含めたスケジュール管理というものを徹底をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 「第五次総合計画」の策定については、令和2年度からが計画の期間となっていますので、策定そのものは今年度内に行われるというふうに理解しました、了解しました。種々課題があると思えますけれども、今後の課題ということで、よく精査されているなというふうには思っております。

乳幼児健診等につきましては、現在、爆発的な感染の拡がりの重要な局面にあるというようなニュースもありますので、日々刻々と状況が変化しているようですので、情報の収集と、それから国の指針に従って、適宜対応していただきたいなと思っております。

教育支援体制整備事業費交付金等についてです。それについては説明というか、ご答弁は理解しているのですが、1点だけ、申し上げた、この教育支援体制整備事業費交付金について確認したいことがあります。予算計上は8万円です。しかしながら、3月18日、新たな通知により改正され、実際には1園当たり上限が50万円となっています。この辺りのところ、どのように対応されるのか。財政的な処理も含めて、ご説明いただけないでしょうか。

教育こども部長 教育支援体制整備事業費交付金についてでございます。

今、議員からもありましたように、もともと3月11日に通知がありました。そのときは1園当たり4万円ということでございましたが、3月18日に通知がありまして、1園当たり50万円、対象施設も公立のみという形になったところでございます。今、この50万円について、先ほども申しましたように事故繰越という形も認められなくはないんですが、まず、この8万円、予算計上させていただいている分を、残りわずかな日数であります。購入に向けて動いて、この8万円を今年度で執行してまいりたいと考えております。また残り42万円については、2回にわたって申請が認められるということですので、令和2年度の補正予算等の中で、また42万円を計上させていただいて、対応をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 ちょっとお尋ねしますね。保育対策総合支援事業の補助金というのは450万円で、教育支援体制整備事業の交付金というのは、今回の補正予算では8万円出ているということで、私がお訊きしたいのは、国のほうではマスクや消毒液にかかる現下の品薄状態であったり、また執行可能な期間が極めて短期間であったところから、1園当たり4万円を今度1園当たり50万円として、金額が変わったということで私はお聞きしているんですけども。一番心配なのはね、この子供用のマスクの品薄ということなんですけども、教員の方のマスクというのは枚数的には少ないかなと思うんですけどもね。この子供用のマスクの現在品薄のところを、どのようにして町は購入をされようとしているのか、その辺のことをお訊きしたいのと、大体どれくらいの枚数が必要なのか。また、空気清浄機のあれも入っていますが、保健衛生用品の購入の中には空気清浄機が入っていますが、島本町で各保育所、小規模保育所も含めて、また町立幼稚園も含めて、今現在、この空気清浄機は何台ぐらい使用をされていて、今後、何台ぐらいを購入するという希望の台数が、もしもわかれば教えていただきたいなと思います。

教育こども部長 教育支援体制整備事業費交付金、子供用マスクが対象になっている部分についてのお尋ねでございますが、今の現時点で子供用のマスクが確実に確保できるのか、という点につきましては、やはり、この場でお約束できるような状況にないというのが現状でございます。ただ、やはりいただいた交付金でございますので、何とか獲得ができるように、私どもとしては様々な事業所等に当たって対応してまいりたいというふうには考えておるところでございます。

また、空気清浄機についてでございますが、今現在、公立の園所しか台数は持ち合わせておりません。第一幼稚園は6台、第二保育所に7台、第四保育所に7台、第一学童保育室に1台、第二学童保育室に2台、第三学童保育室に2台、第四学童保育室に2台となっております。今、このいただいた交付金等について、どのように対応するかというのは、現場の声、意見を聞きながら、最終的に購入品目については決定してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。子供用のマスクを事業所でということですが、たぶん、全国的にこの交付金が下りてきていると思うんですね。そうしますと、島本町だけでなく、全自治体での、また子供用のマスクの取り合いになるんじゃないかなというふうに思いますので、もしもあれだったら各自治体にお訊きされて、横の情報共有されて、また島本町でわかってない部分があるかも知れませんが、しっかりと情報共有されてね、どのようにマスクを手に入れるか、そういうようなことも職員の方、大変だと思うんですよ、このマスク、手に入れるのね。ですから、しっかりと他の自治体にお訊きするのも大事なかなというふうに思います。

それと空気清浄機、今、お聞きしましたら、すでに入っているところの空気清浄機もありますが、この中でも、やはり空気清浄機も新しいのもあれば、もう古い清浄機も入っているかと思うので、その辺もしっかりとチェックされて、せっかく国から交付金が下りてくるのですから、しっかりと使わせていただくというのか、言い方は悪いんですけども、この際、使わせていただいて、古いような空気清浄機であれば新しいのに交換するとか、しっかりと工夫してもらってね、国のほうの交付金を全面的に、この際、使わせていただいて、子どもさんの健康のためにも使わせていただくというような、そういう気持ちがあってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、交付金を残さないで、しっかりと子どもの健康のためにも使っていただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

教育こども部長 第四保育所については、今、ふれあいセンターでやっておりますので、ふれあいセンターに部屋を移した際に、各室には空気清浄機を購入させていただいておりますので、その部分は新しいものが入っておりますが、確かに岡田議員おっしゃっていただいたように、第一幼稚園、第二保育所においては相当年数が経っておるものもあるというふうに聞いておりますので、今、聞いている中では、各現場からもやはり数台は買って欲しいという要望がありますので、その辺の補助の範囲内で、十分、現場とも話をし購入にあたってまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 今回の補正、緊急かつ必要な補正だと認識はしておりますが、結果的には、今回の補正予算の提案に至るまでには、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が発した緊急対応策第1弾と、過日、3月10日に、これは書面としては3月10日付けになってまんですけども、第2弾。この第1弾と第2弾合わせて、原課で対象となる事業を精査し、調整した結果として、今回の補正予算というふうになっているのですね、ということについて確認の意味で質問します。

あと、この「ポイント」という対策本部の出された資料を見ますと、他にもファミリーサポートセンター事業の利用料減免も、これも国費10分の10の支援であるとか、そう

いった学童保育にはよらない、非定型のそういった子どもの預かりについても手当てをするということですが、そのことも含めて、この第2弾も一通り精査をされて、町として該当するものは今回の補正予算であって、他のものについては今回は必要なしとか、該当なしということに落ち着いたのかということをお訊きします。

あと一方では学校給食の関係で言うと、これは島本町自体が事務手続きをするものではありませんが、雇用調整助成金などを十分に活用されていて、私たち島本町の委託契約上の、そういったことによらない対応がされているのか。これは懸念するところではありますが、要望として実態把握に努めていただきたい。これは要望に止めます。

先ほどの点についてのご答弁を、よろしくお願ひします。

教育こども部長 今回、あげさせていただいているのは子ども・子育て支援交付金など、3交付金・補助金についてでございますが、今、議員からありましたように、私どももすべてのメニューいただいている中で、実態把握をやはりしたうえであげさせていただいております。例えば、一例にあがりましたファミリーサポートセンターでございますが、3月2日から実施した小学校の臨時休校措置にあたって、休校を理由としたファミリーサポートセンターの利用実績がなかったことから、本年度中の利用見込みはないものと判断して、今回は計上しなかったというものでございます。

以上でございます。

戸田議員 先ほどは、主にお金の動きについてお尋ねしました。現場のことを私は懸念していますので、それについても確認しておきたいことがあります。

全国の小・中学校で休校が続いた中、多くの保育園は開園を続けました。島本町も同様です。保育士さんの業務量は数倍に増えていると思われれます。なおかつ小さいお子さん、小学生や幼稚園の子どもさんがいらっしゃる場合は保育士が休みを取られたりとかということもあるだろう、緊張感が解けないと思っています。そんな中、現場ではどのような感染防止対策が行われているのか。おもちゃの消毒、あるいは洗濯、換気の回数、消毒等の回数、そういったことは現場ではどのようになっているのですか。マスクのことばかりが話題になりますけれども、現場の職員さんは様々な対応をさせていただいていると思いますので、その辺り、どのように把握しておられるか、お尋ねします。

教育こども部長 小学校、中学校を休校措置とする中で、就労等を条件とする保育所、本町においては幼稚園も開園をして、通常運営を行っておりました。その中で感染拡大防止としての衛生上の措置としては、先ほどご案内いただきました保育士のマスク着用、玄関の消毒液の設置、保育室の換気、消毒液による拭き取りを頻繁に行っておると。また子ども、保護者等、登所者の体温等聞き取り、健康観察、出入り業者の物品は玄関で受け渡しをする。入園式等セレモニーの事業であることから、プログラムの短縮とか、保護者・出席人数の制限、濃厚接触とならないようなレイアウトの検討など、現場では慎重な対応や、通常行わない業務を求められているところまで、保育士、幼稚園教諭はあ

たってくれているところでございます。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第47号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算(第7号)につき、賛成する立場から人びとの新しい歩みを代表して討論を行います。

子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費補助金、教育支援体制整備事業費交付金、いずれも国10分の10の補助金が得られることとなりました。新型コロナウイルス感染症対策において国が果たす役割として、これはあつてしかるべきものと考えています。年度末ギリギリでの決定で自治体の事務は混乱、なおかつ教育支援体制整備事業費交付金については、国の複数の通知により改正が行われるなど、事務や予算計上を大変難しくするものでした。新年度予算で臨機応変に対応されるとのこと、理解しました。

子育て支援課においては、令和元年度、加速的な保育所整備、保育の無償化への対応、そして、この新型コロナウイルス感染症対策と、最後の最後まで厳しい事務事業を強いられることになりました。職員お一人お一人の皆様の頑張りに感謝いたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、乳幼児健診、幼児経過観察健診、BCG予防接種などを延期されたことによる繰越明許です。実施時期と手法については、社会情勢を十分に注視し、早期に対策を考えていただき、引き続き子ども達の育ちを見守ってください。

保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業の繰越の可能性もある補正予算計上についても理解し、妥当なものと認めます。

「第五次総合計画」策定事業の繰越については、審議が3月中旬にまで及んだこと、その後の校正・入稿などの事務に時間を要するという事です。計画期間が始まる前、すなわち本年度内に計画を策定していただいたうえで、成果品の冊子の校正については、より丁寧に、正確に行っていただくことが重要と考えますので、繰越の妥当性を認めるものです。早期の成果品納入に努めていただくようお願いして、賛成の討論といたします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第47号議案 2019年度島本町一般会計補正予算(第7号)に対しまして、日本

共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

他の議員の質疑も含めまして、緊急かつ必要な補正であると認識し、賛成するものです。しかしながら、未だ全体的な国の対抗措置や方向性がはっきりとされない中、いかに設置者の判断とは言え、全国的ではもう90%以上の小・中学校が休校措置を取っておられるということを考えると、引き続き国などの適切な手当て、すべての経済的なもの、労働者に対して、あるいは子ども達に対して、すべてにわたって行き渡るような経済対策を取っていただくことが待たれるものと思っております。

その点について島本町として対応すべきことも、まだあることは確かです。特に私自身が出した緊急要望書の中で、今回の議案と関わる点について学童保育室、そして国の緊急対策第2弾の中で言う学校給食の問題、それから、そこにはありませんが、障がい者施設や学校給食については、ほぼ実績払いということで、委託料や障害者福祉費による支払いが行われているということと言うと、休業中の学校給食について、間もなく3月末を締め、そして4月の当初に実績払いの実施報告書が出され、それに伴って島本町の支出支払い命令が発せられるという通常の業務を考えると、この手当てはどうなっているのかということについては、まだまだ実態把握と、国に対する実効性のある手当てを待つものであります。

しかしながら、島本町としては、この10年に1回到来すると言われている感染症というものについて、2009年の新型インフルエンザ対策の際に、当時は知事が休業要請をしたということで、これはこれで後々に評価もされているということも聞いておりますけれども、当時は保育所、学童保育室、介護支援事業所、デイサービス、町立やまぶき園、すべてが一定期間休業を余儀なくされていますが、その点については、後に国の地域緊急活性化対策交付金というものが、一定手当てがあったということで、使える人が広いものであったということで、それによって概ね数ヵ月後に介護支援事業所及び町立のやまぶき園、すべて民間社会福祉法人に対して休業支援を一部支援をしたという過去、歴史があります。

そのことも含めて、もちろん、国・府に対して要請をすることが大ですが、島本町としても4月、年度末を過ぎ、そして5月末の出納閉鎖を迎えるにあたって、この学校給食に対する支出支払い命令をどうするのか、1円も払えないのか、いや雇用調整助成金で対応してもらうのか。その点について、つまびらかに実態を把握されて、後にまた開かれるかも知れない全員協議会等で、やっぱり報告はいただきたい。そこで働く人たちも相当数、島本町の中でお住まいの方が調理業務に当たっておられるということもあります。来年度に向けての調理業務の委託の入札や契約にも影響しかねないというふうに思いますし、町内は小・中6校に対し2社が受託をされていると聞いてますので、その2社にすべてそれが集中しているということを考えたときに、正直申し上げて、私の手の上には、その実態が十分把握できていないというのが正直なところですが、急ぎ、その辺は対

応され、実態を把握したうえで、やはり適切に関係機関に声をあげていただきたいと思
います。

当時、2009年の新型インフルエンザ対策については、国に関しての手当てはあったも
のの、大阪府としては手当てはなかったというふうに、議事録を読み返しますと、残っ
ております。3月24日に閉会した大阪府議会でも、新型コロナウイルス対策の補正予算
は計上されていない、大阪府としての手当てはまさにこれからであるということので、
その辺はやっぱり市町村、町村長会をあげて、大阪府にも何らかの形での支援、そ
して大阪府の経済を下支えするというので、緊急にそれも、お忙しい中とは思いますが、
取り組んでいただきたい。

このことを強く要望いたしまして、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第47号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第47号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、第48号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5
号）を行います。議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（登壇） 続きまして、第48号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書48の1ページでございます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、保険給付費等の増額にかか
る補正でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,241万5千円を追加し、歳入歳出予算の
総額を34億2,300万5千円とするもので、款項別の内容は、48の3ページからの「第1表
歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、48の7ページの「歳入」でございます。

第3款 府支出金、第1項 府補助金、第1目 保険給付費等交付金3,241万5千円の
増額につきましては、保険給付費の増額に伴う同額の財源措置でございます。

次に、48の8ページの「歳出」でございます。

第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 一般被保険者療養給付費3,835万円の増額、第2目 退職被保険者等療養給付費340万円の減額、第2款 保険給付費、第2項 高額療養費、第1目 一般被保険者高額療養費191万5千円の増額、第2目 退職被保険者等高額療養費45万円の減額、次に48の9ページでございますが、第2款 保険給付費、第4項 出産育児諸費、第1目 出産育児一時金330万円の減額及び第2款 保険給付費、第5項 葬祭諸費、第1目 葬祭費70万円の減額につきましては、保険給付費にそれぞれ過不足が見込まれるため補正を行うものでございます。

以上簡単ではございますが、第48号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 医療費負担金3,835万円の増につき、増額することになった要因はどのようなもののでしょうか。一般被保険者療養給付費医療負担金については、2月定例会議前半の本会議にて、第4号補正において997万2千円を増額補正したところですが、その後、短い間に、これを遙かに上回る医療費負担金が増額されたのですから、この間に何か特別な事情があったのではないかと思われ、問うものです。ここで言う「特別な事情」とは、例えば新型コロナウイルス感染症の影響、高度な手術を要する被保険者の極端な増加とか、そういうことですか。あるいは広域化されたことにより、積算根拠における数字上の見込みの差ということなのか、説明を求めておきます。

もう1点、出産育児金の330万円の減額補正について。本年度は、これまでに比べて出産される方が少なかったということなののでしょうか。かなり大きな数字になっております。出生率が減少傾向にあるということなのか、確認しておきたいと思えます。

以上です。

健康福祉部長 2点、ご質問をいただいております。順次、ご答弁申し上げます。

まず、2月定例会の第4号補正予算におきましては、医療費の増等によりまして、総額として1,733万3千円を増額補正させていただいたところでございます。この第4号補正予算を計上させていただきます時点におきましては、およそ9ヵ月分の医療費が確定しておりまして、残り3ヵ月分の支払いが残っているというような状況でございました。本年度につきましては、昨年度と比較いたしまして、島本町国民健康保険の被保険者数が減少しております。また、9月以降の医療費の支払い実績につきましては昨年度を下回っておりますので、第4号補正予算計上時点では、今後3ヵ月分の支払い見込みといたしまして、昨年度と同額程度の医療費を積算して、補正予算計上させていただきました。

しかしながら、特に一般被保険者の療養給付費1月診療分におきまして、昨年同月の療

養給付費におきましては、1億5,766万円という請求でございましたが、今年度は1億7,834万円で、約2千万円以上の増額となっております。前年度と比較して、この療養給付費が増額となった主な要因につきましては、昨年1月診療分の入院の件数が126件、今年度1月診療分の入院の件数が144件で、この時点で件数自体が18件増加しております。うち4件につきましては300万を超える請求であったということから、比較的高額な入院の医療費の請求があったためであり、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス等の特別な要因によるものではないというふうに認識をしております。

医療費につきましては、過去の実績を踏まえたうえで積算を行い、予算計上しておりますが、今回のように入院の件数の増等により生ずる医療費の増額に対応いたしますために、令和2年度の当初予算におきましては、新たに予備費を2,500万設定させていただいておりますので、年度末における医療費の支払い不足に、この予備費等を活用して対応することといたしました。

あと、2点目の出産育児一時金についてでございます。出産育児一時金につきましては、国民健康保険の被保険者様が出産をされた場合に、世帯主に対して42万円を上限に支給するものでございます。当初予算の計上の時点では、過去の実績をもとに年間24件、金額におきましては1,008万円を計上しておりましたが、本年2月末時点の給付実績で8件でございましたので、当初見込みを下回り、不用額が見込まれますことから、今回の補正予算におきまして減額を行ったものでございます。

なお、出生率についてでございますが、20代、30代の住民の方の国民健康保険の加入率は約10%程度でございますので、出産育児一時金の支払い実績をもって、町内全体の出生率が減少しているとまでは言い切れませんが、国民健康保険加入者の出産育児一時金の支払い実績につきましては、ここ数年減少している状況でございます。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第48号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第48号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、第1号意見書案 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書を議題といたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

伊集院議員（登壇） それでは、第1号意見書案につきまして、朗読をもって提案説明に代えさせていただきます。

(第1号意見書案 朗読)

以上、よろしくご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第1号意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第1号意見書案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、2月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

それでは、ここで、3月末で退任される小田副町長から、一言、ご挨拶をいただきたいと思えます。

小田副町長（登壇） 皆様、本日は長時間にわたるご審議、大変お疲れ様でございます。

このような中、貴重なお時間をいただきまして、一言、退任のご挨拶を申し上げます。

今から2年前、3月27日に、議員の皆様のご高配を賜りご可決をいただきまして、副町長に就任いたしました。今から思いますと短い2年間でしたが、昨年6月の大阪北部

地震、7月の集中豪雨、9月の台風21号と、立て続けに大きな災害がありました。また、待機児童や島本駅西側のまちづくり、人口減少に頭を悩ませる市町村が多い中、ほかではあまり見られない課題を経験させていただきました。そして、今まさに現在進行形の、目に見えない新型コロナウイルスへの対応と、様々な課題に最前線で直面する基礎自治体の行政を、近くで経験させていただきました。

任期の途中で府に戻ることは残念な気持ちもありますが、これまで大阪府の職員として府の業務に携わってきた私にとりましては、この島本町での経験は大変貴重であり、少しでも今後の職務遂行に活かしていければと考えております。未だ収束が見えない新型コロナウイルスへの対応、それから町の庁舎耐震化の問題、それからごみ処理の広域化など、まだまだ課題が山積しておりますが、ここにおられる議員の皆様と、町長をはじめとする職員が、施政方針でも述べられていますとおり「ONE TEAM」となっており、解決に向けて取り組んでいただければと存じます。

私自身は、4月から大阪府庁のほうへ戻ることでありますが、何かと島本町とは関わりが多い部署に配属となります。なかなか、島本町をご最前にというわけにはいかないかも知れませんが、お世話になった島本町を陰ながら支える気持ちを常に持って、今後とも公務に精励してまいりたいと考えております。2年間という短い間でしたが、議員の皆様、また町長をはじめ職員の皆様、本当にありがとうございました。心から感謝を申し上げますとともに、改めまして、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、今後の島本町のますますのご発展と、皆様方のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、退任のご挨拶とさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。（拍手）

村上議長 小田副町長、本当にご苦労さまでございました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和2年島本町議会2月定例会議を閉じまして、散会いたします。

次会は、6月23日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

（午後3時34分 散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第28号議案 島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
- 第29号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第30号議案 令和2年度島本町一般会計予算
- 第31号議案 令和2年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第32号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第33号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第34号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第35号議案 令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第36号議案 令和2年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第37号議案 令和2年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第38号議案 令和2年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第39号議案 令和2年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第40号議案 令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第41号議案 令和2年度島本町水道事業会計予算
- 第42号議案 令和2年度島本町下水道事業会計予算
- 第43号議案 監査委員に関する条例及び島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第44号議案 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 第45号議案 島本町ふれあいセンター条例の一部改正について
- 第46号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
- 第47号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第7号）
- 第48号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第1号意見書案 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年3月 日

島本町議会議長

署名議員（2番）

署名議員（12番）

令和2年島本町議会2月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第 1 号選挙	淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙	2月27日 清水貞治議員 当 選
一 般 質 問	1. 地域防災計画改定内容 2. 全ての人々が安心して暮らせるまちづくりに向け、支援の必要な人がもれない把握推進を！ 3. 町営住宅管理の課題 4. 審議会等会議公開改善状況	〃 福 嶋 議 員
	島本町の地域防災力強化について	〃 大 久 保 議 員
	大雨対策について	〃 清 水 議 員
	1. マンションライフの質向上へー相談窓口と開発規制について その2ー 2. 第二号介護被保険者・身体障がい者リハビリテーションについてーその2ー	〃 河 野 議 員
	1. プラスチックゴミ削減で気候危機対策を！ 2. 島本駅西には広い公園を！	〃 中 田 議 員
	1. ふれあいセンターの大規模改修工事 ～その必要性と計画の周知について～ 2. やっぱり問題！文科省「放射線副読本」 3. 小規模保育事業所の保育の質の向上をめざして	〃 戸 田 議 員
	町長が描く魅力あるまちづくりとは	〃 平 井 議 員
	新型コロナウイルスについて	〃 伊 集 院 議 員
第 1 号報告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	2月28日 報告を承る
第 1 号議案	大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 2 号議案	大字高浜財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 3 号議案	情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 4 号議案	情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 5 号議案	情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意

事 件 番 号	件 名	結 果
第 6 号議案	情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日 原案同意
第 7 号議案	情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第 8 号議案	工事請負契約の締結について	〃 原案可決
第 9 号議案	町道路線の認定について	〃 原案可決
第 10号議案	島本町印鑑条例の一部改正について	〃 原案可決
第 11号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について	〃 原案可決
第 12号議案	島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第 13号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第 14号議案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第 15号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第 16号議案	島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第 17号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第 18号議案	島本町債権の管理に関する条例の一部改正について	3月2日 原案可決
第 19号議案	島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第 20号議案	島本町営住宅条例の一部改正について	〃 原案可決
第 21号議案	工事請負契約の変更について	〃 原案可決
第 22号議案	令和元年度島本町一般会計補正予算（第6号）	〃 原案可決
第 23号議案	令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	〃 原案可決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 2 4 号 議 案	令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	3 月 2 日 原 案 可 決
第 2 5 号 議 案	令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)	〃 原 案 可 決
第 2 6 号 議 案	令和元年度島本町水道事業会計補正予算 (第 4 号)	〃 原 案 可 決
第 2 7 号 議 案	令和元年度島本町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	〃 原 案 可 決
第 2 8 号 議 案	島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について	3 月 2 6 日 原 案 可 決
第 2 9 号 議 案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 3 0 号 議 案	令和 2 年度島本町一般会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 1 号 議 案	令和 2 年度島本町土地取得事業特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 2 号 議 案	令和 2 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 3 号 議 案	令和 2 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 4 号 議 案	令和 2 年度島本町介護保険事業特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 5 号 議 案	令和 2 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 6 号 議 案	令和 2 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 7 号 議 案	令和 2 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 8 号 議 案	令和 2 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 9 号 議 案	令和 2 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 4 0 号 議 案	令和 2 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 4 1 号 議 案	令和 2 年度島本町水道事業会計予算	〃 原 案 可 決
第 4 2 号 議 案	令和 2 年度島本町下水道事業会計予算	〃 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 4 3 号 議 案	監査委員に関する条例及び島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	3 月 2 6 日 原 案 可 決
第 4 4 号 議 案	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 4 5 号 議 案	島本町ふれあいセンター条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 4 6 号 議 案	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について	” 原 案 可 決
第 4 7 号 議 案	令和元年度島本町一般会計補正予算（第7号）	” 原 案 可 決
第 4 8 号 議 案	令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	” 原 案 可 決
第1号意見書案	大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書	” 原 案 可 決